

相模原市地域防災計画

(平成24年9月修正)

相模原市防災会議

総則・予防計画編 目 次

1 総 則

第1章 地域防災計画の方針	予-1
第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	予-3
第1節 公助の基本	予-3
第2節 自助・共助の基本	予-3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	予-4
第3章 市の概要	予-11
第1節 自然的条件	予-11
第2節 社会的条件	予-15
第4章 被害想定	予-16
第1節 本市周辺の地震発生環境	予-16
第2節 地震被害の想定	予-20
第3節 風水害の危険性	予-25

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	予-29
第2章 施設構造物・設備の安全化	予-32
第1節 都市施設等の防災対策	予-32
第2節 建造物等災害予防対策	予-34
第3節 道路・橋りょう整備対策	予-38
第3章 火災・危険物災害等の防止	予-41
第1節 火災等の防止対策	予-41
第2節 危険物等の災害予防対策	予-46
第4章 風水害予防対策	予-50
第1節 浸水被害予防対策	予-50
第2節 崖崩れ等災害予防対策	予-53
第5章 応急対策への備え	予-55
第1節 情報伝達網の整備	予-55
第2節 災害緊急情報システム等の整備	予-58
第3節 避難場所等の整備	予-60
第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備	予-63
第5節 救助・医療体制の整備	予-66
第6節 災害時輸送体制の整備	予-67
第7節 災害時における文教対応体制の整備	予-69
第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備	予-71
第9節 その他の災害対応体制の整備	予-73

第10節	孤立対策	予-79
第11節	帰宅困難者対策	予-80
第6章	災害時要援護者支援	予-82
第1節	災害時要援護者支援	予-82
第2節	災害時医療体制との連携確保	予-84
第7章	災害ボランティア対策	予-85
第8章	防災行動力の向上	予-87
第1節	防災知識の普及対策	予-87
第2節	自主防災組織の育成対策	予-90
第3節	事業所の防災活動の促進	予-94
第4節	防災訓練の実施	予-95
第9章	調査・研究	予-98

地震災害対策計画編 目 次

第1款 地震災害応急対策

第1章 市災害対策本部活動	地-1
第1節 組織体制	地-1
第2節 動員体制	地-9
第3節 地震情報	地-12
第4節 通信の運用	地-14
第5節 災害情報の収集伝達	地-19
第6節 災害時の広報・広聴	地-22
第7節 応援要請	地-27
第8節 応援派遣等	地-33
第2章 消火・避難誘導対策	地-36
第1節 災害時の消防活動	地-36
第2節 避難誘導対策	地-39
第3章 帰宅困難者対策	地-45
第4章 救出・救助・医療救護対策	地-47
第1節 救出・救助活動	地-47
第2節 医療救護対策	地-50
第5章 緊急輸送・交通・警備	地-54
第1節 道路啓開及び障害物除去対策	地-54
第2節 輸送車両等の確保対策	地-57
第3節 交通対策	地-59
第4節 警備対策	地-61
第6章 二次災害の防止	地-63
第1節 被災建築物の応急危険度判定	地-63
第2節 被災宅地の危険度判定	地-65
第3節 その他の二次災害防止対策	地-66
第7章 避難所の運営	地-67
第8章 被災生活支援	地-71
第1節 応急給水対策	地-71
第2節 食料供給対策	地-73
第3節 生活必需物資供給対策	地-76
第9章 遺体等の捜索・収容・埋火葬等	地-79
第10章 清掃対策	地-82
第11章 防疫・衛生	地-86
第12章 応急住宅対策	地-88
第13章 災害時要援護者支援	地-92
第14章 災害ボランティア対策	地-94
第15章 都市機能等応急対策	地-96

第1節	電気施設の応急対策	地-96
第2節	都市ガス施設の応急対策	地-98
第3節	エルピーガスの応急対策	地-101
第4節	水道施設の応急対策	地-104
第5節	下水道施設の応急対策	地-105
第6節	電話施設の応急対策	地-106
第7節	東日本旅客鉄道(株)の応急対策	地-109
第8節	小田急電鉄(株)の応急対策	地-112
第9節	京王電鉄(株)の応急対策	地-115
第10節	神奈川中央交通(株)の応急対策	地-118
第16章	文教対策	地-120
第17章	孤立対策	地-123
第18章	災害救助法関係	地-125

第2款 災害復旧・復興計画

第1章	公共施設等の災害復旧事業	地-127
第1節	災害復旧事業計画の策定	地-127
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	地-128
第3節	激甚災害の災害復旧事業	地-129
第2章	被災者への生活支援	地-130
第1節	り災証明の発行	地-130
第2節	義援金・義援品の受領配分	地-131
第3節	被災者への経済的支援	地-133
第3章	災害復興計画	地-135
第1節	災害復興体制の確立	地-135
第2節	市街地・都市基盤施設の復興	地-137
第3節	生活再建・地域経済の復興支援	地-138

第3款 東海地震事前対策計画

第1章 総則	地-141
第1節 目的	地-141
第2節 基本方針	地-141
第3節 事務・業務の大綱	地-142
第2章 市災害対策本部の設置等	地-143
第1節 東海地震に関連する情報発表時の体制	地-143
第2節 市災害対策本部の設置	地-144
第3章 応急対策に係る措置に関する事項	地-145
第1節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達	地-145
第2節 発災に備えた資機材・人員等の配備	地-147
第3節 東海地震予知情報及び警戒宣言等の広報	地-148
第4節 事前避難対策	地-150
第5節 児童・生徒等保護対策	地-152
第6節 消防対策	地-153
第7節 警備対策	地-155
第8節 飲料水・電気・通信等の対策	地-156
第9節 医療救護対策及び社会福祉施設対策	地-159
第10節 交通対策	地-161
第11節 緊急輸送対策	地-165
第12節 公共施設等に関する対策	地-166
第4章 駅前混乱の防止対策	地-168
第5章 地震防災上必要な広報	地-170

風水害等対策計画編 目 次

第1款 風水害応急対策

第1章 市災害対策本部活動	風-1
第1節 組織体制	風-1
第2節 動員体制	風-9
第3節 気象警報・注意報	風-12
第4節 洪水予報、氾濫警戒情報	風-17
第5節 通信の運用	風-19
第6節 災害情報の収集伝達	風-24
第7節 災害時の広報・広聴	風-27
第8節 応援要請	風-31
第9節 応援派遣等	風-37
第2章 水防活動	風-39
第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動	風-39
第2節 風水害警戒本部体制における活動	風-40
第3節 災害対策本部体制における活動	風-43
第3章 消火・避難誘導対策	風-44
第1節 災害時の消防活動	風-44
第2節 避難誘導対策	風-46
第3節 帰宅困難者対策	風-52
第4章 救出・救助・医療救護対策	風-54
第1節 救出・救助活動	風-54
第2節 医療救護対策	風-57
第5章 緊急輸送・交通・警備	風-61
第1節 道路啓開及び障害物除去対策	風-61
第2節 輸送車両等の確保対策	風-64
第3節 交通対策	風-66
第4節 警備対策	風-68
第6章 二次災害の防止	風-70
第7章 避難所の運営	風-71
第8章 被災生活支援	風-74
第1節 応急給水対策	風-74
第2節 食料供給対策	風-76
第3節 生活必需物資供給対策	風-79
第9章 遺体等の捜索・収容・埋火葬等	風-82
第10章 清掃対策	風-85
第11章 防疫・衛生	風-89
第12章 応急住宅対策	風-91
第13章 災害時要援護者支援	風-95

第14章 災害ボランティア対策	風-97
第15章 都市機能等応急対策	風-99
第1節 電気施設の応急対策	風-99
第2節 都市ガス施設の応急対策	風-101
第3節 エルピーガスの応急対策	風-103
第4節 水道施設の応急対策	風-106
第5節 下水道施設の応急対策	風-107
第6節 電話施設の応急対策	風-108
第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策	風-111
第8節 小田急電鉄(株)の応急対策	風-114
第9節 京王電鉄(株)の応急対策	風-117
第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策	風-119
第16章 文教対策	風-121
第17章 孤立対策	風-124
第18章 災害救助法関係	風-126

第2款 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設等の災害復旧事業	風-129
第1節 災害復旧事業計画の策定	風-129
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	風-130
第3節 激甚災害の災害復旧事業	風-131
第2章 被災者への生活支援	風-132
第1節 り災証明の発行	風-132
第2節 義援金・義援品の受領配分	風-133
第3節 被災者への経済的支援	風-135
第3章 災害復興計画	風-137
第1節 災害復興体制の確立	風-137
第2節 市街地・都市基盤施設の復興	風-139
第3節 生活再建・地域経済の復興支援	風-140

第3款 特殊災害対策計画

第1章 市災害対策本部活動	風-143
第2章 鉄道災害対策	風-146
第3章 道路災害対策	風-149
第4章 航空災害対策	風-151
第5章 危険物等災害対策	風-154
第1節 危険物等応急対策	風-154
第2節 放射性物質災害対策	風-160

第3節 原子力事故災害対策	風-164
第6章 雪害対策	風-169
第7章 林野火災対策	風-172
第8章 その他災害対策	風-174
第1節 火山災害対策	風-174
第2節 健康危機管理対策	風-177

索引

【あ行】	索-1
【か行】	索-1
【さ行】	索-2
【た行】	索-4
【な行】	索-5
【は行】	索-5
【ま行】	索-6
【ら行】	索-6

1 総 則

第1章 地域防災計画の方針

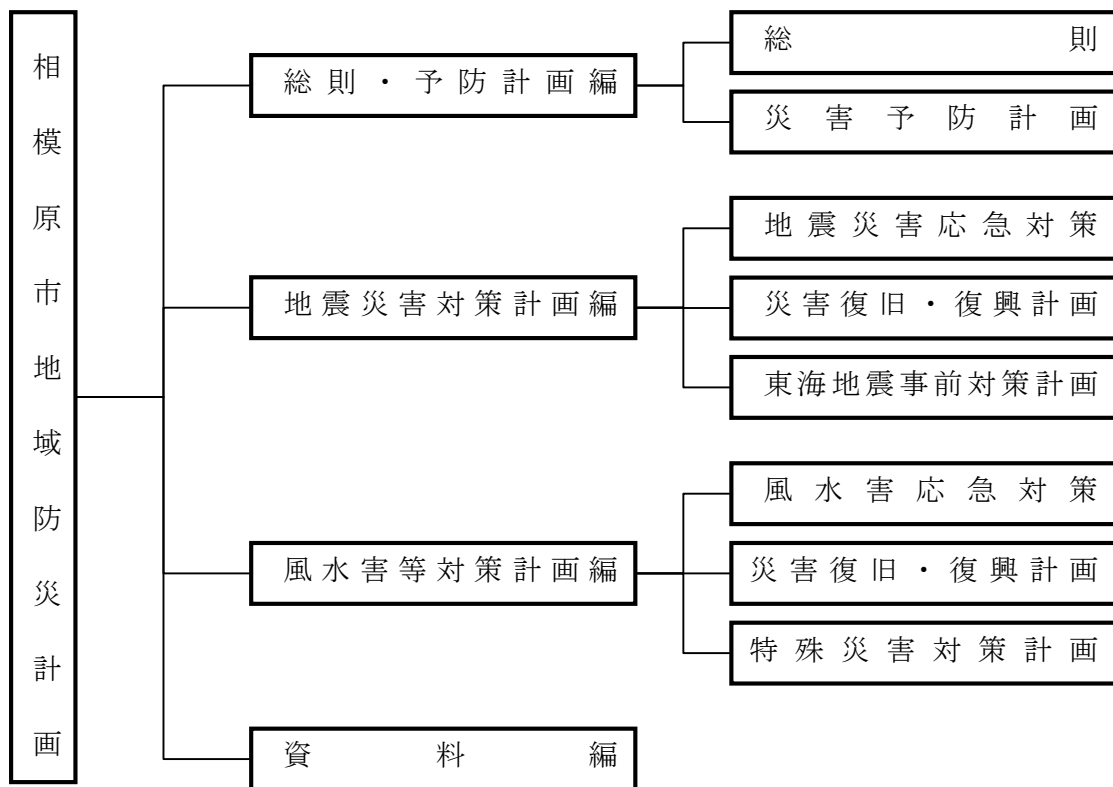
1 目的

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的とする。

2 構成

相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編及び資料編で構成する。

総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害発生時又はそのおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範及び復旧・復興対策について、災害事象別に示している。更に資料編において、災害対策に必要な図表、書式等をまとめた。



3 相模原市地域防災計画の位置付け

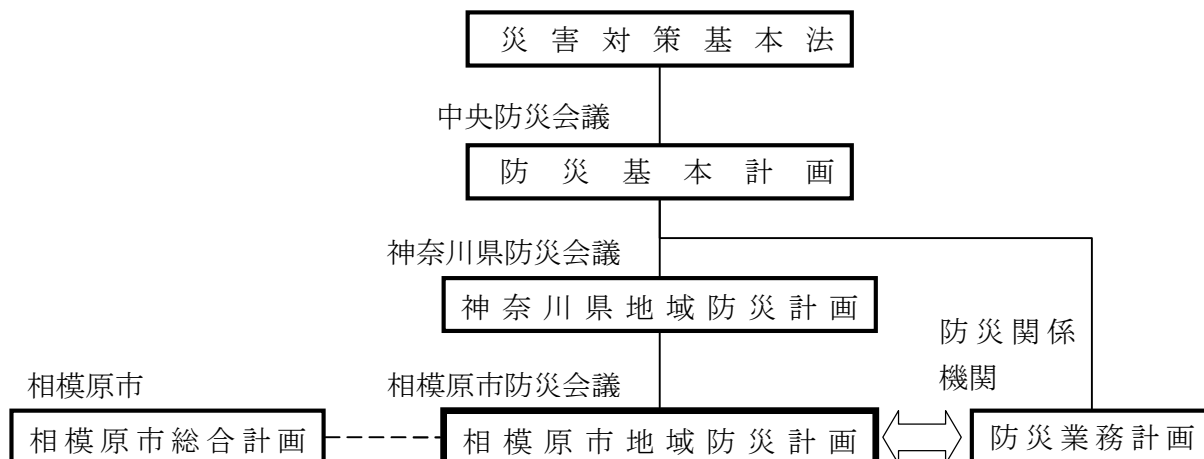
本計画は、相模原市の処理すべき事務または業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務または業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国(中央防災会議)の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、また、相

模原市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

なお、この計画のうち、地震災害対策計画編は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

■地域防災計画の位置づけ



また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、相模原市地域防災計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるように定められるものである。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

5 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の 処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 公助の基本

1 市

市は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を採る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 自助・共助の基本

1 市民の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い市民と地域を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出し品の準

- 備など「自助」の取組に努める。また、災害時には自らの情報を発信するように努める。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地域とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
 - (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地域の住民・企業と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組に努める。
 - (5) その他、県、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地域内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地域住民の参加、地域企業との連携の促進等、地域全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出、応急手当、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 企業の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する等、地域の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。
- (4) 災害発生時においても、企業の業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努め、また、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係ある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する調査、研究
- (3) 防災組織の整備
- (4) 防災施設及び設備の整備、点検
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備
- (6) 自助・共助に関する市民の意識の啓発、防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 市域の公共的団体及び自主防災組織の育成指導並びに市民・企業等の自助及び共助の取組への支援
- (8) 都市防災対策の推進
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 消防、水防活動、その他の応急措置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (12) 避難の勧告、指示及び誘導
- (13) 被災者に対する救助及び救護措置
- (14) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (15) 災害に関する広報の実施
- (16) 被災施設の復旧
- (17) 東海地震注意情報が発表された場合の事前対策
- (18) 東海地震予知情報が発表された場合の事前対策
- (19) 大規模地震対策特別措置法第9条による警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発令された場合の事前対策
- (20) 帰宅困難者対策
- (21) その他、自助及び共助の支援、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置

2 県

- (1) 県央地域県政総合センター
 - ア 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施
 - イ 災害時における情報の収集等
 - ウ 県有施設における一時滞在施設の開設に係る連絡調整
- (2) 厚木土木事務所津久井治水センター
 - ア 災害時における管内市域の河川・急傾斜地等の応急措置
 - イ 管内市域の河川・急傾斜地等の被害調査及び復旧
- (3) 企業庁相模原水道営業所・相模原南水道営業所・津久井水道営業所・谷ヶ原浄水場
 - ア 災害時における応急飲料水の確保
 - イ 被災水道施設の調査及び復旧
- (4) 相模原市警察部
 - 市災害対策本部への派遣、市内各警察署との連携調整等
- (5) 相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署
 - 災害時における警備・交通対策

- (6) 相模原公共職業安定所
 - ア 応急救助、応急復旧に要する労働力のあっせん対策
 - イ 被災者の就労あっせん対策

3 指定地方行政機関

国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定する機関(災害対策基本法第2条 第4号)の業務は次のとおりとする。

- (1) 関東農政局横浜地域センター
 - 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
- (2) 関東森林管理局(東京神奈川森林管理署)
 - ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (3) 相模原労働基準監督署
 - 工場・事業場における労働災害の防止
- (4) 関東運輸局(神奈川運輸支局)
 - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (5) 関東地方整備局(相武国道事務所)
 - ア 災害時における交通の確保
 - イ 災害時における応急工事
 - ウ 災害復旧工事の施工
 - エ 再度災害防止工事の施工
- (6) 東京管区气象台(横浜地方气象台)
 - ア 地震情報、気象注意報・警報等の防災情報伝達体制の整備
 - イ 気象・地象・地動及び水象の観測の実施及び観測施設の維持管理、整備及び運用
 - ウ 地震・火山活動、気象現象・災害の発生に関する統計、調査及び資料作成、提供
 - エ 自然災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
 - オ 災害に係る防災訓練の実施及び関係機関との協力
 - カ 気象・洪水に関する注意報、警報及び情報の関係機関への伝達
 - キ 気象・台風等に関する各種情報の関係機関への伝達
 - ク 地震に関する各種情報の関係機関への伝達
 - ケ 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報(以下「東海地震に関連する情報」という。)の県への伝達
 - コ 火山予警報の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施
 - サ 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
 - シ 復旧・復興に向けた支援のための気象・事象等総合的な情報提供及び解説

4 指定公共機関

電気、通信、輸送その他の公益事業を営む法人等で、内閣総理大臣が指定する機関(災害対策基本法第2条 第5号)の業務は次のとおりとする。

- (1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社(相模原郵便局、橋本郵便局、座間郵便局、津久井郵便局、相模湖郵便局、吉野郵便局)
 - ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社(横浜支社、八王子支社)、日本貨物鉄道株式会社(関東支社)
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (3) 東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被災調査及び災害復旧
- (4) KDD I 株式会社
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (5) 日本通運株式会社(北神奈川支店)
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 東京電力株式会社(相模原支社)
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 東京ガス株式会社(神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (8) 日本赤十字社(神奈川県支部)
 - ア 医療救護班の派遣
 - イ 救援物資の配分及び備蓄
 - ウ 血液製剤の確保及び供給
 - エ 救援金の募集
 - オ 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
- (9) 日本放送協会(横浜放送局)
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
- (10) 中日本高速道路株式会社(八王子支社)
 - ア 道路の耐震整備

- イ 災害時の応急復旧
- ウ 道路の災害復旧
- (1 1) 独立行政法人国立病院機構(相模原病院)
 - ア 初期災害医療班等の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

5 指定地方公共機関

土地改良区その他の公共的施設の管理者及び県域において輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、知事が指定する機関(災害対策基本法第2条第6号)の業務は次のとおりとする。

- (1) 小田急電鉄株式会社、京王電鉄株式会社
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (2) 神奈川中央交通株式会社(相模原営業所)
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (3) 社団法人神奈川県トラック協会(相模地区支部)
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 土地改良区(相模川左岸土地改良区、相模川西部土地改良区)
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) 社団法人神奈川県医師会(社団法人相模原市医師会)、社団法人神奈川県歯科医師会(社団法人相模原市歯科医師会)、社団法人神奈川県薬剤師会(公益社団法人相模原市薬剤師会)、公益社団法人神奈川県看護協会(相模原支部)
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
- (6) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (2) 相模原市農業協同組合、津久井郡農業協同組合
 - ア 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び家畜災害応急対策の指導

- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- エ 被災農家に対する融資あつせん
- (3) 公益社団法人相模原市防災協会
市が行う防災対策への協力
- (4) 社団法人相模原市建設業協会、相模原市津久井地区建設業連絡協議会
市が行う防災対策への協力
- (5) 公益社団法人神奈川県エルピーガス協会(相模原支部、津久井支部)
市が行う防災対策への協力
- (6) 相模原市電設協同組合
市が行う防災対策への協力
- (7) 県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管
工事協会
市が行う防災対策への協力
- (8) 相模原造園協同組合
市が行う防災対策への協力
- (9) 判定士会相模原支部
市が行う防災対策への協力
- (10) 相模原市生活協同組合運営協議会
市が行う防災対策への協力
- (11) 相模原米穀小売商組合
市が行う防災対策への協力
- (12) 相模原市防災設備協同組合
市が行う防災対策への協力
- (13) 金融機関
被災事業者等に対する資金融資
- (14) 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部
応急手当等に関する協力
- (15) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時に入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (16) 社団法人相模原市病院協会
災害時の医療救護活動の協力
- (17) 相模原市獣医師会
災害時の動物救護の協力
- (18) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (19) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク
 - ア 災害時要援護者の支援
 - イ 災害時におけるボランティア活動の支援

- (20) さがみはら国際交流ラウンジ
外国人の支援
- (21) 教育施設
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における生徒等の保護
 - ウ 災害時の応急教育対策計画の確立と実施
- (22) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者、危険物安全協会
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (23) 株式会社エフエムさがみ、株式会社ジェイコムイースト(相模原・大和局)
災害情報等の放送
- (24) 相模原市印刷広告協同組合
広報活動への協力
- (25) 公益財団法人神奈川県下水道公社
下水道施設の被害調査及び復旧
- (26) 津久井郡森林組合
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 被災組合員への融資、斡旋
- (27) 京王バス南株式会社、富士急山梨バス株式会社
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (28) 一時滞在施設の管理者(公共施設の指定管理施設にあつては指定管理者)
 - ア 一時滞在施設の開設、運営の協力
 - イ 帰宅困難者の支援への協力

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第3章 市の概要

相模原市は、首都東京から40km圏内の神奈川県北部に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西35.6km、南北22.0kmで、面積は328.83km²である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西は山梨県上野原市、道志村、山北町、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

市役所の位置	東経：139度22分26秒
	北緯：35度34分16秒
	海拔：124.21m

第1節 自然的条件

1 地 形

相模原市は神奈川県の北西部に位置し、旧城山町を境にして西の主に山地が分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別される。

市内3区のうち中央区と南区及び緑区の一部(旧城山町の北東部)には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に延びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面(段丘)で構成されており、その境は比高(平坦面同士の高度差)数mの傾斜地(段丘崖)となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

緑区の旧城山町の西側には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、神奈川県内の最高標高地点である蛭ヶ岳(1,673m)などがある。

相模原市を構成する地形とその特徴は次のとおりである。

(1) 山地・扇状地、山麓堆積地形

相模川北側の山地は小仏山地と呼ばれ、中生代白亜紀(6500万年前以前)に海で堆積した土砂が固結し、隆起した場所である。相模川南側の丹沢(たんざわ)山地は新第三紀(2350万年前～175万年前)の海底火山活動の堆積物からなる。いずれも急峻であり、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所といった土砂災害危険箇所が分布している。

山地のへりには崩れてきた土砂が堆積してできた扇状地、山麓堆積地形といった比較的平らな斜面がある。

これらの地域には人工的に造成した土地もある。

(2) 台地

相模原台地は、上段、中段、下段と称される段丘面に区分される。各段丘面の間及び台地と低地の間には段丘崖がある。この段丘崖はかつての川岸であったところである。

ア 上段

市域の北東側(中央区と南区の一部)を占め、地形学上、「相模原面」と呼ばれる。北から南に向かって低くなり、標高は橋本で約140m、麻溝で約90mである。約5～5.5万年前に相模川から運ばれた砂礫で構成され、その上に10m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。なお、相模原面には非常に浅い谷地形が見られるところがある。これらは、現在の地図では等高線にも谷として表現されにくい凹地であるが、周囲より低く水が集まりやすい地形である。旧津久井郡においても山地のへりに上段に当たる段丘面が散在して分布している。

イ 中段

中央区の西部と南区の南西部を占め、地形学上、「田名原面」と呼ばれる。約2.6～2.8万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。旧津久井郡においても相模川などの各河川に沿って分布している。

ウ 下段

中央区の田名南部から南区の当麻西部の狭い範囲を占め、「陽原面」と呼ばれる。約2万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。

なお、境川沿いにも相模原面より低い段丘面が局所的に存在する。

(3) 谷底平野

旧相模原市域の台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形がある。麻溝台から磯部にかけて、河川は流下していないが台地を侵食して形成された谷底平野が分布している。また、境川沿いにも谷底平野が分布する。これらの谷底平野は、河川が蛇行していることや周囲から低いことにより水が溜まりやすく、低湿な土地である。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。串川、沢井川などの山間を流れる河川沿いにも谷底平野が分布する。この地域の河川は比較的流れが速いため、これまで目立った浸水被害は確認されていない。

(4) 自然堤防

低地のなかの微高地で、河川によって運搬された土砂が堆積した列状の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地している。相模川沿いにある南区の磯部や、当麻中原、中央区の田名久所などがこれに当たる。表層部は約1万年前以降に堆積した砂が多くなっている。関東ローム層が薄く載る所もある。

(5) 沖積低地

相模川沿いの低地である。かつては、相模川が氾濫したときに浸水する土地であったが、現在はその危険性は低い。ただし、内水氾濫が発生しやすい土地である。主に、水田などに利用されている。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。

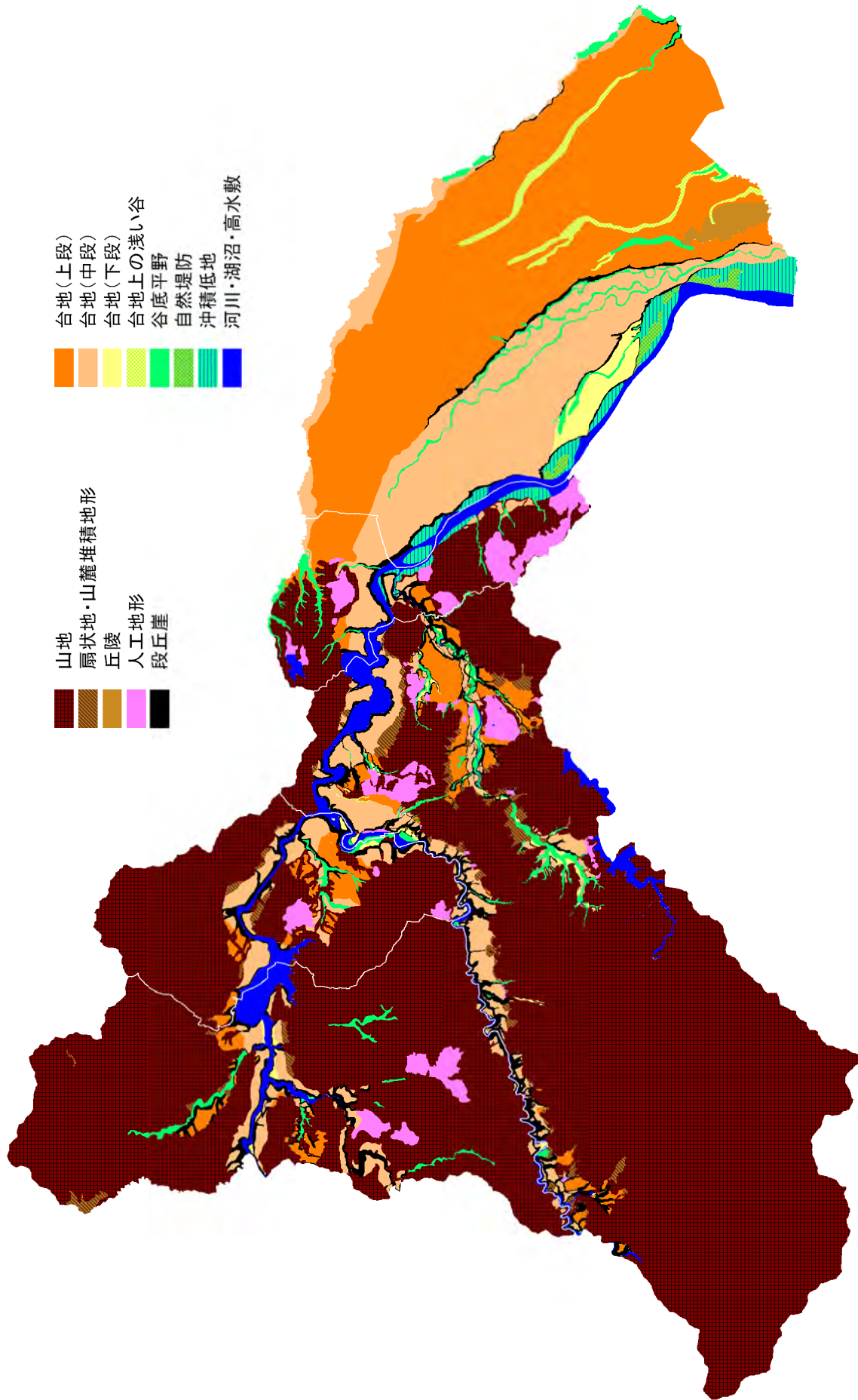
2 地 質

相模原市を構成する地質は、緑区のうち山地が分布する範囲の相模川上流及び支川の道志川・秋山川・沢井川・串川流域は、小仏層群、丹沢層群などの基盤岩類で構成されるほか、河岸段丘分布域では第四紀更新統の寸沢嵐礫層、大沢礫層などの段丘堆積物が分布し、その上位に関東ローム層が堆積している。また、相模原台地では基盤として上総層群、その上に、下位から相模層群、段丘堆積物である相模野礫層、田名原礫層、陽原礫層、さらにその上位に関東ローム層がそれぞれ不整合に堆積している。なお、低地には沖積層が堆積している。

3 気 候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。平成23年の気候(消防局観測値)は、最高気温37.8℃(津久井消防署)、最低気温-5.6℃(津久井消防署)で、年平均気温は15.6℃(消防局)及び14.1℃(津久井消防署)であった。また、年降水量は1709.5mm(消防局)及び2117.0mm(津久井消防署)であった。

相模原市消防局(中央区中央)で観測された過去25年間での日降水量の最大は、1991年(平成3年)9月19日の350mm、時間雨量の最大は、2008年(平成20年)8月29日の96.5mmで、年間平均降水量は1852.9mmである。



- 山地
- 扇状地・山麓堆積地形
- 丘陵
- 人工地形
- 段丘崖
- 台地(上段)
- 台地(中段)
- 台地(下段)
- 台地上の浅い谷
- 谷底平野
- 自然堤防
- 沖積低地
- 河川・湖沼・高水敷

相模原地域の地形分類図

第2節 社会的条件

1 人 口

市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年9月に人口20万人、昭和46年8月に30万人、昭和52年7月に40万人、昭和62年8月には50万人に達し、平成12年5月に60万人を超えた。

その後、津久井郡との合併を経て、平成24年1月1日現在、306,928世帯、719,791人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が12.9%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が66.6%、高齢人口(65歳以上)が19.9%となっている(平成24年1月1日現在)。

2 交 通

(1) 道 路

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし橋本を終点とする129号、平塚市を起点とし藤野町を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし西橋本を終点とする413号の5路線である。

主要地方道、一般県道は31路線が通過しており、市道は平成19年4月1日現在、10,259路線で総延長は2,135kmである。

(2) 鉄 道

市内には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線(小田原線・江ノ島線)及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

第4章 被害想定

第1節 本市周辺の地震発生環境

1 本市の警戒すべき地震

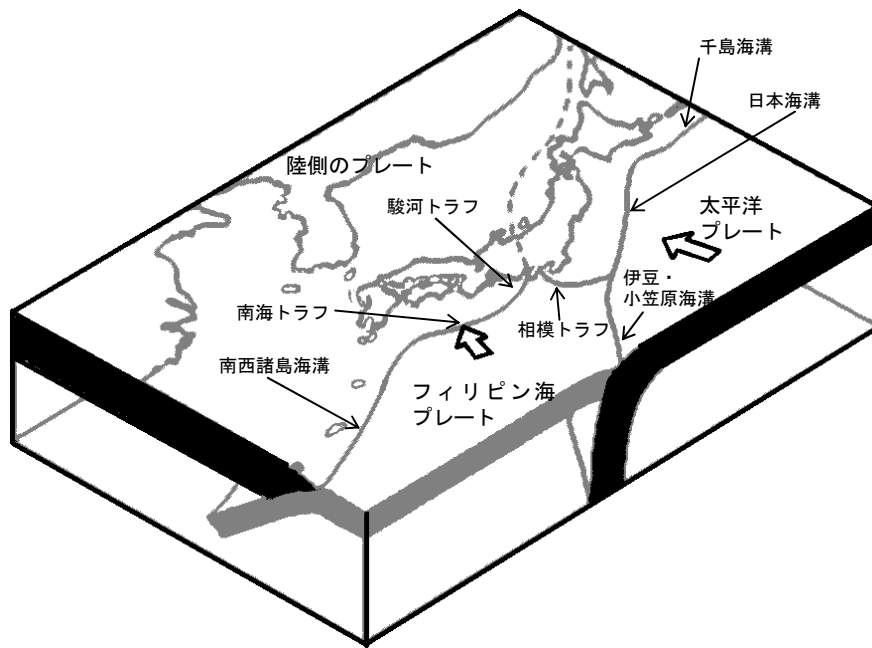
本市を含む南関東地域は、巨大な海溝型地震を引き起こすプレート構造が複雑になっており、相模湾に延びる相模トラフを震源域とする南関東地震、駿河湾に延びる駿河トラフを震源域とする東海地震などの発生が懸念されている。南関東直下の地震については、いずれの地域で発生するかは不明であるが、プレート境界面で発生する地震ではマグニチュード7を上回る可能性があり、中央防災会議ではマグニチュード7.3を想定している。また、地表から浅い場所で発生した場合にはマグニチュード7程度と考えられ、中央防災会議ではマグニチュード6.9を想定している。相模原市付近ではプレート境界が数十キロメートルと深いため、地表から浅い場所で発生した場合の方がマグニチュードは小さいが、相模原市における揺れは大きくなると考えられる。

活断層による直下型の地震については、地下の潜在的な活断層の分布は不明であり、相模原市の直下で発生することも全く否定することはできないが、現在存在が認められている活断層の中では、神縄・国府津－松田断層帯による直下型の地震が最も切迫性の高いものである。

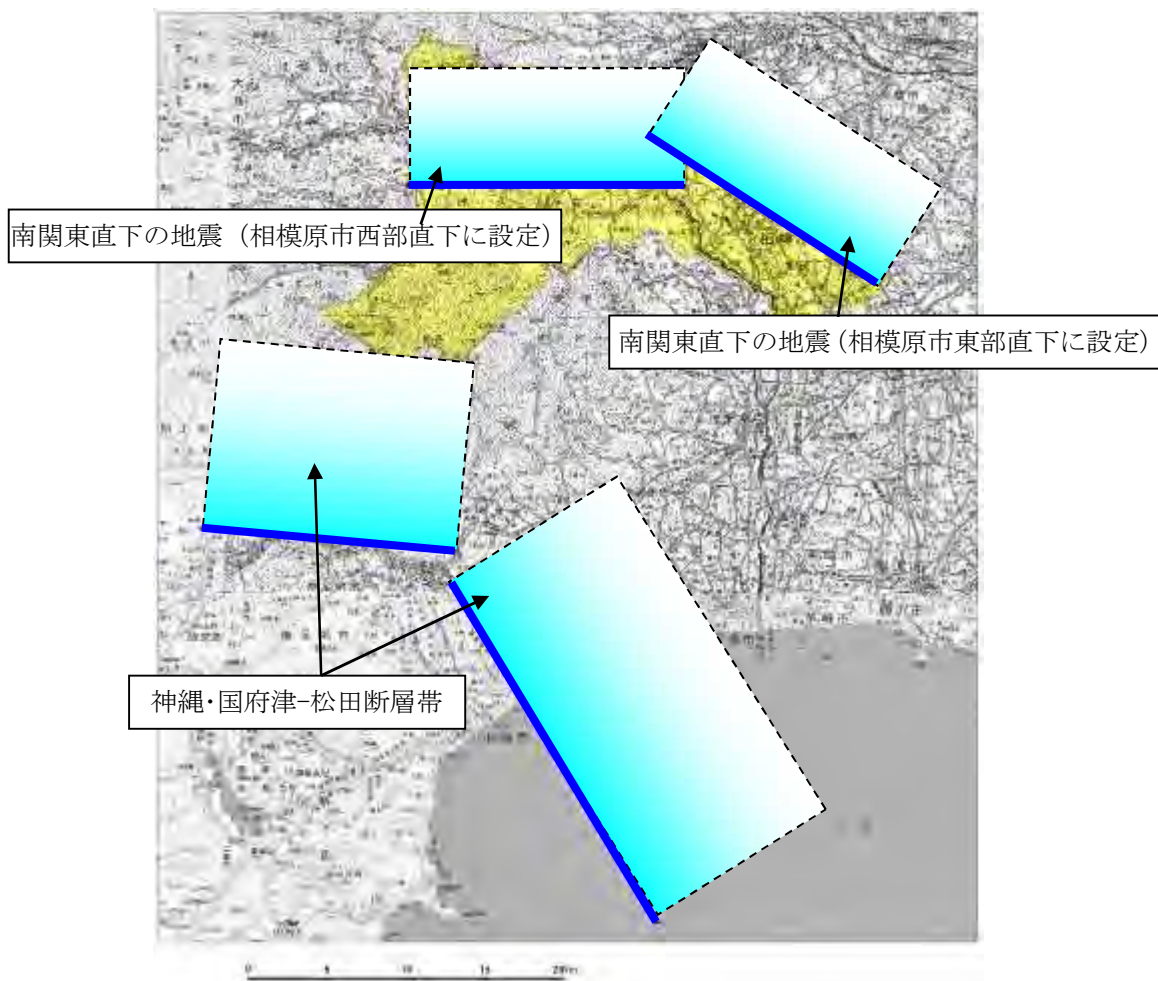
陸域の活断層で発生する地震も含め、本市で警戒対象とする大規模な地震は次表のとおりである。

相模原市に影響を及ぼす地震

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等
プレート境界の 海溝型の地震	相模トラフ (1923年関東地震の再来)	マグニチュード8程度 百数十年後(関東地震の再来)
	駿河トラフ(東海地震)	マグニチュード8程度 切迫性がある。
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度
	地表から浅い場所	ある程度の切迫性がある。
活断層による 直下型地震	神縄・国府津－松田断層帯	マグニチュード7.5程度 現在を含む数百年以内に発生する 可能性がある。



プレート構造分布図



各想定震源域分布図

2 本市近傍の活断層の分布

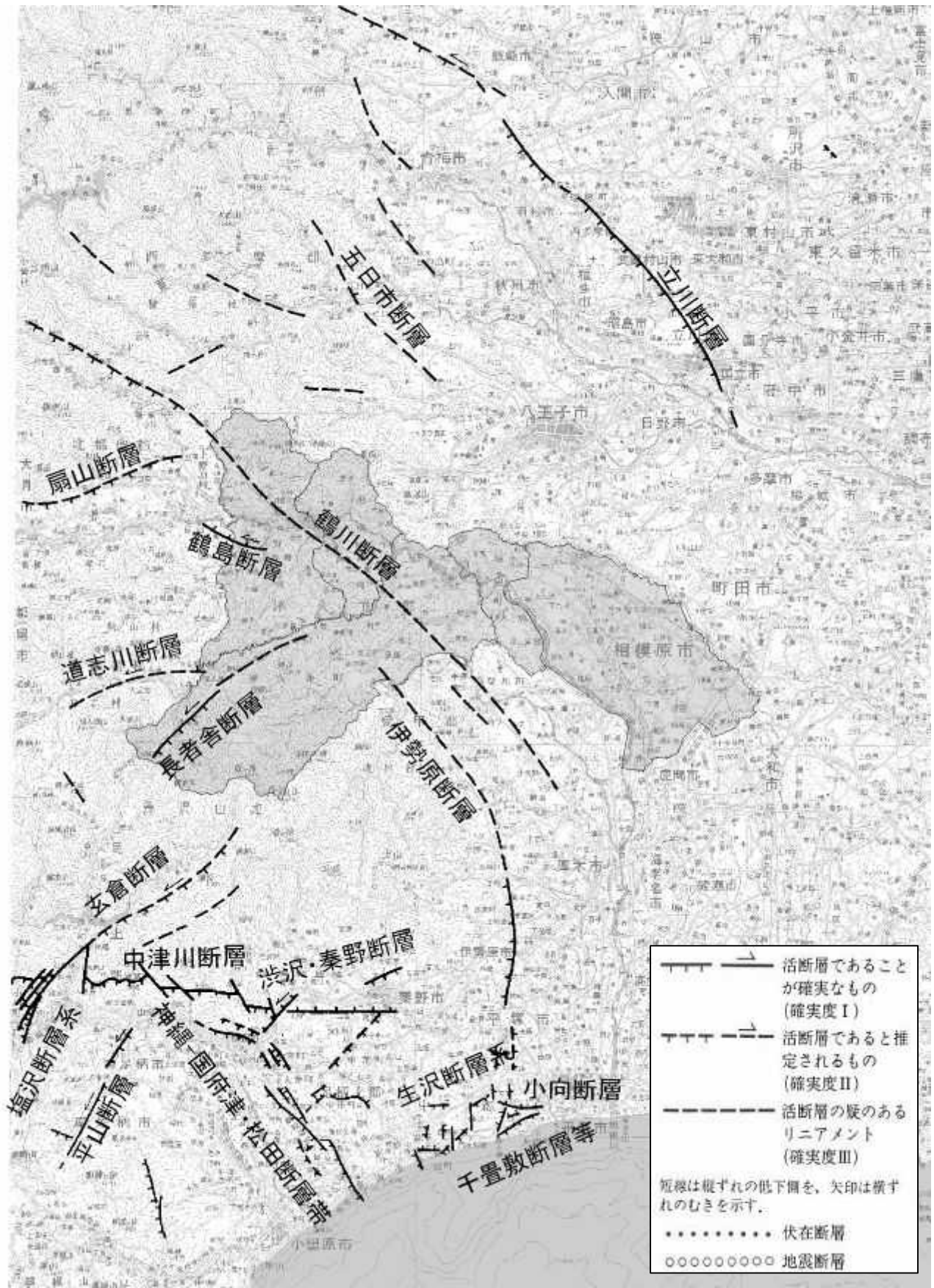
活断層とは、断層のうち、最近の地質時代(約200万年前から現在まで)に繰り返し活動し、将来も活動することが推定されているものである。多くの地震は断層の活動により発生するものであり、平成7年阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)は兵庫県直下の活断層の活動により発生したものである。

本市に影響を及ぼす可能性のある範囲にある陸域の活断層の分布は次表のとおりである。

本市周辺の活断層の評価

断 層 名	活 断 層 の 評 価
立川断層帯	平均活動間隔は約1万～1万5千年、最新の地震は1万3千年前～2万年前。地震後経過率は0.9から2.0。今後30年間に地震が発生する可能性はわが国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
鶴川断層	最近活動した証拠はなく、不確実である。
伊勢原断層	平均活動間隔は4千年～6千年程度で、最新の地震は西暦5世紀以後、西暦18世紀初頭以前。地震後経過率は、0.05から0.4で、地震発生の可能性は低い。
渋沢断層・秦野断層	平均活動間隔は不明だが、約1万7千年前に活動しており、今後も活動する可能性あり。神縄・国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性もある。
神縄・国府津－松田断層帯	平均活動間隔に対する地震後経過率が0.5から1.1であり、今後30年間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
三浦半島断層群	平均活動間隔に対する地震後経過率が1.0から1.4であり、今後30年間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
長者舎断層	詳細な資料なし
道志川断層	詳細な資料なし

注) 平均活動間隔、地震後経過率等の数値は、地震調査研究推進本部「主要活断層帯の長期評価による地震発生確率値(算定基準日：平成24年(2012年)1月1日)による。



活断層分布図

第2節 地震被害の想定

平成18年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「相模原市東部直下」「相模原市西部直下」及び「神縄・国府津－松田断層帯を震源とする地震」に関する本市域の地震被害予測を実施した。また、神奈川県では、平成20年度に「東海地震」、「南関東地震」などを想定した地震被害予測を実施している。

1 想定地震の設定条件及び被害の概要

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件を基に予測されたものである。このうち、今後100年以内に発生する可能性が少ない南関東地震を除き、被害量の大きい「直下型地震」を本市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置付ける。

表 各想定地震の設定条件及び被害の概要

想定地震		南関東地震	東海地震	直下型の地震		神縄・国府津－ 松田断層帯
				相模原市東部	相模原市西部	
調査年次		平成20年度 神奈川県地震被害想定調査		平成18年度 相模原市防災アセスメント調査		
設定	マグニチュード	7.9	8.0	6.9	6.9	7.5
	震源	相模湾	駿河湾	相模原市役所 直下	津久井総合 事務所直下	県西部～ 相模湾
	ケース	夕		冬夕・冬朝・秋昼、風 3m/s		
結果	震度	5強～7	5強	5弱～6強	5強～6強	5強～6強
	大破(全壊)建物(棟)	7,650	160	約8,400	約4,000	約900
	出火(件)	40.2	2.68	約9 ^{※1}	約5 ^{※1}	0 ^{※1}
	焼失(棟)	4,920	190	約1,300 ^{※1}	約400 ^{※1}	0 ^{※1}
	避難(人)	118,370 ^{※4}	11,770 ^{※4}	約44,500 ^{※2}	約18,200 ^{※2}	約2,700 ^{※2}
	死者(人)	10 ^{※5}	0 ^{※5}	約430 ^{※3}	約200 ^{※3}	約44 ^{※3}
	負傷者(人)	3,830 ^{※6}	260 ^{※6}	約7,700 ^{※3}	約3,200 ^{※3}	約500 ^{※3}
主な被害域の広がり		南関東地域一帯から静岡県東部	静岡県を中心とする東海地方から神奈川県西部一帯	本市局所的	本市局所的	南関東地域一帯から静岡県東部

※1 出火件数は冬夕方18時の場合

※2 冬夕方18時の場合の避難所生活者とし、ライフライン機能停止による避難者は含まない。

※3 冬の朝5時の場合

※4 1日後の避難所の人数

※5 朝5時の建物被害による人的被害

※6 朝5時の建物被害による人的被害(重傷者と負傷者の合計)

2 アセスメントによる被害想定

平成18年度に「神縄・国府津－松田断層帯を震源とする地震」及び「相模原市東部直下」「相模原市西部直下」の地震について、「相模原市防災アセスメント調査」を実施した。その被害の概要についてまとめる。

なお、計算は確率値で行っているため、小数値を持つ。そのため、合計が僅かに合致しないことがある。

(1) 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本調査地域東部(旧相模原市)直下の地震(マグニチュード6.9)
	相模原市西部直下地震	本調査地域西部(旧藤野町、旧相模湖町、旧津久井町、旧城山町)直下の地震(マグニチュード6.9)
	神縄・国府津－松田断層帯地震	神縄・国府津－松田断層帯を震源断層とする地震(マグニチュード7.5)
条件	季節・時刻	①冬の夕方18時(最も火災の危険性が高い条件) ②冬の朝5時(1995年阪神・淡路大震災と同様の条件) ③秋の昼12時(1923年関東地震と同様の条件)
	天候	晴れ、風速3m/s

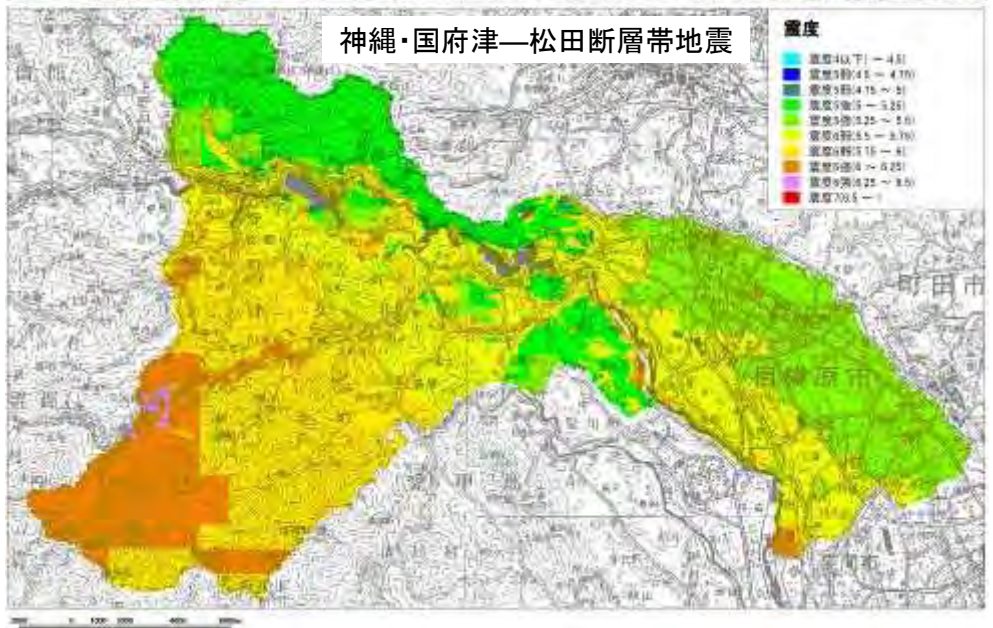
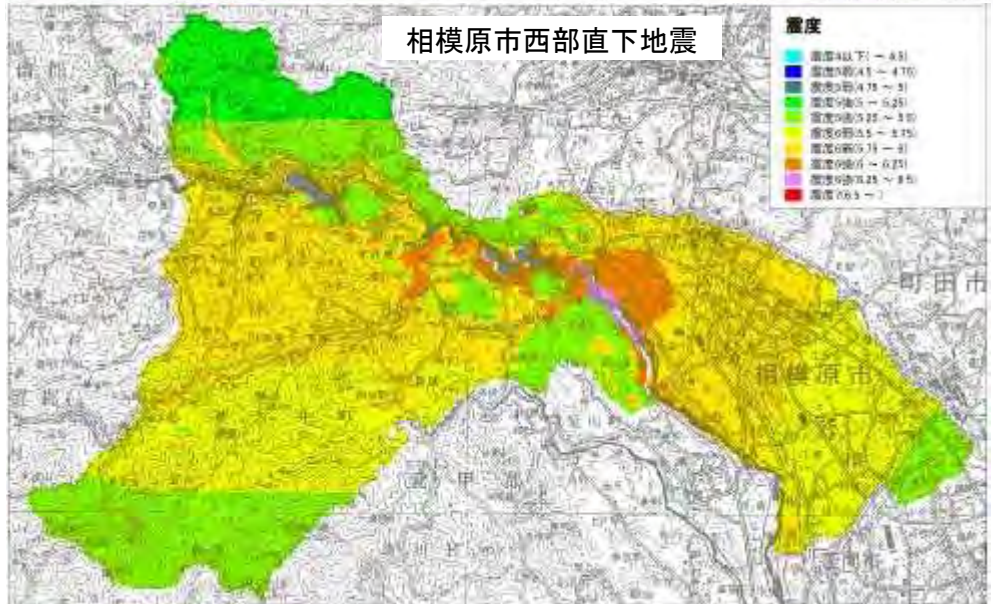
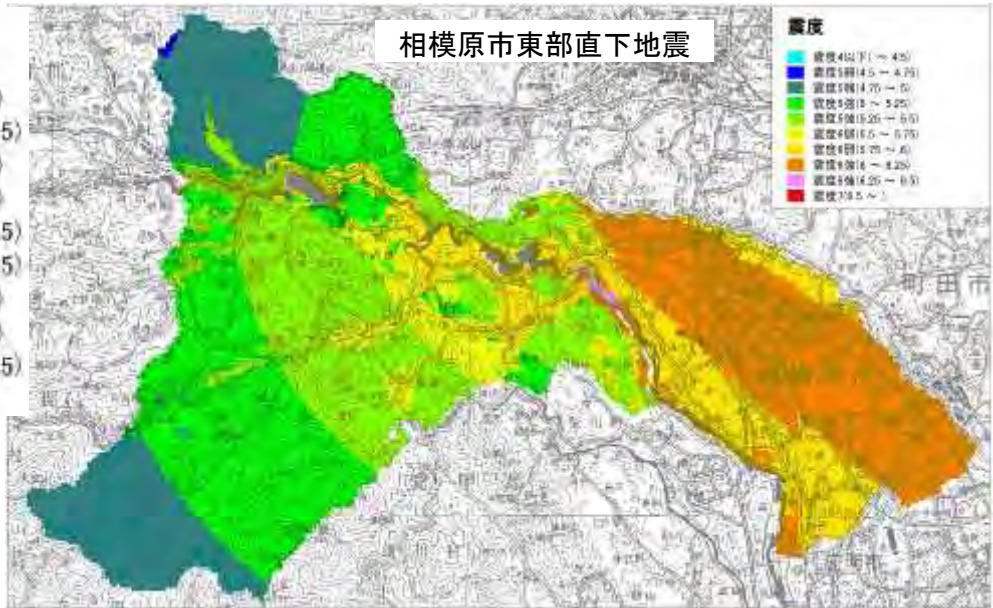
(2) 地震動・液状化

地震動予測結果は、次のとおりである。

なお、液状化は、いずれの地震においても相模川沿岸の低地部で危険性があると予測された。

震度

- 震度4以下(~ 4.5)
- 震度5弱(4.5 ~ 4.75)
- 震度5弱(4.75 ~ 5)
- 震度5強(5 ~ 5.25)
- 震度5強(5.25 ~ 5.5)
- 震度6弱(5.5 ~ 5.75)
- 震度6弱(5.75 ~ 6)
- 震度6強(6 ~ 6.25)
- 震度6強(6.25 ~ 6.5)
- 震度7(6.5 ~)



震度分布図

(3) 建物被害

建物被害は、次のとおりである。

想定地震	地 域	木造系		鉄筋コンクリート系		鉄骨系その他		全 体	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
相模原市 東部直下	本 庁	7,403	14,160	121	412	263	789	7,786	15,361
	城 山	384	744	2	6	15	44	400	794
	津久井	198	504	1	6	7	24	206	533
	相模湖	35	105	0	0	1	3	36	108
	藤 野	1	3	0	0	0	0	1	3
	総 計	8,020	15,515	124	424	286	861	8,429	16,800
相模原市 西部直下	本 庁	2,311	5,598	39	152	124	399	2,473	6,149
	城 山	392	743	2	6	15	44	409	793
	津久井	623	1,174	3	11	17	53	643	1,238
	相模湖	220	390	0	2	3	10	223	401
	藤 野	214	353	1	3	3	11	218	367
	総 計	3,759	8,258	45	173	163	517	3,966	8,947
神縄・ 国府津 －松田 断層帯	本 庁	203	694	5	20	17	57	225	772
	城 山	33	103	0	1	3	10	36	113
	津久井	346	593	1	5	8	27	355	625
	相模湖	113	238	0	1	2	6	115	245
	藤 野	195	282	1	3	3	9	198	294
	総 計	889	1,910	8	30	33	109	929	2,048

(4) 地震火災

地震による炎上出火件数及び消防力運用によっても消火できずに延焼する棟数等は、次のとおりである。

	炎上出火件数(件)			残出火件数(件)			焼失	
	冬の夕 方18時	冬の朝 5時	秋の昼 12時	冬の夕 方18時	冬の朝 5時	秋の昼 12時	焼失棟数 (棟)	焼失率 (%)
相模原市 東部直下	71	10	17	9	0	0	1254	0.64
相模原市 西部直下	41	6	10	5	0	0	386	0.20
神縄・国府津 －松田断層帯	13	2	3	0	0	0	0	0.00

(5) ライフライン被害

上水道、都市ガス、電気、電話の被害は、次のとおりである。

	供給支障 (断水)人口	都市ガス 供給停止	停電	電話
相模原市 東部直下	651,603人 (断水率94%)	ほぼ全域	直後に市全域で停電、 1日後に約5万世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通
相模原市 西部直下	554,751人 (断水率80%)	約4割	直後に約15万世帯、 1日後に約2万世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通
神縄・国府津 －松田断層帯	436,687人 (断水率63%)	少数	直後に約3万世帯、 1日後に約5千世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通

(6) 人的被害

死者、負傷者、要救出者、り災者、避難者を予測した。予測結果は次のとおりである。

		相模原市東部直下	相模原市西部直下	神縄・国府津 －松田断層帯
冬の夕方 18時	死 者	349	168	35
	負 傷 者	6,032	2,585	368
	うち重傷者	756	293	39
	要 救 出 者	2,784	1,066	132
	り 災 者	101,419	43,180	6,574
	避難所生活者	44,452	18,241	2,663
冬の朝 5時	死 者	431	202	44
	負 傷 者	7,701	3,206	474
	うち重傷者	959	359	50
	要 救 出 者	3,608	1,340	173
	り 災 者	97,407	41,977	6,574
	避難所生活者	41,844	17,459	2,663
秋の昼 12時	死 者	326	163	33
	負 傷 者	5,634	2,469	336
	うち重傷者	694	274	35
	要 救 出 者	2,612	1,027	123
	り 災 者	97,407	41,977	6,574
	避難所生活者	41,844	17,459	2,663

単位：人

第3節 風水害の危険性

1 土砂災害の危険性

(1) 災害履歴

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界に当たる段丘崖で発生していることが多い。

旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町などの相模原市西部では人家が少ないため人的被害数は少ないが、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。

なお、関東地震では、丹沢山地や中津川山地で崩壊が数多く発生している。

(2) 災害危険箇所

ア 崖崩れの危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区)

旧津久井町域、旧相模湖町域、旧藤野町域を中心に多数の崖崩れ危険箇所が存在する。旧城山町域、旧相模原市域も、段丘崖などに危険箇所が存在する。

イ 土石流の危険箇所(土石流危険溪流、崩壊土砂流出危険地区)

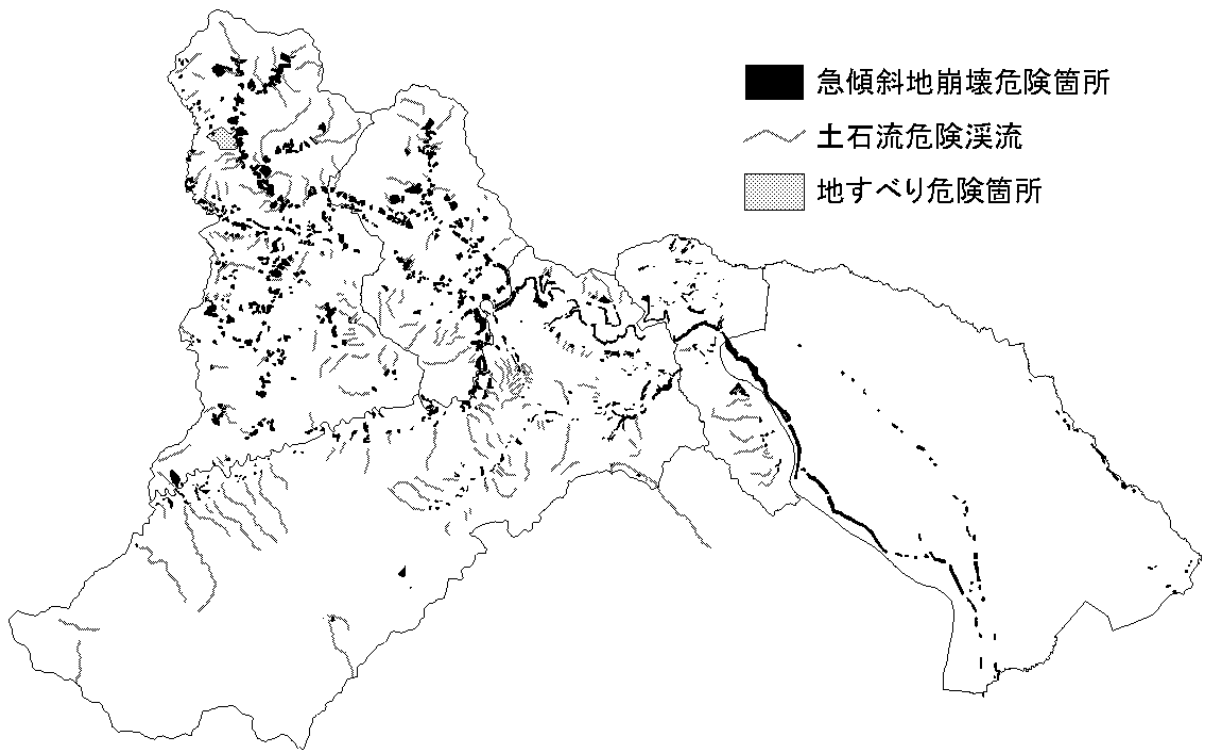
旧相模原市域を除いて、土石流の危険箇所が多数分布する。

ウ 地滑りの危険箇所(地滑り危険箇所、地滑り危険地区)

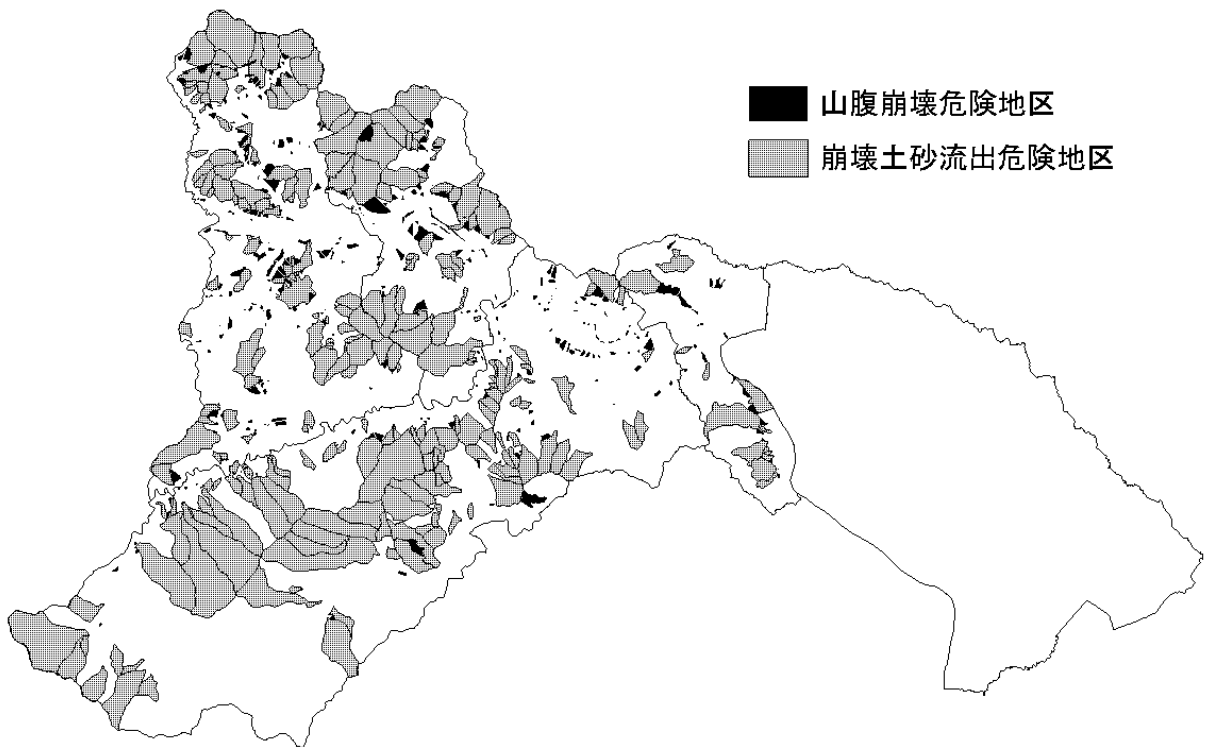
旧藤野町に地すべり危険箇所が一箇所分布する。

土砂災害危険箇所(国土交通省所管)	
急傾斜地崩壊危険箇所	910
土石流危険溪流	219
地すべり危険箇所	1

山地災害危険地区(農林水産省所管)	
山腹崩壊危険地区	350
崩壊土砂流出危険地区	245



土砂災害危険箇所



山地災害危険地区分布図

2 水害の危険性

(1) 本市の水害履歴の特性

相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲などの短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。

台風などによる水害としては、1991年(平成3年)9月19日に、台風第18号により床上・床下浸水等265棟の被害が発生した。また、雷雲による集中豪雨としては、1990年(平成2年)8月8日に僅か1時間強の降雨で床上浸水24棟、床下浸水40棟の被害が発生している。

(2) 河川の氾濫による水害

相模川沿いの低地は、相模川が氾濫することにより形成された土地であるが、増水によって河川から水があふれ出る「外水氾濫」の危険性は低く、過去100年の間に大水害が発生した記録はない。

神奈川県では、水防法による洪水予報河川(相模川中流)と水位情報周知河川(境川、鳩川、道保川、串川)の氾濫をシミュレーションし、浸水想定区域を指定、公表している。

相模川では概ね150年に1回程度起こる大雨を想定し、水郷田名や当麻等の建物集積地をはじめ、相模川沿いの低地の大部分が想定区域となっており、深いところでは2mから5mの浸水が予測されている。

境川では、概ね100年に1回程度起こる大雨を想定し、境川沿いの狭い範囲で概ね1m以下の浸水、又低地の一部で2m以上の浸水が予測されている。

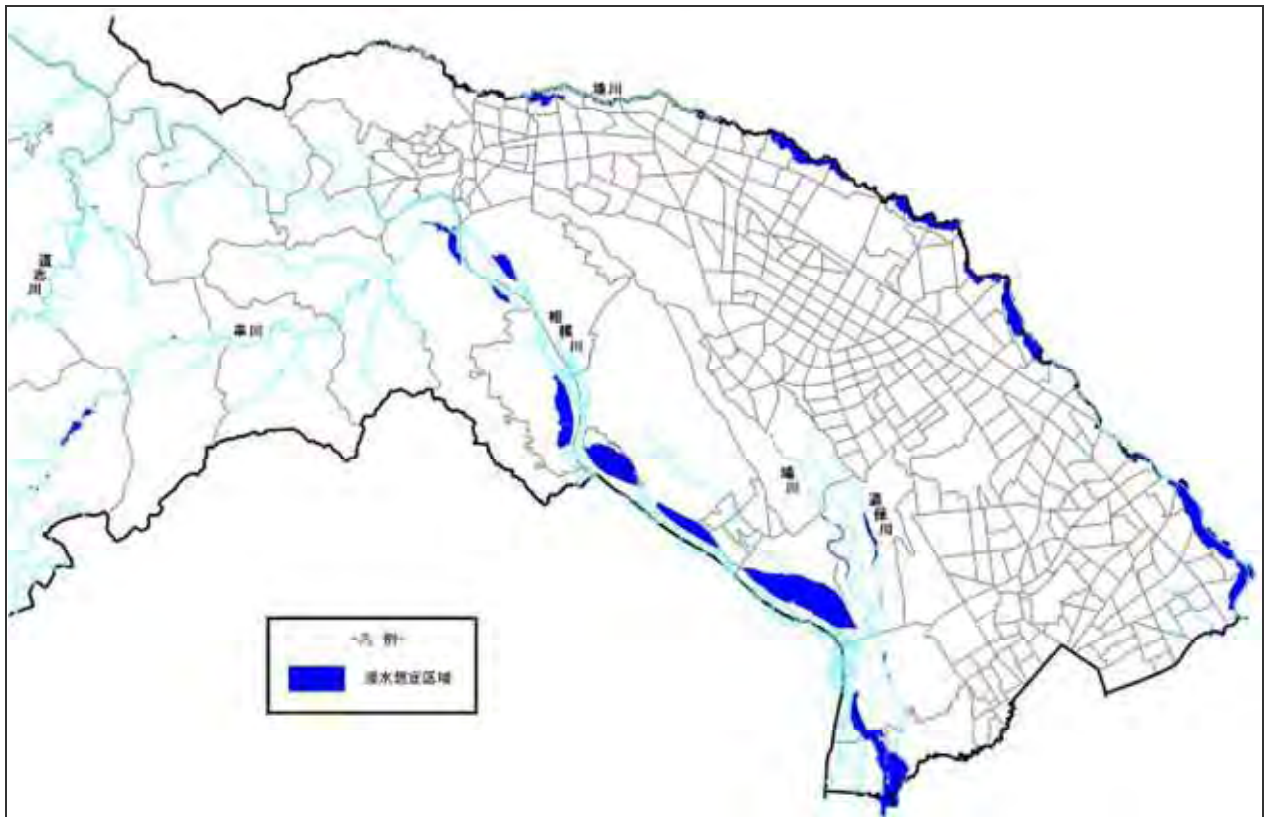
鳩川、道保川、串川では、概ね30年に1回程度起こる大雨を想定し、鳩川については、JR相武台下駅周辺の市街地で2m以下の浸水が予測されているほか、3河川の低地部で1m以下の浸水が予測されている。

なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の観測所の最近30年間の降水量の統計による極値と確率計算による降水量(下表)をみると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

過去30年間の降水量の極値と確率計算による降水量

観測所	1時間降水量(極値)	24時間降水量(確率計算値)
相模原中央	94.5mm (2011年8月26日)	371.0mm
相模湖	54.0mm (2010年8月19日)	344.0mm

(注) 24時間降水量は、平成18年度防災アセスメント調査時点での30年確率計算値である。



浸水想定区域分布図

(3) 内水氾濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、旧相模原市の場合は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。このような現象は、市街化が進み、地表面がアスファルトやコンクリートによって被覆され、雨水が地中に浸透せずに低い場所へ急速に集まるようになってきた近年ほど顕著である。短時間でも集中的な豪雨があると局所的に浸水被害が発生する。

台地上の凹地では大雨のたびに浸水被害が発生している。浸水区域は、1棟～数棟といった非常に狭い範囲であるが、繰り返し発生している。また、姥川、鳩川、八瀬川といった河川沿いでも浸水被害が発生している。

◆資料編参照

- ※14-1 重要水防区域一覧表
- ※14-6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表
- ※14-32 相模原市の災害記録

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

都市の防災性向上対策

1 基本方針

市は、震災時の火災による延焼被害や建物の倒壊を最小限にとどめるため「都市防災基本計画」を活用することにより、相模原市都市計画マスタープランとの連携を図りながら、地域の特性に応じて、延焼遮断帯の形成や震災に強い建物の建築などを促進し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危 機 管 理 室	広域避難場所の確保に関する事。こと。
	環 境 経 済 局 (環 境 共 生 部)	防災緑地の確保及び都市公園等の整備に関する事。こと。
	都市建設局(まちづくり計画部、まちづくり事業部、土木部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘導等に関する事。こと。 生産緑地地区の保全に関する事。こと。 避難路・緊急輸送路の整備に関する事。こと。 建築物の不燃化・耐震化の促進に関する事。こと。 市街地の開発等に関する事。こと。 電線類の地中化に関する事。こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事。こと。 所管する道路・橋りょう・河川の整備に関する事。こと。 下水道・雨水流出抑制施設の機能強化に関する事。こと。
	消 防 局	消防水利の確保に関する事。こと。
関 係 機 関	神 奈 川 県	治水・治山事業に関する事。こと。
	東 京 電 力 (株)	電線類の地中化に関する事。こと。
	東 日 本 電 信 電 話 (株)	

3 広域避難場所の機能の充実等

都市建設局は、都市計画法に基づく防火地域の指定などにより、10haに満たない既存の広域避難場所周辺の不燃化を促進することにより、大火から避難者の安全を確保する等、広域避難場所の機能の充実を図る。また、危機管理室は、民間の保有するスペースの活用等を含め、10ha以上の広域避難場所の確保拡充に努める。

4 避難場所の整備及び防災空間の確保

(1) 防災緑地の確保

環境経済局は、次のとおり防災機能を有する緑地の保全を図る。

ア 緑地の保全に当たっては、快適で安全な都市環境づくりの一環として、自然環境、都市景観、レクリエーションや防災機能等を考慮し、各々の特性を踏まえ、都市計画の手法等を活用してその保全に努める。

イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所、避難路としても大きな効果が期待できるため、防災緑地としての保全も併せて図る。

(2) 都市公園等の整備

都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、避難場所、避難路、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。

このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。

(3) 生産緑地地区の保全

農地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

このため、都市建設局は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。

5 避難路、緊急輸送路等の整備、建築物の不燃化・耐震化

(1) 避難路、緊急輸送路等の整備

都市建設局は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、橋りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送路等のルート確保に努める。

(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進

都市建設局は、神奈川県耐震改修促進計画に位置付けられた「緊急交通路指定想定路線」を耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける路線として位置付け、沿道の特定建築物を対象に耐震化の促進を図る。

また、緊急輸送路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定などにより、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

6 市街地の開発等

都市建設局は、次のとおり市街地の開発等を推進する。

(1) 市街地再開発の推進

土地の合理的な高度利用と市街地環境の改善が必要な区域については、魅力ある空間の創出と合わせ、市街地再開発事業により都市の活性化を促すとともに、堅固な中高層の共同建築物の建設や道路、公園などの公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。

(2) 土地区画整理事業等の推進

計画的な市街地整備を予定している区域では、良好な市街地の形成を目指すとともに、道路、公園等の公共空間が確保された災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業等により市街地の面的な整備を計画的に行い、秩序ある市街地の形成に努める。

7 電線類の地中化

震災時に電柱の倒壊などによる道路の寸断を防止するため、都市建設局は、東京電力(株)、東日本電信電話(株)等の関係機関と密接な連携を図りながら、電線類を地中化することにより、避難路の安全対策、緊急輸送路の確保を図る。

8 消防水利活用の困難な区域の解消

消防局は、消防水利活用の困難な区域を把握し、同区域における防火水槽等の設置を推進するとともに、河川やプール、池など、地震火災等にも強い消防水利の確保を推進する。

また、都市建設局は、消防水利活用の困難な区域においては、道路の拡幅や隅切り設置など生活道路の整備を進め、消防活動が困難な地区の解消を図る。

9 中山間地域における孤立対策

都市建設局は、震災時の被害を最小限に抑えるため、都市計画区域内全域に区域区分を定め、都市的土地利用のコントロールや適切な土地利用の誘導を行う。また、土砂災害による道路の寸断を防止するため、斜面崩壊や路面変状及び橋りょう落下等の道路災害の対策を進めるとともに、幹線道路の補完が必要な箇所については代替路線を確保し、道路網の整備を図る。

10 水害・土砂災害に対する対策

都市建設局は、次のとおり水害・土砂災害に対する対策を推進する。

(1) 水害に対する対策

局地的な集中豪雨等による浸水被害を防除するため、河川整備と連携を図りながら、下水道、雨水流出抑制施設の機能強化を図る。

(2) 土砂災害に対する対策

地震や風水害による土砂崩壊の発生や、これに伴う交通網の寸断を防ぐため、神奈川県と密接な連携を図りながら、計画的な土砂災害防止対策を進める。また、地質が脆弱な山間部の溪流では、集中豪雨などにより土石流発生の危険性があるため、砂防工事などの計画的な治水・治山事業を促進し、山地災害の防止に努める。

◆ 資料編参照

※14-14 防火地域、準防火地域内の建築規制

第2章 施設構造物・設備の安全化

第1節 都市施設等の防災対策

1 基本方針

水道、電気、ガス、通信などのいわゆるライフライン施設は、都市生活の基幹を成すものであり、これらの施設が災害により被害を受けた場合、都市機能が混乱し、通常的生活を維持することが困難となるおそれがある。このため各事業者は、施設の耐震化や代替機能の確保を積極的に推進する。

2 実施担当

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	上・下水道施設の防災対策に関すること。
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	農業施設等の防災対策に関すること。
関 係 機	東 京 電 力 (株)	電気施設の防災対策に関すること。
	東 京 ガ ス (株)	都市ガス施設の防災対策に関すること。
	公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	プロパンガス施設の防災対策に関すること。
	神 奈 川 県 企 業 庁	上水道施設の防災対策に関すること。
	東 日 本 電 信 電 話 (株)	電話施設の防災対策に関すること。
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	鉄道施設の防災対策に関すること。
	小 田 急 電 鉄 (株)	
京 王 電 鉄 (株)		

3 電気施設の防災対策

東京電力(株)は、送電系統の2重3重のネットワーク化や設備の耐震対策等を推進する。

4 都市ガス施設の防災対策

東京ガス(株)は、主要施設への緊急遮断装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進する。

5 プロパンガス施設の防災対策

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会は、容器の転倒防止、配管やゴム管の耐震化を図るとともに、ガス放出防止器等地震防災機器の設置などの対策を推進する。

6 上水道施設の防災対策

神奈川県企業庁及び都市建設局は、主要水道施設の耐震化、水道管路の耐震化を進めるとともに、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を推進する。

また、都市建設局は、簡易水道の防災対策を推進する。

7 下水道施設の防災対策

下水道は、その大部分が地下に築造されているため、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局は、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の強化等の対策を図る。

(1) ポンプ場等の耐震化及び発電設備等の確保

構造物は、新耐震基準に基づいて耐震設計を行う。

停電時に備え自家発電設備や燃料確保の対策を講じる。

停電時におけるマンホールポンプの機能保持のため、可搬式の発電機の確保を図る。

(2) 管きよの耐震化

幹線については、マンホールと管きよの接続部に可とう性のある継ぎ手を使用する。

その他の管路については、管きよ継ぎ手等の対策を講じる。

8 電話施設の防災対策

東日本電信電話(株)等の電話通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、主な通信ケーブル専用トンネルの建設、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備などの対策を推進する。

9 鉄道施設の防災対策

東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)は、構造物の点検を行い、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の整備を図ることによって事故の未然防止に努める。また、雨水等の流入により運行の停止等がないようにするとともに風等により架線への影響がないよう災害防止に努める。

10 農業施設等の防災対策

環境経済局は、農地及び農業施設等について、水害の防止及び耐震化等の防災対策を実施する。

(1) 農業用施設等の整備・改修

ア 脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事

イ 宅地化により農業用水路の流下能力を超える地域の排水整備工事

ウ 農業用工作物の補強工事

(2) 農地保全施設等の整備・維持補修

急傾斜地帯の農地における被災防止のため排水路、農道等の農地保全施設の整備工事

(3) 農業用施設、林業施設の整備・維持補修

各施設の機能保持又は向上のための維持補修

第2節 建造物等災害予防対策

1 基本方針

地震による建物の倒壊や損傷は、人的被害を発生させるばかりでなく、火災の発生源となることもあり、建築物の耐震性確保の促進が重要である。なかでも、公共建物の損傷は、社会経済活動及び市民生活に大きな影響を与え、避難、救護を実施する上で大きな障害となる。

このため、建造物等に係る耐震性及び災害時の拠点機能等の確保を基本とした災害予防対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	市有施設の災害予防に関すること。
	企 画 市 民 局 (企 画 部)	市有電算設備の安全対策に関すること。
	都 市 建 設 局 (ま ち づ く り 計 画 部)	一般建築物の災害予防に関すること。
	環 境 経 済 局 (環 境 共 生 部)	
	消 防 局	広報、消防法に基づく指導等に関すること。
	危 機 管 理 室	防災設備の整備に関すること。
	教 育 局 (生 涯 学 習 部)	文化財の防災対策に関すること。
関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防に関すること。	
関 係 機 関	公 益 財 団 法 人 相 模 原 市 み ど り の 協 会	生垣化の奨励に関すること。

3 市有施設等の災害予防

(1) 市有施設の耐震性等の強化

企画市民局及び各施設の管理者は次のとおり、市有施設の耐震性等の強化を進める。

ア 市有施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震改修を推進する。

イ 市有施設のブロック塀、給水施設、看板、窓ガラス等の落下防止対策を実施するとともに、施設内の自動販売機、家具・什器類の転倒防止対策を図る。

ウ 災害対策上拠点となる施設の耐震性の強化

市庁舎、区役所、市立小・中学校、まちづくりセンター、公民館、市体育館、消防局、消防署及び消防指令センター等災害対策上拠点となる施設については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定などに配慮する。

エ 地下構造のある建築物については雨水が流入しないように施設整備を図る。

(2) 設備等の整備

災害時に市有施設の防災拠点機能が維持できるように、危機管理室は、関係各局と連携して、以下の整備を推進する。

ア 必要最低限の電力を確保するための非常電源(燃料等の備蓄を含む)、ソーラー発電設備、蓄電設備等の整備

イ 被災者の飲料水等を確保するための、飲料水兼用貯水槽、雨水利用設備、緊急遮断弁付受水槽等の整備

ウ 本部等との通信を維持するための情報通信機器の配備(予-55 第5章の「第1節 情

報伝達網の整備」参照)

4 防災上重要な施設の災害予防

病院等医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等防災上重要な施設の所有者、管理者は耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

また、停電時にも必要最低限度の機能を維持できるように、非常電源設備や蓄電設備の整備、発電用燃料の備蓄、調達体制等の確保に努める。

5 一般建築物の災害予防

都市建設局は、既存建築物の防災対策について、相模原市既存建築物総合防災対策推進計画(平成20年4月)に基づき、各種防災対策を相互に関連付けた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。

(1) 建築物の維持保全対策

定期報告対象建築物の所有者、管理者が維持保全の重要性に対する認識を高め、計画的に維持保全することが結果的に経済的、効率的であり、総合的な安全性の確保につながることを啓発する。

ア 建築物の所有者、管理者及び建築関係団体に対し、維持保全計画作成の普及・啓発を行う。

イ 防災査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。

(2) 既存建築物の防火・避難対策

既存不適格の定期報告対象建築物及びいわゆる中小雑居ビル(共同防火管理が必要な複合用途防火対象物等)について、安全な避難路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防災査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は自主点検報告制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 既存建築物の耐震性の向上

相模原市耐震改修促進計画(平成20年4月)に基づき、新耐震基準以前の建築物の耐震診断の実施、耐震改修の指導を行い、建築物の耐震性の向上を図る。

ア 耐震診断、改修の普及・啓発、耐震相談窓口の設置、指導台帳による情報管理、立入検査、木造住宅耐震診断補助制度等により計画的かつ総合的に耐震改修を促進する。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)による特定建築物(以下「特定建築物」という。)については、対象建築物の台帳化を図り、所有者に対し必要な指導、助言を行い、耐震改修の促進を図る。特に不特定多数の者が利用する特定建築物については、報告の徴収等により耐震改修を促進する。

ウ 木造住宅及び非木造共同住宅については、耐震診断等補助制度の活用により、耐震診断・

耐震改修の促進を図る。

エ 耐震改修の指導に当たっては、政府系金融機関の融資制度及び税制の特例の周知・活用を図るとともに、融資制度の拡充等について、国、県へ要請していく。

(4) 避難の安全性の確保

落下物やブロック塀等の倒壊による被害を防止し、また、避難の安全性を確保するための対策を実施する。

ア 落下物対策

地震の際の繁華街の建築物からの落下物による危険の防止措置等を講じ、避難の安全性を確保する。

イ ブロック塀等の対策

ブロック塀や石塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努めることにより安全対策を図っていく。また、既存のブロック塀等の危険箇所の実態を把握し、修繕、補強等の改修指導をしていく。また、環境経済局及び公益財団法人相模原市みどりの協会と連携し、生け垣化等を奨励するなど安全対策を図る。

(5) 浸水予防対策

ア 地下構造のある建築物については雨水が流入しないように施設整備を図る。

イ 建築場所の立地条件により、土砂の流出、雨水の浸入のおそれのある場合など適切な指導によりその防止に努める。

6 高層共同住宅等の災害予防対策

(1) 高層共同住宅管理者等の対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、新たに高層共同住宅を建設する者も、それらの震災対策用設備の整備に努める。

(2) 市の対策

危機管理室は、高層共同住宅管理者等への震災対策用設備の整備を誘導するとともに、震災対策用施設の適正な維持管理を普及する。

また、備蓄品の計画的購入や、賞味期限が迫った備蓄食料の自主防災訓練等での活用等が行われるように啓発する。

7 建築設備等の災害予防対策

各施設の所有者及び管理者は、建築設備、空調設備、給排水設備、消防用設備等について、耐震診断と耐震補強を推進する。地下構造のある施設の管理者は、排水ポンプ設備等について常に点検し、浸水被害発生防止に努める。

併せて、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止、高層ビルにおける長周期地震動対策等の実施にも努める。

8 家具等の転倒防止対策

阪神・淡路大震災の震度7の地域では、全体の6割以上の部屋で家具が転倒したほか、屋内での負傷原因の約半数が家具の転倒であった。

また、福岡県西方沖地震(平成17年3月発生、震度5強から6弱)の中高層共同住宅では、大半の住まいで「棚から置物や小物が落下」(91.5%)、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の

落下」(42.4%)、「家具等の転倒」(39%)があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。

このため、市民及び各施設の管理者等は、家具、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理室は、家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。

(1) 家具等の転倒防止

ア 地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒、落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。また、高層共同住宅等の高層階では揺れが特に大きくなりやすいため、共同住宅管理者等は、転倒防止等の取組を推進するよう努める。

イ 建築物の設計に当たっては、家具の固定方法を考慮した設計と固定を考慮した家具の普及を推奨するよう努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は、日本工業規格自動販売機の据え付け基準に基づき設置するよう啓発を図る。

9 コンピュータの安全対策

地震発生後の応急対策やその後の復旧対策を迅速に進めるには、行政機能支援のための情報システムの継続的な稼働が不可欠である。

市(企画市民局、消防局及び関係各局)及び各防災関係機関が保有する各情報システムや関連設備の耐震化及び電子情報のバックアップ等の安全対策について、次の各項目に必要な措置を講じるとともに、災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入を進める。

(1) データの保護対策

(2) 非常電源対策

(3) 転倒、落下防止対策

(4) 漏水対策

(5) 火災対策

(6) 災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入

(7) その他必要な措置

10 文化財の保護

文化財の保護のため、教育局は、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、建造物などの有形文化財の耐震対策、火災対策等の指導、普及・啓発に努める。

第3節 道路・橋りょう整備対策

1 基本方針

道路・橋りょう等は、災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすとともに、災害発生後においても救援物資の輸送等の救援活動の根幹を成すものである。

これらの道路等が災害発生時に必要な機能を発揮できるように必要に応じて点検・整備を行う。更に応急活動を円滑に行うため、県指定の緊急輸送路と整合性を図り、市においても緊急輸送路(市指定)を定める。

また、台風等豪雨時に道路冠水等による通行障害の解消を図るとともに、道路から民地への雨水流出防止を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都市建設局(土木部)	所管する道路・橋りょうの整備に関する事 緊急輸送路の指定に関する事。
	危機管理室	ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
関係 機 関	神奈川県(安全防災局)	緊急輸送路の指定に関する事。 ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
	関東地方整備局相武国道事務所	所管する道路・橋りょうの整備に関する事。
	中日本高速道路(株)八王子支社	

3 道路、橋りょうの整備

(1) 道路の整備

ア 都市建設局は、国、県と協力して都市計画道路等の幹線道路や、その他防災上重要な道路の整備を推進する。

イ 各道路管理者(都市建設局、関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路(株)八王子支社八王子保全サービスセンター)は、各管理道路に係るのり面等危険箇所調査の実施、工事必要箇所の指定等を行い、災害発生時における道路機能の確保を図る。また、豪雨時に雨水が滞留しないように常に維持管理を行うとともに排水整備に努める。

ウ 各道路管理者は、緊急輸送路若しくはこれに準じて指定する道路の整備、管理に当たっては電線類の地中化や沿道占有物についての適切な指導など、防災上の配慮を行う。

エ 都市建設局は、消防活動が困難な地区における生活道路の整備を進める。また、道路から民地へ雨水が入らないよう整備を行う。

(2) 橋りょうの整備

ア 都市建設局は、災害時における橋りょうの確保のため、旧建設省通達「道路防災総点検について」により実施した道路橋耐震点検結果及び道路防災点検調査結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、橋りょうの整備を図る。

イ 市道の橋りょうの防災対策

都市建設局は、橋りょうの保全を図るため、定期的に安全点検を実施し、損傷の早期発見に努め、補修対策を実施する。今後は、複断面区間の橋りょうや跨線橋、老朽度や重要度などの高いものから順次計画的に詳細点検調査を実施し、落橋防止などの補強対策並び

に橋りょうの架け替えを実施する。

ウ 国道・県道の橋りょうの防災対策

関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路(株)八王子支社八王子保全サービスセンター及び都市建設局は、橋りょうの定期的な安全点検・耐震点検及び耐震基準に基づいた橋りょうの耐震補強を各所管の道路について実施する。

(3) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等の対策が必要なものについては、補強工法を策定し、横断歩道橋の整備を図る。

ア 横断歩道橋の安全点検調査の実施

横断歩道橋は、建設後の維持管理、気象条件等により構造細部に変化が生じていることがあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施する。

イ 横断歩道橋の落下防止補強工事の実施

前記アの横断歩道橋安全点検調査及び旧建設省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した歩道橋の点検結果に基づき、補強等の対策が必要となった横断歩道橋について、補強工法を策定し、落下防止補強工事を実施する。

4 緊急輸送路の指定

(1) 県指定の緊急輸送路

県は、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等、物資受け入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送路として指定する。

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格を成す道路

イ 第2次路線

第1次路線を補完し、地域的ネットワークを形成する道路のうち、市町村庁舎に連絡する道路

(2) 市指定の緊急輸送路

都市建設局は地域内の災害応急活動及び警戒宣言発令時の事前対策活動が、まちづくりセンター、防災備蓄倉庫、避難所等との効果的連携を図られるよう、緊急輸送路を事前に指定する。

ア 第1次確保路線

市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、まちづくりセンター、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)が設置される場所を結ぶ路線

イ 第2次確保路線

第1次確保路線以外の路線で主に避難所、防災上の拠点となる総合体育館等及び広域防災活動拠点である県立高校等と市災害対策本部を結ぶ路線

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び危機管理室は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。また、大型ヘリコプターの離着陸が可能な大型オープンスペース確保及び臨時ヘリポートの確保に努める。

◆ 資料編参照

- ※5-2 緊急輸送路線図
- ※5-3 市指定緊急輸送路
- ※5-4 県指定緊急輸送路
- ※5-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※5-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場

第3章 火災・危険物災害等の防止

第1節 火災等の防止対策

1 基本方針

内陸部における大規模地震発生時にも大きな被害が想定されるのは、二次的に発生する火災によるものである。

そこで、火災の防止に関しては、人命の安全確保を最重点とし、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難者の安全確保等の方策を確立し、火災に対処する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	自主防災組織の資機材整備に関すること。
	都 市 建 設 局	防火・避難施設の整備指導に関すること。
	消 防 局	消防法に基づく指導等に関すること。 出火防止対策に関すること。

3 火災防止の指導

消防局は、消防法等に基づく次の指導を実施するよう計画し、実践する。

(1) 市民への指導

家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について普及啓発を図る。

ア 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (ア) 消火器の設置、風呂水のくみ置きや水バケツの備えなど消火準備の徹底
- (イ) 耐震自動消火装置付火気器具、家庭用防災用品等の普及
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (エ) カーテンなどに防災製品使用の普及
- (オ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (カ) 住宅用火災警報器の設置

イ 出火防止に関する教育、訓練の主な指導事項

- (ア) 起震車による震度体験訓練の推進
- (イ) 地震直後や避難時の電気ブレーカー、ガス元栓の閉鎖の徹底
- (ウ) 教育局と連携した防火教育の推進

(2) 事業者等に対する指導

ア 防火管理者制度

(ア) 防火管理者の育成

消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であることから、防火管理者の育成・指導に努める。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画には、地震防災に関する規定を設けるよう指導を行う。

(ウ) 共同防火管理

共同防火管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実在即した防火管理が実施できるよう指導する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画及び共同防火管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

イ 防災管理者制度

(ア) 防災管理者の育成

消防法第36条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であることから、防災管理者の育成・指導に努める。

(イ) 消防計画

防災管理者が作成する消防計画には、地震発生時の被害の想定及びその対策、訓練結果等の検証及び検証結果に基づく消防計画の見直し、地震の被害を軽減させるための予防対策、特殊な災害時の関係機関への通報及び避難誘導に関する項目を設けるよう指導を行う。

(ウ) 共同防災管理

共同防災管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実在即した防災管理が実施できるよう指導する。

(エ) 自衛消防組織の設置

多数の者が出入りし、かつ、大規模な建築物の防火対象物の管理権原者に自衛消防組織を設置させ、火災その他の災害の被害の軽減のため、具体的な編成や運用体制などについて消防計画に定め、災害発生時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

(オ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画及び共同防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証の表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

エ 防災管理点検報告制度の実施

多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模な建築物の防火対象物の地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理点検報告制度に基づく防災優良認定証及び防災基準点検済証の表示を推進し、防火対象物の関係者の防災に対する認識を高め、防災管理業務の適正化を図る。

オ 自主点検報告制度の実施

旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、自主点検報告制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

カ 立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査を、計画的に実施するとともに、立入検査の結果、違反が認められる場合の処置の徹底を図る。

(3) 防火・避難施設の整備

都市建設局は、安全な避難路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合させ、防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防災査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は自主点検報告制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

4 出火防止対策の推進

消防局は、次の出火防止対策を推進する。

(1) 火気使用設備・器具の出火防止

ア 火気使用設備・器具の安全化

地震時における出火危険を排除するため、火気使用設備、器具周囲の保有距離の確保、並びに火気使用設備の固定等の各種安全対策の推進を図る。

イ 立入検査での指導

火気を使用する事業所や不特定多数の者の出入する施設等の立入検査において、火気使用設備器具の点検、整備の徹底について指導を行う。

(2) 不特定多数収容施設等の出火防止

ア 地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い飲食店、百貨店等の防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施する。

イ 火気使用設備・器具等の固定や当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止処置及び災害発生時における従業員の対応要領等について指導する。

ウ その他の事業所及び一般住宅等について、防火診断等を通じ上記イと同様の指導を行い、地震発生時の出火防止対策を徹底する。

(3) 危険物施設等の出火防止

危険物施設等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵、取扱いについて指導するとともに、地震時における出火の危険排除のための安全対策について指導を行う。

(4) 住宅の出火防止対策の推進

ア 住宅からの出火を防止するため、広報やイベント等を通じて市民等に出火防止措置を啓発する。

イ 火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、消防法の改正に伴う火災警報器設置の義務化に対応するため、全ての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するように指導する。

5 初期消火体制の推進

(1) 消防用設備の適正化

ア 消防局は、防火対象物に設置される消防用設備が、地震時に十分その機能を発揮し、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を行

う。

イ 消防局は、地震時において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備の確実な機能確保のため、貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等の適正な維持、管理を指導する。

ウ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店等は、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

消防局は、一般家庭における消火器等の初期消火用具の設置を促し、発生した火災を初期のうちに消火できるよう市民に指導する。

(3) 自主防災組織の支援

危機管理室は、都市部における火災延焼防止対策として、小型高圧遠距離送水装置等の資機材の整備を図る。

消防局は、自主防災組織の初期消火活動の充実を図るため、防災資機材等を活用し、初期消火訓練等を自主防災組織等に指導する。

(4) 事業所の自衛防災体制の強化

事業所は、各種訓練、指導等を通じて防災行動力の向上を推進し、自衛防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織との連携を深めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制作りを推進する。

6 火災拡大防止対策

(1) 消防力の強化

消防局は、土地利用の高層化・高密度化が進み、都市化する市街地や人口の増加に伴う消防力の需要増大に対応するため、相模原市消防力整備計画に基づき、消防署・分署、消防車両・装備、消防水利、消防広域応援体制等の充実強化を計画的に推進する。

また、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図る。

ア 常備消防力の強化

(ア) 地震発生時には、火災や救助を必要とする事故等が多発し、消防局からの管制のとれた指令が困難な状況が予想される。そのため、消防署を中心とした、消防隊、救助隊等の出場の決定や部隊の増強、さらに、消防団や消防広域応援部隊の配置等を決定する指揮体制の強化を図る。

(イ) 地震による断水時にも対応できるよう、防火水槽の設置を更に推進するとともに、河川等自然水利の活用を検討し、消防水利の整備を進める。また、毒物、劇物、高圧ガス、放射性物質等の化学災害に対応できる消防資機材の整備を図る。

イ 通信体制の強化

地震発生時には、有線通信網に、^{ふくそう}輻輳や途絶が予想されるため、無線通信網の整備を図り、被害情報の収集、伝達、部隊運用体制の強化を図る。

ウ 消防団の充実・強化

地震発生時における消防団の消防力を強化するため、消防団詰所・車庫、消防用資機材、無線設備等の整備・充実を図る。

エ 消防水利の整備

地震やその他の災害で、水道施設の故障等による広範囲の断水等を考慮し、防火水槽の設置を更に推進するとともに、河川等自然水利の活用を検討し、消防水利の整備・充実を

図る。

(2) 地域防災体制の確立

地震発生時には、同時に火災が多発する可能性があり、それぞれの地域で協力して火災の拡大防止を図る必要があることから、地域の防災体制を確立するため、地域の住民、事業所等は、消防署と連携して、次の対策を推進する。

ア 事業所と自主防災組織等の連携

(ア) 事業所の自衛消防組織は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地震による火災等に対する初期対応を迅速に行うため、地域の自主防災組織等との連携を図るものとする。

(イ) 自衛消防組織の設置を義務付けられていない事業所については、地域の自主防災組織の一員として活動するものとする。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災行動力は、消防機関をはじめとして消防団、自主防災組織、事業所の自衛消防組織の各組織が協力してはじめて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう努めるものとする。

7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止

激しい地震動による停電や落下物あるいは火災などのため、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、人々が出入口に殺到するなどの混乱が発生し甚大な人的被害に結びつく可能性がある。このため、これら事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。

第2節 危険物等の災害予防対策

1 基本方針

危険物等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がある。

県及び市は、これらの施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震・事故対策、防災教育の推進を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	消 防 局	危険物施設に関すること。
	健 康 福 祉 局 (保 健 所)	毒物・劇物に関すること。
	環 境 経 済 局 (環 境 共 生 部)	有害物質の災害予防に関すること
	関 係 各 局	放射性物質に関する教育及び知識の普及。
関 係 関	神 奈 川 県 (安 全 防 災 局 、 警 察 本 部)	高圧ガス・エルピーガス・火薬類に関すること。 放射性物質災害の予防に関すること。
	文 部 科 学 省	放射性物質災害の予防に関すること。

3 危険物施設の災害予防

(1) 消防局は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者・管理者に対し、次の対策を実施する。

- ア 保安検査、立入検査の実施
- イ 施設の耐震化の促進指導
- ウ 緊急措置基準作成に対する指導
- エ 防災教育の実施
- オ 防災訓練の実施

(2) 危険物施設の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

4 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の災害予防

(1) 消防局は、高圧ガス指導取締対象事業所、液化石油ガス指導取締対象事業所及び火薬取扱事業所の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。

- ア 立入検査
- イ 毒物劇物危害防止規定の整備に対する指導

(2) 各事業所の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

5 毒物及び劇物の災害予防

(1) 健康福祉局は、毒物及び劇物取締法の規制を受ける営業者及び取扱責任者に対し、次の対策を指導、推進する。

- ア 立入検査
- イ 毒物劇物危害防止規定の整備に対する指導

(2) 毒物・劇物取扱施設の営業者及び取扱責任者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

6 有害物質の災害予防

(1) 環境経済局は、水質汚濁防止法に係る有害物質を排出するまたはそのおそれのある施設の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。

- ア 立入検査の実施
- イ 緊急措置基準作成に対する指導（水質汚濁防止法に係る事故時の措置）

(2) 当該施設の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

7 放射性物質の災害予防

(1) 基本方針

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法(昭和30年法律第186号)をはじめとする原子力関係法令により国及び関係事業者等において万全の対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害予防対策上必要な事項を定める。

なお、東日本大震災での原発事故による放射性物質の拡散問題を教訓として、市民の安全を確保するため、放射線量及び放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で提供するなどの取組を必要に応じて実施することとする。

(2) 放射性物質に関わる防災体制の整備

ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備

(ア) 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者・加工事業者・運搬事業者(以下「放射性物質取扱業者等」という。)は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を採るものとする。

また、放射性物質取扱業者等は、その職員に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に行うとともに、市及び県と連携を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(イ) 体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質を取り扱う事業所等(放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。)における火災等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応が執られるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

- a 消防署、警察署等への通報連絡体制
- b 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- c 放射線防護資機材の整備
- d その他必要な事項

イ 市及び県の体制整備

(ア) 防災体制の整備

- a 市及び県は、放射性物質対策の迅速かつ的確な実施を図るため、連携の強化を図るとともに、放射性物質に関わる防災体制の整備に努める。
- b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災などの緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。

(イ) 放射性物質の取扱事業所等の把握

消防局及び県は、放射性物質に関わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導

ア 市の指導

消防局は、放射性物質に関わる安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等の所有者・管理者に対し、次の事項について指導する。

- (ア) 消防設備の点検、施設・機械類の自主点検整備等の自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防災教育、及び操作員の教育訓練の実施
- (ウ) 自衛消防組織の強化
- (エ) 消防計画の作成及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な措置

イ 警察の指示

警察は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

(4) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 担当職員の教育

市及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育や各種専門研修を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射性物質災害に関わる防災体制及び組織に関すること。
- (ウ) 放射線防護に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

市及び県は、市民に対し、放射線及び放射性物質に関する講演会等の開催や広報紙やホームページ等での広報を行い、正しい知識や行動の普及等に努める。

また、学校教育の場においても、正しい知識の理解を進める。

(5) 防災活動用防護資機材等の整備

消防局及び県は、災害応急対策に従事する職員等の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努める。

- ア 放射性物質等の測定資機材
- イ 体表面汚染を防ぐ防護資機材
- ウ 内部被ばくを防ぐ防護資機材

(6) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(7) モニタリング等の実施

ア 県の措置

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ観測を実施する。県及び市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

イ 市の措置

市は、空間放射線量を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて、市内各地、農地、公共施設、水、食品及び農林産物等の放射線量又は放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で迅速に公表する。

また、必要に応じて市民が自ら、身近な生活環境における放射線量の確認ができるような措置を講ずる。

(8) 広域避難体制の確保

市は、放射性物質の拡散による被害に備え、他都市と避難者の相互受入れについて、協定等に基づき広域避難体制を確保する。

◆ 資料編参照

- ※14-7 出張所別危険物施設数一覧表
- ※14-8 高圧ガス指導取締り対象事業所数一覧表
- ※14-9 液化石油ガス指導取締り対象事業所数一覧表
- ※14-10 火薬類取扱事業所数一覧表
- ※14-11 毒物・劇物営業者及び要届出義務取扱者
- ※14-12 放射性物質取扱い事業所数一覧表

第4章 風水害予防対策

第1節 浸水被害予防対策

1 基本方針

台風、梅雨前線等による一時的な雨量の増加に対処し、浸水被害を未然に防止するため河川の改修及び下水道の整備を行う。また、雨水の排除のための下水道整備計画は河川の改修計画と連携して行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	河川整備、下水道整備及び下記風水害予防対策全般に関すること。
	都市建設局(まちづくり計画部)	開発時の雨水浸透施設設置促進に関すること。 建築時の雨水浸透施設設置促進に関すること。 地下施設の浸水被害防止の促進に関すること。
	消 防 局 危 機 管 理 室	浸水被害警戒地域対策に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 東 京 都	河川整備に関すること。

3 河川の整備

神奈川県、東京都及び都市建設局は、各管理河川について次のとおり河川整備を実施している。

(1) 相模川(県)

主要地点(磯部頭首工より下流)において、150年確率で改修を進めている(上流は100年確率)。

(2) 鳩 川

ア 1級河川区間(座間市境～千歳橋)

(ア) 座間市境～鳩川分水路(県)

時間雨量35mmに対応する改修計画で進めている。

(イ) 鳩川分水路～姥川合流点(県及び市)

時間雨量57mm対応で改修済み。

(ウ) 姥川合流点～千歳橋(県)

時間雨量57mmに対応する改修計画で進めている。

イ 準用河川区間(市)

時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。

(3) 道保川(市)

時間雨量74mmに対応する改修計画で進めている。

(4) 八瀬川(市)

時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。

- (5) 境川
 - ア 根岸橋下流(東京都)
時間雨量50mmに対応する改修計画で進めている。
 - イ 他区間(県)
時間雨量60mmに対応する改修計画で進めている。
- (6) 姥川(市)
時間雨量51mmに対応する改修計画で進めている。
- (7) 串川(県)
時間雨量50mmに対応する改修計画で進めている。

4 下水道等の整備

- (1) 都市建設局は、公共下水道雨水管の整備については、浸水地域を優先して順次整備を進める。
- (2) 都市建設局は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。
- (3) 都市建設局は、下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。
- (4) 都市建設局は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。

5 ハザードマップの周知と避難の確保

- (1) ハザードマップの周知
危機管理室は、相模川、境川等について河川管理者が公表した浸水想定区域に基づき、浸水が予想される地域の住民に対し、浸水区域、避難所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民に周知を図る。
- (2) 避難体制の検討
危機管理室は、浸水想定区域ごとに洪水予報や避難の指示・勧告等の伝達方法、避難体制等など円滑な避難を確保するために必要な事項を定める。
また、浸水想定区域からの距離が近い、又は地盤高の差が少ない避難所について、より安全性の高い二次避難所を選定し、必要な物資や資機材等の備蓄及び誘導體制の整備等を行う。
- (3) ダムの安全対策
危機管理室は、県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等、企業庁の対策について、ホームページ等を通じて市民等に普及する。
また、あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策を検討するほか、ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究を推進する。

6 地下空間の浸水被害軽減

- (1) 地下施設浸水の啓発等
都市建設局は、地下施設等を持つ現有施設や建築計画に対し、地下施設等における水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努め、土のうの確保や止水板の設置などを指導する。
- (2) 地下空間の浸水対策
関係各局は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する施設が設置された場合は、市から管理者への洪水情報等の伝達方法を検討する。

また、施設の管理者は、浸水防止のための土のうなどの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉等の設置、利用者への情報伝達や避難体制についての計画作成、従業員への防災教育等を行い保安体制の充実を図る。

7 浸水被害警戒地域対策計画

危機管理室、都市建設局、消防局は、浸水被害警戒地域における防御活動の円滑化を図り、浸水被害を軽減させるため、浸水被害警戒地域対策計画に基づき、市民との連携及び市災害対策本部設置前の防御体制を整備する。

(1) 警戒地域の区分

ア 第1次警戒地域

降雨量がおおむね1時間で30mm又は3時間で70mmを超えない場合において、従前の浸水被害発生状況から勘案して床上浸水又は床下浸水のおそれがある地域とする。

イ 第2次警戒地域

第1次警戒地域以外の地域で、従前の浸水被害発生状況から勘案して床上浸水のおそれがある地域とする。

(2) 警戒地域の指定

警戒地域は、毎年指定するとともに、浸水被害警戒地域防御計画を定める。

(3) 現地調査

関係各局は、警戒地域のうち必要な地域について、雨水排水施設等の点検、その他防御活動に必要な措置を確認するため、出水期前に合同で現地調査を行う。

(4) 警戒地域関係者への協力要請

防御活動が円滑に行われるよう、次の事項について事前に警戒地域関係者に協力を要請する。

ア 被害状況等の通報

イ 土のう置き場及び土のう積み等応急措置の応援

ウ 排水施設等の清掃

エ その他被害の軽減を図るための措置

◆ 資料編参照

※4-3 水防倉庫一覧表

※14-1 重要水防区域一覧表

※14-2 河川水位観測所

※14-3 城山ダム放流警報施設位置図

※14-4 市が管理する雨水調整池

※14-5 流域貯留浸透施設一覧表

第2節 崖崩れ等災害予防対策

1 基本方針

市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を促進する。

また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	崖地災害の予防対策の総括及び調整に関すること。
	都 市 建 設 局 (まちづくり計画部、土木部)	崖地災害の予防対策に関すること。
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	
	関 係 各 局	
関係機関	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	急傾斜地の調査及び指定等に関すること。

3 急傾斜地崩壊危険区域災害予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域等

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)により、県知事が指定基準以上で災害の発生する危険性の高い急傾斜地について、市長の意見を聴いて指定する。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

崖崩れによる災害の発生が予想される箇所で、「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」に基づき、神奈川県が調査を実施し公表したもの。

(2) 指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、標柱及び標識板等を設置し、地域住民に指定区域を周知するとともに定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全を行う。また、必要に応じて、地権者等に対する防災措置の勧告や崩壊防止施設の設置等を行う。

(3) 情報の収集及び気象警報等の伝達方法

災害の発生するおそれがある場合に、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、関係機関との連絡を密にし、情報の収集、気象警報等の伝達を行う。

(4) 土砂災害警戒区域等

県知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に、更に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。危機管理室は県と協力し、指定された区域における警戒避難体制を整備する。また、都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制若しくは移転等の対策を進める。

(5) 事前調査の実施

梅雨又は台風の前などの時期に、前述する箇所等のパトロールを実施し、都市建設局、消防局において、危険が予想される箇所の認識を図る。

4 自然災害回避(アボイド)行政の協力、推進

危機管理室及び関係各局は、県自然災害回避(アボイド)行政について積極的に協力、推進し、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用を促進する。

また、警戒・避難計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進め、市民等に周知する。

5 災害時要援護者施設の土砂災害防止対策

都市建設局は、災害時要援護者関連施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。また、関係各局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。

6 山地の災害防止

県は、保安林内の山地災害危険地区について、災害発生の危険性が高いところから計画的に治山工事を推進する。また、森林をそれぞれに応じた保安林に指定し、施業の制限、保安林の整備等を行う。

◆ 資料編参照

※14-6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

※14-17 住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要

第5章 応急対策への備え

第1節 情報伝達網の整備

1 基本方針

大規模な地震が発生した場合、電話の輻輳^{ふくそう}や通信施設等の被災により、被害状況に関する情報収集活動や市民に対する広報活動に支障をきたすことが予想される。

このため、災害時の情報連絡体制に万全を期すため、無線通信設備を中心とした情報伝達網の整備を推進する。

また、伝達手段の障害等に備えて、複数の手段を併用する体制整備を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)、アマチュア無線等に関する事 災害時優先電話に関する事 通信ネットワークの整備に関する事
関係機関	防 災 関 係 機 関	通信ネットワークの整備に関する事

3 地域防災無線設備

消防指令センター、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、避難所、公用車等に地域防災無線設備を整備し、有線電話不通時の情報伝達手段を確保する。

4 防災行政用同報無線(ひばり放送)設備

災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線(ひばり放送)設備を整備し、情報伝達手段を確保する。

また、ひばり放送が聞き取りにくい場合には現地調査を実施するとともに、情報伝達手段(ひばり放送テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送等)や、J - A L E R T (全国瞬時警報システム)による自動放送の種類等を市民等に周知する。

5 携帯電話等の活用

災害対策に特に必要と認める職員に対して携帯電話を配備し、連絡体制及び動員体制の整備を図る。

また、避難所、現地対策班、教育関連機関等に、災害時にも比較的繋がりやすいPHSやMCA無線等を設置し、操作訓練等を行う。

その他、警報及び避難情報等を速やかに伝達するため、携帯電話の「緊急速報エリアメール」及び「緊急速報メール」の普及を市民等に啓発する。

6 災害時優先電話の活用

市役所、市出先機関、市立小・中学校、防災関係機関等の災害時優先電話の活用を図り、災害時の情報伝達手段を確保する。

また、避難者の安否確認等に利用できるように、災害時にも優先的に繋がる公衆電話回線を使用した特設公衆電話を避難所に設置する。

7 無線従事者の養成

地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用に当たり、必要となる無線従事者を計画的に養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

8 アマチュア無線局設備等の活用

災害の状況によっては、地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)等の運用のみでは被害情報の収集伝達に困難を来すことが予想されるため、アマチュア無線局の活用を図る。

また、業務用無線(タクシー等で使用するMCA無線等)所有事業者との災害時の情報収集及び伝達に関する協定を推進する。

9 屋外カメラ等の整備

災害時の各区の拠点施設周辺の状況、洪水時の河川の増水・氾濫等の状況をリアルタイムに把握するため、屋外定点カメラの整備・活用を検討する。

10 浸水想定区域の情報伝達等対策

浸水想定区域の住民等へ、より確実に警報及び避難情報等を速やかに提供できる情報システムの整備を検討する。

また、緊急時のダムの放流等について、県企業庁等との通報や情報交換をより迅速かつ確実に行えるように緊急通報システムの整備等を検討し、迅速な情報伝達体制の確保を推進する。

11 無線通信網の充実

防災関係機関と連携し、市役所、市立小・中学校、市出先機関等の市施設、医療機関、電気、ガス、水道等の防災関係機関との無線通信網を整備し、災害時の情報連絡体制の確保に努める。

また、通信の輻輳や孤立地区の発生に備え、MCA無線や簡易無線等の無線機器の導入、各区及び孤立が予想される地区への衛星携帯電話の配備を推進する。

12 通信設備の運用訓練等

市及び各防災関係機関は、災害時の情報伝達をより迅速かつ確実にするため、通信設備の点検・保守や定期的な通信訓練等、以下の対策を実施する。

- (1) 通信マニュアル及び通信訓練計画の策定及び周知
- (2) 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- (3) 情報通信手段の管理・運用体制の点検
- (4) 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- (5) 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- (6) 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練(通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等)
- (7) 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、耐震性がある施設や災害危険性の低い場所への設置等

◆ 資料編参照

※ 2 - 4 地域防災無線設置場所

※ 2 - 5 防災行政用同報無線(ひばり放送)設置場所

第2節 災害緊急情報システム等の整備

1 基本方針

大災害の時には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。

このため、関係各局との情報の共有を図るとともに、気象情報システム、震度情報システムをサブシステムとして活用し、的確な情報を処理するための運用を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	災害緊急情報システム等に関すること。
	消 防 局	

3 災害緊急情報システム

危機管理室は、ネットワークにより被害情報を一元管理し、迅速、的確な情報処理を行うため、災害緊急情報システムを導入し、平成12年4月から運用している。

- (1) 被害情報に対して、関係各局が早急に対応するため情報の共有を図るとともに、情報処理の迅速化を図る。
- (2) 被害状況に対して、対応する局を早急に明確化し、風水害・地震等の災害に対処する。

4 気象情報システム

相模原市内での風水害及び地震災害に対して、災害応急対策の円滑な運用を図るため、(財)日本気象協会による降雨予測や震度情報システムによる市内の震度情報を集約するものである。また、平成20年度より、市のホームページを介して、市民用気象情報の提供も開始した。

主な情報提供内容

- 市内雨量情報 ○市内震度情報 ○気象庁地震情報 ○台風情報 ○注意報・警報
- 市内の天気 ○市内の天気・天気予報 等

(雨量及び気象観測所)

気象観測所	2箇所	消防指令センター、津久井消防署
雨量観測所	14箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、大沢分署、相原分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署

5 震度情報システム

相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講じることを目的としたものである。

市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度を即時に表示するシステムである。

地震観測場所	名 称	気象庁による発表名称	設置主体
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置
消 防 局	消 防 局	—	市 設 置
南 消 防 署	相模大野	相模原市南区相模大野	市 設 置
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置

新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置
ふれあい科学館	田 名	相模原市中央区田名	市 設 置
相 原 分 署	相 原	相模原市緑区相原	市 設 置
上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置
城山まちづくりセンター	城 山	相模原市緑区久保沢	神 奈 川 県 設 置
津久井まちづくりセンター	津 久 井	相模原市緑区中野	神 奈 川 県 設 置
相模湖まちづくりセンター	相 模 湖	相模原市緑区与瀬	神 奈 川 県 設 置
藤野まちづくりセンター	藤 野	相模原市緑区小湊	防災科学技術研究所設置

－：消防局の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

6 災害情報共有・通信システム

通報や消防車両・救急車両の動態情報を把握・管理する消防情報管理システムを拡充し、大規模災害時には、災害発生箇所及び対応状況を把握、管理できる災害情報システムの導入を検討する。

7 神奈川県災害情報管理システム

県内の防災関係機関が入力した被害情報や応急措置に関する情報を、集計や地図情報として迅速に把握できるシステムである。(平成20年度運用開始)

8 被災者支援システム

災害時に被災者の避難収容、り災証明、救援物資等の提供、支援金等の支給、仮設住宅の入居等を、総合的かつ効率的に行うための支援システムの導入を検討する。

第3節 避難場所等の整備

1 基本方針

災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の基準、伝達方法等を明確にする。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	広域避難場所・避難路の整備に関すること。
	都市建設局(まちづくり計画部)	
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	避難路の整備に関すること。
	環 境 経 済 局 (環 境 共 生 部)	
	教 育 局 (教 育 環 境 部)	避難所(小・中学校)の整備に関すること。
	危 機 管 理 室	避難所担当職員の選任に関すること。 避難所・一時滞在施設の指定に関すること。
関 係 各 局	避難所(所管施設)の整備に関すること。	
関 係 機 関	関 係 機 関	広域避難場所の管理に関すること。

3 避難場所・避難所の区分

(1) 広域避難場所

地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

(2) 一時避難場所

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校等の場所をいう。

(3) 避難所

被災者に対する救援措置を行うための施設をいう。

(4) 二次避難所

災害時や被災者の状況等から、上記の避難所では安全を確保できない場合に二次的に避難する施設をいう(福祉避難所を含む)。

(5) 一時滞在施設

鉄道等が長時間運行停止となった場合に駅周辺等で滞留し、帰宅が可能になるまで滞在する場所がない者を一時的に滞在させる施設をいう。

4 広域避難場所の整備

広域避難場所を指定するに当たっては、「神奈川県大震火災避難対策計画(昭和46年8月)」(面積要件1ha)に基づき指定するものとするが、近年の市街地の状況から広域的な面積の確保が困難となっているため、地域の実情に応じて指定する。

(1) 広域避難場所の指定

危機管理室は、広域避難場所の指定に当たり、地域人口と他の避難場所との関係及び当該場所の状況等必要な調査を行い指定する。

(2) 広域避難場所の変更・解除・周知

危機管理室は、広域避難場所が周辺の状況等により、避難対象人員、避難地区等を変更する必要がある場合、又は、広域避難場所として適さなくなった場合、これを変更・解除する。また、広域避難場所が変更・解除になった場合のほか、随時、広域避難場所について市民への周知を行う。

(3) 広域避難場所の確保

人口の増加及び住宅地等の開発に伴い、広域避難場所を確保することが困難となっている。このため、危機管理室及び都市建設局は、関係各局、機関と協力して、公有地はもとより民有地についても極力安全空間を保つよう協力を求め、広域避難場所の確保に努める。

(4) 広域避難場所関連施設等の整備

ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等を整備する。

イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材を整備する。

ウ 避難路の指定を推進する。

5 一時避難場所の選定

一時避難場所は、各自主防災組織において選定する。選定に当たっては、安全適切な場所とし、過密化等危険要因の増大により、適宜変更する。

6 避難所の指定及び周知

被災者に対する救援措置を行う施設として、市立小学校及び中学校等を避難所に指定し、市民に周知する。

7 避難所の整備

(1) 避難所を耐震化する。

(2) 防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、仮設トイレなどの備蓄を行う。備蓄に当たっては、乳幼児や高齢者など災害時要援護者に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するものとする。

(3) 飲料水確保のための飲料水兼用貯水槽等を計画的に設置する。

(4) 非常用発電設備、防災行政用同報無線戸別受信機、テレビ受信用設備を整備する。

(5) 炊き出しのための施設の整備を行う。

(6) 広報のための大型掲示板を設置する。また、災害時要援護者に配慮した情報伝達手段を整備する。

(7) 災害時要援護者のためのバリアフリー化などの施設の改良等を推進する。

(8) 避難所の鍵は、避難所担当職員(責任者)が所持するとともに、緑・南区役所、まちづくりセンター、中央区管内6公民館、市立小・中学校、消防署所の各施設に分散して管理する。

8 避難路の整備

広域避難場所に通ずる幅員1.5m以上の道路又は幅員が1.0m以上の緑道等を選定し、避難上必要な機能を整備する。

9 避難所担当職員の選任等

避難所担当職員は、避難所周辺に居住又は勤務する市職員から選任し、避難所運営の任務に当たる。

◆ 資料編参照

- ※ 3 - 1 避難所及び救護所一覧表
- ※ 3 - 2 広域避難場所一覧表
- ※ 3 - 3 一時避難場所一覧表

第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備

1 基本方針

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。 備蓄に関すること。
	健康福祉局(福祉部、保険高齢部、 こども育成部、保健所)	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。 災害時要援護者のための備蓄に関すること。
	企 画 市 民 局 (財 務 部)	防疫機材の備蓄に関すること。
	総 務 局 (総 務 部)	燃料調達体制の整備に関すること。 活動要員への支援体制の整備に関すること。
	教 育 局 (教 育 環 境 部)	避難所倉庫整備の協力に関すること。 給食用食材の一時的活用に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	所管する資材の備蓄等に関すること。
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	災害時物資調達体制の確立に関すること。 防疫機材の備蓄に関すること。 企業内備蓄の啓発に関すること。
	消 防 局	所管する資材の備蓄等に関すること。
関 係 機 関	公益社団法人相模原市薬剤師会	医療品等の備蓄等に関すること。
	(社)相模原市建設業協会	防災資機材調達体制の協力に関すること。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原造園協同組合	
	相模原市農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること。

3 防災資機材等の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

危機管理室は、災害時の応急対応を迅速に実施するため、食料、資機材等を分散して配置する防災備蓄倉庫の整備を推進する。

防災備蓄倉庫は、避難所倉庫、広域避難場所対応倉庫及び一般倉庫とする。

(2) 防災資機材の整備

危機管理室及び都市建設局は、災害発生時の救出、救助及び被災地における応急活動用資機材の整備充実に努める。また、都市建設局は、協定締結団体から、緊急時に必要な資機材が迅速に得られるよう調整しておく。

(3) 医療器具、医薬品等の備蓄・調達

健康福祉局は、災害時の医療救護活動を迅速確実にを行うため、医療器具、医薬品等の備蓄を計画的に推進する。また、被害の状況に応じて公益社団法人相模原市薬剤師会及び関係業者から必要な医療器具、医薬品等の調達を行えるよう協力関係を維持する。

(4) 水防資機材の整備

消防局及び都市建設局は、水防活動の充実に努めるため、水防資機材の整備充実に努める。

(5) 化学消火薬剤の備蓄

消防局は、危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤の備蓄に努める。また、県から管理委託による化学消火薬剤も併せて備蓄する。

(6) 防疫活動用備蓄機材の管理

健康福祉局、環境経済局及び相模原市農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。

(7) 活動要員への支援体制の整備

総務局は、災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を整備するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を備蓄する。

4 応急飲料水等の確保

危機管理室、健康福祉局及び教育局は、水道供給停止となる事態に備え、次の対策を行う。

- (1) 市民へ平常時から家庭等における災害時用飲料水の確保(1人1日3リットルで3日分)を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 市民1人1日3リットル、10日間を目標として応急飲料水の確保を図る。
- (3) 応急飲料水及び医療用の水を確保するため、飲料水兼用貯水槽を計画的に整備する。
- (4) 市立小・中学校等のプールに飲料水及び生活用水用の水の確保を図る。
- (5) 市有建物内にある受水槽に緊急遮断弁を設置し、飲料水を確保する。
- (6) 応急給水用として給水タンク、給水袋、キャンパス水槽等の整備充実に努める。

5 食料の備蓄等

- (1) 危機管理室は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理室は、応急食料としてアルファ米、サバイバルフーズ、災害救助用クラッカー等の備蓄を行う。
- (3) 環境経済局は、食料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。
- (4) 教育局は、給食センターの整備等に併せ、可能なものから災害時の米飯の提供体制を確保する。

6 生活必需物資の備蓄

- (1) 危機管理室は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理室は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、都市建設局は、下水道マンホールを利用した災害用トイレ蓋を備蓄する。
- (3) 環境経済局及び企画市民局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。
- (4) 災害時要援護者固有の生活必需物資は、健康福祉局が計画的に備蓄する。
- (5) 市民は、非常用食料と併せ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。
- (6) 事業所は、従業員等の一斉帰宅を抑制し、事業所に留め置くため、また、事業継続のため、従業員の3日分以上の食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

7 備蓄整備計画の見直し

関係各局は、防災資機材、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、必要に応じて品目及び数量を見直し、適切な備蓄に努めるものとする。特に、生活用品や食料についての高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮がなされるよう適宜見直しを図る。

◆ 資料編参照

- ※3-2 広域避難場所一覧表
- ※3-4 防疫活動用備蓄機材一覧表
- ※4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- ※4-2 防災用備蓄資機材一覧表
- ※4-3 水防倉庫一覧表
- ※4-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表
- ※6~12 要領・規程・協定における該当各種協定書
- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第5節 救助・医療体制の整備

1 基本方針

地震災害などの突発的かつ多量の救助事象発生の事態における迅速かつ効率的な人命救助がはかれるよう、平常時医療の強化とともに災害時救助・医療体制の整備を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健康福祉局（福祉部、保健所）	災害時医療体制の整備に関すること。
	消 防 局	救出・救助・救急能力の強化
関 係 機 関	（社）相模原市医師会	災害時医療体制の整備に関すること。
	（社）相模原市歯科医師会	
	公益社団法人相模原市薬剤師会	
	（社）相模原市病院協会	
	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部	
	（社）神奈川県柔道整復師会相模支部	

3 初動医療体制の整備

健康福祉局は、地震発生時の医療救護体制について、協定締結団体等と、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、救護班の編成、物資・要員の調達等の初動医療体制について協議し、初動医療体制を確立しておく。

4 後方医療体制の整備

健康福祉局、消防局、（社）相模原市医師会及び（社）相模原市病院協会は、救護所や救急病院等で対応できない重症者に対する後方医療機関への搬送及び治療を行えるよう、その方法及び協力関係等を整備する。

5 救出・救助・救急能力の強化

消防局は、次のとおり救出・救助・救急能力の強化を図る。

- （1）救急高度化の推進
- （2）応急救護の普及啓発
- （3）高度救助体制の強化

◆ 資料編参照

- ※ 9-1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定（（社）相模原市医師会）
- ※ 9-2 災害時における医療救護活動に関する協定（（社）相模原市病院協会等）
- ※ 9-3 災害時における医療救護活動に関する協定（（社）神奈川県柔道整復師会相模支部）
- ※ 9-4 災害時における医療救護活動に関する協定（公益社団法人 相模原市薬剤師会）

第6節 災害時輸送体制の整備

1 基本方針

大規模災害時には、緊急車両の通行のほか大量の救援物資が運び込まれるため、通行路の確保及び輸送車両の確保が重要となる。災害時の輸送体制を迅速かつ効率的に確保できるよう、平常時から関係者の協力体制を築き、車両等の整備及び緊急通行車両の登録を進めておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	車両・燃料の確保に関すること。
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	輸送に関する集積拠点等の開設に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関すること。
	危 機 管 理 室	緊急通行車両等の事前届出に関すること。
関 係 機 関	(社)相模原市建設業協会	道路上の障害物の除去の協力に関すること。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原道路安全施設業協同組合	
	相模原造園協同組合	
	神奈川県石油商業組合北相支部	燃料供給の協力に関すること。
	(社)神奈川県トラック協会	災害時運送力確保の協力に関すること。
	日 本 通 運 (株)	
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	
	小 田 急 電 鉄 (株)	
	京 王 電 鉄 (株)	
神 奈 川 中 央 交 通 (株)		

3 市有車両確保体制の整備

企画市民局は、災害時に使用可能な市有車両について、帰庁時に燃料を確実に補給する(原則としてタンクの3/4以上)等、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

4 民間車両確保体制の整備

企画市民局は、貨物自動車、小型自動車を確保できる団体又は業者と協定を締結し、災害発生時の車両の確保、動員及び運用方法を協議し、協力関係を維持・強化する。

5 緊急通行車両の確認手続

危機管理室は、災害時の緊急輸送を円滑に行うため、県公安委員会(警察本部交通規制課)に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護
- エ 施設及び設備の応急の復旧

- オ 清掃、防疫その他の保健衛生
- カ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- キ 緊急輸送の確保
- ク その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- エ 施設及び設備の整備並びに点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- ク その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

6 燃料確保体制の整備

企画市民局は、石油商業組合、ガソリンスタンド等と協定を締結し、災害時において避難所、市有車両と協定業者に優先的かつ効率的に燃料を供給できる体制の整備に努める。

また、災害時用の燃料備蓄庫の整備を検討する。

7 道路障害物除去体制の整備

都市建設局は、災害時に重機を利用した道路上の障害物除去作業等が迅速に行えるよう、協定団体等との協力関係の維持・強化に努める。

8 集積配送拠点の整備

環境経済局は、関係各部と協力し、災害時の物資集積配送拠点を事前に選定し、その運用方法の検討に努める。

◆ 資料編参照

- ※5-1 市保有車両一覧表
- ※7-1-1 災害時における燃料の供給の協力に関する協定(神奈川県石油商業組合北相支部)
- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-4 (社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱
- ※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定
(社)神奈川県トラック協会相模地区支部)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-1-8 災害時における応援に関する協定書(相模原道路安全施設業協同組合)
- ※8-2-0 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-2-1 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第7節 災害時における文教対応体制の整備

1 基本方針

地震等の災害に際し教育委員会は、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	教育局（教育環境部、 学校教育部、生涯学習部）	災害時における文教対応体制の整備に関する こと。 文化財の災害対策に関すること。 防災教育の充実及び応急教育の実施に関する こと。
	健康福祉局（こども育成部）	災害時における市立幼稚園の防災対策に関する こと。
関 係 機 関	神 奈 川 県	災害時における文教対応体制の整備に関する こと。
	小・中学校及び教育機関	

3 教育局の防災対策

- （1）教育局は、平常時より、学校等が行う災害発生時における児童・生徒等の安全確保、消防局と連携した防火・防災教育、組織体制などの防災対策について、学校安全の手引等により指導・助言、情報提供を行う。
- （2）教育局は、耐震対策、浸水対策、防災資機材の整備など学校等の施設・設備の強化を図るとともに、児童・生徒等の留め置きに必要な備蓄等を行う。
- （3）教育局は、災害時における学校等との情報受伝達体制の整備を図る。
- （4）教育局は、学校の避難所への支援・協力の関わり方について、平常時より指導・助言、情報提供を行う。

4 学校(市立小・中学校)の防災対策

- （1）学校は、災害発生時における児童・生徒の安全確保、防災教育、情報連絡体制、防災訓練等を内容とした独自の防災計画を定める。
- （2）学校は、独自の防災計画の円滑な実施を図るため、防災組織を設置する。
- （3）学校は、災害時の状況を配慮した、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
- （4）学校は、児童・生徒が災害状況を適正に判断し、的確な行動ができる能力の育成に努める。また、教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上に努める。
- （5）学校は、児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定するとともに、当該学校の避難所運営協議会や自治会等と連携し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練を計画的に実施する。
- （6）学校は、情報連絡が正確かつ迅速に行えるよう、日頃から保護者や児童・生徒、教職員間、教育局との情報連絡体制の整備に努める。

5 教育機関の防災対策

- (1) 教育委員会事務局の組織等に関する規則に定める教育機関の施設管理者は、施設・設備の点検確認、利用者の安全確保、情報連絡体制などを内容とした社会教育施設等防災計画を定める。
- (2) 教育機関においては、多様な形態があることから、各機関の運営状況に応じた防災訓練を計画的に実施する。

6 児童・生徒保護対策

風水害等の災害が予測される場合には、事前の情報収集に努めるとともに登下校の時間帯の変更など児童・生徒の安全確保に努めることとする。

また、東海地震注意情報、東海地震予知情報(以下「東海地震予知情報等」という。)の発表及び警戒宣言の発令に伴い、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として、綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に学校長等は、児童・生徒の保護について、次の事項に十分留意し具体的な計画を定めるものとする。

- (1) 児童・生徒の生命、身体の安全確保を最優先とすること。
- (2) 学校の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
- (3) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令に迅速に対応できるものであること。
- (4) 児童・生徒の行動基準並びに学校及び教職員の対応が明確にされていること。
- (5) 学校における教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- (6) 大規模地震の発生後、東海地震予知情報等の発表後及び警戒宣言の発令後においては、保護者への緊急連絡等ができない事態を想定して、特に、保護者への情報発信、児童・生徒の留め置き及び引き渡しについて、保護者に十分理解されるものであること。
- (7) 遠足等校外活動中に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発令されても対応できるものであること。
- (8) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。

7 幼稚園、私立学校等の防災対策

健康福祉局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より、災害発生時における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策を適切に行う。

8 高校、大学の防災対策

高等学校及び大学の管理者は、生徒、学生及び勤務職員等の一斉帰宅を抑制し、施設内に職員等を留め置くための食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

9 文化財の保護

教育局は、文化財が災害により被災しないように、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の所在情報について、消防局と情報を共有化し、具体的な対策の検討を連携して行う。

第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備

1 基本方針

災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	応急危険度判定体制整備に関する事。
	企画市民局(企画部)	災害時の土地活用の調整に関する事。
	企画市民局(企画部・財務部)	応急仮設住宅に関する事。
	都市建設局(まちづくり計画部)	
	健康福祉局(福祉部)	応急住宅等の入居基準整備の協力に関する事。
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関する事。
関 係 機 関	神奈川県(県土整備局、保健福祉局)	応急危険度判定体制整備に関する事。 災害時の土地活用の調整に関する事。 応急仮設住宅に関する事。
	(社)相模原市建設業協会	災害時の住宅等の建設・修理の協力に関する事。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原市電設協同組合	

3 応急危険度判定に関する事前対策

大規模地震発生時には余震による建築物の倒壊や宅地の崩壊による二次災害を防止するため、市内の応急危険度判定士及び県への応急危険度判定士の要請により、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。都市建設局はそのための体制を平常時より整備・強化に努める。

(1) 応急危険度判定士

神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、若しくは他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者

(2) 宅地危険度判定士

神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱に基づき、若しくは他都道府県において判定士の認定を受けた者

(3) 地元判定士連絡網

都市建設局は、市内の応急危険度判定士との連絡体制及び参集体制を整備しておく。

4 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策

企画市民局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。

(1) 応急仮設住宅建設用地の選定

応急仮設住宅の設置場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上好適な場所で、なるべく、交通の便がよいなど社会生活上の配慮がなされる場所となる。都市建設局は、平常時から、企画市民局等の協力の下、応急仮設住宅の建設用地を選定し、建物配置計画等を定める。

(2) 協力体制の確保

応急仮設住宅の建設用地は、ライフラインの便を考慮し、各局及び国、県等と協力して応急仮設住宅建設用地が確保できるよう調整し、協力関係を維持する。また、災害復旧・復興時の住宅建設・修理のための資材の確保、労力の確保について、協定団体、建築材料業者等との協力関係を確保しておく。

(3) 公営住宅等の把握

災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、神奈川県住宅供給公社等と協力して把握しておく。

(4) 応急仮設住宅等の入居基準・運営方針の確立

応急仮設住宅等の入居基準及び運営等について、県及び健康福祉局と協力し、事前にマニュアル等を整備しておく。

◆ 資料編参照

※ 8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)

※ 8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)

※ 8-3 災害時における応援に関する協定(相模原市電設協同組合)

※ 8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

※ 8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第9節 その他の災害対応体制の整備

1 基本方針

災害時の応急対策が確実にいえるよう、災害対応体制を整備し、災害対応の在り方を検討しマニュアル・手引等としてまとめ、訓練等を通して、各機関、各部署の災害に備えた計画を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	環境経済局（資源循環部）	清掃体制整備に関する事。
	企画市民局（市民部）	遺体処理体制整備に関する事。 帰宅困難者の支援に関する事。
	区 役 所	埋火葬許可証発行に関する事。 り災証明（火災を除く）発行に関する事。
	都市建設局（まちづくり計画部）	帰宅困難者の支援に関する事。
	危機管理室	広域応援受け入れ体制に関する事。
	健康福祉局（福祉部）	遺体処理体制整備に関する事。
	企画市民局（企画部）	災害時の土地活用の調整に関する事。
	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関する事。 火災に関する被害調査・り災証明に関する事。
	企画市民局（税務部）	被害調査（火災を除く）に関する事。 り災証明（火災を除く）発行の支援に関する事。
	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県 （警察本部、県土整備局）	遺体処理体制整備に関する事。 災害時の土地活用の調整に関する事。
	各 防 災 関 係 機 関	災害時活動体制等の整備に関する事。

3 災害時における清掃等に関する事前対策

（1）災害時廃棄物処理体制の整備

環境経済局は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するためのごみ処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。廃棄物等の仮置き場等の確保やリサイクルの方針なども含め、災害廃棄物等処理計画を確立しておく。

（2）廃棄物処理能力の拡充

環境経済局は、廃棄物処理施設・処分場の維持管理を徹底し処理能力の維持に努める。

また、地域におけるリサイクルシステム確立を支援し、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・資源化が行えるよう啓発等に努める。

4 災害時における遺体処理に関する事前対策

（1）火葬場施設の整備

企画市民局は、災害時に燃料等を確保し、設備の維持を図る。

（2）調達体制の整備

健康福祉局は、災害時における埋火葬等に伴う棺、骨つぼ等必要な物品の広域的な調達体制について、協定締結などを検討し、平常時より整備しておく。

(3) 各機関の連携体制の整備

健康福祉局は、災害時に遺体の見分・検視を実施する警察、検案を実施する協力医等と、更に火葬の実施及び戸籍等に係る手続きを担当する企画市民局、区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整しておく。また、企画市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。

5 災害時における土地利用に関する事前対策

企画市民局は、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設、自衛隊等応援者の活動拠点、物流拠点、避難場所、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図っておくものとする。

災害対策用地確保の優先順位	1. 市有地	2. 国・県有地	3. 民地
---------------	--------	----------	-------

6 被害調査及びり災証明発行に関する事前対策

企画市民局は、災害後に、被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給などの各種支援策と密接に関連するり災証明を発行するため市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、平成13年10月）の周知を図り、査定要員の確保に努める。

また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、り災台帳の作成、り災証明の発行及び活用に關わる手続についての関係部署間（調査及びり災台帳の作成：企画市民局、消防局、り災証明の発行：区役所、消防局、企画市民局（調査内容説明）、り災証明の活用：健康福祉局等）での運用方法の調整を行う。

7 広域応援の受入に関する事前対策

危機管理室は、自衛隊の災害派遣、緊急消防援助隊、全国自治体からの応援隊など、広域応援を受け入れる場合に必要な拠点（活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など、在日米軍との覚書や他自治体との災害応援協定等を踏まえた総合的な受援体制について検討し、訓練を実施するとともにマニュアル等を整備する。

また、本市から市外に市民が広域避難する場合を想定し、災害応援協定を締結した自治体間での避難者の受入れや避難生活の支援方法等を整備しておく。

8 在日米軍との相互応援に関する事前対策

危機管理室は、在日米軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」及び「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空司令部との覚書」による相互応援又は共同活動を円滑、的確に行うため、日頃から以下の対策を進める。

- (1) 相互に連絡窓口を定め、市域の安全状況及び基地内の安全状況について、平時から相互に情報交換を行う。
- (2) 災害や事故等のおそれがある場合の通知及び対策本部や危機行動班を設置する際の連絡を徹底する。

- (3) 災害時の被災状況や対応措置についての情報共有方法を整備する。
- (4) 研修、会議、訓練、演習等を通じて、災害対応の準備、専門技能の育成を推進する。

9 災害時活動体制等の整備

(1) 組織体制の整備

市及び各防災関係機関は、災害発生時若しくはそのおそれがある場合に災害対策本部等の設置など、災害応急対策のための特別の体制をとる。各局及び各機関は、地域防災計画の下、そのための体制を整備するとともに、更に参集のための連絡網の整備、通信設備、非常電源、非常用飲食料その他の資材等の確保・管理を行い、災害時の活動が的確に行えるよう体制を整備・強化しておく。

(2) 動員職員名簿の作成

市災害対策本部の各局長及び各防災関係機関は、あらかじめ、各局等の配備基準に基づき、配備の種別及び参集場所等を明記した動員職員名簿を作成し、所属職員に対して周知徹底を図る。

平常時と異なる業務を行う者等は、その活動の協力者等と平常時より対応方法等について相談しておくことが必要である。特に、市災害対策本部における避難所担当職員及び救護所担当職員となる者は、避難所の開設・運営方法を周知するだけでなく、地域との連携を深めるとともに、自主防災組織と連携して、避難所及びその周囲の危険性について把握しておくことが必要である。

(3) 活動要領の整備

各局及び各機関は、地域防災計画のもと、分掌する災害対応事務に係る活動の要領を、活動の手引き、マニュアルなどの細部実施計画として整備しておくものとする。また、訓練等による検証を踏まえ、適宜見直すことにより実践性の強化を図るとともに、関係者への周知徹底を行う。

(4) 事業所等の防災計画の作成

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条又は第36条の規定により、防火管理者・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。

また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取扱いの基準及び地震発生時における措置などを予防規程で定めることとなっている。

消防局は、これら施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制が執れるよう指導する。

また、大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」とする。)における強化地域内の事業所等の指導に準じ、次のとおり地震防災応急計画作成についての指導を行う。

指導方針は次のとおりとする。

ア 次の施設又は事業所に対して、地震防災応急計画を作成し、提出するよう指導する。

- (ア) 大震法施行令第4条第1号に定める防火対象物のうち収容人員が300人以上のもの
- (イ) 大震法施行令第4条第2号に定める複合用途防火対象物のうち収容人員300人以上のもの

(ウ) 大震法施行令第4条第3号に定める製造所、貯蔵所又は取扱所のうち著しく消火困難なもの

(エ) 大震法施行令第4条第13号に定める学校等のうち収容人員が50人以上のもの

(オ) 大震法施行令第4条第14号に定める福祉施設のうち収容人員が30人以上のもの

(カ) 大震法施行令第4条第23号に定める工場等

イ 次の施設または事業所に対して、地震防災応急計画を作成するよう指導する。

(ア) 大震法施行令第4条第1号に定める防火対象物のうち収容人員が300人未満のもの

(イ) 大震法施行令第4条第2号に定める複合用途防火対象物のうち収容人員300人未満のもの

(ウ) 大震法施行令第4条第3号に定める製造所、貯蔵所又は取扱所のうち著しく消火困難なもの以外のもの

ウ 地震防災応急計画に定めるべき事項等については、次の表により指導する。

地震防災応急計画に定めるべき事項等

計画に定めるべき項目		計画に明示すべき事項	計画作成に当たっての留意事項	
第1節 地震防災 応急対策 に係る事項	各施設等に共通する事項	東海地震に関連する情報等の伝達	従業員等に確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、必要な代替伝達方法等を定める。
	地震防災応急対策の実施要員の確保等	(1) 具体的な要員の確保を図る。 (2) 必要に応じ、指揮機能を持った組織を設置する場合には、当該組織の内容等は、当該組織の内容等	(1) 上記に定める伝達方法及び伝達手段の実態 (2) 所要要員の不時の欠員に備えての代替要員	
	災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手続	警戒宣言時において講じることが妥当な災害応急対策の実施準備活動(少なくとも災害応急対策に必要な資機材の調達手配、災害応急対策を実施する人員体制の事前配備、防災関係機関への連絡等についてはその内容)		
	工事中建築物等の工事の中断等	工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置についての方針(地震の発生の危険に鑑み、原則として工事の中断の措置を講じる。)	特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全	

計画に定めるべき項目		計画に明示すべき事項	計画作成に当たっての留意事項
個別対策	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設	(1)その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者、その他不特定かつ多数の者(以下「顧客等」という。)に対し、東海地震に関連する情報等を伝達する方法 (2)顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置	(1)顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講じること。 (2)顧客等が適切な退避等の行動をとり得るような避難場所、交通の規制状況、その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。
	学校等	幼稚園、小・中学校等保護を必要とする幼児、児童・生徒等がいる学校にあっては、これらの者に対する保護の方法	この場合において、幼児、児童・生徒等の保護者の意見を聞いたうえ、実態に即した保護の方法を定める。
	福祉施設	入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法	施設の種類や性格(情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多い。)
	工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場等に勤務し、又は出入りする者(以下「従業員等」という。)に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達方法及び従業員等の退避等安全確保のための措置	当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場等からの退避、帰宅等の行動計画
第2節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項	各計画主体は、大規模な地震を想定し、東海地震に関連する情報及び警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係る防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等	(1)他の計画主体等と共同して訓練を行う。 (2)市民等の協力及び参加を得る。 (3)努めて、市等の実施する防災訓練に参加する。	
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その従業員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等	(1)この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、及びこれらに基づきとられる措置の内容 イ 予想される地震に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識	

計画に定めるべき項目	計画に明示すべき事項	計画作成に当たっての留意事項
		エ 従業員等が果たすべき役割 オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 カ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

◆ 資料編参照

- ※ 1 1 - 1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定
- ※ 1 1 - 2 災害時における相互応援に関する協定書(町田市)
- ※ 1 1 - 3 災害時における相互応援に関する協定書(上野原市)
- ※ 1 1 - 4 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目
- ※ 1 1 - 5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定
- ※ 1 1 - 6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
- ※ 1 1 - 7 災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書
- ※ 1 1 - 8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
- ※ 1 1 - 9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
- ※ 1 2 - 1 各課マニュアル作成状況一覧

第10節 孤立対策

1 基本方針

津久井地域の中山間部においては、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災して、交通や通信が途絶する集落が発生することが考えられる。このため、孤立集落の発生に備えた対策について定める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	通信手段の確保に関すること。 備蓄に関すること。 ヘリコプター離着陸可能場所に関すること。
関 係 関	施 設 の 管 理 者	備蓄に関すること。

3 通信手段の確保

危機管理室は、孤立するおそれのある地区(以下、「孤立対策推進地区」という。)との通信を確保するため、道路啓開等により孤立が解消されるまでの間の備えとして、市の公共施設あるいは地区の集会所等へ衛星携帯電話の配備、地域防災無線の設置やアマチュア無線の協力体制等について検討する。

4 備蓄の推進

危機管理室は、孤立対策推進地区について、孤立の要因(アクセス道路が土砂災害の危険箇所にかかる、迂回路がない等)が多い地区を優先し、孤立した当初の生活等を確保するため、飲料水等を分散備蓄するほか、救助資機材等の最低限必要な物資を公共施設、集会所等に分散配置する。

また、孤立対策推進地区の住民、社会福祉施設、教育施設、観光施設等の管理者に対し、孤立解消までの間を自活するための物資等の備蓄を行うよう啓発を行う。

5 輸送手段の確保

危機管理室は、孤立対策推進地区の輸送拠点として、ヘリコプターの離着陸等が可能な空地进行を調査し把握する。

また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援の実施方法を検討する。

6 孤立地区の避難及び通信等の訓練

危機管理室は、区役所、まちづくりセンターと連携して、災害時の孤立を想定した非常通信、避難、救助・救援等の訓練を実施する。

◆ 資料編参照

※14-13 孤立対策推進地区一覧表

第11節 帰宅困難者対策

1 基本方針

大地震等により、鉄道、バス等の公共交通が停止した場合、多くの通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生する等、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施するための事前対策を定める。

また、市外で帰宅困難者となった市民への支援についても推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	市民等への帰宅困難対策の普及に関すること。 一時滞在施設の確保に関すること。 市外で帰宅困難者となった市民への支援に関すること。
	都 市 建 設 局	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関すること。
	環 境 経 済 局	事業所への帰宅困難対策の普及に関すること。
	区 役 所	藤野、相模湖駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関すること。 一時滞在施設の運営体制等の整備に関すること。
	関 係 各 局	一斉帰宅抑制のための情報伝達に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 (安 全 防 災 局 等 、 警 察 本 部)	一時滞在施設(県有施設)の開設体制等の整備に関すること。 駅及び徒歩帰宅道路等の交通整理体制等の整備に関すること。
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	乗客及び駅利用者等の誘導體制の整備に関する こと。
	小 田 急 電 鉄 (株)	
	京 王 電 鉄 (株)	
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)	臨時バス運行体制の整備に関すること。
	京 王 バ ス 南 (株)	
富 士 急 山 梨 バ ス (株)		

3 市の措置

(1) 危機管理室

首都直下地震帰宅困難者対策協議会が定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」等を踏まえて、関係各局と連携し、以下の対策を進める。

ア 市民に対して、帰宅困難にならない備えや帰宅困難となった場合の行動及び災害用伝言サービス等による安否確認方法等を、リーフレットの作成、配布等により普及する。

イ 環境経済局と連携し、市商工会議所及び工業団地事務局等を通じて、帰宅困難者を出さ

ないための事業者の備え等をポスターの配布等により市内事業者に普及する。

ウ 駅周辺等の滞留者等で、帰宅が可能になるまで滞在する場所がない者を一時的に滞在させる「一時滞在施設」のガイドラインに基づいて施設の確保、指定を進める。

また、市商工会議所及び工業団地事務局等と協力し、駅周辺の公共施設、大規模集客施設及び事業所等から一時滞在施設の指定を進める。

エ 九都縣市との協定による災害時帰宅支援ステーション(※)に、「のぼり旗」を配布するとともに、市民や事業所等に支援ステーションの位置や支援内容等を普及する。

※災害時帰宅支援ステーション：徒歩帰宅者に水、トイレ、休憩スペース、情報等を可能な範囲で提供する施設

オ 駅前滞留者対策を円滑に行うため、京王線橋本駅、小田急線相模大野駅、JR橋本駅、相模原駅及び町田駅に配置する地域防災無線を活用する。

カ 徒歩帰宅が困難な帰宅困難者等を臨時バスで搬送するなどの輸送体制等をバス事業者と協議し、協定締結を検討する。

キ 市外で帰宅困難者となった市民の不安を解消するため、ICT(ツイッター等)を活用した適切な情報提供体制を確保する。

ク 関係各局、関係機関、市民、学校及び企業等と連携して、駅前滞留者対策及び帰宅困難者対策の訓練を実施する。

ケ 関係各局は、市内の事業者、大学、高等学校へ一斉帰宅抑制のための情報伝達体制を整える。

(2) 都市建設局

各駅長との会議を開催するなど、日頃からの情報交換、災害時の対応方法及び体制等の協議を推進する。

また、区役所と連携し、駅前混乱防止対策において収集した情報を、簡易無線等で帰宅困難者等に周知する体制を整備する。

(3) 区役所

一時滞在施設の開設及び運営を円滑に行うため、県央地域県政総合センター等とともに、災害時要援護者等にも配慮した帰宅困難者の受入れ、支援体制を整備する。

4 警察の措置

県警察は、駅前の混乱防止や徒歩帰宅者の交通整理等を円滑に行うため、市内の主要な駅での警備体制、主な徒歩帰宅ルートでの交通整理体制及び広報資機材等の整備を進める。

5 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全確保体制の整備、代替輸送体制の整備を行う。

◆ 資料編参照

※3-9 一時滞在施設及び帰宅支援ステーション一覧表

第6章 災害時要援護者支援

第1節 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害が発生した場合に、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地域のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局（ 福 祉 部 、 保 険 高 齢 部 、 こ ど も 育 成 部 ）	災害時要援護者の安全確保等に関すること。 災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。
	関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。
関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体	
	さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実にに関すること。

3 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいう。

4 日常地域活動の充実

(1) 健康福祉局、事業所、市民、自主防災組織、民生委員等は、災害時要援護者に対する救援活動を円滑に実施するため、日頃から災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。

また、災害時に自主的な活動ができるよう、地域の関係機関と情報交換を行う。

(2) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。また、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供するように努める。

5 地域住民と社会福祉施設等との連携強化

市内の社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障害者用施設、病院、保育所等)の管理者は、災害時において周辺市民や事業所及び関係機関から速やかに支援を得られるよう、日頃からの交流、連絡網の整備、防災訓練などに努める。

6 関係福祉団体との連携強化

健康福祉局は、災害時要援護者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

(1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて災害時要援護者の防災行動力を高める。

(2) 関係福祉団体を通じて、災害時要援護者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努

める。

- (3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

7 災害時要援護者に対する事前対策

(1) 健康福祉局における対策

健康福祉局等は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者台帳を作成する等して要援護者の把握に努める。また、避難支援プランを作成し、社会福祉施設への二次避難所指定に関する協定を締結するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。

また、災害発生後も避難所における支援について、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続などについて関係機関との連携を図る。

ア 社会福祉施設等が入所者に対する災害対策を確立し、防災訓練や防災教育の充実がなされるよう指導する。

イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。

ウ あらかじめ指定した市立の社会福祉施設等を福祉避難所として位置付ける。さらに、協定締結等により民間社会福祉施設等についても福祉避難所としての位置付けを図る。

なお、市立の社会福祉施設及び民間社会福祉施設等による福祉避難所の位置付けが困難な地区については、市立施設等を福祉避難所として検討する。

エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者等に対する災害時の緊急通報システムを充実する。

オ 社会福祉施設間の相互応援体制確立を促進する。

カ 浸水想定区域等の危険箇所にある社会福祉施設へ、警報・避難情報等を即時に伝達するため、同報ファクス等の設置を検討する。

キ 災害時要援護者の情報について、災害時活用が可能となるよう整備するとともに、その情報を用いた安否確認や情報提供など、必要な支援が行えるよう努める。

(2) 関係各局の対策

ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。

イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。

ウ 自主防災組織、災害ボランティア等が円滑かつ的確に支援できるように、必要な情報の提供に努める。

(3) さがみはら国際交流ラウンジの対策

大規模な災害時には、「災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定」に基づき、外国人支援を行うさがみはら国際交流ラウンジ防災センターが設置される。さがみはら国際交流ラウンジは、通訳等のボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援及び市との連携に関する計画を整備しておく。

(4) 各機関、各施設管理者の対策

関係各局、各機関及び各施設の管理者は、バリアフリーの推進により、災害時要援護者の災害時行動をバックアップする。

◆ 資料編参照

※ 8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定

第2節 災害時医療体制との連携確保

1 基本方針

災害時に健康を害しやすい災害時要援護者に対し、適切に医療を行うため、日頃から医療関係者等と協力して効果的な実施体制を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	健康福祉局（福祉部、保険高齢部、こども育成部）	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。
関係機関	公益社団法人相模原市薬剤師会 (社)相模原市病院協会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。

3 連携体制の確保

健康福祉局は、避難所や在宅の災害時要援護者の保健医療ニーズを迅速かつ的確に把握するため、避難支援者、こころのケアチーム及び医療チーム等による調査体制を整備する。

また、相模原市病院協会、神奈川県精神科病院協会、相模原市薬剤師会等と連携し、災害時に入院が必要となる災害時要援護者への医療体制について協議し、病院等への搬送、必要な医療器具及び医薬品等の備蓄や調達体制等を整備する。

第7章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市、市民、ボランティア団体等との連携を日頃から確立し、ボランティア団体等の主体性を尊重した運営体制の整備を図り、ボランティア活動に参加できる環境づくりに努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	生活支援ボランティアに関すること。
	教 育 局 (学 校 教 育 部)	学校教育でのボランティア意識啓発に関すること。
	関 係 各 局	専門ボランティアに関すること(総務局：相談関係・外国語、健康福祉局：医療・福祉・保健関係、都市建設局：建築・土木関係)。
関 係 機 関	(社)相模原市社会福祉協議会	生活支援ボランティアに関すること(一部専門ボランティアに関することを含む)。
	相模原災害ボランティアネットワーク	

3 災害ボランティアの区分

ボランティアは、その災害時の活動内容から、専門ボランティアと生活支援ボランティアに区分される。専門ボランティアは、活動内容を担当する各局がボランティアの育成・連携強化を進める。生活支援ボランティアは(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークが担当する。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等)
- イ 福祉(手話通訳、介護士)
- ウ 無線(アマチュア無線技士、タクシー無線)
- エ 特殊車両操作(大型重機等操作資格者)
- オ 通訳(外国語通訳)
- カ 被災建築物の応急危険度判定(応急危険度判定士)
- キ 相談業務(弁護士、会計士、カウンセラー等)
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

4 災害ボランティアセンター機能の充実

災害時には、ボランティア団体等で構成する災害ボランティアセンターが(社)相模原市社会福祉協議会に設置され、生活支援ボランティア活動の拠点となる。社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

- (1) ボランティアの受入れ
- (2) ボランティアの必要性の把握及び情報提供
- (3) ボランティアの活動情報の集約・管理
- (4) ボランティア活動に関する研修
- (5) 市(健康福祉局)との連絡調整

5 ボランティアの育成

- (1) 研修等

ア 教育局は、児童・生徒が、福祉又は社会貢献について関心を持ち、理解を深めることができるよう学校に対する支援を行う。

イ (社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、生活支援等に関するボランティア研修講座を開講する。

- (2) ボランティア活動を調整する者の養成

(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、災害時、ボランティアが混乱なく配置できるようボランティア活動を調整する者の養成を行う。

- (3) ボランティア活動の普及

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動の重要性の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)において、(社)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、県、防災関係機関及び各ボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等行事の実施を推進する。

6 ボランティア活動への支援

健康福祉局は、(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークと協力し、平常時から市内の地域活動団体やボランティア団体等が地域において相互に交流を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークが強化されるよう支援する。

7 活動環境の整備

(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、ボランティア活動の特性である自主性、自発性などを尊重し、広く市民が多くの分野においてボランティア活動に参加できる諸条件の整備に努める。

- (1) ボランティア活動の長期化に伴うボランティアの不足に対処できる体制を構築する。
- (2) ボランティアに対する支援や登録等のマニュアルを作成する。
- (3) ボランティア保険制度を充実する。
- (4) ボランティアの活動拠点施設の確保、通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。
- (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。

第8章 防災行動力の向上

災害発生時の被害の軽減を図るためには、市及び各防災関係機関が災害対策を推進することはもとより、市民一人ひとりの自発的かつ適切な行動が不可欠であることから、市及び各防災関係機関は、市民に対して防災上必要な知識の普及に努め、防災行動力の向上に努める。

第1節 防災知識の普及対策

1 基本方針

市及び防災関係機関は、それぞれの職員に対して専門的な防災知識を身につけさせるとともに、市民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

また、市は、市民、自主防災組織及び企業等が取り組むべき自助・共助の理念について広く周知し、地域防災力の向上を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	防災知識の普及に関すること。
	関 係 各 局	
関 係 機 関	公益社団法人相模原市防災協会	
	各 防 災 関 係 機 関	

3 防災知識の普及事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 東海地震に関連する情報に関する知識
 - ア 警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
 - イ 東海地震の予知に関する知識
 - ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
 - エ 予想される地震に関する知識
 - オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した

場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (14) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

4 職員に対する教育

危機管理室及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の応急対策、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 災害活動の手引等の作成、配布
- (3) 訓練を通じた災害応急対策活動内容の普及

5 市民に対する防災知識の普及

危機管理室及び防災関係機関は、市民を対象として、地震、風水害、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の措置について、次の手段により防災知識の普及を図る。

- (1) 広報紙の活用
- (2) 防災関係冊子の作成、配布
- (3) 映画、ビデオの活用
- (4) 防災訓練による普及
- (5) 防災講演会・研修会等の開催

6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車等の運転者に対し、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時における次に示す自動車の運行措置について、講習会等により防災教育を実施し、周知徹底を図る。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

7 防災上重要な施設の管理者等の教育

関係各局及び各防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者等に対して災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の防災教育を実施する。

- (1) 講演会、研修会等の実施
- (2) 防災訓練の実施

8 ライフライン・交通機関利用者に対する安全対策の周知

鉄道機関、ガス施設、電気施設、電話施設等のライフライン・交通機関は、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の混乱を防止し、正しい利用が図られるよう広報活動を行う。

9 市民の心得

(1) 平常時の心得

- ア 家庭での防災会議を開く。
- イ 地域の避難場所及び家族との連絡方法(災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス等)を確認する。
- ウ 建物、ブロック塀及び石塀等の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、消火器等の消火用器具を準備する。
- オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ク 居住地周辺の地形等の状況を把握しておく。
- ケ 屋内、屋外のその場に合った対処の仕方を考えておく。

(2) 東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- イ 建物、家具の安全点検を行い、補強、転倒防止をする。
- ウ 火気の使用を極力避ける。
- エ 消火器、消火用水を点検する。
- オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出用品を点検する。
- カ 避難場所、避難路を確認する。
- キ 隣近所と地震時の協力について確認する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

(3) 地震発生時の心得

- ア 身の安全を図る。
- イ 万が一火が出たら、あわてずに消火する。
- ウ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- エ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりに近寄らない。
- オ 崖崩れ、浸水に注意する。
- カ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- キ 協力し合って、応急救護を行う。
- ク 正しい情報を得て、流言飛語に惑わされないようにする。
- ケ 秩序を守り、衛生面に注意を払う。

(4) 風水害発生前の心得

- ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。
- イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。
- ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。
- エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。

第2節 自主防災組織の育成対策

1 基本方針

市民一人ひとりが防災に関する知識や技術を身に付け防災意識を高め、日頃から十分な準備をしておくことが被害を最小限度にとどめることとなり、市民それぞれが組織的に協調して行動することにより、はじめてその効果が最大限に発揮できる。

このため、市は地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、自治会等を単位とした自主防災組織の育成、指導を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	自主防災組織の育成指導に関すること。
	消 防 局	
	消 防 団	
	健康福祉局（福祉部・保健所）	
	環 境 経 済 局 （ 経 済 部 ）	事業所の防災活動の推進

3 自主防災組織の育成指導

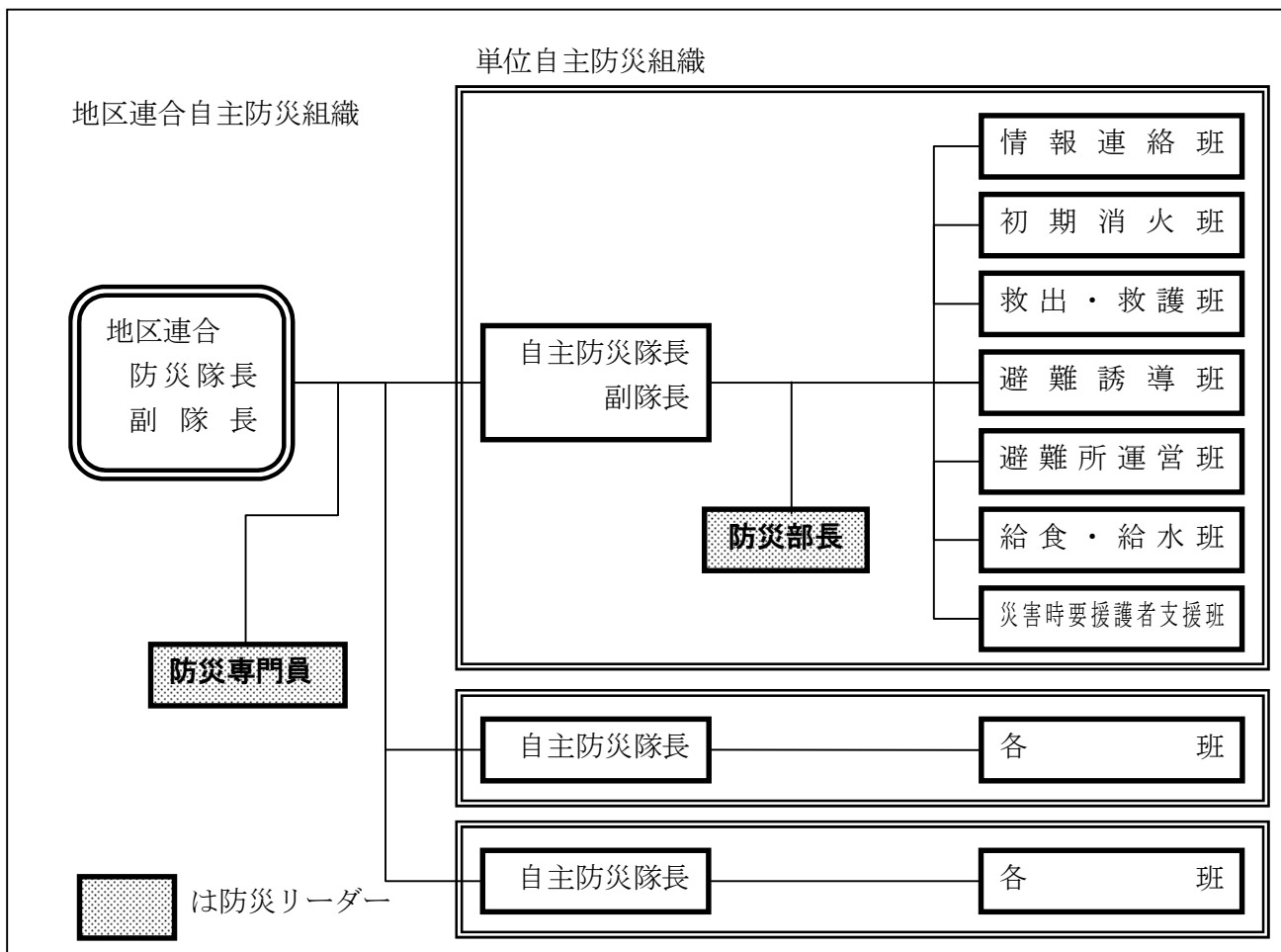
市は、次のとおり自主防災組織の育成を図る。

- (1) 危機管理室は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地域の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 危機管理室、消防局、消防団及び健康福祉局は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練指導、支援を実施する。

特に、避難所運営図上訓練の導入、地区別防災カルテの活用促進、地区別防災マップの作成支援等を積極的に推進する。

4 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織の編成は、「自主防災組織活動基本計画」及び「自主防災組織活動・支援マニュアル」に基づき、おおむね次のとおりとする。



- (2) 自主防災組織は、市民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織では、いくつかのブロックに分けることも考慮する。
- (3) 他地域への通勤者の多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (4) 地域内の事業所との連携に努める。

5 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

日頃から訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなものがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。

なお、地区全体の防災力が高まるように、既存の方法や組織の範囲にとらわれず、より実践的でより多くの住民等が参加できる訓練とする。

訓練	概要
情報収集・伝達訓練	防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域市民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練
初期消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消火用具等を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練
救出・救護訓練	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練
避難誘導訓練	避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練
避難所運営訓練	避難した人の避難所生活が円滑に営まれるように、避難所の開設から運営に関わる要領を習得する訓練
給食・給水訓練	被災生活における給食、給水の方法等を習得する訓練
災害時要援護者支援訓練	地域における災害時要援護者及びその他住民の防災意識向上と、災害時要援護者への避難補助、安否確認等の支援方法習得のための訓練

ウ 防災点検の実施

市民各自が身の回りの点検を実施するほか、避難路、避難場所や危険箇所など自主防災組織として地域ぐるみの防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置をとることができるよう活動に必要な資機材をあらかじめ用意しておくように努める。また、これら資機材は日頃から取扱訓練や点検を重ねるとともに、非常時に活用できる体制を整えておく。

(2) 東海地震予知情報等の発表時、警戒宣言の発令時及び災害時の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の自主防災組織の役割はおおむね次のとおりであり、日頃から周知するとともに対応方法を検討しておく必要がある。

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時には市及び防災関係機関の提供する情報を地域内の市民に伝達するものとする。また、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツなどを使い、隣近所が互いに協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった人がいるときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当をするとともに、医師の手当を必要とする人がいるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに設置される救護所や、病院等医療機関を確認しておくものとする。

エ 避難の実施

市長から避難勧告・指示が出された場合、又は警察官等から避難指示が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施に当たっては、次のことに留意する。

- (ア) 危険防止のため避難路は単一の道路だけでなく複数の避難路をあらかじめ検討しておく。
- (イ) 市民が避難するときに不必要なものを携帯することは、火災による危険性を増大する要因になるので、必要最小限のものにする。
- (ウ) 乳幼児、高齢者、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難誘導を行う。

オ 食料等・生活必需物資の配布及びその協力

食料等・生活必需物資の配布には、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として、市が実施する給食、給水、生活必需物資の配布、避難所の運営等の応急対策活動に協力する。

◆ 資料編参照

- ※14-26 相模原市自主防災組織育成指導要綱
- ※14-27 相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱
- ※14-28 相模原市自主防災組織防災機材助成要領
- ※14-29 相模原市自主防災組織避難所運営訓練事業費補助金交付要綱

第3節 事業所の防災活動の促進

1 目的

市は、事業所の防災活動の促進を図るため、防災体制の確立や各種訓練等について支援を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局（ 経 済 部 ）	事業所防災体制の確立に関すること。
	消 防 局	

3 事業所の防災体制の確立

環境経済局は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、事業所ごとの防災マニュアルや計画の作成、施設の耐震化や機能の分散化、防災資機材や水、食糧、毛布等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を消防局等と連携して促進する。

なお、備蓄については、事業継続及び従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員等の事業所内待機に必要な量(3日分以上)を確保するよう努める。

4 事業継続計画の作成

事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画(BCP)を作成するよう努める。

また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」を踏まえて、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。

第4節 防災訓練の実施

1 目的

市は、地震災害時等に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、地域防災計画の習熟並びに防災関係機関との連携強化、更に市民の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時等を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、他自治体と連携して、図上訓練等の手法を積極的に活用し、より実践的な取組を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	防災訓練等の実施に関すること。
	関 係 各 局	
	区 役 所	
関 係 機 関	各 防 災 関 係 機 関 神 奈 川 県	防災訓練等の実施に関すること。

3 総合防災訓練

関係各局及び各防災関係機関は、大規模地震等の発生、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時を想定し、防災関係機関と市民、その他関係団体の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、警備、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

(1) 訓練項目

- ア 市災害対策本部運営訓練
- イ 情報収集伝達訓練
- ウ 市災害対策本部参集訓練
- エ 避難訓練
- オ 避難所運営訓練
- カ 消火訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 物資調達・輸送訓練
- ケ 給食・給水訓練
- コ 防疫訓練
- サ 無線通信訓練
- シ 警備・交通対策訓練
- ス 電気・ガス・水道・電話応急復旧訓練
- セ 広報活動訓練
- ソ 多数遺体取扱訓練
- タ 孤立地区対策訓練

- (2) 参加機関等
 - ア 市
 - イ 自治会連合会、自治会(自主防災組織)
 - ウ 自衛隊、警察
 - エ その他防災関係機関
 - オ 事業所等民間団体
 - カ 市 民

4 個別訓練

(1) 通信訓練

関係各局、県及び防災関係機関は、大規模地震等の発生や東海地震に関連する情報、警戒宣言及び各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、各局及び各区は、利用可能な全ての通信手段について、機器の操作方法及び利用ルール等を全ての職員が習熟するための実践的な訓練を、災害対策拠点(現地対策班、避難所、救護所等)などで定期的に実施する。

(2) 動員訓練

関係各局及び防災関係機関は、災害発生時や東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言の発令時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

(3) 市災害対策本部運営訓練

関係各局及び防災関係機関は、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等本部の運営を適切に行うため、市災害対策本部運営訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防局及び消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災の防御、避難者の安全確保等消防に関する訓練を実施するほか、他の関連訓練と併合して消防訓練を行う。

(5) 救助訓練

関係各局及び各防災関係機関は、大量の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、給水、給食等を迅速、円滑に行うための救助訓練を行う。

(6) 帰宅困難者対策訓練

地震等による災害発生時、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時において、主要ターミナル駅及び周辺における通勤通学者等による混乱や一斉帰宅等を抑制するため、関係各局は、県や交通機関・警察等と連携し、これらの機関と一体となった帰宅困難者の誘導、一時滞在及び徒歩帰宅支援等の訓練の実施を定期的に行う。

(7) 水防訓練

消防局は、水防活動を円滑に行うため、関係機関と連携して水防訓練を行う。

(8) その他の訓練

必要に応じ、独自に、また各防災関係機関と連携、協力し個別訓練を行う。

5 施設における防災訓練

(1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

各施設管理者は、幼児、児童・生徒、負傷者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施する。

(2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上(学校については毎年1回以上)実施する。

また、地域の一員として、自主防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう努める。

なお、訓練に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。

第9章 調査・研究

1 基本方針

市は、防災関係機関の協力を得て地震等災害に関する調査研究を継続的に実施し、総合的、計画的な防災対策推進体制の整備を進め、災害対応力の向上を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	防災に関する調査研究全般に関すること。
	企 画 市 民 局 (企 画 部)	復興計画についての調査・研究に関すること。
	都 市 建 設 局 (ま ち づ く り 計 画 部)	
	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	
関 係 各 局	各種調査・研究に関すること。	

3 地域防災計画の推進のための調査・研究

関係各局は、地域防災計画を更に推進するため、次の項目についての調査・研究を行う。

- (1) 防災に関する各種調査・研究資料の収集及び分析
- (2) 国、県及び防災関係機関の研究成果との連携
- (3) 市民の意見、意識の把握

4 災害対応力の向上のための調査・研究

危機管理室及び関係各局は、災害時の情報システムの高度化、事務処理システムの効率化の推進など災害対応力の向上を図るため、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 災害緊急情報システム
- (2) 情報の共有化
- (3) 実践的な防災訓練
- (4) 情報システムの復旧体制及び復旧までの代替策

5 被災地の復興のための調査・研究

企画市民局及び都市建設局は、健康福祉局と連携して、復興計画の策定から実現までの過程における市民参加、合意形成、支援策などについて調査・研究を行う。

- (1) 被災者の生活再建策
- (2) 市街地の復興策

1 地震災害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期：人命救助を行う期間
(災害発生～3日程度)
- : 応急対策期：被災者への救援救護を行う期間
(おおむね4日～2週間程度)
- ▲ : 応急復旧期：施設復旧を行う期間
(おおむね3週間目～)

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

地震が発生した場合は、地震情報や災害初期情報を迅速に把握し、震度等に応じて地震災害初動体制(レベル1)、地震災害警戒本部体制(レベル2)を整える。大規模な地震の発生や東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令など、市の総力を挙げて応急対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、相模原市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)を設置し、災害対策本部体制(レベル3)を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等
	区 本 部 事 務 局		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等

3 市災害対策本部設置前の体制

地震に対して災害対策本部を設置する前の体制は、次のとおりである。

(1) 地震災害初動体制(レベル1)

ア 地震災害初動体制(レベル1)の確立

危機管理監は、市域に地震が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って職員を動員し、地震災害初動体制(レベル1)を確立する。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 市域で震度4の地震を観測したとき。 (2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき	自動参集
(3) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

イ 地震災害初動体制(レベル1)の配備人員

地震災害初動体制(レベル1)は、危機管理監、副消防局長、防災主管課職員(危機管理室、消防局指令課(指令課長の指名する職員)、消防局であらかじめ必要と認める人員及び区役所(区長の指名する職員))で構成する。

(2) 地震災害警戒本部体制(レベル2)

ア 地震災害警戒本部の設置・動員

危機管理監は、市域に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害への警戒活動等を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って地震災害警戒本部を設置し、職員を動員する。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (2) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集
(3) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

注) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に係る自治体が設置するものであるが、本市は強化地域外であり、ここでいう地震災害警戒本部は、同法に基づくものではない。

イ 地震災害警戒本部の配備人員

地震災害警戒本部は、地震災害初動体制(レベル1)の配備職員、本部事務局員及び各局があらかじめ必要と認める人員で構成する。

ウ 地震災害警戒本部の組織等

地震災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、地震災害警戒本部長は危機管理監とする。

4 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、市域に地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、次の設置基準に従って市災害対策本部を設置する。

設 置 基 準
(1) 東海地震予知情報が発表されたとき。 (2) 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 (3) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 (4) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (5) その他市長が必要と認めるとき。

- (2) 本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、総務局は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事

イ 陸上自衛隊第4施設群(座間分屯地)の長又は代表者

ウ その他の防災関係機関の長又は代表者

エ 隣接市町

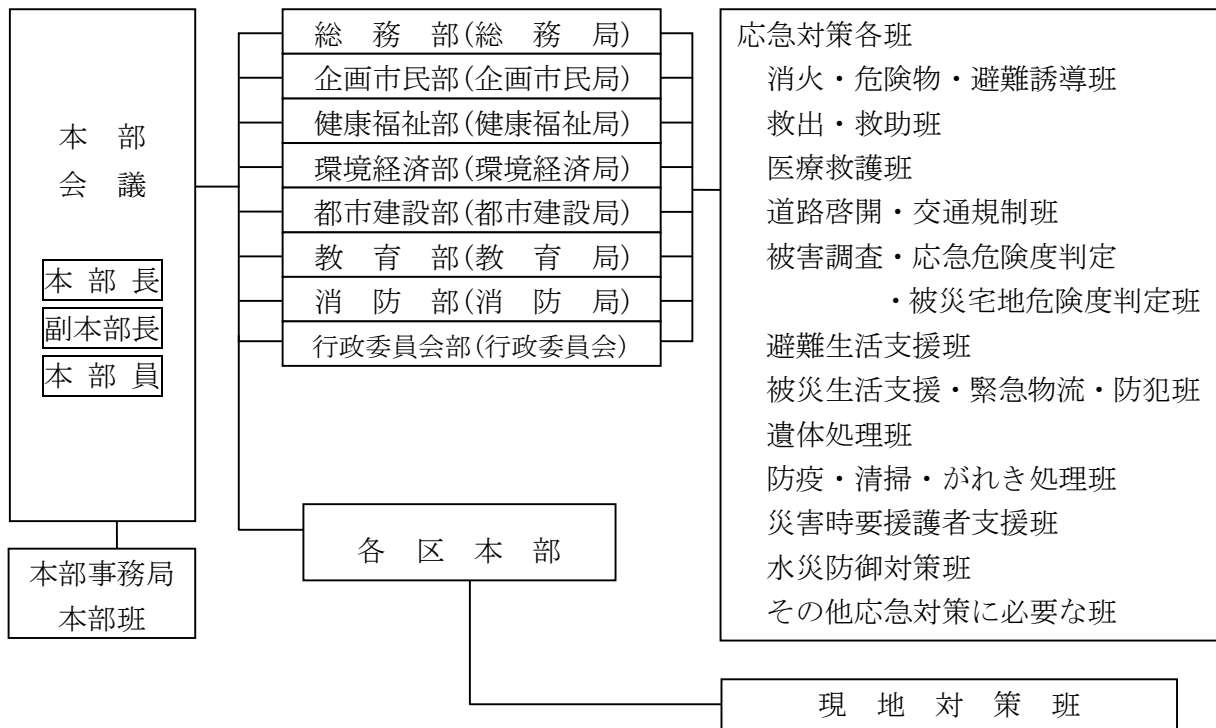
5 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例(昭和39年条例第8号)及び相模原市災害対策本部要綱(平成10年3月)の規定による。

その概要は次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、区本部事務局、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。
- (2) 本部会議は、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）、市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員で構成する。
- (3) 部は、相模原市行政組織条例(平成18年条例第59号)、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則(平成19年教育委員会規則第17号)及び相模原市消防局組織等規則(平成19年規則第67号)に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程(昭和34年選挙管理委員会告示第108号)、相模原市監査委員事務局規程(昭和46年監査委員告示第2号)、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則(平成22年相模原市人事委員会規則第3号)、相模原市農業委員会規程(平成22年農業委員会告示第1号)及び相模原市議会事務局の組織等に関する規程(昭和39年議会告示第1号)に規定する組織で構成する。
- (4) 区本部は、区役所及び区域内の出先機関(土木事務所を除く)で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター(中央区管内は6公民館)に設置し、まちづくりセンター(中央区管内は6公民館)の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局、区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長(市長)に事故あるとき又は欠けたときは、副本部長(副市長及び教育長)がその職務を代理する。

〈市災害対策本部組織概要図〉



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関(土木事務所を除く)で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。また、管内の避難所及び一時滞在施設の担当職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。

区長は、区本部を設置した時は、速やかに本部長に報告する。

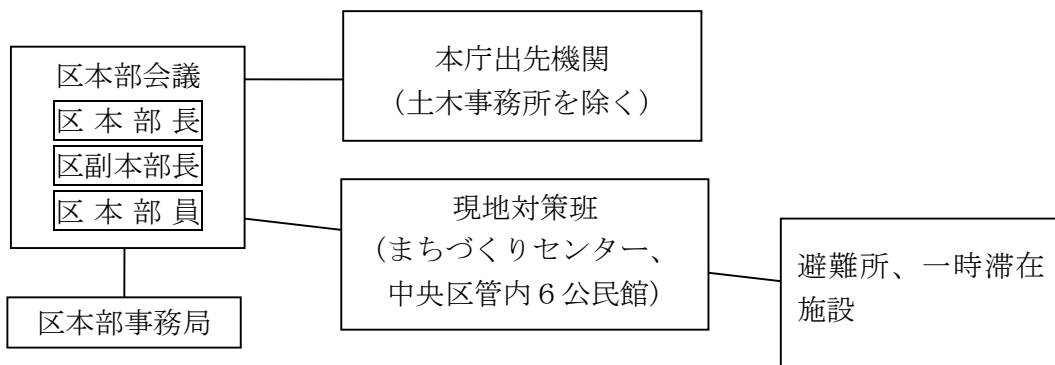
区長の判断により区本部を設置した時は、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員の動員・配備
- (4) 避難準備情報の発表要請
- (5) 避難勧告・指示の発令要請
- (6) 警戒区域の設定要請
- (7) 災害時要援護者等への避難支援
- (8) 避難所の開設
- (9) 管内の公共施設(公民館等)の利活用
- (10) その他必要な緊急措置(災害警戒、救助、通行規制、道路啓開等)

<区本部組織図>



7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部は、災害対策本部の事務を行うため、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

現地災害対策本部長は、副本部長若しくは本部員の中から指名する。

また、現地災害対策本部長は、次の行為を行う。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令要請
- (3) 警戒区域の設定要請
- (4) 通行規制(道路法第46条、道路管理者の権限)
- (5) 関係機関等への応援要請(本部と連絡ができない場合)

8 地震災害における配備体制の基準

配備体制の基準は、次のとおりである。

別表 地震災害における配備体制の基準

レベル	種別	配備基準	参集方法	配備人員	主な活動
1	地震災害 初動体制	(1) 市域で震度4の地震を観測したとき。 (2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めるとき。	自動参集 危機管理監の指示により参集	(1) 危機管理監 (2) 副消防局長 (3) 防災主管課職員 (4) 土木部及び各まちづくりセンターがあらかじめ必要と認める人員 (5) 消防局があらかじめ必要と認める人員	(1) 防災関係機関等と連携し、情報を収集する。 (2) 軽微な被害が発生した場合は速やかに適切な処置をとる。
		(1) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (2) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。 (3) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (4) その他、危機管理監が必要と認めるとき。	自動参集 危機管理監の指示により参集	(1) 本部長(危機管理監) (2) 防災主管課職員 (3) 本部事務局員、区本部事務局員 (4) 各区・局があらかじめ必要と認める人員 (5) 消防局職員	(1) 情報を収集し防災体制を整える。 (2) 防災関係機関等との連絡協力体制を強化する。 (3) 被害が発生した場合は必要な対策を実施する。
3	災害 対策本部 体制	(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 (2) 東海地震予知情報が発表されたとき。 (3) 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 (4) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 (5) その他、市長が必要と認めるとき。	自動参集 市長の指示により参集	(1) 本部長(市長) (2) 全職員	災害対策に総力を集中する。

注1) 地震災害警戒本部体制(レベル2)における地震災害警戒本部長は、危機管理監とする。

注2) 防災主管課職員とは、危機管理室、消防局指令課及び区役所の職員であり、そのうちレベルに応じ所属長が指名する職員とする。

注3) 市長又は危機管理監は災害の種類、規模、発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

9 市災害対策本部の事務

- (1) 本部会議
市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。
- (2) 局、区本部
 - ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関する事。
 - イ 応急対策班の活動に関する事。
- (3) 応急対策班
それぞれの応急対策の実施に関する事。
- (4) 現地対策班
分掌事務は別に定める。
- (5) 本部事務局、本部班
分掌事務は別に定める。

10 市災害対策本部等の設置場所

- (1) 市災害対策本部は、消防指令センター災害対策室に設置する。
- (2) 消防指令センターが地震等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

11 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

12 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の防災関係機関は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

13 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
 - ウ 東海地震予知情報及び警戒宣言が解除されたとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(3) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに、関係機関に通知するとともに、総務局は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

◆ **資料編参照**

※13-4 相模原市災害対策本部条例

※13-5 相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則

第2節 動員体制

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、職員の初動体制を早期に確立する。また、状況に応じて弾力的な職員動員体制をとるとともに、必要に応じて広域応援等による対応力の確保、さらに、活動力の維持・向上のための活動支援対策についても考慮する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等
	関 係 各 局	★	局内職員の動員配備

3 動員の発令

本部長は、別表に定める地震災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、地震災害の種類、規模、発生の時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

4 動員対象職員

動員対象職員は、次に掲げる職員を除く全職員とする。

- (1) 災害発生時において入院等により参集が不可能な職員
- (2) その他、休職中、出向中、海外出張中等で、本部長が認める職員

5 動員指令の伝達体制

(1) 勤務時間内

ア 庁内電話又は庁内放送による。

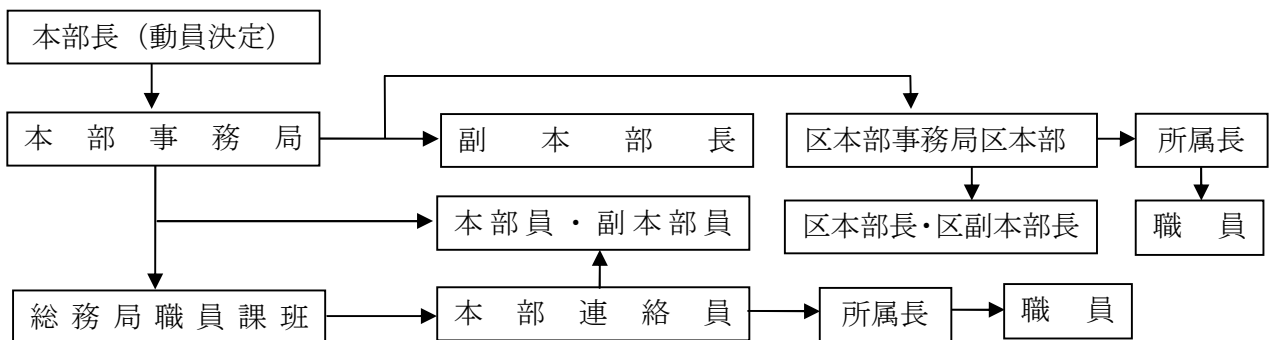
イ 出先機関の職員、出張中の職員等に対しては、あらかじめ各所属において定めた伝達体制により指令を伝達する。

(2) 勤務時間外、週休日等

ア 職員参集システムによる(市職員は事前登録を義務とする)。

イ 地震を感じた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、テレビ、ラジオ等の情報による自動参集とする。

ウ 被害の状況により動員する場合は、電話、電子メール等により次の系統で連絡する。



6 参集体制

- (1) 動員職員は、災害時における役割分担に基づき、消防指令センター、勤務場所、避難所、救護所等あらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 動員職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参するなど、準備を整えて参集する。

7 初期活動

- (1) 勤務時間内に動員が発令された場合の活動
職員は、あらかじめ定められた、又は災害の規模や被害状況等に応じて指示された災害対策活動を実施する。
- (2) 勤務時間外に動員が発令された場合の活動
 - ア 参集及び情報収集活動
動員職員は直ちに指定された場所に参集する。この場合、参集途上における被害状況を目視により調査し、参集場所において各体制における指揮・統括者(本部長)に報告する。
 - イ 勤務場所又は指示された場所での活動
動員職員は自ら収集した情報を報告した後、勤務場所又は指示された場所で災害対策業務に従事する。

8 動員名簿の作成

災害時の職員の参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、各体制における指揮・統括者(本部長)へ報告する。

9 活動要員への支援体制

総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。

- (1) 広域応援による活動要員及び遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて県立高等学校及び市有施設などを確保する。
- (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を調達、確保する。
- (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。
- (4) 動員職員に対し、活動用の装備品を調達、確保する。

10 時間的推移等に応じた応急対策における職員の動員調整

総務局は、時間的推移により、短期間に多量の事務を執行する必要があると認める場合には、各体制における各局又は各班間における動員職員又は職員配置の調整を行い、必要な対策の実施について万全の体制をとる。

ただし、本庁出先機関(土木事務所を除く)、現地対策班、避難所及び一時滞在施設については、区本部が職員の動員及び配置等の調整並びに指揮命令を行う。

また、総務局と区本部は、各局内及び各区内の対策業務の状況を考慮し、局と区間の職員の配置を調整し、適切な体制確保に努めるとともに、指揮命令システムを整理、確保する。

11 広域応援による活動要員の確保

- (1) 総務局は、各体制において、各部の職員の参集状況を早期に把握するとともに、災害の規模等から予想される必要人員を推計する。
- (2) 本部長は、動員職員全員をもってしても十分な災害対策活動の実施が困難であると認めるときは、他の地方公共団体等へ応援要請を行い(地-27 本章の「第7節 応援要請」参照)、活動要員の確保に努めるとともに、災害ボランティアの活用を指示する(地-94 「第14章 災害ボランティア対策」参照)。
- (3) 本部長は、消火、救出・救助、医療救護、道路啓開、応急危険度判定等、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。

第3節 地震情報

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地震情報の収集、伝達
	消 防 局		
関 係 機 関	気 象 庁	—	地震情報の発表
	そ の 他 防 災 関 係 機 関	—	地震情報の伝達

2 気象庁からの地震情報

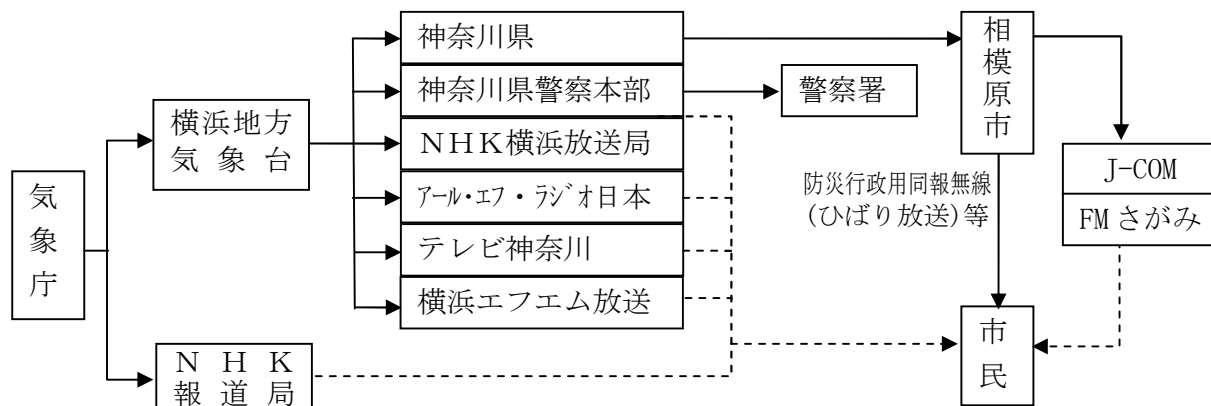
(1) 地震情報等

気象庁が発表する地震動の予報及び警報、地震情報の種類と内容は、次のとおりである。

情報の種類	発 表 内 容
緊急地震速報 (地震動の予警報)	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捕えた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地(相模原市は神奈川県西部)での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報(震度3またはマグニチュード3.5以上)及び警報(震度5弱以上)
震 度 速 報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の発生時刻
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名、なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど

(2) 地震情報の伝達

気象庁が次に掲げるところにより行う地震情報の伝達に基づき、本部事務局、及び各機関は、それぞれの業務に応じ、関係機関や市民への伝達等、情報の適切な活用を図る。



3 相模原市震度情報システム等からの震度情報

本部事務局は、相模原市震度情報システムを通じて、市内に設置した次の震度計からの震度情報を迅速に把握し、職員の参集や市民への広報(防災行政用同報無線(ひばり放送))等に活用する。

地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体
市役所	中央	相模原市中央区中央	気象庁設置
消防局	消防局	—	市設置
南消防署	相模大野	相模原市南区相模大野	市設置
大沢分署	大沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置
新磯まちづくりセンター	磯部	相模原市南区磯部	市設置
ふれあい科学館	田名	相模原市中央区田名	市設置
相原分署	相原	相模原市緑区相原	市設置
上溝分署	上溝	相模原市中央区上溝	市設置
城山まちづくりセンター	城山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置
津久井まちづくりセンター	津久井	相模原市緑区中野	神奈川県設置
相模湖まちづくりセンター	相模湖	相模原市緑区与瀬	神奈川県設置
藤野まちづくりセンター	藤野	相模原市緑区小淵	防災科学技術研究所設置

—：消防局の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

第4節 通信の運用

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用
	総 務 局 (渉 外 部)	★	防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用
	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	加入電話の確保、運用
	消 防 局	★	消防無線及び防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用
	本 部 事 務 局	★	衛星携帯電話、簡易無線、PHS等の通信機器の運用
	消 防 局		
区 本 部 事 務 局			
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県防災行政通信網、災害情報管理システムの運用
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	非常無線通信の運用

2 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話(有線通信)、又は無線通信により速やかに行う。

加入電話を使用する場合は、企画市民局が、次の回線を確保する。

災害時優先電話	非常災害時、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される電話
一般加入電話	回線に輻輳 <small>ふくそう</small> のない状況下で使用。非常災害時、通話制限される電話

(2) 通信の統制

地震災害等広域災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、関係各局は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

(3) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

3 消防無線の運用

消防局は、相模原市消防通信管理運用規程(昭和62年4月)に基づき、市消防無線の運用を行う。

(1) 無線局の種類

種 別	呼出名称	内 容
基地局	しょうぼうさがみはら	消防局に設置した無線局
	きゅうきゅうさがみはら	〃

前進基地局		しょうぼうさがみはらせんしん	南消防署に設置した無線局
		きゅうきゅうさがみはらせんしん	〃
		しょうぼうさがみはらしろやま	城山分署に設置した無線局
		きゅうきゅうさがみはらしろやま	〃
		しょうぼうさがみはらつくい	津久井消防署に設置した無線局
		きゅうきゅうさがみはらつくい	〃
		しょうぼうさがみはらあおね	青根出張所に設置した無線局
		きゅうきゅうさがみはらあおね	〃
		しょうぼうさがみはらふじの	藤野分署に設置した無線局
		きゅうきゅうさがみはらふじの	〃
		しょうぼうさがみはらこぼとけにし	小仏トンネルに設置された無線局
		しょうぼうさがみはらこぼとけひがし	〃
移動局 (車載)	指揮	(例) さがみはらしき1	指揮車に設置した無線局
	消防	(例) さがみはら1 (例) さがみはらはしご1	消防車に設置した無線局
	救急	(例) きゅうきゅうみなみ1	救急車に設置した無線局
移動局 (携帯)	消防	(例) さがみはら101	消防隊員が携帯して使用する無線局
	署活動用	(例) しょかつきた1	〃

(2) 周波数の指定区分

区 分	チャンネル	種 別	使用区分
消防無線	1	市波 A	市内災害共通用
	2	市波 B	市内災害活動用及びデータ伝送用
	3	県内共通波	県内共通相互応援用
	4	全国共通波(全共1)	全国共通相互応援用
	5	全国共通波(全共2)	〃
	6	全国共通波(全共3)	〃
救急無線	1	救急波(復信)	市内救急活動用
署活動用無線	1	署活波 1	相模原消防署現場活動用
	2	署活波 2	南消防署、津久井消防署現場活動用
	3	署活波 3	北消防署現場活動用
	4	署活波 4	市内共通用
	5	関東共通波	防災関係機関連絡用

(3) 通信の統制

基地局は、災害時に無線通信の円滑な運用を期するために、無線通信の統制を行う。

種 別	統制を必要とする場合	統制内容
第1統制	火災等の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部並びに各消防署の指定された陸上移動局からの通信以外は行わない。

第2 統制	大規模な火災等の発生、又は多数の火災等の同時発生のおそれがある、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部からの通信以外は行わない。
第3 統制	特に強力な通信統制をする必要があると認められる場合	基地局からの通信以外は行わない。

4 地域防災無線の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、地域防災無線の運用を行う。

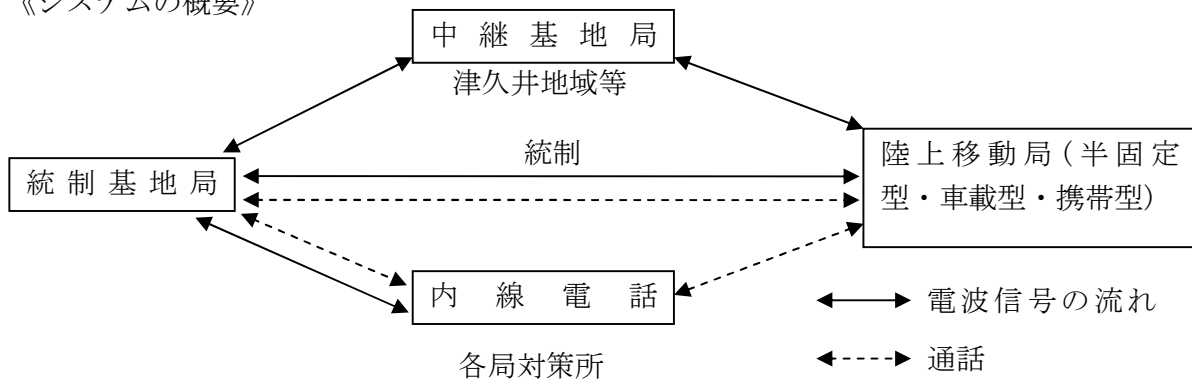
(1) 無線局の種別

種 別	設置・配置場所
統制基地局	消防指令センター
中継基地局	津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所
陸上移動局(車載型)	公用車両
陸上移動局(半固定型)	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校ほか
陸上移動局(携帯型)	防災関係機関、企画市民局、都市建設局ほか

(2) 通信の体系

災害発生時における地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を無線に接続されている内線電話又は無線器を使用し、集約することとし、また、統制基地局が陸上移動局を必要に応じて統制する。

《システムの概要》



5 防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用

本部事務局、消防局及び総務局は、防災行政用無線局管理運用規程に基づき、防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別	用 途
防災行政用同報無線 親局	子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局
同 子局(ひばり放送塔)	親局の通信の相手方となる拡声装置を持つ受信局
同 子局(戸別受信機)	屋内用の受信局

(2) 放送の方法

方 法	内 容
一斉放送	全市域に放送
一斉放送 (A群・B群・C群)	固定系子局をA, B, C群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市域に放送
群別放送	おおむね各公民館を中心とした特定地域のみ放送
個別放送	子局単独の放送

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、NTT専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立している。県庁統制局が被災し統制不能となった際においてもネットワークを介して、地区統制局となる各地域県政総合センターや、国・県機関、ライフライン関係機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。

県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。

区 分	設 置 場 所
受令用電話・中継局	消防指令センター
電話機	危機管理室 消防局予防課、消防局警防・救急課 消防局指令課、消防局情報処理室(2台) 消防指令センター3階会議室・4階講堂
一斉受令用FAX・一斉受令用端末	消防局指令課

7 衛星携帯電話及び簡易無線等の運用

発災時に一般電話や携帯電話が繋がりにくい場合及び途絶した場合等に、現地との情報連絡を的確に行うため、区本部、現地対策班、避難所及び救護所等に配置した衛星携帯電話、簡易無線、PHS等を運用する。

8 その他通信施設の運用

(1) 防災関係機関等に対する非常無線通信の依頼

本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常無線通信を依頼する。

注) 電波法では、無線局の目的外の使用が禁止されているが、同法第52条で非常通信(地震、台風等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用が困難なときに人命の救助等のために行われる無線通信)等については、この禁止が解かれている。

(2) アマチュア無線局の活用

本部事務局は、災害の状況により、必要に応じて、相模原市役所アマチュア無線クラブを通じて、アマチュア無線局に協力を依頼する。

◆ 資料編参照

- ※ 2 - 3 神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- ※ 2 - 4 地域防災無線設置場所
- ※ 2 - 5 防災行政用同報無線(ひばり放送)設置場所
- ※ 6 - 1 相模原市防災行政用無線局管理運用規程
- ※ 6 - 2 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱
- ※ 6 - 3 関東地方非常通信協議会会則
- ※ 6 - 4 無線機器の貸与に関する覚書(アマチュア無線)
- ※ 6 - 9 相模原市大気汚染緊急時措置要領に係るひばり放送の運用について

第5節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況のとりまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告
	区 本 部 事 務 局	★	区内の被害状況のとりまとめ及び災害資料の作成、本部への報告
	企画市民局(財務部、税務部)	●	住家及び市有建物の被害調査
	関 係 各 局 区 本 部	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告
関係機関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換

2 異常現象の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。この場合、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長(本部長)の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

3 被害状況等の収集体制の確立

(1) 情報収集・伝達体制の確立

関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。

ただし、区本部、現地対策班から提供された地域の被災状況や避難所に関する情報等の総合的な収集は区本部事務局を経て本部事務局が行い、関係各局への仕分けを行う。関係各局等は、情報連絡員等の派遣を通じて、本部事務局から所管事項の関連情報を収集し、各種の対応を行う。

また、防災関係機関は、被害情報等の情報収集体制を確立する。

(2) 情報の収集・報告の手段

ア 被害状況等の報告は、有線又は無線等の通信手段のうち、最も迅速・確実な手段を使う。

イ 有線が途絶した場合は、地域防災無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線を利用する。

ウ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を活用して報告する。

4 被害調査

(1) 住家等被害調査

企画市民局は、区本部と連携して被害調査班(1班2人)を編成し、調査票に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(り災証明発行担当)へ報告する。

(2) 市有建物被害調査

企画市民局は、被害調査班を編成し、「住家及び市有建物の被害調査実施要領」に基づき、市有建物の被害調査を行う。調査は、調査員が行い、市災害対策本部に報告する。

(3) 道路被害調査

都市建設局は、道路被害について、警察、道路管理者等の関係機関と連携して調査・情報収集を行い、市災害対策本部に報告する。

(4) その他の被害調査

関係各局は、その他の所管施設等の被害について、それぞれで定める調査要領等に基づき、調査を行い、市災害対策本部に報告する。

5 県への報告

本部事務局は、次のように県に対し被害状況等を報告する。なお、県に報告できない場合は、直接、消防庁へ報告する。

(1) 県災害情報管理システム

県への報告は、県災害情報管理システムを活用して行う。

県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次行う。

(2) 災害報告書

県への報告は、県災害情報管理システムによる報告を原則とするが、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網FAX等を活用して報告する。

ア 被害状況等報告

イ 被害の程度

ウ 人的・建物被害等(災害発生・被害中間)報告

エ 公共施設等被害(災害発生・被害中間)報告

オ 避難状況・救護所開設状況(速報・中間)報告

カ 確定報告

(3) 応急対策活動の報告

把握した被害の内容、応急対策の活動状況は、県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。

6 関係機関等との協力

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互に被害状況等について情報の交換を行う。

7 その他

消防局は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、直接、消防庁にも報告する。

【消防庁への報告先】

(NTT回線) 電話 03-5253-7572(平日9:30~17:45)
03-5253-7777(上記以外)
FAX 03-5253-7537(平日9:30~17:45)
03-5253-7553(上記以外)

【消防庁災害対策本部等連絡先】

(NTT回線) 電話 03-5253-7540
FAX 03-5253-7549

◆ 資料編参照

- ※1-1~7 連絡先一覧
- ※2-6 被害報告分類判定基準
- ※2-7 災害救助法による被害状況認定基準
- ※2-8 住家及び市有建物の被害調査実施要領
- ※2-11 火災・災害等即報要領の直接即報の基準

第6節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問い合わせに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	★	情報通信システムの活用
	企 画 市 民 局 (企 画 部)		
	総 務 局 (渉 外 部)	★	災害広報、報道機関との連絡調整
	総 務 局 (渉 外 部)	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用
	区 本 部		
	企 画 市 民 局 (市 民 部)		
	消 防 局	★	災害広報
	消 防 団	★	広報広聴活動への応援協力
関 係 各 局			
関 係 関 機	(株)エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力
	(株)ジェイコムイースト		
	相模原市印刷広告協同組合		
	さがみはら国際交流ラウンジ		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

総務局、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

- (1) 総務局、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。
- (2) 時間的推移に応じた主な広報事項

時 期	広 報 事 項	広 報 媒 体
情報収集期 (地震発生から およそ30分後 まで)	(1)地震関連情報(震度等) (2)出火防止、初期消火、救出活動の呼び掛け (3)市災害対策本部の設置等の対応状況 (4)避難・誘導情報	(1)ひばり放送 (2)CATV (3)ラジオ放送 (4)防災メール

被害明確化期 (30分後から数 時間後まで)	(1) 出火防止、初期消火、救出活動の呼び掛け (2) 避難・誘導情報 (3) 被害状況及び各機関の対応状況 (4) 地震関連情報(震度、規模等) (5) 避難所開設情報 (6) 救護所開設及び誘導情報	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) まちづくりセンター、 避難所等での広報 (6) 広報車
市内での 災害対応期 (数時間後から 1日後まで)	(1) 各機関の対応状況等 (2) 地域ごとの被害状況、被害無し情報、安否 情報(災害用伝言ダイヤル171の活用方 法等) (3) 全体的な被害状況及び地震関連情報 (4) 食料、飲料水、生活必需品などの状況及び 今後の見通しなど (5) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (6) 全体的な安心情報、励ましなど (7) 不足物資、人員等の応援要請情報	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) まちづくりセンター、 避難所での広報及び掲 示等 (6) 新聞、テレビなど (7) 広報車 (8) 市ホームページ等
広域的救援期 (1日後から7日 後位まで)	(1) 各機関の対応状況等 (2) 被害状況、被害無し情報、安否情報(災害 用伝言ダイヤル171の活用方法等) (3) 避難所、救護所などの情報 (4) 食料、飲料水、生活必需品などの配布情報 (5) 道路及び交通機関、ライフライン、病院・ 診療所の復旧などの状況 (6) 各地からの支援状況 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励ましなど (9) 救援物資、ボランティアの要請	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) まちづくりセンター、 避難所、消防署、交番、 郵便局等での掲示等 (6) 広報紙 (7) 市ホームページ等 (8) 新聞、テレビなど (9) 広報車
復旧期 (7日後位から それ以降)	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの 復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(り災証明、仮設住 宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払 猶予、がれき処理など) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) 広報紙 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 市ホームページ等 (5) 郵便局等での掲示等 (6) 新聞、テレビなど

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)

災害発生初期における、出火防止等の二次災害防止の呼び掛け、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

(ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。

(イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記するなどの対処を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。

(ウ) 広報紙は、避難所、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載などに努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用（危機管理室、企画市民局）

(ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。

(イ) 市ホームページを活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、ツイッター等による情報の随時把握に努める。

(ウ) その他の情報システム、パソコン及び携帯電話等の電子メール機能を活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。

エ 広報車

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

オ 放送機関の活用

(株)エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」、地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合及び発生するおそれがある場合等に、エフエムさがみの放送に、緊急放送を割り込ませて放送する。

(イ) 地デジのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、t v k（テレビ神奈川）に表示する。

(2) 報道関係機関との連携

総務局は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 防災関係機関の広報活動

- (1) ライフライン事業者、交通機関等、その他の防災関係機関は、あらかじめ定める災害時の広報計画に基づいて市民、利用者への広報活動を実施するものとする。
- (2) 広報活動の実施に当たっては、市災害対策本部と提供情報の共有化を図る。また、防災関係機関と市災害対策本部は、必要に応じて相互に広報の協力を要請するものとする。

7 初期の問い合わせ窓口の設置及び対応

総務局、区本部は、災害発生直後の被災した市民の心理的な安定を図り、混乱の発生を防ぐとともに、災害対策活動が円滑に行えるよう、初期の問い合わせに対する窓口を設置する。

(1) 役割

ア 総務局は、市民、報道機関、国、他の地方公共団体等の各方面からの問い合わせに対する一次的な対応及び担当局への振り分けを行う。

イ 区本部は、被災者のニーズ、混乱等の発生危険を察知する情報を入手し、関係各局での対策に反映させる。

(2) 運営体制

ア 市民に公表する情報は、総務局が準備する。

イ 問い合わせ窓口の運営は、区本部が中心となっており、必要に応じて他局からの応援職員を要請して運営に当たる。なお、総務局は、コールセンターの業務継続に努める。

ウ 運営時間等は、対策活動の推移、被害状況、問い合わせ状況等から随時体制を見直し、必要な体制を整える。

エ 本部事務局と常に密接な連携体制を執り、最新情報の収集に努めるとともに、情報の適切な取捨選択を行い、効果的な情報提供を行う。

8 広聴活動

(1) 災害相談室の開設

区本部は、災害の状況に応じて、災害相談室を開設し、広聴活動を行う。

企画市民局は、相談員の確保を行う。

(2) 災害相談室における活動

災害相談室では、各局及び防災関係機関が協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。

(3) 災害相談室の設置場所

ア 災害相談室は、原則として各区役所の市民相談室に設置する。

イ 地震による被害等により市庁舎等が使用できない場合は、復旧までの間、周辺の公共施設に設置する。

(4) 相談及び要望等の受け付け方法

相談及び要望等の受け付けは相談室窓口で直接、又は電話により行うが、聴覚障害者等に配慮し、電子メール又はFAXによる受付も行う。

(5) 要望等の処理

聴取した要望等については、関係局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて相互の調整を行い、復旧計画に反映させるものとする。

9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮

(1) 聴覚障害、視覚障害者への対応

総務局は、健康福祉局と連携し、各広報事項について、文字媒体と音声媒体の両方を活用し、聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供に配慮する。

(2) 外国人等への対応

総務局は、日本語の理解が困難な外国人のために、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、必要に応じて外国語による災害時の広報紙の発行、音声によるガイドなどの対策を実施する。

◆ 資料編参照

- ※2-9 広報車両及び広報区域
- ※6-2 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱
- ※6-5 災害情報等の放送に関する協定書((株)エフエムさがみ)
- ※6-6 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書((株)エフエムさがみ)
- ※6-8 災害時における緊急情報等の放送に関する協定書((株)ジェイコム関東)
- ※8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定
- ※8-19 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書(相模原市印刷広告協同組合)

第7節 応援要請

1 基本方針

他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等(協定先を除く)への応援要請、自衛隊派遣要請
	総 務 局 (渉 外 部)	★	在日米陸軍との連絡調整
	総 務 局 (総 務 部)	●	行政応援の受入れ
	協 定 等 の 窓 口 担 当 局	★	協定団体等への応援協力要請
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力

3 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

本部事務局は、応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び応援協定により応援を求める。

なお、要請の基準は次のとおりである。

ア 各局、各班の対応をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他応援の必要があると認めた場合

(2) 応援要請の種別

要 請 先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^{※注2} の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
	職員の派遣要求	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項
他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条第1項
	職員の派遣要求	地方自治法第252条の17第1項

(注1) 「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関である。

(注2) 「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人である。

4 応援要請の手続き

本部事務局は、応援要請を行うに当たって次の各号を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続きをとる。

- (1) 応援要請する理由
- (2) 応援要請する職員の職種別人員数
- (3) 応援が必要な期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項
 - ア 必要な物資等
 - イ 活動内容等
 - ウ 派遣場所及び派遣場所への経路
 - エ 派遣職員の活動拠点
 - オ その他必要な事項

5 経費の負担

応援を要請した場合に要した経費は、原則として、要請した市が負担する。

6 応援部隊の受入れ

関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入れ体制を整備する。

- (1) 要請及び応援活動の記録
 - ア 要請先、要請時間、要請内容
 - イ 回答内容、回答時間
 - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先
 - エ 活動期間、食料・飲料水・宿泊所の手配の状況
 - オ 搬入物資の内容・量、返却義務の有無
 - カ 撤収日時
- (2) 応援部隊の活動計画

要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成し、市内の地図や必要な図面、帳票類等を準備する。
- (3) 応援部隊活動拠点の確保

警察、消防、自衛隊の応援部隊の活動拠点として、次の施設を確保し、広域応援活動拠点等での受入れに努める。また、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示等に努める。

県立相模原青陵高等学校、県立上鶴間高等学校、県立相模原総合高等学校、防災消防訓練場、相模湖林間公園、フランスベッド総合研修センター相模湖学園、県立相模湖公園駐車場、原宿公園、名倉グラウンド、(社)全国警備業協会研修センターふじの、相模原麻溝公園競技場、キャンプ淵野辺保留地多目的広場

(※資料編10-6参照)

7 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請

(1) 協定の窓口担当局は、銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定(平成8年2月)及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行う。

その他、九都県市への要請については、危機管理室が応援調整本部を通じて行う。

(2) 市長は、応急危険度判定士、緊急消防援助隊などへの応援要請については、関係法令又はそれぞれの計画等に基づいて県知事等へ要請する。

8 消防の広域応援要請

市長は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合、国(消防庁)に直接、応援要請を行う。

9 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要としたときで、おおむね次のような場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、利用可能な消防車、その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して行う消火(消火薬剤等は、原則として本市が提供)

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が欠損し、又は障害物がある場合の啓開、又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、原則として市が提供)

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合)

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸付け又は譲与

防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸し付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

イ 市長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣、又はその指定する者に対して、その旨及び災害の状況を通知する。

ウ 市長は、上記イによる通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

エ 要請窓口

(ア) 県知事への要請先は、県安全防災局危機管理部災害対策課とする。

(イ) 自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群(座間分屯地)とする。

オ 要請に必要な事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部事務局は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的、効率的な作業分担(各担当局が作成)の作成に努める。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

本部事務局は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、作業計画(各担当局が作成)を作成するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡を図るものとする。

ウ 宿营地等の準備

(ア) 本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。

(イ) 本部事務局は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地として広域応援活動拠点等を確保する。

エ 現地連絡班の受入れ

現地連絡班が派遣されたときは、市有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置する。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況の把握に努めるとともに、市災害対策本部との連絡調整に努める。

カ 連絡調整窓口の一本化

本部事務局は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ

連絡窓口を明確にする。

キ 県知事への報告

本部事務局は、自衛隊の活動状況等を随時県知事に報告する。

(4) 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣期間、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して県知事に対して依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援及び復旧活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備品を除く)の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備品を除く)の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等の長と協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、県知事に対し撤収要請を行う。

10 在日米軍に対する応援要請

(1) 県への要請

市長は、災害に対処するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて在日米軍に対し応援を要請する。また、県災害対策本部長が在日米軍に対して応援要請を行った場合は、市は、円滑な活動が行えるように支援を行う。

(2) 覚書に基づく要請

市長は、災害が発生した際に、必要がある場合は、在日米陸軍又は海軍に対し、市民及び米軍基地の勤務者及び居住者(在日米陸軍相模総合補給廠野積場、在日米陸軍キャンプ座間及び相模原住宅地区並びに在日米海軍厚木航空施設)の安全を確保するために在日米軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」及び「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空司令部との覚書」に基づき、避災者の受入れ等の災害救援活動及び災害対応準備活動を要請する。

11 海外からの支援の受入れ

災害対策基本法第24条による非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを本市に決定した場合には、市は、その受入れと円滑な活動の支援に努めるものとする。

◆ 資料編参照

※8-22 災害時の大型ヘリポート(自衛隊)使用に関する覚書(帝京大学)

※8-23 災害時における施設等の使用に関する協定書(フランスベッド(株))

※8-24 災害時における施設等の使用に関する協定書((社)全国警備業協会研修センターふじの)

- ※ 1 1 - 1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定
- ※ 1 1 - 2 災害時における相互応援に関する協定書(町田市)
- ※ 1 1 - 3 災害時における相互応援に関する協定書(上野原市)
- ※ 1 1 - 4 九都縣市災害時相互応援に関する協定・実施細目
- ※ 1 1 - 5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定
- ※ 1 1 - 6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
- ※ 1 1 - 7 災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書
- ※ 1 1 - 8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
- ※ 1 1 - 9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

第8節 応援派遣等

1 基本方針

市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援が必要な場合は迅速に派遣体制を確立する。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	本部事務局	★	応援派遣の総合調整 被災地復興支援本部の設置及び運営
	総務局（総務部）	★	派遣職員等の調整及び派遣職員へのバックアップ
	企画市民局（財務部）	★	派遣に要する資機材・食料・車両等の調達
	関係各局	★	職員の応援派遣 その他災害対策本部設置時の所掌業務に準じた被災地支援業務の実施
関係機関	神奈川県	—	応援派遣の連絡調整等

3 初動

(1) 職員の参集

他の地方公共団体の区域内に震度5強以上の地震、大規模な津波被害等が発生した場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は速やかに参集する。

(2) 情報収集活動

参集した職員は、被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。

なお、激甚な被害により被災地が混乱し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合は、被災地に先遣隊職員を派遣し、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行う。

4 応援派遣の決定

(1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。

(2) 市長は、応援協定の締結されている地方公共団体については、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

5 応援派遣の実施

(1) 応援の内容

ア 活動要員の派遣

総務局は、要請のあった人員について、職員を派遣する。

イ 物資・資機材の供与

企画市民局は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。

ウ その他

総務局は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。

(2) 応援の準備

応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。

(3) 指揮命令

応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。

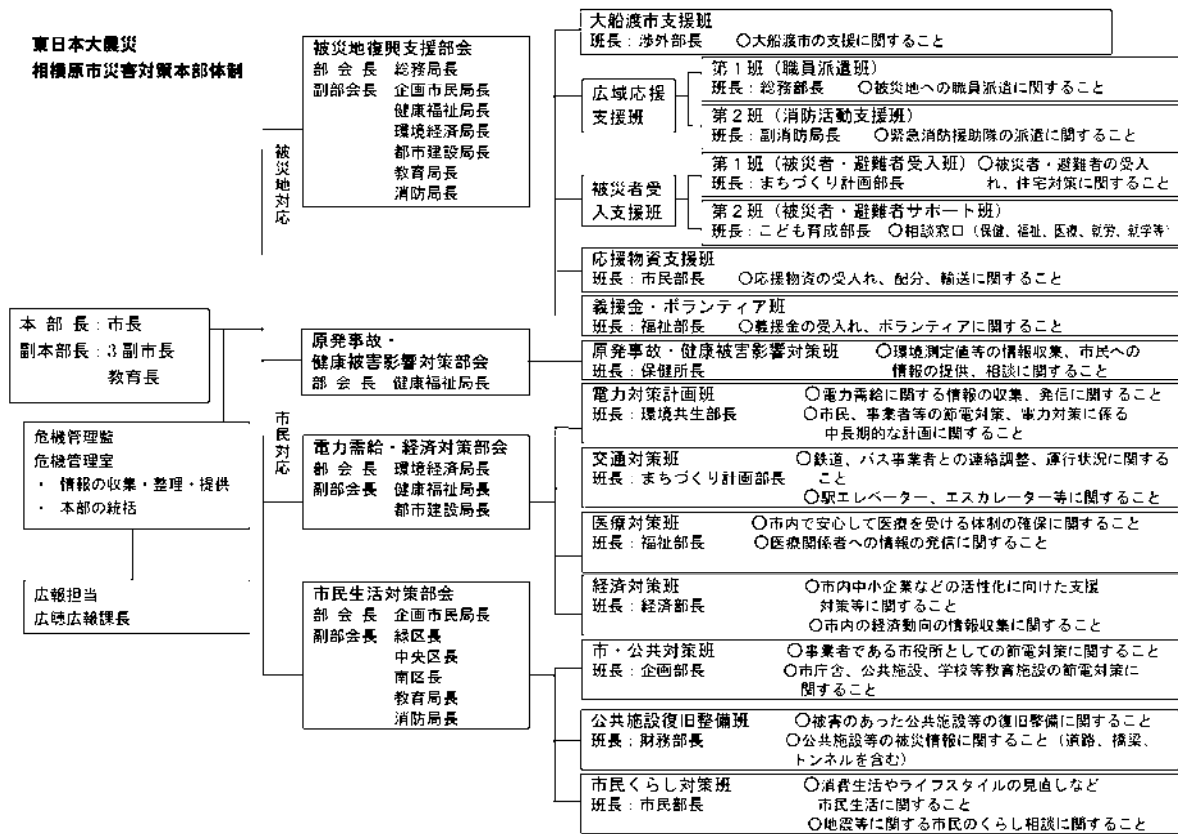
(4) 派遣職員のバックアップ等

派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整やこころのケア対策を適切に行う。

6 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援等、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとするが、参考として、東日本大震災の際の「東日本大震災相模原市災害対策本部体制」を以下に示す。



(1) 避難者の受入れ

被災地から被災者を受入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。

その他、被災地から市内に避難した被災者についても、広報、マスコミ等を通じてその所在を把握し、情報提供等を行う。

(2) その他

被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

7 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

8 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。

◆ 資料編参照

- ※ 1 1 - 1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定
- ※ 1 1 - 2 災害時における相互応援に関する協定書(町田市)
- ※ 1 1 - 3 災害時における相互応援に関する協定書(上野原市)
- ※ 1 1 - 4 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目
- ※ 1 1 - 5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定
- ※ 1 1 - 6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
- ※ 1 1 - 7 災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書
- ※ 1 1 - 8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
- ※ 1 1 - 9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

第2章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動

1 基本方針

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、火災の延焼の阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼の阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導活動を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 組 織

ア 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

イ 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画(平成19年10月1日)」に基づき、初動体制を確立する。

(2) 初期活動

市域に震度4以上の地震が発生した場合、消防局は直ちに次の措置を採る。

ア 情報収集及び伝達、広報活動

イ 消防職員及び消防団員の招集

ウ 車両、機材等の点検及び確保

エ 通信施設の点検及び無線局の開局

オ 火災警戒活動

カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。

イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。

ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。

エ 延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地、避難路の確保活動を行う。

オ 事業所等の火災に対しては、原則として、自衛消防隊の対応とするが、市街地に延焼拡大のおそれがある場合、及び不特定多数の者を収容する施設や災害に弱い立場にある者を収容する施設から出火した場合は、人命救助を目的とした消防活動を行う。

カ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。

4 消防団の活動

(1) 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画」に基づき、消防団員を招集するとともに、初動体制を確立する。

(2) 情報の収集

被害情報の収集と報告を行う。

(3) 警戒及び広報活動

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかける。

(4) 消火活動

分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。

(5) 救助救急

火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出と、応急措置及び救護所等への搬送を行う。

(6) 避難誘導

火災による避難の勧告・指示がされた場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

(1) 出火の防止及び初期の消火活動を行う。

(2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。

(3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

(1) 消防応援部隊の要請

消防局は、広域火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定(平成18年8月)」等に基づく要請又は緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

(2) 消防応援部隊の運用

消防局は、「相模原市消防広域応援基本計画(平成7年10月)」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

◆ 資料編参照

※10-1 神奈川県下消防相互応援協定

※10-2 東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定

- ※10-3 町田市と相模原市との消防相互応援協定(消防団)
- ※10-4 消防相互援助協約(相模原市及び在日米陸軍)
- ※10-5 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- ※10-6 広域応援活動拠点一覧表
- ※10-7 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定
- ※10-8 相模原市と上野原市との消防相互応援協定
- ※10-9 相模原市と上野原市との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-10 相模原市と都留市との消防相互応援協定書
- ※10-11 相模原市と清川村との救急救助業務等応援協定書
- ※10-12 相模原市と清川村との消防相互応援協定書(消防局)
- ※10-13 相模原市と清川村との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-14 八王子市と相模原市との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-15 相模原市と道志村との消防相互応援協定書(消防団)

第2節 避難誘導対策

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市が行う避難の勧告、指示は、災害の切迫により危険となった区域内にいる全ての人に対して伝達され、避難行動として実現されて初めてその目的が達成される。また、公共施設や百貨店その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が市長の勧告又は指示を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難の勧告・指示
	総 務 局（ 渉 外 部 ）	★	広報活動
	区 本 部	★	避難誘導
	消 防 局	★	避難誘導、広報活動
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等

3 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、また、緊急地震速報システムを導入、活用して、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。

また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

4 避難の勧告・指示

(1) 実施責任者

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められるときは、市長及び関係機関は、次のとおり市民への避難の勧告又は指示を行う。

また、災害時要援護者や避難に時間を要する者に対し、避難勧告の前段で避難の開始を求める避難準備情報を発表するように努める。

実施者	区分	災害の種類	根拠法令	勧告・指示の要件
市長	勧告 指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条第 1 項 警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号) 第 4 条第 1 項	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	指示	洪水 地すべり	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 29 条 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号) 第 25 条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防 管理者	指示	洪水	水防法第 29 条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条第 1 項	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。

(注 1) 勧告と指示の相違は、被害の危険性の切迫する度合いに対応している。

(注 2) 指示は、勧告よりも拘束力が強いものと一般に受け止められることを期待して発表する。

(注 3) 災害対策基本法、その他の根拠法令に従って、勧告・指示を行うべき権限のある者は前記のとおりであるが、勧告は、災害応急対策の第一次的な責任者である市長(本部長)のみが行うことができる。その他は、いずれも市長の指示による場合、若しくは緊急避難的な措置として指示を行う。

(2) 勧告・指示の判断

市長は、避難を必要とする事態が発生したときは、原則として、消防局長、都市建設局長、区長及びダム管理者等からの要請を受け、避難の勧告又は指示の決定を行う。

ア 局地的な災害による場合

(ア) 河川の上流域(ダムを含む)が地震被害を受け、下流域に浸水による危険があるとき。

(イ) 火災が拡大するおそれがあるとき。

(ウ) 爆発のおそれがあるとき。

(エ) ガスの流出拡散により、市民に危険が及ぶと予測されるとき。

(オ) 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。

- (カ) 大地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- (キ) ダムの放流等により、下流域に浸水による危険が通知されたとき。
- (ク) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

イ 広域的な災害による場合

- (ア) 火災が延焼拡大するおそれがあるとき。
- (イ) ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- (ウ) 県知事から、避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- (エ) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

5 勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいる全ての者を対象とする。

6 勧告・指示の伝達等

(1) 市民への伝達

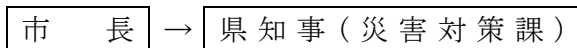
総務局、消防局は、避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、消防車両、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

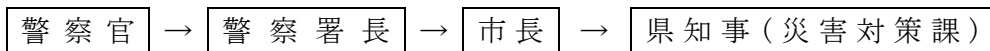
避難の勧告・指示を行った者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置

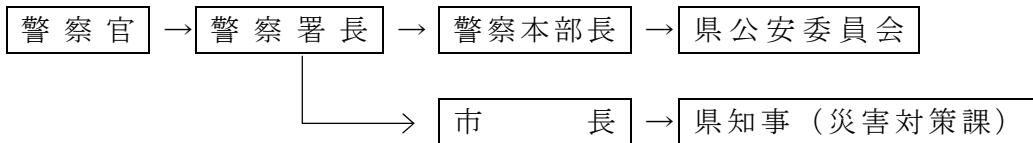


イ 警察官の措置

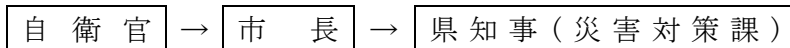
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



※必要事項

- (ア) 発令者
- (イ) 発令の理由及び発令日時
- (ウ) 避難の対象地区
- (エ) 避難地

(オ) その他必要な事項

7 避難誘導

(1) 避難の実施

ア 避難の勧告・指示を受けた者は、その勧告・指示に従い避難所等へ避難する。この場合、大規模な火災が発生したときは、火災の状況により広域避難場所に避難する。

イ 避難誘導の実施者は、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難の対象地域等

ア 指定地域の避難誘導

(ア) 本部長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区に避難の必要を認めた場合は、避難の勧告・指示と同時に、あらかじめ指定した避難所等に避難所担当職員を派遣する。

(イ) 警察署、消防署及び消防団は、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。

イ その他の地域の避難誘導

避難が必要と認められる地域から避難所等までの避難誘導は、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して行う。

ウ 学校、事業者等の避難誘導

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、百貨店等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

エ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき、各事業者により実施する。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の制限

携行品は、平常時から非常用袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。

なお、自動車による避難、家財の持ち出し等は危険なので、徒歩による避難を原則とする。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) 災害時要援護者を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特にない場合は、避難の誘導に当たる者が関係者と連携をとり、選定する。

(エ) 避難経路の選定は、火災、落下物、危険物、混乱等の起こるおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路等現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに

避難誘導活動等の支援に当たる。

(ウ) 被災者の移動が完了するまでの間は、一時避難場所や避難路の安全確保、広域避難場所の周辺からの延焼防止等に努める。

イ 警察

警察官は、消防職員その他避難措置の実施者と連携し、被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう避難路の通行を確保し、避難先への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

避難の勧告・指示がされた場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

道路被害調査中又は道路啓開作業中の道路管理者は、関係機関が実施する避難誘導を支援する。

オ 自主防災組織

自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

8 広域避難

本部長は、大規模な災害が発生し、市単独では避難所の確保が困難となった場合に、隣接市町等への広域的な避難所の確保について県に要請する。

また、近隣市町での受入れが困難な場合や不足する場合は、協定する地方公共団体へ要請する。

9 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
消防長、消防署長	事故	消防法第23条の2	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定する。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態があるとき。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。

消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	消防法第 36 条に おいて準用する 同第 28 条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に 消防警戒区域を設定する。
消防機関に 属する者	洪水	水防法第 21 条	水防上緊急に必要な場所において

◆ 資料編参照

- ※ 2 - 1 3 避難勧告・指示文案
- ※ 3 - 1 避難所及び救護所一覧表
- ※ 3 - 2 広域避難場所一覧表
- ※ 3 - 3 一時避難場所一覧表

第3章 帰宅困難者対策

1 基本方針

大地震により、鉄道、バス等の公共交通が停止した場合、通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に大量に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生する等、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施する。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	危機管理室	★	一時滞在施設の連絡調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関する事。
	総務局(渉外部)	★	情報の提供
	都市建設局 (まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。
	区本部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。 一時滞在施設の総括に関する事。
関係機関	神奈川県	★	一時滞在施設(県有施設)の開設に関する事。
	警察	★	駅及び徒歩帰宅道路等の交通整理等に関する事。
	東日本旅客鉄道(株)	★	乗客及び駅利用者等の誘導に関する事。
	小田急電鉄(株)		
	京王電鉄(株)		
	神奈川中央交通(株)	★	臨時バスの運行に関する事。
	京王バス南(株)		
富士急山梨バス(株)			

3 安全確保と情報提供

神奈川中央交通(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京王バス南(株)、富士急山梨バス(株)及び大型店舗等の管理者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、駅前混乱の防止のため、一時滞在施設の情報や帰宅に必要な災害時帰宅支援ステーション(コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等)の情報、交通情報等を提供する。

総務局は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況並びに災害時帰宅支援ステーションの状況等を、各駅に地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線及

び防災メール等を利用して広報する。

4 駅前混乱の防止

都市建設局及び区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員を派遣し、情報の収集・提供及び誘導等を行う。

相模大野駅及び橋本駅等、最寄りに広域避難場所がある場合は安全確認の上、滞留者を誘導する。また、広域避難場所に情報所を設置し、簡易無線等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、各鉄道会社や警察等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

5 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、帰宅困難者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し避難所及び救護所を除く市有施設を活用し、一時滞在施設を開設するとともに、県央地域県政総合センター等と連携し、県立相模大野高等学校、県立神奈川総合産業高等学校及び県立相原高等学校等を、一時滞在施設として開設し、都市建設局、各鉄道会社及び警察等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受入れた滞在者の名簿を作成し、区本部に報告する。また、一斉帰宅の抑制や帰宅支援に関する情報を提供する。

なお、一時滞在施設の運営が長期化する場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。

6 徒歩帰宅者等の支援

市は、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。

警察は、主な徒歩帰宅経路において交通整理やパトロール等を行う。

鉄道事業者は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の帰宅のため、バス事業者等と協議して輸送体制を確保する。

◆ 資料編参照

※ 3-9 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表

第4章 救出・救助・医療救護対策

第1節 救出・救助活動

1 基本方針

大規模な災害発生時には、建築物や構造物の倒壊及び落下物により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊などの防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	消 防 局	★	救出・救助活動、救出・救助の要請情報の集約、各救出隊との連絡調整等
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察	—	覚知した現場等での救出・救助活動
	自 衛 隊	—	市災害対策本部の要請・調整による救出・救助活動
	(社)相模原市建設業協会	—	救出・救助活動への協力
	相模原造園協同組合等		
相模原市津久井地区建設業連絡協議会			

3 情報の収集等

(1) 消防局救出・救助班の設置

ア 消防局は、発災後、速やかに各防災関係機関による救出・救助班を設置し、救出・救助活動を行う。

イ 消防局は、防災関係機関等が行う救出活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

消防局は、発災後の初期段階において、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

4 救出・救助活動等の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

(3) 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(4) 救助・救急の伴う現場への出場は、救命効率を確保するため努めて救急隊と他の隊が連携して出場する。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 消防局(救出・救助班)は、消防団、警察、自衛隊、緊急消防援助隊、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、その現場責任者と随時、活動区割り等現場活動に関する調整を行う。

イ 防災関係機関等、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

ウ 救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、協定締結団体等と連携を図り救出・救助活動に当たる。

エ 市(消防局)は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと、広域的な救急活動を行う。

また、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージ(以下「トリアージ」という。)を実施する。

(2) 消防局救出・救助班の活動

ア 救出・救助班は、消防署の管轄区域を中心として活動するものとするが、他の管内で優先度の高い救出・救助事案が発生し、出動を命令された場合は、これに従い活動する。

イ 救出・救助班は、消防隊等と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援隊を必要とする場合、市災害対策本部に要請する。

ウ 救出・救助班は、救出・救助事案の数、その他の現場情報を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊を出動させ、救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊、緊急消防援助隊は、市災害対策本部の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。

また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

消防局(救出・救助班)等は、災害現場において救出された負傷者を、応急救護処置を行ったのち、直ちに救急車等により、その疾患に応じた医療機関へ搬送する。

8 行方不明者の搜索活動

消防局、消防団は、警察、自衛隊等と連携し、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺の市民及び事業所等への聞き込み調査等を行って搜索活動を継続し、その発見に努める。また、救助犬による搜索活動を実施するため、関係機関に要請する。

◆ 資料編参照

- ※4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- ※4-2 防災用備蓄資機材一覧表
- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第2節 医療救護対策

1 基本方針

地震発生時には、家屋倒壊等による重症者やその他多数の医療救護活動を必要とする被災傷病者の発生が予想される。災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しい不足若しくは混乱により被災傷病者が医療の手段を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局（福祉部）	★	医療救護の全体調整、救護所の開設・運営、医薬品等の調達、医療機関等との連絡調整並びに医療情報の収集
	健康福祉局	▲	被災者への精神保健対策
関係機関	(社)相模原市医師会	—	医療救護班の派遣、医療の実施
	(社)相模原市病院協会		
	公益社団法人神奈川県看護協会 相模原支部		
	(社)相模原市歯科医師会	—	歯科医療の実施
	公益社団法人相模原市薬剤師会	—	医薬品等の管理・確保・提供
	神奈川県	—	医療救護活動の総合調整・支援
	(社)神奈川県柔道整復師会相模支部	—	医療救護班の派遣等による医療救護活動の支援
	(社)神奈川県医師会		
	日本赤十字社		
自衛隊	—	医療救護活動の支援	

3 医療救護の対象

(1) 医療の対象

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の手段を失った者

(2) 助産の対象

ア 災害のため助産の手段を失った者

イ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

ウ 出産のみならず、死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者

4 医療救護の範囲

(1) 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

5 実施期間

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害である場合、医療救護活動を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

同様に助産については分娩した日から7日以内とする。ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

6 費用負担

医療及び助産の費用は、原則として医療を必要とする者及び分娩の介助を必要とする者の負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害である場合は、災害救助法の定めるところによる。

7 県知事への要請

市において救護が困難な場合は、次により県へ要請する。

- (1) 救護を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)
- (2) 必要な救護班数
- (3) 救護期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

8 医療救護体制

(1) 医療救護活動主体の役割

医療救護活動の主体である健康福祉局、医療関係団体、医療機関、市民・自主防災組織等の役割に基づき、各主体が連携して医療救護活動を実施する。

ア 健康福祉局

健康福祉局は、災害時医療救護本部を総合保健医療センターに開設し、協定締結団体等の協力を得て、迅速に救護所の開設を行うとともに、その管理運営を行う。また、各機関との連携を図り医療救護活動を円滑に進めるために、情報の連絡及び搬送体制を統括するとともに、広域の応援要請、受入態勢について調整を行う。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、健康福祉局と連携して医療救護活動を円滑に進める。

ウ 市民・自主防災組織

市民・自主防災組織は、軽症者の救護及び救護所への負傷者の搬送等救護活動への支援を行う。

(2) 医療救護班の編成

ア 健康福祉局は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力を得て、区域ごとに医療救護班を編成する。

イ 医療救護班は、医療スタッフ、事務スタッフ、消防スタッフ及び応援スタッフから構成する。

(ア) 医療スタッフは、外科系医師、外科系以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師及び保健師で編成する。

(イ) 事務スタッフは、市職員及びボランティアで編成する。

(ウ) 消防スタッフは、救急隊員で編成する。

(エ) 応援スタッフは、医療ボランティア等で編成する。

ウ 市では対応できない場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

エ 医療救護班は、救護所において次の業務を行う。

(ア) トリアージ

(イ) 後方医療機関等への搬送順位の決定

(ウ) 傷病者に対する応急処置

(エ) 死亡の確認

(3) 健康福祉局は、人工透析や分娩等を必要とする者への医療情報の提供を行う。

(4) 救護所の開設

健康福祉局は、トリアージと被災傷病者の応急措置を行うために医療関係団体の協力を得て、あらかじめ指定している救護所を開設する。

救護所は震度に応じて、次のように開設する。

ア 震度5弱以下の場合、被害の状況によって開設する。

イ 震度5強以上の場合、拠点救護所を設置し、全ての救護所には医療スタッフ(保健師)、事務スタッフ、消防スタッフが自ら参集し、開設に備える。

(5) 後方医療機関

後方医療機関は、基本的に救護所においてトリアージされた重症者に対して高度な医療活動を行う場として指定されている地域救護病院(災害二次救急病院)と災害医療拠点病院(災害三次病院)とする。

9 被災傷病者の搬送体制

被災傷病者の搬送は、原則として、被災現場から救護所までは、消防局、警察、消防団、自主防災組織等の各救出隊が行う。また、救護所から後方医療機関等への搬送については、消防局救急隊、救護所事務搬送スタッフ等が、関係機関・団体等の協力を得て行う。

また、健康福祉局は、市内の限られた搬送手段を有効活用するとともに、市外の医療機関へ搬送する場合には、ヘリコプター等の活用を考慮する。

10 医薬品及び医療資器材の確保体制

健康福祉局は、次のように医薬品、医療資器材を確保、調達する。

(1) 医薬品等は、救護所、拠点救護所及び後方医療機関にあらかじめ備蓄されたものを使用する。

(2) 救護所、後方医療機関等において医薬品の不足が生じた場合には、開設されてない救護所や拠点の備蓄場所から搬送するほか、市内の医薬品卸問屋に協力を要請し、補充する。

(3) 医薬品卸問屋及び外部からの援助による医薬品は、健康福祉局が取りまとめ、総合保健医療センターを医薬品集配拠点とし、各救護所、後方医療機関等に搬送する。

(4) 医薬品、血液製剤及び医療資器材の確保が市では困難な場合、県及び関係機関に支援を要請する。

11 情報連絡体制

- (1) 健康福祉局は、各区域の後方医療機関を医療情報の連絡拠点とし、各区域の病院、診療所の被災状況、被災者の状況、必要物資等の情報を収集する。
- (2) 重要な施設間の情報連絡は、その安定性を確保するために無線等の活用を図る。
- (3) 市民への情報の連絡は、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を用いて行い、市民からの情報収集は、消防救急無線、地域防災無線等を用いて行う。

12 被災者への医療等

- (1) 避難所での巡回医療
健康福祉局は、被災者の健康管理及び診療のため、避難所での巡回医療を行う。
また、保健師等による健康状態の確認や保健指導等を行う。
- (2) 疾病の予防
健康福祉局は、避難所等において感染症やエコノミークラス症候群等の予防のための普及啓発や指導、健康状態の確認や健康相談等を行う。
- (3) 医療情報の提供
健康福祉局は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民に提供する。
- (4) メンタルヘルス対策
健康福祉局は、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策として、保健師等による保健活動やメンタルケア等の活動を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 3-7 後方医療機関一覧表
- ※ 9-1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定((社)相模原市医師会)
- ※ 9-2 災害時における医療救護活動に関する協定((社)相模原市病院協会等)
- ※ 9-3 災害時における医療救護活動に関する協定((社)神奈川県柔道整復師会相模支部)
- ※ 9-4 災害時における医療救護活動に関する協定(公益社団法人相模原市薬剤師会)

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策

1 基本方針

大地震発生時には、倒壊した家屋、工作物の転倒落下等により、大量の障害物が発生する。これらの障害物は、緊急車両の通行及び被災者の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開及び障害物の除去を迅速に進める等、被災者が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	都市建設局（土木部）	★	緊急輸送路の確保（道路啓開）
		●	障害物の除去
	消防局	★	消防活動に伴う道路啓開
	消防団		
	総務局（渉外部）	★	広報活動
	環境経済局（資源循環部）	★	撤去物の処分
関係機関	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送路の確保（道路啓開）、障害物の除去
	自衛隊	—	
	警察	—	緊急交通路の確保（道路啓開）
	（社）相模原市建設業協会	—	緊急輸送路の確保（道路啓開）及び障害物の除去への協力
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
相模原道路安全施設業協同組合			

3 道路啓開

（1）緊急に道路啓開を行う路線の選定

倒壊した建物、工作物の転倒落下等の障害物により交通障害が発生した場合の緊急車両の通行を確保するため、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 市役所や区役所、まちづくりセンター（中央区管内の6公民館を含む）、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

イ その他上記の路線を補完する路線及び市災害対策本部、警察等から緊急に要請があった路線

（2）道路啓開の実施

ア 実施体制

（ア）啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、警察、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

（イ）消防局及び消防団は、火災、救出・救助等の出動時において、必要がある場合は、道路啓開を実施する。

(ウ) 啓開作業は、救急・救援活動の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して(地-123「第17章 孤立対策」参照)、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

都市建設局、各道路管理者は、復旧に先だち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 障害物の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、各道路管理者、警察、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

総務局は、速やかに道路啓開に関する情報を市民へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

(5) 撤去物の処分

環境経済局は、道路啓開により発生した撤去物を、第10章 清掃対策(地-82参照)に基づき、迅速に処分する。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 交通の安全と輸送の確保のため除去を必要とする場合

ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、特に除去を必要とする場合

(2) 実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、都市建設局が行う。なお、市の体制では対応が困難な場合は、国、県、その他防災関係機関等の応援を得て実施する。

イ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防局、消防団が行う。

ウ 道路、河川等にある所有権者の不明な障害物の除去は、原則としてその道路、河川等の管理者が行う。

エ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去は、県知事が行い、市長はこれを補助する。また、県知事から市長が行うよう通知された場合は市長が行う。

オ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

(3) 障害物除去の実施(都市建設局)

防災関係機関の意見及び周囲の状況を考慮して、市災害対策本部が、優先度の高い箇所を指定し、作業班を編成して防災関係機関との連携により実施する。

ア 道路内の障害物の除去

指定に基づき、原則として車両の交互通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

イ 河川等の障害物の除去

(ア) 河川等の管理者は、河川等の機能を確保し、市民の生命、財産権を保護するため、防災関係機関等と連携を図り、災害時における管内河川等の巡視を行う。

(イ) 橋脚、暗きょ、流入口及び工事箇所仮設物等につかえ、河川本来の機能を失わせる浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、防災関係機関と協力して除去する。

5 粉じん・有害物等の飛散防止

道路啓開及び障害物の除去に当たっては、都市建設局及び関係機関は、倒壊建物等の解体、撤去に伴う粉じん、有害物等の飛散防止等、関係法令等を遵守し適正な作業及び処理に努める。

◆ 資料編参照

※5-2 緊急輸送路線図

※5-3 市指定緊急輸送路

※5-4 県指定緊急輸送路

※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)

※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)

※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)

※8-18 災害時における応援に関する協定書(相模原道路安全施設業協同組合)

※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第2節 輸送車両等の確保対策

1 基本方針

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、災害発生後おおむね3日間は、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	車両・燃料の確保及び配車(清掃関係を除く)、輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、緊急通行車両の確認手続き
	関 係 各 局	★	ヘリコプターの臨時離着陸場の管理の状況確認
	環 境 経 済 局 (資 源 循 環 部)	★	清掃車両・燃料の確保及び配車
	都 市 建 設 局 (ま ち づ くり 計 画 部)	★	交通関係機関との連絡調整
関 係 機 関	県 公 安 委 員 会 (警 察 署 等)	—	緊急通行車両の標章等の交付
	日 本 通 運 (株)	—	車両輸送の協力
	(社) 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)		
	京 王 バ ス 南 (株)		
	富 士 急 山 梨 バ ス (株)	—	燃料の供給の協力
	神 奈 川 県 石 油 商 業 組 合 北 相 支 部		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)		
	小 田 急 電 鉄 (株)	—	鉄道輸送の協力
京 王 電 鉄 (株)			

3 輸送車両等の需要予測

企画市民局は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、関係機関に協力を要請する。

4 輸送の対象

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品
------	--------------------------------------------------

5 輸送手段の確保

- (1) 車両の確保(企画市民局、ただし清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局)
 - ア 市保有車両
企画市民局、環境経済局は、災害対策を実施するため保有の車両により輸送を行う。
 - イ 民間車両
 - (ア) 乗用車、バス、貨物自動車
輸送車両の協力を、協定締結団体((社)神奈川県トラック協会)や日本通運(株)、神奈川県中央交通(株)等に要請する。
 - (イ) 特殊自動車
運送業者又は建設業者等に協力を求める。
- (2) 燃料の確保(企画市民局、ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局)
市保有車両及び応援車両の燃料は、市所有の燃料及び協定締結団体等に要請し確保する。
- (3) 鉄道機関への協力要請(都市建設局)
災害対策の輸送に際し必要があるときは、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)に協力を求める。
- (4) ヘリコプターの要請(本部事務局)
応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。
なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。
- (5) ヘリコプター臨時離着陸場の状況の確認(関係各局)
災害時において救援物資の輸送等にヘリコプターを使用する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認する。

6 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付手続きは、県知事が行う車両(県の保有車両及び調達車両)を除いた他の車両について、県公安委員会(県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)が行う。

災害対策に使用する緊急通行車両については、県公安委員会に対し指定の申請を行う。なお、事前届出済みの車両は、確認審査を省略し優先して速やかに標章及び証明書の交付を受けることができる。

◆ 資料編参照

- ※5-1 市保有車両一覧表
- ※5-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※5-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※7-1-1 災害時における燃料の供給の協力に関する協定(神奈川県石油商業組合北相支部)
- ※8-4 (社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱
- ※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第3節 交通対策

各警察署は、地震災害の発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

市は、警察との連絡調整に基づき、交通規制に関する情報収集等を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	交通規制に係る警察署との連絡調整
関係機関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等

2 交通の確保

(1) 被災地への流入抑制及び交通規制の実施

ア 警 察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(イ) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

a 被災地への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- ・ 混乱防止及び被災地への流入抑制のため通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

b 緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制する。

c 道路管理者等への通知

bによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知を速やかに行う。

d 警察官の措置

通行禁止域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることに

より、災害応急対策の実施に著しい障害を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨通知する。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓発等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行う。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用するほか、航空隊との連携により情報を収集する。

イ 交通情報の広報

警察は、交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市の協力を求める。

第4節 警備対策

各警察署は、大地震の発生に際して、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

市は、警察との連絡調整に基づき、交通安全対策及び防犯対策に必要な支援等を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (市 民 部)	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関係機関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等

2 警備体制の確立

- (1) 大地震の発生と同時に各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
- (2) 各警察署は、別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

3 災害応急対策の実施

各警察署は、市災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施する。

- (1) 情報収集・連絡
災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡を行う。
- (2) 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、的確な被災者の救出救助活動を実施する。また、警察署長は、防災関係機関と連携を密にするとともに、各関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (3) 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講じる。
- (4) 交通対策
警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、大地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (5) 危険物等対策
関係各局は、大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。
- (6) 防犯対策
警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集

積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

警察は、自主防犯組織、ボランティア団体等の関係組織との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を目的として行われる活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

4 被災者等への情報伝達活動

(1) 情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

第6章 二次災害の防止

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 基本方針

地震発生後、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任があるのはその建築物の所有者であるが、地震によって建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者若しくは居住者がその安全性を判定することは容易ではない。

そのため、余震による倒壊等のおそれのある危険な建築物が使用されたり、放置される状況が予想され、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性があり、こうした危険を回避するため、地震後の緊急対策として、応急危険度判定士(県知事の認定を受けた者)の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (まちづくり計画部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策拠点施設)
		●	建築物の応急危険度判定の総括(一般住宅等)
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応急危険度判定士の派遣・後方支援活動
	判 定 士 会 相 模 原 支 部	—	建築物の応急危険度判定への協力

3 市の活動

都市建設局は、地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討する。その結果に基づき、本部長が応急危険度判定の実施を必要と認めた場合は、都市建設局内に震災建築物応急危険度判定実施本部(以下「判定実施本部」という。)を設置する。

判定実施本部は、判定の実施主体として、判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

4 県の活動

応急危険度判定士の派遣計画や判定活動の後方支援を行う。

5 応急危険度判定士の活動

応急危険度判定士は、地震により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために建物の判定調査を行う。

6 応急危険度判定の方法

(1) 応急危険度判定士の要請

判定実施本部は、市内の応急危険度判定士に参集を要請するとともに、地震災害の規模に応じて、県判定支援本部への応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 判定作業の準備

判定実施本部は、判定作業実施の当日までに次の準備を行う。

ア 判定実施計画書の策定(判定実施区域、優先順位、対象建築物の棟数・用途等、判定実

施期間、必要な応急危険度判定士数・必要コーディネータ数、必要判定資機材)

- イ 応急危険度判定士受入名簿と判定チーム編成
- ウ 判定調査票、判定標識等の判定資材の確保
- エ ヘルメット、下げ振り等の判定機材の確保
- オ 応急危険度判定士等の移動手段の確保
- カ 宿泊場所及び食料等の確保

(3) 判定作業の広報

消防局及び総務局は、広報計画に基づき防災行政用同報無線(ひばり放送)や広報車等を利用して、被災者へ次の判定作業関連の広報を実施する。

また、この応急危険度判定は、人命の安全を確保するために緊急的に実施する作業であり、り災証明のための被害調査ではないことを伝達するものとする。

- ア 危険度判定の重要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 判定対象建築物
- エ 判定作業の実施区域と実施機関
- オ 判定作業への協力要請
- カ その他注意事項

7 応急危険度判定の実施

(1) 被災建築物の判定の優先順位

ア 第一優先判定建築物

市役所、区役所、まちづくりセンター、消防署、学校、公民館、清掃施設、市営斎場、医療機関等の災害対策拠点施設

イ 第二優先判定建築物

住宅等上記以外の施設

(2) 判定結果の表示

応急危険度判定士は応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口、若しくは外壁等の見やすい位置に表示する。

(3) 判定結果の集計・報告

応急危険度判定士は、判定作業終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

市災害対策本部は、必要に応じ県に応急危険度判定結果について中間報告を行い、さらに、判定調査完了後に最終確定報告を行う。

第2節 被災宅地の危険度判定

1 基本方針

地震により造成地等の宅地で擁壁や地盤で、亀裂や崩壊等の被害が発生した場合、余震や降雨による二次災害を防止するために、地震後の緊急対策として、被災宅地危険度判定士(県知事の認定を受けた者)の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (ま ち づ く り 計 画 部)	●	被 災 宅 地 の 危 険 度 判 定 の 総 括
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士 の 派 遣 ・ 後 方 支 援 活 動

3 判定の実施

都市建設局は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市建設局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3節 その他の二次災害防止対策

1 基本方針

余震や降雨等による二次災害を防止するために、水防活動や土砂災害対策等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	水防活動、土砂災害対策、爆破物等 及び有害物質対策
	区 本 部 事 務 局		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	砂防ボランティア、山地防災ヘルパーへの協力要請

3 水防活動

洪水のおそれがある場合、水防活動計画(風水害等対策計画編参照)に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設被害の状況に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防御活動を行う。

4 土砂災害対策

市は、県や神奈川県砂防ボランティア協会等に対し、砂防ボランティアや山地防災ヘルパーによる土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。

5 爆発物等及び有害物質等対策

危険物等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検予備応急措置を行う。また、爆発等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域へ立入らないよう呼びかける。

第7章 避難所の運営

1 基本方針

大地震が発生した場合、市民の住居が破損、倒壊若しくは焼失又はライフライン機能の損壊等により、日常生活が困難になることが予想される。このため、市は被災した市民が、一時的に生活する場の確保、生活の再建の支援に向け、市立小学校及び中学校等を避難所として設置する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所の開設・運営の支援の総括
	本 部 事 務 局	★	避難所情報の収集・仕分け
	教育局(教育環境部、学校教育部)	★	避難所の開設・運営の支援
	関 係 各 局	★	避難所の運営支援、本部事務局からの避難所情報の収集・対応
	避 難 所 担 当 職 員	★	避難所の開設、避難所運営の支援
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営

(1) 市の体制

区本部は、避難所の開設、運営の支援を総括する。

教育局、関係各局及び避難所担当職員は、避難所運営の支援を行う。

なお、区本部は、避難所に関する情報を収集し、本部事務局へ報告する。関係各局は、情報連絡員の派遣等を通じて、本部事務局から避難所に関する所管事項の情報を収集し、各種の対応を行う。

(2) 施設の体制

避難所に指定された市立小・中学校等の校長等は、避難所運営が円滑に行われるまでの間、避難所の運営について協力、支援する。

(3) その他の体制

避難者、自主防災組織、ボランティア等は、避難所担当職員及び校長等と協力し、避難所運営を自主的に行う。

3 避難所の開設

(1) 避難所担当職員の参集

ア 勤務時間内の参集体制

地震発生が勤務時間内の場合は、庁内電話、又は庁内放送等により行動する。

イ 勤務時間外の参集体制

(ア) 震度5強以上の地震を観測した場合は、連絡の有無にかかわらず地震の規模等を各自で把握し、あらかじめ指定された参集場所へ参集し、避難所開設体制を整える。

(イ) 震度5弱以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要のある場合は、職員参集システム、市災害対策本部からの電話又は防災行政用同報無線(ひばり放送)等により参集する。

ウ 参集途上の対応

避難所担当職員は、避難所への参集途上において、家屋の倒壊状況、出火状況、道路や河川の被害状況などを可能な範囲で把握し、所定の参集場所へ到着後、直ちに現地対策班等へ報告する。

(2) 避難所の開設

ア 開設の判断

本部長は、次のいずれかに該当すると判断したときは、避難所を開設する。

(ア) 震度5強以上の地震を観測した場合は、全ての避難所で開設準備を行い、その上で、避難所を開設する必要があると認めた場合。

(イ) 震度5弱以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要があると認めた場合。

イ 避難所の鍵の管理

避難所の鍵は、避難所担当職員のうち責任者が所持しているとともに、緑・南区役所、まちづくりセンター、中央区管内の6公民館、市立小・中学校、消防署所の各施設に保管されており、これにより緊急時に対応する。

ウ 開錠方法

(ア) 震度5強以上の地震を観測した場合は、避難所担当職員、校長等が開錠する。

(イ) 震度5弱以下の地震を観測した場合は、本部長の指示により避難所担当職員及び校長等が行う。

エ 避難所担当局の措置

区本部は、避難所を開設した場合、直ちに避難所担当職員の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

4 避難所開設の広報

総務局は、避難所を開設した場合、防災行政用同報無線(ひばり放送)又は広報車などにより、避難所の開設を市民に周知するとともに、避難所施設以外の場所に避難した市民に対しては、避難所へ移動するよう呼びかける。

また、社会福祉施設等を福祉避難所とした場合は、その旨も周知する。

なお、本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所の開設を連絡する。

5 避難所の運営

避難所は、市の支援の下、各避難所に設置する避難所運営協議会が主体となって運営する。

避難所運営協議会の主な役割	
ア 避難者カードの配付・回収	イ 市からの連絡事項の伝達
ウ 食料・物資等の配給	エ 避難者のニーズのとりまとめ
<避難が長期化した場合>	
オ 運営方法等の検討	カ 生活ルールの作成
キ ボランティア等との調整	

また、運営に当たっては、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮から、次の点に留意する。

- (1) 高齢者、障害者、病人等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- (3) 避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所または適切な施設への移動を考慮する。
- (4) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保等に関する配慮を行う。
- (5) 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。
 なお、避難所担当職員は、初期を除いて各局に担当区域を割り当て全庁的な対応にて行う。
- (6) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制の確保に努める。
- (7) 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療(被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等)や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。

＜避難所運営の主な内容＞

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 コ 住民等の安否情報の収集、提供 サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理 シ 避難者の健康状態の把握 ス その他必要な事項 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

6 生活関連物資の配布

- (1) 食料等の確保
 地震発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。
- (2) 炊き出しによる供給体制
 学校の給食施設(給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。
 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。
- (3) 燃料の確保
 避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、企画市民局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。

7 ボランティアの活用

避難所の運営では、人的確保が急務となることから、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び災害時要援護者の介護生活支援など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得る体制とする。

8 避難所の閉鎖

区本部と関係各局は連携し、次のように避難所の閉鎖を行う。

- (1) 応急仮設住宅の建設等、移転先の確保を行い、早期に避難所を閉鎖する。
- (2) 避難者数の減少に応じて避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。
- (3) 避難所から避難者が全員退去した場合は、避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。
また、福祉避難所についても同様とする。

◆ 資料編参照

※ 3 - 1 避難所及び救護所一覧表

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策

1 基本方針

市は、災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、応急給水を実施し、神奈川県企業庁は、応急給水を支援する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	健康福祉局（保健所）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給（上水道区域等）
	都市建設局（土木部）	★	飲料水の供給（簡易水道区域） 給水施設の応急復旧
	企画市民局（財務部）	★	市有施設内の給水施設の応急復旧
	関係各局	★	飲料水供給の支援
関係機関	神奈川県企業庁	—	県営水道施設の応急復旧、応急給水支援
	県北管工事協同組合	—	給水タンク等の提供支援、市有施設内の給水施設の応急復旧
	相模原市管工事設備協同組合		
	津久井管工事協同組合		
	相模原市管工事協会		
（社）神奈川県トラック協会			

3 給水需要の予測

上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域等については、都市建設局が、それぞれ給水関連施設等の被災状況の把握に努める。

また、市内の断水被災人口及び応急給水を必要とする病院及び社会福祉施設等について、給水必要量を推計する。

4 災害時の応急給水

市民及び事業者は、災害発生の初期は、あらかじめ備蓄した飲料水を利用する。

健康福祉局、都市建設局は、被災した市民の生命維持に必要な飲料水として、当面、1人1日3リットルを供給基準として、次により応急給水を実施する。また、数日後は、生活用水を考慮して給水を実施する。

（1）飲料水兼用貯水槽等

飲料水兼用貯水槽等から飲料水を供給する。

（2）指定配水池等

健康福祉局、都市建設局は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池等に確保された飲料水を、関係機関と連携して、給水車又は給水タンクにより運搬し供給する。

災害用指定配水池等一覧

災害用指定配水池	所在地
谷ヶ原浄水場、谷ヶ原配水池	緑区谷ヶ原
中野高区配水池	緑区中野
寸沢嵐配水池	緑区寸沢嵐
落合浄水場	緑区沢井

(3) 応急給水の要請

飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局、都市建設局は、企業庁を通じ、他都県市の水道事業体に協力を要請する。また、自衛隊等にも同様に応急給水を要請する。

5 給水の方法

(1) 給水の優先順位

- ア 病院等医療機関
- イ 社会福祉施設
- ウ 避難所
- エ 上記以外の指定する場所

(2) 給水場所及び水量等は、被災状況を考慮して決定する。

(3) 給水に際して給水時間、給水場所を、広報などを通じて事前に市民に周知する。

(4) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。

輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体及び自衛隊等へ応援要請を行う。

(5) 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、効果的に実施できるよう地区別に給水拠点を定めて、事前に市民へ周知を行い、供給体制の迅速化を図る。

6 給水施設の応急復旧

(1) 神奈川県企業庁、都市建設局は、各道路管理者と連携を図りながら水道施設の応急復旧を行う。

(2) 企画市民局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、応急復旧を行う。

◆ 資料編参照

※4-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表

※7-1 飲料水兼用貯水槽取扱要領

※7-15 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)

※7-18 災害時における応急給水に関する協定書(県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会)

※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第2節 食料供給対策

1 基本方針

災害発生の影響により、食品流通機構は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料を確保できない被災者に対して速やかに食料の供給が可能となるよう、平常時から災害用食料を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局 (経 済 部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送
	教 育 局 (教 育 環 境 部)	●	炊き出しの実施
	関 係 各 局	★	食料供給の支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力
	関 東 農 政 局 神 奈 川 農 政 事 務 所	—	政府所有食糧の供給
	相 模 原 米 穀 小 売 商 組 合	—	米穀の供給支援
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	食料品の供給支援
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	一般社団法人相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	津 久 井 郡 農 業 協 同 組 合	—	炊き出し等の支援
	公益社団法人神奈川県エルピーガス協会	—	炊き出し等の支援
	日 本 通 運 (株)	—	食料品搬送の協力
	(社) 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		

3 給食需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況並びに水道、ガス等の支障状況の把握に努め、給食必要量を推計する。

4 食料品の応急供給

環境経済局は、災害の状況により食料を確保できない被災者に対し、必要な食料を供給する。

(1) 供給対象者

供給対象は、避難所で生活する者及び電気・ガス・水道などのライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者等とする。

ア 避難所(福祉避難所を含む)に受入れた者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水等で、炊飯のできない者

ウ 市内を旅行中の者、又は一時滞在者

エ 被害を受け、一時縁故先に避難する者

- オ 電気・ガス・水道などのライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者
- カ その他市長が必要と認める者

(2) 供給する食品等

ア 食料の品目

備蓄から供給する食品は、アルファ米、サバイバルフーズ、災害救助用クラッカー等、また、調達して供給する食品は、パン、弁当、米飯等とする。

イ 食料の供給

食料の供給は、被災状況を勘案し、備蓄食料や協定を締結している者等から調達した弁当等を供給する。また、給食施設の活動体制が整った段階で、可能な範囲で米飯等を供給する。

ウ 乳幼児・高齢者等への給食の配慮

乳児に対する粉ミルク、ベビーフード、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

(3) 供給の方法

ア 避難所で生活する者への供給は、避難所において供給又は給食を行う。

イ 避難所以外で生活する被災者等への供給は、申し出により、原則として指定する場所において供給を行う。

5 食料品の調達

(1) 食料品の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所に設置し、食料品の調達・管理を行う。食料品は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。

(2) 米穀の調達

ア 環境経済局は、応急用米穀を協定締結団体や市内の米穀登録卸売業者及び米穀登録小売販売業者から協力を得て調達する。

イ 環境経済局は、災害の状況により市内の団体・業者等から米穀の供給が困難な場合には、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。

ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引き取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省生産局に対して、直接引き渡しを要請する。

(3) 応援要請

環境経済局は、前記(1)(2)によるも食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

6 食料の輸送

(1) 環境経済局は、市が備蓄管理する食料を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。

(2) 供給食料の受入れ

環境経済局は、県供給の食料を必要に応じて県が運営する広域防災活動拠点(県立弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)、又は救援物資を市が設置する物資集積場所から避難所等へ輸送する。

7 米飯の炊き出し

- (1) 教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食センター、市立小学校の給食施設及び炊き出し施設を使用して行う。
- (2) 教育局は、自衛隊、自主防災組織、公益社団法人神奈川県エルピーガス協会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

◆ 資料編参照

- ※3-6 学校給食施設一覧表
- ※7-4 災害時の応急対策業務(米穀提供等)に関する協定書(北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合)
- ※7-5 災害時の応急対策業務(米穀提供等)に関する協定細目(北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合)
- ※7-6 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原商工会議所)
- ※7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部)
- ※7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部)
- ※7-9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原市生活協同組合運営協議会)
- ※7-10 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書(相模原市職員生活組合)
- ※7-12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(津久井郡農業協同組合)
- ※7-13 生活必需物資の調達に関する協定書(一般社団法人相模原市商店連合会)
- ※7-14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(4商工会)
- ※7-16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)エーコープ関東)
- ※7-17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)クリエイトエス・ディー)
- ※7-19 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)ファミリーマー
- ※7-20 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)スーパーアルプス)
- ※7-21 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書(神奈川県牛乳流通改善協会)
- ※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第3節 生活必需物資供給対策

1 基本方針

災害発生により、物資の流通が停滞又は混乱すると予想されることから、生活必需物資を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に生活必需物資を調達し得る措置に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環 境 経 済 局（ 経 済 部 ）	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給
	企 画 市 民 局（ 市 民 部 ）	★	物価の監視
	関 係 各 局	★	生活必需物資供給の支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活必需物資供給の支援
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	生活必需物資の供給支援
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	一般社団法人相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	津久井郡農業協同組合		
	公益社団法人神奈川県エルピーガス協会		
	日 本 通 運（ 株 ） （ 社 ） 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		

3 供給需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況を勘案し、生活必需物資の供給品目及び必要量を推計する。

4 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次の各号に該当する者のうち、生活必需物資を直ちに入手することができない状態にあると認めたとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等の被災者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

5 供給範囲

災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたとする。

分 類	物 資
寝具類	毛布・布団等
衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等
炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等
日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等
光熱材料	懐中電燈・電池・固形燃料・エルピーガス等
その他必要と認めるもの	

6 生活必需物資の調達

(1) 物資の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを設置し、物資の調達・管理を行う。生活必需物資は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。

(2) 応援要請

環境経済局は、上記(1)を行うも生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

7 救援物資への対応

(1) 救援物資の要請

環境経済局は、生活必需品等の物資が不足する場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。ただし、救援物資の受入れは、原則として、企業、団体からの物資とする。

救援物資の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に災害対策本部からの要請に基づいて搬送する体制とする。

また、物資が充足した時点で、要請の打切りを報道機関等を通じ情報提供する。

(2) 広域応援要請

環境経済局は、前記(1)による物資の調達が困難な場合は、必要に応じて、広域応援要請を行う。

(3) 救援物資の集積・搬送

環境経済局は、救援物資を受入れる拠点を設置する。トラック等で大量に持ち込まれた物資は、集積場所へ誘導する。

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に搬送する。

救援物資受入れ拠点(※資料編3-8参照)

第1次 淵野辺公園(市立相模原球場、銀河アリーナ)、市体育館

第2次 相模原勤労者総合福祉センター、県津久井合同庁舎

8 物資の輸送

環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。

9 物資の配分

物資は、原則として、それぞれの世帯構成員実数に応じて被災世帯ごとに配分する。

10 物価の安定・物資の安定供給

企画市民局は、県と連携して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 3-8 救援物資受入れ拠点一覧
- ※ 7-6 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原商工会議所)
- ※ 7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部)
- ※ 7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部)
- ※ 7-9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原市生活協同組合運営協議会)
- ※ 7-10 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書(相模原市職員生活組合)
- ※ 7-12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(津久井郡農業協同組合)
- ※ 7-13 生活必需物資の調達に関する協定書(一般社団法人相模原市商店連合会)
- ※ 7-14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(4商工会)
- ※ 7-16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)エーコープ関東)
- ※ 7-17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)クリエイトエス・ディー)
- ※ 7-19 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)ファミリーマート)
- ※ 7-20 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)スーパーアルプス)
- ※ 7-21 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書(神奈川県牛乳流通改善協会)
- ※ 8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第9章 遺体等の搜索・収容・埋火葬等

1 基本方針

災害時に死者が発生した場合、死者の尊厳が守られることを第一として、各関係機関は遺体等（行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索・収容、検案等から埋火葬まで速やかにかつ厳粛に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局（ 福 祉 部 ）	★	遺体の収容・一時保存
		●	身元不明等の遺体の埋火葬
	企 画 市 民 局（ 市 民 部 ）	●	斎場での火葬
	消 防 局	★	遺体等の搜索
消 防 団			
関 係 機 関	自 衛 隊	—	遺体等の搜索
	警 察	—	遺体の見分・検視

3 遺体等の搜索

（1）対象者

地震災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者を対象とする。

（2）搜索方法

消防局、消防団は、地震により行方不明者があるときは、人員及び搜索機器を確保し、その搜索に当たる。

また、遺体等の搜索は、警察と連携をとり、状況により自衛隊、自主防災組織、市民の協力を得て実施する。

（3）搜索の期間

遺体等の搜索の期間は、災害の規模、り災地域の状況、経過期間等諸般の事情を考慮したうえで、市長と県知事が協議し定める。

なお、災害救助法の適用された場合であってもこれらの事情を考慮したうえで定める。

4 遺体の取り扱い

健康福祉局は、遺体の取扱いについては、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

（1）広 報

消防局、健康福祉局及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

（2）通 報

消防局、健康福祉局等は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報する。

(3) 見分・検視

警察署は、遺体の見分・検視を行う。

(4) 検 案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

(5) 遺体の収容

ア 遺体の安置場所の開設

遺体の一時収容については、市営斎場を利用する。また、遺体が多数に及ぶ場合は、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館に遺体収容・安置施設を開設し(※資料編3-5参照)、見分・検視、検案、安置措置を総合的に行う。

イ 健康福祉局、消防局等は、捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。

この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所及び遺体を発見した場所、状況、判明した遺体の氏名、住所等を必ず聴取し、確実に警察署に引継ぎを行う。

ウ 遺体の処置

(ア) 見分・検視、検案を受けて、市に引き渡された遺体は、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体収容・安置施設においては、遺体の一時保管を行う。また、棺、ドライアイス等は、委託葬儀業者や他の地方公共団体から調達・確保するとともに、遺族の心情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

(ウ) 遺体収容・安置施設においては、遺体取扱台帳を作成し、必要な事項を記録する。

(6) 身元確認、身元引受人の発見

健康福祉局は、警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(7) 遺体の引き渡し

警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を健康福祉局に引き渡す。健康福祉局は、この場合、直ちに職員及び委託葬儀業者等を現場に派遣し、遺体を引き取る。

この際、健康福祉局と警察署は、遺体の引渡し作業を協力して行う。

(8) 身元不明遺体の取扱い

健康福祉局は、身元の確認ができず警察署から引き渡された遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により取り扱う。

5 遺体の埋火葬

健康福祉局は、企画市民局と連携し、次のように身元不明等の遺体の埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、遺族がいない場合、又は、その遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に応急的な措置として埋火葬を実施する。

(2) 実施機関

災害救助法が適用された場合で、県知事の指示を受けたときは市長が実施する。

また、災害救助法が適用されない場合においても市長が実施する。

(3) 遺体の埋火葬方法

ア 遺体は「死体埋火葬許可証」に基づき火葬を行う。

イ 火葬の終了した遺骨及び遺留品は遺族に引き渡す。ただし遺族がいない場合は、相模原

市営斎場に一時保管する。

ウ 火葬に要する費用は免除とし、棺、骨つぼは、原則として現物支給とする。

(4) 埋火葬の場所

埋火葬の場所は、次の施設によって処理する。

施設名	所在地	火葬炉
相模原市営斎場	南区古淵5-26-1	12炉

6 広 報

総務局は、遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察署、消防等機関と協議のうえ、統一的に行う。

7 他の地方公共団体への応援要請

(1) 応援要請

企画市民局は、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合、又は、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族等により行うこととするが、市外や県外の斎場への搬送は、必要により関係機関へ要請するほかボランティア等の協力を得て行う。

◆ 資料編参照

※3-5 遺体収容場所一覧表

※8-9 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)

※8-10 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細則(神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)

※8-11 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書((社)全日本冠婚葬祭互助協会)

※8-12 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目((社)全日本冠婚葬祭互助協会)

第 10 章 清掃対策

1 基本方針

地震の発生に起因し、被災地では道路の通行障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿処理が困難となることが予想される。排出されたごみ等が、無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げともなる。

また、地震により倒壊した建築物等から発生する災害廃棄物を速やかに処理することは、市民の安全な生活の確保及び復旧を円滑に進めるためにも必要である。

このため、被災地におけるごみ・し尿及び災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、環境衛生の保持に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環境経済局（資源循環部）	●	ごみの収集・処分
		★	し尿の収集・処分
		●	災害廃棄物の処分・指導、災害廃棄物の仮置場等用地の調達要請・管理
	環境経済局（環境共生部）	★	仮設トイレの配置
	企画市民局（企画部）	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整
関係機関	神奈川県	—	ごみ、災害廃棄物等処理の支援
	(社)相模原市建設業協会	—	災害廃棄物等処理の協力

3 ごみ処理

環境経済局は、被災状況の的確な把握を行うとともに、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者等の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速にごみ処理を行う。

(1) 収集区域の設定

被災の状況に応じた収集区域等の設定を行う。

ア 通常収集区域

被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域

イ 特別収集区域

被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域

ウ 収集困難区域

被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域

エ 広域避難場所・避難所

指定された広域避難場所・避難所

(2) 収集方法

それぞれの収集区域等における収集方法は、次のとおりとする。

ア 通常収集区域

現行の分別、袋収集とし、収集回数は現行どおりとするが、他の区域の災害の状況によっては、一時延期及び回数削減を行う。

イ 特別収集区域

(ア) 既存の集積所が使用できない箇所又は排出量が多く収容しきれない場所等については、臨時の集積所を確保する。

(イ) 現行の分別・袋収集を原則とし、収集回数については被災状況に応じて対応する。

(ウ) 収集は、市収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者、運送業者等の応援体制を講じる。

ウ 収集困難区域

区域外に臨時の集積所を確保し、それぞれの状況に応じた収集を行う。

エ 広域避難場所・避難所

(ア) 臨時集積所を設置するとともに、袋収集に努める。

(イ) 現行の分別、袋収集を原則とし、収集回数は排出量等の状況に応じて対応する。

(3) 処理方法

ごみの排出量や中間処理施設等の破損状況、道路状況等を把握し、適正な処理方法を決定する。

ア 現行の処理が可能な場合

現行の処理方法により対応するが、排出量が多く見込まれるときは、中間処理施設周辺に一時保管場所の確保に努める。

イ 現行の処理が困難な場合

一時保管場所の確保に努めるとともに、他の地方公共団体等に処理を要請する。

なお、運搬については適地に中継基地を設けるなど、円滑化を図る。

(4) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
南清掃工場	ガス化溶融	南区麻溝台 1524-1	破砕機30t/日(5時間) ガス化溶融炉525t/日 (175t/日×3炉)
北清掃工場	焼却	緑区下九沢 2074-2	焼却炉450t/日(150t/日×3炉)
北清掃工場 (粗大ごみ処理施設)	破砕選別等	〃	85t/日(5時間)
一般廃棄物最終処分場	埋め立て	南区麻溝台 3412-2	全体容量1,235,300m ³

4 し尿処理

環境経済局は、被災状況や避難状況の的確な把握を行い、し尿を適正かつ迅速に収集・処分する。

(1) 収集・処分方法

ア し尿の収集・処分については、被災地域・避難場所・避難所等を優先して行う。

イ し尿の収集を優先し、浄化槽汚泥の収集は被災状況により対応する。

ウ 下水道施設が使用可能な場合は、水を確保するなどして下水道機能を有効に活用する。

エ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

オ 収集したし尿は原則として、東清掃事業所、津久井クリーンセンターの処理施設に搬入し処分する。

なお、市の処理施設が使用不可能な場合は、緊急の措置として、他の地方公共団体等に

処分の要請をするとともに、公共下水道への直接投入も検討する。

(2) トイレ対策

上水道が被災しているが下水道が機能している場合は、水の確保による水洗トイレの継続利用やマンホールトイレの設置等により対処する。

その他、各拠点や被災地において次の対策を行う。

ア 避難所・広域避難場所

被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所等の状況を判断し、河川等から水を確保し、可能な場合には下水道機能の活用を図る。

イ 下水道被災地域

在宅被災者用として、公園等の拠点に仮設トイレ等を設置するため、必要数や配置場所等を定めた配置計画を検討し、レンタル業者等に確保と設置を要請する。

(3) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
東清掃事業所	固液分離処理・ばっき処理	南区古淵 5-33-1	200キロリットル/日
津久井クリーン センター	・二段活性汚泥処理方式 ・加圧浮上処理、オゾン脱色処理、ろ過処理	緑区青山3063	90キロリットル/日

5 災害廃棄物処理

環境経済局は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災等による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処分する。

(1) 処理方法

ア 仮置場、中間処理基地の確保

環境経済局は、市災害対策本部に対して仮置場等として必要な用地の調達要請を行い、用地に関する市災害対策本部の調整、企画市民局による確保が行われた後は、その管理を行う。

なお、仮置場等の用地選定は、市有地、国・県有地、借上げ民地の順に検討する。

(ア) 仮置場

地震等により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高い物や道路交通を遮断する物など、緊急を要する物について収集した災害廃棄物及び倒壊建物の解体による廃棄物を、焼却施設等の中間処理基地が円滑に機能するまでの間、貯留施設として設置する。

なお、各仮置場には簡易破砕機を導入し、廃木材・コンクリートがら等をできる限り運搬・処分を行いやすくする。

(イ) 中間処理基地

最終処分、再利用を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理基地を確保する。

イ 中間処理・再利用・最終処分

搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。

再利用が不可能な物に限り焼却熔融処理し、生成される熔融スラグ等の利活用を図り、減容・減量したうえで最終処分場に搬入する。

ウ 解体工事・災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。

なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について県等と協議を行う。

(2) 協力体制

処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間業者の協力を得て効率的に実施する。

6 有害廃棄物等の処理

環境経済局は、災害に伴い発生した有害廃棄物等の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な作業に努めるよう指導等を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 7-2 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定((株)大真)
- ※ 7-3 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定((有)トータルサービス)
- ※ 8-1 3 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書((社)神奈川県建物解体業協会)
- ※ 8-1 4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書(神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会)
- ※ 8-1 5 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書((社)神奈川県産業廃棄物協会)
- ※ 8-1 6 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書((社)相模原市建設業協会)

第11章 防疫・衛生

1 基本方針

防疫は、災害による非衛生的な生活環境を改善するため薬剤の配付及び薬剤散布を実施し、感染症の媒体となるねずみ族、昆虫等の発生防止と駆除を行うことによって、感染症の発生を未然に防止するとともに、被災者に対する衛生指導の徹底を図り、市民生活の安定を目的とする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局（保 健 所）	●	防疫活動、避難所の保健衛生対策、食品衛生対策、動物対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防疫活動への支援
	相 模 原 市 獣 医 師 会	—	動物対策

3 防疫班の編成

健康福祉局は、県と緊密な連携をとり、防疫班を編制し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて、班数及び編成人員を適宜増員し、関係機関に協力を要請する。
- (2) 防疫担当員は、指示された場所の防疫を実施する。

4 防疫活動

健康福祉局は、県と緊密な連携をとり、次の防疫活動を行う。

- (1) 被災地及び避難場所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。
- (2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難場所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (4) ワクチン等の確保を行い予防接種を実施する。
- (5) 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬を投与する。
- (6) 疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行う。

5 実施対象

災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して防疫活動を行う。

6 避難所の保健衛生対策

健康福祉局は、避難者の健康管理及び感染症・食中毒の予防のため、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃

- (3) トイレ・ごみ置き場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行
- (5) 食料・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族、昆虫等の駆除

7 食品衛生対策

健康福祉局は、食品衛生対策として、次のような活動を行う。

- (1) 救援食品の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

8 動物対策

- (1) 放浪動物等への措置

健康福祉局は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに、速やかな飼い主等への引き渡しに努める。

危険動物が逃げた場合は、危害を防止するため、飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じる。

- (2) ペットへの措置

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所内へのペットの持ち込みは原則として禁止する。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び動物関連団体等と取り扱いについて協議し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行う。

◆ 資料編参照

※3-4 防疫活動用備蓄機材一覧表

※8-17 災害時の動物救護活動に関する協定書(相模原市獣医師会)

第12章 応急住宅対策

1 基本方針

応急仮設住宅の建設、公営住宅等への一時入居、民間アパート等の活用及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企画市民局（企画部・財務部）	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整、応急仮設住宅の建設用地の調達要請、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理
	都市建設局（まちづくり計画部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理の受付
	関 係 各 局	●	災害時要援護者の住宅支援 応急住宅の供給支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応急仮設住宅の建設
	（社）相模原市建設業協会	—	応急住宅供給への支援
	相模原市電設協同組合		
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	その他の関係機関・団体		

3 応急仮設住宅

災害救助法が適用され、応急仮設住宅の供給について市長が行うよう県知事から通知された場合は、次のとおり行う。

（1）入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、地震災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、被災時に市内に在住していた者で次に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

（2）建設予定戸数の把握

企画市民局は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

（3）建設用地の選定

企画市民局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。

なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。

(4) 規模・設計等

ア 規模

応急仮設住宅の規模は、1戸あたり29.7平方メートル(9坪)を基準とする。

イ 設計

1戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定める。また、迅速、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮する。

さらに、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。

ウ 生活利便施設の併設

ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。

エ 費用

工事費は、原則として災害救助法に基づく限度額以内とする。

(5) 着工期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工するが、可能な限り早期着工を行う。

(6) 建設方法及び建築資材の調達

応急仮設住宅の建設及び建築資材の調達は、協定締結団体、建築材料業者等に要請するとともに県に対しても要請する。

(7) 入居者の募集、受け付け及び選定

都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。

ア 募集方法

応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法を明確にする。

イ 応募の受付窓口

受付窓口は、市庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

ウ 受付方法

(ア) 入居希望者の応募の受付は原則として窓口での面接方式による。

(イ) 入居希望者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理人又は郵送による応募も受け付ける。

(ウ) 被災世帯の家族構成により、あらかじめ受け付ける住宅のタイプを制限する。

エ 選定方法

(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を越えた場合は、抽選とする。

(イ) 抽選に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を優先するなど、災害時要援護者に配慮した優先順位を設定する。

オ 入居者決定の周知

原則として、市庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。

(8) 入居に当たっての生活必需品の支給

応急仮設住宅の入居に当たっては、当面の生活に最低限必要な生活必需物資を支給する。

(9) 管理

都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。

ア 管理

応急仮設住宅の管理は、県と連携を図り行う。

イ 管理業務

(ア) 雨水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理

(イ) 入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理

(ウ) 一般住宅への転居の促進

ウ 応急仮設住宅入居者へのケア

(ア) 援護を要する高齢者や障害者等に対して、保健師、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉体制の整備を図る。

(イ) 集会所等での巡回相談の実施やコミュニティの活性化を図るなど被災者の安心感に配慮した対応を図る。

(ウ) 市民による巡回など防犯対策を実施する。

(10) 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

(11) 撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、県、市が協議のうえ撤去する。

4 公営住宅等のあっせん

都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。

(1) 公営住宅等のあっせん

ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。

イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あっせんする。

(2) 民間住宅の確保とあっせん

一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによる他、民間住宅や企業の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

5 住宅の応急修理

災害救助法が適用され、住宅の応急修理について市長が行うよう県知事から委任された場合、企画市民局、都市建設局は、次のように行う。

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害により被災し、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。

ア 住宅が半壊、半焼したもので当面の日常生活ができない者

イ 自己資力で応急修理ができない者

(2) 規模・費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1箇月以内とする。

(4) 応急修理の方法

協定締結団体、建築材料業者等に要請し、現物をもって行う。

(5) 住宅修理の募集、受付及び選定

応急仮設住宅の入居者の募集、受付及び選定の例に準じて行う。

◆ 資料編参照

- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-3 災害時における応援に関する協定(相模原市電設協同組合)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第13章 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害時において、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等の災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（福祉部、保険 高齢部、こども育成部）	★	災害時要援護者(外国人を除く)支援 対策
	区 本 部		
	総 務 局（渉外部）	★	災害時要援護者(外国人に限る)支援 対策
	区 本 部		
関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援
	関 係 福 祉 団 体		

3 災害発生時の対応

(1) 災害時要援護者支援班の設置

ア 健康福祉局は、災害時要援護者に対する総合的な支援を行うため、災害時要援護者支援班を設置する。

イ 災害時要援護者支援班は、関係機関の協力を得て、地区災害時要援護者支援担当を現地対策班に配置する。

(2) 情報収集

ア 災害時要援護者支援班は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。

イ 災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、福祉団体、その他関係機関等の協力を得て、災害時要援護者の所在把握、安否確認等に努める。

(3) 避難誘導

災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な災害時要援護者の避難誘導、搬送等に努める。

4 被災者への生活支援

(1) 避難所の運営

区本部は、関係各局と連携し、災害時要援護者に配慮した避難所の運営に当たるものとし、緊急物資等を優先的に提供するよう努める。

(2) 福祉避難所の開設

健康福祉局は、自宅や避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ指定した社会福祉施設等を災害時要援護者の福祉避難所として開設する。

(3) 福祉避難所への支援

災害時要援護者支援班は、福祉避難所の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう関係機関と調整を図る。

(4) 災害時要援護者の搬送

災害時要援護者支援班は、特別な援護を要す災害時要援護者を救急隊及びその他関係機関の協力を得て、福祉避難所や広域の社会福祉施設等に搬送する。

(5) 食料・飲料水・生活必需品の供給

災害時要援護者支援班は、関係各局と連携し、福祉避難所及び在宅で生活する災害時要援護者に対し優先的に食料及び飲料水等を供給する。

5 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

企画市民局及び都市建設局は、健康福祉局と連携し、応急仮設住宅の建設について、県との協議を行うとともに、入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。

また、応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保する。

(2) 住宅のあっせん

健康福祉局は、都市建設局と連携し、応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護の状況等を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅を始めとした住宅のあっせんに積極的に取り組む。

6 情報提供・相談サービス

(1) 情報の提供

ア 健康福祉局、区本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報伝達手段の確保に努める。

イ 健康福祉局は、人工透析や助産を必要とする者、難病患者などへの医療情報の提供を行う。

(2) 相談サービス

ア 災害時要援護者支援班は、区本部が設置する災害相談窓口と連携して、災害時要援護者の生活相談や健康相談に応じる相談窓口を総合保健医療センター、地区保健福祉センターに設置する。また、被災地域の避難所を中心に、巡回相談を行う。

イ 災害相談窓口は、災害時要援護者からの相談に応じるため、手話通訳の配置のほかファクシミリの設置や電子メール等による照会等の対応を行う。

ウ 総務局は、さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会との災害時の協力に関する協定に基づき、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

◆ 資料編参照

※ 8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定

第14章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活を守るため、各種ボランティアとの連携を図るとともに、活動の必要性を把握するなどボランティアに対する支援を積極的に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	●	災害ボランティアセンターとの連絡調整(ボランティア担当職員の配置等)
	専門ボランティアの窓口担当局	●	専門ボランティアの受入れ・活動支援等
	そ の 他 の 関 係 各 局	●	ボランティアの活動要請又は支援
関 係 機 関	(社)相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア(一部専門ボランティアを含む)の受入れ・活動支援等
	相模原災害ボランティアネットワーク		
	さがみはら国際交流ラウンジ会	—	外国人に対するボランティア活動

3 ボランティア担当職員の配置

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動を支援し、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。

4 専門ボランティア

- (1) 医療や被災建築物の応急危険度判定など専門領域での活動が期待される専門ボランティアは、それぞれの窓口担当局が受入れを行う。なお、(社)相模原市社会福祉協議会は、後述する生活支援ボランティアのほか、福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の受入れ・活動支援等も行う。

《専門ボランティア対応窓口》

専門分野	担当局
相談関係・外国語	総務局
医療・福祉・保健関係	健康福祉局
建築・土木関係	都市建設局

- (2) 窓口担当局は、専門ボランティアを受入れて、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約等を行う。
- (3) 日本語の理解が困難な外国人に対するボランティアは、協定に基づき、さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会が防災センターを設置し、外国人相談窓口の設置や通訳派遣など、外国人への支援活動を行う。
- (4) 本部長は、海外を含む広域の専門ボランティアが必要なときは、県知事と協議のうえ派遣要請を行う。

5 生活支援ボランティア

- (1) 生活支援ボランティアは、災害時に(社)相模原市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが、受入れを行う。
- (2) 災害ボランティアセンターは、健康福祉局の協力と支援を得て、(社)相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する。
- (3) 災害ボランティアセンターは、災害発生時に生活支援ボランティアを受入れて、活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行う。
- (4) 生活支援ボランティアの派遣を必要とする局は、災害ボランティアセンターと連携を図り、ボランティア活動上必要な情報の提供、支援を行う。
- (5) 本部長は、必要に応じ県知事に対し、生活支援ボランティアの募集等について要請を行う。

6 ボランティア活動に対する市の支援

健康福祉局及び関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供を行う。

7 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

◆ 資料編参照

- ※ 8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定
- ※ 8-8 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定書

第15章 都市機能等応急対策

第1節 電気施設の応急対策

東京電力(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	電力供給機関との連絡調整
関 係 機 関	東 京 電 力 (株)	—	電気施設の応急対策
	相 模 原 市 電 設 協 同 組 合		

2 目 的

この対策計画は、被害の発生が予想される場合及び被害が発生した場合における東京電力(株)の組織及び運営について定め、人身の安全並びに設備被害の極小化を図るとともに、被害を早期に復旧することを目的とする。

3 災害対策態勢

地震が発生したとき東京電力(株)は、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

非常態勢が発令された場合、災害対策支部が設置され、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策支部のもとで行う。

(1) 非常態勢の発令基準

非常態勢の発令基準は、次のとおりとする。

区 分	情 勢	発令者
第1非常態勢	・災害が発生した場合 ・災害の発生が予想される場合	支社長
第2非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・東海地震注意情報が発表された場合	
第3非常態勢	・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域あるいは所属店所のある県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合	

(2) 相模原市域における非常態勢

相模原支社に災害対策支部を設置する。

支社長が支部長となり、「情報班」、「復旧班」、「総務班」を編成し、災害対策活動を行う。

4 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、社内の災害対策規定に基づき災害復旧活動に当たるものとする。

5 市及び関係機関との情報連絡

- (1) NTT災害時優先電話等により連絡態勢を確保する。
- (2) 地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

6 応急対策

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

- (1) 安全確保措置
- (2) 被害状況の収集・伝達
- (3) 資機材の調達、輸送
- (4) 重要施設等への応急対応
- (5) 広域応援
- (6) 停電等問い合わせ対応要員の派遣

停電等に係る市民からの問い合わせに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

7 復旧対策

- (1) 復旧の基本的方針

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。具体的には、官公庁等の公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

- (2) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、企画市民局のもとに調整を行う。

◆ 資料編参照

※ 8-3 災害時における応援に関する協定（相模原市電設協同組合）

第2節 都市ガス施設の応急対策

東京ガス(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、都市ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	都市ガス供給機関との連絡調整
関係機関	東 京 ガ ス (株)	—	都市ガス施設の応急対策

2 目 的

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急処置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

3 活動体制

(1) 非常体制

体 制	内 容
第一次体制	震度5弱・5強の地震が発生した場合
第二次体制	震度6弱以上の地震が発生した場合、その他必要な場合

また、社内のみで対応が困難と判断された場合は、他のガス会社等への応援要請を行う。

(2) 体 制

ア 本社の体制

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常事態対策本部を設置する。

イ 相模原市域における体制

神奈川導管事業部に非常事態対策支部を設置し、災害対策の迅速かつ適切な実施を図る。

4 情報収集・連絡体制

(1) 社内における情報連絡体制

社内無線及び電話回線を用いて情報連絡を行う。

(2) 市及び関係機関との情報連絡

ア 電話回線により情報連絡を行う。

イ 地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。また、必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 安全確保措置

ア 事業所設備等について次の措置を採る。

(ア) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

(イ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置

(ウ) その他、状況に応じた措置

- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地区については、供給可能な範囲で供給系統の切替えを行い、速やかなガス供給再開に努める。

(2) 被害状況の収集、確認

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集を行う。
- イ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

(3) 資機材の調達

- ア 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - (ア) 取引先、メーカー等からの調達
 - (イ) 各支部間の流用
 - (ウ) 他ガス事業者からの調達
- イ 社有車は常時稼働可能な態勢を整えており、主要な車両には無線機を搭載している。

(4) 重要施設等への応急対応

市及び関係機関の要請により、防災活動上重要な施設について優先的に応急復旧を行う。

(5) 広域応援

必要に応じて、本社及び各営業所等より広域応援を行う。

(6) 供給停止等問い合わせ対応要員の派遣

供給停止等に係る市民からの問い合わせに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

6 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

施設	再供給手順
製造所	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。
整圧所	ガスの受入れ、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
高・中圧導管	(1) 区間遮断 (2) 気密試験(漏えい箇所の発見) (3) 漏えい箇所の修理
低圧導管と需要家設備	(1) 閉栓確認作業 (2) 被災地域の復旧ブロック化 (3) 復旧ブロック内巡回点検作業 (4) 復旧ブロック内の漏えい検査 (5) 本支管・管内管漏えい箇所の修理 (6) 本支管混入空気除去

	(7)内管検査及び内管の修理 (8)点火・燃焼試験 (9)開栓
--	---------------------------------------

(2) 供給再開時の事故防止措置

ガスの供給を再開する場合には、二次災害を防止するために、次のような点検等を行う。

施 設	対 応 措 置
製 造 施 設	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認する。
供 給 施 設	ガス漏えい検査等の点検措置を行う。
需 要 家 施 設	各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認する。

(3) 復旧の優先順位

市及び防災関係機関の要請により、防災活動上重要な施設について優先的に復旧を行う。

(4) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(5) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部のもとに調整を行う。

(6) 広域応援

自社内応援部隊による他、他のガス事業者等の応援部隊による作業を行う。

第3節 エルピーガスの応急対策

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、エルピーガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	エルピーガス供給機関との連絡調整
関係機関	公益社団法人神奈川県エルピーガス協会	—	エルピーガスの応急対策

2 目 的

災害発生時のエルピーガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の応急措置を実施するとともに、被災市民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

3 活動体制

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会は、協会に災害対策本部、支部に現地対策本部を設置する。

気象庁から相模原市で震度5弱以上の地震の発表がされた場合	協会災害対策本部及び支部現地対策本部
警戒宣言が発令された場合	協会災害対策本部

4 情報連絡体制

- (1) 一般電話、携帯電話、電子メール等により市との通信手段を確保する。
- (2) 通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 活動組織の機能

- (1) 協会災害対策本部の機能
 - ア 支部現地対策本部及び防災関係機関との連絡調整
 - イ 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
 - ウ 県内各支部への応援隊の派遣要請
 - エ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
 - オ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
 - カ 二次災害防止のための報道機関等を通じた広報活動
 - キ 支部現地対策本部の活動支援と調整
- (2) 支部現地対策本部の機能
 - ア 協会災害対策本部及び市災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
 - イ 緊急措置と応急措置
 - ウ 被害状況及び復旧状況の調査
 - エ 応急供給
 - オ 協会災害対策本部への応援隊の派遣要請
 - カ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請

6 災害への事前対策

(1) 応急活動関連資料の整備

災害発生時の緊急措置及び応急措置を円滑に行うため、次の書類を整備し、各支部事務所・安全点検センター及び支部長・副支部長の事務所に保管しておくものとする。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 緊急連絡網(支部会員・官公庁・防災関係機関等) |
| イ | 災害対策組織図 |
| ウ | 災害発生時の対応表 |
| エ | 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要 |
| オ | 緊急資材等の保管場所の案内図等 |

(2) 教育・訓練

災害対策要員に対する教育及び訓練を実施する。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 地震に関する知識 |
| イ | 支部現地対策本部の設置訓練 |
| ウ | 地震災害緊急措置(初期点検)・応急措置等の訓練 |
| エ | 就業中及び就業時間外における地震発生時の参集訓練 |
| オ | 高圧ガス地震防災緊急措置訓練 |
| カ | 市及び自主防災組織等との防災訓練 |

7 災害発生時の対策活動

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会及びエルピーガス販売店は次のとおり災害発生時の対策活動を行う。

(1) 公共施設への対応

市災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

市災害対策本部との連携により、炊き出し施設にエルピーガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業ができる体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のためにエルピーガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、エルピーガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、エルピーガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部)
- ※ 7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部)

第4節 水道施設の応急対策

神奈川県企業庁及び都市建設局は、地震災害により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図るため、以下の具体的な対策を実施する。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健所）	★	神奈川県企業庁との連絡調整
	都市建設局（土木部）	★	簡易水道区域における給水 簡易水道施設の応急対策
関係機関	神奈川県企業庁	—	県営水道施設の応急対策

2 目 的

この計画は、神奈川県企業庁及び都市建設局が地震災害により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図ることを目的とする。

3 地震災害対策本部の設置

神奈川県企業庁においては、企業庁長は、地震により大規模な災害が発生した場合及び災害発生のおそれがある場合は、企業庁地震災害対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。
簡易水道区域においては、都市建設局は災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。

4 応急対策

神奈川県企業庁は、企業庁災害対策計画等に基づいて、県営水道施設の応急対策を行う。
都市建設局は、緊急度の高い施設（病院、避難所等）を優先して、簡易水道の応急対策を行う。
なお、消火活動への影響、消火栓への給水栓設置等がある場合は、消防との調整を行うとともに、他のライフライン機関と調整して、各地区のライフラインの復旧予定の整合を図る。

◆ 資料編参照

※ 7 - 1 5 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)

第5節 下水道施設の応急対策

1 基本方針

災害時に、浸水被害の発生や衛生環境の悪化を防止するため、汚水、雨水の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策
関係機関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援
	(社)相模原市建設業協会	—	下水道施設の応急対策への協力
	相模原造園協同組合等		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 応急対策

(1) ポンプ場

ア 構造物のクラック、配管の破損等が生じた場合は、漏水を防止するための応急措置を講じ、送水機能の確保を図る。

イ 自家発電機の運転、燃料確保に万全を期する。

(2) 管きよ

ア 管の破損、陥没等によって排水不良となった箇所を優先し、可搬式エンジンポンプによる強制排水、既設管の応急復旧、仮設排水管の敷設等により、早期に排水機能の回復を行う。

イ 取付管については、枝線管きよの応急復旧と同時に、敷設替え又は仮設排水管等で復旧作業を行う。

4 資機材・車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、都市建設局、県、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

(2) 応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

◆ 資料編参照

※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)

※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)

※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)

※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第6節 電話施設の応急対策

東日本電信電話(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	★	情報通信機関との連絡調整
関係機関	東 日 本 電 信 電 話 (株)	—	電話施設の応急対策

2 目 的

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

3 活動体制

(1) 体 制

ア 本社の体制

(ア) 大地震に関し警戒宣言が発せられた場合及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動、その他の業務を行う。

イ 相模原市域における体制

(ア) (株)NTT東日本-東京支店に災害対策本部を設置する。

(イ) エリアには(株)NTT東日本-東京西現地対策本部がNTT立川ビルに設置され、NTT相模原拠点ビルと連携体制を執る。

(ウ) 現地本部長((株)NTT東日本-東京西社長)のもと、市災害対策本部並びに関係機関と連携を図り災害復旧活動を行う。

(2) 要員確保

ア 相模原市域内における要員確保

(ア) 地震が発生又は発生のおそれがある場合社内の災害対策規定等に基づき対応する。

(イ) 相模原市内に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は(株)NTT東日本-東京支店で情報収集を行う。

(ウ) 相模原市内に「震度5強」以上の地震が発生した場合は(株)NTT東日本-東京西現地対策本部に情報統括班が参集、情報収集と被災状況により全本部要員に指定ビルへの駆付け指示を行う。

イ 社内における広域応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法は別に定める。

4 情報収集・連絡体制

(1) 社内の情報連絡体制

ア 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情

報の収集及び伝達に当たる。

イ 本社～支店、支店～西会社((株)NTT東日本ー東京西)・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を別に定める。

ウ 各エリア拠点と支店の災害対策本部の間にホットラインを開設し、情報連絡に当たる。

(2) 市及び関係機関との情報連絡体制

ア 災害時優先電話等で情報連絡体制を執る。

イ 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに関係する区市町村等に通報する。

ウ 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 応急措置

ア 災害により通信施設が被災し又は異常な輻輳^{ふくそう}が発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

(ア) 臨時回線の確保

(イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用

(ウ) 中継順路の変更

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 規制等疎通確保

(カ) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

(キ) その他、必要な措置

イ 地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生した場合、次の設備資機材の点検等を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護

(イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備

(ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 電話をつなぐ交換機などが被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車などにより通信を確保する。

(2) 被害状況の収集、確認

各エリア拠点で収集した状況は、(株)NTT東京本店に集約する。

(3) 資機材の調達

ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。

イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。

(4) 重要施設等への応急対応

ア 災害救助法が適用された場合(災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む)は、当該地域を受け持つNTTビルの窓口、災害対策本部、避難所、救護所などに臨時電話・電報受付所を設置する。

イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。

ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電

話の無料化を交換所単位で実施する。

エ 市及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先的に対応する。

(5) 広域応援

必要に応じて、本社及び各支店から広域応援を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 復旧の手順

区 分	内 容
応急復旧工事	(1)設備等を応急的に復旧する工事 (2)原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
現状復旧工事	電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
本復旧工事	(1)被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 (2)電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の優先順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、次表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	(1)気象機関に設置されるもの (2)水防機関に設置されるもの (3)消防機関に設置されるもの (4)災害救助機関に設置されるもの (5)警察機関に設置されるもの (6)防衛機関に設置されるもの (7)運送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8)通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9)電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	(1)ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2)水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3)選挙管理機関に設置されるもの (4)新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの (5)預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6)国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(2) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(3) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部のもとに調整を行う。

(4) 広域応援

必要に応じて、広域応援を要請する。

第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命にかかわる甚大な被害が発生するおそれがあるため、東日本旅客鉄道(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

震度6弱以上の地震の発生若しくは大規模な事故が発生した場合、あるいはおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策に全力を尽くす。

(ア) 災害対策本部は、横浜支社、八王子支社に設置する。

(イ) 現地対策本部は、地区長(地区長が到着するまでの職務代行は、駅長又は保守区長とする。)を本部長として被災現場に設置する。

(ウ) 復旧は、各施設の担当部門が現地に集結して行う。

(エ) 被害が広域に及ぶ場合又は甚大な場合は、本社に災害対策本部を設置する。

イ 市との連携、調整

(ア) 災害発生時には、帰宅困難者対策等(地-45「第3章 帰宅困難者対策」参照)について、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、各駅長が行う。また、橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅等の駅前混乱防止対策については、市が派遣する駅連絡員と十分に調整を行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における情報伝達

災害情報は、橋本CTCセンターに集約する。

(ア) 列車無線：列車と輸送指令及びCTCセンターとの連絡用

(イ) 専用電話：駅間の連絡用(テレスピ)

(ウ) 専用電話：CTCセンターと駅との連絡用

(エ) トランシーバー：駅構内での連絡用

イ 乗降客、駅利用客への情報提供

(ア) 構内放送を用いて広報を行う。

(イ) 停電時等構内放送が使用できない場合は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関との連絡

(ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。また、通信が途絶した場合は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

(イ) 緊急の場合は、最寄りの交番、消防署へ伝令を送る。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地震状況	運転状況
100ガル以上の場合	列車の運転を中止し、全線の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
60ガル以上100ガル未満の場合	25km/h(貨物列車)又は35km/h(貨物列車以外の列車)以下の徐行運転を行う。施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
60ガル未満の場合	特に運転規制は行わない。

※ガル：地震の大きさを加速度で表したもの。

イ 乗務員の措置

(ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、CTCセンター又は最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

(エ) 車内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。

イ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導活動等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内(ホーム、コンコース等)においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

(ウ) 混雑時においては、駅員等をホームやコンコースに配備し、冷静な行動を呼びかける。

(エ) 出火防止に努める。

(オ) 駅構内の店舗等では営業を中止するなど必要な措置を講じ、混乱防止に努める。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 乗降客を構外に誘導する。

(ウ) 警察署との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 乗降客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所または空き地に誘導する。

イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合したあと、警察官や市が派遣する誘導員(橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅に限る)と連携して、最寄りの避難場所へ案内する。

また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(「第3章 帰

宅困難者対策」参照)

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

- ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。
- イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 被害の状況により救護所を開設する。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限りの応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により医療機関に搬送する。
- オ 高齢者、幼児等を優先救護する。

6 代替輸送

他の交通機関が運行している場合、振替輸送の調整を行う。

第8節 小田急電鉄(株)の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、小田急電鉄(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	小 田 急 電 鉄 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部の設置

- (ア) 対策本部は、現地に駅長を本部長として設置する。
- (イ) 本社にも対策本部を設置する。
- (ウ) 本社と現地との連絡は、運輸司令部が中継する。

イ 市との連絡、調整

- (ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。
- (イ) 市との連絡調整は、相模大野駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

- (ア) 運輸司令部で情報を集約する。
- (イ) 駅と運輸司令部の間の連絡は専用電話を用いる。
- (ウ) 駅内の連絡手段としては、一般の電話回線の他に、携帯電話等を用いる。
- (エ) 列車とは列車用無線を用いる。

イ 乗客、駅構内旅客

- (ア) 構内放送設備を用いて広報する。
- (イ) 停電時は拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

- (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線で行う。
- (イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地 震 状 況	運 転 状 況 等
震度4以上かつ40ガル以上を感知したとき又は、列車の運転が危険であると判断したとき。	(1)全線一斉停止、駅間に列車がある場合は、安全確認の後、25km/h以下の注意運転を指令する。 (2)注意運転後、異常を認めないときは、平常運転を指令する。

イ 乗務員の措置

(ア) 列車運転中に地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動状況等を報告する。

(イ) 車内放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。

(2) 駅舎内での措置

ア 危険箇所の安全確認を行う。

イ 構内放送により冷静な行動を呼びかける。

ウ 駅員を配置し、必要な安全措置を講じる。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内においては、駅員を、ホームやコンコースに配備するとともに、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 旅客を構外に誘導する。

(ウ) 警察署との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、駅員等を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。

(イ) 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合したあと、警察官や市が派遣する誘導員(相模大野駅に限る)等と連携して最寄りの避難場所へ誘導する。

(ウ) 避難場所は、相模大野駅は相模大野中央公園、その他の駅は市が指定する広域避難場所等とし、避難者には、避難先の地図を配る等する。

また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(「第3章 帰宅困難者対策」参照)

イ 列車乗客の避難

(ア) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。

(イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。

(ウ) 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

5 救出・救護活動の対応

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 駅長は救護班を指揮して負傷者の救護に当たるとともに、救急機関と緊密な連絡をとり、旅客の生命の安全を図る。

イ 負傷者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。

ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。

エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

(1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。

(2) 歩いて帰宅する人に対して、情報の提供を行う。

第9節 京王電鉄(株)の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、京王電鉄(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	京 王 電 鉄 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

震度6以上の地震の発生若しくは大規模な事故が発生した場合、あるいはおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策に全力を尽くす。

(ア) 各駅で現地対策本部が設置される他、本社に対策本部を設置する。

(イ) 事故現場等にも対策本部を設置する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、橋本駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 一斉通信

運転指令からの一斉通信により、駅への情報伝達が行われる。

(イ) その他通信

a 情報連絡は、一般電話回線のほかに、携帯電話等を用いる。

b 列車との連絡は、列車用無線を用いる。

c 事故現場からは、沿線電話及び携帯無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

(ア) 構内放送設備を用いる。

(イ) 停電時は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地震警報装置(震度3、4、5以上に設定)を調布総合指令所に設置し、震度4以上の地震の場合には、無線で直接全列車に連絡し、列車を停止させるとともに、一斉放送装置により社内各所に連絡する。(駅でも速やかに列車停止の手配を行う。)

地震状況	運転状況
震度5以上の場合	全列車停止し、全線の安全確認を行う。運転を再開する場合は、25km/hの減速運転を行う。
震度4の場合	一旦停止して安全確認後、運転を再開する。駅長は、駅の状況を指令所に報告する。
震度4未満の場合	25km/hの減速運転で、状況確認後、通常運行に戻る。

イ 乗務員の措置
車内放送により、冷静な行動を呼びかける。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。
イ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導活動等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。
(イ) 駅構内(ホーム、コンコース等)においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。
(ウ) 混雑時においては、駅員をホームやコンコースに配置し、冷静な行動を呼びかける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。
(イ) 客を構外に誘導する。
(ウ) 警察署との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。
イ 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合したあと、警察官や市が派遣する誘導員(橋本駅に限る)等と連携して、最寄りの広域避難場所(橋本駅は県立相原高等学校)等へ誘導する。また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(「第3章 帰宅困難者対策」参照)
ウ 列車が駅間で停止した場合は、高架から乗客を避難させる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。
イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講じるとともに、必要に応じ関係各所の出勤・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
イ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。
ウ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) バス乗降場所は、橋本駅北口に臨時に設置する。

第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策

神奈川中央交通(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	神 奈 川 中 央 交 通 (株)	—	旅客輸送の応急対策

2 災害時の初動活動

大地震が発生した場合は、次の措置をとる。

- (1) 電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するため、電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保
- (4) 防火用設備及び用品の点検
- (5) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (6) 運行を中止した車両の分散配置
- (7) 市への協力及び応援要請

3 情報連絡体制

市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。

また、通信が途絶した場合等は市災害対策本部に、緊急の場合は最寄りの消防署等へ、伝令を派遣する。

4 運行中の乗務員の措置

(1) 運転中止の措置

乗務員は、地震を感知した場合直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

(2) 停車措置

停車措置は次のような場所を避けるとともに、やむを得ず車内客を乗せたまま移動するときはその旨を乗客に告げるものとする。

ガソリンスタンド	高圧線の真下	崖崩れのおそれのある場所
高圧ガス貯蔵所	交差点	路肩に危険性のある場所
有毒ガスの発生しやすい場所	橋の上又は下、急坂	冠水危険のある場所
崩れやすい建物付近	歩道橋の下	消火栓の付近
電柱、塀の脇	土砂崩れのおそれのある場所	その他危険と思われる場所

5 旅客の避難誘導

旅客の避難誘導に当たっては、次の点に留意し実施するものとする。

- (1) 旅客の避難誘導は沈着冷静に行い、混乱防止に努める。
- (2) 避難誘導は、負傷者、幼児、高齢者等を優先して行う。
- (3) 現場で、警察官あるいは消防署員等の指示があるときは、それに従い誘導する。

6 旅客の救護

旅客に死傷者等が発生した場合はその救護に努め、最寄りの病院に収容、若しくは安全な場所に一時移すなど最善の措置を講じるものとする。

7 営業所への連絡

- (1) 乗務員は、被害状況及び措置状況を、電話その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 被災地以外にあっても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努めるものとする。

8 交通規制等への対応

警察官による交通規制あるいは公的関係機関による他の規制・指示がある場合は、それに従うものとする。

9 情報連絡

市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。

第16章 文教対策

1 基本方針

地震等の災害に際し教育局は、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	教 育 局（教育環境部、 学校教育部、生涯学習部）	●	応急教育（教育施設、給食、学用品等対策）、児童・生徒の安全確保、応急教育（学習指導、教員配置等対策）、施設利用者の安全確保、文化財対策
	健康福祉局（こども育成部）	●	応急保育、園児の安全確保
関係 機関	神 奈 川 県	—	文教対策の支援等
	小・中学校及び教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施

3 学校(市立小・中学校)及び教育機関の基本的事項

- (1) 災害発生時における学校等の役割は、児童・生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることを基本とする。
- (2) 学校は避難所として、また救護所としての機能を併せ持つため、校長等は市が実施する災害対策との連携に努め、避難所の開設・運営について支援、協力を行う。
- (3) 災害発生時における教育機関の役割は、施設利用者の安全確保に努めることを基本とする。

4 災害対応

(1) 教育局の災害対応

ア 教育局は、災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、応急教育などの防災対策について、指導・助言、情報提供を行う。

イ 教育局は、早期に学校施設等の復旧整備、教員の確保などを図り、授業の再開に努めるとともに、通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。また、所管する教育機関の早期復旧に努める。

ウ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設の設置、公共施設の利用などにより授業の早期再開を図る。

エ 教育局は、学校の避難所への支援・協力の関わり方について、指導・助言、情報提供を行う。

オ 教育局は、児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講じる。

カ 教育局は、市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局各部の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。

(2) 学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校マニュアル(学校安全の手引き)に

よる。

ア 学校は、災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。

なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。

また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引き渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。

イ 学校は、災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は保護者へ引き渡すまで学校で保護する。

学校は、休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。

ウ 学校は、児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講じる。

(3) 教育機関の災害対応

ア 施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。

イ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局及び区本部に報告する。

ウ 災害時活用施設として位置付けられる教育機関の施設管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設の運営について支援・協力を行う。

(4) その他

避難所となる学校における情報伝達手段として、地域防災無線、PHSを活用する。

5 教職員の非常参集体制

(1) 休日・夜間等に市内で震度5強以上の地震を観測した場合は、連絡の有無にかかわらず地震の規模等を各自で把握し、勤務校に参集するとともに初期の災害行動体制を整える。

(2) 震度5弱以下の地震を観測した場合の参集の判断は、校長が決定する。

6 幼稚園、私立学校等の災害対応

健康福祉局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、災害発生時においては、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

7 文化財

(1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、消防局に報告するとともに教育局に被災状況を報告する。

(2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう所有者又は管理者に対し指示する。また、県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

8 応急保育

健康福祉局は、各保育所と連携して、園児の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急保育体制を整える。

(1) 園児のり災状況調査

保育所長は、園児のり災状況を調査する。

(2) 職員及び保護者に対する指示事項の徹底

保育所長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

(3) 乳幼児の受入れ

保育所長は、受入れ可能な乳幼児を保育所において保育する。

(4) 早急な保育再開の措置

保育所に被災者が避難した場合において、長期間にわたり保育所として使用できないときは、関係各局と協議して早急に保育ができるよう措置する。

(5) 平常保育の再開

保育所長は、災害の推移を把握し、健康福祉局と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(6) 育児用品の確保

関係団体を通じて、粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、ポット、ベビーベット、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、神奈川県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

第17章 孤立対策

1 基本方針

土砂災害等により山間地域の交通、電話が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	孤立状況の情報収集
	関 係 各 局	★	孤立地区への支援
関係機関	神 奈 川 県	—	ヘリコプターによる支援等

3 孤立状況の情報収集

区本部は、各地区に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

4 ヘリコプターの要請

本部長は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

5 救出・救助

関係各局は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、災害時要援護者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣し対応するような措置を採る。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業に当たる。

(5) 食料・物資等の搬送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

区本部は、孤立地区の情報を収集し、本部事務局から県を通じてヘリコプターにより必要

な物品を空輸する。

(6) 道路の応急復旧

孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

◆ 資料編参照

※14-13 孤立対策推進地区一覧表

第18章 災害救助法関係

1 基本方針

市内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、市長は直ちに県知事に報告し、この法律に基づく救助を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	★	災害救助法の適用申請(書類作成等)
		●	災害救助法の運用(書類作成等)
	関 係 各 局	★	災害救助法による各種救助の実施
関係機関	神 奈 川 県	—	災害救助法の適用及び救助の実施等

3 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

4 実施機関

災害救助法に定める救助の実施は、県知事が行う。ただし、県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助に関する事務の一部を市長が行うことができる。

なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長が自ら救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

5 救助の種類

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害の程度が次の各号の一に該当する場合に適用される。

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	150 以上	施行令第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	施行令第 1 条第 1 項第 2 号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	75 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	施行令第 1 条第 1 項 第 3 号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	施行令第 1 条第 1 項 第 3 号後段	
(厚生労働省令で定める特別の事情) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		厚生労働省令第 1 条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき		施行令第 1 条第 1 項第 4 号
	(厚生労働省令で定める基準①) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 1 項
	(厚生労働省令で定める基準②) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 2 項

注) 滅失世帯数の算定は、全壊・全焼・流失を 1、半壊・半焼を 2 分の 1、床上浸水・土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態を 3 分の 1 として換算する。床下浸水、一部破損は換算しない。

7 災害救助法の適用手続き

市災害対策本部は、災害救助法の適用要請に関する次の手続きを行う。

- (1) 災害に際し、市内における災害が前記 6 の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、市災害対策本部が決定し、健康福祉局は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するとともに、その後の処理に関して県知事の指揮を受ける。

8 適用後の救助の実施

関係各局は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を市災害対策本部に逐次報告する。

健康福祉局は、関係各局の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。

◆ 資料編参照

※ 2 - 7 災害救助法による被害状況認定基準

※ 1 4 - 1 5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

2 災害復旧・復興計画

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期：人命救助を行う期間
(災害発生～3日程度)
- : 応急対策期：被災者への救援救護を行う期間
(おおむね4日～2週間程度)
- ▲ : 応急復旧期：施設復旧を行う期間
(おおむね3週間目～)

第1章 公共施設等の災害復旧事業

第1節 災害復旧事業計画の策定

1 基本方針

被災した公共施設については、災害応急対策による応急復旧の終了後、被災施設の復旧と合わせ、災害の再発を防止するため、被害の程度を検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じて適切な復旧事業計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業計画の策定

3 復旧事業計画の対象

災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川災害復旧事業計画
 - イ 道路災害復旧事業計画
- (2) 都市災害復旧事業計画
 - ア 街路災害復旧事業計画
 - イ 公園施設災害復旧事業計画
 - ウ 市街地埋没災害復旧事業計画
- (3) 農業施設災害復旧事業計画
- (4) 下水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 医療施設(市有施設)災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

1 基本方針

法律等により国が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業について、その事業費の決定に当たっては、主務大臣が県知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき行うこととしている。

このため、関係各局は災害復旧事業の計画及び実施に当たっては、関係法令の定めるところにより資料の収集・作成、実地調査等に十分配慮し、災害復旧事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業の実施等
関 係 機 関	関 係 機 関	—	災害復旧事業の実施支援等

3 法律等により国が負担又は補助する事業

国が全部又は一部を負担し、又は補助をする法律等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和37年建設省都市局長通達第194号)
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (10) 災害時における廃家電製品の取扱いについて(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知第398号)

第3節 激甚災害の災害復旧事業

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受けるよう手続きを行い、指定後は、激甚法に基づき災害復旧事業を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	激甚法による指定手続き及び復旧事業の実施等
関 係 機 関	神 奈 川 県 そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	激甚法による指定手続き及び復旧事業の実施支援等

3 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて閣議決定し、これらを政令で指定する。

4 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。県知事は、激甚災害に関する調査及び資料の作成を行い内閣総理大臣に報告する。

5 特別財政援助の交付に係る手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県担当部局に提出し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

6 激甚法に定める事業

(1) 激甚法に定める財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の特別の財政援助及び助成

(2) 上記以外の復旧事業においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行に当たっては、次の資料を可能な限り確保するものとする。

- ア 被災状況のわかる写真
- イ 設計書・工事図面等
- ウ 工事写真
- エ 完成写真
- オ その他復旧事業の概要を把握できる資料

第2章 被災者への生活支援

第1節 り災証明の発行

1 基本方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税等の減免・徴収猶予措置、各種保険の請求などを行うに当たって必要とされるため、早期かつ適切に発行する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	区 役 所	▲	り災証明の発行(火災を除く)
	企 画 市 民 局 (税 務 部)	▲	り災証明の発行における調査内容説明(火災を除く)
	消 防 局	▲	り災証明の発行(火災に限る)

3 り災証明の対象

り災証明は、次の項目について証明を行う。

- (1) 建物被害
- (2) 建物以外の被害は、り災届出証明の発行や必要に応じて固定資産税の減免方法等などを考慮して調査するなど、被災者の便宜を図る。

4 り災証明の発行

り災証明は、その対象となる建物等の所有者及び占有者等の申請に基づき、区役所又は消防局が発行する。

(1) り災台帳

り災証明の発行は、企画市民局による被害調査の結果に基づき作成した、り災台帳により行う。

(2) 申請及び発行窓口

り災証明の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター等とする。なお、地震火災によるり災証明の発行は、各消防署・分署等で行う。

(3) 申請方法

申請は、原則として窓口で直接行うものとする。なお、災害による負傷等のため直接申請できない場合は、郵送等による申請を受け付ける。

(4) 再調査の申出

ア 被災者は、り災証明の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとする。

イ 企画市民局は、再調査の申出があった建物に対し、迅速に再調査を実施し、結果を連絡する。

5 り災証明の発行に関する広報

り災証明の発行は、広報紙等により周知する。

第2節 義援金・義援品の受領配分

1 基本方針

市及び関係機関は、寄せられた義援金品を受け付けて、迅速、確実かつ適正に被災者に配分するよう努める。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	企画市民局（財務部）	▲	義援金の保管
	健康福祉局（福祉部）	▲	義援金の受領・配分
	環境経済局（経済部）	▲	義援品の受領・配分
関係機関	神奈川県	—	義援金の配分等
	関係団体	—	義援金品の受領配分への協力

3 義援金の受領・配分計画

(1) 義援金の受付及び保管

健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、企画市民局が保管する。

(2) 義援金の配分計画

ア 県が、市及び日本赤十字社等の関係団体を構成員とする義援金配分委員会を設置した場合は、市が保管する義援金は、県の義援金配分委員会に送付する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについては、この限りではない。

イ 健康福祉局は、必要に応じて関係団体を構成員とする市の義援金配分委員会を設置し、次の事項を審議、決定する。

(ア) 義援金の配分計画の策定

(イ) 義援金の受け付け・配分に係る広報活動

(ウ) その他、義援金に関する必要事項

(3) 義援金の配分

健康福祉局は、県又は市が設置した義援金配分委員会が決定した配分計画に基づき義援金を配分する。

4 義援品の受領・配分計画

(1) 義援品の受付

環境経済局は、他都市等から拠出された義援品について、あらかじめ指定された場所で受け付ける。

(2) 義援品の保管

環境経済局は、受領した義援品の保管場所について、災害の状況等を勘案し、次の施設から選定する。

第1次 淵野辺公園（市立相模原球場、銀河アリーナ）、市体育館

第2次 相模原勤労者総合福祉センター、県津久井合同庁舎

(3) 義援品等の配分計画

環境経済局は、健康福祉局と連携し、生活必需物資供給対策と合わせて義援品の活用を図

る。

5 関係団体との協力

環境経済局及び健康福祉局は、義援金品の受領・配分について、県、日本赤十字社等の関係団体と連携を図り、相互に協力する。

第3節 被災者への経済的支援

1 基本方針

市、県及び関係機関等は、被災者への経済的支援として、関係法令等に基づき、災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の支給を行うとともに、災害援護資金や住宅復興資金の貸付け等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	▲	災害弔慰金等の支給、被災者生活再建支援金の窓口業務、災害援護資金の貸付け等
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災者生活再建支援金の支給
	県 社 会 福 祉 協 議 会	—	生活福祉資金の貸付け

3 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

健康福祉局は、この被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

(4) 災害見舞金の支給

健康福祉局は、相模原市小災害見舞金支給要綱(昭和40年4月)に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を支給する。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金を支給しないことができる。

4 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付け

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付けを行う。

5 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき、地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設、購入、補修、移転及びそれに伴う宅地の整備、土地の購入、借地権の取得を行うのに必要な災害復興住宅資金の融

資を行うことができる。

市は、被災者に対し、この融資制度に関する情報提供を行う。

◆ **資料編参照**

- ※14-16 住宅金融支援機構による災害復興住宅資金融資の概要
- ※14-17 住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要
- ※14-18 生業資金の融資制度
- ※14-19 相模原市災害緊急対策特別融資要綱
- ※14-20 相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※14-21 相模原市小災害見舞金支給要綱
- ※14-30 生活福祉資金の概要
- ※14-31 生活再建支援金の概要

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興体制の確立

1 基本方針

被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。

そのために、迅速に災害復興体制を確立して、被災状況調査を行い、復興計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	▲	復興本部の設置・運営
	都市建設局(まちづくり計画部)	▲	復興本部の設置・運営
	関 係 各 局	▲	被災状況調査、復興本部での活動
関係機関	関 係 機 関	—	被災状況調査の報告・支援

3 復興計画のための被災状況調査

関係各局は、復興計画を策定するために、その事業対象地域の被災状況について、次のような項目を把握する。

(1) 市街地復興に係る調査

建築物等の被災状況、特定の復興地区に関する従前の権利関係等

(2) 生活再建支援に係る調査

り災証明の根拠となる住宅の被災状況、離職者数等

(3) 地域経済の復興に係る調査

工場及び商店街、産業基盤施設等の物的被害状況、業種別被害額、事業停止期間、地域経済への影響等

(4) 復興モニタリング

復興対策や事業の修正の必要性等を検討するための復興状況の調査

4 復興計画の策定

企画市民局は、被災状況調査に基づき、市民の理解の下に都市の将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう復興計画を作成し、推進する。

(1) 復興計画の策定

復興計画で規定すべき事項は、次のとおりである。

なお、都市復興、産業復興など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定し、相互の整合性を確保する。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

- オ 復興計画の対象地域
- カ 個々の復興施策の体系
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

(2) 計画策定のプロセス

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。災害復興本部に関する事務は、市街地・都市基盤施設等のハード関係を都市建設局が、被災者・地域経済等のソフト対策を企画市民局が担当する。

災害復興本部では、学識経験者、市民の意見反映、庁内各局、県、国等との調整に基づき、復興計画の基本方針の策定、復興計画の策定を行う。

なお、復興計画を策定していく過程においては、市民等との合意形成に努めるとともに、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。

第2節 市街地・都市基盤施設の復興

1 基本方針

災害復興計画に基づき、被災地復興のハード対策として、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	▲	市街地、都市基盤施設の復興に関する総合調整
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	市街地、都市基盤施設の各種復興及び支援対策
	そ の 他 の 関 係 機 関	—	

3 市街地の復興

(1) 市街地復興の流れ

- ア 都市建設局は、市街地の復興に関して、おおむね次の流れで実施する。
- イ 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の策定
- ウ 復興対象地区の設定
- エ 建築制限の実施
- オ 都市復興基本計画の作成・事業実施
- カ まちづくり計画の作成・事業実施(法定区域以外の地域を対象)

(2) 防災都市づくり

都市建設局及び県は、市街地の整備改善に際して、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)を活用するとともに、市民の合意形成に努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 都市基盤施設の復興

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するという本格的な復興の3つの段階に分けられる。

市及び関係機関等は、次の都市基盤施設の整備に関して、それぞれの基本方向に沿って復旧・復興を行う。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園及び河川などの骨格的都市基盤の整備
- (2) 防災安全街区の整備
- (3) ライフラインの地中化などの耐震性の強化
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

第3節 生活再建・地域経済の復興支援

1 基本方針

災害復興計画に基づき、被災地復興のソフト対策として、被災者への生活再建及び地域経済の復興支援対策を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	▲	生活再建、地域経済の復興支援に関する総合調整
	関 係 各 局	▲	生活再建、地域経済の復興支援対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活再建、地域経済の各種復興及び支援対策
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 生活再建支援

関係各局は、一般被災者の生活再建支援のために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 住宅・宅地を失った人に対する支援

企画市民局及び県は、住宅復興に関する情報提供、自己再建の支援、災害公営住宅の供給等を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(2) 雇用を失った人に対する支援

県は、国・労働関係団体等と連携して雇用対策を実施し、市は、雇用対策に関する情報提供を行う。

(3) 被災者への経済的再建支援

関係各局及び県は、前述した災害弔慰金の支給等の他に、税や保険料、公共料金・使用料等の納期の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(4) 精神的支援

健康福祉局及び県は、被災者の精神保健活動支援のため、訪問相談や地域拠点の設置などを行う。

(5) 災害時要援護者を対象とした支援

健康福祉局、総務局及び県は、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施するとともに、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報や、り災証明、就労、労働、住宅等に関する相談、帰国手続きに関する相談等、必要な各種支援を行う。

4 地域経済の復興支援

関係各局は、経済基盤が脆弱^{ぜいじゃく}な中小企業等の自立支援、地域経済全体の活性化の支援等を行うために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 個々の事業者を対象とした施策

ア 被災中小企業者や農林業者への公的融資制度の紹介など総合相談体制の整備(環境経済局)

- イ 金融・税制面での各種支援(企画市民局、環境経済局)
 - ウ 仮設賃貸工場の設置、仮設店舗の建設補助など事業の場の確保(環境経済局)
 - エ 農林業施設の災害復旧事業等の推進(環境経済局)
 - オ 既存融資制度の活用促進(環境経済局)
 - カ 物流ルートに関する情報提供(環境経済局)
- (2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策
- ア 被災地全体を対象としたイベント実施やプロジェクト誘致(企画市民局、環境経済局)
 - イ 観光・地場産業の広報活動(総務局、環境経済局)
 - ウ 地域特性に応じた新産業の創出・育成(環境経済局)
 - エ 既存産業の高度化促進(環境経済局)

3 東海地震事前対策計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、気象庁から東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報(以下「東海地震に関連する情報」という。)の発表並びに内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合に、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に準じ、市が採るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項が発表されたとき、市が採るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項を定め、市における地震防災体制の整備推進を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

東海地震注意情報、東海地震予知情報(以下「東海地震予知情報等」という。)の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、その内容等を正確かつ迅速に防災関係機関及び市民に周知することにより、市民生活の安定を図り、混乱の発生を防止する。

地震防災応急対策は、関係各機関相互が密接な連携を執り、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講じることに努めるとともに、その実施に当たっては、人命の安全の確保を第一とし、次いで社会、経済的影響が大きく地震防災上重要度が高い事項から順次実施するものとする。

地震防災応急対策等の適切な実施のために、市災害対策本部の設置及び運営に関する事項を具体的に定め、迅速かつ的確な対応を図るとともに、日頃から市民の協力を得て、自主防災組織の育成強化を図り、訓練、教育、広報を通じて、地震災害に対して一体的に対処する体制を整備するものとする。

第3節 事務・業務の大綱

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

東海地震に関連する情報及び警戒宣言によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前に採るべき措置に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 東海地震注意情報の発表に伴う市地震災害警戒本部の設置・運営等
- (2) 東海地震予知情報の発表に伴う市災害対策本部の設置・運営等
- (3) 警戒宣言発令に伴う市災害対策本部の設置・運営等
- (4) 東海地震に関連する情報の収集・伝達
- (5) 事前に避難すべき地区の指定及び避難対策
- (6) 東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の広報対策
- (7) 児童・生徒等保護対策
- (8) 地震発生後に備えた資機材・人員等の配備及び飲料水、食料、その他生活必需品の確保
- (9) 医療救護対策
- (10) 緊急輸送に関する事項
- (11) 市が管理又は運営する施設等に関する対策
- (12) 消防対策
- (13) 地震防災上必要な広報に関する計画
- (14) 地域防災体制の整備・推進
- (15) 関係機関における事前対策等の実施状況の把握
- (16) 地震防災応急対策の基本となるべき事項

2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、この計画に定める事前対策に係る防災業務を勘案して、地震防災応急計画の作成に努め、全市一体となった地震防災応急対策の実施のために、協力するものとする。

第2章 市災害対策本部の設置等

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。

第1節 東海地震に関連する情報発表時の体制

市は、気象庁から東海地震に関連する情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ次の体制をとる。

情報の種類		情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し必要な対策を行える体制(地震災害初動体制配備)
	臨時	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表する情報で、おおむね東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップ(前兆的なすべり現象)によるものと判定会が判断した場合などに発表するもの	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制(地震災害警戒本部体制配備)
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)		東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する情報で、これを受けて警戒宣言等の対応がとられる。おおむね東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会が判断した場合などに発表するもの	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制(災害対策本部体制配備)

注) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に係る自治体が設置するものであるが、本市は強化地域外であり、ここでいう地震災害警戒本部は、同法に基づくものではない。

第2節 市災害対策本部の設置

市は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、市災害対策本部を設置するが、その組織・動員及び運営については、次により実施する。

1 市災害対策本部の設置及び廃止

市長は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられたときは、直ちに市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令する。また、東海地震予知情報が解除された場合、警戒宣言の解除の場合、あるいは災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

2 市災害対策本部の業務

市災害対策本部は、次の業務を実施する。

- (1) 東海地震予知情報及び警戒宣言の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼びかけ
- (3) 応急対策の事前準備
- (4) 地震防災応急対策の実施及び状況の把握
- (5) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (6) その他必要な事項

3 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱に定めるところによる。

4 職員の参集体制

東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の事前の応急対策に要する職員の動員については、次のとおりとする。

(1) 動員の発令

市長は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部体制配備を指令し、職員を参集させる。

(2) 動員の実施者

動員は、前項の動員の発令により、危機管理室が行う。

(3) 動員指令の伝達

ア 勤務時間内

本庁：庁内放送、電話等による。

出先機関：電話、地域防災無線等による。

イ 勤務時間外

勤務時間外の連絡については、職員参集システム、災害対策本部からの電話とする。通信不能の場合には、職員はテレビ、ラジオ、地震防災信号、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。

◆ 資料編参照

※ 1 3 - 4 相模原市災害対策本部条例

第3章 応急対策に係る措置に関する事項

第1節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達

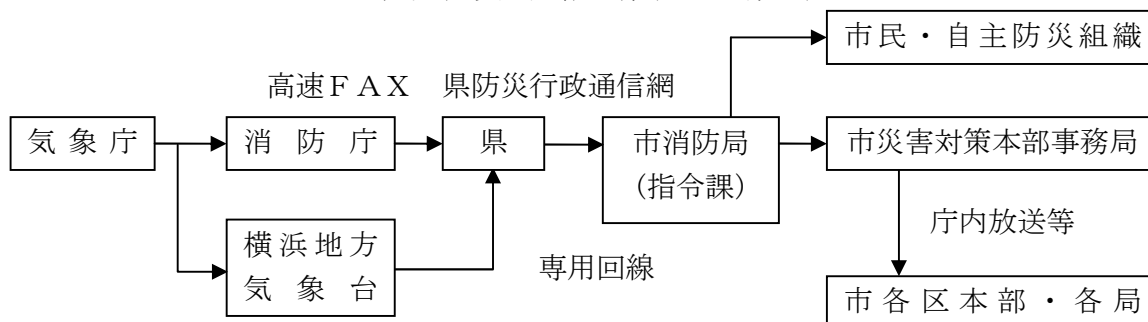
東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達は、次により実施する。

1 東海地震に関連する情報

(1) 勤務時間内の伝達経路

東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。

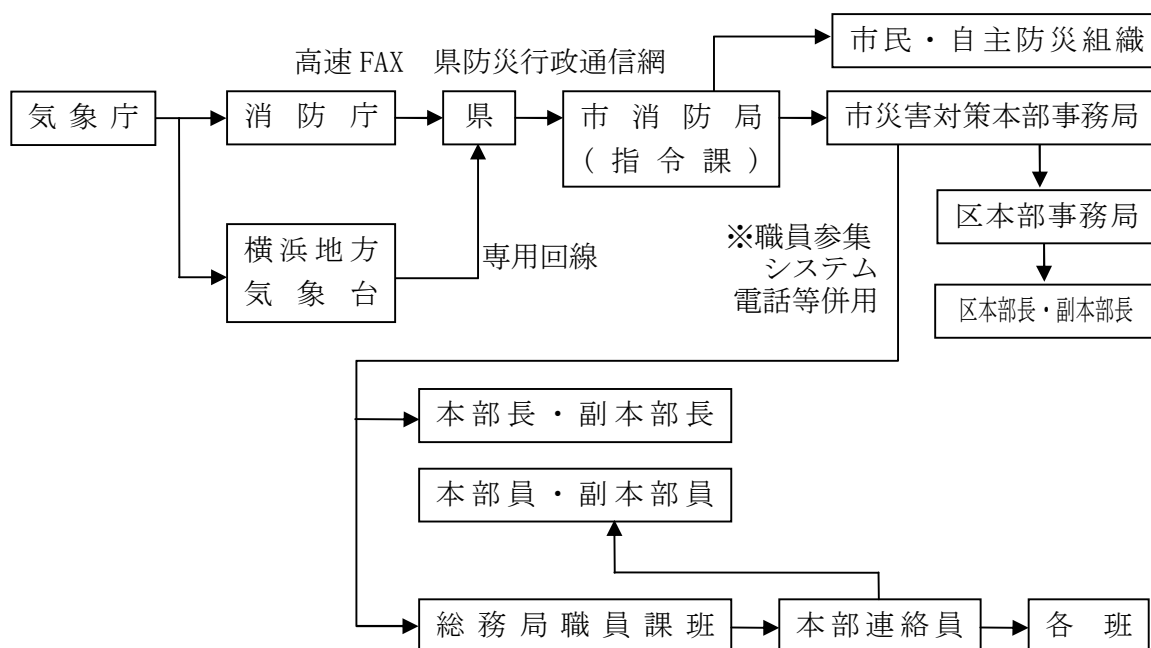
<防災行政用同報無線(ひばり放送)>



(2) 勤務時間外、休日の伝達経路

勤務時間外、休日における東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。

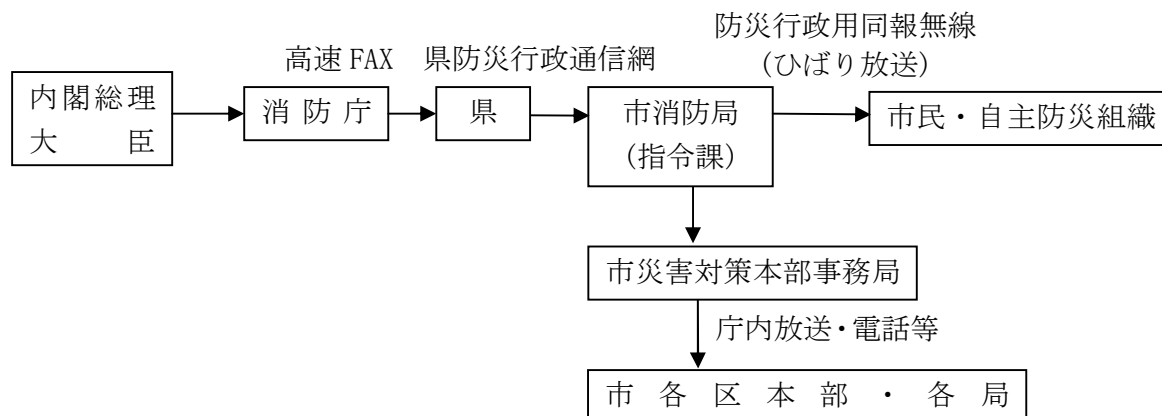
<防災行政用同報無線(ひばり放送)>



市災害対策本部の本部員は、勤務時間外等においても遅滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ、災害時における職員連絡体制を整備する。

2 警戒宣言

警戒宣言の伝達は、次の系統図により行う。



勤務時間外、休日の場合には、職員はテレビ、ラジオ、地震防災信号、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。

3 市民への周知

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令については、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車、消防車等により市民に周知する。

警戒宣言については、大震法施行規則第4条に定める次の地震防災信号を使用し、周知する。

警 鐘		サイレン	
(5点)	(5点)	(45秒間吹鳴)	(45秒間吹鳴)
●—●—●—●—●	●—●—●—●—●	●—————	●—————
(約15秒間休止)			
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。		
	2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。		

◆ 資料編参照

※2-2 大規模地震関連情報の受伝達

第2節 発災に備えた資機材・人員等の配備

地震災害の発生と同時に迅速な対応措置が図られるよう、資機材の整備と人員の配備は、次のとおり行う。

1 配備体制の確立

市及び防災関係機関は、発災後における災害応急復旧対策を円滑に実施するため、必要な資機材の点検・整備、また、これに係る人員の配備を速やかに講じるものとする。

2 配備の内容

災害応急復旧対策に係る資機材及び人員の配備を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、それぞれに必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法及び必要人員等についての具体的な措置の内容は、関係機関ごとに別途定めるものとする。

- (1) 緊急輸送路の確保
- (2) 飲料水の確保
- (3) 廃棄物処理及び清掃活動の確保
- (4) 防疫活動の確保
- (5) し尿の処理機能の確保
- (6) 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の配備確保
- (7) 応急仮設住宅の確保及び被災住宅の応急修理

第3節 東海地震予知情報及び警戒宣言等の広報

東海地震予知情報等が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

1 広報活動体制

関係各局は、市民及び市内滞在者等に対する広報を確実、迅速かつ広範に伝達するため、次の手段を活用し、広報活動を行う。

- (1) 防災行政用同報無線(ひばり放送)
- (2) 広報車・消防車両
- (3) 地震防災信号
- (4) 携帯マイク
- (5) 掲 示
- (6) エフエムさがみ、ケーブルテレビ((株)ジェイコムイースト相模原・大和局)等

2 広報内容

- (1) 東海地震予知情報及び警戒宣言等の内容、市内における災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- (2) 事業所に対する応急対策の実施の呼びかけ
- (3) 市民がとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項

3 報道機関への連絡

総務局は、市民に正確かつ迅速な情報の周知を行うため、報道機関へ情報の提供を行う。

4 広報の重点事項

市民への広報を実施するに当たっては、視覚・聴覚障害者や外国人への配慮を行い、次の事項に留意して、的確かつ迅速に行う。

- (1) 冷静な行動をとること。
- (2) 火気の使用を自粛すること。
- (3) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。
- (4) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 飲料水等のくみ置き、食料品等の持出しの準備をすること。
- (6) 自動車、電話の使用を自粛すること。
- (7) 事前避難対象地区以外は避難行動をせずに、耐震性が確保された自宅での待機等、不要な外出は自粛し、安全な場所で行動すること。
- (8) 東海地震に関連する情報(東海地震観測情報を除く)の内容を広報すること。
- (9) その他生活関連情報等、住民が必要とする情報を広報すること。

5 情報混乱防止対策

総務局は、地域の実情に応じ、防災行政用同報無線(ひばり放送)を活用し、情報の正確な周知徹底に万全の策を講じ、情報混乱の発生を防止する。

また、都市建設局及び区本部は、市内各駅の周辺等において情報の不足による不安や混乱を防止するため、鉄道事業者等と連携して広報を行う。

6 広報区域及び広報車両

広報区域及び広報車両は、別に定める。

◆ 資料編参照

※ 2 - 1 0 東海地震に関連する広報文例

第4節 事前避難対策

警戒宣言時における避難の実施については、次のとおりとする。

1 事前避難の基本方針

警戒宣言が発せられた場合の避難は原則として行わない。

ただし、被害が予想される地区及び避難対象地区については避難するものとする。

2 事前避難対象地区の指定

警戒宣言時において避難の勧告又は指示の対象となる地区は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域(総則の第4章「第3節 風水害の危険性」参照)地区とする。

3 事前避難の勧告及び避難所の開設等

本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区に対し防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車、消防車両等により避難の勧告又は指示を行う。また、区本部は、指定避難所に職員を派遣して避難所の開設を行い、避難者を受け入れるとともに、避難状況について本部事務局を通じて県に報告する。なお、これらの対応に関しては、警察署長と相互に密接な連絡を取る。

4 事前避難の方法

避難の際に市民が混乱なく自主的に行動できるよう、あらかじめ本部事務局は、自主防災組織と連携し、次の避難計画を定めるものとする。

(1) 避難経路の設定

避難地区から指定避難所へ至る経路は、地区ごとに安全性、距離等を考慮し、複数のルートを設定しておく。なお、この避難経路は、幅員4.5m以上の道路とする。

(2) 自主防災組織等との連携

本部事務局、区本部、健康福祉局は、自主防災組織等と協力し、各組織単位に在宅の乳幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦等、避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(3) 避難行動

避難の勧告又は指示が行われたときは、自主防災組織等の協力のもと避難するものとする。

また、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施する。

5 避難所における措置

(1) 区本部は、避難所において事前避難者に対し、次の措置を採る。

- ア 東海地震予知情報等の伝達
- イ 地震防災応急対策実施状況の周知
- ウ 避難所の秩序維持
- エ その他本部長が避難生活に必要と認める措置

(2) 生活必需物資については、避難者の自給とする。

(3) 避難所は耐震性の確保された施設に開設するものとし、高齢者、障害者、病人等災害時要援護者については、できるだけ環境条件の良い場所に避難させる。

6 避難状況等の把握

避難状況の把握のため、各避難所に派遣された職員等は、現地対策班を通じて区本部に避難状況等を報告する。

第5節 児童・生徒等保護対策

1 学校(市立小・中学校)の対応

東海地震注意情報が発表された場合には、強化地域内外を問わず、交通機関を利用する児童・生徒等については、状況に応じて保護者へ引き渡す、あるいは帰宅させるなど、児童・生徒等の安全に十分配慮した措置を講じる。

警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講じる。

- (1) 学校長等は、学校に校内災害対策本部を設置し、東海地震予知情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童・生徒については、東海地震予知情報等が発表された時点及び警戒宣言の発令時は原則として、児童・生徒は保護者へ引き渡すまで学校で保護する。児童・生徒の引き渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。
- (3) 学校長等は、教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- (4) 学校の各施設の安全措置を採る。
- (5) 初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- (6) 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する学校では、避難準備体制を整える。

2 市立小・中学校教職員の対処、指導基準

- (1) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられたら、児童・生徒を教室等に集める。
- (2) 児童・生徒の退避・誘導に当たっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、校内災害対策本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。
- (4) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮する。
- (5) 児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法(複数の情報連絡手段の確保、引渡しカードの利用等)で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童・生徒の安全を確保したのち、校内災害対策本部の指示により防災活動に当たる。

3 登・下校時、在宅時に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発令された場合の対策

- (1) 登・下校時に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、より安全な場所を自ら判断し避難行動を取らせる。また、学校に避難してきた児童・生徒を安全に保護し避難誘導する。
- (2) 交通機関の利用者については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- (3) 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

4 幼稚園、私立学校等の防災対策

健康福祉局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策を適切に行う。

第6節 消防対策

消防局及び消防団は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした消防警備を行い、被害の軽減に努める。

1 消防警備体制

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、次の事項について速やかに実施し、総力をあげて警備体制の強化を図る。

(1) 消防局

- ア 警防本部の強化
- イ 消防職員及び消防団員の動員
- ウ 通信施設の点検確認
- エ 東海地震予知情報等の収集及び各消防署・消防団への伝達
- オ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- カ 市災害対策本部及び各防災関係機関との連絡調整
- キ その他必要と認められる事項

(2) 消防署

- ア 大隊本部の設置
- イ 消防職員、消防団員の動員伝達
- ウ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- エ 出火防止の広報活動態勢の確認
- オ 動員職員の部隊編成
- カ 事前避難対象地区における避難の指示等の伝達、避難誘導等
- キ 高所見張り及び警戒巡視の実施
- ク その他必要と認められる事項

(3) 消防団

- ア 消防団本部・分団本部の設置
- イ 消防団員の動員伝達
- ウ 部隊編成及び任務分担の確認
- エ その他必要と認める事項

2 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて消防署分署及び消防団器具置場において地震防災信号を吹鳴又は打鐘し、市民に伝達する。

3 出火防止及び初期消火の広報

同時多発火災に備え、火気使用の自粛、初期消火体制の徹底を図るため、消防職員、消防団員が消防車両等を活用して広報を実施する。

なお、広報時には、必ず東海地震予知情報等を付加する。

4 避難の指示

事前避難対象地区における避難のための立ち退きを勧告又は指示する場合は、当該地区を管轄する消防職員及び消防団員が消防車両等を活用し、市職員等と協力して実施する。

5 事業所等に対する指示

警戒宣言が発せられたときは、事業所等において、地震防災応急対策等に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

6 情報の収集

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた後の管内情勢を的確に把握するため、次により情報の収集を行う。

(1) 収集手段

- ア 消防職員及び消防団員からの報告
- イ 防災関係機関等からの情報収集
- ウ その他

(2) 収集情報

- ア 東海地震予知情報等
- イ 交通の状況(道路、鉄道、バス等)
- ウ 市民の動向
- エ その他必要と認める事項

7 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

第7節 警備対策

1 目的

各警察署は、東海地震予知情報等の発表に伴い、東海地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

2 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報の通知を受領したときは、直ちに各警察署に警察署長を長とする警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、必要により相互の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 各警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

3 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表されたときの措置及び警戒宣言発令時対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

- ア 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- イ 各種情報の収集・伝達
- ウ 市及び関係機関との相互連絡

(2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者の採るべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民が採るべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(2) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

第8節 飲料水・電気・通信等の対策

1 飲料水に係る措置

(1) 飲料水の事前確保

ア 市は、地震発生に備え、各家庭及び事業所に対して緊急貯水を呼びかける。

イ 神奈川県企業庁は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど急激な使用量の増加に対応できるよう努める。

(2) 配水池等における活動

神奈川県企業庁は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合は、応急給水器具の点検を行うとともに、指定配水池等へ対策要員を配備する。

(3) 応急給水体制

市は、応急給水に備え、給水資機材、鋼板プール等の点検、配備及び人員を確保する。

2 食料・生活必需品の確保

地震発生に備え、災害応急対策に必要な食料・生活必需品の円滑な供給を実施するための措置を講じる。

(1) 調達体制の点検・確認

市は、あらかじめ定められた計画に基づき、市が備蓄している食料等の点検、確認をするとともに、供給協定を締結している関係団体等に連絡し、食料・生活必需品の調達先及び調達手段等の確認と、関係団体等の供給可能な数量の把握に努め、災害の発生に即時に対応できる体制を確立する。

(2) 市民による食料・生活必需品の備蓄

各家庭等は、日頃から災害発生に備え、食料・生活必需品の備蓄に心掛けるものとする。

3 物価高騰の防止等

企画市民局は、県と協力し、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令に際して、食料・生活必需品等の売惜しみ又は買占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者、流通業者及び販売業者等に対して、必要な要請等を行う。

4 電気(東京電力(株))

東京電力(株)は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

(1) 地震防災強化計画の目的

この計画は、大震法に基づき、社会、公衆の安全の確保に資するため電気事業者としての地震防災に関する諸施策を定め、もって地震防災体制の確立に万全を期することを目的とする。

(2) 基本方針

地震防災及び災害復旧対策上必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給することが電気事業に課せられた主たる責務である。

このため、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立、要員、資機材の確保等の地震防災対策を講じるとともに、地震防災教育、訓練の充実を図ることとする。

(3) 地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた場合は、相模原市、社外関係機関等との緊密な連携の下に速やかに次の応急対策を講じる。

ア 地震防災組織

警戒宣言が発せられた場合、相模原支社は、第3非常態勢を発令し、災害対策支部を設置する。

イ 電力施設の予防措置

大規模地震関連情報に基づき、仕掛け工事及び作業中の電力設備は、状況に応じた設備保全及び人身安全上の措置を実施する。

ウ 要員・資機材

要員、資機材については、社内の非常災害対策規程に基づき、要員並びに資機材の確保に努める。

(4) 地震防災教育・訓練

ア 地震防災教育

(ア) 地震関係法令、地震関係パンフレット等の配布、関係記事の社内報への掲載等により社員教育に努める。

(イ) 神奈川県及び相模原市が計画する地震に関する講演会等に積極的に参加し、地震防災に対する知識の向上に努める。

イ 地震防災訓練

(ア) 本店本部が計画する防災訓練の実施に当たっては、警戒宣言が発令された場合を想定した情報連絡訓練及び災害対策用資機材の整備、点検を主たる内容としたものとする。

(イ) 相模原市が実施する地震防災訓練には、積極的に参加する。

5 電気通信(東日本電信電話(株))

東日本電信電話(株)は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

(1) 警戒宣言発令時、災害時における電気通信サービスの確保対策

ア ダイヤル通話

警戒宣言が発せられると、強化地域を中心に通話が集中的に発生し、電話がかかりにくくなることが想定されるので、次により対処する。

(ア) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通信を確保できるようにし、その他の加入電話からの通信は、電話の疎通の状況に応じて臨機に利用制限等の措置を行う。

なお、利用制限等の措置を行った場合においても、デジタル公衆及び緑色の公衆電話からの通話は行えるようにする。

(イ) 避難所等には特設臨時公衆電話を設置し、有効に利用できる措置をする。

イ 電報

(ア) 防災関係機関からの非常、緊急電報を優先的に取り扱う。

(イ) 一般の電報については、可能な限り取り扱う。

なお、強化地域内に向けて発信される電報は、遅延承知のものに限り受け付けることとする。

ウ 部外関係機関との連絡体制

市の行政機関や防災関係機関との情報連絡を密にし、協力、援助を得るため必要な体制を確立する。

エ 警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに各支店内に地震災害警戒本部を設置する。

(2) 警戒宣言時の広報

通信の疎通及び利用制限の措置状況等、利用者の利便に関する事項については、局前掲示、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報を行う。

6 ガス(東京ガス(株))

東京ガス(株)は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

(1) 計画策定の方針

この計画は警戒宣言が発令されてから災害発生まで又は警戒宣言が解除されるまでの間に事前対策及び応急対策を定めるものとする。

(2) 地震時情報収集システムの確立

通信手段として無線を使用する際、情報の混乱を避けるため本社がスキャンニング方式で統制し、総合的な措置判断のための情報収集を行う。

(3) 応急対策

警戒宣言が発せられた場合の対策、措置は次のとおりとする。

ア 基本的な考え方

ガスの製造、供給を継続するが、発災時のガスによる二次災害の防止のための応急措置を迅速に講じ得る体制を確保する。

イ 非常体制の確立

速やかに「非常事態対策本部」を設置し、24時間体制をとり警戒に当たる。動員要領により保安要員を確保する。

ウ 工事の中断等

工事中のガス工作物及び工事用資機材の落下及び転倒を防止する等の応急的な保安措置を実施し、工事を中断し又は速やかに工事を終了させる。

エ 要員の重点配備

ガスの緊急措置を講じる地域を限定し、必要な要員を緊急配備する。

オ 保安設備等の点検

非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、消火設備等の点検及び整備を行い、必要に応じて起動確認を実施する。

カ 資機材の点検等

被害拡大防止資機材、応急復旧工事用資機材、主要食料、医薬品等の確認、点検及び整備、並びに飲料水を確保する。

キ 広 報

(ア) 需要家に対し、使用していないガス栓が閉止されていることの確認並びに地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等呼びかける。

(イ) 防災関係機関に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて前項の広報内容を報道するよう要請する。

第9節 医療救護対策及び社会福祉施設対策

1 医療救護対策

病院等各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施し、医療救護機能の維持に努めるものとする。

(1) 警戒宣言発令時の措置

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

イ 院(所)の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じる。

エ 手術中の安全措置

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期する。

オ 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとする。

カ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食糧、燃料等の確保も合わせて行う。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引渡しを実施する。

(2) 医療救護班の編成待機

救護所の設置に備えて、医師、看護師、事務職員により医療救護班を編成、待機し、直ちに活動できる体制を整えておくものとする。

(3) 医療器材、医薬品の緊急調達の準備

医療救護活動に必要な医療器材及び医薬品の緊急調達を迅速に行うため、薬剤師会及び医薬品取扱業者等と連携し、在庫量の確認、その他必要な連携を図る。

(4) 医療機関に対する要請

災害の発生に備え、健康福祉局は医師会を通じて、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るよう協力を求めるとともに、次の措置を採るよう要請する。

ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備

イ 空床ベッドの確保

ウ 応急救護体制の編成

2 社会福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置を採る。

ア 施設設備の点検

イ 落下物等の防止措置

ウ 飲料水、食糧等の確保

エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

オ 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する施設での避難準備体制の確保

(2) 事前避難及び発災後の二次避難への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性、周囲の土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域等の分布を考慮し、他の安全性の高い福祉施設等への移送あるいは保護者への引渡しを実施する。

第10節 交通対策

1 警戒宣言が発令された場合の交通対策

都市建設局は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

(1) 交通規制措置

ア 基本方針

(ア) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制する。

(イ) 強化地域への一般車両の流入は、極力制限する。

(ウ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

(エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

(オ) 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ 都県境における一般車両の流出入は、次のとおり措置する。

(ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限する。

(イ) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から流入する車両は、状況により制限する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(ア) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するためう回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

(イ) 緊急交通路の確保

警戒宣言発令時における緊急交通路は、警察本部長が指定する18路線を、公安委員会が行う車両通行止め等の交通規制により確保する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

- (ウ)危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
イ 避難のために車両を使用しないこと。

別表 警戒宣言発令時における緊急交通路指定想定路線一覧表

(市内の路線を抜粋)

路線名	区間
中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
国道16号	東京都境から馬堀海岸四丁目交差点までの間
国道20号	東京都境から山梨県境までの間
国道129号	榎木町交差点から作の口交差点までの間
国道412号	妻田伝田交差点から相模湖駅前交差点までの間
国道413号	山梨県境から橋本陸橋下交差点までの間
県道46号 相模原茅ヶ崎	上溝交差点から柳島交差点までの間
県道51号 町田厚木	東京都境から河原口交差点までの間
県道52号 相模原町田	下当麻交差点から東京都境までの間
県道54号 相模原愛川	上溝交差点から半原日向交差点までの間

2 鉄 道

(1) 運行方針

警戒宣言発令時に、鉄道機関は、原則として次の方針により対処する。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続する。

- ア 大震法第3条第1項の規定による東海地震に係る地震防災対策強化地域内への進入を禁止する。
- イ 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置を採る。ただし、震度6弱未満の場合、安全性の確保を前提に運行可能とする。
- ウ 強化地域外においては、安全を確保のうえ、極力運行の継続を確保する。
- エ 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運転を行う。

(2) 列車運行措置

ア 東日本旅客鉄道(株)

(ア) 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域

- a 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。
- b あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行する。
- c 近接する区間(相模線：厚木～橋本駅区間、中央線：上野原駅～高尾駅区間)において運転を中止する。

(イ) 強化地域外で(ア)を除く地域

原則として運転規制を行わない。

イ 私 鉄

機 関	強化地域内	強 化 地 域 外	
		警戒宣言当日	翌日以降
小 田 急 電 鉄 (株)	原則として、最寄り駅まで安全な速度で運転し、以降の運転を中止	相武台前駅～小田原駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は、最寄り駅で運転を中止	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
		新宿駅～相武台前駅間(小田原線)、新百合丘駅～唐木田駅間(多摩線)、相模大野駅～藤沢駅間(江ノ島線)は、45km/h以下により運行	
		特別急行列車及び急行列車は運転中止	
京 王 電 鉄 (株)		現行ダイヤを使用して減速走行	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
		輸送力は平常ダイヤより減少	

(3) 旅客に係る措置

ア 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市との連携体制等の措置等について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、必要な対応をとる。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

イ 東日本旅客鉄道(株)

(ア) 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、う回の要請及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。

(イ) 駅内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅内又は列車内を待機場所とする。

(ウ) 待機等が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、市に、一時滞在施設等の開設を要請し、案内する。(第4章「3 (3) 一時滞在施設の開設」参照)

(エ) 旅客に対して食事のあっせんを行うこととし、給食事業者等の供給能力、協力体制を確立しておき、臨機応変に対処する。

(オ) 旅客等に急病人等が発生したときは、周辺の救急病院をあらかじめ把握し、救急車の要請と安全な場所での応急手当と安静な保護を行う。

(カ) 駅内及び列車等の旅客の安全確保、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努め、状況により社員を適宜配備し、混乱等が予想されるときは警察の応援を要請する。

ウ 小田急電鉄(株)・京王電鉄(株)

東日本旅客鉄道(株)に準じて、旅客等の安全確保や待機支援等の措置を講ずる。

3 路線バス

強化地域外においては、次の事項を基本方針とし、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより可能な限り運行を継続する。

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置を採る。
- (2) 減速走行及び交通渋滞等により運行車両が遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置を採る。
- (3) 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止のための適切な措置を採る。
- (4) 警戒宣言が発令された翌日以降についても、前項(1)～(3)を踏まえ、原則的には運行を継続するが、交通状況の変化等に応じて運行中止等の適切な措置を採る。

◆ 資料編参照

- ※14-24 警戒宣言発令時における危険物タンクローリーの対応措置指導方針
- ※14-25 強化地域内へ流入する車両を制限するための規制略図

第11節 緊急輸送対策

災害の発生に備え、緊急輸送に必要な車両及び輸送ルート等は次のとおりとする。

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 応急対策の実施に必要な食料、医薬品、資機材等
- (3) その他市災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

なお、緊急輸送は、必要な範囲で実施するものとし、輸送手段の競合を生じさせないよう関係機関と十分な調整を行い、効率的な配分計画のもとに実施するものとする。また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり、具体的に調整すべき問題が生じたときは、市災害対策本部において必要な調整を行う。

2 緊急輸送ルート

市内の緊急輸送のルートは、別に定める。

3 緊急輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後の緊急輸送に備えて、輸送用車両などの確保を図るとともに、運用体制を一元化するものとする。確保すべき車両の数量等は、「地震災害応急対策第5章第2節輸送車両等の確保対策」を準用する。

第12節 公共施設等に関する対策

道路・橋りょう・河川・下水道等及びその他の重要な施設等における災害の発生に備えた事前措置については次により実施する。

1 道路及び橋りょう

道路管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中の道路における工事の中断等の措置を採る。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については別に定める。

2 河川等

河川等の管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中的場合は工事を中断するなど、所要の被災防止措置を講じる。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については別に定める。

3 上・下水道施設

上・下水道管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中的場合は工事を中断するなど、所要の被災防止措置を講じる。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については別に定める。

4 市が管理する庁舎、施設等

市が管理する庁舎、小・中学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の情報の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び応急処置、設備・備品等の転倒及び落下防止
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等の水量確認又は貯水確認
- カ 消防用設備等の点検、整備と事前配備

(2) 個別事項

- ア 小・中学校等にあつては、当該施設等に保護を必要とする乳幼児、児童・生徒等がいる場合はこれらの者に対する保護の措置
 - イ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者、乳幼児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は、それぞれが別に定めるものとする。

5 不特定多数が出入りする施設

施設管理者は、情報収集、利用者等への情報伝達、避難誘導、施設点検等を行う。また、施設に応じて、次の措置を採る。

(1) デパート

各デパートがあらかじめ定める方針により、耐震性が確保されている場合には、営業を継続できるものとする。

(2) スーパーマーケット

施設の耐震性、従業員の確保状況等により、各店舗が継続、閉店を判断する。耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は営業を継続する。

(3) 小規模小売店

原則として営業を継続する。

(4) 野球場、映画館等

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合は、興行を中止する。また、警戒宣言発令が、興行前の場合は中止し、興行中の場合は主催者の判断で中止する。

6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として安全措置を講じたうえ工事を中断するものとする。

第4章 駅前混乱の防止対策

1 計画の目的

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定地域外であるが、警戒宣言の発令時には、各鉄道会社において運行の規制が図られることとなり、地震発生前に帰宅困難者の発生や市内のターミナル駅である小田急電鉄(株)相模大野駅、東日本旅客鉄道(株)橋本駅、京王電鉄(株)橋本駅及びその周辺において多くの滞留者が発生するなどの混乱が予想される。

また、一斉帰宅による交通渋滞が発生し、緊急車両の通行障害等も懸念される。

このため、市、小田急電鉄(株)、東日本旅客鉄道(株)、京王電鉄(株)及び防災関係機関は、駅周辺における滞留者の混乱を未然に防止するため、次の対策を実施するものとする。

2 駅前混乱の防止

市、小田急電鉄(株)、東日本旅客鉄道(株)、京王電鉄(株)及び関係機関は、相模大野駅、橋本駅、その他多数の旅客滞留が予想される駅及びその周辺の混乱防止のため、緊密な連絡調整に基づき、次の対策を行う。

(1) 鉄道利用者の誘導

駅の改札口、ホーム、コンコース等における混乱を防止するため、鉄道利用者の改札規制、駅構内への入場規制を行うとともに、利用者の効果的誘導を実施する。

(2) 交通機関等の誘導

バス、タクシーの乗降場所は、混雑の状況に応じて、運行方法、乗降場所を検討するとともに、必要とする誘導措置を講じる。

(3) 滞留者の誘導

集中する鉄道利用者等の混乱を未然に防止するため、駅構内への入場を規制するとともに、広域避難場所(相模大野駅においては相模大野中央公園、橋本駅においては県立相原高等学校)へ誘導し、駅周辺の混乱を防止する。

(4) 一時滞在施設の確保

鉄道等の運行計画、滞留者の状況により、相模大野駅周辺、橋本駅周辺、その他多数の旅客滞留が予想される駅周辺にある市有施設及び県有施設等の一時滞在施設を開設し、帰宅が可能になるまでの間、帰宅困難者を受け入れる。

3 市の措置

都市建設局は、小田急電鉄(株)、東日本旅客鉄道(株)、京王電鉄(株)及び関係機関との連絡調整に基づき、市各局の協力を得て、次の対応に努める。

(1) 滞留者の誘導(都市建設局、区本部)

駅周辺の混乱を防止するため、相模大野駅、橋本駅、その他多数の旅客滞留が予想される駅に誘導員を派遣し、必要に応じ警察官の協力を得て、広域避難場所(相模大野駅においては相模大野中央公園、橋本駅においては県立相原高等学校)に滞留者を誘導する。

また、自宅等に徒歩帰宅を希望する者に対しては、災害時帰宅支援ステーションに関する情報等を提供する。

(2) 帰宅者への物資供給要請(環境経済局)

徒歩による帰宅者が、帰宅途中に飲料水・食料等の必要物資を入手できるよう、市内の販売業者等に対し、営業継続等を要請する。

(3) 一時滞在施設の開設(区本部)

関係各局と連携し避難所及び救護所を除く市有施設を活用し、一時滞在施設を開設するとともに、県央地域県政総合センター等と連携し、県立相模大野高等学校、県立神奈川総合産業高等学校及び県立相原高等学校等を一時滞在施設として開設し、帰宅困難者を受け入れる。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、区本部に報告する。また、一斉帰宅の抑制や帰宅支援に関する情報を提供する。

(4) 情報伝達(都市建設局、総務局、消防局)

滞留者への情報提供は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、防災メール等を活用して、公共交通機関の運行情報、一時滞在施設の開設状況及び災害時帰宅支援ステーションの情報等の提供を行う。

また、各駅、一時避難場所及び一時滞在施設等に、地域防災無線等で本部からの情報を伝達し、それらの施設の利用者等に情報提供を行う。

4 小田急電鉄(株)相模大野駅、東日本旅客鉄道(株)橋本駅、京王電鉄(株)橋本駅の措置

(1) 旅客に対する広報

警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の運行状況及び折り返し駅の状況等を広報する。

(2) 乗降客の誘導

乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行う。

5 関係機関の措置

(1) 県(県央地域県政総合センター)

警戒宣言の内容を広報するとともに、必要に応じて市と連携し、県有施設の一時的滞在施設への誘導等混乱防止のための情報を提供する。

(2) 県警察

駅周辺の滞留者の混乱を防止するため、必要に応じ、広域避難場所(相模大野駅においては相模大野中央公園、橋本駅においては県立相原高等学校)に誘導する。また、必要に応じ帰宅経路のパトロールを実施する。

(3) 報道機関

ターミナル駅である相模大野駅及び橋本駅の状況、滞留者の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行う。

(4) 神奈川中央交通(株)、京王バス南(株)、富士急山梨バス(株)

混雑の状況に応じて、バスの運行方法、乗降場所を検討するとともに、必要とする誘導措置を講じる。

6 事業所等における対応措置

(1) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、市内各事業所等は、一斉帰宅による混乱等を回避するため、従業員等を一定期間、施設内に待機させるよう努める。

(2) 店舗等の不特定多数の者を収容する施設では、利用者、滞留者等に対して、東海地震予知情報等の発表、警戒宣言の発令に関する情報及び交通機関の情報並びに一斉帰宅の抑制のための一時滞在施設の情報及び災害時帰宅支援ステーションの情報を知らせるなど、混乱の未然防止に努めるものとする。

第5章 地震防災上必要な広報

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

特に市民に対しては、東海地震に関連する情報に関する知識の普及に努めるとともに、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて冷静に行動することが、混乱を防止し、災害発生後の被害を最小限にすることとなるため、状況に応じた対処に努めるよう、次の行動指針について事前に広報等を行う。

1 家庭にいるとき

(1) 正しい情報をつかむ

ラジオやテレビのスイッチは常に入れておく。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、絶えず注意する。

(2) 家庭の防災会議

家族で防災会議を開き役割分担を決める。

(3) 家具類の転倒、落下物の防止

家具類は転倒しないように固定し、高い所から重いものやガラス類を降ろして整理しておく、いざというときのための逃げ道を作っておく。

(4) 火気の使用は自粛する

地震による火災を防止するため、できるだけ火を使用しないようにする。

(5) 水や消火器を用意する

万一火が出てもすぐ消せるよう、水を張ったバケツや消火器を用意しておく。消火器は使い方を確かめ、風呂おけにも水を張る。

(6) 家庭内の危険物の整理

灯油、ベンジン、食用油等燃えやすいものは、安全な容器に移し、火元から離す。

エルピーガスのボンベは元栓をしめ、鎖などで固定してあるか確かめる。

(7) 身軽で安全な服装に着替える

作業にも便利で、最悪の場合そのまま逃げられる服装にすぐ着がえる。ずきんやヘルメットも用意しておく。

(8) 非常持出品を確かめる

食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持出品がそろっているかを確かめる。

食料、飲料水等は、普段から少なくとも3日分を用意しておく。

(9) 避難場所などを確かめておく

避難場所や避難経路などを確かめておく。

(10) 隣近所で助け合う

いざという時、みんなで助け合って初期消火や避難ができるようお互いに連絡を取っておく。

(11) 自動車、電話の使用は自粛する

不要不急の車両の使用は避け、避難のための車両は使用しない。また、あわてて電話しないですむよう、普段から話し合っておく。

2 学校・幼稚園・保育所にいるとき

児童・生徒、園児は、教職員等の指示に従って、落ち着いて行動する。

3 百貨店・スーパーにいるとき

不特定多数の人が集まる場所では、あわてずに店員の誘導に従って、落ち着いて行動する。

4 職場にいるとき

多くの職場では、東海地震予知情報等の発表時、警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生したときの対策があらかじめ決められているので、その計画により行動する。

5 電車やバスに乗っているとき

乗客は、乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

6 自動車を運転しているとき

運転中は、カーラジオ等で継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

1 風水害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、それらの状況に応じて浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御体制を整える。また、県水防計画等により情報連絡や水防活動を行う。

市の総力を挙げて風水害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、相模原市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)を設置し、災害対策本部体制(レベル3)を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等
	区 本 部 事 務 局		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等

3 市災害対策本部設置前の体制

風水害に対して市災害対策本部を設置する前の体制は次のとおりである。

(1) 風水害情報連絡体制(レベル0)

ア 風水害情報連絡体制(レベル0)の確立

危機管理監は、気象情報や災害予測情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害情報連絡体制(レベル0)を確立する。

配備基準	参集方法
(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

イ 風水害情報連絡体制(レベル0)の配備人員

風水害情報連絡体制(レベル0)は、土木政策課長、警防・救急課長、指令課長、防災主管課職員(危機管理室、消防局指令課(指令課長の指名する職員)及び区役所(区長の指名する職員))及び土木部、消防局で必要な人員を配備する。

(2) 風水害初動体制(レベル1)

ア 風水害初動体制(レベル1)の確立

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害初動体制(レベル1)を確立する。

配備基準	参集方法
(1) 次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

イ 風水害初動体制(レベル1)の配備人員

風水害初動体制(レベル1)は、危機管理監、副消防局長、土木部長、防災主管課職員(危機管理室、消防局指令課(指令課長の指名する職員)及び区役所(区長の指名する職員))、土木部、消防局があらかじめ必要と認める人員で構成する。

(3) 風水害警戒本部体制(レベル2)

ア 風水害警戒本部の設置・動員

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害警戒本部を設置し、職員を動員する。

配備基準	参集方法
(1) 複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

イ 風水害警戒本部の配備人員

風水害警戒本部体制(レベル2)は、風水害初動体制(レベル1)の配備職員、本部事務局員及び各局があらかじめ必要と認める人員で構成する。

ウ 風水害警戒本部の組織等

風水害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、風水害警戒本部長は危機管理監とする。

4 市災害対策本部の設置

(1) 市長は、風水害により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

設置基準
(1) 大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (3) その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、総務局は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事

イ 陸上自衛隊第4施設群(座間分屯地)の長又は代表者

ウ その他の防災関係機関の長又は代表者

エ 隣接市町

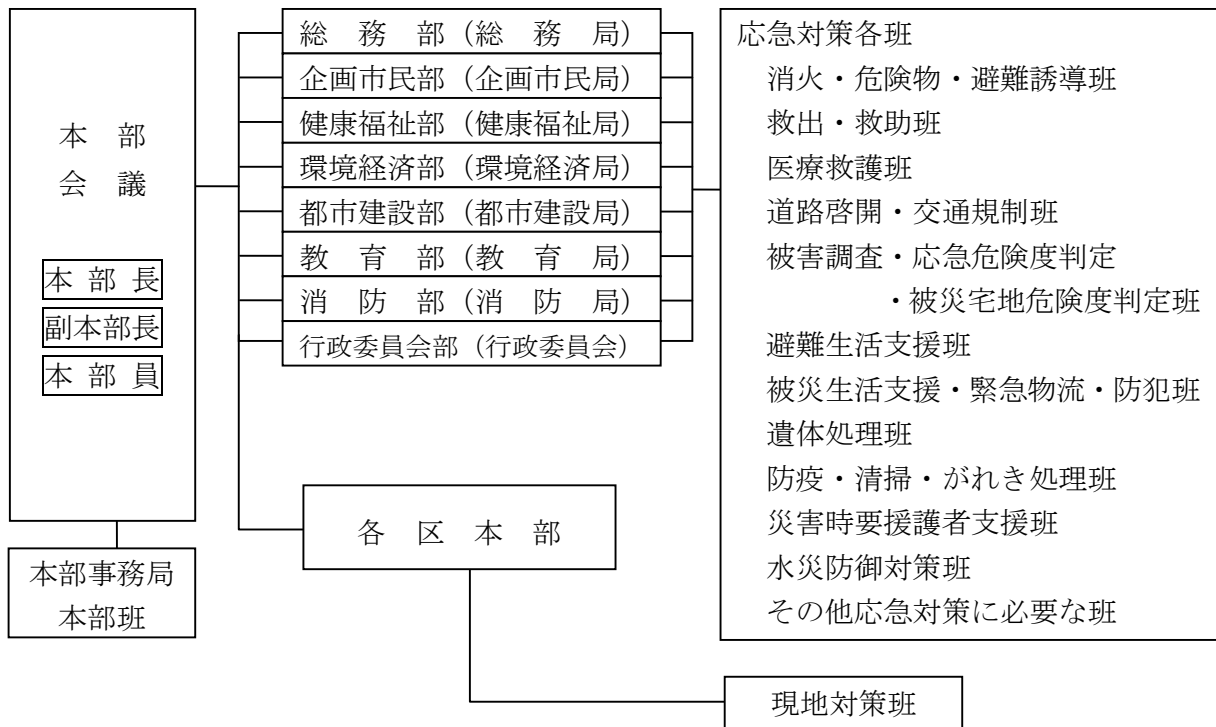
5 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例(昭和39年条例第8号)及び相模原市災害対策本部要綱(平成10年3月)の規定による。

その概要は次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、区本部事務局、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。
- (2) 本部会議は、市災害対策本部長(以下「本部長」という。)、市災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び本部員で構成する。
- (3) 部は、相模原市行政組織条例(平成18年条例第59号)、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則(平成19年教育委員会規則第17号)及び相模原市消防局組織等規則(平成19年規則第67号)に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程(昭和34年選挙管理委員会告示第108号)、相模原市監査委員事務局規程(昭和46年監査委員告示第2号)、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則(平成22年相模原市人事委員会規則第3号)、相模原市農業委員会規程(平成22年農業委員会告示第1号)及び相模原市議会事務局の組織等に関する規程(昭和39年議会告示第1号)に規定する組織で構成する。
- (4) 区本部は、区役所及び区域内の出先機関(土木事務所を除く)で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター(中央区管内は6公民館)に設置し、まちづくりセンター(中央区管内は6公民館)の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局及び区本部事務局の構成は、別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長(市長)に事故あるとき又は欠けたときは、副本部長(副市長及び教育長)がその職務を代理する。

〈市災害対策本部組織概要図〉



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関(土木事務所を除く)で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。また、管内の避難所及び一時滞在施設の担当職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

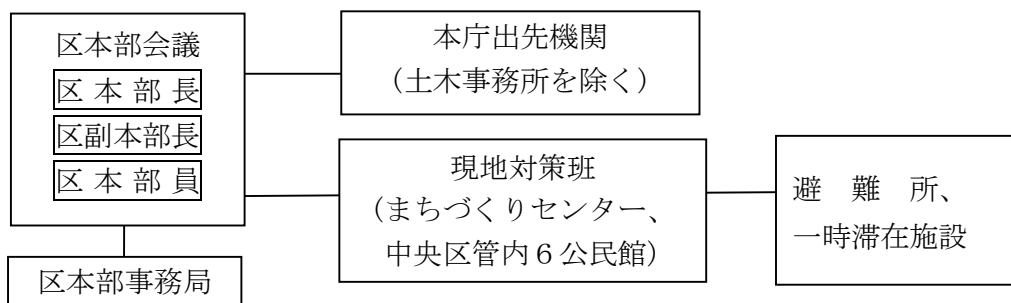
区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒体制本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員の動員・配備
- (4) 避難準備情報の発表要請
- (5) 避難勧告・指示の発令要請
- (6) 警戒区域の設定要請
- (7) 災害時要援護者等への避難支援
- (8) 避難所の開設
- (9) 管内の公共施設(公民館等)の利活用
- (10) その他必要な緊急措置(災害警戒、救助、通行規制、道路啓開等)

<区本部組織図>



7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部は、災害対策本部の事務を行うため、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

現地災害対策本部長は、副本部長もしくは本部員の中から指名する。

また、現地災害対策本部長は、次の行為を行う。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令要請
- (3) 警戒区域の設定要請
- (4) 通行規制(道路法第46条、道路管理者の権限)
- (5) 関係機関等への応援要請(本部と連絡ができない場合)

8 風水害における配備体制の基準

配備体制の基準は、次のとおりである。

別表 風水害における配備体制の基準

レベル	種別	配備基準	配備人員	主な活動
0	風水害情報連絡体制	(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 土木政策課長 (2) 警防・救急課長 (3) 指令課長 (4) 防災主管課職員 (5) 土木部及び各まちづくりセンターがあらかじめ必要と認める人員 (6) 消防局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 防衛体制の検討 (3) 防衛資機材の点検準備 (4) 雨水排水施設等の点検等
1	風水害初動体制	(1) 市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防衛が必要なとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 危機管理監 (2) 消防防局長 (3) 土木部 (4) 防災主管課職員 (5) 土木部及び各まちづくりセンターがあらかじめ必要と認める人員 (6) 消防局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次警戒地域、河川及び崖地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防衛活動
2	風水害警戒本部体制	(1) 複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 本部長 (危機管理監) (2) 土木部長 (3) 消防防局長 (4) 防災主管課職員 (5) 本部事務局員 (6) 各局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次、第2次警戒地域、河川及び崖地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防衛活動
3	災害対策本部体制	(1) 大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (3) その他、市長が必要と認めたとき。	(1) 本部長 (市長) (2) 全職員	総力を集中した災害対策活動

注1) 風水害警戒本部体制 (レベル2) における風水害警戒本部長は、危機管理監とする。

注2) 防災主管課職員とは、危機管理室、消防局指令課及び区役所の職員であり、そのうちレベルに応じ所属長が指名する職員とする。

注3) 市長又は危機管理監は災害の種類、規模、発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

9 市災害対策本部の事務

(1) 本部会議

市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。

(2) 局、区本部

ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関する事。

イ 応急対策班の活動に関する事。

(3) 応急対策班

それぞれの応急対策の実施に関する事。

(4) 現地対策班

分掌事務は別に定める。

(5) 本部事務局、本部班

分掌事務は別に定める。

10 市災害対策本部等の設置場所

(1) 市災害対策本部は、消防指令センター災害対策室に設置する。

(2) 消防指令センターが災害等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

(3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

11 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

12 防災関係機関の災害対策組織

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。

(2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

13 市災害対策本部の廃止等

(1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。

ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。

ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。

イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(3) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに、関係機関に通知するとともに、総務局は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

◆ 資料編参照

※13-4 相模原市災害対策本部条例

※13-5 相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則

第2節 動員体制

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部における職員の初動体制を早期に確立する。また、状況に応じて弾力的な職員動員体制をとるとともに、必要に応じて広域応援等による対応力の確保、さらに、活動力の維持・向上のための活動支援対策についても考慮する。

なお、災害対策本部設置前の風水害警戒本部等の動員体制については、浸水被害警戒地域対策計画、水防計画の定めによる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等
	関 係 各 局	★	局内職員の動員配備

3 動員の発令

本部長は、別表に定める風水害における配備の基準により動員を発令する。ただし、災害の種類、規模、発生の時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

4 動員対象職員

動員対象職員は、次に掲げる職員を除く全職員とする。

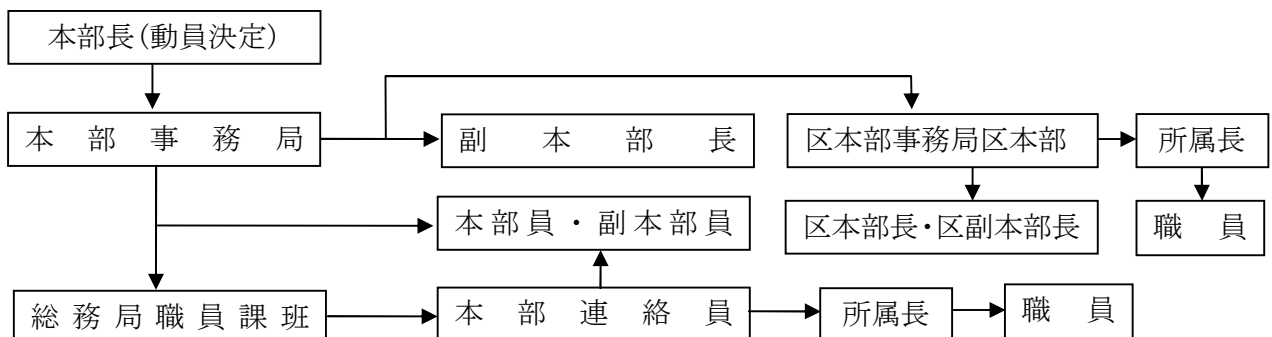
- (1) 災害発生時において入院等により参集が不可能な職員
- (2) その他、休職中、出向中、海外出張中等で、本部長が認める職員

5 動員指令の伝達体制

動員指令は次の系統で伝達する。

ただし、勤務時間中は、原則として庁内放送等にて指令を伝達する。

また、勤務時間外は職員参集システム(市職員は事前登録を義務とする)又は状況により電話、電子メール等により連絡する。



6 参集体制

- (1) 風水害における動員職員の参集場所は、原則として別途指示がない場合は、勤務場所とする。
- (2) 動員職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参するなど、準備を整えて参集する。

7 初期活動

- (1) 勤務時間内に動員が発令された場合の活動
職員は、あらかじめ定められた、又は災害の規模や被害状況等に応じて指示された災害対策活動を実施する。
- (2) 勤務時間外に動員が発令された場合の活動
 - ア 参集及び情報収集活動
動員職員は直ちに指定された場所に参集する。この場合、参集途上における被害状況を目視により調査し、参集場所において各体制における指揮・統括者（本部長）に報告する。
 - イ 勤務場所又は指示された場所での活動
動員職員は自ら収集した情報を報告した後、勤務場所又は指示された場所で災害対策業務に従事する。

8 動員名簿の作成

災害時の職員の参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、各体制における指揮・統括者（本部長）へ報告する。

9 活動要員への支援体制

総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。

- (1) 広域応援による活動要員及び遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて県立高等学校及び市有施設などを確保する。
- (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を調達、確保する。
- (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。
- (4) 動員職員に対し、活動用の装備品を調達、確保する。

10 時間的推移等に応じた応急対策における職員の動員調整

総務局は、時間的推移により、短期間に多量の事務を執行する必要があると認める場合には、各体制における各局又は各班間における動員職員又は職員配置の調整を行い、必要な対策の実施について万全の体制をとる。

ただし、本庁出先機関（土木事務所を除く）、現地対策班、避難所及び一時滞在施設については、区本部が職員の動員及び配置等の調整並びに指揮命令を行う。

また、総務局と区本部は、各局内及び各区内の対策業務の状況を考慮し、局と区間の職員の配置を調整し、適切な体制確保に努めるとともに、指揮命令系統を整理、確保する。

1 1 広域応援による活動要員の確保

- (1) 総務局は、各体制において、各部の職員の参集状況を早期に把握するとともに、災害の規模等から予想される必要人員を推計する。
- (2) 本部長は、動員職員全員をもってしても十分な災害対策活動の実施が困難であると認めるときは、他の地方公共団体等へ応援要請を行い(風-31 本章の「第7節 応援要請」参照)、活動要員の確保に努めるとともに、災害ボランティアの活用を指示する(風-97 「第14章 災害ボランティア対策」参照)。
- (3) 本部長は、消火、救出・救助、医療救護、道路啓開、応急危険度判定等、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。

第3節 気象警報・注意報

横浜地方気象台は、台風、低気圧、前線などの気象現象がもたらす大雨、強風、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、災害を防止・軽減するため防災に関する気象警報・注意報を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	気象情報の収集、伝達
	消 防 局		
	関 係 各 局	★	関係機関への伝達
関 係 機 関	気 象 庁	—	気象情報の発表
	そ の 他 防 災 関 係 機 関	—	気象情報の伝達

2 警報等の定義

市域に関連のある気象警報等の定義は、次のとおりである。

種 別	定 義	種 類
注 意 報	気象等の現象により、災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報	強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷(雪)注意報、低温注意報、霜注意報
警 報	気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報

3 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する予報及び警報のうち、市域の風水害に関連のあるものは次のとおりである。

(1) 気象注意報

種 類	発 表 基 準
強 風 注 意 報	強風による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上と予想される場合
風 雪 注 意 報	風雪による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合
大 雪 注 意 報	大雪によって、被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが、平地で5cm、山地で20cm以上と予想される場合
大 雨 注 意 報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 1時間雨量が30mm 土壌雨量指数が75

種 類	発 表 基 準
洪水注意報	洪水によって、被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 1時間雨量が30mm 流域雨量指数が、相模川流域で46、境川流域で7、鳩川流域で5、串川流域で11、道志川流域で23
濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧で視程が陸上で100m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度35%以下で実効湿度55%（横浜の値）以下になると予想される場合
着氷（雪）注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 冬期の最低気温が-5℃以下、又夏期の最低気温が16℃以下の日が数日間継続することが予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって、農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 4月1日から5月20日までの期間で最低気温が4℃以下となると予想される場合

(2) 気象警報

種 類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速が25m/s以上となり重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	平均風速が25m/s以上となり雪を伴い重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 1時間雨量が、平坦地で50mm、平坦地以外で60mm (土砂災害) 土壌雨量指数が108
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 1時間雨量が、平坦地で50mm、平坦地以外で60mm 流域雨量指数が、相模川流域で58、境川流域で9、鳩川流域で10、串川流域で17、道志川流域で29
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で50cm以上と予想される場合

(注)・この基準は平成20年6月30日現在のものである。

・平均風速とは10分間の平均風速を用いる。

(平坦地、平坦地以外、土壌雨量指数、流域雨量指数の定義)

平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。降水量の時系列から5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、降水量の時系列と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、計算によって指数化したものであり、5km四方の領域ごとに算出する。

さらに、大雨警報発表中に降雨の実況又は2時間先までの予測が監視基準に達した場合には、土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、相模原市については市域を2分割して行う。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び発表基準

大雨、洪水、暴風により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、大雨注意報及び警報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する注意報及び警報は、洪水に関する注意報及び警報の発表をもって代える。

(4) 気象情報

気象情報の種類には、対象とする地域により全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。また、それぞれの情報には対象とする現象に対して、例えば「高波と強風に関する神奈川県気象情報」として発表する。気象情報の役割は大きく4つある。

ア 警報や注意報に先立つ注意の喚起 24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表

イ 警報や注意報の補完 警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説。雷注意報時の竜巻注意情報など

ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときの一層の警戒呼びかけ 数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨(神奈川県内では全域で1時間100mm以上)を観測したときに、一層の警戒を呼びかけ。記録的短時間大雨情報として発表

エ 社会的に影響の大きな天候についての解説など 長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表

4 各種気象通報等

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災予防上危険であると認めたときは、次の基準により、緊急防災情報ネットワーク又は県防災行政通信網FAXにより県安全防災局災害対策課に通報する。

ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき(降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。)

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

(3) 鉄道気象通報

横浜地方気象台は、鉄道事業施設の気象災害の防止に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会に対して、県内に発表した注意報、警報及び気象情報を通報する。

鉄道気象連絡会神奈川地方部会側の通報受領部局は、東日本旅客鉄道(株)東京地域本社とし、情報伝達にはFAXを用いる。

5 警報等の地域細分

(1) 地域細分の発表

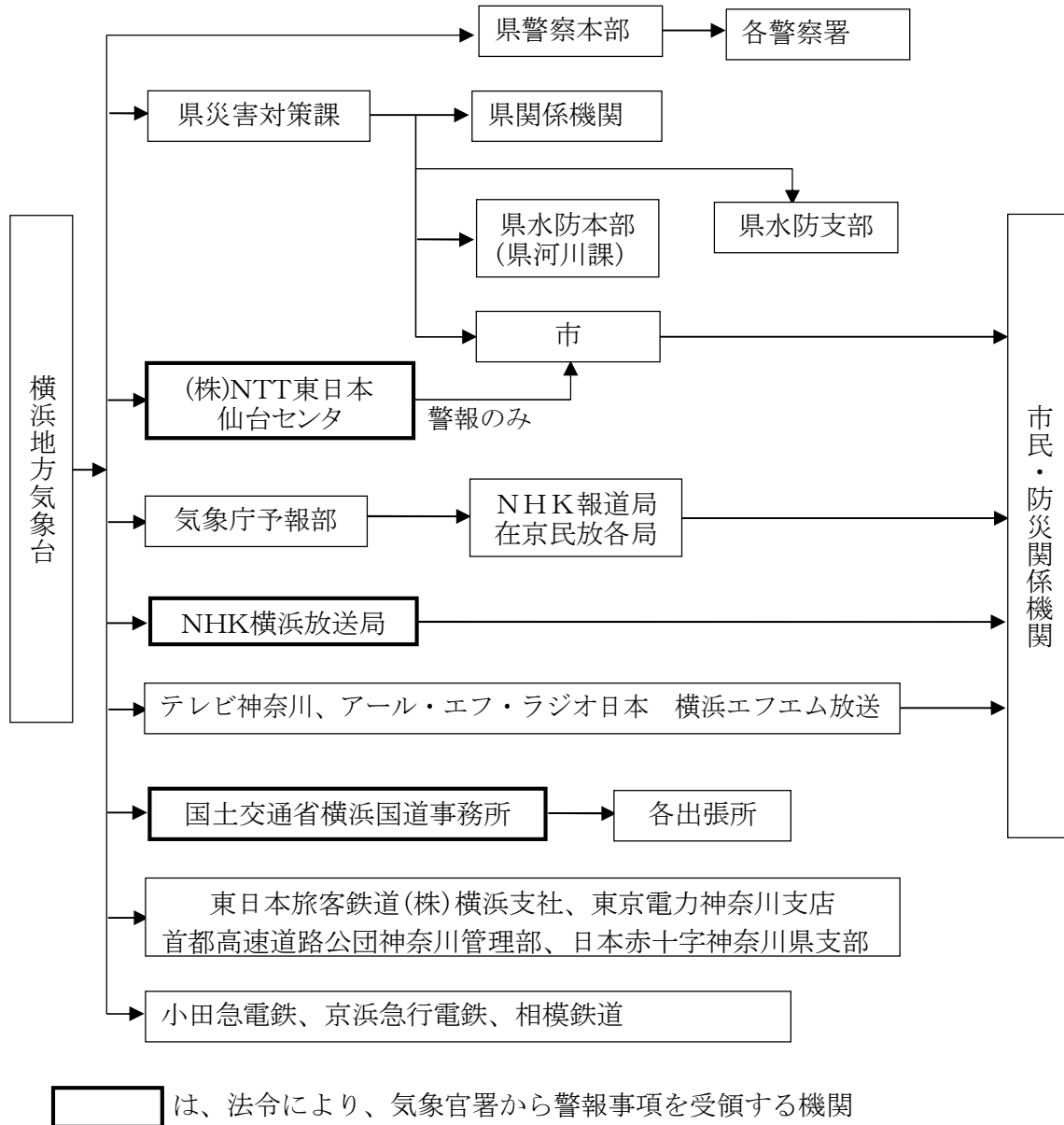
注意報、警報は、県全域、一次細分区域、二次細分区域及び一次細分と二次細分が混在する形で発表する。なお、本市は、西部の相模原に属する。

(2) 細分区域

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
神 奈 川 県	東 部	横 浜 ・ 川 崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

6 予・警報等の伝達系統図

横浜地方気象台が発表する気象警報等は、次の系統図に基づき伝達する。



◆ 資料編参照

※ 2 - 1 横浜地方気象台・気象情報用紙(例文)

※ 1 4 - 2 3 相模原市火災警報規則

7 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	洪水予報等の収集、伝達
	消 防 局		
	健 康 福 祉 局 (福祉部、保険高齢部、こども育成部)	★	災害時要援護者関連施設への洪水予報等の伝達
教 育 局 (学 校 教 育 部)			
関 係 機 関	気 象 庁	—	洪水予報等の発表
	そ の 他 防 災 関 係 機 関	—	洪水予報等の伝達

8 洪水予報等のレベルと発表基準

洪水予報、氾濫警戒情報の定義は次のとおりである。

洪水のレベルと避難行動等の対応

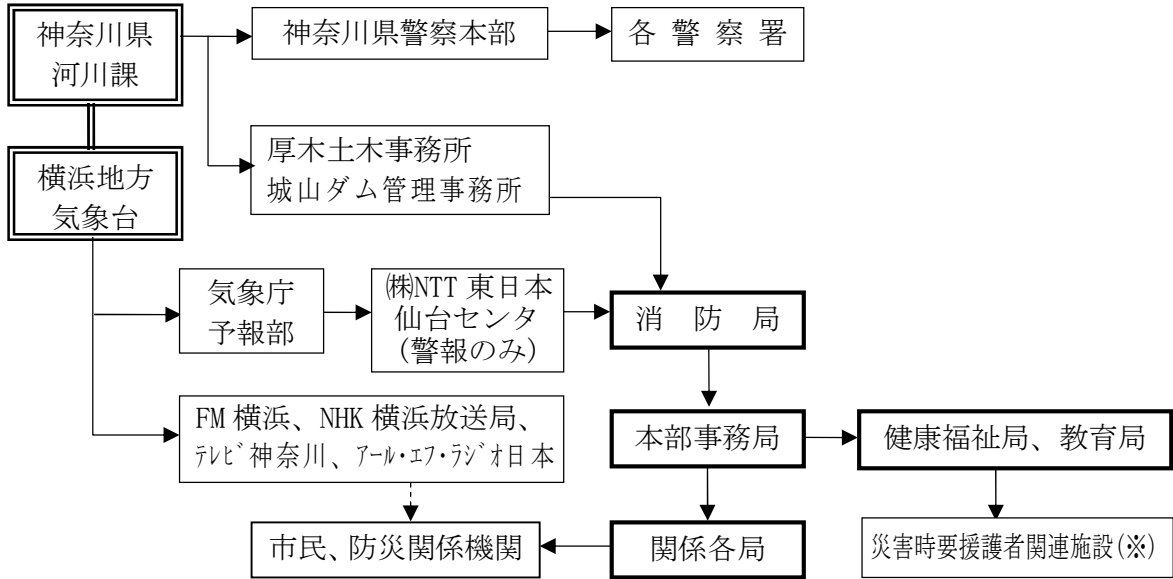
水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	基準水位	市・住民の行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	市は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意 消防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	消防団待機

※国土交通省(2007)に加筆

9 洪水予報等の伝達系統

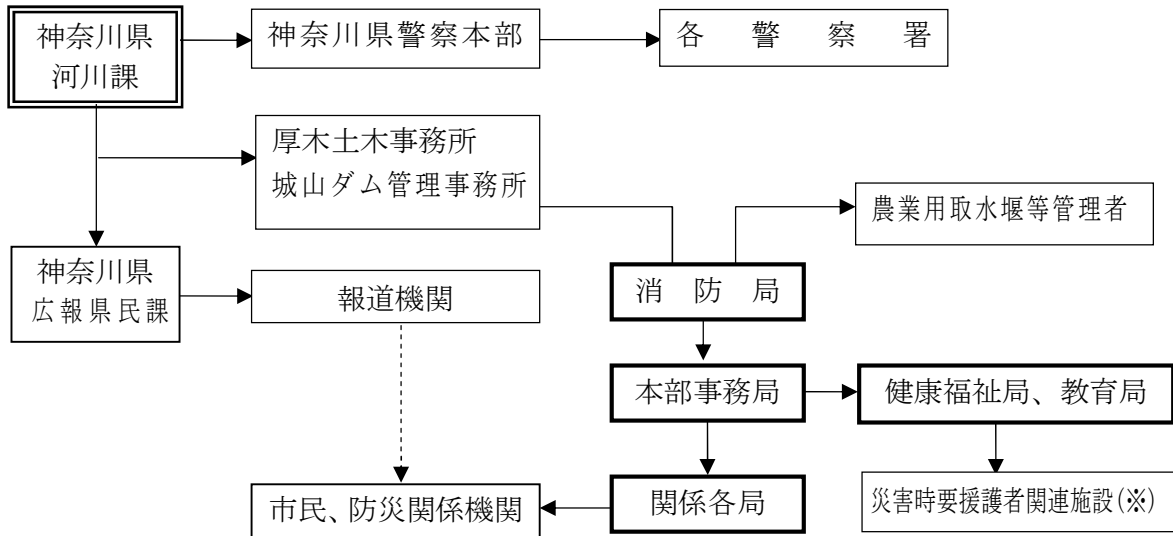
河川管理者等が発表する洪水予報、氾濫警戒情報は次の系統で市民等に伝達する。

(1) 相模川中流洪水予報の伝達系統



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

(2) 境川及び鳩川・串川の氾濫警戒情報の伝達系統



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

第4節 通信の運用

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	★	地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用
	総 務 局 (渉 外 部)	★	防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用
	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	加入電話の確保、運用
	消 防 局	★	消防無線及び防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用
	本 部 事 務 局	★	衛星携帯電話の運用、簡易無線、PHS等の通信機器の運用
	消 防 局		
区 本 部 事 務 局			
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県防災行政通信網、災害情報管理システムの運用
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	非常無線通信の運用

2 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話(有線通信)、又は無線通信により速やかに行う。

加入電話を使用する場合は、企画市民局が、次の回線を確保する。

災害時優先電話	非常災害時、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される電話
一般加入電話	回線に輻輳のない状況下で使用。非常災害時、通話制限される電話

(2) 通信の統制

広域災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、関係各局は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

(3) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

3 消防無線の運用

消防局は、相模原市消防通信管理運用規程(昭和62年4月)に基づき、市消防無線の運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別	呼出名称	内 容	
基地局	しょうぼうさがみはら	消防局に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはら	〃	
前進基地局	しょうぼうさがみはらぜんしん	南消防署に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはらぜんしん	南消防署に設置した無線局	
	しょうぼうさがみはらしろやま	城山分署に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはらしろやま	〃	
	しょうぼうさがみはらつくい	津久井消防署に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはらつくい	〃	
	しょうぼうさがみはらあおね	青根出張所に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはらあおね	〃	
	しょうぼうさがみはらふじの	藤野分署に設置した無線局	
	きゅうきゅうさがみはらふじの	〃	
	しょうぼうさがみはらこぼとけにし	小仏トンネルに設置された無線局	
	しょうぼうさがみはらこぼとけひがし	〃	
移動局 (車載)	指揮	(例)さがみはらしき1	指揮車に設置した無線局
	消防	(例)さがみはら1 (例)さがみはらはしご1	消防車に設置した無線局
	救急	(例)きゅうきゅうみなみ1	救急車に設置した無線局
移動局 (携帯)	消防	(例)さがみはら101	消防隊員が携帯して使用する無線局
	署活動用	(例)しょかつきた1	〃

(2) 周波数の指定区分

区 分	チャンネル	種 別	使用区分
消防無線	1	市波A	市内災害共通用
	2	市波B	市内災害活動用及びデータ伝送用
	3	県内共通波	県内共通相互応援用
	4	全国共通波(全共1)	全国共通相互応援用
	5	全国共通波(全共2)	〃
	6	全国共通波(全共3)	〃
救急無線	1	救急波(復信)	市内救急活動用
署活動用無線	1	署活波1	相模原消防署現場活動用
	2	署活波2	南消防署、津久井消防署現場活動用
	3	署活波3	北消防署現場活動用
	4	署活波4	市内共通用
	5	関東共通波	防災関係機関連絡用

(3) 通信の統制

基地局は、災害時に無線通信の円滑な運用を期するために、無線通信の統制を行う。

種 別	統制を必要とする場合	統制内容
第1統制	火災等の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部並びに各消防署の指定された陸上移動局からの通信以外は行わない。
第2統制	大規模な火災等の発生、又は多数の火災等の同時発生のおそれがある、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部からの通信以外は行わない。
第3統制	特に強力な通信統制をする必要があると認められる場合	基地局からの通信以外は行わない。

4 地域防災無線の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、地域防災無線の運用を行う。

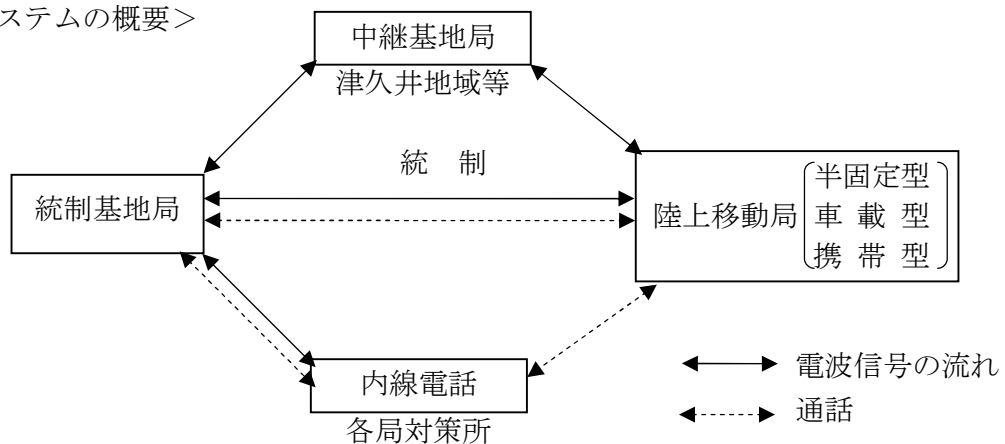
(1) 無線局の種類別

種 別	設置・配置場所
統制基地局	消防指令センター
中継基地局	津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所
陸上移動局(車載型)	公用車両
陸上移動局(半固定型)	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校ほか
陸上移動局(携帯型)	防災関係機関、企画市民局、都市建設局ほか

(2) 通信の体系

災害発生時における地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を、無線に接続されている内線電話又は無線機を使用して集約することとし、また、統制基地局が陸上移動局を必要に応じて統制する。

<システムの概要>



5 防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用

本部事務局、消防局及び総務局は、防災行政用無線局管理運用規程に基づき、防災行政用同報無線(ひばり放送)の運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別	用 途
防災行政用同報無線 親局	子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局
同 子局(ひばり放送塔)	親局の通信の相手方となる拡声装置を持つ受信局
同 子局(戸別受信機)	屋内用の受信局

(2) 放送の方法

方 法	内 容
一斉放送	全市域に放送
一斉放送 (A群・B群・C群)	固定系子局をA, B, C群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市域に放送
群別放送	おおむね各公民館を中心とした特定地域のみ放送
個別放送	子局単独の放送

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、NTT専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップすることにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立している。県庁統制局が被災し統制不能となった際にもネットワークを介して地区統制局となる各地域県政総合センターや、国・県機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。

県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は次のとおりである。

区 分	設 置 場 所
受令用電話・中継局	危機管理室
電話機	危機管理室 消防局予防課、消防局警防・救急課 消防局指令課、消防局情報処理室(2台)消防指令センター3階会議室・4階講堂
一斉受令用FAX ・一斉受令用端末	消防局指令課

7 衛星携帯電話及び簡易無線等の運用

発災時に一般電話や携帯電話がつながりにくい場合及び途絶した場合等に、現地との情報連絡を的確に行うため、区本部、現地対策班、避難所及び救護所等に配置した衛星携帯電話、簡易無線、PHS等を運用する。

8 その他通信施設の運用

(1) 防災関係機関等に対する非常無線通信の依頼

本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常無線通信を依頼する。

注) 電波法では、無線局の目的外の使用が禁止されているが、同法第52条で非常通信(地震、台風等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用が困難なときに人命の救助等のために行われる無線通信)等については、この禁止が解かれている。

(2) アマチュア無線局の活用

本部事務局は、災害の状況により、必要に応じて、相模原市役所アマチュア無線クラブを通じて、アマチュア無線局に協力を依頼する。

◆ 資料編参照

- ※2-3 神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- ※2-4 地域防災無線設置場所
- ※2-5 防災行政用同報無線(ひばり放送)設置場所
- ※6-1 相模原市防災行政用無線局管理運用規程
- ※6-2 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱
- ※6-3 関東地方非常通信協議会会則
- ※6-4 無線機器の貸与に関する覚書(アマチュア無線)
- ※6-9 相模原市大気汚染緊急時措置要領に係るひばり放送の運用について

第5節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況のとりまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告
	区 本 部 事 務 局	★	区内の被害状況のとりまとめ及び災害資料の作成、本部への報告
	企画市民局(財務部・税務部)	●	住家及び市有建物の被害調査
	関 係 各 局 、 区 本 部	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告
関係機関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換

2 異常現象の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。この場合、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長(本部長)の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

3 被害状況等の収集体制の確立

(1) 情報収集・伝達体制の確立

関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。

ただし、区本部、現地対策班から提供された地域の被災状況や避難所に関する情報等の総合的な収集は区本部事務局を経て本部事務局が行い、関係各局への仕分けを行う。関係各局等は、情報連絡員等の派遣を通じて、本部事務局から所管事項の関連情報を収集し、各種の対応を行う。

また、防災関係機関は、被害情報等の情報収集体制を確立する。

(2) 情報の収集・報告の手段

ア 被害状況等の報告は、有線又は無線等の通信手段のうち、最も迅速・確実な手段を使う。

イ 有線が途絶した場合は、地域防災無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線を利用する。

ウ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を活用して報告する。

4 被害調査

(1) 住家等被害調査

企画市民局は区本部と連携して被害調査班(1班2人)を編成し、調査票に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(り災証明発行担当)へ報告する。

(2) 市有建物被害調査

企画市民局は、被害調査班を編成し、「住家及び市有建物の被害調査実施要領」に基づき、市有建物の被害調査を行う。調査は、調査員が行い、市災害対策本部に報告する。

(3) 道路被害調査

都市建設局は、道路被害について、警察、道路管理者等の関係機関と連携して調査・情報収集を行い、市災害対策本部に報告する。

(4) その他の被害調査

関係各局は、その他の所管施設等の被害について、それぞれで定める調査要領等に基づき、調査を行い、市災害対策本部に報告する。

5 県への報告

本部事務局は、次のように県に対し被害状況等を報告する。なお、県に報告できない場合は、直接、消防庁へ報告する。

(1) 県災害情報管理システム

県への報告は、県災害情報管理システムを活用して行う。

県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次行う。

(2) 災害報告書

県への報告は、県災害情報管理システムによる報告を原則とするが、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網FAX等を活用して報告する。

ア 被害状況等報告

イ 被害の程度

ウ 人的・建物被害等(災害発生・被害中間)報告

エ 公共施設等被害(災害発生・被害中間)報告

オ 避難状況・救護所開設状況(速報・中間)報告

カ 確定報告

(2) 応急対策活動の報告

把握した被害の内容、応急対策の活動状況は、県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。

6 関係機関等との協力

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互に被害状況等について情報の交換を行う。

7 その他

消防局は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で、直接、消防庁にも報告する。

【消防庁への報告先】

(NTT回線) 電 話 03-5253-7572 (平日9:30~17:45)

03-5253-7777 (上記以外)

F A X 03-5253-7537 (平日9:30~17:45)

03-5253-7553 (上記以外)

【消防庁災害対策本部等連絡先】

(NTT回線) 電 話 03-5253-7540

F A X 03-5253-7549

◆ 資料編参照

※1-1~7 連絡先一覧

※2-6 被害報告分類判定基準

※2-7 災害救助法による被害状況認定基準

※2-8 住家及び市有建物の被害調査実施要領

※2-11 火災・災害等即報要領の直接即報の基準

第6節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問い合わせに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	危 機 管 理 室	★	情報通信システムの活用
	企 画 市 民 局 (企 画 部)		
	総 務 局 (渉 外 部)	★	災害広報、報道機関との連絡調整
	総 務 局 (渉 外 部)	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、 災害相談室の設置・運用
	区 本 部		
	企 画 市 民 局 (市 民 部)		
	消 防 局	★	災害広報
	消 防 団	★	広報広聴活動への応援協力
関 係 各 局			
関 係 機 関	(株) エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力
	(株) ジェイコムイースト		
	相模原市印刷広告協同組合		
	さがみはら国際交流ラウンジ		
	防 災 関 係 機 関	-	

3 災害広報の実施

総務局、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるよう広報を実施する。

4 広報事項

- (1) 総務局、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。
- (2) 注意報・警報等発表時の広報
 - ア 注意報、警報等に関する事項
 - イ 災害の防止に関する事項
 - ウ 災害発生時への準備に関する事項
- (3) 災害警戒時の広報事項
 - ア 災害に関する情報、気象情報、河川水位、浸水状況等
 - イ 避難の準備、勧告、指示、要請、規制に関する事項
 - ウ 出火防止、初期消火、救出活動に関する事項
 - エ 被害状況
 - オ 市災害対策本部の設置等の対応状況
 - カ その他必要な事項

(4) その後の広報

- ア 災害に関する情報、気象情報等
- イ 被害状況及び応急対策活動の状況
- ウ 避難所、救護所の開設及び避難誘導情報
- エ 生活関連情報
 - (ア) 食料、飲料水、生活必需品などの供給状況及び今後の見通しなど
 - (イ) 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧などの状況
- オ 各機関の対応状況等
- カ 地域ごとの被害状況、被害なし情報、安否情報
- キ 混乱等防止のため流言の打ち消し情報
- ク 全体的な安心情報、励ましなど
- ケ 不足物資、人員等の応援要請情報
- コ 救援物資、ボランティアの要請

(5) 災害復旧・復興期の広報

- ア 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等)
- イ 復旧に必要な各種情報(り災証明、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理など)
- ウ 各種行政機能の復旧状況
- エ 相談窓口の紹介

5 広報の方法

(1) 市民への広報

- ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)
 - 気象情報や大雨、強風等に対する災害防止の呼びかけ、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。
- イ 広報紙
 - (ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。
 - (イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記するなどの対処を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。
 - (ウ) 広報紙は、避難所、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載などに努める。
- ウ 情報システム及びインターネットの活用(危機管理室、企画市民局)
 - (ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。
 - (イ) 市ホームページを活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、ツイッター等による情報の随時把握に努める。
 - (ウ) その他の情報システム、パソコン及び携帯電話等の電子メール機能を活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。
- エ 広報車
 - 特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線(ひばり放送)等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

オ 放送機関の活用

(株)エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」、地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合及び発生するおそれがある場合等に、エフエムさがみの放送に、緊急放送を割り込ませて放送する。

(イ) 地デジのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、t v k(テレビ神奈川)に表示する。

(2) 報道関係機関との連携

総務局は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 防災関係機関の広報活動

(1) ライフライン事業者、交通機関等、その他の防災関係機関は、あらかじめ定める災害時の広報計画に基づいて市民、利用者への広報活動を実施するものとする。

(2) 広報活動の実施に当たっては、市災害対策本部と提供情報の共有化を図る。また、防災関係機関と市災害対策本部は、必要に応じて相互に広報の協力を要請するものとする。

7 初期の問い合わせ窓口の設置及び対応

総務局、区本部は、災害発生直後の被災した市民の心理的な安定を図り、混乱の発生を防ぐとともに、災害対策活動が円滑に行えるよう、初期の問い合わせに対する窓口を設置する。

(1) 役割

ア 総務局は、市民、報道機関、国、他の地方公共団体等の各方面からの問い合わせに対する一次的な対応及び担当部局への振り分けを行う。

イ 区本部は、被災者のニーズ、混乱等の発生の危険を察知する情報を入手し、関係各局での対策に反映させる。

(2) 運営体制

ア 市民に公表する情報は、総務局が準備する。

- イ 問い合わせ窓口の運営は、区本部が中心となっており、必要に応じて他局からの応援職員を要請して運営に当たる。なお、総務局は、コールセンターの業務継続に努める。
- ウ 運営時間等は、対策活動の推移、被害状況、問い合わせ状況等から随時体制を見直し、必要な体制を整える。
- エ 本部事務局と常に密接な連携体制を採り、最新情報の収集に努めるとともに、情報の適切な取捨選択を行い、効果的な情報提供を行う。

8 広聴活動

(1) 相談室の開設

区本部は、災害の状況に応じて、災害相談室を開設し、広聴活動を行う。
企画市民局は、相談員の確保を行う。

(2) 災害相談室における活動

災害相談室では、各局及び防災関係機関が協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。

(3) 災害相談室の設置場所

ア 災害相談室は、原則として各区役所の市民相談室に設置する。

イ 被害等により市庁舎等が使用できない場合は、復旧までの間、周辺の公共施設に設置する。

(4) 相談及び要望等の受付方法

相談及び要望等の受付は相談室窓口で直接、又は電話により行うが、聴覚障害者等に配慮し、電子メール又はFAXによる受付も行う。

(5) 要望等の処理

聴取した要望等については、関係局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて相互の調整を行い、復旧計画に反映させるものとする。

9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮

(1) 聴覚障害、視覚障害者への対応

総務局は、健康福祉局と連携し、各広報事項について、文字媒体と音声媒体の両方を活用し、聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供に配慮する。

(2) 外国人等への対応

総務局は、日本語の理解が困難な外国人のために、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、必要に応じて外国語による災害時の広報紙の発行、音声によるガイドなどの対策を実施する。

◆ 資料編参照

- ※2-9 広報車両及び広報区域
- ※6-2 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱
- ※6-5 災害情報等の放送に関する協定書((株)エフエムさがみ)
- ※6-6 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書((株)エフエムさがみ)
- ※6-8 災害時における緊急情報等の放送に関する協定書((株)ジェイコム関東)
- ※8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定
- ※8-19 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書(相模原市印刷広告協同組合)

第7節 応援要請

1 基本方針

他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等(協定先を除く)への 応援要請、自衛隊派遣要請
	総 務 局 (渉 外 部)	★	在日米陸軍との連絡調整
	総 務 局 (総 務 部)	●	行政応援の受入れ
	協 定 等 の 窓 口 担 当 局	★	協定団体等への応援協力要請
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力

3 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

本部事務局は、応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び応援協定により応援を求める。なお、要請基準は次のとおりである。

ア 各局、各班の対応をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他応援の必要があると認めた場合

(2) 応援要請の種別

要 請 先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の 長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機 関 ^{※注1} の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体・特定地方公共機 関 ^{※注2} の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
	職員の派遣要求	地方自治法(昭和22年法律第 67号)第252条の17第1項
他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条第1項
	職員の派遣要求	地方自治法第252条の17第1項

(注1)「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関である。

(注2)「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人である。

4 応援要請の手続き

本部事務局は、応援要請を行うに当たって次の各号を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続きをとる。

- (1) 応援要請する理由
- (2) 応援要請する職員の職種別人員数
- (3) 応援が必要な期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項
 - ア 必要な物資等
 - イ 活動内容等
 - ウ 派遣場所及び派遣場所への経路
 - エ 派遣職員の活動拠点
 - オ その他必要な事項

5 経費の負担

応援を要請した場合に要した経費は、原則として、要請した市が負担する。

6 応援部隊の受入れ

関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。

- (1) 要請及び応援活動の記録
 - ア 要請先、要請時間、要請内容
 - イ 回答内容、回答時間
 - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先
 - エ 活動期間、食料・飲料水・宿泊所の手配の状況
 - オ 搬入物資の内容・量、返却義務の有無
 - カ 撤収日時
- (2) 応援部隊の活動計画

要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成し、市内の地図や必要な図面、帳票類等を準備する。
- (3) 応援部隊活動拠点の確保

警察、消防、自衛隊の応援部隊の活動拠点として、次の施設を確保し、広域応援活動拠点等での受入れに努める。また、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示等に努める。

県立相模原青陵高等学校、県立上鶴間高等学校、県立相模原総合高等学校、防災消防訓練場、相模湖林間公園、フランスベッド総合研修センター相模湖学園、県立相模湖公園駐車場、原宿公園、名倉グラウンド、(社)全国警備業協会研修センターふじの、相模原麻溝公園競技場、キャンプ淵野辺保留地多目的広場

(※資料編10-6参照)

7 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請

(1) 協定の窓口担当局は、銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定(平成8年2月)及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行う。

その他、九都縣市への要請については、危機管理室が応援調整本部を通じて行う。

(2) 市長は、応急危険度判定士、緊急消防援助隊などへの応援要請については、関係法令又はそれぞれの計画等に基づいて県知事等へ要請する。

8 消防の広域応援要請

市長は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合、国(消防庁)に直接、応援要請を行う。

9 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要としたときで、おおむね次のような場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、利用可能な消防車、その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して行う消火(消火薬剤等は、原則として本市が提供)

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が欠損し、又は障害物がある場合の啓開、又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、原則として市が提供)

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合)

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸付け又は譲与

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

イ 市長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣、又はその指定する者に対して、その旨及び災害の状況を通知する。

ウ 市長は、上記イによる通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

エ 要請窓口

(ア) 県知事への要請先は、県安全防災局危機管理部災害対策課とする。

(イ) 自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群(座間分屯地)とする。

オ 要請に必要な事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部事務局は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的、効率的な作業分担(各担当局が作成)の作成に努める。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

本部事務局は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、作業計画(各担当局が作成)を作成するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡を図るものとする。

ウ 宿营地等の準備

(ア) 本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受け入れ施設の確保に努める。

(イ) 本部事務局は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地として広域応援活動拠点等を確保する。

エ 現地連絡班の受入れ

現地連絡班が派遣されたときは、市有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置する。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況の把握に努めるとともに、市災害対策本部との連絡調整に努める。

カ 連絡調整窓口の一本化

本部事務局は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ

連絡窓口を明確にする。

キ 県知事への報告

本部事務局は、自衛隊の活動状況等を随時県知事に報告する。

(4) 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣期間、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して県知事に対して依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援及び復旧活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備品を除く)の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備品を除く)の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等の長と協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、県知事に対し撤収要請を行う。

10 在日米軍に対する応援要請

(1) 県への要請

市長は、災害に対処するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて在日米軍に対し応援を要請する。また、県災害対策本部長が在日米軍に対して応援要請を行った場合は、市は、円滑な活動が行えるように支援を行う。

(2) 覚書に基づく要請

市長は、災害が発生した際に、必要がある場合は、在日米陸軍又は海軍に対し、市民及び米軍基地の勤務者及び居住者(在日米陸軍相模総合補給廠野積場、在日米陸軍キャンプ座間及び相模原住宅地区並びに在日米海軍厚木航空施設)の安全を確保するために在日米軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」及び「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空司令部との覚書」に基づき、避災者の受入れ等の災害救援活動及び災害対応準備活動を要請する。

11 海外からの支援の受入れ

災害対策基本法第24条による非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを本市に決定した場合には、市は、その受入れと円滑な活動の支援に努めるものとする。

◆ 資料編参照

※8-22 災害時の大型ヘリポート(自衛隊)使用に関する覚書(帝京大学)

※8-23 災害時における施設等の使用に関する協定書(フランスベッド(株))

※8-24 災害時における施設等の使用に関する協定書((社)全国警備業協会研修センターふじの)

- ※11-1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定
- ※11-2 災害時における相互応援に関する協定書(町田市)
- ※11-3 災害時における相互応援に関する協定書(上野原市)
- ※11-4 九都縣市災害時相互応援に関する協定・実施細目
- ※11-5 21大都市災害時相互応援に関する協定
- ※11-6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
- ※11-7 災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書
- ※11-8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
- ※11-9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

第8節 応援派遣等

1 基本方針

市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援が必要な場合は、迅速に派遣体制を確立する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	応援派遣の総合調整 被災地復興支援本部の設置及び運営
	総 務 局（総 務 部）	★	派遣職員等の調整及び派遣職員へのバックアップ
	企 画 市 民 局（財 務 部）	★	派遣に要する資機材・食料・車両等の調達
	関 係 各 局	★	職員の応援派遣 その他災害対策本部設置時の所掌業務に準じた被災地支援業務の実施
関係機関	神 奈 川 県	—	応援派遣の連絡調整等

3 情報収集

他の地方公共団体の区域内に大規模な災害が発生した場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。

なお、激甚な被害により被災地が混乱し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合は、被災地に先遣隊職員を派遣し、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行う。

4 応援派遣の決定

- (1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。
- (2) 市長は、応援協定の締結されている地方公共団体については、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

5 応援派遣の実施

(1) 応援の内容

ア 活動要員の派遣

総務局は、要請のあった人員について、職員を派遣する。

イ 物資・資機材の供与

企画市民局は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。

ウ その他

総務局は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。

(2) 応援の準備

応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。

(3) 指揮命令

応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。

(4) 派遣職員のバックアップ等

派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整やこころのケア対策を適切に行う。

6 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援等、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとする。

(1) 避難者の受入れ

被災地から被災者を受入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。

その他、被災地から市内に避難した被災者についても、広報、マスコミ等を通じてその所在を把握し、情報提供等を行う。

(2) その他

被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

7 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

8 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。

◆ 資料編参照

- ※ 1 1 - 1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定
- ※ 1 1 - 2 災害時における相互応援に関する協定書(町田市)
- ※ 1 1 - 3 災害時における相互応援に関する協定書(上野原市)
- ※ 1 1 - 4 九都縣市災害時相互応援に関する協定・実施細目
- ※ 1 1 - 5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定
- ※ 1 1 - 6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
- ※ 1 1 - 7 災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書
- ※ 1 1 - 8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
- ※ 1 1 - 9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

第2章 水防活動

第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動

1 基本方針

大雨等により風水害の発生のおそれがある場合は、風水害情報連絡体制(レベル0)により情報収集を行い、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動の準備を行う。

なお、風水害が発生した場合には、状況に応じて風水害初動体制(レベル1)、風水害警戒本部体制(レベル2)又は災害対策本部体制(レベル3)に切り替え、防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	★	防御活動の準備(情報収集、防御資機材の点検準備・雨水排水施設等の点検等)
	区 本 部 事 務 局		
	都 市 建 設 局 (土 木 部)		
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動の準備(情報連絡等)
	(社)相模原市建設業協会	—	防御活動の支援準備(情報連絡等)
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相模原造園協同組合等		

3 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における防御活動

風水害情報連絡体制(レベル0)及び風水害初動体制(レベル1)における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、おおむね、気象等の情報収集、防御資機材の点検準備、雨水排水施設等の点検等を行い、初動体制時には、第1次浸水被害警戒地域の巡回や、防御活動を行う。

4 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における報告等

- (1) 土木部長、副消防局長(風水害情報連絡体制時は、土木政策課長、消防局指令課長)は、実施した活動状況を危機管理監に報告する。
- (2) 危機管理監は、これらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

◆ 資料編参照

- ※ 4-3 水防倉庫一覧表
- ※ 14-4 市が管理する雨水調整池
- ※ 14-5 流域貯留浸透施設一覧表

第2節 風水害警戒本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により風水害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合には、風水害警戒本部体制（レベル2）により、市民、防災関係機関等と連携して、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動を行う。

また、水防警報が発令され河川による氾濫、洪水の発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画（各土木事務所実施要領含む。）における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

なお、大規模な浸水被害や洪水等が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は水防警報「指示」が発令された場合は、災害対策本部体制（レベル3）に切り替え、市の総力をもって防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本部事務局、区本部事務局 都市建設局（土木部） 消防局、消防団 関係各局	★	防御活動（情報収集、資材・雨水排水施設の点検、警戒地域・河川・崖地の巡回、警戒地域関係者等との連携、現場での防御活動等）
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動（情報連絡等）
	警 察	—	防御活動（危険箇所の巡視等）
	（社）相模原市建設業協会 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 相模原造園協同組合等	—	防御活動の支援（資材・人員提供等）

3 風水害警戒本部体制における浸水防御活動

風水害警戒本部体制（レベル2）における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、おおむね次の内容である。

- （1）情報収集
- （2）広報活動
- （3）第1次・第2次警戒地域、河川及び崖地の巡回
- （4）警戒地域関係者等との連携
- （5）防御活動

4 風水害警戒本部体制における報告等

- （1）土木部長、副消防局長及びその他の部長等は、各部が実施した活動状況を風水害警戒本部長に報告する。
- （2）風水害警戒本部長はこれらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

5 風水害警戒本部（水防本部）体制における洪水防御活動

（1）警戒体制

水防警報が発令され河川による氾濫、洪水の発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

(2) 水防警報

国土交通大臣、県水防本部長あるいは県水防支部長は、気象状況に応じて次の水防警報を発令し、市水防管理者に通報する。

水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象、予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。又は氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防活動

関係各局は、水防警報等に基づき、次のような水防活動を行う。

- ア 河川に関する情報収集
- イ 本部要員の確保準備
- ウ 県指定重要水防箇所及び防災上重要地域における河川、堤防等の警戒、巡視
- エ 通信・輸送の確保
- オ 水防資器材の点検、整備
- カ 河川、堤防等の巡視を行い、危険箇所の早期発見
- キ 現場に出動し水防活動を実施

(4) 連絡体制

風水害警戒本部は、県水防支部と密接な連絡を取り、水防活動に当たるとともに、防災関係機関に情報を伝達する。

◆ 資料編参照

- ※14-1 重要水防区域一覧表
- ※14-2 河川水位観測所
- ※14-3 城山ダム放流警報施設位置図
- ※14-6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

第3節 災害対策本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により大規模な風水害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部体制(レベル3)により、市の総力をもって防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動(災害対策本部の設置・運営、連絡調整等)
	区 本 部 事 務 局		
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	防御活動(河川等の警戒巡視、浸水被害警戒地域等現場での水防活動等)
	消 防 局		
	消 防 団		
そ の 他 の 各 局	★	防御活動(各分掌事務に基づく活動)	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動(通信連絡、県管理河川における水防活動等)
	警 察	—	防御活動(警戒巡視等)
	(社)相模原市建設業協会	—	防御活動の支援(資材・人員提供等)
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相模原造園協同組合		
	その他の防災関係機関等	—	各災害対策組織の設置、連絡、活動等

3 災害対策本部体制(レベル3)における防御活動

災害対策本部体制(レベル3)における防御活動は、災害警戒本部体制と同様に、都市建設局、消防局が警戒巡視、現場での防御活動等の中核的役割を果たしながら、本部事務局との連絡調整等の下、各局が分掌事務に基づき、広報、医療救護、避難誘導、避難者対応等の応急対策活動を行う。

第3章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動

1 基本方針

消防活動は、消防部及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、火災の延焼阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導活動を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

(2) 初期活動

- ア 情報収集及び伝達、広報活動
- イ 消防職員及び消防団員の招集
- ウ 車両、機材等の点検及び確保
- エ 通信施設の点検及び無線局の開局
- オ 火災警戒活動
- カ その他必要な事項

(3) 消火活動

- ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。
- イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。
- ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。
- エ 延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地、避難路の確保活動を行う。
- オ 事業所等の火災に対しては、原則として、自衛消防隊の対応とするが、市街地に延焼拡大のおそれがある場合、及び不特定多数の者を収容する施設や災害に弱い立場にある者を収容する施設から出火した場合は、人命救助を目的とした消防活動を行う。
- カ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。

4 消防団の活動

- (1) 情報の収集
被害情報の収集と報告を行う。
- (2) 警戒及び広報活動
火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (3) 消火活動
分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。
- (4) 救助救急
火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。
- (5) 避難誘導
火災による避難の勧告・指示がされた場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

- (1) 出火の防止及び初期の消火活動を行う。
- (2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。
- (3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

- (1) 消防応援部隊の要請
消防局は、広域火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに神奈川県下消防相互応援協定(平成18年8月)等に基づく要請又は緊急消防援助隊の派遣要請を行う。
- (2) 消防応援部隊の運用
消防局は、相模原市消防広域応援基本計画(平成7年10月)及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

◆ 資料編参照

- ※10-1 神奈川県下消防相互応援協定
- ※10-2 東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定
- ※10-3 町田市と相模原市との消防相互応援協定(消防団)
- ※10-4 消防相互援助協約(相模原市及び在日米陸軍)
- ※10-5 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- ※10-6 広域応援活動拠点一覧表
- ※10-7 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定
- ※10-8 相模原市と上野原市との消防相互応援協定
- ※10-9 相模原市と上野原市との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-10 相模原市と都留市との消防相互応援協定書
- ※10-11 相模原市と清川村との救急救助業務等応援協定書
- ※10-12 相模原市と清川村との消防相互応援協定書(消防局)
- ※10-13 相模原市と清川村との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-14 八王子市と相模原市との消防相互応援協定書(消防団)
- ※10-15 相模原市と道志村との消防相互応援協定書(消防団)

第2節 避難誘導対策

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市が行う避難の勧告、指示は、災害の切迫により危険となった区域内にいる全ての人に対して伝達され、避難行動として実現されて初めてその目的が達成される。また、公共施設や百貨店その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が市長の勧告又は指示を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難の勧告・指示
	総 務 局 (渉 外 部)	★	広報活動
	区 本 部	★	避難誘導
	消 防 局	★	避難誘導、広報活動
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等

3 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。

また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

4 避難の勧告・指示

(1) 実施責任者

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められるときは、市長及び関係機関は、次のとおり市民への避難の勧告又は指示を行う。

また、災害時要援護者や避難に時間を要する者に対し、避難勧告の前段で避難の開始を求める避難準備情報を発表するように努める。

実施者	区分	災害の種類	根拠法令	勧告・指示の要件
市長	勧告 指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条第 1 項 警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 4 条第 1 項	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	指示	洪水 地すべり	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 29 条 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 25 条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防 管理者	指示	洪水	水防法第 29 条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条第 1 項	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。

(注 1) 勧告と指示の相違は、被害の危険性の切迫する度合いに対応している。

(注 2) 指示は、勧告よりも拘束力が強いものと一般に受け止められることを期待して発表する。

(注 3) 災害対策基本法、その他の根拠法令に従って、勧告・指示を行うべき権限のある者は前記のとおりであるが、勧告は、災害応急対策の第一次的な責任者である市長(本部長)のみが行うことができる。その他は、いずれも市長の指示による場合、若しくは緊急避難的な措置として指示を行う。

(2) 勧告・指示の判断

市長は、避難を必要とする事態が発生したときは、原則として、消防局長、都市建設局長、区長及びダム管理者等からの要請を受け、避難の勧告又は指示の決定を行う。

ア 局地的な災害による場合

- (ア) 河川の上流域(ダムを含む)が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- (イ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (ウ) 爆発のおそれがあるとき。
- (エ) ガスの流出拡散により、市民に危険が及ぶと予測されるとき。
- (オ) 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- (カ) 大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- (キ) ダムの放流等により、下流域に浸水による危険が通知された場合。
- (ク) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

イ 広域的な災害による場合

- (ア) 火災が延焼拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。

- (イ) ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- (ウ) 県知事から、避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- (エ) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

なお、洪水予報河川（相模川中流）と水位情報周知河川（境川・鳩川・串川）の浸水想定区域の住民等に対しては、洪水予報や氾濫警戒情報を目安に、土砂災害危険箇所の住民等に対しては、土砂災害警戒情報を目安に、また、浸水被害警戒地域の住民等については雨量を目安とするが、判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【土砂災害危険箇所】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 【浸水被害警戒地域】 ・雨量が浸水被害警戒基準^(注)に達したとき
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・氾濫注意情報が発表されたとき 【浸水被害警戒地域】 ・雨量が浸水被害警戒基準^(注)に達すると予想されるとき

(注) 浸水被害警戒基準は次のとおりである。

- ・ 1 時間に 5 0 mm 以上
- ・ 1 時間に 4 0 mm 以上かつ連続で 1 0 0 mm 以上
- ・ 1 時間に 3 0 mm 以上かつ連続で 2 0 0 mm 以上

5 勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいる全ての者を対象とする。

6 勧告・指示の伝達等

(1) 市民への伝達

総務局、消防局は、避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車、消防車両、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

避難の勧告・指示を行った者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置

市長 → 県知事(災害対策課)

イ 警察官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市長 → 県知事(災害対策課)

(イ) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 県公安委員会

警察署長 → 市長 → 県知事(災害対策課)

ウ 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事(災害対策課)

※必要事項

- ・発令者
- ・発令の理由及び発令日時
- ・避難の対象地区
- ・避難地
- ・その他必要な事項

7 避難誘導

(1) 避難の実施

ア 避難の勧告・指示を受けた者は、その勧告・指示に従い避難所等へ避難する。

イ 避難誘導の実施者は、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難の対象地域等

ア 指定地域の避難誘導

(ア) 本部長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び急

傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区に避難の必要を認めた場合は、避難の勧告・指示と同時に、あらかじめ指定した避難所等に避難所担当職員を派遣する。

(イ) 警察署、消防署及び消防団は、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。

イ その他の地域の避難誘導

避難が必要と認められる地域から避難所等までの避難誘導は、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して行う。

ウ 学校、事業者等の避難誘導

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、百貨店等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

エ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき、各事業者により実施する。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の制限

携行品は、平常時から非常用袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

なお、自動車による避難、家財の持ち出し等は危険なので、徒歩による避難を原則とする。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) 災害時要援護者を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特にない場合は、避難の誘導に当たる者が関係者と連携を取り、選定する。

(エ) 避難経路の選定は、火災、落下物、危険物、混乱等の起こるおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路等現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに避難誘導活動等の支援に当たる。

(ウ) 被災者の移動が完了するまでの間は、一時避難場所や避難路の安全確保等に努める。

イ 警察

警察官は、消防職員その他避難措置の実施者と連携し、被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう避難路の通行を確保し、避難先への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

避難の勧告・指示がされた場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

道路被害調査中又は道路啓開作業中の道路管理者は、関係機関が実施する避難誘導を支

援する。

オ 自主防災組織

自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

8 広域避難

本部長は、大規模な災害が発生し、市単独では避難所の確保が困難となった場合に、隣接市町等への広域的な避難所の確保について県に要請する。

また、近隣市町での受入れが困難な場合や不足する場合は、協定する地方公共団体へ要請する。

9 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	消防法第36条において準用する同第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	水防上緊急に必要がある場所において

◆ 資料編参照

- ※2-13 避難勧告・指示文案
- ※3-1 避難所及び救護所一覧表
- ※3-3 一時避難場所一覧表

第3節 帰宅困難者対策

1 基本方針

災害により、鉄道、バス等の公共交通が停止した場合、通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に大量に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生する等、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	危機管理室	★	一時滞在施設の連絡調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関すること。
	総務局(渉外部)	★	情報の提供
	都市建設局 (まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関すること。
	区本部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関すること。 一時滞在施設の総括に関すること。
関係機関	神奈川県	★	一時滞在施設(県有施設)の開設に関すること。
	警察	★	駅及び徒歩帰宅道路等の交通整理等に関する こと。
	東日本旅客鉄道(株)	★	乗客及び駅利用者等の誘導に関する こと。
	小田急電鉄(株)		
	京王電鉄(株)		
	神奈川中央交通(株)	★	臨時バスの運行に関する こと。
	京王バス南(株)		
富士急山梨バス(株)			

3 安全確保と情報提供

神奈川中央交通(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京王バス南(株)、富士急山梨バス(株)及び大型店舗等の管理者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、駅前混乱の防止のため、一時滞在施設の情報や帰宅に必要な災害時帰宅支援ステーション(コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等)の情報、交通情報等を提供する。

総務局は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況等を、各駅に地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線及び防災メール等を利用して広報する。

4 駅前混乱の防止

都市建設局、区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員を派遣し、情報の収集・提供及び誘導等を行う。

相模大野駅及び橋本駅等、最寄りに広域避難場所がある場合は安全確認の上、滞留者を誘導する。また、広域避難場所に情報所を設置し、簡易無線等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、各鉄道会社や警察等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

5 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、帰宅困難者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し避難所及び救護所を除く市有施設を活用し、一時滞在施設を開設するとともに、県央地域県政総合センター等と連携し、県立相模大野高等学校、県立神奈川総合産業高等学校及び県立相原高等学校等を、一時滞在施設として開設し、都市建設局、各鉄道会社及び警察等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、区本部に報告する。また、一斉帰宅の抑制や帰宅支援に関する情報を提供する。

なお、一時滞在施設の運営が長期化する場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。

6 徒歩帰宅者等の支援

市は、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。

警察は、主な徒歩帰宅経路において交通整理やパトロール等を行う。

鉄道事業者は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の帰宅のため、バス事業者等と協議して輸送体制を確保する。

◆ 資料編参照

※ 3-9 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表

第4章 救出・救助・医療救護対策

第1節 救出・救助活動

1 基本方針

風水害においては、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊などの防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	救出・救助活動、救出・救助の要請情報の集約、各救出隊との連絡調整等
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察	—	覚知した現場等での救出・救助活動
	自 衛 隊	—	市災害対策本部の要請・調整による救出・救助活動
	(社)相模原市建設業協会	—	救出・救助活動への協力
	相模原造園協同組合		
相模原市津久井地区建設業連絡協議会			

3 情報の収集等

(1) 消防局救出・救助班の設置

ア 消防局は、発災後、速やかに各防災関係機関による救出・救助班を設置し、救出・救助活動を行う。

イ 消防局は、防災関係機関等が行う救出活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

消防局は、発災後の初期段階において、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

4 救出・救助活動等の原則

(1) 救出・救助活動は救命処置を必要とする者を優先して行う。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

(3) 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(4) 救助・救急の伴う現場への出場は、救命効率を確保するため努めて救急隊と他の隊が連携して出場する。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 消防局(救出・救助班)は、消防団、警察、自衛隊、緊急消防援助隊、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救出・救助方法を決定して、救出隊を組織し救出・救助活動を行う。

イ 防災関係機関等、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

ウ 救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、協定締結団体等と連携を図り救出・救助活動に当たる。

エ 市(消防局)は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力の下、広域的な救急活動を行う。

また、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージ(以下「トリアージ」という。)を実施する。

(2) 消防局救出・救助班の活動

ア 救出・救助班は、消防署の管轄区域を中心として活動するものとするが、他の管内で優先度の高い救出・救助事案が発生し、出動を命令された場合は、これに従い活動する。

イ 救出・救助班は、消防隊等と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援隊を必要とする場合、市災害対策本部に要請する。

ウ 救出・救助班は、救出・救助事案の数、その他の現場情報を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救出・救助活動を行う。

イ 自衛隊、緊急消防援助隊は、市災害対策本部の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。

また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

消防局(救出・救助班)等は、災害現場において救出された負傷者を、応急救護処置を行った後、直ちに救急車等により、その疾患に応じた医療機関へ搬送する。

8 行方不明者の搜索活動

消防局、消防団は、警察、自衛隊等と連携し、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺の市民及び事業所等への聞き込み調査等を行って搜索活動を継続し、その発見に努める。また、救助犬による搜索活動を実施するため、関係機関に要請する。

◆ 資料編参照

- ※4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- ※4-2 防災用備蓄資機材一覧表
- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第2節 医療救護対策

1 基本方針

大規模な災害の発生時には、土砂崩れ等による重症者やその他多数の医療救護活動を必要とする被災傷病者の発生が予想される。災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しい不足若しくは混乱により被災傷病者が医療の手段を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健康福祉局（福祉部）	★	医療救護の全体調整、救護所の開設・運営、医薬品等の調達、医療機関等との連絡調整並びに医療情報の収集
	健康福祉局	▲	被災者への精神保健対策
関係機関	(社)相模原市医師会	—	医療救護班の派遣、医療の実施
	(社)相模原市病院協会		
	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部		
	(社)相模原市歯科医師会	—	歯科医療の実施
	公益社団法人相模原市薬剤師会	—	医薬品等の管理・確保・提供
	神奈川県	—	医療救護活動の総合調整・支援
	(社)神奈川県柔道整復師会相模支部	—	医療救護班の派遣等による医療救護活動の支援
	(社)神奈川県医師会		
	日本赤十字社	—	医療救護活動の支援
自衛隊	—	医療救護活動の支援	

3 医療救護の対象

(1) 医療の対象

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の手段を失った者

(2) 助産の対象

ア 災害のため助産の手段を失った者

イ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

ウ 出産のみならず、死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者

4 医療救護の範囲

(1) 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

5 実施期間

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害である場合、医療救護活動を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

同様に助産については分娩した日から7日以内とする。ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

6 費用負担

医療及び助産の費用は、原則として医療を必要とする者及び分娩の介助を必要とする者の負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害である場合は、災害救助法の定めるところによる。

7 県知事への要請

市において救護が困難な場合は、次により県へ要請する。

- (1) 救護を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)
- (2) 必要な救護班数
- (3) 救護期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

8 医療救護体制

(1) 医療救護活動主体の役割

医療救護活動の主体である健康福祉局、医療関係団体、医療機関、市民・自主防災組織等の役割に基づき、各主体が連携して医療救護活動を実施する。

ア 健康福祉局

健康福祉局は、災害時医療救護本部を総合保健医療センターに開設し、協定締結団体等の協力を得て、迅速に救護所の開設を行うとともに、その管理運営を行う。また、各機関との連携を図り医療救護活動を円滑に進めるために、情報の連絡及び搬送体制を統括するとともに、広域の応援要請、受入態勢について調整を行う。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、健康福祉局と連携して医療救護活動を円滑に進める。

ウ 市民・自主防災組織

市民・自主防災組織は、軽症者の救護及び救護所への負傷者の搬送等救護活動への支援を行う。

(2) 医療救護班の編成

ア 健康福祉局は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力を得て、区域ごとに医療救護班を編成する。

イ 医療救護班は、医療スタッフ、事務スタッフ、消防スタッフ及び応援スタッフから構成する。

(ア) 医療スタッフは、外科系医師、外科系以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師及び保健師で編成する。

(イ) 事務スタッフは、市職員及びボランティアで編成する。

(ウ) 消防スタッフは、救急隊員で編成する。

- (エ) 応援スタッフは、医療ボランティア等で編成する。
- ア 市では対応できない場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。
- イ 医療救護班は、救護所において次の業務を行う。
 - (ア) トリアージ
 - (イ) 後方医療機関等への搬送順位の決定
 - (ウ) 傷病者に対する応急処置
 - (エ) 死亡の確認
- (3) 健康福祉局は、人工透析や分娩等を必要とする者への医療情報の提供を行う。
- (4) 救護所の開設
 - 健康福祉局は、トリアージと被災傷病者の応急措置を行うために医療関係団体の協力を得て、あらかじめ指定している救護所を開設する。
- (5) 後方医療機関
 - 後方医療機関は、基本的に救護所においてトリアージされた重症者に対して高度な医療活動を行う場として、指定されている地域救護病院(災害二次救急病院)と災害医療拠点病院(災害三次病院)とする。

9 被災傷病者の搬送体制

被災傷病者の搬送は、原則として、被災現場から救護所までは、消防局、警察、消防団、自主防災組織等の各救出隊が行う。また、救護所から後方医療機関等への搬送については、消防局救急隊、救護所事務搬送スタッフ等が、関係機関・団体等の協力を得て行う。

また、健康福祉局は、市内の限られた搬送手段を有効活用するとともに、市外の医療機関へ搬送する場合には、ヘリコプター等の活用を考慮する。

10 医薬品及び医療資器材の確保体制

健康福祉局は、次のように医薬品、医療資器材を確保、調達する。

- (1) 医薬品等は、救護所、拠点救護所及び後方医療機関にあらかじめ備蓄されたものを使用する。
- (2) 救護所、後方医療機関等において医薬品の不足が生じた場合には、開設されてない救護所や拠点の備蓄場所から搬送するほか、市内の医薬品卸問屋に協力を要請し、補充する。
- (3) 医薬品卸問屋及び外部からの援助による医薬品は、健康福祉局が取りまとめ、総合保健医療センターを医薬品集配拠点とし、各救護所、後方医療機関等に搬送する。
- (4) 医薬品、血液製剤及び医療資器材の確保が市では困難な場合、県及び関係機関に支援を要請する。

11 情報連絡体制

- (1) 健康福祉局は、各区域の後方医療機関を医療情報の連絡拠点とし、各区域の病院、診療所の被災状況、被災者の状況、必要物資等の情報を収集する。
- (2) 重要な施設間の情報連絡は、その安定性を確保するために無線等の活用を図る。
- (3) 市民への情報の連絡は、防災行政用同報無線(ひばり放送)等を用いて行い、市民からの情報収集は、消防救急無線、地域防災無線等を用いて行う。

1 2 被災者への医療等

(1) 避難所での巡回医療

健康福祉局は、被災者の健康管理及び診療のため、避難所での巡回医療を行う。

また、保健師等による健康状態の確認や保健指導等を行う。

(2) 疾病の予防

健康福祉局は避難所等において感染症やエコノミークラス症候群等の予防のための普及啓発や指導、健康状態の確認や健康相談等を行う。

(3) 医療情報の提供

健康福祉局は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民に提供する。

(4) メンタルヘルス対策

健康福祉局は、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策として、保健師等による保健活動やメンタルケア等の活動を行う。

◆ 資料編参照

※ 3-7 後方医療機関一覧表

※ 9-1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定((社)相模原市医師会)

※ 9-2 災害時における医療救護活動に関する協定((社)相模原市病院協会等)

※ 9-3 災害時における医療救護活動に関する協定((社)神奈川県柔道整復師会相模支部)

※ 9-4 災害時における医療救護活動に関する協定(公益社団法人相模原市薬剤師会)

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策

1 基本方針

風水害においては、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊、工作物の転倒落下等により、大量の障害物が発生する。これらの障害物は、緊急車両の通行及び被災者の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開及び障害物の除去を迅速に進める等、被災者が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都市建設局（土木部）	★	緊急輸送路の確保(道路啓開)
		●	障害物の除去
	消防局	★	消防活動に伴う道路啓開
	消防団		
	総務局（渉外部）	★	広報活動
環境経済局（資源循環部）	★	撤去物の処分	
関係機関	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送路の確保(道路啓開)、障害物の除去
	自衛隊		
	警察	—	緊急交通路の確保(道路啓開)
	(社)相模原市建設業協会	—	緊急輸送路の確保(道路啓開)及び障害物の除去への協力
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
相模原道路安全施設業協同組合			

3 道路啓開

(1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定

土砂、倒木等の障害物により交通障害が発生した場合の緊急車両の通行を確保するため、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 市役所や区役所、まちづくりセンター(中央区管内の6公民館を含む)、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

イ その他上記の路線を補完する路線及び市災害対策本部、警察等から緊急に要請があった路線

(2) 道路啓開の実施

ア 実施体制

(ア) 啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、警察、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

(イ) 消防局及び消防団は、火災、救出・救助等の出動時において、必要がある場合は、道路啓開を実施する。

(ウ) 啓開作業は、救急・救援活動等の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して（風－1

24「第17章 孤立対策」参照)、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

都市建設局、各道路管理者は、復旧に先だち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 障害物の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、各道路管理者、警察、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

総務局は、速やかに道路啓開に関する情報を市民へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

(5) 撤去物の処分

環境経済局は、道路啓開により発生した撤去物を、第10章 清掃対策(風-85参照)に基づき、迅速に処分する。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 交通の安全と輸送の確保のため除去を必要とする場合

ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、特に除去を必要とする場合

(2) 実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、都市建設局が行う。なお、市の体制では対応が困難な場合は、国、県、その他防災関係機関等の応援を得て実施する。

イ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防局、消防団が行う。

ウ 道路、河川等にある所有権者の不明な障害物の除去は、原則としてその道路、河川等の管理者が行う。

エ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去は、県知事が行い、市長はこれを補助する。また、県知事から市長が行うよう通知された場合は市長が行う。

オ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

(3) 障害物除去の実施(都市建設局)

防災関係機関の意見及び周囲の状況を考慮して、市災害対策本部が、優先度の高い箇所を指定し、作業班を編成して防災関係機関との連携により実施する。

ア 道路内の障害物の除去

指定に基づき、原則として車両の交互通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

イ 河川等の障害物の除去

(ア) 河川等の管理者は、河川等の機能を確保し、市民の生命、財産権を保護するため、防災関係機関等と連携を図り、災害時における管内河川等の巡視を行う。

(イ) 橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所の仮設物等につかえ、河川本来の機能を失わせる浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、防災関係機関と協力して除去する。

5 粉じん・有害物等の飛散防止

道路啓開及び障害物の除去に当たっては、都市建設局及び関係機関は、倒壊建物等の解体、撤去に伴う粉じん、有害物等の飛散防止等、関係法令等を遵守し適正な作業及び処理に努める。

◆ 資料編参照

- ※ 5-2 緊急輸送路線図
- ※ 5-3 市指定緊急輸送路
- ※ 5-4 県指定緊急輸送路
- ※ 8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※ 8-18 災害時における応援に関する協定書(相模原道路安全施設業協同組合)
- ※ 8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※ 8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第2節 輸送車両等の確保対策

1 基本方針

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	車両・燃料の確保及び配車(清掃関係を除く)、輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、緊急通行車両の確認手続き
	関 係 各 局	★	ヘリコプターの臨時離着陸場の管理の状況確認
	環 境 経 済 局 (資 源 循 環 部)	★	清掃車両・燃料の確保及び配車
	都 市 建 設 局 (ま ち づ くり 計 画 部)	★	交通関係機関との連絡調整
関 係 機 関	県 公 安 委 員 会 (警 察 署 等)	—	緊急通行車両の標章等の交付
	日 本 通 運 (株)	—	車両輸送の協力
	(社) 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)		
	京 王 バ ス 南 (株)		
	富 士 急 山 梨 バ ス (株)	—	燃料供給の協力
	神 奈 川 県 石 油 商 業 組 合 北 相 支 部		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)		
	小 田 急 電 鉄 (株)		
京 王 電 鉄 (株)	—	鉄道輸送の協力	

3 輸送車両等の需要予測

企画市民局は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、関係機関に協力を要請する。

4 輸送の対象

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品
------	--------------------------------------------------

5 輸送手段の確保

(1) 車両の確保(企画市民局、ただし清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局)

ア 市保有車両

企画市民局、環境経済局は、災害対策を実施するため保有の車両により輸送を行う。

イ 民間車両

(ア) 乗用車、バス、貨物自動車

輸送車両の協力を、協定締結団体や日本通運(株)、神奈川中央交通(株)等に要請する。

(イ) 特殊自動車

運送業者又は建設業者等に協力を求める。

(2) 燃料の確保(企画市民局、ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局)

市保有車両及び応援車両の燃料は、市所有の燃料及び関係機関に要請し確保する。

(3) 鉄道機関への協力要請(都市建設局)

災害対策の輸送に際し必要があるときは、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)に協力を求める。

(4) ヘリコプターの要請(本部事務局)

応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。

なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の状況の確認(関係各局)

災害時において救援物資の輸送等にヘリコプターを使用する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認する。

6 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付手続は、県知事が行う車両(県の保有車両及び調達車両)を除いた他の車両について、県公安委員会(県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)が行う。

災害対策に使用する緊急通行車両については、県公安委員会に対し指定の申請を行う。なお、事前届出済みの車両は、確認審査を省略し優先して速やかに標章及び証明書の交付を受けることができる。

◆ 資料編参照

※5-1 市保有車両一覧表

※5-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場

※5-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場

※7-1 1 災害時における燃料の供給の協力に関する協定(神奈川県石油商業組合北相支部)

※8-4 (社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱

※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第3節 交通対策

各警察署は、風水害の発生に際して、緊急通行車両の通行を確保するため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

市は、警察との連絡調整に基づき、交通規制に関する情報収集等を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	交通規制に係る警察署との連絡調整
関係機関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等

2 被災地域等の交通規制の実施

(1) 警 察

ア 被害の状況を掌握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある。

(ア) 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、住民等の安全な避難の確保、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(イ) 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

(ウ) 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

(2) 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行う。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) その他

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講ずる。

3 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集する。

(2) 交通情報の広報

警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市の協力を求める。

第4節 警備対策

各警察署は、風水害の発生に際して、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

市は、警察との連絡調整に基づき、交通安全対策及び防犯対策に必要な支援等を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (市 民 部)	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関係機関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等

2 警備体制の確立

- (1) 各警察署は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、署長を長とする警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 各警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

3 災害応急対策の実施

各警察署は、市災害対策本部等関係機関と連携し、次の対策を実施する。

(1) 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合には、その内容、情勢等を分析検討し、必要がある場合には、地域住民に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市が行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

(2) 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡する。

(3) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示や避難の措置を講じる。

(5) 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積地におけ

る混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第6章 二次災害の防止

1 基本方針

災害により造成地等の宅地で擁壁や地盤で、亀裂や崩壊等の被害が発生した場合、二次災害を防止するために、緊急対策として、被災宅地危険度判定士(県知事の認定を受けた者)の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	●	被災宅地の危険度判定の総括
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災宅地危険度判定士の派遣・後方支援活動

3 判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市建設局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第7章 避難所の運営

1 基本方針

台風や豪雨等により浸水・崖崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民が避難することが予想される。このため、市は被災した市民が、一時的に生活する場の確保、生活の再建の支援に向け、市立小学校及び中学校等を避難所として設置する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所の開設・運営の支援の総括
	本 部 事 務 局	★	避難所情報の収集・仕分け
	教育局(教育環境部、学校教育部)	★	避難所の開設・運営の支援
	関 係 各 局	★	避難所の運営支援、本部事務局からの避難所情報の収集・対応
	避 難 所 担 当 職 員	★	避難所の開設、避難所運営の支援
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営

(1) 市の体制

区本部は、避難所の開設、運営の支援を総括する。

教育局、関係各局及び避難所担当職員は、避難所運営の支援を行う。

なお、区本部は、避難所に関する情報を収集して、本部事務局へ報告する。関係各局は、情報連絡員の派遣等を通じて、本部事務局から避難所に関する所管事項の情報を収集し、各種の対応を行う。

(2) 施設の体制

避難所に指定された市立小・中学校等の校長等は、避難所運営が円滑に行われるまでの間、避難所の運営について協力、支援する。

(3) その他の体制

避難者、自主防災組織、ボランティア等は、避難所担当職員及び校長等と協力し、避難所運営を自主的に行う。

3 避難所の開設

(1) 避難所担当職員の参集

ア 勤務時間内の参集体制

災害の発生が勤務時間内の場合は、庁内電話、又は庁内放送等により行動する。

イ 勤務時間外の参集体制

災害の発生が勤務時間外の場合は、別に定める非常配備基準に基づき、原則として勤務場所に参集する。

なお、避難所への参集は、職員参集システム及び市災害対策本部の指示により行う。

(2) 避難所の開設

ア 開設の判断

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときには、必要により避難所を開

設する。

イ 避難所の鍵の管理

避難所の鍵は、避難所担当職員のうち責任者が所持しているとともに、まちづくりセンター、中央区管内の6公民館、市立小・中学校、消防署所の各施設に保管されており、これにより緊急時に対応する。

ウ 開錠方法

(ア) 災害が発生し、緊急を要する場合は、避難所担当職員、校長等が開錠する。

(イ) 上記以外の場合は、市災害対策本部の指示により避難所担当職員が行う。

ウ 避難所担当局の措置

区本部は、避難所を開設した場合、直ちに避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

4 避難所開設の広報

総務局は、避難所を開設した場合、防災行政用同報無線(ひばり放送)又は広報車などにより、避難所の開設を市民に周知するとともに、避難所施設以外の場所に避難した市民に対しては、避難所へ移動するよう呼びかける。

また、社会福祉施設等を福祉避難所とした場合は、その旨も周知する。

なお、本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所の開設を連絡する。

5 避難所の運営

避難所は、市の支援の下、避難所運営協議会が主体となって運営する。

避難所運営協議会の主な役割	
ア 避難者カードの配付・回収	イ 市からの連絡事項の伝達
ウ 食料・物資等の配給	エ 避難者のニーズのとりまとめ
<避難が長期化した場合>	
オ 運営方法等の検討	カ 生活ルールの作成
キ ボランティア等との調整	

また、運営に当たっては、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。

- (1) 高齢者、障害者、病人等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- (3) 避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所または適切な施設への移動を考慮する。
- (4) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保等に関する配慮を行う。
- (5) 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。
なお、避難所担当職員は、初期を除いて各局に担当区域を割り当て全庁的な対応にて行う。
- (6) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制の確保に努める。
- (7) 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療(被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等)や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。

＜避難所運営の主な内容＞

- ア 避難所施設や設備の安全点検、管理
- イ 避難所の設営及び避難者の受け入れ
- ウ 避難者名簿の作成
- エ 現地対策班等との連絡調整
- オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援
- カ 備蓄食料、物資等の応急配布
- キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受け入れ、配分
- ク 炊き出しの実施
- ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供
- コ 住民等の安否情報の収集、提供
- サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理
- シ 避難者の健康状態の把握
- ス その他必要な事項

6 生活関連物資の配布

(1) 食料等の確保

災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。

(2) 炊き出しによる供給体制

学校の給食施設(給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。

なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。

(3) 燃料の確保

避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、企画市民局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。

7 ボランティアの活用

避難所の運営では、人的確保が急務となることから、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び災害時要援護者の介護生活支援など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得る体制とする。

8 避難所の閉鎖

区本部と関係各局は連携し、次のように避難所の閉鎖を行う。

- (1) 応急仮設住宅の建設等、移転先の確保を行い、早期に避難所を閉鎖する。
- (2) 避難者数の減少に応じて避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。
- (3) 避難所から避難者が全員退去した場合は、避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。
また、福祉避難所についても同様とする。

◆ 資料編参照

※ 3-1 避難所及び救護所一覧表

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策

1 基本方針

市は、災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、応急給水を実施し、神奈川県企業庁は、応急給水を支援する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健康福祉局（保健所）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給（上水道区域等）
	都市建設局（土木部）	★	飲料水の供給（簡易水道区域）、給水施設の応急復旧
	企画市民局（財務部）	★	市有施設内の給水施設の応急復旧
	関係各局	★	飲料水供給の支援
関係機関	神奈川県企業庁	—	県営水道施設の応急復旧、応急給水支援
	県北管工事協同組合	—	給水タンク等の提供支援、市有施設内の給水施設の応急復旧
	相模原市管工事設備協同組合		
	津久井管工事協同組合		
	相模原市管工事協会		
	(社)神奈川県トラック協会		

3 給水需要の予測

上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域等については、都市建設局が、それぞれ給水関連施設等の被災状況の把握に努める。

また、市内の断水被災人口及び応急給水を必要とする病院及び社会福祉施設等について、給水必要量を推計する。

4 災害時の応急給水

市民及び事業者は、災害発生の初期は、あらかじめ備蓄した飲料水を利用する。

健康福祉局、都市建設局は、被災した市民の生命維持に必要な飲料水として、当面、1人1日3リットルを供給基準として、次により応急給水を実施する。また、数日後は、生活用水を考慮して給水を実施する。

(1) 飲料水兼用貯水槽等

飲料水兼用貯水槽等から飲料水を供給する。

(2) 指定配水池等

健康福祉局、都市建設局は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池等に確保された飲料水を、関係機関と連携して、給水車又は給水タンクにより運搬し供給する。

災害用指定配水池等一覧

災害用指定配水池	所在地
谷ヶ原浄水場、谷ヶ原配水池	緑区谷ヶ原
中野高区配水池	緑区中野
寸沢嵐配水池	緑区寸沢嵐
落合浄水場	緑区沢井

(3) 応急給水の要請

飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局、都市建設局は、企業庁を通じ、他都県市の水道事業体に協力を要請する。また、自衛隊等にも同様に応急給水を要請する。

5 給水の方法

(1) 給水の優先順位

- ア 病院等医療機関
- イ 社会福祉施設
- ウ 避難所
- エ 上記以外の指定する場所

(2) 給水場所及び水量等は、被災状況を考慮して決定する。

(3) 給水に際して給水時間、給水場所を、広報などを通じて事前に市民に周知する。

(4) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。

輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体及び自衛隊等へ応援要請を行う。

(5) 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、効果的に実施できるよう地区別に給水拠点を定めて、事前に市民へ周知を行い、供給体制の迅速化を図る。

6 給水施設の応急復旧

(1) 神奈川県企業庁、都市建設局は、各道路管理者と連携を図りながら水道施設の応急復旧を行う。

(2) 企画市民局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、応急復旧を行う。

◆ 資料編参照

- ※4-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表
- ※7-1 飲料水兼用貯水槽取扱要領
- ※7-15 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)
- ※7-18 災害時における応急給水に関する協定書(県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会)
- ※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第2節 食料供給対策

1 基本方針

災害発生の影響により、食品流通機構は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料を確保できない被災者に対して速やかに食料の供給が可能となるよう、平常時から災害用食料を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局 (経 済 部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送
	教 育 局 (教 育 環 境 部)	●	炊き出しの実施
	関 係 各 局	★	食料供給の支援
関 係 関	神 奈 川 県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力
	関 東 農 政 局 神 奈 川 農 政 事 務 所	—	政府所有食糧の供給
	相 模 原 米 穀 小 売 商 組 合	—	米穀の供給支援
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	食料品の供給支援
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	一般社団法人相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	津 久 井 郡 農 業 協 同 組 合	—	炊き出し等の支援
	公益社団法人神奈川県エルピーガス協会		
	日 本 通 運 (株)	—	食料品搬送の協力
	(社) 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		

3 給食需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況並びに水道、ガス等の支障状況の把握に努め、給食必要量を推計する。

4 食料品の応急供給

環境経済局は、災害の状況により食料を確保できない被災者に対し、必要な食料を供給する。

(1) 供給対象者

供給対象は、避難所で生活する者及び電気・ガス・水道などのライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者等とする。

ア 避難所(福祉避難所を含む)に受け入れた者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水等で、炊飯のできない者

ウ 市内を旅行中の者、又は一時滞在者

- エ 被害を受け、一時縁故先に避難する者
- オ 電気・ガス・水道などのライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者
- カ その他市長が必要と認める者

(2) 供給する食品等

ア 食料の品目

備蓄から供給する食品はアルファ米、サバイバルフーズ、災害救助用クラッカー等、また、調達して供給する食品は、パン、弁当、米飯等とする。

イ 食料の供給

食料の供給は、被災状況を勘案し、備蓄食料や協定を締結している者等から調達した弁当等を供給する。また、給食施設の活動体制が整った段階で、可能な範囲で米飯等を供給する。

ウ 乳幼児・高齢者等への給食の配慮

乳児に対する粉ミルク、ベビーフード、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

(3) 供給の方法

ア 避難所で生活する者への供給は、避難所において供給又は給食を行う。

イ 避難所以外で生活する被災者等への供給は、申し出により、原則として指定する場所において供給を行う。

5 食料品の調達

(1) 食料品の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所に設置し、食料品の調達・管理を行う。食料品は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。

(2) 米穀の調達

ア 環境経済局は、応急用米穀を協定締結団体や市内の米穀登録卸売業者及び米穀登録小売販売業者から協力を得て調達する。

イ 環境経済局は、災害の状況により市内の団体・業者等から米穀の供給が困難な場合には、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。

ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省生産局に対して、直接引渡しを要請する。

(3) 応援要請

環境経済局は、前記(1)(2)によるも食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

6 食料の輸送

(1) 環境経済局は、市が備蓄管理する食料を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。

(2) 供給食料の受入れ

環境経済局は、県供給の食料を必要に応じて県が運営する広域防災活動拠点(県立弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)又は救援物資を市が設置する物資集積場所から避難所等へ輸送

する。

7 米飯の炊き出し

- (1) 教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食センター、市立小学校の給食施設及び炊き出し施設を使用して行う。
- (2) 教育局は、自衛隊、自主防災組織、公益社団法人神奈川県エルピーガス協会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

◆ 資料編参照

- ※3-6 学校給食施設一覧表
- ※7-4 災害時の応急対策業務(米穀提供等)に関する協定書(北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合)
- ※7-5 災害時の応急対策業務(米穀提供等)に関する協定細目(北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合)
- ※7-6 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原商工会議所)
- ※7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人エルピーガス協会相模原支部)
- ※7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人エルピーガス協会津久井支部)
- ※7-9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原市生活協同組合運営協議会)
- ※7-10 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書(相模原市職員生活組合)
- ※7-12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(津久井郡農業協同組合)
- ※7-13 生活必需物資の調達に関する協定書(一般社団法人相模原市商店連合会)
- ※7-14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(4商工会)
- ※7-16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)エーコープ関東)
- ※7-17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)クリエイトエス・ディー)
- ※7-19 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)ファミリーマート)
- ※7-20 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)スーパーアルプス)
- ※7-21 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書(神奈川県牛乳流通改善協会)
- ※8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第3節 生活必需物資供給対策

1 基本方針

災害発生により、物資の流通が停滞又は混乱すると予想されることから、生活必需物資を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に生活必需物資を調達し得る措置に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環 境 経 済 局 (経 済 部)	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入・供給
	企 画 市 民 局 (市 民 部)	★	物価の監視
	関 係 各 局	★	生活必需物資供給の支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活必需物資供給の支援
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	生活必需物資の供給支援
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	一般社団法人相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	津久井郡農業協同組合		
	公益社団法人神奈川県エルピーガス協会		
	日 本 通 運 (株)		
	(社) 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会		

3 供給需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況を勘案し、生活必需物資の供給品目及び必要量を推計する。

4 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次の各号に該当する者のうち、生活必需物資を直ちに入手することができない状態にあると認められた者とする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等の被災者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

5 供給範囲

災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認められたものとする。

分 類	物 資
寝具類	毛布・布団等
衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等
炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等
日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等
光熱材料	懐中電燈・電池・固形燃料・エルピーガス等
その他必要と認めるもの	

6 生活必需物資の調達

(1) 物資の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを設置し、物資の調達・管理を行う。生活必需物資は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。

(2) 応援要請

環境経済局は、上記(1)を行うも生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

7 救援物資への対応

(1) 救援物資の要請

環境経済局は、生活必需品等の物資が不足する場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。ただし、救援物資の受入れは、原則として、企業、団体からの物資とする。

救援物資の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に災害対策本部からの要請に基づいて搬送する体制とする。

また、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを報道機関等を通じ情報提供する。

(2) 広域応援要請

環境経済局は、前記(1)による物資の調達が困難な場合は、必要に応じて、広域応援要請を行う。

(3) 救援物資の集積・搬送

環境経済局は、救援物資を受け入れる拠点を設置する。トラック等で大量に持ち込まれた物資は、集配拠点へ誘導する。

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に搬送する。

救援物資受入れ拠点(※資料編 3-8 参照)

第1次 淵野辺公園(市立相模原球場、銀河アリーナ)、市体育館

第2次 相模原勤労者総合福祉センター、県津久井合同庁舎

8 物資の輸送

環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。

9 物資の配分

物資は、原則として、それぞれの世帯構成員実数に応じて被災世帯ごとに配分する。

10 物価の安定・物資の安定供給

企画市民局は、県と連携して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 3-8 救援物資受入れ拠点一覧
- ※ 7-6 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原商工会議所)
- ※ 7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部)
- ※ 7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部)
- ※ 7-9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(相模原市生活協同組合運営協議会)
- ※ 7-10 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書(相模原市職員生活組合)
- ※ 7-12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(津久井郡農業協同組合)
- ※ 7-13 生活必需物資の調達に関する協定書(一般社団法人相模原市商店連合会)
- ※ 7-14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(4商工会)
- ※ 7-16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)エーコープ関東)
- ※ 7-17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)クリエイトエス・ディー)
- ※ 7-19 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)ファミリーマート)
- ※ 7-20 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書((株)スーパーアルプス)
- ※ 7-21 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書(神奈川県牛乳流通改善協会)
- ※ 8-5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)

第9章 遺体等の搜索・収容・埋火葬等

1 基本方針

災害時に死者が発生した場合、死者の尊厳が守られることを第一として、各関係機関は、遺体等(行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者を含む。)の搜索・収容、検案等から埋火葬まで速やかにかつ厳粛に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	★	遺体の収容・一時保存
		●	身元不明等の遺体の埋火葬
	企 画 市 民 局 (市 民 部)	●	斎場での火葬
	消 防 局	★	遺体等の搜索
	消 防 団		
関 係 機 関	自 衛 隊	—	遺体等の搜索
	警 察	—	遺体の見分・検視

3 遺体等の搜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者を対象とする。

(2) 搜索方法

消防局、消防団は、行方不明者があるときは、人員及び搜索機器を確保し、その搜索に当たる。

また、遺体等の搜索は、警察と連携を取り、状況により自衛隊、自主防災組織、市民の協力を得て実施する。

(3) 搜索の期間

遺体等の搜索の期間は、災害の規模、り災地域の状況、経過期間等諸般の事情を考慮したうえで、市長と県知事が協議し定める。

なお、災害救助法の適用された場合であってもこれらの事情を考慮したうえで定める。

4 遺体の取り扱い

健康福祉局は、遺体の取扱いについては、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 広 報

消防局、健康福祉局及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

(2) 通 報

消防局、健康福祉局等は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報する。

(3) 見分・検視

警察署は、遺体の見分・検視を行う。

(4) 検 案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

(5) 遺体の収容

ア 遺体の安置場所の開設

遺体の一時収容については、市営斎場を利用する。また、遺体が多数に及ぶ場合は、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館に遺体収容・安置施設(※資料編3-5参照)を開設し、見分・検視、検案、安置措置を総合的に行う。

イ 消防局、健康福祉局等は、捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。

この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所及び遺体を発見した場所、状況、判明した遺体の氏名、住所等を必ず聴取し、確実に警察署に引き継ぎを行う。

ウ 遺体の処置

(ア) 見分・検視、検案を受けて、市に引き渡された遺体は、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体収容・安置施設においては、遺体の一時保管を行う。また、棺、ドライアイス等は、委託葬儀業者や他の地方公共団体から調達・確保するとともに、遺族の心情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

(ウ) 遺体収容・安置施設においては、遺体取扱台帳を作成し、必要な事項を記録する。

(6) 身元確認、身元引受人の発見

健康福祉局は、警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(7) 遺体の引渡し

警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を健康福祉局に引き渡す。健康福祉局は、この場合、直ちに職員及び委託葬儀業者等を現場に派遣し、遺体を引き取る。

この際、健康福祉局と警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

(8) 身元不明遺体の取扱い

健康福祉局は、身元の確認ができず警察署から引き渡された遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により取り扱う。

5 遺体の埋火葬

健康福祉局は、企画市民局と連携し、次のように身元不明等の遺体の埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、遺族がいない場合、又は、その遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に応急的な措置として埋火葬を実施する。

(2) 実施機関

災害救助法が適用された場合で、県知事の指示を受けたときは市長が実施する。

また、災害救助法が適用されない場合においても市長が実施する。

(3) 遺体の埋火葬方法

ア 遺体は「死体埋火葬許可証」に基づき火葬を行う。

イ 火葬の終了した遺骨及び遺留品は遺族に引き渡す。ただし遺族がいない場合は、相模原市営斎場に一時保管する。

ウ 火葬に要する費用は免除とし、棺、骨つぼは、原則として現物支給とする。

(4) 埋火葬の場所

埋火葬の場所は、次の施設によって処理する。

施設名	所在地	火葬炉
相模原市営斎場	南区古淵5-26-1	12炉

6 広 報

総務局は、遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察署、消防等機関と協議のうえ、統一的に行う。

7 他の地方公共団体への応援要請

(1) 応援要請

企画市民局は、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合、又は、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族等により行うこととするが、市外や県外の斎場への搬送は、必要により関係機関へ要請するほかボランティア等の協力を得て行う。

◆ 資料編参照

※3-5 遺体収容場所一覧表

※8-9 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)

※8-10 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細則(神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)

※8-11 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書((社)全日本冠婚葬祭互助協会)

※8-12 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目((社)全日本冠婚葬祭互助協会)

第10章 清掃対策

1 基本方針

災害の発生に起因し、被災地では道路の通行障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿処理が困難となることが予想される。排出されたごみ等が、無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げともなるため、これを速やかに処理することは、市民の安全な生活の確保及び復旧を円滑に進めるためにも必要である。

このため、被災地におけるごみ・し尿及び災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、環境衛生の保持に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環境経済局（資源循環部）	●	ごみの収集・処分
		★	し尿の収集・処分
		●	災害廃棄物の処分・指導、災害廃棄物の仮置場等用地の調達要請・管理
	環境経済局（環境共生部）	★	仮設トイレの配置
	企画市民局（企画部）	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整
関係機関	神奈川県	—	ごみ、災害廃棄物等処理の支援
	(社)相模原市建設業協会	—	災害廃棄物等処理の協力

3 ごみ処理

環境経済局は、被災状況の的確な把握を行うとともに、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者等の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速にごみ処理を行う。

(1) 収集区域の設定

被災の状況に応じた収集区域等の設定を行う。

ア 通常収集区域

被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域

イ 特別収集区域

被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域

ウ 収集困難区域

被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域

エ 避難所

指定された避難所

(2) 収集方法

それぞれの収集区域等における収集方法は、次のとおりとする。

ア 通常収集区域

現行の分別、袋収集とし、収集回数は現行どおりとするが、他の区域の災害の状況によっては、一時延期及び回数削減を行う。

イ 特別収集区域

(ア) 既存の集積所が使用できない箇所又は排出量が多く収容しきれない場所等については、臨時の集積所を確保する。

- (イ) 現行の分別・袋収集を原則とし、収集回数については被災状況に応じて対応する。
- (ウ) 収集は、市収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者、運送業者等の応援体制を講じる。

ウ 収集困難区域

区域外に臨時の集積所を確保し、それぞれの状況に応じた収集を行う。

エ 避難所

- (ア) 臨時集積所を設置するとともに、袋収集に努める。
- (イ) 現行の分別、袋収集を原則とし、収集回数は排出量等の状況に応じて対応する。

(3) 処理方法

ごみの排出量や中間処理施設等の破損状況、道路状況等を把握し、適正な処理方法を決定する。

ア 現行の処理が可能な場合

現行の処理方法により対応するが、排出量が多く見込まれるときは、中間処理施設周辺に一時保管場所の確保に努める。

イ 現行の処理が困難な場合

一時保管場所の確保に努めるとともに、他の地方公共団体等に処理を要請する。
 なお、運搬については適地に中継基地を設けるなど、円滑化を図る。

(4) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
南清掃工場	ガス化溶融	南区麻溝台 1524-1	破砕機30t/日(5時間) ガス化溶融炉525t/日 (175t/日×3炉)
北清掃工場	焼却	緑区下九沢 2074-2	焼却炉450t/日(150t/日×3炉)
北清掃工場 (粗大ごみ処理施設)	破砕選別等	〃	85t/日(5時間)
一般廃棄物最終処分場	埋め立て	南区麻溝台 3412-2	全体容量1,235,300m ³

4 し尿処理

環境経済局は、被災状況や避難状況の的確な把握を行い、し尿を適正かつ迅速に収集・処分する。

(1) 収集・処分方法

- ア し尿の収集・処分については、被災地域・避難場所・避難所等を優先して行う。
- イ し尿の収集を優先し、浄化槽汚泥の収集は被災状況により対応する。
- ウ 下水道施設が使用可能な場合は、水を確保するなどして下水道機能を有効に活用する。
- エ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
- オ 収集したし尿は原則として、東清掃事業所、津久井クリーンセンターの処理施設に搬入し処分する。

なお、市の処理施設が使用不可能な場合は、緊急の措置として、他の地方公共団体等に処分の要請をするとともに、公共下水道への直接投入も検討する。

(2) トイレ対策

上水道が被災しているが下水道が機能している場合は、水の確保による水洗トイレの継続

利用やマンホールトイレの設置等により対処する。

その他、各拠点や被災地において次の対策を行う。

ア 避難所

被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所等の状況を判断し、河川等から水を確保し、可能な場合には下水道機能の活用を図る。

イ 下水道被災地域

在宅被災者用として、公園等の拠点に仮設トイレ等を設置するため、必要数や配置場所等を定めた配置計画を検討し、レンタル業者等に確保と設置を要請する。

(3) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
東清掃事業所	固液分離処理・ばっき処理	南区古淵 5-33-1	200キロリットル/日
津久井クリーンセンター	・二段活性汚泥処理方式 ・加圧浮上処理、オゾン脱色処理、ろ過処理	緑区青山 3063	90キロリットル/日

5 災害廃棄物処理

環境経済局は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、建物の倒壊、浸水及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処分する。

(1) 処理方法

ア 仮置場、中間処理基地の確保

環境経済局は、市災害対策本部に対して仮置場等として必要な用地の調達要請を行い、用地に関する市災害対策本部の調整、企画市民局による確保が行われた後は、その管理を行う。

なお、仮置場等の用地選定は、市有地、国・県有地、借上げ民地の順に検討する。

(ア) 仮置場

災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高い物や道路交通を遮断する物など、緊急を要する物について収集した災害廃棄物及び倒壊建物の解体による廃棄物を、焼却施設等の中間処理基地が円滑に機能するまでの間、貯留施設として設置する。

なお、各仮置場には簡易破砕機を導入し、廃木材・コンクリートがら等をできる限り運搬・処分を行いやすくする。

(イ) 中間処理基地

最終処分、再利用を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理基地を確保する。

イ 中間処理・再利用・最終処分

搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。

再利用が不可能な物に限り焼却熔融処理し、生成される熔融スラグ等の利活用を図り、減容・減量したうえで最終処分場に搬入する。

ウ 解体工事・災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。

なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について県等と協議を行う。

(2) 協力体制

処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間業者の協力を得て効率的に実施する。

6 有害廃棄物等の処理

環境経済局は、災害に伴い発生した有害廃棄物等の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な作業に努めるよう指導等を行う。

◆ 資料編参照

- ※7-2 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定((株)大真)
- ※7-3 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定((有)トータルサービス)
- ※8-1-3 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書((社)神奈川県建物解体業協会)
- ※8-1-4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書(神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会)
- ※8-1-5 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書((社)神奈川県産業廃棄物協会)
- ※8-1-6 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書((社)相模原市建設業協会)

第11章 防疫・衛生

1 基本方針

防疫は、災害による非衛生的な生活環境を改善するため薬剤の配付及び薬剤散布を実施し、感染症の媒体となるねずみ族、昆虫等の発生防止と駆除を行うことによって、感染症の発生を未然に防止するとともに被災者に対する衛生指導の徹底を図り、市民生活の安定を目的とする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 所)	●	防疫活動、避難所の保健衛生対策、食品衛生対策、動物対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防疫活動への支援
	相 模 原 市 獣 医 師 会	—	動物対策

3 防疫班の編成

健康福祉局は、県の指示に従い、防疫班を編成し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて、班数及び編成人員を適宜増員し、関係機関に協力を要請する。
- (2) 防疫担当員は、指示された場所の防疫を実施する。

4 防疫活動

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。

- (1) 被災地及び避難場所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。
- (2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難場所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (4) ワクチン等の確保を行い予防接種を実施する。
- (5) 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬を投与する。
- (6) 疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行う。

5 実施対象

災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して防疫活動を行う。

6 避難所の保健衛生対策

健康福祉局は、避難者の健康管理及び感染症・食中毒の予防のため、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃
- (3) トイレ・ごみ置場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行
- (5) 食料・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族、昆虫等の駆除

7 食品衛生対策

健康福祉局は、食品衛生対策として、次のような活動を行う。

- (1) 救援食品の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

8 動物対策

- (1) 放浪動物等への措置

健康福祉局は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。

危険動物が逃げた場合は、危害を防止するため、飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じる。

- (2) ペットへの措置

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所内へのペットの持込みは原則として禁止する。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び動物関連団体等と取扱いについて協議し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行う。

◆ 資料編参照

※ 3-4 防疫活動用備蓄機材一覧表

※ 8-17 災害時の動物救護活動に関する協定書(相模原市獣医師会)

第12章 応急住宅対策

1 基本方針

応急仮設住宅の建設、公営住宅等への一時入居、民間アパート等の活用及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	企画市民局(企画部・財務部)	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整、応急仮設住宅の建設用地の調達要請、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理
	都市建設局(まちづくり計画部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理の受付
	関 係 各 局	●	災害時要援護者の住宅支援 応急住宅の供給支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応急仮設住宅の建設
	(社)相模原市建設業協会	—	応急住宅供給への支援
	相模原市電設協同組合		
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
その他の関係機関・団体			

3 応急仮設住宅

災害救助法が適用され、応急仮設住宅の供給について市長が行うよう県知事から通知された場合は、次のとおり行う。

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、地震災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、被災時に市内に在住していた者で次に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

(2) 建設予定戸数の把握

企画市民局は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

(3) 建設用地の選定

企画市民局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。

なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。

(4) 規模・設計等

ア 規 模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7平方メートル(9坪)を基準とする。

イ 設 計

1戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定める。また、迅速、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮する。

さらに、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。

ウ 生活利便施設の併設

ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。

エ 費 用

工事費は、原則として災害救助法に基づく限度額以内とする。

(5) 着工期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工するが、可能な限り早期に着工する。

(6) 建設方法及び建築資材の調達

応急仮設住宅の建設及び建築資材の調達は、協定締結団体、建築材料業者等に要請するとともに県に対しても要請する。

(7) 入居者の募集、受付及び選定

都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。

ア 募集方法

応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法を明確にする。

イ 応募の受付窓口

受付窓口は、市庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

ウ 受付方法

(ア) 入居希望者の応募の受付は原則として窓口での面接方式による。

(イ) 入居希望者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理人又は郵送による応募も受け付ける。

(ウ) 被災世帯の家族構成により、あらかじめ受け付ける住宅のタイプを制限する。

エ 選定方法

(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を越えた場合は、抽選とする。

(イ) 抽選に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を優先するなど、災害時要援護者に配慮した優先順位を設定する。

オ 入居者決定の周知

原則として、市庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。

(8) 入居に当たっての生活必需品の支給

応急仮設住宅の入居に当たっては、当面の生活に最低限必要な生活必需物資を支給する。

(9) 管 理

都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。

ア 管 理

応急仮設住宅の管理は、県と連携を図り行う。

イ 管理業務

- (ア) 雨水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理
- (イ) 入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理
- (ウ) 一般住宅への転居の促進

ウ 応急仮設住宅入居者へのケア

- (ア) 援護を要する高齢者や障害者等に対して、保健師、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉体制の整備を図る。
- (イ) 集会所等での巡回相談の実施やコミュニティの活性化を図るなど被災者の安心感に配慮した対応を図る。
- (ウ) 市民による巡回など防犯対策を実施する。

(10) 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

(11) 撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、県、市が協議のうえ撤去する。

4 公営住宅等のあっせん

都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。

(1) 公営住宅等のあっせん

- ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。
- イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あっせんする。

(2) 民間住宅の確保とあっせん

一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによる他、民間住宅や企業の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

5 住宅の応急修理

災害救助法が適用され、住宅の応急修理について市長が行うよう県知事から委任された場合、企画市民局、都市建設局は、次のように行う。

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害により被災し、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。

- ア 住宅が半壊、半焼したもので当面の日常生活ができない者
- イ 自己資力で応急修理ができない者

(2) 規模・費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1箇月以内とする。

(4) 応急修理の方法

協定締結団体、建築材料業者等に要請し、現物をもって行う。

(5) 住宅修理の募集、受付及び選定

応急仮設住宅の入居者の募集、受付及び選定の例に準じて行う。

◆ 資料編参照

- ※ 8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8-3 災害時における応援に関する協定(相模原市電設協同組合)
- ※ 8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※ 8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※ 8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第13章 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害時において、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等の災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（福祉部、保険 高齢部、こども育成部）	★	災害時要援護者(外国人を除く)支援対 策
	区 本 部		
	総 務 局（渉外部）	★	災害時要援護者(外国人に限る)支援対 策
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援
	関 係 福 祉 団 体		

3 災害発生時の対応

(1) 災害時要援護者支援班の設置

ア 健康福祉局は、災害時要援護者に対する総合的な支援を行うため、災害時要援護者支援班を設置する。

イ 災害時要援護者支援班は、関係機関の協力を得て、地区災害時要援護者支援担当を現地対策班に配置する。

(2) 情報収集

ア 災害時要援護者支援班は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。

イ 災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、福祉団体、その他関係機関等の協力を得て、災害時要援護者の所在把握、安否確認等に努める。

(3) 避難誘導

災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な災害時要援護者の避難誘導、搬送等に努める。

4 被災者への生活支援

(1) 避難所の運営

区本部は、関係各局と連携し、災害時要援護者に配慮した避難所の運営に当たるものとし、緊急物資等を優先的に提供するよう努める。

(2) 福祉避難所の開設

健康福祉局は、自宅や避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ指定した社会福祉施設等を災害時要援護者の福祉避難所として開設する。

(3) 福祉避難所への支援

災害時要援護者支援班は、福祉避難所の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設へ

の入所等の措置が円滑に行われるよう関係機関と調整を図る。

(4) 災害時要援護者の搬送

災害時要援護者支援班は、特別な援護を要する災害時要援護者を救急隊及びその他関係機関の協力を得て、福祉避難所や広域の社会福祉施設等に搬送する。

(5) 食料・飲料水・生活必需品の供給

災害時要援護者支援班は、関係各局と連携し、福祉避難所及び在宅で生活する災害時要援護者に対し優先的に食料及び飲料水等を供給する。

5 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

企画市民局及び都市建設局は、健康福祉局と連携し、応急仮設住宅の建設について、県との協議を行うとともに、入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。

また、応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保する。

(2) 住宅のあっせん

健康福祉局は、都市建設局と連携し、応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護の状況等を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅を始めとした住宅のあっせんに積極的に取り組む。

6 情報提供・相談サービス

(1) 情報の提供

ア 健康福祉局、区本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報伝達手段の確保に努める。

イ 健康福祉局は、人工透析や助産を必要とする者、難病患者などへの医療情報の提供を行う。

(2) 相談サービス

ア 災害時要援護者支援班は、区本部が設置する災害相談窓口と連携して、災害時要援護者の生活相談や健康相談に応じる相談窓口を総合保健医療センター、地区保健福祉センターに設置する。また、被災地域の避難所を中心に、巡回相談を行う。

イ 災害窓口は、災害時要援護者からの相談に応じるため、手話通訳の配置のほかファクシミリの設置や電子メール等による照会等の対応を行う。

ウ 総務局は、さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会との災害時の協力に関する協定に基づき、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

◆ 資料編参照

※ 8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定

第14章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活を守るため、各種ボランティアとの連携を図るとともに、活動の必要性を把握するなどボランティアに対する支援を積極的に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健康福祉局（福祉部）	●	災害ボランティアセンターとの連絡調整(ボランティア担当職員の配置等)
	専門ボランティアの窓口担当局	●	専門ボランティアの受入れ・活動支援等
	関係各局	●	ボランティアの活動要請又は支援
関係機関	(社)相模原市社会福祉協議会	－	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア(一部専門ボランティアを含む)の受入れ・活動支援等
	相模原災害ボランティアネットワーク		
	さがみはら国際交流ラウンジ	－	外国人に対するボランティア活動

3 ボランティア担当職員の配置

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動を支援し、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。

4 専門ボランティア

- (1) 医療など専門領域での活動が期待される専門ボランティアは、それぞれの窓口担当局が受入れを行う。なお、(社)相模原市社会福祉協議会は、後述する生活支援ボランティアのほか、福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の受入れ・活動支援等も行う。

《専門ボランティア対応窓口》

専門分野	担当局
相談関係・外国語	総務局
医療・福祉・保健関係	健康福祉局
建築・土木関係	都市建設局

- (2) 窓口担当局は、専門ボランティアを受け入れて、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約等を行う。
- (3) 日本語の理解が困難な外国人に対するボランティアは、協定に基づき、さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会が防災センターを設置し、外国人相談窓口の設置や通訳派遣など、外国人への支援活動を行う。
- (4) 本部長は、海外を含む広域の専門ボランティアが必要なときは、県知事と協議のうえ派遣要請を行う。

5 生活支援ボランティア

- (1) 生活支援ボランティアは、災害時に(社)相模原市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが、受入れを行う。
- (2) 災害ボランティアセンターは、健康福祉局の協力と支援を得て、(社)相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する。
- (3) 災害ボランティアセンターは、災害発生時に生活支援ボランティアを受け入れて、活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行う。
- (4) 生活支援ボランティアの派遣を必要とする局は、災害ボランティアセンターと連携を図り、ボランティア活動上必要な情報の提供、支援を行う。
- (5) 本部長は、必要に応じ県知事に対し、生活支援ボランティアの募集等について要請を行う。

6 ボランティア活動に対する市の支援

健康福祉局及び関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供を行う。

7 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

◆ 資料編参照

- ※8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定
- ※8-8 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定書

第15章 都市機能等応急対策

第1節 電気施設の応急対策

東京電力(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	電力供給機関との連絡調整
関 係 機 関	東 京 電 力 (株)	—	電気施設の応急対策
	相 模 原 市 電 設 協 同 組 合		

2 目 的

この対策計画は、非常災害発生時における東京電力(株)の組織及び運営について定め、人身の安全並びに設備被害の極小化を図るとともに、被害を早期に復旧することを目的とする。

3 災害対策態勢

災害が発生したとき東京電力(株)は、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策支部の下で行う。

(1) 非常態勢の発令基準

非常態勢の発令基準は、次のとおりとする。

区 分	情 勢	発令者
第1非常態勢	・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合	支社長
第2非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合を含む。	
第3非常態勢	・大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合	

(2) 相模原市域における非常態勢

相模原支社に災害対策支部を設置する。

支社長が支部長となり、「情報班」、「復旧班」、「総務班」を編成し、災害対策活動を行う。

4 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、社内の災害対策規定に基づき災害復旧活動に当たるものとする。

5 市及び関係機関との情報連絡

- (1) NTT災害時優先電話等により連絡体制を確保する。
- (2) 地域防災無線を活用し、市災害対策本部との連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

6 応急対策

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

- (1) 安全確保措置
- (2) 被害状況の収集・伝達
- (3) 資機材の調達、輸送
- (4) 重要施設等への応急対応
- (5) 広域応援
- (6) 停電等問い合わせ対応要員の派遣

停電等に係る市民からの問い合わせに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

7 復旧対策

- (1) 復旧の基本的方針

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。具体的には、官公庁等の公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

- (2) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、企画市民局の下に調整を行う。

◆ 資料編参照

※ 8-3 災害時における応援に関する協定(相模原市電設協同組合)

第2節 都市ガス施設の応急対策

東京ガス(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、都市ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	都市ガス供給機関との連絡調整
関係機関	東 京 ガ ス (株)	—	都市ガス施設の応急対策

2 目 的

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、その機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

3 活動体制

(1) 非常事態対策本部の設置

風水害等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に非常事態対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 災害時の体制

体 制	内 容
第 一 次 体 制	供給停止期間が24時間以内の自然災害が発生した場合
第 二 次 体 制	供給停止期間が24時間を超える自然災害が発生した場合

4 応急対策

(1) 初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所におけるガス送出量の調整又は停止
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各導管事業部は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な応急措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保す

る。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 各支部間の流用

ウ 他ガス事業者からの調達

(4) 車両の確保

社有車は常時稼働可能な態勢を整えており、主要な車両には無線機を搭載している。

(5) 供給停止等問い合わせ対応要員の派遣

供給停止等に係る市民からの問い合わせに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

5 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

施設	再供給手順
製造所	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。
整圧所	ガスの受入れ、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
高・中圧導管	(1) 区間遮断 (2) 気密試験(漏えい箇所の発見) (3) 漏えい箇所の修理
低圧導管と 需要家設備	(1) 閉栓確認作業 (2) 被災地域の復旧ブロック化 (3) 復旧ブロック内巡回点検作業 (4) 復旧ブロック内の漏えい検査 (5) 本支管・管内管漏えい箇所の修理 (6) 本支管混入空気除去 (7) 管内管検査及び管内の修理 (8) 点火・燃焼試験 (9) 開栓

(2) 供給再開時の事故防止措置

ガスの供給を再開する場合には、二次災害を防止するために、次のような点検等を行う。

施設	対応措置
製造施設	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。
供給施設	ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。
需要家施設	各需要家の管内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

第3節 エルピーガスの応急対策

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、エルピーガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	★	エルピーガス供給機関との連絡調整
関係機関	公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	—	エルピーガスの応急対策

2 目 的

災害発生時のエルピーガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の応急措置を実施するとともに、被災市民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

3 活動体制

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会は、協会に災害対策本部、支部に現地対策本部を設置する。

4 情報連絡体制

- (1) 一般電話、携帯電話、電子メール等により市との通信手段を確保する。
- (2) 通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 活動組織の機能

- (1) 協会災害対策本部の機能
 - ア 支部現地対策本部及び防災関係機関との連絡調整
 - イ 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
 - ウ 県内各支部への応援隊の派遣要請
 - エ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
 - オ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
 - カ 二次災害防止のための報道機関等を通じた広報活動
 - キ 支部現地対策本部の活動支援と調整
- (2) 支部現地対策本部の機能
 - ア 協会災害対策本部及び市災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
 - イ 緊急措置と応急措置
 - ウ 被害状況及び復旧状況の調査
 - エ 応急供給
 - オ 協会災害対策本部への応援隊の派遣要請
 - カ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請
 - キ 二次災害防止のための広報活動

6 災害への事前対策

(1) 応急活動関連資料の整備

災害発生時の緊急措置及び応急措置を円滑に行うため、次の書類を整備し、各支部事務所・安全点検センター及び支部長・副支部長の事務所に保管しておくものとする。

- ア 緊急連絡網(支部会員・官公庁・防災関係機関等)
- イ 災害対策組織図
- ウ 災害発生時の対応表
- エ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要
- オ 緊急資材等の保管場所の案内図等

(2) 教育・訓練

災害対策要員に対する教育及び訓練を実施する。

- ア 災害に関する知識
- イ 支部現地対策本部の設置訓練
- ウ 災害緊急措置(初期点検)・応急措置等の訓練
- エ 就業中及び就業時間外における参集訓練
- オ 高圧ガス防災緊急措置訓練
- カ 市及び自主防災組織等との防災訓練

7 災害発生時の対策活動

公益社団法人エルピーガス協会及びエルピーガス販売店は次のとおり災害発生時の対策活動を行う。

(1) 公共施設への対応

市災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

市災害対策本部との連携により、炊き出し施設にエルピーガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業が出来る体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のためにエルピーガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、エルピーガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、エルピーガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

◆ 資料編参照

- ※ 7-7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人エルピーガス協会相模原支部)
- ※ 7-8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書(公益社団法人エルピーガス協会津久井支部)

第4節 水道施設の応急対策

神奈川県企業庁は、大規模な災害の発生に際して、次の応急対策を実施することとしている。市は、給水に関する情報収集等の連絡調整を行うとともに、簡易水道区域について応急対策を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 所)	★	神奈川県企業庁との連絡調整
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	簡易水道区域における給水 簡易水道施設の応急対策
関係機関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	県営水道施設の応急対策

2 目 的

この計画は、台風・大雨等がもたらす風水害等の災害及び偶発的事故並びに長時間の停電等による大規模断水に対して、神奈川県企業庁及び都市建設局の組織及び職員の役割等を明確にし、水道施設等の被害の軽減と復旧の早期対応を図るとともに、応急給水活動時の迅速処理に努めることを目的とする。

3 対策本部の設置

神奈川県企業庁においては、企業庁長は、風水害等の災害及び事故並びに停電等による大規模断水が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、対策本部を設置し応急対策活動を組織的に進める。

簡易水道区域においては、都市建設局は災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。

4 応急対策

神奈川県企業庁は、企業庁災害対策計画等に基づいて、県営水道施設の応急対策を行う。

都市建設局は、緊急度の高い施設(病院、避難所等)を優先して、簡易水道の応急対策を行う。なお、消火活動への影響、消火栓への給水栓設置等がある場合は、消防との調整を行うとともに、他のライフライン機関と調整して、各地区のライフラインの復旧予定の整合を図る。

◆ 資料編参照

※ 7-15 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)

第5節 下水道施設の応急対策

1 基本方針

台風、集中豪雨時に、浸水被害の発生・拡大を防止するため、雨水排水施設等の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	下水道施設の応急対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	下水道施設の応急対策支援
	(社)相模原市建設業協会	—	下水道施設の応急対策への協力
	相模原造園協同組合等		
相模原市津久井地区建設業連絡協議会			

3 応急対策

雨水ます、管きょ、雨水調整池等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。また、調整池のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。

4 資機材・車両及び人員の確保

- (1) 下水道施設の応急復旧にあたっては、都市建設局、県、協定締結団体が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (2) 応急復旧は、市が備蓄する資器材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

◆ 資料編参照

- ※8-1 災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)
- ※8-2 災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)
- ※8-6 災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)
- ※8-20 災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※8-21 災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第6節 電話施設の応急対策

東日本電信電話(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	★	情報通信機関との連絡調整
関係機関	東 日 本 電 信 電 話 (株)	—	電話施設の応急対策

2 目 的

風水害等における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、風水害等発生時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

3 活動体制

(1) 体 制

ア 本社の体制

- (ア) 台風等の災害予報に関し警戒体制が発せられた場合及び台風等自然災害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動、その他の業務を行う。

イ 相模原市域における体制

- (ア) (株)NTT東日本—東京支店に災害対策本部を設置する。
- (イ) エリアには(株)NTT東日本—東京西現地対策本部がNTT立川ビルに設置され、NTT相模原拠点ビルと連携体制を執る。
- (ウ) 現地本部長((株)NTT東日本—東京西社長)のもと、市災害対策本部並びに関係機関と連携を図り災害復旧活動を行う。

(2) 要員確保

ア 相模原市域内における要員確保

- (ア) 台風等自然災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行う。
- (イ) 社員の配置、任務、作業内容等は別に定める。
- (ウ) 社員を非常招集する場合の連絡方法は別に定める。

イ 社内における広域応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法は別に定める。

4 情報収集・連絡体制

(1) 社内の情報連絡体制

- ア 台風等自然災害により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
- イ 本社から支店、支店から西会社((株)NTT東日本—東京西)・関係グループ会社及び災

害対策本部員、社員への周知等の連絡網を別に定める。

ウ 各エリア拠点と支店の災害対策本部の間にホットラインを開設し、情報連絡に当たる。

(2) 市及び関係機関との情報連絡体制

ア 災害時優先電話等で情報連絡体制をとる。

イ 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については速やかに関係する区市町村等に通報する。

ウ 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 応急措置

ア 災害により通信施設が被災し又は異常輻輳が発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

(ア) 臨時回線の確保

(イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用

(ウ) 中継順路の変更

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 規制等疎通確保

(カ) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

(キ) その他、必要な措置

イ 台風等自然災害による災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合、次の設備資機材の点検等を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護

(イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備

(ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 電話をつなぐ交換機などが被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車などにより通信を確保する。

(2) 被害状況の収集、確認

各エリア拠点で収集した状況は、(株)NTT東京本店に集約する。

(3) 資機材の調達

ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。

イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。

(4) 重要施設等への応急対応

ア 災害救助法が適用された場合(災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む)は、当該地域を受け持つNTTビルの窓口、災害対策本部、避難所、救護所などに臨時電話・電報受付所を設置する。

イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。

ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

エ 市及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先

的に対応する。

(5) 広域応援

必要に応じて、本社及び各支店から広域応援を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 復旧の手順

区 分	内 容
応急復旧工事	(1)設備等を応急的に復旧する工事 (2)原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
現状復旧工事	電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
本復旧工事	(1)被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 (2)電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の優先順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧については、次表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	(1)気象機関に設置されるもの (2)水防機関に設置されるもの (3)消防機関に設置されるもの (4)災害救助機関に設置されるもの (5)警察機関に設置されるもの (6)防衛機関に設置されるもの (7)運送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8)通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9)電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	(1)ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2)水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3)選挙管理機関に設置されるもの (4)新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの (5)預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6)国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(2) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(3) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部の下に調整を行う。

(4) 広域応援

必要に応じて、広域応援を要請する。

第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、東日本旅客鉄道(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

大規模な事故が発生した場合、あるいはおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策に全力を尽くす。

(ア) 災害対策本部は、横浜支社、八王子支社に設置する。

(イ) 現地対策本部は、地区長(地区長が到着するまでの職務代行は、駅長又は保守区長とする。)を本部長として被災現場に設置する。

(ウ) 復旧は、各施設の担当部門が現地に集結して行う。

イ 市との連携、調整

(ア) 災害発生時には、帰宅困難者対策等(風-52 第3章の「第3節 帰宅困難者対策」参照)について、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、各駅長が行う。また、橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅等の駅前混乱防止対策については、市が派遣する駅連絡員と十分に調整を行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における情報伝達

災害情報は、橋本CTCセンターに集約する。

(ア) 列車無線：列車と輸送指令及びCTCセンターとの連絡用

(イ) 専用電話：駅間の連絡用(テレスピ)

(ウ) 専用電話：CTCセンターと駅との連絡用

(エ) トランシーバー：駅構内での連絡用

イ 乗降客、駅利用客への情報提供

(ア) 構内放送を用いて広報を行う。

(イ) 停電時等構内放送が使用できない場合は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関との連絡

(ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。また、通信が途絶した場合は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

(イ) 緊急の場合は、最寄りの交番、消防署へ伝令を送る。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 降雨によるもの

線区ごとに規制区間を設け、「時雨量」、「連続雨量」又は「時雨量と連続雨量」を基に規制を実施する。

(ア) 速度規制

a 全列車の運転速度を15 km/h以下に制限する。

b 列車の運転速度を貨物列車は25 km/h以下、貨物列車以外は35 km/h以下に制限する。

(イ) 運転中止

運転を見合わせる。

イ 河川増水によるもの

線区ごとにけた下水位測定橋りょうを定め、けた下水位をもとに規制を実施する。

(ア) 速度規制

列車の運転速度を貨物列車は25 km/h以下、貨物列車以外の列車は35 km/h以下に制限する。

(イ) 運転中止

運転を見合わせる。

ウ 乗務員の措置

(ア) 運転中に危険を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、CTCセンター又は最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。

(エ) 車内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。

イ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導活動等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内(ホーム、コンコース等)においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

(ウ) 混雑時においては、駅員等をホームやコンコースに配備し、冷静な行動を呼びかける。

(エ) 出火防止に努める。

(オ) 駅構内の店舗等では営業を中止するなど必要な措置を講じ、混乱防止に努める。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 乗降客を構外に誘導する。

(ウ) 警察署との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 乗降客の誘導は、駅員及び乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所または空き地に誘導する。

イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員(橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅に限る)と連携して、最寄りの避難場所へ案内する。

また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(第3章の「第3節 帰宅困難者対策」参照)

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 被害の状況により救護所を開設する。

イ 負傷者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。

ウ 電車内又は駅で可能な限りの応急手当を行う。

エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により医療機関に搬送する。

オ 高齢者、幼児等を優先救護する。

6 代替輸送

他の交通機関が運行している場合、振替輸送の調整を行う。

第8節 小田急電鉄(株)の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、小田急電鉄(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	小 田 急 電 鉄 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 対策本部は、現地に駅長を本部長として設置する。

(イ) 本社にも対策本部を設置する。

(ウ) 本社と現地との連絡は運輸司令所が中継する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、相模大野駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 相模大野運輸司令所で情報を集約する。

(イ) 駅と司令所間の連絡は専用電話を用いる。

(ウ) 駅内の連絡手段としては、一般の電話回線の他に、携帯電話等を用いる。

(エ) 列車とは列車用無線を用いる。

イ 乗客、駅構内

(ア) 構内放送設備を用いて広報する。

(イ) 停電時は拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線で行う。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置を採る。

イ 乗務員の措置

(ア) 列車運転中に危険を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のよう

な場合は、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動状況等を報告する。

(イ) 車内放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。

(2) 駅舎内での措置

ア 危険箇所の安全確認を行う。

イ 構内放送により冷静な行動を呼びかける。

ウ 駅員を配置し、必要な安全措置を講じる。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内においては、駅員を、ホームやコンコースに配備するとともに、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

ウ 混乱発生時の対応、

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 客を構外に誘導する。

(ウ) 警察署との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、駅員等を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。

(イ) 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員(相模大野駅に限る)等と連携して最寄りの避難場所へ誘導する。

(ウ) 避難場所は、相模大野駅は相模大野中央公園、その他の駅は市が指定する避難所等とし、避難者には、避難先の地図を配る等の対応をする。

また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(第3章の「第3節 帰宅困難者対策」参照)

イ 列車乗客の避難

(ア) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。

(イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。

(ウ) 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

5 救出・救護活動の対応

(1) 救出活動

- ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。
- イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 駅長は救護班を指揮して負傷者の救護に当たるとともに、救急機関と緊密な連絡を取り、旅客の生命の安全を図る。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な歩合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) 歩いて帰宅する人に対して、情報の提供を行う。

第9節 京王電鉄(株)の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、京王電鉄(株)はおおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	京 王 電 鉄 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

大規模な事故が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策に全力を尽くす。

(ア) 各駅で現地の対策本部が設置される他、本社に対策本部を設置する。

(イ) 事故現場等に対策本部を設置する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、橋本駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 一斉通信

運転指令からの一斉通信により、駅への情報伝達を行う。

(イ) その他通信

a 情報連絡は、一般電話回線のほかに、携帯電話等を用いる。

b 列車との連絡は、列車用無線を用いる。

c 事故現場からは、沿線電話及び携帯無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

(ア) 構内放送設備を用いる。

(イ) 停電時は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置を採る。

イ 乗務員の措置
車内放送により、冷静な行動を呼びかける。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかけるなどの安全措置を図る。
イ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導活動等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内(ホーム、コンコース等)においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

(ウ) 混雑時においては、駅員をホームやコンコースに配置し、冷静な行動を呼びかける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 客を構外に誘導する。

(ウ) 警察署との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

イ 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の広場に集合したあと、警察官や市が派遣する誘導員(橋本駅に限る)等と連携して、最寄りの避難所等へ誘導する。また、一時滞在施設が開設された場合は、同施設へ旅客等を案内する。(第3章の「第3節 帰宅困難者対策」参照)

ウ 列車が駅間で停止した場合は、高架から乗客を避難させる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講じるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。

イ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。

ウ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

(1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。

(2) バス乗降場所は、橋本駅北口に臨時に設置する。

第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策

神奈川中央交通(株)は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整
関係機関	神 奈 川 中 央 交 通 (株)	—	旅客輸送の応急対策

2 災害時の初動活動

大規模な災害が発生した場合は、次の措置を採る。

- (1) 電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するため、電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保
- (4) 防火用設備及び用品の点検
- (5) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (6) 運行を中止した車両の分散配置
- (7) 市への協力及び応援要請

3 情報連絡体制

市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線を用いる。

また、通信が途絶した場合等は市災害対策本部に、緊急の場合は最寄りの消防署等へ、伝令を派遣する。

4 運行中の乗務員の措置

- (1) 運転中止の措置

乗務員は、災害による危険を感知した場合直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

- (2) 停車措置

停車措置は次のような場所を避けるとともに、やむを得ず車内客を乗せたまま移動するときはその旨を乗客に告げるものとする。

ガソリンスタンド	高圧線の真下	崖崩れのおそれのある場所
高圧ガス貯蔵所	交差点	路肩に危険性のある場所
有毒ガスの発生しやすい場所	橋の上又は下、急坂	冠水危険のある場所
崩れやすい建物付近	歩道橋の下	消火栓の付近
電柱、塀の脇	土砂崩れのおそれのある場所	その他危険と思われる場所

5 旅客の避難誘導

旅客の避難誘導に当たっては、次の点に留意し実施するものとする。

- (1) 旅客の避難誘導は沈着冷静に行い、混乱防止に努める。
- (2) 避難誘導は、負傷者、幼児、高齢者等を優先して行う。
- (3) 現場で、警察官あるいは消防署員等の指示があるときは、それに従い誘導する。

6 旅客の救護

旅客に死傷者等が発生した場合はその救護に努め、最寄りの病院に収容、若しくは安全な場所に一時移すなど最善の措置を講じるものとする。

7 営業所への連絡

- (1) 乗務員は、被害状況及び措置状況を、電話、その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 被災地以外にあっても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努めるものとする。

8 交通規制等への対応

警察官による交通規制あるいは公的関係機関による他の規制。指示がある場合は、それに従うものとする。

9 情報連絡

市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。

第16章 文教対策

1 基本方針

教育局は、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	教育局（教育環境部、学校教育部、生涯学習部）	●	応急教育(教育施設、給食、学用品等対策)児童・生徒の安全確保、応急教育(学習指導、教員配置等対策)、施設利用者の安全確保、文化財対策
	健康福祉局(こども育成部)	●	応急保育、園児の安全確保
関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等
	小・中学校及び教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施

3 学校(市立小・中学校)及び教育機関の基本的事項

- (1) 災害発生時における学校等の役割は、児童・生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることを基本とする。
- (2) 学校は避難所として、また救護所としての機能を合わせ持つため、校長等は市が実施する災害対策との連携に努め、避難所の開設・運営について支援、協力を行う。
- (3) 災害発生時における教育機関の役割は、施設利用者の安全確保に努めることを基本とする。

4 災害対応

(1) 教育局の災害対応

- ア 教育局は、災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、応急教育などの防災対策について、指導・助言、情報提供を行う。
- イ 教育局は、早期に学校施設等の復旧整備、教員の確保などを図り、授業の再開に努めるとともに、通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。また、所管する教育機関の早期復旧に努める。
- ウ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設の設置、公共施設の利用などにより授業の早期再開を図る。
- エ 教育局は、学校の避難所への支援・協力の関わり方について、指導・助言、情報提供を行う。
- オ 教育局は、児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講じる。
- カ 教育局は、市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局各部の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。

(2) 学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校マニュアル(学校安全の手引き)による。

ア 学校は、災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。

なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。

また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。

イ 学校は、災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。

ウ 学校は、休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。

エ 学校は、児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講じる。

(3) 教育機関の災害対応

ア 施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。

イ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局又は区本部に報告する。

ウ 災害時活用施設として位置付けられる教育機関の施設管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設の運営について支援・協力を行う。

(4) その他

避難所となる学校における情報伝達手段として、地域防災無線、PHSを活用する。

5 教職員の非常参集体制

教職員の参集の判断は、校長が決定する。

6 幼稚園、私立学校等の災害対応

健康福祉局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、災害発生時においては、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

7 文化財

(1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、消防局に報告するとともに教育局に被災状況を報告する。

(2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう所有者又は管理者に対し指示する。また、県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

8 応急保育

健康福祉局は、各保育所と連携して、園児の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急保育体制を整える。

(1) 園児のり災状況調査

保育所長は、園児のり災状況を調査する。

(2) 職員及び保護者に対する指示事項の徹底

保育所長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

(3) 乳幼児の受入れ

保育所長は、受入れ可能な乳幼児を保育所において保育する。

(4) 早急な保育再開の措置

保育所に被災者が避難した場合において、長期間にわたり保育所として使用できないときは、関係各局と協議して早急に保育ができるよう措置する。

(5) 平常保育の再開

保育所長は、災害の推移を把握し、健康福祉局と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(6) 育児用品の確保

関係団体を通じて、粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、ポット、ベビーベット、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、神奈川県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

第17章 孤立対策

1 基本方針

土砂災害等により山間地域の交通、電話が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	孤立状況の情報収集
	関 係 各 局	★	孤立地区への支援
関係機関	神 奈 川 県	—	ヘリコプターによる支援等

3 孤立状況の情報収集

区本部は、各地区に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

4 ヘリコプターの要請

本部長は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

5 救出・救助

関係各局は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、災害時要援護者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣し対応するような措置を採る。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業に当たる。

(5) 食料・物資等の搬送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

区本部は、孤立地区の情報を収集し、本部事務局から県を通じてヘリコプターにより必要

な物品を空輸する。

(6) 道路の応急復旧

孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

◆ 資料編参照

※ 1 4 - 1 3 孤立対策推進地区一覧表

第18章 災害救助法関係

1 基本方針

市内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、市長は直ちに県知事に報告し、この法律に基づく救助を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	★	災害救助法の適用申請(書類作成等)
		●	災害救助法の運用(書類作成等)
	関 係 各 局	★	災害救助法による各種救助の実施
関係機関	神 奈 川 県	—	災害救助法の適用及び救助の実施等

3 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

4 実施機関

災害救助法に定める救助の実施は、県知事が行う。ただし、県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助に関する事務の一部を市長が行うことができる。

なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長が自ら救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

5 救助の種類

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害の程度が次の各号の一に該当する場合に適用される。

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	150 以上	施行令第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	施行令第 1 条第 1 項第 2 号
		75 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
		多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		多 数
(厚生労働省令で定める特別の事情) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。			厚生労働省令第 1 条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき		施行令第 1 条第 1 項第 4 号
	(厚生労働省令で定める基準①) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 1 項
	(厚生労働省令で定める基準②) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 2 項

注) 滅失世帯数の算定は、全壊・全焼・流失を 1、半壊・半焼を 2 分の 1、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を 3 分の 1 として換算する。床下浸水、一部破損は換算しない。

7 災害救助法の適用手続き

市災害対策本部は、災害救助法の適用要請に関する次の手続きを行う。

- (1) 災害に際し、市内における災害が前記 6 の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、市災害対策本部が決定し、健康福祉局は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するとともに、その後の処理に関して県知事の指揮を受ける。

8 適用後の救助の実施

関係各局は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を市災害対策本部に逐次報告する。

健康福祉局は、関係各局の協力を得て、災害救助法に関する運用（報告書類の作成等）を行う。

◆ 資料編参照

※ 2 - 7 災害救助法による被害状況認定基準

※ 1 4 - 1 5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

2 災害復旧・復興計画

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 公共施設等の災害復旧事業

第1節 災害復旧事業計画の策定

1 基本方針

被災した公共施設については、災害応急対策による応急復旧の終了後、被災施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するため、被害の程度を検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じて適切な復旧事業計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業計画の策定

3 復旧事業計画の対象

災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川災害復旧事業計画
 - イ 道路災害復旧事業計画
- (2) 都市災害復旧事業計画
 - ア 街路災害復旧事業計画
 - イ 公園施設災害復旧事業計画
 - ウ 市街地埋没災害復旧事業計画
- (3) 農業施設災害復旧事業計画
- (4) 下水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 医療施設(市有施設)災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

1 基本方針

法律等により国が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業について、その事業費の決定に当たっては、主務大臣が県知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき行うこととしている。

このため、関係各局は災害復旧事業の計画及び実施に当たっては、関係法令の定めるところにより資料の収集・作成、実地調査等に十分配慮し、災害復旧事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業の実施等
関 係 機 関	関 係 機 関	—	災害復旧事業の実施支援等

3 法律等により国が負担又は補助する事業

国が全部又は一部を負担し、又は補助をする法律等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和37年建設省都市局長通達第194号)
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (10) 災害時における廃家電製品の取扱いについて(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知第398号)

第3節 激甚災害の災害復旧事業

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受けるよう手続きを行い、指定後は、激甚法に基づき災害復旧事業を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	激甚法による指定手続き及び復旧事業の実施等
関 係 機 関	神 奈 川 県 そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	激甚法による指定手続き及び復旧事業の実施支援等

3 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて閣議決定し、これらを政令で指定する。

4 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。県知事は、激甚災害に関する調査及び資料の作成を行い内閣総理大臣に報告する。

5 特別財政援助の交付に係る手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県担当部局に提出し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

6 激甚法に定める事業

(1) 激甚法に定める財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の特別の財政援助及び助成

(2) 上記以外の復旧事業においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行に当たっては、次の資料を可能な限り確保するものとする。

- ア 被災状況のわかる写真
- イ 設計書・工事図面等
- ウ 工事写真
- エ 完成写真
- オ その他復旧事業の概要を把握できる資料

第2章 被災者への生活支援

第1節 り災証明の発行

1 基本方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税等の減免・徴収猶予措置、各種保険の請求などを行うに当たって必要とされるため、早期かつ適切に発行する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 役 所	▲	り災証明の発行(火災を除く)
	企 画 市 民 局 (税 務 部)	▲	り災証明の発行における調査内容説明(火災を除く)
	消 防 局	▲	り災証明の発行(火災に限る)

3 り災証明の対象

り災証明は、その対象となる建物等の所有者及び占有者等の申請に基づき、区役所又は消防局が発行する。

(1) り災台帳

り災証明の発行は、企画市民局による被害調査の結果に基づき作成した、り災台帳により行う。

(2) 申請及び発行窓口

り災証明の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター等とする。なお、地震火災によるり災証明の発行は、各消防署・分署等で行う。

(3) 申請方法

申請は、原則として窓口で直接行うものとする。なお、災害による負傷等のため直接申請できない場合は、郵送等による申請を受け付ける。

(4) 再調査の申出

ア 被災者は、り災証明の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとする。

イ 企画市民局は、再調査の申出があった建物に対し、迅速に再調査を実施し、結果を連絡する。

4 り災証明の発行に関する広報

り災証明の発行は、広報紙等により周知する。

第2節 義援金・義援品の受領配分

1 基本方針

市及び関係機関は、寄せられた義援金品を受け付けて、迅速、確実かつ適正に被災者に配分するよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (財 務 部)	▲	義援金の保管
	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	▲	義援金品の受領・配分
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	▲	義援品の受領・配分
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	義援金の配分等
	関 係 団 体	—	義援金品の受領配分への協力

3 義援金の受領・配分計画

(1) 義援金の受付、保管

健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、企画市民局が保管する。

(2) 義援金の配分計画

ア 県が、市及び日本赤十字社等の関係団体を構成員とする義援金配分委員会を設置した場合は、市が保管する義援金は、県の義援金配分委員会に送付する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについては、この限りではない。

イ 健康福祉局は、必要に応じて関係団体を構成員とする市の義援金配分委員会を設置し、次の事項を審議、決定する。

(ア) 義援金の配分計画の策定

(イ) 義援金の受付・配分に係る広報活動

(ウ) その他、義援金に関する必要事項

(3) 義援金の配分

健康福祉局は、県又は市が設置した義援金配分委員会が決定した配分計画に基づき義援金を配分する。

4 義援品の受領・配分計画

(1) 義援品の受付

環境経済局は、他都市等から拠出された義援品について、あらかじめ指定された場所で受け付ける。

(2) 義援品の保管

環境経済局は、受領した義援品の保管場所について、災害の状況等を勘案し、次の施設から選定する。

第1次 淵野辺公園（市立相模原球場、銀河アリーナ）、市体育館

第2次 相模原勤労者総合福祉センター、県津久井合同庁舎

(3) 義援品等の配分計画

環境経済局は、健康福祉局と連携し、生活必需物資供給対策と併せて義援品の活用を図る。

5 関係団体との協力

環境経済局及び健康福祉局は、義援金品の受領・配分について、県、日本赤十字社等の関係団体と連携を図り、相互に協力する。

第3節 被災者への経済的支援

1 基本方針

市、県及び関係機関等は、被災者への経済的支援として、関係法令等に基づき、災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の支給を行うとともに、災害援護資金や住宅復興資金の貸付け等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	▲	災害弔慰金等の支給、被災者生活再建支援金の窓口業務、災害援護資金の貸付け等
関 係 機 関	県 社 会 福 祉 協 議 会	—	生活福祉資金の貸付け
	神 奈 川 県	—	被災者生活再建支援金の支給

3 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

健康福祉局は、この被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

(4) 災害見舞金の支給

健康福祉局は、相模原市小災害見舞金支給要綱(昭和40年4月)に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を支給する。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金を支給しないことができる。

4 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付け

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第9号)に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付けを行う。

5 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設、購入、補修、移転及びそれに伴う宅地の整備、土地の購入、借地権の取得を行うのに必要な災害復興住宅資金の融資を行うことができる。

市は、被災者に対し、この融資制度に関する情報提供を行う。

◆ 資料編参照

- ※14-16 住宅金融支援機構による災害復興住宅資金融資の概要
- ※14-17 住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要
- ※14-18 生業資金の融資制度
- ※14-19 相模原市災害緊急対策特別融資要綱
- ※14-20 相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※14-21 相模原市小災害見舞金支給要綱
- ※14-30 生活福祉資金の概要
- ※14-31 生活再建支援金の概要

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興体制の確立

1 基本方針

被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。

そのために、迅速に災害復興体制を確立して、被災状況調査を行い、復興計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	▲	復興本部の設置・運営
	都市建設局(まちづくり計画部)	▲	復興本部の設置・運営
	関 係 各 局	▲	被災状況調査、復興本部での活動
関係機関	関 係 機 関	—	被災状況調査の報告・支援

3 復興計画のための被災状況調査

関係各局は、復興計画を策定するために、その事業対象地域の被災状況について、次のような項目を把握する。

(1) 市街地復興に係る調査

建築物等の被災状況、特定の復興地区に関する従前の権利関係等

(2) 生活再建支援に係る調査

り災証明の根拠となる住宅の被災状況、離職者数等

(3) 地域経済の復興に係る調査

工場及び商店街、産業基盤施設等の物的被害状況、業種別被害額、事業停止期間、地域経済への影響等

(4) 復興モニタリング

復興対策や事業の修正の必要性等を検討するための復興状況の調査

4 復興計画の策定

企画市民局は、被災状況調査に基づき、市民の理解の下に都市の将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう復興計画を作成し、推進する。

(1) 復興計画の策定

復興計画で規定すべき事項は、次のとおりである。

なお、都市復興、産業復興など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定し、相互の整合性を確保する。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

- エ 復興の目標年
- オ 復興計画の対象地域
- カ 個々の復興施策の体系
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

(2) 計画策定のプロセス

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。災害復興本部に関する事務は、市街地・都市基盤施設等のハード関係を都市建設局が、被災者・地域経済等のソフト対策を企画市民局が担当する。

災害復興本部では、学識経験者、市民の意見反映、庁内各部、県、国等との調整に基づき、復興計画の基本方針の策定、復興計画の策定を行う。

なお、復興計画を策定していく過程においては、市民等との合意形成に努めるとともに、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。

第2節 市街地・都市基盤施設の復興

1 基本方針

災害復興計画に基づき、被災地復興のハード対策として、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	▲	市街地、都市基盤施設の復興に関する総合調整
関 係 機 関	神 奈 川 県 そ の 他 の 関 係 機 関	—	市街地、都市基盤施設の各種復興及び支援対策

3 市街地の復興

(1) 市街地復興の流れ

都市建設局は、市街地の復興に関して、おおむね次の流れで実施する。

- ア 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の策定
- イ 復興対象地区の設定
- ウ 建築制限の実施
- エ 都市復興基本計画の作成・事業実施
- オ まちづくり計画の作成・事業実施（法定区域以外の地域を対象）

(2) 防災都市づくり

都市建設局及び県は、市街地の整備改善に際して、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)を活用するとともに、市民の合意形成に努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 都市基盤施設の復興

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するという本格的な復興の3つの段階に分けられる。

市及び関係機関等は、次の都市基盤施設の整備に関して、それぞれの基本方向に沿って復旧・復興を行う。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園及び河川などの骨格的都市基盤の整備
- (2) 防災安全街区の整備
- (3) ライフラインの地中化などの耐震性の強化
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

第3節 生活再建・地域経済の復興支援

1 基本方針

災害復興計画に基づき、被災地復興のソフト対策として、被災者への生活再建及び地域経済の復興支援対策を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	▲	生活再建、地域経済の復興支援に関する総合調整
	関 係 各 局	▲	生活再建、地域経済の復興支援対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活再建、地域経済の各種復興及び支援対策
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 生活再建支援

関係各局は、一般被災者の生活再建支援のために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 住宅・宅地を失った人に対する支援

企画市民局及び県は、住宅復興に関する情報提供、自己再建の支援、災害公営住宅の供給等を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(2) 雇用を失った人に対する支援

県は、国・労働関係団体等と連携して雇用対策を実施し、市は、雇用対策に関する情報提供を行う。

(3) 被災者への経済的再建支援

関係各局及び県は、前述した災害弔慰金の支給等の他に、税や保険料、公共料金・使用料等の納期の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(4) 精神的支援

健康福祉局及び県は、被災者の精神保健活動支援のため、訪問相談や地域拠点の設置などを行う。

(5) 災害時要援護者を対象とした支援

健康福祉局、総務局及び県は、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施するとともに、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報や、り災証明、就労、労働、住宅等に関する相談、帰国手続きに関する相談等、必要な各種支援を行う。

4 地域経済の復興支援

関係各局は、経済基盤が脆弱な中小企業等の自立支援、地域経済全体の活性化の支援等を行うために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 個々の事業者を対象とした施策

ア 被災中小企業者や農林業者への公的融資制度の紹介など総合相談体制の整備(環境経済

局)

イ 金融・税制面での各種支援(企画市民局、環境経済局)

ウ 仮設賃貸工場の設置、仮設店舗の建設補助など事業の場の確保(環境経済局)

エ 農林業施設の災害復旧事業等の推進(環境経済局)

オ 既存融資制度の活用促進(環境経済局)

カ 物流ルートに関する情報提供(環境経済局)

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策

ア 被災地全体を対象としたイベント実施やプロジェクト誘致(企画市民局、環境経済局)

イ 観光・地場産業の広報活動(総務局、環境経済局)

ウ 地域特性に応じた新産業の創出・育成(環境経済局)

エ 既存産業の高度化促進(環境経済局)

3 特殊災害対策計画

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

1 基本方針

鉄道、道路、航空、危険物等の特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、市は、特殊災害情報連絡体制(レベル0)、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

特殊災害における配備体制等の概要は、次に記載する。

2 市災害対策本部設置以前の体制

市災害対策本部を設置する以前の体制は、次のとおりである。

(1) 特殊災害情報連絡体制(レベル0)

危機管理監は、気象情報や災害予測情報等を迅速に把握し、必要な職員を動員し、特殊災害情報連絡体制(レベル0)を確立する。

(2) 特殊災害初動体制(レベル1)

ア 特殊災害初動体制(レベル1)の確立

危機管理監は、市域に特殊災害が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により職員を動員し、特殊災害初動体制(レベル1)を確立する。

イ 特殊災害初動体制(レベル1)の配備人員

特殊災害初動体制(レベル1)は、危機管理監、副消防局長、防災主管課職員(危機管理室、消防局指令課(指令課長の指名する職員))、消防局であらかじめ必要と認める人員及び区役所(区長の指名する職員)で構成する。

(3) 特殊災害警戒本部体制(レベル2)

ア 特殊災害警戒本部の設置・動員

危機管理監は、市域に特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害への警戒活動等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により特殊災害警戒本部を設置し、職員を動員する。

イ 特殊災害警戒本部の配備人員

特殊災害警戒本部は、特殊災害初動体制(レベル1)及び本部事務局員、各局があらかじめ必要と認める人員で構成する。

ウ 特殊災害警戒本部の組織等

特殊災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとするが、本部長は危機管理監とする。

3 市災害対策本部の設置

市長は、市域に特殊災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、その指示により市災害対策本部を設置する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部は、災害対策本部の事務を行うため、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

現地災害対策本部長は、副本部長若しくは本部員の中から指名する。

また、現地災害対策本部長は、次の行為を行う。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令要請
- (3) 警戒区域の設定要請
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- (5) 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

5 動員の発令

市長又は危機管理監は、特殊災害に対して別表に定める特殊災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、特殊災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

別表 特殊災害における配備体制の基準

レベル	種別	配備基準	配備人員	主な活動
0	特殊災害 情報連絡 体制	(1) 次の警報等が発表されたとき。 ① 火災警報 ② 大雪警報 ③ 暴風雪警報 (2) その他、危機管理監が必要と認められたとき。	(1) 警防・救急課長 (2) 指令課長 (3) 防災主管課職員 (4) 土木部、消防局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 防衛体制の検討 (3) 防衛資機材の点検 準備
1	特殊災害 初動 体制	(1) 警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (2) 局地的な被害が発生したとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認められたとき。	(1) 危機管理監 (2) 副消防局長 (3) 防災主管課職員 (4) 土木部、消防局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 警戒活動
2	特殊災害 警戒本部 体制	(1) 複数箇所でも地的な被害が発生したとき、 又はそのおそれがあるとき。 (2) その他、危機管理監が必要と認められたとき。	(1) 本部長（危機管理監） (2) 防災主管課職員 (3) 本部事務局員 (4) 各局があらかじめ必要と認める人員 (5) 消防局職員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 警戒活動 (4) 応急活動
3	災害 対策本部 体制	(1) 大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他、市長が必要と認められたとき。	(1) 本部長（市長） (2) 全職員	総力を集中した災害対策活動

注1) 特殊災害警戒本部体制(レベル2)における特殊災害警戒本部長は、危機管理監とする。

注2) 防災主管課職員とは、危機管理室、消防局指令課及び区役所の職員であり、そのうちレベルに忠じ所属長が指名する職員とする。

注3) 市長又は危機管理監は災害の種類、規模、発生時期、その状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

第2章 鉄道災害対策

1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、市、鉄道事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

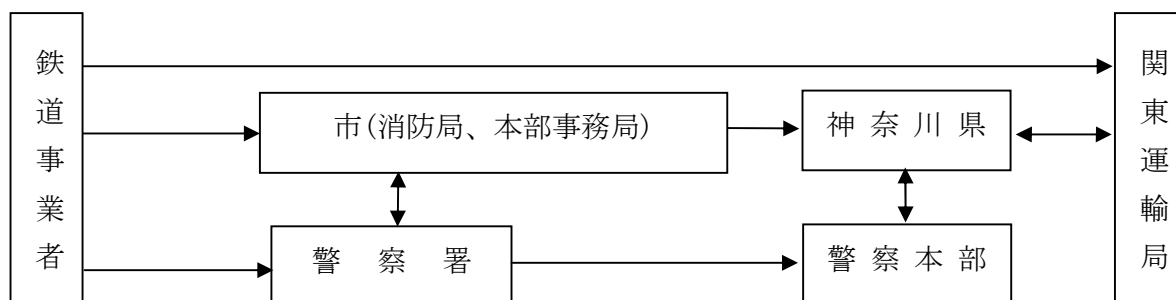
2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり計画部)	★	鉄道事業者との連絡調整等
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達
	区 本 部 事 務 局	★	情報伝達
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道災害の防止対策
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	神 奈 川 県		
	警 察		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（関東運輸局）、警察及び市に連絡し、本部事務局は県に連絡する。



(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う(覚知後30分以内)。

直接即報基準に該当する災害(列車火災)を覚知した場合

ア 通信の途絶等により知事に報告することができない場合

イ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、危機管理監は、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、市長は災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 負傷者の救出・救助及び医療救護
- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 周辺市民への避難の勧告・指示
- オ 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- カ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- ウ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 続発事故の防止
- イ 負傷者の救出・救助・救急
- ウ 警察、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 初期消火活動及び消火活動への協力
- オ 他路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- カ 利用客への災害広報の実施
- キ その他必要な措置

第3章 道路災害対策

1 基本方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害が発生した場合は、市、各道路管理者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	道路管理者との連絡調整等
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動	
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路災害の防止対策
	神 奈 川 県		
	警 察		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

大規模な道路災害が発生した場合、各道路管理者は、速やかに国土交通省に連絡する。
 県は、国土交通省から受けた情報を、市及び関係機関等に連絡する。

(2) 被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う(覚知後30分以内)。

ア 直接即報基準に該当する災害(トンネル内車両火災)を覚知した場合

イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合

ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、市長は災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 負傷者の救出・救助及び医療救護
- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 交通量の多い道路で災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に行う。
- ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

7 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察、交通機関への連絡等
- イ 道路障害物の除去、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

第4章 航空災害対策

1 基本方針

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、市、航空運送事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

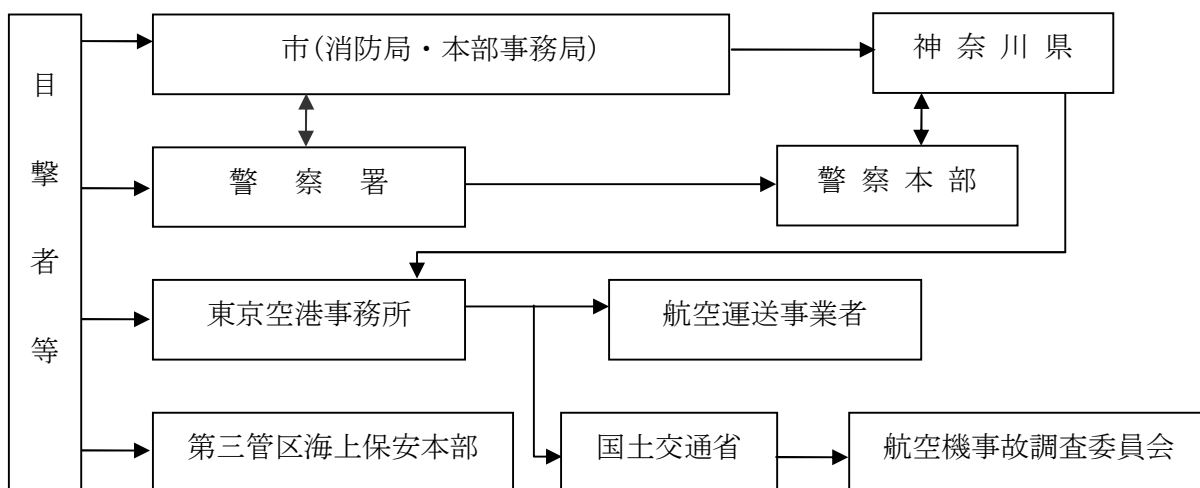
	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 (企 画 部)	★	航空運送事業者との連絡調整等
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達
	区 本 部 事 務 局	★	情報伝達
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	神 奈 川 県	-	航空災害の防止対策
	警 察		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 民間航空機の場合

航空災害が発生した場合、目撃者等は、速やかに市、警察等に連絡し、本部事務局は、県に連絡する。

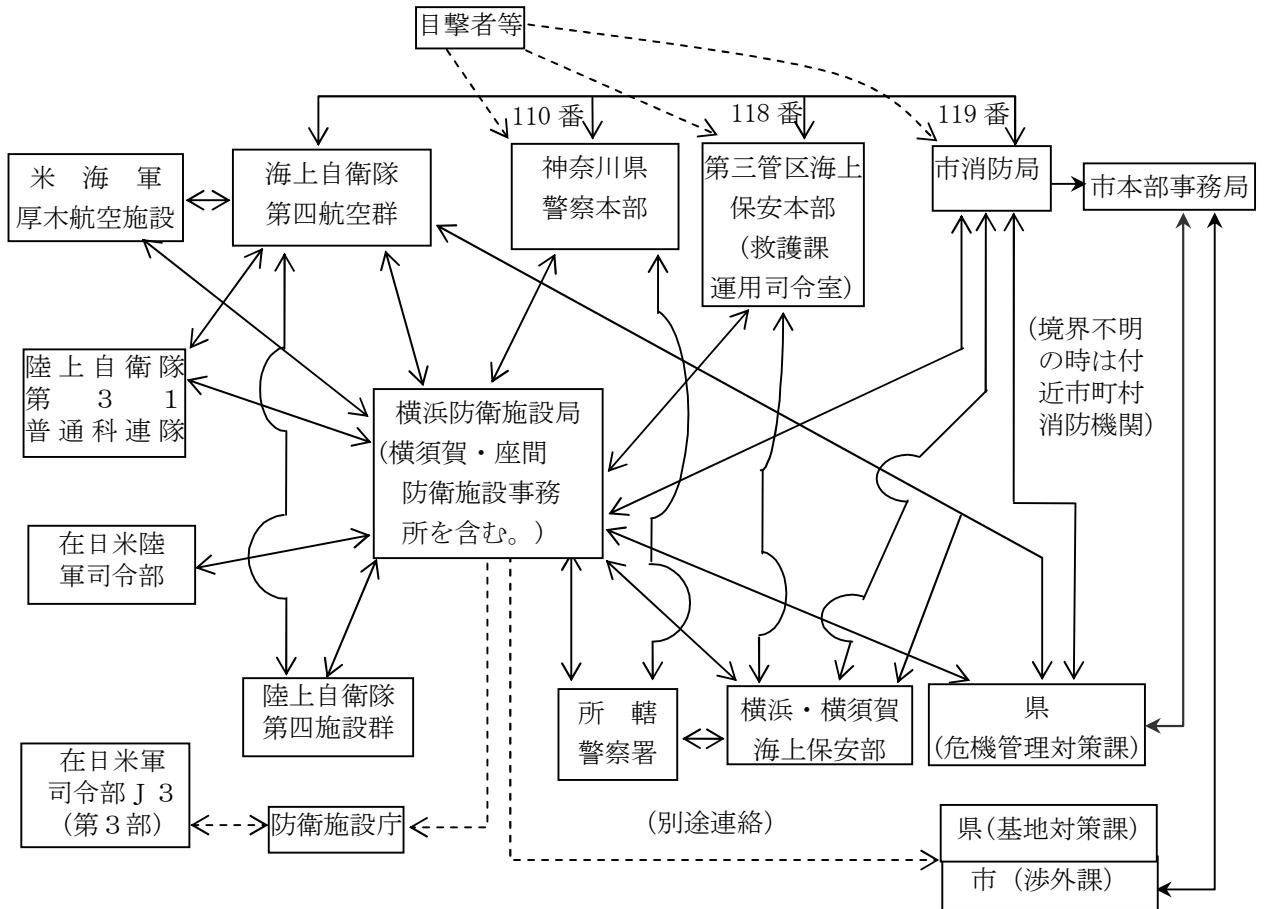


前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、市、関係機関等に連絡する。

イ 米軍機又は自衛隊機の場合

航空事故等連絡協議会による航空事故等に係る緊急措置要領に基づき、連絡等を行う。



(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う(覚知後30分以内)。

- ア 直接即報基準に該当する災害(航空機火災)を覚知した場合
- イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、市長は災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 負傷者の救出・救助及び医療救護

- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- オ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、次に掲げる必要な措置を講じる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

- ア ヘリコプターなど多様な手段を活用して捜索を実施する。
- イ 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- ウ 航空機が人家密集地へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- エ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 関係事業者等の対策活動

(1) 関係事業者

関係事業者は、発災後速やかに事故対策本部等を設置し、災害の拡大防止に必要な措置を講じる。

(2) 東京空港事務所

航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により捜索救難措置を行う。

(3) 海上自衛隊第4航空群(自衛隊機)

航空事故等連絡協議会規約に基づく、航空事故等に係る緊急措置要領により、応急救助活動を行う。

(4) 横浜防衛施設局(米軍機)

連絡所を設置し、通信・輸送対策等を実施する。

第5章 危険物等災害対策

第1節 危険物等応急対策

1 基本方針

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物又は有害物質(以下「危険物等」という。)の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、市、関係事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

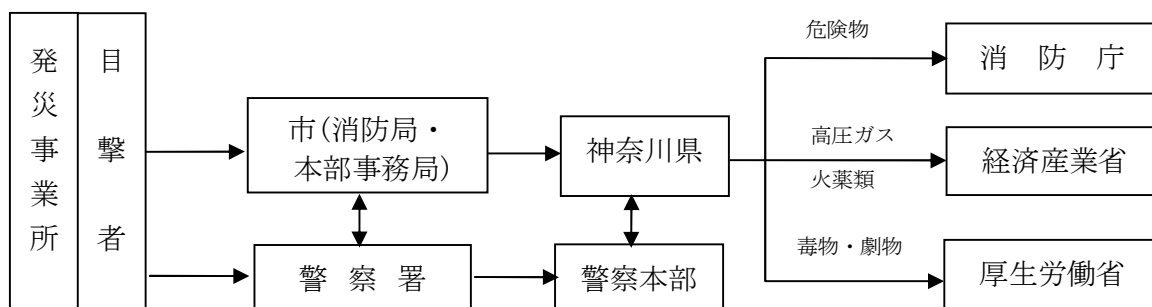
2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 所)	★	毒物・劇物の災害防止対策
	環 境 経 済 局 (環 境 共 生 部)	★	有害物質の状況把握・情報提供等
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達
	区 本 部 事 務 局		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	警 察	—	危険物施設等の災害防止対策
	神 奈 川 県	—	高圧ガス・火薬類・毒物劇物施設等の災害防止対策

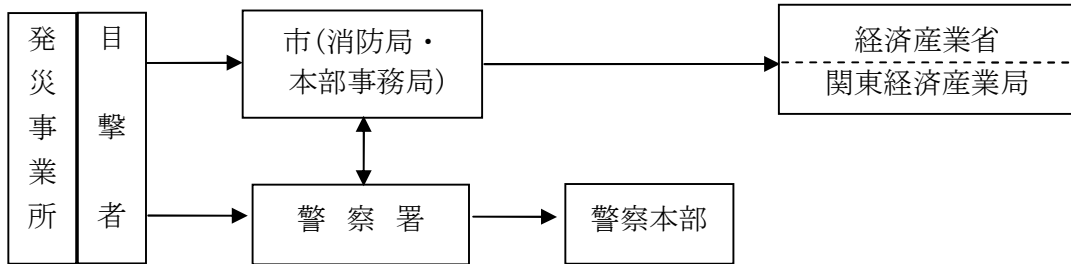
3 災害情報の収集・連絡等

(1) 事故情報等の連絡

危険物等による災害発生時の連絡は、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりであり、関係事業者等は、市、県及び警察に連絡し、本部事務局は県に連絡する。



【都市ガス事故発生時】



(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う(覚知後30分以内)。

ア 「直接即報基準」に該当する災害を覚知した場合

イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合

ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

◆直接即報基準(危険物等に係る事故)

- 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 負傷者が5名以上発生したもの
- 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響をあたえたもの
- 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で次に該当するもの
 - ・海上、河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等を要するもの
 - ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(4) 関係者等への情報提供等

本部事務局は、関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供を行う。

4 石油类等危険物対策

石油类等危険物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

(1) 事業者

ア 発火源の除去、石油類の流出、拡散防止策等の応急措置をとるとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。

- イ 貯蔵容器等が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する。
- ウ 上記の措置を採ることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて付近の市民の避難誘導を行う。
- エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び石油類等の保有量、位置、消火設備等について消防隊に報告する。

(2) 消防局、消防団

- ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止させるとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行うよう、状況に応じて指導する。
- イ 混触火災による出火防止措置と初期消火活動を実施するとともに、タンク破壊等による流出及び異常反応、広域拡散の防止措置と応急対策を行うよう、状況に応じて指導する。
- ウ 被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
- エ 災害の状況により、警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置を講じる。
- オ 危険物が大量流出した場合、関係機関と協力して直ちに防除活動を行う。

(3) 環境経済局

- ア 危険物が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力して環境モニタリングを行い、汚染区域の状況を把握する。
- イ 危険物が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察

- ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 危険物等が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

5 高圧ガス対策

高圧ガスによる災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

(1) 事業者

- ア 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置を採るとともに、事故が発生した場合は、警察署及び消防署に直ちに通報する。
- イ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移動する。
- ウ 上記の措置を講じることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて周辺の市民の避難誘導を行う。
- エ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- オ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガスの保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。

(2) 消防局、消防団

- ア 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。

イ 高圧ガス施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。

ウ 災害の状況により、警戒区域を設定し、高圧ガス施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講じる。

(3) 警察

ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(4) 県

ア 高圧ガス施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。

イ 警察署、消防局及び消防団と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置を採る。

6 火薬類対策

火薬類による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

(1) 事業者

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止するとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口等を目張り等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置を採り、危険区域内の市民を避難させるための措置を講じる。

エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

(2) 消防局、消防団

ア 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。

イ 災害の状況により、警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報等、必要な措置を講じる。

(3) 警察

ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 火薬類の引火爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(4) 県

ア 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。

イ 警察署及び消防局と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置を採る。

7 毒物・劇物対策

毒物、劇物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

(1) 事業者

- ア 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏えい防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。
- イ 上記の措置を講じることができないとき又は必要と認められるときは、従業員及び付近の市民に対して、避難の誘導を行う。
- ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

(2) 消防局、消防団

- ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- イ 災害の状況により、警戒区域を設定し、毒物・劇物の保管施設の周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置を採る。

(3) 健康福祉局

- ア 毒物・劇物製造(輸入)業者以外の事業者(販売業者、届出事業者、その他の業務上取り扱う事業者)の監視指導権限は市長であり、この保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。
- ウ 災害の状況により、住民健康被害相談の実施及びその広報などを行う。

(4) 警察

- ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 毒物・劇物が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(5) 県

- ア 毒物・劇物製造(輸入)業者の保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が河川等に大量流出した場合は、国、市とともに関係機関の協力を得て、その処理など必要な措置を講じる。

8 有害物質対策

有害物質による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

(1) 事業者

- ア 周辺の発火源の除去、有害物質の安全な場所への移動、又は流出・拡散防止対策等の応急措置をとるとともに、警察署、消防局、環境経済局に直ちに報告する。
- イ 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認められるときは、従業員及び付近住民に対して、避難の誘導を行う。
- ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の有害物質の保有量並びに保有位置等について報告する。

(2) 消防局、消防団

- ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼防止、有害物質による汚染区域

の拡大を防止する。

イ 災害の状況により、警戒区域を設定し、有害物質取扱施設等の周辺市民の避難誘導及び広報活動など、必要な措置を採る。

ウ 有害物質が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。

(3) 環境経済局

ア 災害の状況により、消防局と連携を密にして、有害物質による汚染区域の的確な状況の把握を行う。

イ 災害の状況により、有害物質が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察

ア 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 有害物質が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

◆ 資料編参照

※14-7 出張所別危険物施設数一覧表

※14-8 高圧ガス指導取締り対象事業所数一覧表

※14-9 液化石油ガス指導取締り対象事業所数一覧表

※14-10 火薬類取扱事業所数一覧表

※14-11 毒物・劇物営業者及び要届出義務取扱者

第2節 放射性物質災害対策

1 基本方針

放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。

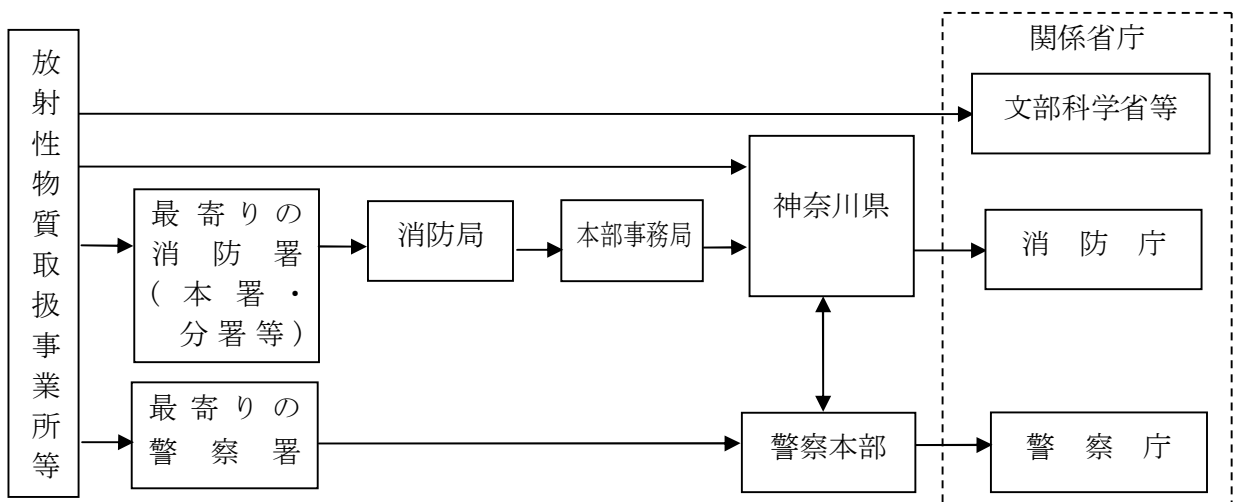
2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	被害状況等の情報収集、国・県との連絡調整
	消 防 局	★	事故発生時の通報受理、被害状況の把握、情報伝達、消防活動等
	区 本 部 事 務 局	★	情報伝達
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	放射性物質災害の防止対策
	警 察		
	文 部 科 学 省		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに文部科学省、経済産業省、消防局及び警察に連絡する。なお、道路輸送時における事故の場合は、国土交通省にも連絡する。



(2) 被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防局、警察及び文部科学省に連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局

は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う(覚知後30分以内)。

ア 「直接即報基準」に該当する災害を覚知した場合

イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合

ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

◆直接即報基準(原子力災害)

- ・原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- ・放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ・原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- ・放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者等は、文部科学省及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 応急対策活動

市及び県は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係省庁と十分に連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、必要に応じて、次の応急対策活動を実施する。

(1) 市の措置

本部長は、災害応急対策上必要と認めるときは、県とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施する。

なお、本部事務局は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

ア 救出・救助、救急活動

イ 消火活動

ウ 医療救護活動

エ 周辺市民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺市民等に対する屋内待避又は避難の勧告・指示、避難誘導

キ 避難所の開設、運営

ク 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供

ケ その他必要な措置

(2) 県の措置

県は、災害応急対策上必要と認めるときは、事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を講じる。

なお、県は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関

係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

- ア 広域的な応援要請
- イ 医療救護活動の実施
- ウ 県指定緊急被ばく医療施設への搬送調整
- エ その他必要な措置

(3) 警察の措置

警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等の屋内待避、避難誘導その他の防護活動
- イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- ウ 緊急輸送のための交通の確保
- エ 周辺住民等への情報伝達
- オ 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- カ その他必要な措置

5 広報活動

(1) 市の措置

総務局は、緊急時に防災行政用同報無線(ひばり放送)、(株)エフエムさがみ、(株)ジェイコムイースト、広報車等あらゆる広報手段を用い、周辺住民に対して広報活動を行う。

- ア 事故等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 市民の採るべき措置及び注意事項
- エ 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- オ その他必要な措置

(2) 県の措置

ア 市への情報提供

県は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)は、市が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。

イ 報道機関への放送要請

(ア) 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請する。

- a 事故等の状況及び今後の予測
- b 被害状況と応急対策の実施状況
- c 県民のとるべき措置及び注意事項
- d 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- e その他必要な事項

(イ) 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを把握し、それぞれが定めた広報計画に基づき、住民

及び利用者に対して、交通・ライフライン等に関する広報を行うとともに、必要があるときは、市及び報道機関に広報を要請する。

(4) 住民からの問い合わせに対する対応

市及び県は、関係機関と連携して、住民等からの問い合わせに対応するための専用電話を備えた窓口を設置する。

6 放射能測定体制の強化

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

7 災害復旧

(1) 汚染物の除去

災害発生に係る放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去する。

(2) 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

(3) 安全の確認

市及び県は、各種制限措置の解除を待って、放射性物質災害対策を終息する。

◆ 資料編参照

※14-12 放射性物質取扱い事業所数一覧表

第3節 原子力事故災害対策

1 基本方針

市、県、国等の防災関係機関は、原子力事業所等の事故による放射性物質の拡散又は放射線の影響から住民の生命、身体、財産を保護するため、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、相模原市内に原子力事業所は存在せず、また、市外にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)」にも本市域は含まれない。しかし、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となった場合、又はそのおそれのある場合を想定して災害応急対策を定める。

また、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難勧告等
	区 本 部 事 務 局		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	国との連携、市町村間の調整等
	警 察	—	通行規制、緊急交通路の確保等
	関 係 機 関	—	関連する応急対策活動

3 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

本部事務局は、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測(S P E E D I 等含む)、避難対応等の情報を入手する。

(2) 対策の協議

本部事務局は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会(※)や原子力事業所等の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。

※ 原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。また、国、都道府県、市町村並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。

(3) 連絡手段の確保

本部事務局は、必要に応じて原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

4 活動体制の確保

本部事務局は、原子力災害が発生した場合、県と連携を密にし、速やかに職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害警戒本部又は災害対策本部の体制を執る。

種類	設置基準
特殊災害警戒本部	ア 原子力事業所等の事故により放射性物質の拡散が広範囲に及ぶおそれがあるとき、又は発生することが予想され、市域に影響するおそれがあるとき。 イ その他危機管理監が必要と認めるときとき。
特殊災害対策本部	ア 市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になったとき。 イ 市域に甚大な被害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。

5 モニタリング等

(1) 空間放射線量のモニタリング

環境経済局は、モニタリングポストや必要に応じて市内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、結果をホームページ等で公表する。

(2) 放射性物質の測定

健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局は、県等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、流通食品、農林畜産物、家畜用飼料、肥料等の放射性物質を測定し、結果をホームページ等で公表する。

6 健康被害の防止

健康福祉局は、県と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

7 広報・問い合わせ対応等

住民等への広報及び問い合わせへの対応は、第2節「5 広報活動」(風-162参照)に準じて行う。

なお、情報提供に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等にも伝わるように配慮するとともに、県、国と連携して情報の一元化を図り、情報の隠蔽や空白時間がないよう留意して継続的な情報提供に努める。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、関係各局、国及び県が連携して、住民等からの放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する。

8 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避及びコンクリート屋内退避

屋内退避とは、原子力災害発生時に、住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため自宅等の建物内に退避することをいう。

コンクリート屋内退避とは、コンクリートの遮蔽効果により放射線による被ばくを低減さ

せ、また建物の気密性による放射性物質の呼吸による体内取り込みを少なくさせて、甲状腺被ばくなどを低減するためコンクリート製の建物内へ退避することをいう。

(2) 待避所

待避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。

(3) 避難・避難情報の伝達手段

本部事務局及び総務局は、県と連携して、県内に原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

〈避難情報の伝達手段〉

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 消防局の広報車等による広報活動
- エ 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
- オ 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページ、緊急速報メールを活用した情報提供

(4) 屋内退避又は避難の勧告及び避難の指示

本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示を行う。

避難の勧告又は指示を行う際、国や県等から放射線量の拡散予測を入手した場合は、安全な方向や距離についても情報を提供する。

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。
必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の避難状況を的確に把握する。
- エ 避難所の開設に当たっては、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

〈防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉（平成22年8月一部改訂）

予測線量(単位：ミリシーベルト)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建物に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建物の屋内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1. 予測線量は、国の原子力災害対策本部等で評価し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(5) 広域避難活動

本部事務局は、市外への避難の必要が生じた場合、他都市に対し収容先の供与及びその他災害救助の協力を要請する。

また、区本部事務局及び関係各局と連携して、避難対象者の把握、住民等の避難先の指定、避難方法の周知を行う。

その他、鉄道会社、バス会社等に避難者の輸送を、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を依頼する。

(6) 避難区域等における交通規制等

本部長は、屋内退避又は避難を勧告若しくは指示した区域に、外部から車両等が進入しないように、警察に交通規制及び立入制限等必要な措置を採るよう要請する。

(7) 緊急輸送のための交通路の確保

警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して緊急輸送のための交通路を確保し、必要な交通規制や交通情報の提供を行う。

(8) 県の調整

周辺市町村も含む広域避難により、輸送体制、手段の不足、輸送路の渋滞等が予想される場合は、県に市町村間の調整及び広域応援体制の確保を要請する。

9 飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

健康福祉局、環境経済局、都市建設局は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

環境経済局は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 飲食物摂取制限に関する指標(防災指針及び厚生労働省通知より)

事態の状況により、国は、飲料水・飲食物に関する摂取制限のため、放射性物質に関する暫定基準を設定することとなる。この基準に基づき、飲料水・飲食物の放射性物質の測定を実施する。

10 災害復旧

(1) 放射性物質による汚染の除去等

関係各局は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずる。

(2) その他災害後の対応

ア 制限措置の解除

関係各局は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

イ モニタリング

環境経済局は、関係各局及び関係機関と協力して、放射線のモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

ウ 風評被害の防止

環境経済局は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(3) 健康被害の相談

健康福祉局は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第6章 雪害対策

1 基本方針

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などが発生した場合又は発生のおそれがある場合、市、各道路管理者、警察等の関係機関は相互に連携し、救出救助、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	救助活動等
	消 防 団		
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	道路雪害対策
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路雪害対策
	神 奈 川 県		
	警 察		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道雪害対策
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		

3 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

4 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

本部事務局は、横浜地方気象台から市内に大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合、必要に応じて初動体制に入り、情報収集等を行い必要な措置を講じる。

(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局は、ライフラインや交通機関の障害、孤立状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

5 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段を確保する。所管する通信設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の方法で代替手段を確保する。

- (1) 非常無線通信の利用(関東地方非常通信協議会構成員の協力)
- (2) 放送機関への放送要請(災害対策基本法第57条)
- (3) 自衛隊への要請

6 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、市長は災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 救出・救助
- イ 避難勧告等の発令、避難誘導
- ウ 緊急輸送
- エ 除雪等の協力
- オ その他必要な措置

7 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

8 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険箇所の表示、迂回路の指示
- イ 交通情報の収集及び提供、広報
- ウ 緊急交通路の確保(交通規制)
- エ その他必要な措置

9 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察、交通機関への連絡等
- イ 除雪、道路障害物の除去、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ その他必要な措置

10 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 除雪
- イ 鉄道施設の応急復旧
- ウ 警察、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 他路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- オ 利用客への災害広報の実施、駅周辺帰宅困難者への対応
- カ その他必要な措置

第7章 林野火災対策

1 基本方針

林野火災により広範囲に渡る林野の焼失等が発生した場合は、市、消防、警察等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	消火活動、救助活動等
	消 防 団		
	環 境 経 済 局（ 経 済 部 ）	★	林業関係者との連絡
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	広域応援体制の確保、空中消火等
	警 察	—	交通規制等
	津 久 井 郡 森 林 組 合	—	林野火災対策への協力

3 災害情報の収集・連絡

(1) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、火災や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な林野火災が発生した場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制(レベル1)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、市長は災害対策本部体制(レベル3)を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

ア 負傷者の救出・救助

イ 医師会等との連携による医療救護

ウ 林業関係者等との連携による消火活動

エ 消防相互応援協定に基づく応援要請、緊急消防援助隊の出動要請

オ 県へのヘリコプターの出動要請(偵察及び空中消火等)、自衛隊の派遣要請要求

カ 避難勧告等の発令、避難誘導

キ 緊急輸送

- ク 火災による荒廃地域の二次災害(土石流等)防止措置の協力
- ケ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ 火災による荒廃地域の二次災害(土石流等)防止措置
- キ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険防止、応急対策のための交通規制
- イ その他必要な措置

第8章 その他災害対策

第1節 火山災害対策

1 基本方針

本市に被害を及ぼすおそれがある主な火山は、箱根山と富士山が挙げられる。いずれの火山も本市に影響を与える現象は降灰である。このため、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は、県等関係機関と連携し、情報伝達と降灰対策を主体に応急対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	情報の収集、伝達
	本 部 事 務 局		
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 団		
	関 係 各 局	★	各種被害調査、除灰、健康対策
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	情報の収集、伝達、各種被害調査、除灰、健康対策
	警 察	—	情報の収集、伝達、警戒活動
	関 係 機 関	—	情報の収集、伝達、各種被害調査、除灰

3 箱根山および富士山の火山活動の概要

(1) 箱根火山の概要

本市の南西約45kmの箱根町にある。約3000年前には、神山の北西部で水蒸気爆発に伴う山体崩壊が発生した。現在の仙石原付近に広がった岩屑雪崩堆積物によってせき止められ、芦ノ湖が形成された。それ以降、火山灰の噴出を伴う水蒸気爆発は約2800年前、約2000年前、9～12世紀の間、12世紀後半～13世紀前半、13世紀前半以降に噴出したと考えられている。

(2) 富士火山の概要

本市の西南西約60kmの山梨・静岡県境にある。約300年前の宝永噴火以降、わかっている噴火活動はない。宝永噴火は、富士山の噴火史の中でも最大級の噴火であり、大量の降灰を関東平野一面にもたらした。この噴火で相模原市域にも数cmの厚さで灰が降り積もったと推定されている。

4 噴火警報・噴火予報の伝達

(1) 噴火警報・噴火予報の種類

噴火警報・噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。このうち噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。噴火予報は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏(平常)な状態が続くことをお知らせする場合に発表される。

また、噴火警戒レベルを導入した火山(箱根山・富士山)では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。

噴火警戒レベルが導入された火山(富士山等)における噴火予報・警報と噴火警戒レベル

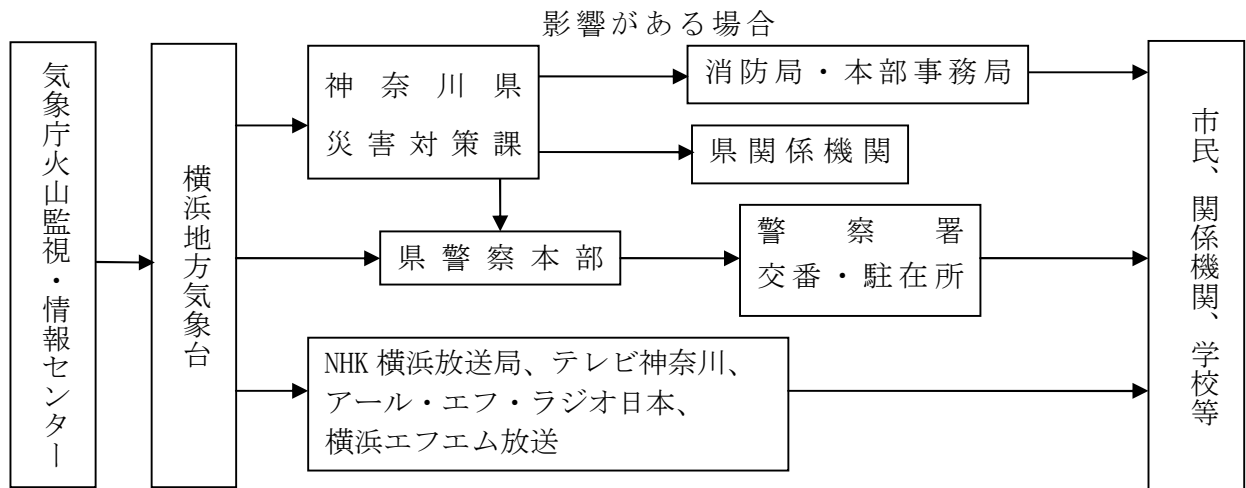
予報警報の略号	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
			火山活動の状況	住民等の行動 ^{※1}	登山者・入山者への対応 ^{※1}
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域 ^{※2} からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)	
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域 ^{※2} での避難の準備、災害要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

注1) 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2) 避難又は避難準備の対象として地域防災計画等に定められた地域で、本市には該当地域はない。

(2) 噴火警報・噴火予報の伝達経路

噴火警報・噴火予報の通報及び伝達系統は、おおむね次のとおりである。



5 降灰対策

本市への大量の降灰は、富士山又は箱根山で、高さ数kmを超えるような噴煙柱を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合である。灰は高層の強い偏西風に乗れ、東へ流され、地上へ降り注ぐことになり、本市へは噴火から30分から1時間程度で降り始める。

富士山、箱根山で一定規模の噴火が発生した場合、気象庁は、噴火のおおむね30～40分後おおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を「降灰予報」で発表する。

(1) 大量降灰時の本市へ予想される影響

- ア 呼吸器系の障害を訴える人が増える。
- イ 交通輸送力が落ちる。
- ウ 農作物収穫量に影響が出る。
- エ 家庭の雨どいなどが詰まる。
- オ 車のフロントガラスなどが傷つく。
- カ 屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。

(2) 大量降灰が予想される場合の対応

- ア 降灰中は外出を控えるよう、また、やむを得ず外出する場合にはマスク等を着用するよう広報する。
- イ 車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転するように広報する。
- ウ 外出先から帰ったときには灰をよく落としうがいするよう呼びかける。

(3) 大量降灰後の活動

必要に応じて、県と連携し、健康調査、除灰活動を実施する。

第2節 健康危機管理対策

1 基本方針

健康危機の発生時に、対応体制を確立し、正確な情報の把握、原因の究明、医療の確保等を行い、市民の健康被害の拡大防止に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局（保 健 所）	★	健康危機管理の実施及び総合調整
	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等
	区 本 部 事 務 局		
	関 係 各 局	★	関連する対策活動
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	健康被害の防止対策
	警 察		
	関 係 機 関		

3 健康危機管理

健康危機とは、食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物、医薬品、各種災害その他何らかの原因により、生命と健康の安全を脅かす事態をいい、その事態が発生又は発生するおそれがある場合における、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する諸業務を、健康危機管理という。

健康危機の具体的な事例としては、次のものがある。

- (1) 食中毒(サルモネラ菌等による影響力の大きな食中毒)
- (2) 感染症(腸管出血性大腸菌O-157等の大規模発生や原因不明又は重篤な感染症の発生)
- (3) 飲料水等(飲料水汚染、井戸汚染、その他経口による健康被害)
- (4) 毒物・劇物、医薬品等(ヒ素、薬、農薬などによる健康被害)
- (5) 災害後のメンタルケア(各種災害による心疾患、心的外傷後ストレス障害などによる健康被害)
- (6) その他(原因不明の未知の健康被害)

4 応急活動対策

(1) 活動体制の確立

市の活動体制は、健康危機のレベルに応じて、健康福祉局内での応急対策の体制から、全庁的な健康危機管理に関する対策本部体制、更には災害対策本部体制(レベル3)を確立するなどして、必要な措置を講じる。

ただし、いずれの体制においても、健康福祉局は、健康危機管理において中核的な役割を果たす。

(2) 応急対策活動

各活動体制において、基本となる対策活動は、次のア～オである。

ただし、災害対策本部体制(レベル3)を確立した場合は、必要に応じて次のカ～ケの活動を行う。

- ア 情報の収集及び管理(関係者からの問い合わせ対応や情報提供を含む。)
- イ 被害者への保健医療活動
- ウ 防疫活動
- エ 広報活動
- オ 応援要請
- カ 避難の勧告・指示
- キ 避難所の開設、運営
- ク 立入禁止区域の設定、交通規制の実施
- ケ その他災害対策基本法に基づく対応等が必要な措置の実施

(3) 復旧対策活動

健康危機を回避又は被害が沈静化した後は、次のような活動を行う。

- ア 飲料水、食品等の安全確認
- イ 被害者へのメンタルケア

索引

【あ行】

- 一時滞在施設 予-5, 10, 60, 80, 81、地-4, 10, 39, 45, 46, 110, 113, 116, 163, 168, 169、風-4, 5, 10, 46, 52, 53, 113, 115, 118
- 一時避難場所 予-60, 61, 62、地-43, 44, 169、風-50, 51
- 遺体収容・安置施設 地-80, 81、風-83, 84
- E P Z 風-164
- 飲料水 予-3, 4, 5, 34, 61, 63, 64, 65, 70, 72, 79, 89、地-10, 23, 28, 34, 69, 71, 72, 87, 88, 93, 125, 142, 147, 148, 156, 158, 160, 168, 170、風-10, 28, 32, 37, 73, 74, 75, 90, 91, 96, 126, 167, 168, 177, 178
- 飲料水兼用貯水槽 予-34, 61, 64、地-71, 72、風-74, 75
- 衛星携帯電話 予-56, 79、地-14, 17、風-19, 22
- 液状化 予-21
- エコノミークラス症候群 地-53、風-60
- MCA無線 予-56
- 応急仮設住宅 予-71, 72, 74、地-70, 88, 89, 90, 91, 93, 125, 147、風-73, 91, 92, 93, 96, 126
- 応急危険度判定 予-71, 74, 85、地-3, 11, 29, 63, 64, 94, 147、風-4, 11, 33
- 屋内退避 風-164, 165, 166, 167, 168
- オフサイトセンター 風-164

【か行】

- 海溝型地震 予-16
- 活断層（断層） 予-16, 18, 19
- 神奈川県災害情報管理システム 予-59
- カラーレベル 地-143
- 簡易無線 予-56, 81、地-14, 17, 46、風-19, 22, 53
- 危険度判定 予-71, 74, 85、地-3, 11, 29, 63, 64, 65, 94, 147、風-4, 11, 33, 70
- 帰宅困難者 予-4, 5, 7, 8, 10, 73, 80, 81, 94, 96、地-45, 46, 109, 113, 116, 163, 168, 169、風-52, 53, 111, 113, 115, 118, 171
- 記録的短時間大雨情報 風-14
- 救援物資受入れ拠点 地-77, 78、風-80, 81
- 急傾斜地崩壊危険箇所 予-11, 25, 53
- 急傾斜地崩壊危険区域 予-28, 53, 54、風-42
- 救護所 予-39, 62, 66, 75, 85, 92, 93, 96、地-10, 17, 20, 23, 37, 44, 46, 50, 51, 52, 53, 70, 87, 107, 111, 120, 159, 169、

	風-22, 25, 28, 45, 51, 53, 57, 58, 59, 60, 73, 90, 109, 113, 121
緊急交通路	予-30、地-54, 59, 60, 61, 161, 162、風-61, 66, 67, 68, 164, 170
緊急地震速報	地-12, 39
緊急遮断弁	予-64
緊急遮断弁付受水槽	予-34, 65、地-72、風-75
緊急消防援助隊	予-74、地-29, 37, 48、風-33, 45, 54, 55, 172
緊急速報エリアメール、緊急速報メール...	予-55、地-24、風-28, 166
緊急通行車両	予-67, 88、地-57, 58, 59, 60、風-64, 65, 66
緊急輸送路	予-29, 30, 38, 39, 40、地-54, 56, 147、風-61, 63
警戒区域	予-53、地-4, 5, 42, 43, 44, 155、風-4, 5, 49, 51, 144, 156, 157, 158, 159, 161
警戒宣言	予-5, 39, 68, 70, 76, 77, 87, 88, 89, 92, 95, 96、地-1, 2, 6, 7, 96, 101, 106, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 148, 150, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171
警察	予-5, 46, 48, 67, 73, 74, 80, 81, 88, 93, 96、地-13, 19, 20, 28, 39, 40, 41, 42, 43, 45, 46, 47, 48, 49, 52, 54, 55, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 68, 79, 80, 81, 87, 97, 108, 110, 111, 113, 114, 116, 119, 150, 154, 155, 161, 163, 168, 169, 170、風-16, 18, 24, 25, 32, 40, 43, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 59, 61, 62, 64, 65, 66, 67, 68, 72, 82, 83, 84, 90, 100, 110, 112, 113, 115, 116, 118, 120, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 162, 164, 166, 167, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 176, 177
激甚災害	地-34, 129、風-38, 131
広域応援活動拠点	地-28, 30, 38、風-32, 34, 45
広域避難場所	予-29, 60, 61, 62, 63, 65、地-42, 43, 44, 46, 82, 83, 84, 113, 116, 168, 169、風-53
公共の団体	予-3, 5, 8、地-142
洪水予報	予-27, 51、風-17, 18, 48

【さ行】

災害医療拠点病院（災害三次病院）	地-52、風-59
災害救助法	地-21, 51, 79, 80, 88, 89, 90, 107, 125, 126, 130, 133、 風-26, 58, 82, 83, 91, 92, 93, 109, 126, 127, 128, 132, 135

災害緊急情報システム	予-58, 98
災害時医療救護本部	地-51, 風-58
災害時帰宅支援ステーション	予-81、地-45, 46, 168, 169、風-52, 53
災害派遣部隊	地-30, 31, 34、風-34, 35, 38
災害時要援護者	予-4, 9, 44, 54, 61, 63, 65, 81, 82, 83, 84, 85, 88, 91, 92, 97、地-3, 4, 26, 39, 42, 48, 68, 69, 88, 89, 92, 93, 123, 138, 150、風-4, 17, 18, 30, 46, 50, 55, 72, 73, 91, 92, 95, 96, 124, 140, 165, 166, 175
災害対策基本法	予-1, 2, 6, 8, 67、地-1, 27, 30, 31, 40, 41, 43, 58, 59, 61、 風-1, 31, 34, 35, 47, 49, 51, 65, 66, 68, 143, 170, 178
災害対策本部	予-5, 39, 52, 75, 95, 96、地-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 20, 21, 22, 25, 30, 31, 33, 34, 42, 47, 48, 54, 55, 61, 64, 67, 77, 84, 94, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 104, 106, 107, 108, 109, 112, 115, 118, 119, 120, 121, 126, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 152, 153, 165、風-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 25, 26, 27, 29, 34, 35, 37, 39, 40, 43, 50, 54, 55, 61, 62, 68, 71, 72, 80, 87, 97, 100, 102, 103, 104, 106, 108, 109, 110, 111, 114, 117, 119, 120, 121, 122, 127, 128, 143, 144, 145, 147, 149, 150, 152, 153, 155, 156, 157, 158, 165, 167, 170, 172, 173, 177
災害ボランティア	予-9, 83, 85, 86、地-11, 94, 95、風-11, 97, 98
災害用伝言ダイヤル	予-89、地-23, 107、風-109
災害用伝言板	予-89
砂防ボランティア	地-66
山地災害危険地区	予-25, 26, 54、地-66, 150, 152, 160
山地防災ヘルパー	地-66
J-ALERT	予-55
自衛隊	予-10, 74, 96、地-2, 27, 28, 29, 30, 31, 40, 47, 48, 49, 50, 54, 55, 68, 72, 75, 79, 123、風-2, 31, 32, 33, 34, 35, 47, 54, 55, 56, 57, 61, 62, 72, 75, 78, 82, 124, 147, 150, 152, 153, 167, 170, 172, 173
指定公共機関	予-3, 6、地-7, 20, 27、風-7, 25, 31, 164
指定地方行政機関	予-3, 6、地-7, 20, 27、風-7, 25, 31
指定地方公共機関	予-3, 8、地-7, 20, 27、風-7, 25, 31
消防応援部隊	地-36, 37, 47, 48、風-44, 45, 54
消防無線	地-14, 15, 19、風-19, 20, 24
自主防災組織	予-3, 4, 5, 41, 44, 45, 61, 75, 82, 83, 87, 90, 91, 92, 93, 96, 97、地-37, 41, 42, 43, 47, 48, 51, 52, 67, 75, 79, 92, 102, 141, 145, 146, 150, 170、風-45, 49, 50, 51, 54, 55,

	58, 59, 69, 71, 78, 82, 95, 104, 166
心的外傷後ストレス障害（PTSD）	風-177
浸水想定区域	予-27, 28, 51, 56, 83、地-150, 152, 160、風-18, 48
浸水被害警戒地域	予-50, 52、風-39, 43, 48
浸水被害警戒地域対策計画	予-52、風-1, 9, 39, 40
震度	予-20, 22, 36, 41, 58、地-1, 2, 6, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 33, 36, 37, 52, 67, 68, 96, 98, 101, 106, 109, 112, 115, 116, 121, 162、風-29
震度情報システム	予-58、地-13
水防管理者	地-40, 55、風-41, 47, 62
水防警報	風-40, 41
水防法	予-27、地-40, 44、風-18, 47, 51
水防本部	風-16, 40, 41
SPEEDI	風-164
総合保健医療センター	地-51, 52, 93、風-58, 59, 96

【た行】

大規模地震対策特別措置法	予-5, 68, 75、地-2, 141, 143
耐震改修促進計画	予-30, 35
地域救護病院（災害二次救急病院）	地-52、風-59
地域防災無線	予-55, 56, 57, 79, 81、地-14, 16, 18, 19, 45, 53, 97, 98, 107, 112, 115, 119, 121, 144, 169、風-19, 21, 23, 24, 52, 59, 100, 109, 114, 117, 120, 122
地区別防災カルテ	予-90
直下型地震	予-16, 20
テレビ神奈川データ放送	予-55
東海地震	予-1, 5, 6, 16, 20, 70, 76, 77, 87, 88, 89, 92, 95, 96、 地-1, 2, 6, 7, 96, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 148, 149, 150, 152, 153, 154, 155, 156, 162, 166, 167, 168, 169, 170, 171
東海地震に関連する調査情報	予-6、地-1, 6, 143
東海地震注意情報	予-5, 6, 70、地-2, 6, 96, 141, 142, 143, 152, 155, 156, 167
東海地震予知情報	予-5, 6, 70, 88, 89, 92, 95, 96、地-1, 2, 6, 7, 141, 142, 143, 144, 146, 148, 150, 152, 153, 154, 155, 156, 166, 167, 169, 170, 171
道路啓開	予-79、地-3, 4, 11, 43, 54, 55, 56、風-4, 11, 50, 61, 62, 63
特定公共機関	地-27、風-31

特定地方公共機関	地-27、風-31
土砂災害危険箇所	予-11, 25, 26、地-65, 66, 150, 152, 160、風-48, 70
土砂災害警戒区域	予-53、地-42、風-49
土砂災害警戒情報	風-14, 48
土壌雨量指数	風-12, 13, 14
トリアージ	地-48, 52、風-55, 59

【な行】

二次避難所	予-51, 60, 83
-------	--------------

【は行】

ハザードマップ	予-51
氾濫警戒情報	風-2, 6, 17, 18, 48
氾濫危険情報	風-17, 48
氾濫注意情報	風-2, 6, 17, 48
被災者生活再建支援金	地-133, 134、風-135, 136
PHS	予-55、地-14, 17, 121、風-19, 22, 122
BCP	予-4, 94
(自家)(非常用)発電(設備)(装置)	予-33, 34, 61、地-69, 105, 159、風-73
避難勧告	予-60, 93、地-4, 5, 39, 44、風-4, 5, 17, 46, 48, 51, 144, 164, 169, 170, 172, 177
避難指示	予-93、地-61、風-48, 68
避難準備情報	地-4, 5, 39、風-4, 5, 17, 46, 48, 144
避難支援プラン	予-83
避難者カード	地-68、風-72
避難所	予-4, 20, 24, 39, 51, 54, 55, 56, 60, 61, 62, 63, 65, 68, 69, 75, 83, 84, 85, 90, 91, 92, 93, 95, 96、地-4, 10, 17, 19, 23, 24, 34, 42, 43, 44, 46, 53, 62, 67, 68, 69, 70, 72, 73, 74, 77, 78, 82, 83, 84, 86, 87, 89, 92, 93, 97, 102, 104, 107, 120, 121, 150, 151, 157, 169、風-4, 5, 10, 22, 24, 28, 38, 49, 50, 51, 53, 60, 69, 71, 72, 73, 75, 76, 77, 80, 85, 86, 87, 89, 90, 92, 95, 96, 100, 104, 106, 109, 115, 118, 121, 122, 161, 166, 178
避難所運営図上訓練	予-90
(避難所)特設(臨時)(災害用)公衆電話	予-56、地-107, 157、風-109
避難場所	予-29, 30, 60, 61, 74, 77, 87, 89, 92, 93、地-83, 86, 110, 113, 116, 155, 170、風-48, 86, 89, 113, 115, 118
避難判断水位	風-17
ひばり放送	予-55, 56, 57、地-9, 13, 14, 16, 18, 22, 23, 24, 41, 53,

	64, 67, 68, 145, 146, 148, 149, 150, 169、風-19, 21, 22, 23, 28, 29, 49, 59, 72, 162
福祉避難所	予-60, 83、地-68, 69, 70, 73, 92, 93、風-72, 73, 76, 95, 96
プレスリップ	地-143
噴火警戒レベル	風-175
ペット	地-87、風-90
ヘリコプター臨時離着陸場	予-38, 39, 40、地-57, 58, 123、風-64, 65, 124
防火対象物	予-35, 42, 43, 75, 76
防災アセスメント調査	予-20, 21, 27
防火管理	予-35, 41, 42, 75
防災会議	予-89、地-129, 170、風-131
防災管理	予-35, 42, 43, 75
防災基本計画	予-1, 2
防災行政用同報無線	予-55, 56, 57, 61、地-9, 13, 14, 16, 18, 23, 24, 41, 45, 53, 64, 67, 68, 145, 146, 148, 149, 150, 169、 風-19, 21, 22, 23, 28, 49, 52, 59, 72, 162
防災訓練	予-3, 4, 6, 36, 45, 46, 69, 70, 77, 82, 83, 88, 89, 91, 95, 97, 98、地-102, 157、風-104
防災上重要な施設の管理者	予-3, 8, 35, 88、地-20, 39, 99, 100, 108, 142、風-25, 46,
防災メール	地-22, 23, 24, 45, 169、風-28, 29, 52

【ま行】

マグニチュード	予-16, 20, 21、地-12
モニタリング	予-49、地-135、風-137, 156, 163, 164, 165, 168

【ら行】

ライフライン	予-20, 23, 32, 36, 72, 89、地-17, 23, 25, 67, 73, 74, 98, 104, 137、風-22, 28, 29, 76, 77, 106, 139, 163, 169
り災証明	予-59, 73, 74、地-20, 23, 64, 130, 135, 138、 風-24, 28, 132, 137, 140
流域雨量指数	風-13, 14

相模原市地域防災計画【本編】

発行 平成24年9月
相模原市防災会議

編集 相模原市危機管理室

相模原市地域防災計画 資料編

(平成24年9月修正)

相模原市防災会議

相模原市地域防災計画（資料編）

目 次

1 連絡先一覧

1 - 1	市	1-1
1 - 2	県	1-5
1 - 3	指定地方行政機関	1-7
1 - 4	指定公共機関	1-8
1 - 5	指定地方公共機関	1-9
1 - 6	公共的団体	1-10
1 - 7	自衛隊	1-11

2 情報伝達

2 - 1	横浜地方気象台・気象情報用紙（例文）	2-1
2 - 2	大規模地震関連情報の受伝達	2-7
2 - 3	神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図	2-10
2 - 4	地域防災無線設置場所	2-11
2 - 5	防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所	2-19
2 - 6	被害認定基準	2-33
2 - 7	災害救助法適用における被害状況認定基準	2-35
2 - 8	住家及び市有建物の被害調査実施要領	2-36
2 - 9	広報車両及び広報区域	2-40
2 - 10	東海地震に関する広報文例	2-41
2 - 11	火災・災害等即報要領の直接即報の基準	2-42
2 - 12	放送を活用した避難勧告等の情報伝達申し合わせ	2-44
2 - 13	避難勧告・指示文案	2-48

3 避難・救援・救護

3 - 1	避難所及び救護所一覧表	3-1
3 - 2	広域避難場所一覧表	3-4
3 - 3	一時避難場所一覧表	3-7
3 - 4	防疫活動用備蓄機材一覧表	3-28
3 - 5	遺体収容場所一覧表	3-29
3 - 6	学校給食施設一覧表	3-30
3 - 7	後方医療機関一覧表	3-33
3 - 8	救援物資受入れ拠点	3-34
3 - 9	一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表	3-35

4 物資・復旧資材

4 - 1	防災備蓄倉庫設置場所一覧表	4-1
4 - 2	防災用備蓄資機材一覧表	4-6

4 - 3	水防倉庫一覧表	4-27
4 - 4	緊急遮断弁付受水槽設置状況表	4-28
5 緊急輸送		
5 - 1	市保有車両一覧表	5-1
5 - 2	緊急輸送路線図	5-4
5 - 3	市指定緊急輸送路	5-5
5 - 4	県指定緊急輸送路	5-9
5 - 5	市指定ヘリコプター臨時離着陸場	5-10
5 - 6	県指定ヘリコプター臨時離着陸場	5-10
6 要領・規程・協定（無線・情報）		
6 - 1	相模原市防災行政用無線局管理運用規程	6-1
6 - 2	相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱	6-6
6 - 3	関東地方非常通信協議会会則	6-26
6 - 4	無線機器の貸与に関する覚書（アマチュア無線）	6-30
6 - 5	災害情報等の放送に関する協定書（株エフエムさがみ）	6-32
6 - 6	災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書（株エフエムさがみ）	6-33
6 - 7	災害時における相模原市と郵便事業株式会社の協力に関する協定	6-35
6 - 8	災害時における緊急情報等の放送に関する協定書（株ジェイコムイースト）	6-37
6 - 9	相模原市大気汚染緊急時措置要領に係るひばり放送の運用について	6-39
7 要領・規程・協定（水・食料等）		
7 - 1	飲料水兼用貯水槽取扱要領	7-1
7 - 2	災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書（株大真）	7-2
7 - 3	災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書（有トータルサービス）	7-7
7 - 4	災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定書 （北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合）	7-12
7 - 5	災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定細目 （北相米穀(株)、相模原米穀小売商組合）	7-14
7 - 6	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書（相模原商工会議所）	7-18
7 - 7	災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書 （公益社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部）	7-21
7 - 8	災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書 （公益社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部）	7-25
7 - 9	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 （相模原市生活協同組合運営協議会）	7-29
7 - 10	災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書 （相模原市職員生活協同組合）	7-33
7 - 11	災害時における燃料の供給の協力に関する協定（神奈川県石油商業組合北相支部）	7-35
7 - 12	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書（津久井郡農業協同組合）	7-37
7 - 13	生活必需物資の調達に関する協定書（相模原市商店会連合会）	7-40
7 - 14	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書（4町商工会）	7-42
7 - 15	応急給水支援に関する覚書（神奈川県企業庁）	7-45
7 - 16	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書（株エーコーブ関東）	7-46

7 - 17	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株)クリエイトエス・ディ -)	7-50
7 - 18	災害時における応急給水に関する協定書(県北管工事協同組合、相模原市管工事 設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会)	7-54
7 - 19	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(株ファミリーマート)	7-56
7 - 20	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(株スーパーアルプス)	7-58
7 - 21	災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書 (神奈川県牛乳流通改善協会)	7-60
8	要領・規程・協定(応援・輸送・一時滞在施設)	
8 - 1	災害時における応援に関する協定((社)相模原市建設業協会)	8-1
8 - 2	災害時における応援に関する協定細則((社)相模原市建設業協会)	8-3
8 - 3	災害時における応援に関する協定(相模原市電設協同組合)	8-4
8 - 4	(社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱	8-6
8 - 5	災害時における自動車輸送の協力に関する協定 ((社)神奈川県トラック協会相模地区支部)	8-8
8 - 6	災害時における応援に関する協定(相模原造園協同組合)	8-9
8 - 7	災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定	8-10
8 - 8	災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定書	8-11
8 - 9	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 (神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)	8-12
8 - 10	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目 (神奈川県葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)	8-14
8 - 11	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 ((社)全日本冠婚葬祭互助協会)	8-18
8 - 12	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目 ((社)全日本冠婚葬祭互助協会)	8-20
8 - 13	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書 ((社)神奈川県建物解体業協会)	8-24
8 - 14	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会)	8-26
8 - 15	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ((社)神奈川県産業廃棄物協会)	8-28
8 - 16	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書 ((社)相模原市建設業協会)	8-30
8 - 17	災害時の動物救護活動に関する協定書(相模原市獣医師会)	8-32
8 - 18	災害時における応援に関する協定書(相模原道路安全施設業協同組合)	8-34
8 - 19	災害時における広報紙等の印刷に関する協定書(相模原市印刷広告協同組合)	8-36
8 - 20	災害時における応援に関する協定書(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)	8-38
8 - 21	災害時における応援に関する協定細則(相模原市津久井地区建設業連絡協議会)	8-40
8 - 22	災害時の大型ヘリポート(自衛隊)使用に関する覚書(帝京大学)	8-41
8 - 23	災害時における施設等の使用に関する協定書(フランスベッド株)	8-42
8 - 24	災害時における施設等の使用に関する協定書 ((社)全国警備業協会研修センターふじの)	8-43
8 - 25	災害時における施設等の提供協力に関する協定書(学校法人桜美林学園)	8-44

9 要領・規程・協定（医療）

9 - 1	救護所における災害時医療救護活動に関する協定（（社）相模原市医師会）	9-1
9 - 2	災害時における医療救護活動に関する協定（（社）相模原市病院協会等）	9-3
9 - 3	災害時における医療救護活動に関する協定（（社）神奈川県柔道整復師会相模支部）	9-5
9 - 4	災害時における医療救護活動に関する協定（（社）相模原市薬剤師会）	9-7
9 - 5	災害時における医療救護活動に関する協定（（社）相模原市歯科医師会）	9-9

10 要領・規程・協定（消防相互応援協定）

10 - 1	神奈川県下消防相互応援協定	10-1
10 - 2	東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定	10-3
10 - 3	町田市と相模原市との消防相互応援協定（消防団）	10-11
10 - 4	消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍基地管理本部）	10-14
10 - 5	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-16
10 - 6	広域応援活動拠点一覧表	10-20
10 - 7	中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定	10-21
10 - 8	相模原市と上野原市との消防相互応援協定	10-24
10 - 9	相模原市と上野原市との消防相互応援協定書（消防団）	10-28
10 - 10	相模原市と都留市との消防相互応援協定書	10-30
10 - 11	相模原市と清川村との救急救助業務等応援協定書	10-31
10 - 12	相模原市と清川村との消防相互応援協定書（消防局）	10-33
10 - 13	相模原市と清川村との消防相互応援協定書（消防団）	10-35
10 - 14	八王子市と相模原市との消防相互応援協定書（消防団）	10-37
10 - 15	相模原市と道志村との消防相互応援協定書（消防団）	10-40

11 要領・規程・協定（自治体）

11 - 1	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互援助に関する協定	11-1
11 - 2	災害時における相互応援に関する協定書（町田市）	11-3
11 - 3	災害時における相互応援に関する協定書（上野原市）	11-5
11 - 4	九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目	11-7
11 - 5	21大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目	11-11
11 - 6	県央地域市町村災害時相互応援に関する協定	11-18
11 - 7	災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書	11-20
11 - 8	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する 相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	11-26
11 - 9	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	11-28

12 要領・規程・協定（その他）

12 - 1	各課マニュアル作成状況一覧	12-1
12 - 2	災害に係る住家の被害認定基準運用指針の概要	12-4

13 防災会議・災害対策本部

13 - 1	相模原市防災会議条例	13-1
13 - 2	相模原市防災会議運営要綱	13-3
13 - 3	相模原市防災会議委員名簿	13-4
13 - 4	相模原市災害対策本部条例	13-6
13 - 5	相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則	13-7

14 その他

(風水害危険物等)

14 - 1	重要水防区域一覧表	14-1
14 - 2	河川水位観測所	14-3
14 - 3	城山ダム放流警報施設位置図	14-4
14 - 4	市が管理する雨水調整池	14-5
14 - 5	流域貯留浸透施設一覧表	14-8
14 - 6	急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	14-9
14 - 7	危険物施設数一覧表	14-11
14 - 8	高圧ガス取扱事業所数一覧表	14-12
14 - 9	液化石油ガス取扱事業所数一覧表	14-12
14 - 10	火薬類取扱事業所数一覧表	14-12
14 - 11	毒物・劇物営業者及び要届出義務取扱者	14-13
14 - 12	放射性物質取扱い事業所数一覧	14-14
14 - 13	孤立対策推進地区一覧表	14-15

(規制・制度)

14 - 14	防火地域、準防火地域内の建築規制	14-17
14 - 15	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償	14-18
14 - 16	住宅金融支援機構による災害復興住宅資金融資の概要	14-22
14 - 17	住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要	14-23
14 - 18	生業資金の融資制度	14-24
14 - 19	相模原市災害緊急対策特別融資要綱	14-25
14 - 20	相模原市災害甲慰金の支給等に関する条例	14-27
14 - 21	相模原市小災害見舞金支給要綱	14-29
14 - 22	相模原市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱	14-31
14 - 23	相模原市火災警報規則	14-33
14 - 24	警戒宣言発令時における危険物タンクローリーの対応措置指導方針	14-34
14 - 25	強化地域内へ流入する車両を制限するための規制略図 ・異常気象時の通行規制区間について	14-35
14 - 26	相模原市自主防災組織育成指導要綱	14-37
14 - 27	相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱	14-49
14 - 28	相模原市自主防災組織防災機材助成要領	14-62
14 - 29	相模原市自主防災組織避難所運営訓練事業費補助金交付要綱	14-66
14 - 30	生活福祉資金の概要	14-70
14 - 31	生活再建支援金の概要	14-71

(災害記録)

14 - 32	相模原市の災害記録	14-72
---------	-----------	-------

1 連絡先一覧

1 - 1 市

(1)各局

局名	担当部課名	電話	ファクス	住所
(防災主管課)	危機管理室 危機管理班 緊急対応班	042-769-8208	042-769-8326	〒252-0239 中央区中央2-2-15
		042-751-9128	042-751-9112	〒252-0239 中央区中央2-2-15
	秘書課	042-769-8201	042-757-5727	〒252-5277 中央区中央2-11-15
総務局	総務部 総務法市監課	042-769-9260	042-754-2280	〃
企画市民局	企画部 企画政策課	042-769-8203	042-757-5727	〃
健康福祉局	健康福祉総務室	042-769-9258	042-759-4395	〃
環境経済局	環境経済総務室	042-769-8328	042-754-1064	〃
都市建設局	都市建設総務室	042-769-9261	042-754-8490	〃
教育局	教育総務室	042-769-8280	042-758-9036	〃
				〃
	会計課	042-769-8276	042-757-3141	〃
	議会事務局 議会総務課	042-769-8277		〃
	選挙管理委員会事務局	042-769-8290		〃
	監査委員会事務局	042-769-8291		〃
	人事委員会事務局	042-769-9810	042-769-6705	〒252-5277 中央区富士見6-6-23
	農業委員会事務局	042-769-8292		〒252-5277 中央区中央2-11-15
消防局	消防総務課	042-751-9105	042-786-2471	〒252-0239 中央区中央2-2-15

(2) その他の災害対策拠点施設

区役所・まちづくりセンター

機関名	電話	ファクス	所在地
緑区役所(総務課)	042-775-8802	042-700-7002	〒252-5177 緑区橋本6-2-1
中央区役所(総務課)	042-769-9802	042-757-2941	〒252-5277 中央区中央2-11-15
南区役所(総務課)	042-749-2134	042-749-2116	〒252-0377 南区相模大野5-31-1
大野北まちづくりセンター	042-752-2023	042-755-6521	〒252-0233 中央区鹿沼台1-10-20
大野中まちづくりセンター	042-742-2226	042-746-1835	〒252-0344 南区古淵3-21-1
大沢まちづくりセンター	042-761-2610	042-761-2610	〒252-0135 緑区大島1776-5
田名まちづくりセンター	042-761-0056	042-762-8767	〒252-0244 中央区田名4834
上溝まちづくりセンター	042-762-0079	042-761-1249	〒252-0243 中央区上溝7-7-17
麻溝まちづくりセンター	042-778-1006	042-778-2249	〒252-0336 南区当麻1324-2
新磯まちづくりセンター	046-251-0014	046-254-0924	〒252-0327 南区磯部916-3
相模台まちづくりセンター	042-744-1609	042-744-3194	〒252-0321 南区相模台1-13-5
相武台まちづくりセンター	046-251-5373	046-251-5362	〒252-0325 南区新磯野3-29-13
東林まちづくりセンター	042-744-5161	042-744-5194	〒252-0312 南区相南1-10-10
城山まちづくりセンター	042-783-8115	042-782-1290	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1
津久井まちづくりセンター	042-780-1402	042-784-7474	〒252-5172 緑区中野633
相模湖まちづくりセンター	042-684-3212 ~ 3214	042-684-3618	〒252-5162 緑区与瀬396
藤野まちづくりセンター	042-687-2117	042-687-4347	〒252-5152 緑区小淵2000

消防署

機関名	電話	ファクス	所在地
相模原消防署	042-751-0119	042-751-9114	〒252-0239 中央区中央2-2-15
田名分署	042-761-0119	042-761-0579	〒252-0244 中央区田名4841-3
淵野辺分署	042-758-0119	042-758-0414	〒252-0202 中央区淵野辺本町3-1-8
緑が丘分署	042-759-0119	042-759-2415	〒252-0225 中央区緑が丘1-32-25
上溝分署	042-762-0119	042-762-0439	〒252-0242 中央区上溝2163-9
南消防署	042-744-0119	042-749-2119	〒252-0303 南区相模大野5-34-1
麻溝台分署	042-745-0119	042-745-0143	〒252-0328 南区麻溝台8-38-20
新磯分署	046-253-0119	046-253-0291	〒252-0327 南区磯部1229-1
東林分署	042-742-0119	042-742-0378	〒252-0311 南区東林間7-35-25
大沼分署	042-756-0119	042-756-0218	〒252-0344 南区古淵3-15-8
相武台分署	042-747-0119	042-747-0158	〒252-0325 南区新磯野2-51-1
上鶴間分署	042-743-0119	042-743-0145	〒252-0303 南区相模大野7-40-4
北消防署	042-774-0119	042-774-0179	〒252-0143 緑区橋本4-16-6
大沢分署	042-763-0119	042-763-0457	〒252-0135 緑区大島1745-1
相原分署	042-773-0119	042-773-0169	〒252-0141 緑区相原4-14-9
城山分署	042-782-0119	042-782-7449	〒252-0111 緑区川尻1699-1
津久井消防署	042-685-0119	042-685-1210	〒252-0176 緑区寸沢嵐574-2

救急隊派出所	042-780-0119	042-780-0019	〒252-0152 緑区太井 157-1
藤野分署	042-687-3401	042-687-4944	〒252-0185 緑区日連 143-2
鳥屋出張所(津久井消防署)	042-785-0119	042-785-0907	〒252-0155 緑区鳥屋 789-7
青根出張所(津久井消防署)	042-787-2724	042-787-2030	〒252-0162 緑区青根 1289-4

学校

施設名	電話番号	ファクス	所在地
新磯小学校	046(251)0214	046(257)2293	南区 磯部 1028-5
麻溝小学校	042(778)0259	042(777)0794	南区 下溝 713
田名小学校	042(762)0170	042(762)3243	中央区 田名 5091-1
上溝小学校	042(762)0024	042(762)4579	中央区 上溝 7-6-1
星が丘小学校	042(754)6000	042(753)0186	中央区 星が丘 3-1-6
大沢小学校	042(761)2611	042(762)4294	緑区 大島 1566
旭小学校	042(772)0536	042(779)4382	緑区 橋本 6-15-27
向陽小学校	042(752)1309	042(753)0347	中央区 向陽町 8-33
相原小学校	042(771)2351	042(779)4381	緑区 相原 4-13-14
大野小学校	042(742)3226	042(741)8603	南区 古淵 3-21-2
淵野辺小学校	042(752)2044	042(753)2091	中央区 淵野辺 4-6-22
南大野小学校	042(742)2674	042(741)7998	南区 上鶴間 1-5-1
谷口台小学校	042(742)2418	042(741)7996	南区 文京 2-12-1
中央小学校	042(753)0727	042(753)4134	中央区 富士見 1-3-22
清新小学校	042(753)0600	042(753)5017	中央区 清新 3-16-6
相模台小学校	042(744)1439	042(741)7995	南区 南台 6-5-1
東林小学校	042(742)9579	042(741)7992	南区 相南 2-3-1
相武台小学校	046(251)2329	046(257)2292	南区 相武台団地 2-5-1
光が丘小学校	042(753)2285	042(753)5076	中央区 光が丘 2-19-1
大沼小学校	042(743)5250	042(741)6560	南区 東大沼 3-20-1
共和小学校	042(753)2286	042(753)6057	中央区 高根 1-16-13
桜台小学校	042(742)3674	042(741)7991	南区 相模台 7-7-1
上鶴間小学校	042(743)9870	042(741)7990	南区 上鶴間 4-7-1
横山小学校	042(754)8712	042(753)6087	中央区 横山台 2-35-1
鶴の台小学校	042(745)5611	042(741)7985	南区 旭町 24-5
鹿島台小学校	042(745)7193	042(741)7948	南区 上鶴間本町 1-9-1
緑台小学校	046(253)2004	046(257)2291	南区 新磯野 3-10-23
橋本小学校	042(773)1671	042(779)4384	緑区 橋本 1-12-20
大野台小学校	042(756)1210	042(753)7014	南区 大野台 8-1-15
並木小学校	042(756)3010	042(753)8041	中央区 並木 2-16-1
作の口小学校	042(761)1271	042(762)8072	緑区 下九沢 459-1
大野北小学校	042(755)4841	042(753)8043	中央区 淵野辺 2-34-1
鶴園小学校	042(746)6681	042(741)7983	南区 上鶴間本町 7-8-1
くぬぎ台小学校	042(746)0811	042(741)7982	南区 上鶴間 5-7-1
双葉小学校	042(746)0621	042(741)8607	南区 双葉 1-2-15
陽光台小学校	042(755)7011	042(753)8045	中央区 陽光台 1-15-1
若草小学校	042(746)4644	042(741)7981	南区 新磯野 2329-
上溝南小学校	042(778)3326	042(777)0803	中央区 上溝 782-1
大島小学校	042(762)6121	042(762)8083	緑区 大島 1121-19
二本松小学校	042(773)5131	042(779)4387	緑区 二本松 2-9-1
田名北小学校	042(761)2627	042(762)8099	中央区 田名 1932-1
弥栄小学校	042(755)3119	042(753)9027	中央区 弥栄 3-1-10
青葉小学校	042(754)6310	042(753)9035	中央区 並木 4-8-4
大野台中央小学校	042(755)0022	042(752)6089	南区 大野台 2-26-8
宮上小学校	042(773)8700	042(779)4379	緑区 橋本 4-11-1
九沢小学校	042(763)1801	042(762)3170	緑区 大島 1859-3
谷口小学校	042(748)9151	042(741)7980	南区 上鶴間本町 5-13-1
淵野辺東小学校	042(759)0377	042(759)2162	中央区 東淵野辺 3-17-1

施設名	電話番号	ファクス	所在地	
若松小学校	042(748)5813	042(741)7976	南区	若松 2-22-1
新宿小学校	042(761)0811	042(762)8105	中央区	田名 7019
当麻田小学校	042(773)2715	042(779)4380	緑区	相原 1-14-1
もえぎ台小学校	042(746)8877	042(743)4662	南区	新磯野 2-41-16
夢の丘小学校	042(777)5800	042(777)5885	南区	当麻 490-2
富士見小学校	042(750)8500	042(750)8558	中央区	富士見 2-4-1
小山小学校	042(775)1700	042(775)1702	中央区	小山 4-3-2
川尻小学校	042(782)2037	042(782)2849	緑区	久保沢 2-22-2
湘南小学校	042(782)2400	042(782)3192	緑区	小倉 1573
広陵小学校	042(782)4566	042(782)5349	緑区	若葉台 4-3-1
広田小学校	042(782)8383	042(782)8204	緑区	広田 9-5
中野小学校	042(784)1309	042(784)1906	緑区	中野 600
根小屋小学校	042(784)1460	042(784)1807	緑区	根小屋 1580
串川小学校	042(784)0618	042(784)0447	緑区	長竹 1424
津久井中央小学校	042(784)0206	042(784)0658	緑区	三ヶ木 39-7
鳥屋小学校	042(785)0234	042(785)0226	緑区	鳥屋 1321-3
青野原小学校	042(787)0019	042(787)0876	緑区	青野原 1250-1
青根小学校	042(787)2534	042(787)2940	緑区	青根 1331
桂北小学校	042(685)1412	042(685)1991	緑区	与瀬 877
千木良小学校	042(685)0112	042(682)7029	緑区	千木良 1035
内郷小学校	042(685)0110	042(685)0754	緑区	寸沢嵐 833
藤野北小学校	042(687)3008	042(687)5896	緑区	佐野川 1901
藤野小学校	042(687)2719	042(687)5894	緑区	日連 549
藤野南小学校	042(689)2046	042(689)2463	緑区	牧野 4327
相陽中学校	042(778)0330	042(777)0804	南区	磯部 1540
上溝中学校	042(755)3711	042(752)6193	中央区	横山 5-19 番 54
田名中学校	042(762)0169	042(762)8549	中央区	田名 5250-1
大沢中学校	042(761)2612	042(762)8961	緑区	大島 1800
旭中学校	042(772)0235	042(779)4383	緑区	橋本 1-12-15
大野北中学校	042(752)2022	042(752)7158	中央区	淵野辺 2-8-40
大野南中学校	042(742)3704	042(741)7975	南区	文京 1-10-1
相模台中学校	042(742)6411	042(741)7971	南区	桜台 20-1
清新中学校	042(754)9443	042(752)7186	中央区	清新 8-5-1
上鶴間中学校	042(743)9881	042(741)7968	南区	上鶴間 4-14-1
麻溝台中学校	042(745)7197	042(741)7965	南区	麻溝台 4-12-1
共和中学校	042(756)3012	042(752)9067	中央区	共和 1-3-10
緑が丘中学校	042(755)4842	042(752)9251	中央区	緑が丘 1-28-1
大野台中学校	042(755)4843	042(753)9007	南区	大野台 8-2-1
相武台中学校	042(746)6201	042(741)7962	南区	新磯野 5-1-10
谷口中学校	042(743)2234	042(741)7961	南区	上鶴間本町 4-13-43
中央中学校	042(755)0071	042(753)9056	中央区	富士見 1-3-17
新町中学校	042(742)0036	042(741)7956	南区	相模大野 9-14-1
弥栄中学校	042(758)0252	042(758)0693	中央区	弥栄 3-1-7
相原中学校	042(773)1451	042(779)4386	緑区	橋本 8-12-1
上溝南中学校	042(763)0155	042(763)0193	中央区	上溝 2322-2
小山中学校	042(773)3180	042(779)4385	中央区	小山 4-3-1
若草中学校	042(748)5788	042(741)7947	南区	新磯野 2046
由野台中学校	042(758)3383	042(758)4473	中央区	由野台 3-1-3
内出中学校	042(761)0818	042(763)4497	緑区	下九沢 2845
鶴野森中学校	042(743)2292	042(741)7946	南区	鶴野森 1-11-1
東林中学校	042(749)1175	042(741)7936	南区	上鶴間 8-21-1
相模丘中学校	042(782)2310	042(782)2387	緑区	久保沢 2-22-4
中沢中学校	042(782)8877	042(782)8290	緑区	城山 2-7-1
中野中学校	042(784)1240	042(784)1423	緑区	中野 960

施設名	電話番号	ファクス	所在地	
串川中学校	042(784)0639	042(784)0199	緑区	長竹 1469
鳥屋中学校	042(785)0239	042(785)0305	緑区	鳥屋 1339
青野原中学校	042(787)0014	042(787)0041	緑区	青野原 1239
青根中学校	042(787)2524	042(787)2941	緑区	青根 1926
北相中学校	042(685)1413	042(685)1673	緑区	与瀬 1019-5
内郷中学校	042(685)0013	042(685)0530	緑区	寸沢嵐 2742-4
藤野中学校	042(687)3019	042(687)5897	緑区	小淵 2082

公民館

施設名	電話	ファクス	所在地	
相原公民館	042-773-7800	042-773-7803	〒252-0141	緑区相原 4-14-12
麻溝公民館	042-778-2277	042-778-2278	〒252-0336	南区当麻 1324-2
新磯公民館	046-256-1900	046-256-1901	〒252-0327	南区磯部 916-3
大沢公民館	042-762-0811	042-762-0812	〒252-0135	緑区大島 1776-5
大野北公民館	042-755-6601	042-755-6603	〒252-0233	中央区鹿沼台 1-10-20
大野中公民館	042-746-6600	042-746-6601	〒252-0344	南区古淵 3-21-1
大野南公民館	042-749-2121	042-749-4795	〒252-0303	南区相模大野 5-31-1
大沼公民館	042-744-7722	042-744-7728	〒252-0333	南区東大沼 3-17-15
大野台公民館	042-755-6000	042-755-2859	〒252-0251	南区大野台 5-16-38
小山公民館	042-755-7500	042-755-7503	〒252-0214	中央区向陽町 8-1
上鶴間公民館	042-749-6611	042-749-6612	〒252-0318	南区上鶴間本町 7-7-1
上溝公民館	042-761-2288	042-761-3890	〒252-0243	中央区上溝 7-7-17
相模台公民館	042-743-7871	042-743-7872	〒252-0321	南区相模台 1-13-5
清新公民館	042-755-8000	042-755-8001	〒252-0216	中央区清新 3-16-1
相武台公民館	046-256-3700	046-256-2803	〒252-0325	南区新磯野 3-29-13
田名公民館	042-761-1251	042-761-1252	〒252-0244	中央区田名 4834
中央公民館	042-758-9000	042-758-9001	〒252-0236	中央区富士見 2-13-1
東林公民館	042-744-0087	042-744-0084	〒252-0312	南区相南 1-10-10
橋本公民館	042-771-1051	042-771-1052	〒252-0143	緑区橋本 6-2-1 (シティ・プラザはしもと内)
光が丘公民館	042-756-1117	042-756-1398	〒252-0228	中央区並木 4-7-9
星が丘公民館	042-755-0600	042-755-0641	〒252-0238	中央区星が丘 3-1-38
横山公民館	042-756-1555	042-756-1599	〒252-0241	中央区横山台 1-20-10
陽光台公民館	042-755-3451	042-755-3983	〒252-0226	中央区陽光台 5-6-1
城山公民館	042-783-8194	042-783-1721	〒252-0105	緑区久保沢 1-3-1
津久井中央公民館	042-784-3211	042-780-2555	〒252-0157	緑区中野 633-1
青根公民館	042-787-2634		〒252-0162	緑区青根 1372
桂北公民館	042-684-2377	042-684-2150	〒252-0171	緑区与瀬 1134-3
千木良公民館	042-684-4349	042-684-4349	〒252-0174	緑区千木良 991-1
藤野中央公民館	042-686-6151	042-686-6152	〒252-0184	緑区小淵 1992
沢井公民館	042-686-6151 (藤野中央公民館)		〒252-0182	緑区沢井 936
牧野公民館	042-689-2121		〒252-0186	緑区牧野 4232
佐野川公民館	042-687-2606		〒252-0181	緑区佐野川 2903

清掃施設、斎場

施設名	電話	ファクス	所在地	
津久井クリーンセンター	042-784-2711	042-784-2199	〒252-0156	緑区青山 3385-2
北清掃工場	042-779-1110	042-779-7590	〒252-0134	緑区下九沢 2074-2
南清掃工場	042-748-1133	042-744-9702	〒252-0328	南区麻溝台 1524-1
東清掃事業所	042-742-6462	042-742-6414	〒252-0344	南区古淵 5-33-1
相模原市営斎場	042-744-3330	042-744-7776	〒252-0344	南区古淵 5-26-1

1 - 2 県

(1) 安全防災局

部局名	課名	グループ名	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	住 所	
安全防災局 危機管理部	総務課	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829	045-210-3414		〒231-8588 横浜市中区日本大通1	
		企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829	045-210-3418	9-400-9300		
	危機管理対策課	危機管理対策 グ ル ー プ	045-210-3465 045-210-8829	045-210-3465			
		情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	045-210-3441	9-400-9302		
	災害対策課	計 画 グ ル ー プ	045-210-3425 045-210-8829	045-210-3425	9-400-9304		
		応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	045-210-3430	9-400-9301		
		訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829	045-210-3433			
		支援調整グループ	045-210-5945 045-210-8829	045-210-5945			
	消防課	企 画 グ ル ー プ	045-210-3444 045-210-8829	045-210-3444	9-400-9305		
		推 進 グ ル ー プ	045-210-3436 045-210-8829	045-210-3436			
	工業保安課	火薬電気グループ	045-210-3475 045-210-8830	045-210-3475	9-400-9225		
		コンピナート グ ル ー プ	045-210-3479 045-210-8830	045-210-3479			
		高 圧 ガ ス グ ル ー プ	045-210-3484 045-210-8830	045-210-3484			
		休日・夜間の 気 象 予 報	当 直 員	045-201-6409	045-210-3456		

(2) 各局等

部局名	課名	グループ名	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	住 所	
政 策 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-3036 045-210-8817	045-210-3036	9-400-9210	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	
総 務 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-2125 045-210-8816	045-210-2125	9-400-9200		
県 民 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-3615 045-210-8831	045-210-3615	9-400-9215		
環 境 農 政 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-4021 045-210-8844	045-210-4021	9-400-9240		
保 健 福 祉 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-4618 045-210-8856	045-210-4618	9-400-9230		
	病 院 事 業 課	調 整 グ ル ー プ	045-210-5043 045-210-8860	045-210-5043	9-400-9234		
保 健 福 祉 局 保 健 医 療 部	健 康 危 機 管 理 課	健 康 危 機 管 理 グ ル ー プ	045-210-4634 045-633-3770	045-210-4634	9-400-9235		
商 工 労 働 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-5515 045-210-8867	045-210-5515	9-400-9245		
県 土 整 備 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-6015 045-210-8878	045-210-6015	9-400-9341		
会 計 局	会 計 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-6714 045-210-8895	045-210-6714	9-400-9370		
議 会 局 総 務 部	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-210-7524 045-210-8907	045-210-7524	9-400-9270		
企 業 局 総 務 部	総 務 課	総 務 福 利 グ ル ー プ	045-210-7015 045-210-8900	045-210-7015	9-400-9260		
教 育 局 総 務 部	広 報 情 報 課	広 報 グ ル ー プ	045-210-8078 045-210-8920	045-210-8078	9-400-9275		〒231-8509 横浜市中区日本大通33
人 事 委 員 会 事 務 局	総 務 課	総 務 グ ル ー プ	045-651-3243 045-651-3239	045-651-3243			〒231-0023 横浜市中区山下町32

部局名	課名	グループ名	電話 FAX番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	住所
監査事務局	総務課		045-210-8464 045-210-8926	045-210-8464		〒231-8588 横浜市中区日本大通1
労働委員会 事務局	審査調査課	総務グループ	045-663-5448 045-663-5450	045-663-5448		〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 (かながわ労働プラザ7階)
警察本部	危機管理対策課	第一係 (風水害)	045-211-1212 (5771~3) 045-212-0796	045-210-1212 (5771~3) 045-212-0796	9-638-9209	〒231-0002 横浜市中区海岸通2-4
		第二係 (地震)	045-211-1212 (5781~3) 045-212-0796	045(211)1212 (5781~3) 045-212-0796		

(3) 水防本部

部局名	課名	グループ名	電話 FAX番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	住所
県土整備局 河川水道部	河川課	防災グループ	045-210-6491 045-210-8878	045-210-6491	9-400-9352	〒231-8588 横浜市中区日本大通1

(4) 関連出先機関

機関名		電話 FAX番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	所在地
県央地域県政総合センター		046-224-1111 046-225-1743	046-224-1111	9-402-9203	〒243-0004 厚木水引2-3-1
県土整備局	厚木土木事務所 津久井治水センター	042-784-1111 042-784-7696			〒252-0157 緑区中野937-2
	城山ダム管理事務所	042-782-2831 042-782-2832			〒252-0116 緑区城山2-9-1
企業局	相模原水道営業所	042-755-1132 042-754-4531			〒252-0227 中央区光が丘2-18-56
	相模原南水道営業所	042-745-1111 042-743-4598			〒252-0303 南区相模大野6-3-1
	津久井水道営業所	042-784-4822 042-784-5994			〒252-0157 緑区中野252-1
	谷ヶ原浄水場	042-782-2626 042-782-8529			〒252-0113 緑区谷ヶ原2-6-1
警察本部	相模原警察署	042-754-0110			〒252-0236 中央区富士見1-1-1
	相模原南警察署	042-749-0110			〒252-0344 南区古淵6-29-2
	相模原北警察署	042-700-0110			〒252-0131 緑区西橋本5-4-25
	津久井警察署	042-780-0110			〒252-0157 緑区中野308

1 - 3 指定地方行政機関

機 関 名	担 当	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	所 在 地
関 東 農 政 局	横浜地域センター 農政推進グループ	045-211-7175 045-212-9031			〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
関 東 森 林 管 理 局 東京神奈川森林管理署	総 務 課	0463-32-2867 0463-32-2868			〒254-0046 平塚市立野町38-2
神 奈 川 労 働 局	相模原労働基準監督署	042-752-2051 042-752-1558			〒252-0236 中央区富士見6-10-10
	相模原公共職業安定所	042-776-8609 042-759-1871			〒252-0236 中央区富士見6-10-10
関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	管理第二課	042-643-2008 042-644-1364			〒192-0045 八王子市大和田4-3-13
横 浜 地 方 気 象 台	防災業務課	045-621-1999 045-621-2016	045-621-1991	9-484-9209	〒231-0862 横浜市中区山手町99

1 - 4 指定公共機関

機 関 名	担 当	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	防災行政 通信網	住 所
郵便事業株式会社	横浜支店総務課	045-461-1381 045-441-0421			〒220-8799 横浜市西区高島 2-14-2
郵便局株式会社	相模原郵便局	042-752-1271			〒229-8799 中央区富士見 1-1-20
	橋本郵便局	042-774-5956			〒229-1199 緑区市西橋本 5-2-1
	座間郵便局	046-251-2322			〒228-8799 座間市相模が丘 1-36-34
	津久井郵便局	042-784-3300			〒252-0157 緑区中野 578-1
	相模湖郵便局	042-684-2535			〒252-0171 緑区与瀬 1314-2
	吉野郵便局	042-687-2217			〒252-0183 緑区吉野 279
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社 橋本駅	042-772-2058			〒252-0143 緑区橋本 6-1-25
	八王子支社	042-627-6498			〒192-0083 東京都八王子市旭町 1-8
日本貨物鉄道株式会社	関東支社総務部	03-5793-9071 03-5793-9160			〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-11-15 電波ビル5階
東日本電信電話株式会社	神奈川支店 設備部災害対策室	045-212-8945 045-212-8976	113	9-668-1	〒231-0023 横浜市中区山下町 198
株式会社エヌ・ティ・ティ	神奈川支店 企画総務部	045-226-8004 045-222-7070			〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ 株 式 会 社	ネットワーク事業部 総合ネットワーク部	03-5202-9909 03-5501-3014	03-5202-9909		〒100-8019 東京都千代田区内幸町 1-1-6 日比谷ビル2F
K D D I 株 式 会 社	南関東総支社 管理部	045-211-1671 045-211-1674		9-670-1	〒231-0004 横浜市中区元浜町 3-24
日本通運株式会社	相模原支店	042-706-8011			〒252-0331 東京都町田市鶴間 1616
東京電力株式会社	相模原支社 総務グループ	042-759-1211			〒252-0237 中央区千代田 6-12-25
東京ガス株式会社	神奈川導管事業部 計画推進部	045-313-8013 045-311-7854	045-313-8021 ガスライト 24	9-661-1	〒220-0024 横浜市西区西平沼 5-55
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 045-681-1120	045-681-2123		〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7
日本放送協会	横浜放送局 企画総務	045-212-2831 045-212-5540	045-212-0737	9-663-1	〒231-8536 横浜市中区山下町 281
中日本高速道路	八王子支社 八王子保全サービスセンター	042-691-7121 042-692-5556			〒192-0024 東京都八王子市宇津木町 287-1
独立行政法人 国立病院機構 相模原病院		042-742-8311 042-742-5314			〒252-0315 南区桜台 18-1

1 - 5 指定地方公共機関

機 関 名	担 当	電 話 F A X 番 号	夜間休日連絡先	所 在 地
小田急電鉄株式会社	相模大野駅	042-742-2246	042-742-2246	〒252-0303 南区相模大野3-8-1
神奈川県中央交通株式会社	相模原営業所	042-778-6793 042-778-7131	042-778-6793	〒252-0335 南区下溝3038
社 団 法 人 神奈川県トラック協会	相模地区支部	046-285-1919 046-286-2384	046-285-1919	〒243-0303 愛川町中津4077-3
神奈川県相模川左岸 土地改良区		046-231-3247 046-235-1331		〒243-0422 海老名市中新田3-35-1
神奈川県相模川西部 土地改良区		046-221-4810 046-221-4810		〒243-0018 厚木市中町3-8-4
神奈川県医師会	社団法人 相模原市医師会	042-755-3311		〒252-0236 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら内
神奈川県歯科医師会	社団法人 相模原歯科医師会	042-756-1501		同上
神奈川県薬剤師会	公益社団法人 相模原市薬剤師会	042-756-1502		同上
神奈川県看護協会	公益社団法人 神奈川県看護協会 相模原支部	042-776-2480		同上
株 式 会 社 アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531 045-231-1457	045-231-1531	〒231-8611 横浜市中区長者町5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部	045-651-1182 045-641-1911	045-651-1182	〒231-8001 横浜市中区太田町2-23 M B C 4 F
横浜エフエム放送株式会社	情報総務部	045-224-1003 045-224-1013	045-223-2562	〒220-8110 横浜西区みなとみらい12-2-1

1 - 6 公共的団体

機 関 名	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	所 在 地
相模原商工会議所	042-753-1315 042-753-7637		〒252-0239 中央区中央 3-12-3
城山商工会	042-782-3338 042-782-3616		〒252-0105 緑区久保沢 2-5-1
津久井商工会	042-784-1744 042-784-3622		〒252-0157 緑区中野 1029
相模湖商工会	042-684-3347 042-685-1654		〒252-0171 緑区与瀬 896
藤野商工会	042-687-2138 042-687-5304		〒252-0184 緑区小淵 1689-1
相模原市農業協同組合	042-755-2111(代) 042-756-2103		〒252-0239 中央区中央 6-10-10
津久井郡農業協同組合	042-784-1321 042-784-1322		〒252-0157 緑区中野 550
公益社団法人相模原市防災協会	042-753-9971 042-753-0374	消防本部 042-751-9111(代)	〒229-0239 中央区中央 2-2-15
社団法人相模原市建設業協会	042-753-2164		〒252-0239 中央区中央 3-4-7
相模原市津久井地区建設業連絡協議会	042-784-1615		〒252-0157 緑区中野 927-7
公益社団法人 神奈川県エルピーガス協会相模原支部	042-742-8800		〒252-0303 南区相模大野 1-35-2
相模原市電設協同組合	761-9111 (大野重電土木株)		〒229-1135 緑区大島 2800
県北管工事協同組合	042-757-3322		〒252-0237 中央区千代田 1-5-1
相模原市管工事設備協同組合	042-743-2538 042-742-9279		〒252-0303 南区相模大野 6-7-2
津久井管工事協同組合	042-784-5200		〒252-0157 緑区中野 16-1
相模原市管工事協会	042-757-3322		〒252-0237 中央区千代田 1-5-1
相模原造園協同組合	042-773-8977 042-773-5051		〒252-0216 中央区清新 4-10-9
神奈川県震災建築物応急危険度判定士会 相模原支部	042-744-1750 (株)ユニヴァサル設計		〒252-0304 南区旭町 10-17
相模原市生活協同組合運営協議会	045-471-5615		〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-6-23 金子第 2 ビル 3 階 コープかながわ
相模原米穀小売商組合	042-742-3403		〒252-0302 南区上鶴間 6-31-8
相模原市防災設備協同組合	042-740-1222		〒252-0318 南区上鶴間本町 4-48-8
社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部	042-758-5400 (下山接骨院)		〒252-0236 中央区富士見 5-12-23
社団法人相模原市病院協会	042-755-0531 042-755-0532		〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら内
相模原市獣医師会	042-745-1143 (屋敷動物病院)		〒252-0328 南区麻溝台 6-26-5
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 相模原災害ボランティアネットワーク	042-786-6181		〒252-0236 中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4 階
さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会	042-750-4150		〒252-0233 中央区鹿沼台 1-9-15 プロミティふちのべビル 2 階
株式会社エフエムさがみ	042-776-3980		〒252-0231 中央区相模原 6-20-1
株式会社ジェイコムイースト (相模原・大和局)	042-733-1005		〒252-0237 中央区千代田 7-6-10

機 関 名	電 話 F A X 番号	夜間休日連絡先	所 在 地
相模原市印刷広告協同組合	042-776-6100 042-776-5656		〒252-0239 中央区中央 3-7-5
公益財団法人神奈川県下水道公社	0463-55-7211 0463-55-7216		〒254-0014 平塚市四之宮4-19-1
津久井郡森林組合	042-784-1140 042-784-1100		〒252-0157 緑区中野 1024-2
相模原道路安全施設業協同組合	042-701-5072 042-701-5327		〒252-0328 南区麻溝台 3-7-13
一般社団法人相模原市商店連合会	042-786-2451		〒252-0239 中央区中央 3-12-3
京王電鉄株式会社 相模原管区	042-373-7150 042-373-7150		〒206-0033 東京都多摩市落合 1-10-2
京王バス南株式会社	042-352-3710		〒183-0055 東京都府中市府中町 1-9
富士急山梨バス株式会社	0555-72-6877		〒401-0302 山梨県南都留郡富士河口湖町 小立 4837

1 - 7 自衛隊

部 隊 名	担 当	電話番号 F A X 番号	夜間休日の連絡先	所 在 地
陸上自衛隊 第4施設群	第 3 科	046-253-7670(237) 046-253-7670(235)	046-253-7670 (202)	〒252-0027 座間市座間

2 情報伝達

2 - 1 横浜地方気象台・気象情報用紙（例文）

警報・注意報発表用紙

発表例文

平成 年 月 日 時 分	横浜地方気象台発表
横浜・川崎「大雨，洪水警報」雷注意報	
湘南「大雨，雷，洪水注意報	
三浦半島「大雨，洪水警報」雷注意報	
相模原「大雨，雷，洪水注意報	
県央「大雨，雷，洪水注意報	
足柄上「大雨，雷，洪水注意報	
西湘「大雨，雷，洪水注意報	
((横浜・川崎と三浦半島では今夜遅くにかけて雷を伴って非常に激しい雨の降る恐れがあります。土砂災害，低地の浸水，河川の増水やはん濫に警戒。))	
横浜・川崎 [発表]大雨，洪水警報 [継続]雷注意報 [解除]強風，波浪注意報	
特記事項 土砂災害警戒 浸水警戒	
土砂災害 日明け方まで	
浸水 日明け方まで 雨のピークは未明	
1時間最大雨量 50ミリ	
洪水 日夜遅くから明け方まで	
付加事項 突風	
湘南 [継続]大雨，雷，洪水注意報	
特記事項 浸水注意	
浸水 日未明まで	
付加事項 突風	
三浦半島 [継続]大雨，洪水警報 雷注意報	
特記事項 土砂災害警戒 浸水警戒	
土砂災害 日明け方まで	
浸水 日明け方まで 雨のピークは未明	
1時間最大雨量 60ミリ	
洪水 日夜遅くから明け方まで	
相模原 [継続]大雨，雷，洪水注意報	
特記事項 浸水注意	
浸水 日未明まで	
付加事項 突風	
県央 [継続]大雨，雷，洪水注意報	
特記事項 浸水注意	
浸水 日未明まで	
付加事項 突風	
足柄上 [継続]大雨，雷，洪水注意報	
特記事項 浸水注意	
浸水 日未明まで	
付加事項 突風	
西湘 [警報から注意報]大雨，洪水注意報 [継続]雷注意報	
特記事項 浸水注意	
浸水 日未明まで	
付加事項 突風	

神奈川県記録的短時間大雨情報発表用紙

記録的短時間大雨情報 基準 東部 90mm / h 以上
西部 100mm / h 以上

発表例文

神奈川県記録的短時間大雨情報 第 号 平成 年 月 日 時 分 横浜地方气象台発表
時 分神奈川県で記録的短時間大雨 で100ミリ 町付近で約110ミリ 町付近で120ミリ以上

台風情報

発表例文

台風第 号に関する神奈川県気象情報 第 号 平成 年 月 日 時 分横浜地方气象台発表 (見出し) 神奈川県では、これから明日(日)にかけて大雨となる見込みです。 また、海上では引き続き波・うねりが高く、今日(日)の午後からは更に高くなる見込みで す。浸水害・土砂災害・高波に注意してください。 (本文) [原因等] 大型で強い台風第 号は の南西約 キロにあって、北西に進んでいます。今後北寄りに 向きを変え、今夜(日)には本州にかなり接近する見込みです。 [地域・時期・現象] 神奈川県では、これから明日(日)にかけ、広い範囲で大雨となるおそれがあります。特に 南東に開けた西部の山沿いでは、降り始めからの雨量がかなり多くなる見込みです。また、東部 にも大雨・洪水注意報の可能性がります。 [量的予想] (雨の予想) これから今夜(日)24時までの雨量 西部の多いところで ミリ 東部の多いところで ミリ 台風の北上に伴い、明日(日)にかけて雨量は更に増える見込みです。 (波の予想) 波・うねりの高さ 今日 東京湾 のち メートル 相模湾 のち メートル [防災事項] 河川の増水・氾濫、低地の浸水、土砂災害、高波に注意 [補足] 次の神奈川県気象情報は、 時頃に発表する予定です。

神奈川県気象情報

発表例文

大雨と雷に関する神奈川県気象情報第 号
平成 年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

(見出し)

神奈川県では、今夜遅くにかけて、局地的に雷を伴って1時間に50ミリの非常に激しい雨が降り大雨となる見込みです。低地の浸水、地下施設への浸水、河川の急激な増水・氾濫、土砂災害に警戒して下さい。

(本文)

大気の状態が非常に不安定となっており、神奈川県では引き続き今夜遅くにかけて、局地的に1時間に50ミリの非常に激しい雨が降り、大雨となる見込みです。

今夜遅くまでの予想雨量は

1時間雨量 50ミリ

降り始めから今夜遅くまでの総雨量 140ミリ

現在、横浜市及び川崎市方面と山北町方面に、発達した雷雲がかかっており、時までの1時間に、横浜市港北区日吉で42ミリ、山北町丹沢湖で37ミリの激しい雨を観測しました。

降り始め(日 時)から 時までの県内の総雨量は

箱根	ミリ	山北町丹沢湖	ミリ
相模湖	ミリ	相模原	ミリ
平塚	ミリ	海老名	ミリ
横浜市港北区日吉	ミリ	横浜市中区山手町	ミリ
藤沢市辻堂	ミリ	小田原	ミリ
三浦	ミリ		

となっています。

低地の浸水、地下施設への浸水、河川の急激な増水や氾濫、土砂災害に警戒し、落雷や突風に注意して下さい。特に、キャンプなどは、雨が降っていなくても上流に降った雨で河川が急に増水することがありますので十分な警戒が必要です。

現在、神奈川県には大雨・洪水警報、雷注意報を発表しています。

今後の気象情報に十分留意して下さい。

神奈川県気象情報（天候情報）

発表例文

少雨に関する神奈川県気象情報 第 号
平成 年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

（見出し）

神奈川県内では、6月下旬以降、降水量の少ない状態が続いています。このような状態は、少なくとも向こう一週間程度続く見込みですので、水の管理や農作物の管理などに十分注意して下さい。

（本文）

神奈川県では、6月下旬以降、梅雨前線の活動が弱く、また、平年より早く梅雨明けしたため、降水量の少ない状態が続いています。

向こう一週間も、大きな天気の崩れは予想されておらず、局地的なわか雨の可能性はあるものの、少雨を解消するほどの降水量は見込まれません。

このため、降水量の少ない状態は、少なくとも向こう一週間程度続く見込みですので、水の管理や農作物の管理などに十分注意して下さい。

なお、6月21日～8月13日の県内各地の降水量（平年比）は次のとおりです。

	降水量：ミリ	（平年比：％）
横浜市中区山手町		（ ）
海老名		（ ）
藤沢市辻堂		（ ）
三浦		（ ）
小田原		（ ）
横浜市港北区日吉		（ ）
平塚		（ ）
相模湖		（ ）
相模原		（ ）
山北町丹沢湖		（ ）
箱根		（ ）

この情報は、 月 日発表の「少雨に関する神奈川県気象情報 第 号」を引き継ぐものです。

震源・震度に関する情報

発表例文

地震情報（震源・震度に関する情報）

平成 年 月 日 時 分 気象庁地震火山部発表

日 時 分ころ地震がありました。

震源地は、遠州灘（北緯34.5度、東経138.2度）で、震源の深さは約20km、地震の規模（マグニチュード）は8.0と推定されます。

〔震度3以上が観測された地域〕

震度7 山梨県中西部 静岡県東部 静岡県中部 静岡県西部
震度6強 神奈川県東部 神奈川県西部 山梨県東部 静岡県伊豆
愛知県東部 愛知県西部
震度6弱 伊豆大島 新島 長野県中部 長野県南部
震度5強 埼玉県北部 埼玉県南部 埼玉県秩父 千葉県北西部
東京都23区 東京都多摩東部 東京都多摩西部 神津島
震度5弱 茨城県南部 三宅島 千葉県北西部 千葉県南部
震度4 (以下 略)
震度3

〔震度5弱以上が観測された市町村〕

震度7 身延町 山梨南部町 富沢町 沼津市 富士宮市 富士市 芝川町
静岡市 清水市 島田市 焼津市 藤枝市 富士川町 蒲原町 由比町
静岡岡部町 大井川町 静岡榛原町 静岡吉田町 浜松市 磐田市
掛川市 袋井市 ...
震度6強 平塚市 箱根町 富士吉田市 上九一色村 忍野村 河口湖町
御殿場市 ...
震度6弱 茅ヶ崎市 海老名市 神奈川寒川町 大磯町 神奈川二宮町 小田原市
秦野市 厚木市 ...
震度5強 さいたま市 東京世田谷区 東京中野区 東京杉並区 八王子市 立川市
町田市 横浜西区 横浜中区 横浜保土ヶ谷区 横浜戸塚区 川崎多摩区
川崎麻生区 大和市 座間市 綾瀬市 相模原市 神奈川愛川町
神奈川清川村
震度5強 (以下 略)

津波予報を発表中です。

情報第 号

各地の震度に関する情報

発表例文

各地の震度に関する情報

平成 年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

きょう 日 時 分 ころ地震がありました。

震源地は、相模湾（北緯35.2度、東経139.5度）で、震源の深さは約120km、地震の規模（マグニチュード）は3.7と推定されます。

各地の震度は次のとおりです。

なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

神奈川県 震度2 相模原市田名* 相模原市上溝*
横浜港南区丸山台東部*
震度1 横浜保土ヶ谷区上菅田町* 神奈川清川村煤ヶ谷*
横浜鶴見区下末吉* 川崎中原区小杉町*
川崎宮前区宮前平* 神奈川愛川町角田*
横浜神奈川区神大寺* 横浜旭区今宿東町*
海老名市大谷* 横浜磯子区磯子*
横浜青葉区市が尾町* 川崎麻生区片平*
横浜神奈川区白幡上町* 横浜中区山下町*
横浜磯子区洋光台* 横浜金沢区白帆*
横浜港北区日吉本町* 横浜緑区十日市場*
横浜青葉区榎が丘* 横浜西区浜松町*
横浜中区山手町 横浜栄区小菅が谷*
横浜都筑区茅ヶ崎* 川崎中原区小杉陣屋
川崎川崎区千鳥町* 相模原市相模大野*
横浜保土ヶ谷区神戸町* 津久井町中野*
相模原市相原* 神奈川大井町金子* 真鶴町真鶴*
川崎川崎区中島* 川崎高津区下作延*
茅ヶ崎市茅ヶ崎 城山町久保沢*

東京都 震度2 三鷹市野崎* 東京千代田区大手町
震度1 東京文京区本郷* 東京港区白金*
東京目黒区中央町* 東京世田谷区三軒茶屋*

この地震による津波の心配はありません。

2 - 2 大規模地震関連情報の受伝達

東海地震予知情報（発表例文 地震予知情報の内容の解説等を発表する情報）

平成 年 月 日 時 分 気象庁地震火山部
東海地震予知情報
<p>＊＊ 見出し ＊＊</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。 静岡県中西部の地殻変動データの一部が大きく変化しており、このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。</p> <p>＊＊ 本文 ＊＊</p> <p>気象庁では、07時30分から判定会を開いて東海地震が発生するおそれがあるかどうか十分検討しました。その結果、次の地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発表されました。</p> <p>「気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、浜北（はまきた）、天竜（てんりゅう）及び藤枝（ふじえだ）観測点のデータが大きく変化しています。このほか、周辺の歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化が現れています。</p> <p>これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下の深さ約30kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。</p> <p>このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。</p> <p>予想された地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5強程度になると予想されます。</p> <p>また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆諸島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。」</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。 状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は本日11時を予定しています。</p> <p style="text-align: right;">（東海地震に関連する情報第 号）</p>

【解説】この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表するものです。また、本情報の解除を伝える場合にも発表します。

東海地震注意情報（発表例文 観測の成果と判定会招集に至った理由等を発表する情報）

平成 年 月 日 時 分 気象庁地震火山部
東海地震注意情報
<p>** 見出し **</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。静岡県中西部の地殻変動データの一部に変化が現れています。</p> <p>このため、気象庁は本日07時30分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。</p> <p>** 本文 **</p> <p>気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、浜北（はまきた）と天竜（てんりゅう）観測点のデータに昨日（ 月31日）から通常と異なる変化が現れており、現在も加速しながら続いています。本日（1日）07時頃からは、藤枝（ふじえだ）観測点でも通常と異なる変化を示し始めており、これらの変化がプレスリップの発生に伴うものである可能性がさらに高まっています。</p> <p>このため、気象庁は本日07時30分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は本日09時を予定しています。</p> <p style="text-align: right;">（東海地震に関連する情報第 号）</p>

【解説】この情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられます。また、本情報の解除を伝える場合にも発表します。なお、地震防災対策強化地域判定会開催の事実もこの中で報じます。

東海地震注意情報（発表例文 地震活動や地殻活動の状況等を発表する情報）

平成 年 月 日 時 分 気象庁地震火山部
東海地震注意情報
<p>** 見出し **</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に注意が必要です。静岡県中西部の地殻変動データの一部に変化が現れています。この変化は、東海地震の前兆現象としてのプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなっています。</p> <p>** 本文 **</p> <p>気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、浜北（はまきた）観測点のデータが本日11時頃から通常と異なる変化を示し始めており、現在も継続中です。その後18時頃からは、天竜（てんりゅう）観測点のデータにも通常と異なる変化が認められています。</p> <p>現在、浜北、天竜の2観測点で観測されている変化の量と傾向は、浜名湖北東部直下でプレート境界の一部がゆっくりとずれ動く現象が発生している場合にも、観測される可能性があるものです。気象庁は、地震防災対策強化地域判定会委員の意見等も踏まえ、これらの変化が、東海地震の前兆現象として考えられているプレスリップの発生に伴うものである可能性が高まったと判断しました。</p> <p>地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、東海地震の発生に注意が必要です。気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は本日21時を予定しています。</p> <p style="text-align: right;">（東海地震に関連する情報第 号）</p>

平成 年 月 日
時 分
気象庁地震火山部

東海地震観測情報

＊＊ 見出し ＊＊

三ヶ日（みっかび）観測点の地殻変動データが通常と異なる変化を示しています。気象庁では、この変化と東海地震との関連性を調査しています。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、三ヶ日観測点の観測データが昨日（８日）２０時頃から若干の変化を示し始め、本日０４時頃から顕著になりました。

現在のところ、他の歪計、傾斜計等に対応する変化は観測されていません。また、東海地域の地震活動にも特段の変化は見られません。

三ヶ日観測点は、過去にも局所的な現象と考えられる変化を観測しており、今回もその可能性があります。しかし、今回は変化量が大きく、鈍化の傾向が見られないという点で過去の事例と異なっています。気象庁では他の観測点のデータも含め、観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

次の情報発表は、本日の１０時を予定していますが、地震活動及び地殻変動データ等に変化があった場合は随時お知らせします。

（東海地震に関連する情報第 号）

【解説】この情報は、東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表します。

2 - 4 地域防災無線設置場所

1 基地局

基地局統制局

- (統制台)・消防指令センター災害対策事務室(呼出名称・ぼうさいさがみはら)100
- (ファクシミリ)・消防指令センター災害対策事務室(呼出名称・ぼうさいさがみはら)105

中継基地局

- ・緑区三井1471-11(識別名称・ぼうさいみいかなざわ)
- ・緑区青野原503-1(識別名称・ぼうさいさんかくやま)
- ・緑区牧野3507(識別名称・ぼうさいはちおかやま)
- ・緑区青根1168(識別名称・ぼうさいあおねはつばら)

中継局

- ・東京都八王子市裏高尾町1793-1(識別名称・ぼうさいこぼとけしろやま)

2 陸上移動局

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
相模原警察署	ぼうさいさがみはら 110	携帯型	
相模原南警察署	ぼうさいさがみはら 111		
津久井警察署	ぼうさいさがみはら 112		
相模原北警察署	ぼうさいさがみはら 113		
青根小学校	ぼうさいさがみはら 160		
危機管理室	ぼうさいさがみはら 161		
緑区役所総務課携帯	ぼうさいさがみはら 162		
市長登庁支援(秘書課)	ぼうさいさがみはら 163		
危機管理室車両	ぼうさいさがみはら 171	車載型	
危機管理室車両	ぼうさいさがみはら 172		
市長車	ぼうさいさがみはら 180		
副市長車	ぼうさいさがみはら 181		
副市長車	ぼうさいさがみはら 182		
副市長車	ぼうさいさがみはら 183		
教育長車	ぼうさいさがみはら 184		
議長車	ぼうさいさがみはら 185		
特別車	ぼうさいさがみはら 186		
特別車	ぼうさいさがみはら 187		
中央区役所総務課	ぼうさいさがみはら 201	半固定型	ファクシミリ付
危機管理室	ぼうさいさがみはら 202		
教育総務室	ぼうさいさがみはら 203		
地域医療課	ぼうさいさがみはら 204		
土木政策課	ぼうさいさがみはら 205		
南土木事務所	ぼうさいさがみはら 206		
南保健福祉センター	ぼうさいさがみはら 207		
相模川自然の村野外体験教室	ぼうさいさがみはら 211	携帯型	
緑土木事務所	ぼうさいさがみはら 231	半固定型	ファクシミリ付
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 232		
緑土木事務所津久井土木班	ぼうさいさがみはら 233		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 251		
交通政策課	ぼうさいさがみはら 252		
緑土木事務所相模湖土木班	ぼうさいさがみはら 253		

局名(常置場所)	呼出名称	局の區別	備 考
城山まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 261	半固定型	ファクシミリ付
	ぼうさいさがみはら 262		
緑土木事務所城山土木班	ぼうさいさがみはら 263		
城山保健福祉センター	ぼうさいさがみはら 264		
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 281		
南区役所地域政策課	ぼうさいさがみはら 282		
緑土木事務所藤野土木班	ぼうさいさがみはら 283		
緑区役所総務課	ぼうさいさがみはら 301		
大野北まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 302		
大野中まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 303		
南区役所総務課	ぼうさいさがみはら 304		
大沢まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 305		
田名まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 306		
上溝まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 307		
麻溝まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 308		
新磯まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 309		
相模台まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 310		
相武台まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 311		
東林まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 312		
小山公民館	ぼうさいさがみはら 321		
星が丘公民館	ぼうさいさがみはら 322		
清新公民館	ぼうさいさがみはら 323		
中央公民館	ぼうさいさがみはら 324		
横山公民館	ぼうさいさがみはら 325		
光が丘公民館	ぼうさいさがみはら 326		
串川出張所	ぼうさいさがみはら 331		
鳥屋出張所	ぼうさいさがみはら 332		
青野原出張所	ぼうさいさがみはら 333		
青根出張所	ぼうさいさがみはら 334		
津久井中央連絡所	ぼうさいさがみはら 335		
城山公民館	ぼうさいさがみはら 341		
牧野連絡所	ぼうさいさがみはら 351		
佐野川連絡所	ぼうさいさがみはら 352		
新磯小学校	ぼうさいさがみはら 401		ファクシミリ無し
麻溝小学校	ぼうさいさがみはら 402		
田名小学校	ぼうさいさがみはら 403		
上溝小学校	ぼうさいさがみはら 404		
星が丘小学校	ぼうさいさがみはら 405		
大沢小学校	ぼうさいさがみはら 406		
旭小学校	ぼうさいさがみはら 407		
向陽小学校	ぼうさいさがみはら 408		
相原小学校	ぼうさいさがみはら 409		
大野小学校	ぼうさいさがみはら 410		
淵野辺小学校	ぼうさいさがみはら 411		
南大野小学校	ぼうさいさがみはら 412		
谷口台小学校	ぼうさいさがみはら 413		
中央小学校	ぼうさいさがみはら 414		

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
清新小学校	ぼうさいさがみはら 415	半固定型	ファクシミリ無し
相模台小学校	ぼうさいさがみはら 416		
東林小学校	ぼうさいさがみはら 417		
相武台小学校	ぼうさいさがみはら 418		
光が丘小学校	ぼうさいさがみはら 419		
大沼小学校	ぼうさいさがみはら 420		
共和小学校	ぼうさいさがみはら 421		
桜台小学校	ぼうさいさがみはら 422		
上鶴間小学校	ぼうさいさがみはら 423		
横山小学校	ぼうさいさがみはら 424		
鶴の台小学校	ぼうさいさがみはら 425		
鹿島台小学校	ぼうさいさがみはら 426		
緑台小学校	ぼうさいさがみはら 427		
橋本小学校	ぼうさいさがみはら 428		
大野台小学校	ぼうさいさがみはら 429		
並木小学校	ぼうさいさがみはら 430		
作の口小学校	ぼうさいさがみはら 431		
大野北小学校	ぼうさいさがみはら 432		
鶴園小学校	ぼうさいさがみはら 433		
くぬぎ台小学校	ぼうさいさがみはら 434		
双葉小学校	ぼうさいさがみはら 435		
陽光台小学校	ぼうさいさがみはら 437		
若草小学校	ぼうさいさがみはら 438		
上溝南小学校	ぼうさいさがみはら 439		
大島小学校	ぼうさいさがみはら 440		
二本松小学校	ぼうさいさがみはら 441		
田名北小学校	ぼうさいさがみはら 442		
弥栄小学校	ぼうさいさがみはら 443		
青葉小学校	ぼうさいさがみはら 444		
大野台中央小学校	ぼうさいさがみはら 445		
宮上小学校	ぼうさいさがみはら 446		
九沢小学校	ぼうさいさがみはら 447		
谷口小学校	ぼうさいさがみはら 448		
淵野辺東小学校	ぼうさいさがみはら 450		
若松小学校	ぼうさいさがみはら 451		
新宿小学校	ぼうさいさがみはら 452		
当麻田小学校	ぼうさいさがみはら 453		
もえぎ台小学校	ぼうさいさがみはら 454		
夢の丘小学校	ぼうさいさがみはら 455		
富士見小学校	ぼうさいさがみはら 456		
小山小学校	ぼうさいさがみはら 457		
中野小学校	ぼうさいさがみはら 458		
根小屋小学校	ぼうさいさがみはら 459		
串川小学校	ぼうさいさがみはら 460		
津久井中央小学校	ぼうさいさがみはら 461		
鳥屋小学校	ぼうさいさがみはら 462		
桂北小学校	ぼうさいさがみはら 465		
千木良小学校	ぼうさいさがみはら 466		

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
内郷小学校	ぼうさいさがみはら 467	半固定型	ファクシミリ無し
川尻小学校	ぼうさいさがみはら 468		
湘南小学校	ぼうさいさがみはら 469		
広陵小学校	ぼうさいさがみはら 470		
広田小学校	ぼうさいさがみはら 471		
藤野北小学校	ぼうさいさがみはら 472		
藤野小学校	ぼうさいさがみはら 473		
藤野南小学校	ぼうさいさがみはら 474		
相陽中学校	ぼうさいさがみはら 501		
上溝中学校	ぼうさいさがみはら 502		
田名中学校	ぼうさいさがみはら 503		
大沢中学校	ぼうさいさがみはら 504		
旭中学校	ぼうさいさがみはら 505		
大野北中学校	ぼうさいさがみはら 506		
大野南中学校	ぼうさいさがみはら 507		
相模台中学校	ぼうさいさがみはら 508		
上鶴間中学校	ぼうさいさがみはら 509		
清新中学校	ぼうさいさがみはら 510		
麻溝台中学校	ぼうさいさがみはら 511		
共和中学校	ぼうさいさがみはら 512		
緑が丘中学校	ぼうさいさがみはら 513		
大野台中学校	ぼうさいさがみはら 514		
相武台中学校	ぼうさいさがみはら 515		
谷口中学校	ぼうさいさがみはら 516		
中央中学校	ぼうさいさがみはら 517		
新町中学校	ぼうさいさがみはら 518		
弥栄中学校	ぼうさいさがみはら 519		
相原中学校	ぼうさいさがみはら 520		
上溝南中学校	ぼうさいさがみはら 521		
小山中学校	ぼうさいさがみはら 522		
若草中学校	ぼうさいさがみはら 523		
由野台中学校	ぼうさいさがみはら 524		
内出中学校	ぼうさいさがみはら 525		
鵜野森中学校	ぼうさいさがみはら 526		
東林中学校	ぼうさいさがみはら 527		
中野中学校	ぼうさいさがみはら 528		
串川中学校	ぼうさいさがみはら 529		
青野原中学校	ぼうさいさがみはら 531		
青根中学校	ぼうさいさがみはら 532		
北相中学校	ぼうさいさがみはら 533		
内郷中学校	ぼうさいさがみはら 534		
相模丘中学校	ぼうさいさがみはら 535		
中沢中学校	ぼうさいさがみはら 536		
藤野中学校	ぼうさいさがみはら 537		
県立津久井高等学校	ぼうさいさがみはら 561		
県立城山高等学校	ぼうさいさがみはら 562		

局名（常置場所）	呼出名称	局の区別	備 考
陸上自衛隊第4施設群	ぼうさいさがみはら 600	携帯型	
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 610		
鳥屋中学校	ぼうさいさがみはら 611		
相模原水道営業所	ぼうさいさがみはら 612		
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 621		
小田急電鉄(株)	ぼうさいさがみはら 622		
京王電鉄(株)	ぼうさいさがみはら 623		
神奈川中央交通(株)	ぼうさいさがみはら 624		
相模原郵便局	ぼうさいさがみはら 631		
(株)NTT東日本	ぼうさいさがみはら 632		
日本通運(株)	ぼうさいさがみはら 633		
東京電力(株)	ぼうさいさがみはら 634		
東京ガス(株)	ぼうさいさがみはら 635		
(社)神奈川県トラック協会	ぼうさいさがみはら 636		
(社)相模原市建設業協会	ぼうさいさがみはら 637		
(社)相模原市医師会	ぼうさいさがみはら 650		
相模原メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 651		
相模原南メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 652	ファクシミリ無し	
相模原西メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 653	ファクシミリ付	
国民健康保険青根診療所	ぼうさいさがみはら 654		
危機管理室	ぼうさいさがみはら 655		
国民健康保険日連診療所	ぼうさいさがみはら 656		
共用車	ぼうさいさがみはら 701	車載型	
共用車	ぼうさいさがみはら 702		
共用車	ぼうさいさがみはら 704		
共用車	ぼうさいさがみはら 705		
共用車	ぼうさいさがみはら 706		
共用車	ぼうさいさがみはら 707		
共用車	ぼうさいさがみはら 708		
共用車	ぼうさいさがみはら 709		
共用車	ぼうさいさがみはら 710		
共用車	ぼうさいさがみはら 711		
共用車	ぼうさいさがみはら 712		
共用車	ぼうさいさがみはら 713		
共用車	ぼうさいさがみはら 714		
共用車	ぼうさいさがみはら 715		
共用車	ぼうさいさがみはら 716		
共用車	ぼうさいさがみはら 717		
地域福祉課車両	ぼうさいさがみはら 721		
生活安全課車両	ぼうさいさがみはら 722		
幹線道路整備課車両	ぼうさいさがみはら 723		
道路補修課車両	ぼうさいさがみはら 724		
道路補修課車両	ぼうさいさがみはら 725		
道路補修課車両	ぼうさいさがみはら 726		
下水道管理課車両	ぼうさいさがみはら 727		
下水道管理課車両	ぼうさいさがみはら 728		
下水道整備課車両	ぼうさいさがみはら 729		
下水道整備課車両	ぼうさいさがみはら 730		
河川整備課車両	ぼうさいさがみはら 731		

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
南土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 732	車載型	
南土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 733		
南土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 734		
緑区役所車両	ぼうさいさがみはら 801		
大野北まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 802		
大野中まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 803		
南区役所車両	ぼうさいさがみはら 804		
大沢まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 805		
田名まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 806		
上溝まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 807		
麻溝まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 808		
新磯まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 809		
相模台まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 810		
相武台まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 811		
東林まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 812		
串川出張所車両	ぼうさいさがみはら 831		
鳥屋出張所車両	ぼうさいさがみはら 832		
青野原出張所車両	ぼうさいさがみはら 833		
青根出張所車両	ぼうさいさがみはら 834		
津久井まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 841		
津久井まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 842		
津久井まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 843		
津久井まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 844		
津久井まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 845		
緑土木事務所津久井土木班車両	ぼうさいさがみはら 846		
緑土木事務所津久井土木班車両	ぼうさいさがみはら 847		
相模湖まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 851		
相模湖まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 852		
相模湖まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 853		
緑土木事務所相模湖土木班車両	ぼうさいさがみはら 854		
緑土木事務所相模湖土木班車両	ぼうさいさがみはら 855		
相模湖経済観光課車両	ぼうさいさがみはら 856		
城山まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 861		
城山まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 862		
城山まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 863		
城山まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 864		
城山まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 865		
緑土木事務所城山土木班車両	ぼうさいさがみはら 866		
緑土木事務所城山土木班車両	ぼうさいさがみはら 867		
城山保健福祉センター車両	ぼうさいさがみはら 868		
藤野まちづくりセンター車両	ぼうさいさがみはら 871		
緑土木事務所藤野土木班車両	ぼうさいさがみはら 872		
藤野経済観光課車両	ぼうさいさがみはら 873		
生涯学習課藤野教育班車両	ぼうさいさがみはら 874		
緑土木事務所藤野土木班車両	ぼうさいさがみはら 875		
緑土木事務所藤野土木班車両	ぼうさいさがみはら 876		
緑土木事務所藤野土木班車両	ぼうさいさがみはら 877		
緑土木事務所藤野土木班車両	ぼうさいさがみはら 878		

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
土木政策課	ぼうさいさがみはら 901	携帯型	
	ぼうさいさがみはら 902		
	ぼうさいさがみはら 903		
	ぼうさいさがみはら 904		
道路補修課携帯	ぼうさいさがみはら 905		
下水道整備課	ぼうさいさがみはら 906		
下水道管理課	ぼうさいさがみはら 907		
	ぼうさいさがみはら 908		
河川整備課	ぼうさいさがみはら 909		
南土木事務所	ぼうさいさがみはら 910		
	ぼうさいさがみはら 911		
危機管理室	ぼうさいさがみはら 912		
	ぼうさいさがみはら 913		
	ぼうさいさがみはら 914		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 915		
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 931		
	ぼうさいさがみはら 932		
	ぼうさいさがみはら 933		
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 936		
小網地域センター	ぼうさいさがみはら 937		
三井地域センター	ぼうさいさがみはら 938		
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 939		
緑土木事務所津久井土木班	ぼうさいさがみはら 940		
	ぼうさいさがみはら 941		
串川出張所	ぼうさいさがみはら 944		
鳥屋出張所	ぼうさいさがみはら 945		
青野原出張所	ぼうさいさがみはら 946		
青根出張所	ぼうさいさがみはら 947		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 951		
	ぼうさいさがみはら 952		
危機管理室	ぼうさいさがみはら 953		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 954		
	ぼうさいさがみはら 955		
緑土木事務所相模湖土木班	ぼうさいさがみはら 956		
	ぼうさいさがみはら 957		
城山まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 961		
	ぼうさいさがみはら 962		
	ぼうさいさがみはら 963		
	ぼうさいさがみはら 964		
危機管理室	ぼうさいさがみはら 965		
交通政策課携帯	ぼうさいさがみはら 966		
J R 橋本駅	ぼうさいさがみはら 967		
緑土木事務所城山土木班	ぼうさいさがみはら 968		
	ぼうさいさがみはら 969		
	ぼうさいさがみはら 970		

局名（常置場所）	呼出名称	局の区別	備 考
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 981	携帯型	
	ぼうさいさがみはら 982		
緑区役所地域政策課	ぼうさいさがみはら 983		
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 984		
	ぼうさいさがみはら 985		
	ぼうさいさがみはら 986		
ふるさと自然体験教室（沢井体育館）	ぼうさいさがみはら 987		
緑土木事務所藤野土木班	ぼうさいさがみはら 988		
	ぼうさいさがみはら 989		
	ぼうさいさがみはら 990		
牧野連絡所	ぼうさいさがみはら 991		
佐野川連絡所	ぼうさいさがみはら 992		

2 - 5 防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所

平成24年4月1日現在

(ア) 固定系親局

区分	設置場所	所在地
送受信所	三井金沢局（ぼうさいみいかなざわ）	緑区三井1471-11
送受信所	鉢岡山局（ぼうさいはちおかやま）	緑区牧野3507
通信所	消防局消防指令センター	中央区中央2-2-15
通信所	市役所本庁舎放送室	中央区中央2-11-15

(イ) 固定系子局

地区	管理番号	設置場所	所在地	
1	小山	1	私有地	中央区宮下本町3-33
		2	消防団器具置場（2-4）	中央区すすきの町41-8
		3	宮下さくら公園	中央区宮下本町1-18
		4	すすきの保育園	中央区すすきの町2
		5	氷川町公園	中央区氷川町7
		6	相模原駅前	中央区相模原4-1
		242	すすきの公園	中央区すすきの町18
		260	相模原駅前公園	中央区相模原1-1
		267	境川旧河川敷	中央区宮下本町3-23
		286	境川旧河川敷	中央区宮下本町2-34
		315	丸山自治会梅ノ木広場	中央区宮下本町1-41
2	清新	7	小山公園	中央区小山4-3
		8	清新4丁目公園	中央区清新4-11
		9	南橋本公園	中央区南橋本3-4
		10	氷川公園	中央区清新5-18
		11	清新小学校	中央区清新3-16-6
		12	比丘口公園	中央区中央1-7
		14	清新中学校（北側）	中央区清新8-5-1
		172	消防団器具置場（2-5）	中央区相模原2-16-15
		241	清新資機置場（市道路部）	中央区清新6-15
		249	清新中学校（西側）	中央区清新8-5-1
		250	矢懸公園	中央区清新3-9
255	小山2丁目みどり公園	中央区小山2-4		
287	私有地	中央区相模原3-7		
3	横山	13	清新学校給食センター	中央区小町通2-2-13
		28	市道グリーンベルト	中央区下九沢1191先
		29	下九沢団地	中央区下九沢745
		30	てるて公園	中央区横山台1-3
		32	横山台公園	中央区横山台2-23
		243	下九沢児童館	中央区下九沢964-31
		244	下九沢団地（汚水処理場）	中央区下九沢761-1
		261	ルグラン横山	中央区横山1-3
		288	横山公民館	中央区横山台1-20-10
		297	横山あじさいハイツ	中央区横山5-4
4	中央	0	相模原市役所	中央区中央2-11-15
		15	こまどり広場	中央区相模原6-16
		16	神社所有地	中央区矢部2-5
		17	消防団器具置場（8-1）	中央区矢部3-14-8
		18	中央公園	中央区富士見2-3
		19	相生公園	中央区富士見3-13
		20	栄公園	中央区弥栄2-2
		21	相生東公園	中央区相生2-7

	地区	管理番号	設置場所	所在地
4	中央	22	弥 栄 小 学 校	中央区弥栄3-1-10
		31	市 道 グ リ ー ン ベ ル ト	中央区中央3-2
		231	市 道 廃 道 路 敷	中央区松が丘2-1
		283	高 根 2 丁 目 公 園	中央区高根2-10
		302	富 士 見 公 園	中央区富士見4-1
		303	市 役 所 通 り	中央区千代田1-1先
		314	淵 野 辺 公 園	中央区弥栄3-1
5	星が丘	23	長 久 保 第 2 公 園	中央区横山3-11
		24	市 道 グ リ ー ン ベ ル ト	中央区千代田2-2
		25	月 見 公 園	中央区千代田3-10
		26	星 が 丘 小 学 校	中央区星が丘3-1-6
		27	千 代 田 緑 道	中央区千代田6-7
6	光が丘	33	陽 光 台 小 学 校	中央区陽光台1-15-1
		34	並 木 小 学 校	中央区並木2-16-1
		35	山 見 公 園	中央区光が丘1-11
		36	青 葉 小 学 校	中央区並木4-8-4
		37	陽 光 台 4 丁 目 公 園	中央区陽光台4-16
		38	里 見 公 園	中央区光が丘3-8
		39	虹 が 丘 公 園	中央区陽光台6-7
		40	緑 が 丘 中 学 校	中央区緑が丘1-28-1
		41	消 防 団 器 具 置 場 (1 - 5)	中央区青葉2-5
		245	緑 が 丘 2 丁 目 公 園	中央区緑が丘2-31
		7	橋 本	42
43	田 通 公 園			緑区相原3-13
44	私 有 地			緑区相原1-8
45	相 原 分 署			緑区相原4-14-9
46	松 の 内 公 園			緑区二本松4-7
47	日 鐵 ド ラ ム (株) 相 模 原 工 場			緑区西橋本5-7
48	二 本 松 さ く ら 公 園			緑区二本松3-17
49	西 橋 本 4 丁 目 公 園			緑区西橋本4-9
50	職 業 能 力 開 発 総 合 大 学 校			緑区橋本台4-1-1
51	ク リ ナ ッ プ (株) 配 送 セ ン タ ー			緑区西橋本3-11-14
52	元 橋 本 ふ よ う 公 園			緑区元橋本町11
53	香 福 寺			緑区橋本5-39-17
54	神 明 大 神 宮			緑区橋本6-39-25
55	旭 小 学 校			緑区橋本6-15-27
56	宮 上 小 学 校			緑区橋本4-11-1
57	北 消 防 署			緑区橋本4-16-6
58	蓮 乗 院			緑区東橋本3-12-3
59	(株) 田 村 電 機 物 流 セ ン タ ー			緑区東橋本4-11-1
60	J R 東 日 本 西 橋 本 ア パ ー ト			緑区西橋本2-8
61	橋 本 こ ど も セ ン タ ー			緑区橋本2-1-37
62	橋 本 駅 北 口 再 開 発 ビ ル			緑区橋本6-2-1
63	(株) オ ハ ラ 社 宅 駐 車 場			緑区東橋本2-19
64	相 模 原 機 械 金 属 工 業 団 地			緑区橋本台2-7
65	橋 本 小 学 校			緑区橋本1-12-20
66	私 有 地			緑区橋本台1-17
236	宮 上 公 園			緑区東橋本2-34
268	橋 本 寿 町 公 園			緑区橋本5-10
269	相 原 つ ば き 公 園			緑区相原2-2
270	西 橋 本 く す の き 公 園	緑区西橋本1-18		
291	オ ラ リ オ ン サ イ ト	緑区西橋本5-2-3		
301	原 宿 第 一 公 園	緑区原宿南1-4		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
7	橋本	317	ゆうひ公園	緑区大山町1
8	大野北	67	道路敷	中央区上矢部1-2
		68	薬師堂	中央区上矢部4-6
		69	私有地	中央区淵野辺本町1-8
		70	防衛庁合同宿舍	中央区淵野辺1-18
		71	淵野辺2丁目第2公園	中央区淵野辺2-11
		72	私有地	中央区淵野辺本町2-27
		73	私有地	中央区淵野辺本町3-26-8
		74	淵野辺1丁目第一公園	中央区淵野辺1-16
		75	淵野辺水防防災倉庫	中央区淵野辺4-3
		76	淵野辺ひばり幼稚園	中央区淵野辺4-31-7
		77	消防団器具置場(8-3)	中央区淵野辺本町4-17-8
		78	鹿沼公園	中央区鹿沼台2-15
		79	共和中学校	中央区共和1-3-10
		80	共和小学校	中央区高根1-16-13
		81	共和1丁目公園	中央区共和1-13
		82	共和自治会館	中央区共和2-16-27
		83	八坂神社	中央区東淵野辺2-9
		84	消防団器具置場(8-6)	中央区東淵野辺4-26-17
		85	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1
		86	由野台第2公園	中央区由野台2-12
		226	淵野辺分署	中央区淵野辺本町3-1-8
		238	上矢部住宅	中央区矢部新町2-1
		251	由野台第1公園	中央区由野台2-17
		257	淵野辺本町どんぐり公園	中央区淵野辺本町1-22
		284	淵野辺駅南口前	中央区鹿沼台1-13
		285	御嶽神社駐車場	中央区上矢部2-19
		296	矢部新町広場	中央区矢部新町121-16
304	榎町交差点	中央区鹿沼台2-1		
307	東淵野辺1丁目公園付近	中央区東淵野辺1-17		
9	大野中	87	大野台1丁目きらきら公園	南区大野台1-6
		88	大野台ふれあい広場	南区大野台2-30
		89	コープ野村相模大野台	南区大野台6-4-6
		90	古淵北公園	南区古淵1-3
		91	大野台第1児童館	南区大野台4-1-2
		92	私有地	南区大野台5-8-11
		93	西大沼1丁目自治会館	南区西大沼1-20
		94	大野小学校	南区古淵3-21-2
		95	ひのき会館	南区古淵4-28-3
		96	大野台第2児童館	南区大野台4-14-13
		97	大野台中学校	南区大野台8-2-1
		98	(株)ノーリツ配送センター	南区古淵6-14-1
		99	グリーンハイツ	南区鵜野森1-28
		100	オールガノ(株)	南区大野台8-4
		101	大沼児童館	南区東大沼2-10-51
		102	慰霊塔	南区東大沼1-17-1
		103	若松れんげ公園	南区若松2-1
		104	消防団器具置場(7-6)	南区鵜野森3-2-24
		105	日枝神社	南区鵜野森2-29
		106	大沼公会堂	南区西大沼5-2-22
		107	大沼小学校	南区東大沼3-20-1
		108	スーパーマーケット・ライフ	南区若松5-19-5
109	大沼ふれあい広場	南区東大沼4-18		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
9	大野中	110	若松6丁目公園	南区若松6-21
		227	私有地	南区鶴野森1-22
		274	大野台なかよし公園	南区大野台2-18
		275	西大沼なかよし公園	南区西大沼1-33
		276	シルバータウン大野台ホーム	南区大野台5-19-15
		282	相模原療育園	南区若松1-21-9
		289	鶴野森団地	南区鶴野森2-27
		290	ウィルズスクエア	南区古淵2-12
		293	大野台7丁目緑地保全用地	南区大野台7-20
		298	鶴野森1丁目第一つつじ公園	南区鶴野森1-47
		306	御園なかよし公園	南区御園1-18
		10	大野南	111
112	鹿島台小学校			南区上鶴間本町1-9-1
113	丸山公園			南区上鶴間本町2-29
114	みゆき台公園			南区御園3-41
115	谷口台小学校			南区文京2-12-1
116	(旧)南文化センター			南区豊町10-5
117	南消防署			南区相模大野5-34-1
118	相模大野駅ビル			南区相模大野3-8-1
119	谷口中学校			南区上鶴間本町4-13-43
120	谷口南台公園			南区上鶴間本町5-19
121	市シルバー人材センター-南事務所			南区相模大野8-9-6
122	上鶴間すぎな公園			南区相模大野7-37
123	鶴園小学校			南区上鶴間本町7-8-1
124	消防団器具置場(7-4)			南区上鶴間本町7-23-36
125	深堀さくら公園			南区上鶴間1-38
126	ユニディ相模大野店			南区上鶴間1-15-1
127	上鶴間高校入口交差点			南区上鶴間3-1
230	ロビーシティ相模大野団地			南区相模大野4-5
239	谷口小学校			南区上鶴間本町5-13-1
247	町田ハイツ			南区上鶴間本町5-20
248	プラザシティ相模大野			南区相模大野6-20,23
252	相模大野中央公園			南区相模大野4-2
253	上鶴間2丁目道路管理用地			南区上鶴間2-14-2先
259	鹿島下公園			南区上鶴間本町3-13
263	上鶴間下河内公園			南区上鶴間本町9-26
264	中和田天神上公園			南区上鶴間本町8-2
265	谷口ともだち公園			南区上鶴間本町6-3
266	相模大野南口公園			南区相模大野7-10
272	消防団器具置場(7-1)			南区相模大野6-10-8
273	(旧)相模上原団地			南区文京2-8
292	プラザシティ相模大野(2の2)			南区相模大野6-22-21
294	深堀中央公園			南区上鶴間3-21
300	下森ハナミズキ公園付近			南区上鶴間本町2-25
306	御園なかよし公園			南区御園1-18
308	市道緑地帯			南区栄町13-26歩道横
309	鶴の台小学校			南区旭町24-5
310	上鶴間本町9丁目境川沿			南区上鶴間本町9-51公園内
318	パークシティ相模大野			南区相模大野7-35-1
11	大沢	128	大島団地公園	緑区大島11-142
		129	道路敷(市道上九沢)	緑区上九沢3-1先
		130	九沢自治会館	緑区下九沢2440-1

	地区	管理番号	設置場所	所在地
11	大 沢	131	私 有 地	緑区大島 608 - 4
		132	消防団器具置場 (3 - 1)	緑区大島 721
		133	中 の 郷 公 会 堂	緑区大島 3201
		134	大 沢 小 学 校	緑区大島 1566
		135	大 沢 防 災 備 蓄 倉 庫	緑区上九沢 268 - 2
		136	上 中 の 原 団 地	緑区下九沢 1558
		137	大 沢 団 地	緑区下九沢 1764 - 1
		138	私 有 地	緑区下九沢 1643 - 1
		139	私 有 地	緑区大島 3041 - 1
		140	常 盤 公 会 堂	緑区大島 2231 - 1
		141	古 清 水 自 治 会 館	緑区大島 2357 - 2
		142	神 明 平 公 園	緑区田名 2634 - 25
		143	塚 場 自 治 会 館	緑区下九沢 1315
		144	作 の 口 小 学 校	緑区下九沢 459 - 1
		232	県立相模原総合高等学校	緑区大島 1226
		271	相 模 原 北 公 園	緑区下九沢 2368 - 1
		277	桜 木 台 公 園	緑区下九沢 479 - 47
12	田 名	145	消防団器具置場 (4 - 7)	中央区田名 2787 - 1
		146	市道グリーンベルト	中央区田名 3520 先
		147	消防団器具置場 (4 - 8)	中央区田名 2139 - 3
		148	(有) 相 馬 工 業 所	中央区田名 3269
		149	田 名 北 小 学 校	中央区田名 1932 - 1
		150	私 有 地	中央区田名 4324 - 1
		151	(旧) 田 名 分 署	中央区田名 4124 - 1
		152	私 有 地	中央区田名 1284
		153	田名まちづくりセンタ - ・公民館駐車場	中央区田名 4838 - 2
		154	私 有 地	中央区田名 5373 - 1
		155	稻 荷 神 社 (田 名 新 宿)	中央区田名 7329
		156	水 郷 田 名 自 治 会 館	中央区水郷田名 1 - 8
		157	私 有 地	中央区田名 5037 - 1
		158	陽 原 自 治 会 館	中央区田名 5647 - 1
		159	私 有 地	中央区田名 8300 - 4
		160	塩 田 せ せ ら ぎ 公 園	中央区田名塩田 2 - 15
		233	田 名 や す ら ぎ 公 園	中央区田名 3062 - 8
		279	田 名 み ど り 野 公 園	中央区田名 3355 - 28
		299	田名新宿第2雨水調整池	中央区田名 7369 - 4
		305	高 田 橋 北	中央区水郷田名 2 - 7 付近
311	しおだテクノパイル公園	中央区田名塩田 1 - 4		
13	上 溝	161	四 ッ 谷 児 童 館	中央区上溝 2 - 1 - 9
		162	消防団器具置場 (1 - 2)	中央区上溝 4 - 8 - 43
		163	上 溝 中 学 校	中央区横山 5 - 19 - 54
		164	石 住 若 草 公 園	中央区上溝 3876 - 1
		165	上 溝 小 学 校	中央区上溝 7 - 6 - 1
		166	石 橋 自 治 会 館	中央区上溝 2463 - 1
		167	田 尻 自 治 会 館	中央区上溝 2556 - 1
		168	亀ヶ池八幡宮前駐車場	中央区上溝 1680 - 1
		169	虹 吹 自 治 会 館	中央区上溝 1301 - 1
		170	田 尻 第 1 公 園	中央区上溝 2040 - 2
		171	上 溝 南 小 学 校	中央区上溝 782 - 1
		173	諏 訪 神 社	中央区上溝 820
		237	(旧) 相 模 原 市 食 肉 公 社	中央区上溝 1880
		278	鳩 川 あ じ さ い 公 園	中央区上溝 2 - 9
		312	横 山 公 園	中央区横山 5 - 11

	地区	管理番号	設置場所	所在地
14	麻溝	174	古山公会堂	南区下溝 2532
		175	三ノ原公園	南区北里 1 - 8
		176	私有地	南区当麻 238 - 1
		177	麻溝電話交換局	南区当麻 898 - 1
		178	下原公会堂	南区下溝 2067 - 2
		179	私有地	南区当麻 583 - 2
		180	当麻山公園	南区当麻 650
		181	私有地	南区当麻 2327 - 1
		182	麻溝小学校	南区下溝 713
		183	天応院	南区下溝 778 - 10
		184	井上農園	南区下溝 1800
		185	上庭公会堂	南区下溝 1130
		186	下溝八幡宮	南区下溝 1479 - 1
		229	市民健康文化センター	南区麻溝台 1872 - 1
		280	薊ヶ谷公園	南区当麻 1123 - 1
		313	市立総合体育館駐車場	南区麻溝台 2284 - 1
15	新磯	187	相陽分署	南区磯部 1460 - 14
		188	磯部八幡宮周辺	南区磯部 188 - 3
		189	私有地	南区磯部 247 - 3
		190	石楯尾神社	南区磯部 2103 - 1
		191	御嶽神社	南区磯部 951
		192	根岸台公園	南区磯部 1147 - 17
		193	相模川河川区域	南区新戸 1264 先
		194	市道新戸 3 2 号	南区新戸 2145 - 1 先
		195	J R 相模線相武台下駅	南区新戸 1939 - 2
		212	もえぎ台小学校	南区新磯野 2 - 41 - 16
281	磯部なかよし公園	南区磯部 1201 - 23		
16	相模台	196	日産自動車(株)相模原部品センター	南区麻溝台 1 - 4 - 1
		197	三和物流センター	南区麻溝台 3 - 4 - 11
		198	豊原自治会館	南区麻溝台 7 - 25 - 8
		199	源悟山顕正寺	南区麻溝台 5 - 14 - 49
		200	麻溝台中学校	南区麻溝台 4 - 12 - 1
		201	麻溝台分署	南区麻溝台 8 - 38 - 20
		202	桜台小学校	南区相模台 7 - 7 - 1
		203	御園 4 丁目みなみ公園	南区御園 4 - 8
		204	相模台公園	南区桜台 21
		205	相模台小学校	南区南台 6 - 5 - 1
		206	市営新戸住宅	南区相模台 1 - 11
		207	相模台 4 丁目公園	南区相模台 4 - 14
		208	さがみの仲よし小道	南区相模台 3 - 2
		209	鶴ヶ丘団地	南区南台 5 - 2 - 6
		210	南大野自治会館	南区南台 5 - 9 - 5
		211	南台 1 丁目公園	南区南台 1 - 9
240	相模台団地	南区相模台団地 5		
256	相模大野パークハウス	南区南台 2 - 1		
17	相武台	213	緑台小学校	南区新磯野 3 - 10 - 23
		214	相武台小学校	南区相武台団地 2 - 5 - 1
		215	相武台サンハイム	南区相武台 3 - 23
		216	相武台前駅北口自転車駐車場	南区相武台 2 - 20 - 17
		234	相武台団地中央公園	南区相武台団地 2 - 1
		246	相武台第 5 雨水調整池	南区新磯野 3 - 24
		254	相武台グリーンパーク	南区新磯野 4 - 5
		295	相武台団地広場	南区相武台団地 1 - 4

	地区	管理番号	設置場所	所在地
17	相武台	316	新磯野南公園	南区新磯野5-11
18	東林	217	林間第2公園	南区東林間2-11
		218	松陰公園	南区東林間1-5
		219	コンフォールさがみ南	南区相南1-24
		220	東林保育園	南区相南1-13-17
		221	東林間駅前公園	南区上鶴間7-8
		222	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1
		223	翠ヶ丘自治会館	南区相南3-26-25
		224	東林分署	南区東林間7-35-25
		225	相模緑道緑地	南区上鶴間8-4
		228	(旧)消防団器具置場(7-2)	南区東林間4-32-5
		235	林間公園	南区東林間1-22
		258	東林みなみ公園	南区東林間8-13
		262	横浜水道遊園地	南区東林間5-7
19	城山	401	雨降1	緑区川尻5771-1
		402	雨降2	緑区川尻5745-1
		403	滝尻	緑区川尻5485-1
		404	穴川1	緑区川尻4721-1
		405	松風	緑区川尻4574-2
		406	小松自治会館	緑区広田2-33
		407	町屋自治会館	緑区町屋4-27-14
		408	町屋2丁目	緑区町屋2-2
		409	原宿2丁目	緑区原宿2-7
		410	原宿堀公園	緑区原宿4-1
		411	太陽の子幼稚園	緑区原宿南3-6-10
		412	大島界	緑区川尻1523-1
		413	向原2丁目	緑区向原2-8
		414	中原公園	緑区向原1-10
		415	若葉台1丁目	緑区若葉台1-10-2
		416	広陵小学校	緑区若葉台4-3-1
		417	若葉台カタクリ公園	緑区若葉台3-9-11
		418	中沢(義)	緑区中沢575-1
		419	中沢(忠)	緑区中沢643-1
		420	城山4丁目	緑区城山4-7
		421	相模川発電管理事務所	緑区谷ヶ原2-7
		422	中沢中学校	緑区城山2-7-1
		423	宮原1	緑区小倉355-2
		425	下平	緑区小倉878-2
		426	大和	緑区小倉1036-1
		427	湘南小学校	緑区小倉1477-2
		428	下倉	緑区葉山島764-1
		429	中平	緑区葉山島361-2
		430	下河原	緑区葉山島102-2
		431	宮原2	緑区小倉424-3
		432	穴川2	緑区川尻4829先
		433	久保沢3丁目	緑区久保沢3-13
434	城山保健福祉センター	緑区久保沢2-26-1		
435	小倉自治会館	緑区小倉525		
436	城山幼稚園	緑区町屋1-18-52		
437	原宿4丁目	緑区原宿4-16		
438	相原界公園	緑区原宿1-12		
439	間の原公園	緑区原宿5-2		
440	水源公園	緑区城山1-15		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
19	城山	441	谷ケ原 2 丁目	緑区谷ケ原 2 - 4
		442	学校給食センター	緑区川尻 1673 - 1
		443	普門寺	緑区中沢 200
		444	砥石山公園	緑区若葉台 2 - 7 - 7
		445	若葉台 7 丁目	緑区若葉台 7 - 18 - 13
		446	城山 3 丁目	緑区城山 3 - 3
		447	向原中央公園	緑区向原 3 - 6 - 10
		448	城山まちづくりセンター	緑区久保沢 1 - 3 - 1
20	津久井	501	上野田	緑区青根 1901 - 1
		502	上野原	緑区青野原 1289 - 1
		503	鳥屋小学校	緑区鳥屋 1321 - 3
		504	串川出張所	緑区青山 1011 - 1
		505	根小屋小学校	緑区根小屋 1580
		506	三井	緑区三井 573 - 4
		507	三ヶ木	緑区三ヶ木 270 - 5
		508	小網自治会館	緑区大井 252 - 1
		509	大沢	緑区中野 1958 - 42
		510	又野	緑区又野 686 - 3
		511	小田急 1	緑区根小屋 2739
		512	葦尾根 1	緑区長竹 2894 - 1
		513	長竹	緑区長竹 1185 - 6
		514	中開戸	緑区鳥屋 655
		515	道場	緑区鳥屋 1778 - 1
		516	青野原出張所	緑区青野原 1619
		517	長野	緑区青野原 2941 - 3
		518	荒丸	緑区青根 211 - 1
		519	音久和	緑区青根 2978
		520	太井 1	緑区大井 598 - 1
		521	森戸 1	緑区中野 577 - 1 - 3
		522	川坂	緑区中野 1665
		523	奈良井 1	緑区中野 1302 - 9
		524	名手	緑区三井 997 - 2
		525	野尻	緑区三ヶ木 1172 - 1
		526	中央	緑区三ヶ木 932
		527	長尾	緑区長竹 322 - 3
		528	新屋敷	緑区青山 743 - 1
		529	小地原	緑区青山 1299 - 1
		530	串川小学校	緑区長竹 1424
		531	稲生	緑区長竹 564
		532	根小屋中野	緑区根小屋 997 - 1
533	根本	緑区根小屋 166 - 1		
534	土沢	緑区根小屋 2530 - 2		
535	鮑子	緑区青山 3736		
536	馬石	緑区鳥屋 94 - 1		
537	谷戸 (鳥屋)	緑区鳥屋 1274 - 6		
538	前野戸	緑区青野原 396 - 4		
539	東野 (青根)	緑区青根 1057		
540	古井部	緑区三井 744		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
20	津久井	541	釜 場	緑区長竹 3633 - 1
		542	森 戸 2	緑区中野 17 - 1
		543	小 田 急 2	緑区根小屋 2915
		544	根 小 屋 谷 戸	緑区根小屋 2864 - 1
		545	根 小 屋 平 井	緑区根小屋 616 - 2
		546	根 小 屋 明 日 原	緑区根小屋 902
		547	奈 良	緑区長竹 54 - 2
		548	三 井 大 橋	緑区太井 833
		549	葦 尾 根 2	緑区長竹 2987 - 1
		550	石 ケ 沢	緑区長竹 1960 - 4
		551	串 川 出 張 所 上	緑区青山 452 - 1
		552	鳥 屋 宮 之 前	緑区鳥屋 778
		553	上 青 根	緑区青根 2159
		554	西 野 々	緑区青野原 3346 - 1
		555	青 野 原 東 野	緑区青野原 2186 - 3
		556	青 山 1	緑区青山 3128 - 3
		557	青 山 2	緑区青山 2928 - 1
		558	新 宿	緑区三ヶ木 364 - 1
		559	原 替 戸	緑区三ヶ木 1573 - 1
		560	川 坂 2	緑区中野 1343 - 3
		561	奈 良 井 2	緑区中野 1063
		562	関 上	緑区青山 2521 - 1
		563	又 野 2	緑区又野 242 - 1
		564	大 上	緑区鳥屋 2081
		565	太 井 2	緑区太井 82
		566	津久井まちづくりセンター	緑区中野 633
		567	津久井又野公園	緑区又野 829
		568	大沢自治会館	緑区中野 1826 - 1
		569	道路敷(稲生)	緑区長竹 2280 - 2
		571	葦尾根ふれあい広場	緑区長竹 2758 先
		572	宮下自治会館	緑区青山 330
		573	鳥屋財産区(下原)	緑区鳥屋 824 - 2
		875	中津橋付近	緑区青根 772 - 5
		876	上野田大橋際	緑区青根 1823 - 9
21	相模湖	701	底沢(美女谷温泉)	緑区小原 164 - 1
		702	小 原 1	緑区小原 694 - 1
		703	小原 2 (入山)	緑区小原 512 - 4
		704	与瀬(桂北集会所付近)	緑区与瀬 2119 - 3
		705	与瀬(橋沢)	緑区与瀬 1987
		706	与瀬(横道・横橋集会所)	緑区与瀬 2292 - 2
		707	セブンイレブン相模湖西店	緑区与瀬 714
		708	与瀬(相模湖駅)	緑区与瀬 1765 - 2
		709	桂北(与瀬中野)	緑区与瀬 2224 - 3
		710	岡本(千木良公民館)	緑区千木良 991 - 1
		711	宿村(千木良中央集会所)	緑区千木良 817 - 2
		712	赤馬(大通寺)	緑区千木良 538
		713	奥 畑 1	緑区若柳 52 - 1
		714	奥畑 2 (奥畑集会所)	緑区若柳 140
		715	若柳(小野澤ぶどう園付近)	緑区若柳 733 - 5
		716	内郷 1 (内郷小学校)	緑区寸沢嵐 833
		717	内郷 2 (寸沢嵐遺跡付近)	緑区寸沢嵐 941
		718	阿津(阿津自治会館)	緑区若柳 1124
		719	沼本(沼本集会所)	緑区寸沢嵐 385 - 4

	地区	管理番号	設置場所	所在地
21	相模湖	720	山口（山口卓球所付近）	緑区若柳1487-1
		721	鼠坂（鼠坂自治会館）	緑区寸沢嵐3384-1
		722	関口（関口集会所）	緑区寸沢嵐3044-2
		723	増原（増原営農センター）	緑区寸沢嵐2636
		724	道志北（道北集会所付近）	緑区寸沢嵐1743-4
		725	道志南（清光寺）	緑区寸沢嵐1706-1
		726	河端（鍛刀所付近）	緑区寸沢嵐1968-1
		727	北相中中学校	緑区与瀬1019-5
22	藤野	728	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬896
		801	藤野まちづくりセンター	緑区小淵2000
		802	牧野連絡所	緑区牧野4232
		803	旧町民センター（佐野川）	緑区佐野川2481
		804	栃谷	緑区澤井1821先
		805	一橋大学合宿所	緑区小淵2199
		806	県道敷（芝田バス停横）	緑区名倉393-6
		807	和田の奥	緑区佐野川307-1,308-1
		808	和田の里	緑区佐野川497-1
		809	バス折返し場（陣馬自然公園隣）	緑区佐野川659-1
		810	八幡神社付近	緑区佐野川1490-1
		811	橋詰	緑区佐野川1608-1
		812	牧野日連境	緑区牧野5168先
		813	鎌沢公民館	緑区佐野川1246-1
		814	石楯尾神社	緑区佐野川3442-1
		815	県道敷（御霊）	緑区佐野川3103-5
		816	佐野川連絡所	緑区佐野川2903
		817	藤野北小学校	緑区佐野川1901
		818	上河原	緑区佐野川2177
		819	上沢井自治会館	緑区沢井2474-10
		820	落合	緑区沢井1155-1
		821	中里自治会館付近	緑区澤井628-2
		822	御嶽神社付近	緑区澤井2456-1
		824	藤野台西公園	緑区小淵22-80
		825	西畑橋付近	緑区小淵336-1
		826	小淵分団第2部	緑区小淵728-1
		827	旧小淵小学校	緑区小淵1065
		828	ダイヤモンドマンション付近	緑区小淵1485先
		829	弁天橋際	緑区小淵1773-3先
		830	藤野中学校	緑区小淵2082
		831	旧吉野小学校	緑区吉野407
		832	勝瀬橋際	緑区吉野54先
		833	ふじの幼稚園	緑区吉野1030-12
		834	奈良本	緑区吉野1386-1
835	観福寺駐車場	緑区吉野747-イ		
836	名倉石楯尾神社付近	緑区名倉4450先		
837	宮沢橋北側付近	緑区牧野6530-3		
838	名倉公民館付近	緑区名倉2560-1先		
839	名倉協進電設前	緑区名倉1210-1先		
840	名倉グラウンド	緑区名倉1000		

	地区	管理 番号	設置場所	所在地
22	藤野	841	シユタイナー学園	緑区名倉 2805
		842	澤井	緑区澤井 1293 - 1
		843	緑洲隣	緑区名倉 3068 - 3
		844	芝田集会所付近	緑区名倉 849
		845	携帯鉄塔付近	緑区日連 65 - 2
		846	杉南公園	緑区日連 238 - 3
		847	日連保育園	緑区日連 1063 - 1
		848	藤野小学校	緑区日連 549
		849	日連三差路先県道駐車場	緑区日連 860 - 4 先
		850	日連神社	緑区日連 1495 - 1
		851	青田	緑区日連 1310 - 5 先
		852	日向会館	緑区名倉 3356 - 1
		853	釜の沢バス停付近	緑区牧野 3069 - 1
		854	小津久	緑区牧野 7843 - 4 先
		855	奥牧野生活改善センター	緑区牧野 9192 - 1
		856	芸術の家入口	緑区牧野 5570 - 15
		857	くりのみ荘前	緑区牧野 6019 - 2
		858	馬本生活改善センター付近	緑区牧野 4761 - 1
		859	牧野分団第4部北東	緑区牧野 6873 - 3 先
		860	牧郷体育館	緑区牧野 7029
		861	連乗院典徳寺付近	緑区牧野 7180 - 1
		862	相模湖カントリークラブ北西	緑区牧野 4031 - 8
		863	川上多目的集会所	緑区牧野 14649 - 1
		864	京王住宅	緑区牧野 14000 - 2 先
		865	小船集会施設	緑区牧野 13889 - 3
		866	綱子三叉路	緑区牧野 10094 - 2
		867	新大橋付近	緑区牧野 2590 - 1
		868	篠原の里(旧篠原小学校)	緑区牧野 2881
869	かわと橋付近	緑区牧野 1413		
870	牧馬	緑区牧野 699 - 1		
871	伏馬田	緑区牧野 12539 - イ		
872	中尾日向バス停先	緑区牧野 3856 - 4		
873	菅井ものづくり学校	緑区牧野 11695		
874	山之神神社付近	緑区牧野 12161 - 1		
877	天奈橋付近	緑区吉野 1323		
878	嵯峨橋付近	緑区吉野 1017 - 2 先		

(ウ) 戸別受信機 (現地対策班、拠点救護所、避難所)

整理番号	設置場所	所在地
No. 1	緑区役所総務課	緑区橋本6-31-6
2	大野北まちづくりセンター	中央区鹿沼台1-10-20
3	大野中まちづくりセンター	南区古淵3-21-1
4	南区役所総務課	南区相模大野5-31-1
5	大沢まちづくりセンター	緑区大島1776-5
6	田名まちづくりセンター	中央区田名4834
7	上溝まちづくりセンター	中央区上溝7-7-17
8	麻溝まちづくりセンター	南区当麻1324-2
9	新磯まちづくりセンター	南区磯部916-3
10	相模台まちづくりセンター	南区相模台1-13-5
11	相武台まちづくりセンター	南区新磯野3-29-13
12	東林まちづくりセンター	南区相南1-10-10
13	向陽小学校	中央区向陽町8-33
14	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6
15	相原小学校	緑区相原4-13-14
16	旭小学校	緑区橋本6-15-27
17	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
18	横山小学校	中央区横山台2-35-1
19	上溝小学校	中央区上溝7-6-1
20	清新小学校	中央区清新3-16-6
21	淵野辺小学校	中央区淵野辺4-6-22
22	大野小学校	南区古淵3-21-2
23	大沼小学校	南区東大沼3-20-1
24	南大野小学校	南区上鶴間1-5-1
25	大沢小学校	緑区大島1566
26	田名小学校	中央区田名5091-1
27	麻溝小学校	南区下溝713
28	新磯小学校	南区磯部1028-5
29	中央小学校	中央区富士見1-3-22
30	共和小学校	中央区高根1-16-13
31	桜台小学校	南区相模台7-7-1
32	相模台小学校	南区南台6-5-1
33	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1
34	谷口台小学校	南区文京2-12-1
35	東林小学校	南区相南2-3-1
36	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1
37	緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1
38	相模原メディカルセンター	中央区富士見6-1-1
39	相模原南メディカルセンター	南区相模大野4-4-1
40	小山公民館	中央区向陽町8-1
41	星が丘公民館	中央区星が丘3-1-38
42	清新公民館	中央区清新3-16-1
43	中央公民館	中央区富士見2-13-1
44	横山公民館	中央区横山台1-20-10
45	光が丘公民館	中央区並木4-7-9
46	陽光台公民館	中央区陽光台5-6-1
47	弥栄小学校	中央区弥栄3-1-10
48	青葉小学校	中央区並木4-8-4
49	宮上小学校	緑区橋本4-11-1

整理番号	設置場所	所在地
50	相原中学校	緑区橋本8-12-1
51	大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40
52	鵜野森中学校	南区鵜野森1-11-1
53	谷口小学校	南区上鶴間本町5-13-1
54	九沢小学校	緑区大島1859-3
55	内出中学校	緑区下九沢2845
56	双葉小学校	南区双葉1-2-15
57	東林中学校	南区上鶴間8-21-1
58	清新中学校	中央区清新8-5-1
59	富士見小学校	中央区富士見2-4-1
60	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1
61	二本松小学校	緑区二本松2-9-1
62	共和中学校	中央区共和1-3-10
63	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8
64	鶴の台小学校	南区旭町24-5
65	大島小学校	緑区大島1121-19
66	田名中学校	中央区田名5250-1
67	上溝南小学校	中央区上溝782-1
68	夢の丘小学校	南区当麻490-2
69	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
70	小山小学校	中央区小山4-3-2
71	弥栄小学校	中央区弥栄3-1-7
72	旭中学校	緑区橋本1-12-15
73	大野台中学校	南区大野台8-2-1
74	大野南中学校	南区文京1-10-1
75	谷口中学校	南区上鶴間本町4-13-43
76	大沢中学校	緑区大島1800
77	田名北小学校	中央区田名1932-1
78	上溝中学校	中央区横山5-19-54
79	相陽中学校	南区磯部1540
80	相武台中学校	南区新磯野5-1-10
81	相模台中学校	南区桜台20-1
82	上鶴間中学校	南区上鶴間4-14-1
83	由野台中学校	中央区由野台3-1-3
84	並木小学校	中央区並木2-16-1
85	橋本小学校	緑区橋本1-12-20
86	大野北小学校	中央区淵野辺2-34-1
87	大野台小学校	南区大野台8-1-15
88	新町中学校	南区相模大野9-14-1
89	上溝南中学校	中央区上溝2322-2
90	小山中学校	中央区小山4-3-1
91	若松小学校	南区若松2-22-1
92	鶴園小学校	南区上鶴間本町7-8-1
93	作の口小学校	緑区下九沢459-1
94	もえぎ台小学校	南区新磯野2-14-16
95	若草中学校	南区新磯野2046
96	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
97	中央中学校	中央区富士見1-3-17
98	当麻田小学校	緑区相原1-14-1
99	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1
100	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1-9-1

整理番号	設置場所	所在地
101	新宿小学校	中央区田名 7019
102	若草中学校	南区新磯野 2046
103	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5-7-1
	小計	103台
1	津久井まちづくりセンター	緑区中野 633
2	相模原西メディカルセンター	緑区中野 1681-1
3	中野小学校	緑区中野 600
4	中野中学校	緑区中野 960
5	津久井中央小学校	緑区三ヶ木 39-7
6	根小屋小学校	緑区根小屋 1580
7	鳥屋小学校	緑区鳥屋 1321-3
8	青野原中学校	緑区青野原 1239
9	青根中学校	緑区青根 1926
10	串川小学校	緑区長竹 1424
11	小網地域センター	緑区太井 252-1
12	三井地域センター	緑区三井 394-1
	小計	12台
1	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬 896
2	桂北小学校	緑区与瀬 877
3	千木良小学校	緑区千木良 1035
4	内郷小学校	緑区寸沢嵐 833
5	内郷中学校	緑区寸沢嵐 2742-4
6	北相中学校	緑区与瀬 1019-5
	小計	6台
1	城山まちづくりセンター	緑区久保沢 1-3-1
2	川尻小学校	緑区久保沢 2-22-2
3	湘南小学校	緑区小倉 1572
4	広陵小学校	緑区若葉台 4-3-1
5	広田小学校	緑区広田 9-5
6	相模丘中学校	緑区久保沢 2-22-4
7	中沢中学校	緑区城山 2-7-1
	小計	7台
1	藤野まちづくりセンター	緑区小淵 2000
2	藤野中学校	緑区小淵 2082
3	藤野小学校	緑区日連 549
4	藤野南小学校	緑区牧野 4327
5	ふるさと自然体験教室・沢井体育館	緑区澤井 936-1
	小計	5台
	合計	133台

2 - 6 被害認定基準

人及び住家その他被害程度の判定は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官）及び「神奈川県地域防災計画」資料編（4-1-（4）被害の分類認定基準）に基づき、次のとおりとする。

1 人的被害については、次により区分し掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまり積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人工がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくとも、その崩落、崩壊が50立方メートルを超えと思われるものは報告するものとする。
- (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (15) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (21) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 その他

備考欄については、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

2 - 7 災害救助法適用における被害認定基準

災害救助法適用に係る滅失世帯数等を算定するにあたっての被害認定基準を、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣政策統括官通知）及び災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官）に基づき、次のとおりとする。

被害種類	認定基準
全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊 (半焼)	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された 建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 - 8 住家及び市有建物の被害調査実施要領

1 住家等被害調査の実施

(1) 被害調査の目的

被害状況を把握し、り災証明の発行、市税の減免及び応急対策を迅速に行うため被害調査を実施する。

(2) 調査員

特命住家等被害調査員は、別に定めた名簿のとおり。その他の調査員については、班長がその都度定める。

(3) 特命住家等被害調査員の任命

毎年本部長が指名する。

(4) 調査員の集合場所

各自の勤務場所とする。

(5) 調査の対象

市有建物を除くすべての家屋を対象として調査する。

(6) 調査の方法

住家等家屋調査班は1班を2人とし、本庁、市税務事務所、まちづくりセンターごとに地区リーダーを置き、別紙の被害調査表に基づき調査を実施する。

なお、住家の全壊、半壊の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、平成13年10月）に基づくものとする。

(7) 調査のまとめ

住家等被害調査の地区リーダーは各地区の総括表を作成し、各統括はこれを取りまとめ本部長へ提出する。

報告を受けた本部長は、部情報所へ提出し、部情報所より災害対策本部事務局へ報告する。

併せて、り災証明発行を所管する区民課及び各まちづくりセンターへ送付する。ただし、まちづくりセンターに送付する報告は所管区域分のみとする。

(8) 再調査

り災証明の内容に不服があるなど、被災者から再調査の申し出があった場合は、迅速に再調査を実施し、結果を報告するものとする。

2 市有建物被害調査の実施

(1) 被害調査の目的

市所有の建物の被害状況を速やかに把握し、避難所等災害時用施設としての使用の可否を判断する。

(2) 調査区及び調査員氏名

別に定めた名簿のとおり。

(3) 調査員の任命

毎年本部長が指名する。

(4) 調査の対象

市所有の建物

(5) 調査の様式

市有建物被害調査報告書による。

(6) 調査の報告

必要な都度、災害対策本部事務局に報告する。

住家等被害調査表の記入要領

	区 分	記 入 要 綱
1	整 理 番 号	家屋ごとに一連番号を記入する。
2	世 帯 主 等	住民票の世帯主を記入するとともに家屋の所在地番を記入する。
3	区 分	持家、借家のいずれかに○印で記入する。 借家の場合は所有者の住所、氏名を記入する。
4	世 帯 構 成	同居している者をすべて記入する。
5	人 的 被 害	有、無、不明のいずれかに○印で記入する。 有の場合は、被害のあった者を下表の人的被害に記入する。
6	住家・非住家被害状況	住家、非住家のいずれかに○印で記入する。
7	床 上 浸 水	有、無のいずれかに○印で記入する。 有の場合は、床上から何メートル何センチ（10センチ単位）と浸水の状況を記入する。
8	床 下 浸 水	有、無のいずれかに○印で記入する。
9	倒壊・流失・焼失	1棟の延床面積に対する被害の程度により、割合を記入する。
10	屋根外壁等	倒壊、流失等はないが、屋根、外壁等に被害がある場合は、その割合を記入する。 その他の被害の場合は、その他の欄に記入する。 記載例 床上浸水 家具の8割が浸水し汚損 屋根一部 屋根瓦10枚破損 窓 窓ガラス10枚破損、雨戸2枚破損
11	被害想定額	家屋課税台帳の価格による。
12	特記事項等	住家、非住家被害状況欄に記入しがたい場合等に、その状況等を記入する。
13	人 的 被 害	死 亡 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は確認できないが、死亡したことが確実な者 行方不明 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者 重 傷 当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者 軽 傷 当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者

住家等被害調査表

整理番号 _____

地区名 _____

調査日 平成 年 月 日

1 住家等被害

調査員・職・氏名 _____

世帯主等	区分	世帯構成			人的被害	(住家・非住家)被害状況					特記事項等	特定家庭用機器							
		男	女	計		床上浸水	床下浸水	倒壊・流失・焼失	屋根・外壁等				被害想定額						
住所	持家・借家(下欄)				無 ・ 有 ・ 不明	無 ・ 有 m cm	無 ・ 有	無 ・ 有	無 ・ 倒・流・焼 割	千円		1.エアコン __台 2.テレビ __台 3.冷蔵庫 __台 4.洗濯機 __台							
電話 ()	所有者住所																		
氏名		氏名																	
所在地																			

2 人的被害

番号	氏名	年齢	性別	続柄	人的被害				学校名	学年	備考
					死亡	行方不明	重傷	軽傷			
1			男女								
2			男女								
3			男女								
4			男女								
5			男女								

市有建物被害調査報告書

調査年月日：平成 年 月 日

調査員・職・氏名

他 名

区分 施設名		調査時刻	建物の被害状況			内部の状況		施設内の人的被害		
		時 分			窓・壁の破損	避難所等の使用の可否	左の内容	死 者	負傷者	措 置
1		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
2		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
3		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
4		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
5		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
6		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
7		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
8		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
9		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
10		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	

2 - 9 広報車両及び広報区域

地域防災無線			消 防 無 線 系		
所 属	車 両 名	呼出番号	所 属	車 両 名	無線機器
管財課	共用車 (162号車)	705	相模原消防署本署	消防用広報車(5)	無線機及び受令機
生活安全課	交通安全号	722	田名分署	消防用広報車(2)	
			淵野辺分署	消防用広報車(2)	
			緑が丘分署	消防用広報車(2)	
			上溝分署	消防用広報車(2)	
			南消防署本署	消防用広報車(5)	
			麻溝台分署	消防用広報車(1)	
			新磯分署	消防用広報車(1)	
			東林分署	消防用広報車(1)	
			大沼分署	消防用広報車(2)	
			相武台分署	消防用広報車(2)	
			上鶴間分署	消防用広報車(2)	
			北消防署本署	消防用広報車(4)	
			大沢分署	消防用広報車(2)	
			相原分署	消防用広報車(1)	
			城山分署	消防用広報車(1)	
			津久井消防署本署	消防用広報車(2)	
			藤野分署	消防用広報車(1)	
			鳥屋出張所	消防用広報車(1)	
			青根出張所	消防用広報車(1)	
			予防課	消防用広報車(3)	
			消防団	各部消防車 (116)	
計	2 台		計	159 台	
合 計			161 台		

広報区域の車両配置については、予防課車両、地域防災無線系車両は、広報活動が必要とされた区域に随時配置することとし、予防課車両を除く消防無線系車両は、各受持ち区域とする。

2 - 10 東海地震に関する広報文例

1 東海地震注意情報発表時の伝達

- 例1 相模原市からお知らせします。ただいま、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。今後、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、警戒宣言が発令されます。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に注意して、冷静に行動して下さい。
- 例2 相模原市からお知らせします。ただいま、東海地震注意情報が発表されています。テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。食糧や水などを準備して下さい。タンスや食器棚が倒れないようにして下さい。
- 例3 相模原市からお知らせします。ただいま、東海地震注意情報が発表されています。テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。家族の連絡方法を互いに確認して下さい。遠出や、車の使用はなるべく控えて下さい。
- 例4 相模原市からお知らせします。ただいま、東海地震注意情報が発表されています。テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。地震で恐ろしいのは火事です。火を使う場合は、その場を離れないで下さい。
- 例5 相模原市からお知らせします。ただいま、東海地震注意情報が、解除されました。詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。

2 警戒宣言発表時の伝達

- 例1 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、内閣総理大臣から地震警戒宣言が発令されました。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。火の元に注意し、地震の発生に備えて下さい。
- 例2 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、地震の警戒宣言発令中です。テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。地震災害を防ぐためには、市民皆さんの協力がが必要です。火の元に注意し、火事を起こさないようにして下さい。
- 例3 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、地震の警戒宣言発令中です。テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。地震災害を防ぐためには、市民皆さんの協力がが必要です。食糧や水などを準備して下さい。地震が発生したときは、隣近所で助け合ってください。
- 例4 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、地震警戒宣言が解除されました。詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。

3 東海地震予知情報発表時の伝達

- 例1 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、気象庁から東海地震予知情報が発表されました。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの予知情報に注意して、冷静に行動して下さい。
- 例2 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、東海地震予知情報は解除されました。詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。

4 交通規制等地震防災応急対策の内容

- 例 ただいま厚木方面へ向かう国道129号線は、交通規制が行われています。昭和橋から先は5キロの渋滞が続いていますのでこの方面へ向かう車はう回するか、できるだけ走行を中止してください。

5 急傾斜地崩壊危険区域の住民への広報

(1) 東海地震注意情報発表時

- 例 相模原市からお知らせします。ただいま、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。この地域は、地震によりがけ崩れの起こる可能性があります。に避難する準備をしてください。

(2) 警戒宣言発令時

- 例 相模原市災害対策本部からお知らせします。ただいま、内閣総理大臣から地震警戒宣言が発令されました。この地域は、地震によりがけ崩れの起こる可能性があります。おちついてに避難してください。

2 - 11 火災・災害等即報要領の直接即報の基準

1. 火災等即報

即報基準	
交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの 航空機火災 タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 トンネル内車両火災 列車火災
石油コンビナート等特別 防災区域内の事故 危険物等に係る事故	危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したものの 負傷者が5名以上発生したものの 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の 施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、 次に該当するもの ・海上、河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、 付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は 放射線の漏えいがあったもの 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料 物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に 通報があったもの 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基 準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又 は放射線の漏えいがあったもの
ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事 態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

2. 救急・救助事故即報

即報基準
死者及び負傷者の合計が15人以上の発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 バスの転落等による救急・救助事故 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの

3. 武力攻撃災害即報

即報基準
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

4. 災害即報

即報基準
地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） 津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

2 - 12 放送を活用した避難勧告等の情報伝達申し合わせ

平成 17 年 9 月 2 9 日

この申し合わせは、市町村が避難勧告等を発出する場合に、放送を活用して広く一般住民等に迅速かつ的確に住民避難情報を伝達することにより、住民避難の迅速化等被害の軽減を図ることを目的に、避難勧告等の情報伝達に係る必要な事項について、市町村、神奈川県、放送事業者が確認したものである。

(申し合わせの対象)

- 1 申し合わせの対象は次に掲げる各号とし、具体的な機関、その窓口は、別紙 1 によるものとする。
 - (1) 神奈川県内市町村
 - (2) 神奈川県
 - (3) 神奈川県域または県域を越える広域区域を事業区域とする一般放送事業者

(伝達する情報)

- 2 伝達する情報は、次の避難勧告等の情報とする。
 - (1) 避難準備(災害時要援護者避難)情報
 - (2) 避難勧告
 - (3) 避難指示
 - (4) 警戒区域の設定

(情報の伝達方法)

- 3 市町村及び県は、別紙 2 に定める様式により、原則としてファックスを用いて情報の伝達を行い、その後速やかに、伝達の確認の電話をする。

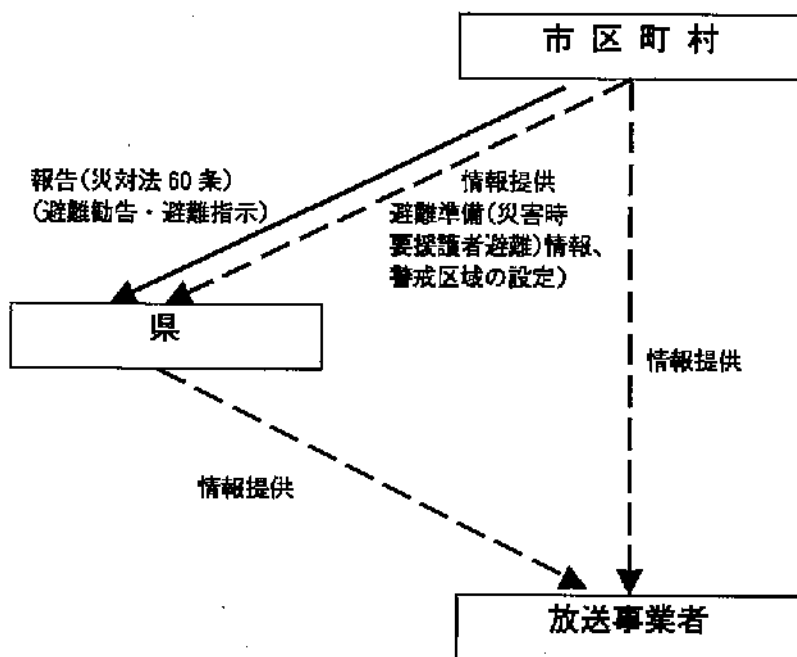
また、ファックスによる伝達のほか、e メールを併用するなどして、情報伝達の確実性を図ることが望まれる。

ただし、災害の状況等により極めて緊急を要しファックスによる伝達が困難な場合には、電話による連絡も可能とする。この場合、同一情報を速やかにファックスにより伝達する。

(関係機関の伝達経路)

- 4 関係機関は、情報を伝達する。
 - (1) ア 市町村は、避難の指示又は勧告を発出する場合、県に災害対策基本法第 6 0 条に基づき報告をし、放送事業者に情報を提供する。
 - イ 市町村は、避難準備(災害時要援護者避難)情報又は警戒区域の設定を発出する場合、県及び放送事業者に情報を提供する。
 - (2) 県は、市町村から避難の指示等の情報を得た場合には、速やかに放送事業者に情報を提供する。
 - (3) 放送事業者は、自主的判断により必要に応じて速やかに視聴者に情報を提供する。

(参 考) 情報伝達経路図



(自主的判断により必要に応じ速やかに
放送し、視聴者に伝達)

別紙 1

神奈川県域及び神奈川県を含む広域区域を事業区域とする放送事業者

平成21年11月

放送事業者名	所属	通常時 電話番号	災害時 電話番号	FAX	備考
日本放送協会 横浜放送局	放送部 ニュースデスク	045-211-0737	045-211-0737	045-201-7867	広域社 (1)
(株)テレビ神奈川	報道制作局	045-651-1182	045-651-1182	045-641-1911	県域社
横浜エフエム放送(株)	放送本部 編成制作部	045-224-1004	日中: 045-223-2585 夜間: 045-223-2562	045-224-1015	県域社
(株)日経ラジオ社	編成報道局	050-3368-3556	050-3368-3571	03-3583-9062	広域社
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務局	045-231-1531	045-231-1531	045-231-1457	広域社
エフエムインターウェーブ(株)	編成業務局制作部	03-5781-7610	03-5781-7610	03-3474-1761	広域社 (2)
(株)東京放送	報道局社会部	03-5571-3141	03-5571-3141	03-5571-2179	広域社
(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・ コミュニケーションズ	制作センター・ ニュース担当	03-5571-2570	03-5571-2570	03-3505-0574	広域社
日本テレビ放送網(株)	報道局社会部	03-6215-3520	03-6215-3520	03-6215-0042	広域社
株式会社フジテレビジョン	報道局社会部	03-5500-8485	03-5500-8508	03-5500-7576	広域社
(株)テレビ朝日	ニュース情報センター 社会部	03-6406-1319	03-6406-1330	03-3405-3390	広域社
(株)テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3233	03-5473-3233	03-5473-3491	広域社
(株)文化放送	編成局報道制作部	03-5860-1075	03-5860-1075	03-5403-1107	広域社
(株)ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7621	03-3287-7622	03-3287-7696	広域社

(1)... テレビ、AM ラジオについては「広域」、FM 放送については「県域」

(2)... 放送区域が、東京特別区、さいたま市、横浜市、川崎市、成田空港の広域社

避難勧告等発令情報

神奈川県 市・町・村 区
 送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報等の別

避難準備（災害時要援護者避難）情報（地域防災計画等）
 避難勧告（災害対策基本法第60条）
 避難指示（災害対策基本法第60条）
 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）

2 発 令 月 日 時 分

3 解 除 月 日 時 分

4 対象地域 _____（対象世帯数： _____ 世帯）

5 避難先 名称 _____（住所 _____）

6 避難等すべき理由

大雨により河川（の氾濫の危険がある・が氾濫した）ため
 （河川名 _____）

大雨により土砂災害（の危険がある・が発生した）ため

地震により土砂災害（の危険がある・が発生した）ため

地震により家屋崩壊（の危険がある・が発生した）ため

地震による津波警報が発せられたため

その他（ _____ ）

発信者所属・氏名 _____

電話番号 _____（ _____ ）

F A X _____（ _____ ）

情報受伝達確認欄

機関名	送受信者名	確認時刻	機関名	送受信者名	確認時刻	機関名	送受信者名	確認時刻
NHK 横浜		:	FM インターウェブ		:	テレビ朝日		:
テレビ神奈川		:	東京放送		:	テレビ東京		:
FM 横浜		:	TBS ラジオ		:	文化放送		:
日経ラジオ		:	日本テレビ		:	ニッポン放送		:
RF ラジオ日本		:	ラジオ		:			:

2 - 13 避難勧告・指示文案

1. 避難準備情報の伝達文例

こちらは、相模原市です。ただ今、（避難すべき理由）により 時 分に 地区に対して避難準備情報を発令しました。お年寄りの方などの避難に時間がかかる方は、直ちに 小学校へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

避難すべき理由例

- ・ 川が増水しており、今後も水位上昇が続いた場合、避難判断水位を超えるおそれがあること
- ・ 大雨の影響により、 地区では土砂災害の危険があること

いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

2. 避難勧告の伝達文例

緊急放送、緊急放送。こちらは、相模原市です。ただ今、（避難すべき理由）により 時 分に 地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに 小学校へ避難してください。なお、道は冠水により通行出来ませんので注意してください。また、避難の際にはできるだけ近所の方にも声をかけてください。

緊急放送、緊急放送。こちらは、相模原市です。ただ今、（避難すべき理由）により 時 分に 地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに 小学校へ避難してください。なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので十分注意して避難してください。また、避難の際にはできるだけ近所の方にも声をかけてください。

避難すべき理由例

- ・ 川が増水しており、水位が避難判断水位に達するおそれがあること（若しくは水位が避難判断水位に達したこと）
- ・ 地区での浸水が拡大していること
- ・ 大雨の影響により、 地区では土砂災害の危険性が高まっていること
- ・ 地区で土砂災害の前兆現象と思われる、斜面の亀裂、地鳴りが確認されたこと

いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

3. 避難指示の伝達文例

緊急放送、緊急放送。こちらは、相模原市です。ただ今、（避難すべき理由）により 時 分に 地区に対して避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の方は直ちに 小学校への避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。なお、 道は冠水により通行出来ませんので注意してください。

緊急放送、緊急放送。こちらは、相模原市です。ただ今、（避難すべき理由）により 時 分に 地区に対して避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の方は直ちに 小学校への避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので十分注意してください。

避難すべき理由例

- ・ 川の 観測所でははん濫危険水位に達するおそれがあること（若しくは水位がはん濫水位に達したこと）
- ・ 地区の 川堤防が決壊したこと
- ・ 地区では土砂災害の危険性が非常に高まっていること
- ・ 地区で土砂災害の前兆現象と思われる、斜面の亀裂、地鳴りが確認されたこと
- ・ 地区で土砂災害が発生したこと

いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

3 避難・救援・救護

3 - 1 避難所及び救護所一覧表

1. 避難所

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可能 人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽
星が丘公民館	1	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6	有	1869	有	有	有
	2	上溝中学校	中央区横山 5-19-54		1717	無	無	無
清新公民館	3	清新小学校	中央区清新 3-16-6	有	1830	有	有	有
	4	清新中学校	中央区清新 8-5-1		1636	無	無	無
	5	小山小学校	中央区小山 4-3-2		1455	有	無	有
中央公民館	6	中央小学校	中央区富士見 1-3-22	有	1326	有	有	無
	7	弥栄小学校	中央区弥栄 3-1-10		1067	有	無	無
	8	富士見小学校	中央区富士見 2-4-1		1514	有	無	有
	9	中央中学校	中央区富士見 1-3-17		1232	無	無	無
	10	弥栄中学校	中央区弥栄 3-1-7		1232	無	無	無
	11	由野台中学校	中央区由野台 3-1-3		922	無	無	有
横山公民館	12	横山小学校	中央区横山台 2-35-1	有	1338	有	有	有
光が丘公民館	13	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1	有	989	有	有	無
	14	並木小学校	中央区並木 2-16-1		912	無	無	無
	15	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1		989	有	無	無
	16	青葉小学校	中央区並木 4-8-4		873	有	無	無
	17	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1-28-1		1058	無	無	有
小山公民館	18	向陽小学校	中央区向陽町 8-33	有	1529	有	有	有
緑区役所	19	小山中学校	中央区小山 4-3-1		1310	無	無	無
	20	旭小学校	緑区橋本 6-15-27	有	950	有	無	有
	21	相原小学校	緑区相原 4-13-14	有	1340	有	無	無
	22	橋本小学校	緑区橋本 1-12-20		1494	有	無	無
	23	二本松小学校	緑区二本松 2-9-1		1222	有	無	無
	24	宮上小学校	緑区橋本 4-11-1		1261	有	無	無
	25	当麻田小学校	緑区相原 1-14-1		989	有	無	無
	26	旭中学校	緑区橋本 1-12-15		1593	無	有	無
	27	相原中学校	緑区橋本 8-12-1		1232	無	無	無
大野北まちづくりセンター	28	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22	有	1494	有	無	無
	29	共和小学校	中央区高根 1-16-13	有	1300	無	無	無
	30	大野北小学校	中央区淵野辺 2-34-1		1222	有	無	無
	31	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺 3-17-1		1300	有	無	無
	32	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40		1561	無	有	有
	33	共和中学校	中央区共和 1-3-10		1368	無	無	無
大野中まちづくりセンター	34	大野小学校	南区古淵 3-21-2	有	1300	有	無	無
	35	大沼小学校	南区東大沼 3-20-1	有	1183	有	有	有
	36	大野台小学校	南区大野台 8-1-15		1106	無	無	無
	37	大野台中央小学校	南区大野台 2-26-8		1455	有	無	無
	38	若松小学校	南区若松 2-22-1		987	有	無	無
	39	大野台中学校	南区大野台 8-2-1		1135	無	無	無
	40	鶴野森中学校	南区鶴野森 1-11-1		1135	無	有	無
南区役所	41	南大野小学校	南区上鶴間 1-5-1	有	1329	有	無	無
	42	谷口台小学校	南区文京 2-12-1	有	1520	有	無	無
	43	鶴の台小学校	南区旭町 24-5		1338	有	無	無
	44	鹿島台小学校	南区上鶴間本町 1-9-1		1028	有	無	無
	45	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1		1067	有	無	無

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可能 人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽
南区役所	46	谷口小学校	南区上鶴間本町 5-13-1		950	有	無	無
	47	大野南中学校	南区文京 1-10-1		1445	無	有	無
	48	谷口中学校	南区上鶴間本町 4-13-43		1077	無	有	有
	49	新町中学校	南区相模大野 9-14-1		1036	無	無	無
大沢まちづくりセンター	50	大沢小学校	緑区大島 1566	有	1494	有	無	有
	51	作の口小学校	緑区下九沢 459-1		1144	有	無	無
	52	大島小学校	緑区大島 1121-19		1144	有	無	無
	53	九沢小学校	緑区大島 1859-3		1183	有	無	無
	54	大沢中学校	緑区大島 1800		1445	無	有	無
	55	内出中学校	緑区下九沢 2845		1251	無	無	無
田名まちづくりセンター	56	田名小学校	中央区田名 5091-1	有	1523	有	無	有
	57	田名北小学校	中央区田名 1932-1		1144	有	無	無
	58	新宿小学校	中央区田名 7019		1067	有	無	無
	59	田名中学校	中央区田名 5250-1		1561	無	有	無
上溝まちづくりセンター	60	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1	有	1377	有	無	有
	61	上溝南小学校	中央区上溝 782-1		1183	有	無	無
	62	上溝南中学校	中央区上溝 2322-2		1193	無	有	無
麻溝まちづくりセンター	63	麻溝小学校	南区下溝 713	有	1222	有	無	無
	64	夢の丘小学校	南区当麻 490-2		1542	有	無	有
新磯まちづくりセンター	65	新磯小学校	南区磯部 1028-5	有	1377	有	無	無
	66	相陽中学校	南区磯部 1540		1600	無	有	有
相模台まちづくりセンター	67	相模台小学校	南区南台 6-5-1	有	1223	有	無	無
	68	桜台小学校	南区相模台 7-7-1	有	912	有	無	有
	69	双葉小学校	南区双葉 1-2-15		1106	有	無	無
	70	若草小学校	南区新磯野 2329		989	有	無	無
	71	相模台中学校	南区桜台 20-1		1136	無	無	無
	72	麻溝台中学校	南区麻溝台 4-12-1		1058	無	無	無
	73	若草中学校	南区新磯野 2046		805	無	有	無
相武台まちづくりセンター	74	相武台小学校	南区相武台団地 2-5-1	有	950	無	無	無
	75	緑台小学校	南区新磯野 3-10-23		912	有	無	有
	76	もえぎ台小学校	南区新磯野 2-41-16		912	有	無	無
	77	相武台中学校	南区新磯野 5-1-10		1213	無	無	無
東林まちづくりセンター	78	東林小学校	南区相南 2-3-1	有	1458	有	無	有
	79	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1	有	1222	有	無	無
	80	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5-7-1		873	有	無	無
	81	上鶴間中学校	南区上鶴間 4-14-1		1174	無	無	無
	82	東林中学校	南区上鶴間 8-21-1		1096	無	無	無
城山まちづくりセンター	83	川尻小学校	緑区久保沢 2-22-2	有	1424	無	無	無
	84	湘南小学校	緑区小倉 1573		503	無	無	無
	85	広陵小学校	緑区若葉台 4-3-1		868	無	無	無
	86	広田小学校	緑区広田 9-5		1037	無	無	無
	87	相模丘中学校	緑区久保沢 2-22-4		1192	無	有	無
	88	中沢中学校	緑区城山 2-7-1		829	無	無	無
津久井まちづくりセンター	89	小網地域センター	緑区太井 252-1		123	無	無	無
	90	三井地域センター	緑区三井 394-1		89	無	無	無
	91	中野小学校	緑区中野 600		1273	無	無	無
	92	中野中学校	緑区中野 960		1021	無	無	無
	93	津久井中央小学校	緑区三ヶ木 39-7		835	無	無	無
	94	串川小学校	緑区長竹 1424	有	943	無	無	無

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可能 人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽
津久井まちづ くりセンター	95	根小屋小学校	緑区根小屋 1580		764	無	無	無
	96	鳥屋小学校	緑区鳥屋 1321-3		780	無	無	無
	97	青野原中学校	緑区青野原 1239		728	無	無	無
	98	青野原小学校	緑区青野原 1250-1	救護所の指定のみ				
	99	青根中学校	緑区青根 1926		545	無	無	無
	100	相模原西メデ ィカルセンター	緑区中野 1681-1	救護所の指定のみ				
相模湖まちづ くりセンター	101	桂北小学校	緑区与瀬 877	有	672	無	無	無
	102	千木良小学校	緑区千木良 1035		764	無	無	無
	103	内郷小学校	緑区寸沢嵐 833		730	無	無	無
藤野まちづ くりセンター	104	藤野中学校	緑区小淵 2082		785	無	無	無
	105	ふるさと自然体 験教室・沢井体 育館	緑区澤井 936		497	無	無	無
	106	藤野小学校	緑区日連 549	有	995	有	無	無
	107	藤野南小学校	緑区牧野 4327		837	有	無	無

2. 二次避難所（洪水時臨時避難所）

避難所名	所在地	対象洪水（浸水想定区域）
湘南寺本堂	緑区小倉 875	相模川・串川
葉山島センター	緑区葉山島 359	相模川
相模川自然の村野外体験教室	緑区大島 3479-1	〃
大島小学校	緑区大島 1121-19	〃
田名中学校	中央区田名 5250-1	〃
田名小学校	中央区田名 5091-1	〃
上溝小学校	中央区上溝 7-6-1	鳩川
上溝南中学校	中央区上溝 2322-2	〃
上溝南小学校	中央区上溝 782-1	〃
夢の丘小学校	南区当麻 490-1	相模川・鳩川
麻溝小学校	南区下溝 713	相模川・鳩川・道保川
相陽中学校	南区磯部 1540	〃
新磯小学校	南区磯部 1028-5	相模川・鳩川
広田小学校	緑区広田 9-5	境川
相原小学校	緑区相原 4-13-14	〃
宮上小学校	緑区橋本 4-11-1	〃
向陽小学校	中央区向陽町 8-33	〃
大野北小学校	中央区淵野辺 2-34-1	〃
大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40	〃
淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22	〃
淵野辺東小学校	中央区東淵野辺 3-17-1	〃
大野小学校	南区古淵 3-21-2	〃
鶴野森中学校	南区鶴野森 1-11-1	〃
鹿島台小学校	南区上鶴間本町 1-9-1	〃
谷口中学校	南区上鶴間本町 4-13-43	〃
鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1	〃
鳥屋小学校	緑区鳥屋 1321-3	串川
串川小学校	緑区長竹 1424	〃
根小屋小学校	緑区根小屋 1580	〃
青野原中学校	緑区青野原 1239	道志川

3 - 2 広域避難場所一覧表

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容 可能 人数	グラウンド 夜間照明 施設
1	職業能力開発総合大学校 ・相模原北公園 (緑区橋本台4丁目、 下九沢2,368番地)	大島、上九沢、下九沢の一部(県道相模原 大磯線以西の地域)、田名の一部(県道相 模原大磯線以西で横浜水道道以北の地 域)、西橋本、二本松、橋本台	347,000 311,800 35,200	138,800	有
2	在日米陸軍相模総合補給廠 野積場(中央区すすきの町 16番付近)	小山番地、上矢部番地、上矢部丁目、向陽 町、相模原、清新1~3・7丁目、すすきの 町、中央1~4丁目、東橋本3・4丁目、 氷川町、宮下、宮下本町、矢部1・2丁 目、矢部新町、矢部新田	366,000 283,100 82,900	146,000	無
3	淵野辺公園一帯(中央区高 根3丁目、弥栄3丁目、由 野台3丁目)	相生、青葉、大野台3丁目1番~12番、 高根、千代田3~7丁目、並木、光が丘1 ・2丁目、富士見、松が丘、弥栄、由野台	660,000 473,700 186,300	182,100	有
4	相模原ゴルフクラブ (南区大野台3・4丁目)	麻溝台番地の一部(県道相武台相模原線以 東の地域)、麻溝台1~7丁目、大野台1 ・2丁目・3丁目13番~45番・4~8丁 目、北里、下溝の一部(県道相武台相模原 線以北の地域)、西大沼、東大沼、光が丘 3丁目、双葉1丁目・2丁目1番~14 番、御園、緑が丘、陽光台4~7丁目、若 松	1,291,000 998,300 292,700	515,100	無
5	在日米陸軍キャンプ座間ゴ ルフコース (南区相武台2丁目付近)	新磯野番地、新磯野丁目、相武台、相武台 団地	748,000 672,800 75,200	319,700	無
6	相模カンツリークラブ (南区相南3丁目)	上鶴間1・6丁目、相模大野7~9丁目、 相南、東林間、松が枝町	580,000 379,600 200,400	170,800	無
7	県立相原高等学校 (緑区橋本2丁目)	橋本1~7丁目、元橋本町	98,100 25,200 72,900	21,700	無
8	横山公園・上溝中学校 (中央区横山5丁目)	上溝番地の一部(国道129号線以東で県道 相模原愛川線以北の地域)、上溝丁目、小 町通、下九沢の一部(国道129号線以東の 地域)、清新8丁目、中央5・6丁目、千 代田1・2丁目、星が丘、陽光台1~3丁 目、横山、横山台	203,700 149,400 54,300	57,200	有
9	鹿沼公園 (中央区鹿沼台2丁目)	鹿沼台、共和1・4丁目、矢部3・4丁目	59,160 25,200 33,960	14,700	無
10	相模女子大学一帯 (南区文京1・2丁目、 相模大野4丁目)	旭町、鶴野森2・3丁目、上鶴間本町1~ 8丁目、上鶴間(米軍相模住宅のうち横浜 水道道緑道以北の地域)、栄町、相模大野 1~6丁目、文京、南台1・2丁目、豊町	343,500 51,900 291,600	62,400	有
11	青山学院・カルピス・国学 院大学 (中央区淵野辺5丁目)	共和2・3丁目、東淵野辺、淵野辺、淵野 辺本町	269,800 69,900 199,900	40,900	有

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容 可能 人数	グラウンド 夜間照明 施設
12	県立橋本高等学校・相原中学校(緑区橋本8丁目)	相原1～6丁目、橋本8丁目	53,500 24,100 29,400	15,700	無
13	小山中学校・小山公園一帯(中央区小山4丁目)	大山町、小山丁目、清新4～6丁目、南橋本 東橋本1・2丁目	76,000 28,900 47,100	20,300	有
14	下九沢団地一帯(中央区下九沢727番地)	上溝番地の一部(国道129号線以西の地域)、下九沢の一部(国道129号線以西で県道相模原大磯線以東の地域)	59,500 28,500 31,000	15,400	無
15	県立相模原公園一帯(南区麻溝台1,889番地付近)	麻溝台番地の一部(県道相武台相模原線以西の地域)、下溝の一部(県道相武台相模原線以南の地域)、当麻	474,300 474,300 0	211,600	無
16	独立行政法人国立病院機構相模原病院一帯(南区桜台、相模台7丁目、南台6丁目)	麻溝台8丁目、上鶴間(米軍相模住宅地区のうち横浜水道道緑道以南の地域)、相模台、相模台団地、桜台、双葉2丁目15番～18番、南台3～6丁目	231,100 134,300 96,800	63,900	無
17	旧県立新磯高等学校(南区新戸2,607番地)	磯部、新戸	36,000 25,600 10,400	14,600	無
18	県立上溝南高等学校(中央区上溝269番地)	上溝番地の一部(県道相模原愛川線以東の地域)	35,900 28,400 7,500	14,300	無
19	県立相模田名高等学校(中央区田名6,786番地)	田名の一部(県道相模原大磯線以西で横浜水道道以北の地域以外の地域)、水郷田名1～4丁目、田名塩田1～4丁目	36,900 26,900 10,000	28,200	無
20	上鶴間小学校・上鶴間中学校(南区上鶴間4丁目)	上鶴間本町9丁目、上鶴間2～5・7・8丁目	40,300 10,200 30,100	15,000	無
21	古淵鵜野森公園(南区鵜野森1丁目、古淵5丁目)	鵜野森1丁目、古淵	27,300 14,400 12,900	20,200	無
22	川尻小学校・相模丘中学校(緑区久保沢2丁目)	川尻番地の一部(国道413号線以南の地域)、久保沢1～3丁目、原宿1～5丁目、原宿南1～3丁目、広田、町屋1～4丁目、向原1～3丁目、若葉台1～3丁目	47,194 33,533 13,661	19,050	有 (相模丘中)
23	県立城山高等学校・中沢中学校(緑区城山1・2丁目)	城山1～4丁目、谷ヶ原1・2丁目、若葉台4～7丁目、中沢、三井、太井の一部(小田急レイクタウンを除く地域)	72,952 60,328 12,624	27,451	有 (城山高校・野球グラウンド)
24	津久井湖ゴルフ倶楽部(緑区三ヶ木492番地)	中野の一部(小田急レイクタウンを除く地域)、又野、三ヶ木、青山の一部(青山1～2845番地を除く地域)	1,410,000 1,354,576 55,424	682,338	無
25	串川小学校・串川中学校(緑区長竹1,424番地、1,469番地)	根小屋、長竹の一部(明日原、日の原を除く地域)、青山の一部(青山2846～3925番地を除く地域)、中野の一部(小田急レイクタウン)、太井の一部(小田急レイクタウン)	28,640 23,373 5,267	11,860	無

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容 可能 人数	グラウンド 夜間照明 施設
26	鳥屋小学校・鳥屋中学校 (緑区鳥屋1,321-3番地 1,339番地)	鳥屋	21,819 13,259 8,560	4,482	無
27	青野原グラウンド (緑区青野原2,111番地付 近)	青野原	18,506 17,180 1,326	8,867	有
28	青根中学校 (緑区青根1,926番地)	青根	11,290 10,630 660	3,845	無
29	内郷小学校・内郷グラウンド (緑区寸沢嵐番地833)	若柳の一部(正覚寺橋以東で奥畑を除く地 域)、寸沢嵐の一部(阿津交差点以東で道 志、南畑、沼本を除く地域)	20,454 14,996 5,458	6,093	有 (内郷グラウ ンド)
30	北相中学校 (緑区与瀬1,019-6番地)	与瀬本町、与瀬、小原の一部(底沢を除く 地域)、千木良の一部(底沢を除く地域)	13,317 4,698 8,619	6,510	無
31	藤野中学校 (緑区小淵2,082番地)	小淵、吉野	13,680 7,491 6,189	3,854	無
32	名倉グラウンド (緑区名倉1,000番地)	日連の一部(青田を除く地域)、名倉の一 部(葛原日向を除く地域)	24,448 24,448 0	12,009	有

安全面積: 全方向から市街地大火が発生した場合の熱量を受けても安全な後退距離を保てる範囲の面積

準安全面積: 市街地大火が発生した場合、限定される方向からの熱量に対してのみ安全な後退距離を保てる範囲の面積

3 - 3 一時避難場所一覧表

(平成24年度)

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
小山	宮下	さくら公園	中央区宮下本町1-18
	宮下	もみの木広場	中央区宮下本町2-26
	宮下	矢掛けこども広場	中央区宮下本町3-28
	すすきの	すすきの公園	中央区すすきの町18
	すすきの	向陽小学校	中央区向陽町
	すすきの向陽	ひまわり児童遊園	中央区すすきの町2
	向陽町	向陽小学校	中央区向陽町8-33
	久保原	小原公園	中央区小山4-3
	久保原	こども広場	中央区小山1-7
	氷川町	氷川町公園	中央区氷川町7
	相模原駅前	相模原駅前公園	中央区相模原1-1
	東第一	相模原伊藤病院駐車場	中央区相模原4-11-4
	東第一	相模原4丁目公園	中央区相模原4-7-21
	丸山	梅の木こども広場	中央区宮下本町1-41
	丸山	梅の木広場	中央区宮下本町1-42
清新	小原町	小山小学校	中央区小山4-3-2
	南橋本	氷川公園	中央区清新5-18
	南橋本	南橋本公園	中央区南橋本3-4
	南橋本	南橋本ふれあい広場	中央区南橋本1-20
	サンヴェール橋本	南橋本ふれあい広場	中央区南橋本1-20
	小山二丁目	みどり公園	中央区小山2丁目4番
	清新第二	やがけ公園	中央区清新3-9
	清新4丁目	清新4丁目公園	中央区清新4-11
	清新5丁目	清新小学校	中央区清新3-16-6
	清新5丁目	氷川公園	中央区清新5-18
	清新6丁目	清新小学校	中央区清新3-16-6
	清新7丁目	あすぼ広場	中央区清新7-9
	清新7丁目	ふれあい広場	中央区清新7-4
	清新8丁目	清新中学校	中央区清新8-5-1
	清新仲町	相模原2丁目すみれ公園	中央区相模原2-16
	清新比丘口	相模原7丁目公園	中央区相模原7-4
	すみれ	すみれ自治会集会所	中央区相模原2-19-6
	すみれ	相模原2丁目すみれ公園	中央区相模原2-16
	中央1丁目	比丘口公園	中央区中央1-7
	中央4丁目	比丘口公園	中央区中央1-7
中央5丁目	清新中学校	中央区清新8-5-1	
横山	横山1丁目	県立相模原高等学校	中央区横山1-7-20
	キャタピラージャパン	キャタピラージャパン	中央区横山1-3-1
	横山社宅	横山社宅内公園	ルグラン横山社宅内
	横山4丁目	てるて公園	中央区横山台1-3
	横山団地	長久保第一公園	中央区横山4-9
	あじさいハイツ	長久保公園	中央区横山4丁目

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
横山	横山あじさい団地	横山あじさいハイツ広場	中央区横山4 - 5
	横山南部4丁目	長久保第三公園	中央区横山4 - 17
	小町通	小町通自治会子供広場	中央区小町通1 - 9 - 15
	小町通	てるて公園	中央区横山台1 - 3
	相模原郵政	清新中学校	中央区清新8 - 5 - 1
	てるて	てるて公園	中央区横山地1 - 1 - 3
	横山台1丁目	ふれあい広場	中央区横山台1 - 133 - 1
	松並	松並子ども広場	中央区横山台1 - 47
	日金沢丘	なかよし広場	中央区横山台2 - 32
	榎	榎公園	中央区横山台2 - 16
	榎	横山幼稚園グラウンド	中央区横山台2 - 10 - 8
	榎西	横山小学校	中央区横山台2 - 35 - 11
	榎西	横山台公園	中央区横山台2 - 23
	三菱重工上溝社宅	三菱重工上溝社宅広場	中央区横山台2 - 18
	横山台タウンハイツ	横山台タウンハイツ集会場	中央区横山台2 - 4 - 14
	下九沢団地	下九沢団地集会所	中央区下九沢727
	下九沢中の原	NEC グラウンド	中央区下九沢1200
	下九沢中の原	下九沢つくし公園	中央区下九沢57
	宮の上団地	NEC グラウンド	中央区下九沢1192
	下九沢加藤原	下九沢つくし公園	中央区下九沢57
中央	東第二	相模原補給廠	中央区矢部新田
	東第三	こまどり公園	中央区相模原6 - 16
	東第三	相模原六丁目駐車場	中央区相模原6 - 11
	中央二丁目	中央小学校	中央区富士見1 - 3 - 22
	中央三丁目	市民会館前	中央区中央3 - 13
	中央6丁目	中央6丁目子供の広場	中央区中央6 - 9
	千代田1丁目	相模原都市整備公社駐車場	中央区千代田1 - 1
	矢部第四	村富公園	中央区矢部2 - 7
	矢部第四	富士見小学校	中央区富士見2 - 4 - 1
	矢部第一	村富公園	中央区矢部2 - 7 - 27
	新興	矢部公園	中央区矢部4 - 20
	矢部第二	矢部第二子供広場	中央区矢部4 - 14
	富栄町	矢部公園	中央区矢部4 - 20
	五十和	富士見小学校	中央区富士見2 - 4 - 1
	五十和	富士見二丁目公園	中央区富士見2 - 1 - 17
	相模原パークハイツ	中央中学校	中央区富士見1 - 3 - 17
	みとみ町	富士見小学校	中央区富士見2 - 4 - 1
	富士見同人会	相生公園	中央区富士見3丁目13番
	富士見3丁目	相生公園	中央区富士見3丁目13番
	富士見4丁目	富士見公園	中央区富士見4丁目1番
	富士見町	ふれあいの森	中央区富士見5丁目
	富士見一	富士見団地1号棟横駐車場	中央区富士見5 - 6
	富士見団地	富士見小学校	中央区富士見2 - 4 - 1
	あじさい第4	あじさい第4	中央区富士見5 - 6 - 4号棟
	中央第一	富士見団地集会所横広場	中央区富士見5

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
中央	中央第二	富士見小学校	中央区富士見 2 - 4
	中央第二	富士見団地集会場横広場	中央区富士見 5 - 6
	富士見若葉	富士見公園	中央区富士見 4 丁目 1 番
	富士見若葉	富士見小学校	中央区富士見 2 - 4 - 1
	相模原富士見 6 丁目	中央小学校	中央区富士見 1 - 3 - 2 2
	モアステージ 相模原富士見	中央小学校	中央区富士見 1 - 3 - 2 2
	相生	東公園	中央区相生 2 - 7
	相生三丁目	栄公園	中央区弥栄 2 - 2
	相生四丁目	栄公園	中央区弥栄 2 - 2
	栄	栄公園	中央区弥栄 2 - 2
	高根二丁目	緑の森子ども広場	中央区高根 2 - 1 9 3 3 - 4
	弥栄	弥栄児童館	中央区弥栄 1 - 7 - 1 8
	弥栄	弥栄中学校	中央区弥栄 3 - 1 - 7
	松が丘	淵野辺公園	中央区弥栄 3 - 1
	星が丘	千代田 2 丁目	市役所通り
千代田 2 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
千代田 3 丁目		月見公園	中央区千代田 3 - 1 0
千代田 4 丁目		千代田 4 丁目自治会	中央区千代田 4 - 8 - 1 4
千代田 5 丁目		千代田 5 丁目自治会館広場	中央区千代田 5 - 7 - 6
千代田 5 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 3 8
千代田 6 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 3 8
千代田 7 丁目		千代田 7 丁目自治会館	中央区千代田 7 - 7
星が丘 1 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 3 8
星が丘 2 丁目		星が丘二丁目自治会館	中央区星が丘 2 - 5 1 6 6 - 8
星が丘 3 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
星が丘 4 丁目		星が丘集会所	中央区星が丘 4 - 9 - 1 1
星が丘 4 丁目		星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
横山 2 丁目		横山 2 丁目自治会館	中央区横山 2 - 4 - 5
横山 3 丁目		横山 3 丁目公園	中央区横山 3 - 2 3
横山南部 3・5 丁目		長久保第 2 公園	中央区横山 3 - 1 1
横山南部 3・5 丁目		横山 5 丁目公園	中央区横山 5 - 4
横山 6 丁目		若草公園	中央区横山 6 - 5 - 1
光が丘		並木 1 丁目	千代田緑道
	並木 2 丁目	並木 2 丁目ひばり公園	中央区並木 2 - 1 - 2 3
	並木 3 丁目	青葉小学校	中央区並木 4
	並木 4 丁目	青葉小学校	中央区並木 4 - 8
	並木 4 丁目	並木 4 丁目自治会子供広場	中央区並木 4 - 1 1
	並木団地	並木 2 丁目公園	中央区並木 2 - 2
	市営並木団地	青葉小学校	中央区並木 4 - 8 - 4
	青葉 1 丁目	青葉小学校	中央区並木 4 - 8 - 4
	青葉 2 丁目	淵野辺公園	中央区弥栄 3 - 1
	青葉 3 丁目	青葉 3 丁目自治会館前広場	中央区青葉 3
	緑が丘 1 丁目	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1 - 2 8 - 1
	緑が丘 2 丁目	緑が丘 2 丁目公園	中央区緑が丘 2 - 3 1
	緑が丘 2 丁目	青山学院大学グラウンド	中央区緑が丘 2

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
光が丘	光が丘1, 2丁目	山見公園	中央区光が丘1-11
	光が丘1, 2丁目	第一公園	中央区光が丘2-9
	光が丘中央	光が丘第2公園	中央区光が丘2-25
	ひかり	並木小学校	中央区並木2
	杉の子	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	上溝団地1, 2地区	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	上溝団地3, 7区	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	上溝団地4区	里見公園	中央区光が丘3-4-8
	上溝団地4区	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	上溝団地6区A	里見公園	中央区光が丘3-8
	上溝団地6区A	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	上溝団地6区B	里見公園	中央区光が丘3-8
	上溝団地9区	里見公園	中央区光が丘3-8
	上溝団地10区	里見公園	中央区光が丘3-8
	上溝団地11区	里見公園	中央区光が丘3-11-8
	上溝団地11区	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1
	陽光台1丁目	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1
	松葉町	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1
	朝日が丘	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1
	若葉	石森駐車場内 (若葉自治会館前)	中央区陽光台4-25
	陽光台5丁目	道保川公園	中央区上溝1359
	陽光台5丁目	陽光台公民館	中央区陽光台5-6-1
	虹ヶ丘	虹ヶ丘公園	中央区陽光台6-7
	虹ヶ丘	陽光台ふれあい広場	中央区陽光台7-3
橋本	相原森下	森下自治会館	緑区相原6-19-14
	相原森下	相原八幡宮	緑区相原6-5-26
	相原森下	森下こども広場	緑区相原6
	相原当麻田	田通公園	緑区相原3-13
	相原当麻田	相原児童館	緑区相原4-23-11
	相原当麻田	子ども広場	緑区相原5-7
	相原森の上	平和会館駐車場	緑区相原
	相原森の上	相原小学校	緑区相原4-13-14
	相原森の上	橋本高校・相原中	緑区橋本8丁目
	二本松	二本松公園	緑区二本松4-16
	二本松三丁目	日枝前公園	緑区二本松3-3
	二本松三丁目	相模野幼稚園	緑区二本松3-9
	二本松町内会	相原児童遊園	緑区二本松4-8
	二本松町内会	窪の淵公園	緑区二本松1-28
	二本松町内会	グルメシティ二本松店	緑区二本松4-24
	二本松町内会	相模野幼稚園	緑区二本松3-9-12
	二本松町内会	さくら公園	緑区二本松3-17
	二本松町内会	職業能力開発大学校	緑区橋本台4-1-1
	二本松町内会	二本松子供センター	緑区二本松2-1-1
	西橋本四丁目	西橋本四丁目ふれあい広場	緑区西橋本4-13
西橋本四丁目	二本松小学校	緑区二本松2-9-1	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
橋本	わかば	セパル駐車場	緑区西橋本3 - 8 - 10
	峡之原	西橋本ふれあい広場	緑区西橋本4 - 13
	上松並	上松並公園	緑区二本松2 - 31
	上松並	職業能力開発総合大学校	緑区橋本台4 - 1
	橋本上町	相原中学校校庭	緑区橋本8 - 12
	橋本上町	西橋本2丁目公園	緑区西橋本2 - 5
	睦町	西橋本2丁目公園	緑区西橋本2 - 5
	睦町	つばめ公園	緑区西橋本2 - 6
	睦町	トライ公園	緑区西橋本3 - 1
	西橋本	平和公園	緑区西橋本19 - 10
	橋本ライフタウン	西橋本くすのき公園	緑区西橋本1 - 18
	橋本ライフタウン	西橋本はなみずき公園	緑区西橋本1 - 16
	橋本一丁目	橋本小学校	緑区橋本1 - 12 - 20
	橋本二丁目	県立相原高等学校	緑区橋本2 - 1 - 58
	橋本末広町	末広子ども広場	緑区橋本7 - 1
	橋本末広町	相原中学校	緑区橋本8 - 12 - 1
	橋本仲町	神明神宮境内	緑区橋本6 - 40
	橋本仲町	旭小学校	緑区橋本6 - 15 - 27
	橋本東町	旭小学校	緑区橋本6 - 15 - 27
	橋本本町	旭小学校	緑区橋本6 - 15
	橋本本町	瑞光寺	緑区元橋本町6 - 1
	橋本本町	元橋本芙蓉公園	緑区元橋本町11
	橋本三丁目新町	相模原みどり幼稚園	緑区東橋本2 - 32 - 22
	橋本四丁目	河野医院駐車場	緑区橋本4 - 2 - 12
	橋本四丁目	宮上小学校	緑区橋本4 - 11 - 1
	小山寿町	橋本寿町公園	緑区橋本5 - 10
	小山高砂町	宮上小学校	緑区橋本4 - 11 - 1
	小山高砂町	高砂町子ども広場	緑区東橋本3 - 5 - 19
	小山久保町	東橋本プレーメン公園	緑区東橋本2 - 7
	東橋本第一	宮上ふれあい広場	緑区東橋本2 - 22
	東橋本第一	避難所(小山中学校)	中央区小山4 - 3 - 1
	東橋本第一	広域避難場所(小山公園)	中央区小山4 - 1
	東橋本第二	宮上公園	緑区東橋本2 - 34
	東橋本第二	宮上小学校	緑区橋本4 - 11 - 1
	東橋本南	東橋本公園	緑区東橋本1 - 11
	小山本町	宮上小学校	緑区橋本4 - 11 - 1
小山本町	宮上公園	緑区東橋本2 - 34	
宮上本町	宮上公園	緑区東橋本2 - 34	
橋本四丁目団地	宮上小学校	緑区橋本4 - 11 - 1	
大野北	上矢部	上矢部自治会館	中央区上矢部4 - 6 - 11
	上矢部	みたけ子ども広場	中央区上矢部2 - 23
	上矢部	銀杏並木通り	中央区上矢部1 - 1
	上矢部住宅	淵野辺小学校	中央区淵野辺4 - 6 - 22
	上矢部団地	県営上矢部団地 中央公園広場	中央区矢部新町1
	上矢部団地	麻布大学総合グラウンド	中央区淵野辺1 - 17 - 71

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
大野北	上矢部団地	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	淵野辺一丁目	淵野辺一丁目第一公園	中央区淵野辺 1 - 1 6
	淵野辺一丁目	麻布大学総合グラウンド	中央区淵野辺 1 - 1 7 - 7 1
	淵野辺一丁目	淵野辺高校グラウンド	中央区淵野辺 1 - 1 7 - 5 0
	相模原スカイハイツ	上原公園	中央区淵野辺 2 - 1 - 3 0
	相模地区	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	上原町	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	京王淵野辺マンション	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	宝来町	宝来町自治会館	中央区淵野辺 3 - 3 - 1
	淵野辺銀盛会	フードワン淵野辺店駐車場	中央区淵野辺 2 - 6 - 3 0
	湯元町	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	みどり町	大野北中学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	栄町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	幸町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	東町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 2 - 8 - 4 0
	山王	淵野辺本町ふれあい広場	中央区淵野辺本町 2 - 3 4
	山王	どんぐり公園	中央区淵野辺本町 1 - 2 2
	山王	大野北小学校	中央区淵野辺 2 - 3 4
	淵野辺	淵野辺本町公園	中央区淵野辺本町 4 - 1 0
	ニュー相模	嶽之内公園	中央区淵野辺本町 5 - 2 6
	中淵	中淵ふれあい広場	中央区淵野辺本町
	中淵	カルピス	中央区淵野辺 5 丁目
	中淵	青山学院大学	中央区淵野辺 5 丁目
	東嶽之内	東嶽之内公園	中央区東淵野辺 2 - 2 6
	嶽之内	相模原総合卸売市場	中央区東淵野辺 4 - 1 5
	嶽之内	嶽之内児童館	中央区東淵野辺 4 - 2 6 - 1 3
	嶽之内	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺 3 - 1 7 - 1
	旭町	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2 - 1 5
	旭町	旭町こどもの広場	中央区共和 4 - 1 4
	共和南町	新田稻荷神社	中央区共和 1 - 1 1 - 8
	共和	新田稻荷神社	中央区共和 1 - 1 1 - 8
	共和	天野照雄宅耕地	中央区共和 2 - 1 1
	榎町	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2 - 1 5
	チサンマンション 鹿沼公園	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2 - 1 5 - 1
	鹿沼公園ハイリビング	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2 - 1 5 - 1
	由野台睦	淵野辺公園	中央区弥栄 3 - 1 - 6
	由野台 2 丁目	淵野辺公園	中央区弥栄 3 - 1 - 6
	高根 1 丁目	銀河北公園	中央区高根 1 - 1 0
	ホソダ住宅	淵野辺公園	中央区弥栄 3 - 1 - 6
	フェアロージュ淵野辺	どんぐり公園	中央区淵野辺本町 1 - 2 2
	クリオ淵野辺六番館	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4 - 6 - 2 2
大野中	大野台第一	大野台中央小学校	南区大野台 2 - 2 6 - 8
	大野台第一	大野台小学校	南区大野台 8 - 1 - 1 5
	大野台第一	大野台中学校	南区大野台 8 - 2 - 1
	大野台第一	淵野辺公園一帯	中央区弥栄 3 - 1

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
大野中	大野台第一	由野台第二公園	中央区由野台2-12
	大野台第二	こもれびふれあい広場	南区大野台4-3008-46
	大野台すみれ	大野台小学校	南区大野台8-1-15
	大野台すみれ	大野台中学校	南区大野台8-2-1
	大野台すみれ	大野台7丁目緑地	南区大野台7-20-60
	サンライフ相模大野台	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8
	コープ野村相模大野台	大野台6丁目公園	南区大野台6-4
	ガーデンポート 相模大野台	みどり公園	南区大野台6-4-1
	グレイスタウン大野台	大野台1丁目きらきら公園	南区大野台1-6
	古淵	古淵ふれあい広場	南区古淵1-1532
	古淵	古淵南公園	南区古淵3丁目4番
	古淵	古淵北公園	南区古淵1丁目3番
	ウイルススクエア くじらの会	古淵西公園	南区古淵2丁目11番
	ウイルススクエア くじらの会	古淵西第二公園	南区古淵2丁目12番
	ひのき台	ひのき台第一子ども広場	南区古淵4-22-10
	ひのき台	ひのき台第二子ども広場	南区古淵4丁目
	古淵むつみ	古淵むつみ子どもの森広場	南区古淵5-34-16
	古淵むつみ	大野小学校	南区古淵3-21-2
	新淵	鵜野森グラウンド	南区鵜野森1-25
	新淵	上長久保南公園	南区古淵3-14
	新淵第二	しんふち児童館隣広場	南区古淵5-27-1
	グリーンハイツ	グリーンハイツ中央広場	南区鵜野森1グリーンハイツ内
	グリーンハイツ	鵜野森中学校	南区鵜野森1-11-1
	ブリアテラス 町田プラウドゲルツ	鵜野森1丁目つつじ第一公園	南区鵜野森1-47
	ブリアテラス 町田プラウドゲルツ	鵜野森1丁目つつじ第二公園	南区鵜野森1-47
	シーズガーデン パティオ町田	鵜野森1丁目つつじ第一公園	南区鵜野森1-47
	相模原リリエンハイム	柏木第一公園	南区鵜野森1-30
	相模原リリエンハイム	古淵鵜野森グラウンド	南区鵜野森1-25-1
	相模原リリエンハイム	鵜野森中学校	南区鵜野森1-11-1
	柏木	防火水槽前私道	南区鵜野森1-35-4
	柏木	鵜野森中学校	南区鵜野森1-11-1
	鵜野森団地	鹿島森公園	南区鵜野森2丁目27番
	鵜野森	鵜野森ふれあい広場	南区鵜野森3-7
	若松	若松小学校	南区若松2-22-1
	若松れんげ	若松れんげ公園	南区若松2-1-15
	若松れんげ	若松小学校	南区若松2-22-1
	小沼	小沼東公園	南区若松2-17
	小沼	若松小学校	南区若松2-22-1
	若沼	若沼第1子ども広場	南区東大沼2-32-4
	若沼	若沼第2子ども広場	南区東大沼3-3810-1

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
大野中	東通り	東通り自治会子供広場	南区若松 6 - 5
	東通り	大沼小学校	南区東大沼 3 - 2 0 - 1
	田園ハイツ	若松 6 丁目公園	南区若松 6 - 1 9
	東大沼第一	相模原慰霊塔	南区東大沼 1 - 1 7
	東大沼中央	大沼小学校	南区東大沼 3 - 2 0 - 1
	大沼	根津ハウジング管理地	南区西大沼 5 丁目
	大沼	大沼ふれあい広場	南区西大沼 5 丁目
	西一	西一自治会館	南区西大沼 1 - 2 0 - 4
	西一	西大沼どんぐり公園	南区西大沼 1 - 2 9
	西一	大野台小学校	南区大野台 8 - 1 - 1 5
	西大沼二丁目	森林公園西二こども広場	南区西大沼 2 - 4 7
	西大沼二丁目	大野台小学校	南区大野台 8 - 1 - 1 5
	西大沼二丁目	大野台中学校	南区大野台 8 - 2 - 1
	西大沼中央	西大沼中央公園	南区大沼 3 - 5 - 8
大野南	中和田	風の子広場	南区上鶴間本町 8 - 3 1 - 1
	中和田	上河内児童遊園	南区上鶴間 4 1 1
	中和田	県立上鶴間高等学校	南区上鶴間 9 - 3 1 - 1
	中和田	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7 - 8 - 1
	中和田	中和田ふれあい広場	南区上鶴間本町 7 9 1 - 3
	中和田	南大野小学校	南区上鶴間 1 - 5 - 1
	町田ハイツB地区	谷口小学校	南区上鶴間本町
	谷口	青柳寺	南区上鶴間本町 3 - 7 - 1 4
	谷口	大野南中学校	南区文京 1 - 1 0 - 1
	谷口	鹿島台公園	南区上鶴間 3 0 2 6 - 5
	谷口	鹿島台小学校	南区上鶴間 3 1 8 8
	谷口	相模大野南口公園	南区上鶴間 3 5 7 2
	谷口	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7 - 8 - 1
	谷口	南大野小学校	南区上鶴間 1 - 5 - 1
	谷口	谷口子供広場	南区上鶴間 2 1 3 7
	メゾン鹿島台	鹿島台公園	南区上鶴間本町 2 - 1 9
	メゾン鹿島台	鹿島台小学校	南区上鶴間本町 1 - 9 - 1
	きずき	南大野小学校	南区上鶴間 1 - 5 - 1
	若葉	上鶴間小学校	南区上鶴間 4 - 7 - 1
	鶴舞	上鶴間小学校	南区上鶴間 4 - 7 - 1
	相模つきみ野	深堀第二公園	南区上鶴間 3 - 2 8 - 1
	南新町	新町中学校	南区相模大野 9 - 1 4 - 1
	相模大野ハイライズ	南大野小学校	南区上鶴間 1 - 5 - 1
	パークスクエア 相模大野	七丁目公園	南区相模大野 7 丁目 3 6 番
	パークスクエア 相模大野	アルファベット公園	南区相模大野 7 丁目
	パークスクエア 相模大野	パークスクエア相模大野 公開空き地	南区相模大野 7 丁目
	旭	旭森公園	南区旭町 1 4 - 2 1
	旭	旭みどり公園	南区旭町 1 5 - 3 6
	旭	旭公園	南区旭町 2 4 - 2 6

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地	
大野南	豊町	豊町あかつき公園 (旧文化センター)	南区豊町10	
	相模大野駅前	相模大野中央公園	相模大野4-2	
	鶴野森小田急	大野南中学校	南区文京1-10-1	
	鶴野森小田急	丸屋公園	南区相模大野1-3	
	相模大野1丁目	大野南中学校	南区文京1-10-1	
	ロビィシティ五番街	相模大野中央公園	相模大野4-2	
	相模大野	相模大野ふれあい広場	南区相模大野5-19	
	鶴の原	鶴の原上鶴間公園	南区相模大野5-10-20	
	鶴の原	市立相模大野ふれあい広場	南区相模大野5-19-4	
	鶴の原	谷口台小学校	南区文京2-12	
	女子大通り	谷口台小学校	南区文京2-12-1	
	相模大野南	県高相合同庁舎	南区相模大野6-3	
	プラザシティ 相模大野北	プラザシティ相模大野公園	南区相模大野6-21	
	プラザシティ 相模大野南	調整地広場	南区相模大野6-23-19	
	文京東	大野南中学校	南区文京1-10-1	
	文京中央	文京みどりの公園	南区文京1-17	
	文京中央	文京公園	南区文京2-15	
	相模上原団地	文京上原公園	南区文京2-8	
	相模上原団地	谷口台小学校	南区文京2-12-1	
	文京	谷口台小学校	南区文京2-12-1	
	睦会	谷口台小学校	南区文京2-12-1	
	御園一丁目	御園1丁目子ども広場	南区御園1-14	
	御園二丁目	(法)御園二丁目自治会館	南区御園2-6-25	
	御園二丁目	御園二丁目自治会 子どもの広場	南区御園2-6-25	
	御園みゆき台	御園公園	南区御園3-19	
	御園西	ふれあいの森	南区御園3-37	
	大沢	上大島	長徳寺	緑区大島756
		中の郷	中の郷公会堂	緑区大島3201
常盤		日々神社	緑区大島2250-1	
古清水		古清水自治会館	緑区大島2357-2	
上九沢		大沢小学校	緑区大島1566	
上九沢		大島小学校	緑区大島1121-19	
九沢		内出中学校	緑区下九沢2845	
九沢		九沢自治会館	緑区下九沢2440-1	
九沢		九沢子ども広場	緑区下九沢2359-1、-5	
九沢		日之森神社	緑区下九沢2354-1	
九沢		八坂神社	緑区下九沢1991-3	
九沢		大沢郵便局駐車場	緑区下九沢1752-3	
塚場		御嶽神社	緑区下九沢1336	
下九沢宮下		宮下自治会館近く駐車場	緑区下九沢	
作の口		作の口児童会館・子供広場	緑区下九沢498-1	
上九沢西		上九沢集会所	緑区上九沢4	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地	
大沢	三菱神明平	三菱神明平自治会室	緑区田名2581-1	
	上九沢中央	内出中学校	緑区下九沢2845	
	桜木台	桜木台公園	緑区下九沢479-47	
	県営大島団地	県営大島団地公園	緑区大島11	
	KYB社宅	西内出公園	緑区下九沢1475-8	
	神明平	九沢小学校	緑区大島1859-3	
	上中ノ原団地	7号棟前広場	緑区下九沢1558	
	大沢団地	大沢団地スポーツ広場	緑区下九沢1764	
	ヒルズ橋本南	塚場公園	緑区下九沢1590-1	
	ヒルズ橋本南	九沢小学校	緑区大島1859-3	
	グリーンヒルズ橋本	内出中学校	緑区下九沢2845	
	グリーンヒル下九沢	塚場公園	緑区下九沢1590-3	
田名	滝	相模川ふれあい科学館	中央区水郷田名1-5-1	
	水郷田名	水郷田名自治会館	中央区水郷田名1-5-1	
	水郷田名	水郷田名白子稲荷広場	中央区水郷田名2-6	
	水郷田名	ふれあい科学館	中央区水郷田名1-8-25	
	田名堀之内	田名北ふれあい広場	中央区田名1862	
	半在家	県立相模田名高校	中央区田名6786-1	
	半在家	田名小学校	中央区田名5091-1	
	半在家	田名中学校	中央区田名5250-1	
	陽原	田名南ふれあい広場	中央区田名7930	
	陽原	陽原ちびっこ広場	中央区田名5998	
	望地	望地自治会館	中央区田名5857	
	塩田	塩田自治会館	中央区田名塩田4-1-15	
	塩田	史跡田名向原遺跡公園	中央区田名塩田3-14	
	塩田	しおだせせらぎ公園	中央区田名塩田2-16	
	塩田	テクノパイル公園	中央区田名塩田1-4	
	塩田	遊水池公園	中央区田名塩田2-23	
	新宿	新宿稲荷神社	中央区田名7330	
	新宿	新宿自治会館	中央区田名7445	
	田名四ツ谷	田名四ツ谷子ども広場	中央区田名3235	
	葛輪	葛輪自治会館	中央区田名2787	
	葛輪	金刀比羅神社	中央区田名2756-1	
	葛輪	田名葛輪公園	中央区田名2646-1	
	葛輪	神明平こどもの広場	中央区田名	
	田名清水	清水自治会館	中央区田名1667-1	
	田名清水	社会福祉法人清水保育園	中央区田名2166-2	
	田名団地	子供の広場(田名)	中央区田名6229	
	田名団地	田名南ふれあい広場	中央区田名7930	
	田名テラス	田名団地公園	中央区田名6229-110	
	水郷田名団地	水郷田名ひがし公園	中央区田名3-17	
	堀之内団地	田名北小学校	中央区田名1932-1	
	上溝	四ツ谷	子供広場	中央区上溝4516-17
		四ツ谷	川辺公園	中央区上溝2-2
久保		上溝北ふれあい広場	中央区上溝3-1	
日金沢		日金沢公園	中央区上溝4-18	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
上溝	日金沢	上溝こまどり公園	中央区上溝5 - 10
	日金沢	ダイエー上溝店(駐)	中央区上溝5 - 14
	本町	上溝中央公園	中央区上溝6 - 4
	本町	上溝高等学校	中央区上溝6 - 5 - 1
	本町	本町東児童遊園	中央区上溝7 - 21
	元町	上溝小学校	中央区上溝7 - 6 - 1
	元町	上溝高等学校	中央区上溝6 - 5 - 1
	田中	上溝小学校	中央区上溝7 - 6 - 1
	本久	亀ヶ池八幡宮	中央区上溝1678 - 1他
	本久	3組畑	中央区上溝3103他
	本久	上溝ふれあい広場	中央区上溝1887 - 6
	石橋	中央子供広場	中央区上溝3823
	石橋	れんげ公園	中央区上溝6 - 11
	石橋	つつじ公園	中央区上溝6 - 16
	石橋	石橋自治会館	中央区上溝2463 - 1
	田尻	田尻第一公園	中央区上溝2071
	田尻	田尻第二公園	中央区上溝2028 - 4
	丸崎	丸崎自治会館	中央区上溝1536 - 2
	丸崎	上溝南小学校	中央区上溝782 - 1
	虹吹	虹吹自治会館	中央区上溝1335
	虹吹	虹吹公園	中央区上溝
	虹吹	虹吹子供広場	中央区上溝
	番田諏訪面	上溝南小学校	中央区上溝782 - 1
	番田諏訪面	自治会館	中央区上溝822 - 1
	番田諏訪面	諏訪神社	中央区上溝822 - 1
	鳩川	鳩川こども広場	中央区上溝3 - 14
	石住	若草公園	中央区上溝3876
	豊原	豊原公園	中央区田名3998 - 1
	神明団地	上溝南中学校	中央区上溝2332 - 2
	麻溝	大下	清水寺
大下		下溝八幡宮	南区下溝1479
谷戸		下溝八幡宮	南区下溝1479
上庭		上庭自治会館用地	南区下溝1130
下庭		麻溝小学校	南区下溝713
畑ヶ中		麻溝小学校	南区下溝713
中丸		中丸自治会館	南区下溝632 - 6
中丸		中丸公園	南区下溝502
中丸		中丸子供広場	南区下溝300
堀之内		堀之内自治会館	南区下溝1828 - 1
堀之内		麻溝小学校	南区下溝713
松原		松原自治会館下広場	南区下溝1712
大橋		麻溝小学校	南区下溝713
西堀		下溝西堀公園	南区下溝
新屋敷		新屋敷子ども広場	南区下溝1997 - 1
下原上		下原公会堂裏横浜水道緑地	南区下溝2067
下原下		下原公会堂裏横浜水道緑地	南区下溝2067

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
麻溝	上中丸	上中丸公園	南区下溝 3 2 0
	古山上	袋沢 1 号公園	南区下溝 2 5 6 8 - 3
	古山上	古山公会堂裏広場	南区下溝 2 5 3 2
	古山下	袋沢 1 号公園	南区下溝 2 5 6 8 - 3
	古山下	古山公会堂裏広場	南区下溝 2 5 3 2
	原当麻上	麻溝小学校	南区下溝 7 1 3
	原当麻上	県立相模原養護学校	南区当麻 8 1 4
	原当麻上	光明学園相模原高校	南区当麻 8 5 6
	原当麻上	夢の丘小学校	南区当麻 4 9 0 - 2
	原当麻下	麻溝小学校	南区下溝 7 1 3
	原当麻下	県立相模原養護学校	南区当麻 8 1 4
	原当麻下	光明学園相模原高校	南区当麻 8 5 6
	原当麻下	夢の丘小学校	南区当麻 4 9 0 - 2
	芹沢	光明学園グランド	南区当麻 8 5 6
	芹沢	当麻山無量光寺境内	南区当麻 5 7 8
	市場	夢の丘小学校	南区当麻 4 9 0 - 2
	市場	当麻山無量光寺境内	南区当麻 5 7 8
	市場	天満宮	南区当麻 1
	当麻	無量光寺	南区当麻 5 7 8
	当麻	夢の丘小学校	南区当麻 4 9 0 - 2
	古山台	三ノ原公園	南区北里 1 - 8
	さいこが丘	広域水道企業団社宅西側広場	南区下溝 3 1 0 8
	さいこが丘	麻溝小学校	南区下溝 7 1 3
	新磯	上磯部上	上磯部子供広場
上磯部中		上磯部子供ひろば	南区磯部
上磯部下		上磯部子どもの広場	南区磯部 2 4 0
上磯部山谷上		相陽中学校	南区磯部 1 5 4 0
上磯部山谷下		勝坂遺跡公園駐車場	南区磯部 1 8 2 5 隣地
上磯部西ヶ谷戸		上磯部子どもの広場	南区磯部 2 4 0
下磯部四ツ谷上		四ツ谷子ども広場	南区磯部 4 2 5
下磯部四ツ谷下		能徳寺	南区磯部 4 2 5
下磯部中部		御嶽神社	南区磯部 9 5 1
下磯部中部		下磯部中部子ども広場	南区磯部 1 3 3 2 - 1
下磯部東の上		下磯部東子供広場	南区磯部 1 0 8 2 - 1
下磯部東の下		下磯部東子どもの広場	南区磯部 1 0 8 2 - 1
下磯部上の原		根岸台公園	南区磯部 1 1 4 7 - 1 7
すずかけ台		磯部雨水調整池南側	南区磯部 1 3 1 0
勝坂上		勝坂子供広場	南区磯部 1 7 0 9
勝坂下		勝坂子供(子どもの)広場	南区磯部 4 3 5 8
勝坂東		勝坂こどもの広場	南区磯部 4 3 5 8
勝坂西		勝坂子どもの広場	南区磯部 4 3 5 8
勝坂南		勝坂子供(こどもの)広場	南区磯部 1 6 9 8 - 1
勝坂南		勝坂子供(こどもの)広場	南区磯部 1 6 9 9
勝坂南		勝坂子供(こどもの)広場	南区磯部 1 7 0 0 - 2
新戸大河原		相模川左岸第 2 堤 防火の見やぐら付近	南区新戸 6 5 5

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
新磯	新戸河原東	相模川左岸第2堤 防火の見やぐら付近	南区新戸655
	新戸南町	長谷川電気前	南区新戸1937
	新戸西	梅沢剛作業場	南区新戸2306
	陣屋小路	白山姫神社(新戸自治会館)	南区新戸2075
	新戸東	新戸東自治会倉庫 (新戸雨水調整池)	南区新戸2138-1
	新戸中央	日枝神社	南区新戸2459
	新戸上新	集会所(日枝神社)	南区新戸2459
	新戸上新	新磯ふれあいセンター	南区新戸2268-1
	新戸荒井耕地東	武井橋バス停北側 旧県立新磯高校入口	南区新戸2615
	新戸荒井耕地西	荒井耕地西自治会収納庫前	南区新戸2512
	新戸新道	旧県立新磯高校	南区新戸2607-2
	新戸相武台下	新戸山谷バス停北側	南区新戸2146
	新戸山谷	安藤駐車場	南区新戸3022
	新戸山谷	高橋駐車場	南区新戸2096
	新戸釣瓶下	釣瓶下公園	南区新戸1882-32
	南町パレス翔	パレス翔敷地内 機械式駐車場前	南区新戸1729
相模台	鶴ヶ丘	(独)国立相模原病院	南区南台
	鶴ヶ丘	相模台小学校	南区南台6-5
	鶴ヶ丘	横浜水道みち	南区南台2-5
	相模原サニーハイツ	南台松風公園	南区南台1-4-18
	南大野	森住農園	南区南台3-11-23
	鶴ヶ丘団地	鶴ヶ丘団地第1公園	南区南台5-2
	旭ヶ丘クラブ	南台5丁目旭ヶ丘西公園	南区南台5-13
	相模台	相模台ふれあい広場	南区相模台1-16
	青葉	相模台ふれあい広場	南区相模台1-16
	青葉	相模台ライラック広場	南区相模台3-5
	青葉	さがみの仲よし小道	南区相模台3
	みよし	相模台ライラック公園	南区相模台3-5-22
	みよし	相模台南公園	南区相模台3-8-5
	みよし	相模台四丁目公園	南区相模台4-14-1
	相模台ハイツ	相模台5丁目公園	南区相模台5-12
	相模野	桜台小学校	南区相模台7-7-1
	相模台団地分譲	相模台中学校	南区相模台20-1
	相模台団地分譲	相模台公園	南区相模台21
	相模台団地	中央広場	南区相模台団地
	第一住宅	桜台小学校	南区相模台7-7-1
	桜台19番	桜台19番集会所	南区相模台19-8
	松原	双葉小学校	南区双葉1-2-15
	松原	松原自治会子供広場	南区双葉1-8
	双葉	双葉自治会館	南区相模台7-15-20
	双葉	双葉子供広場	南区双葉2-26
	御園南	御園南自治会館	南区御園4-5-21

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
相模台	御園南	御園4丁目みなみ公園	南区御園4-8-8
	御園五丁目	御園ふれあい広場	南区御園5-6
	北里台	県立麻溝台高校	南区北里2-11-1
	北里台	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
	一青会	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
	北里前	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
	振興	麻溝台中学校正門	南区麻溝台4-12-1
	麻溝台	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12
	麻溝台	源悟山顕正寺	南区麻溝台5-14
	麻溝台	麻溝台自治会館	南区麻溝台6-23
	豊原	豊原自治会館前	南区麻溝台7-25-8
	溝上	ちびっ子広場	南区麻溝台7-2415-1
	旭	横浜水道道	南区麻溝台8-40
	旭	細谷ファーム駐車場	南区麻溝台5-15-43
	ハイム桜台	桜台公園	南区桜台
相武台	相武台前1の1	相武台前児童公園	南区相武台1
	相武台前1の2	相武台児童遊園	南区相武台1-18-10
	相武台前1の3	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前2の1	相武台前自治会館	南区相武台1-23-11
	相武台前2の2	2-2自治会防災倉庫前	南区相武台2-20-2
	相武台前2の3	安藤所有畑 ふれあい広場	南区相武台2-16-6
	相武台前2の4	相武台ふれあい広場	南区新磯野3-15
	相武台前2の5	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前2の6	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前3の2	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前3の3	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前3の4	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	新磯野第1	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1
	新磯野第2	もえぎ台小学校	南区新磯野2-41-16
	新磯野3丁目第1	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台前3の1	相武台一丁目公園	南区相武台1-2
	相信	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	相武台サンハイム	相武台一丁目公園	南区相武台1-2
	相武台サンハイム	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
	サンヴェルジュ相武台	相武台一丁目公園	南区相武台1-2
	新磯野南	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1
	新磯野北	新磯野南公園	南区新磯野5-11
	新磯野北	もえぎ台小学校	南区新磯野2-41-16
	相武台団地連合	センター前広場	南区相武台団地2-3
	相武台団地連合	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1
	相武台団地連合	相武台団地第2公園	南区相武台団地1
	相武台団地連合	相武台団地第3公園	南区相武台団地1-7
相武台団地連合	相武台団地中央公園	南区相武台団地2-1	
グリーンパーク連合会	磯野台体育施設グラウンド	南区新磯野4-1-1	
東林	東林間	林間公園	南区東林間1-2
	東林間	松蔭公園	南区東林間1-5

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
東林	東林間	新町中学校	南区相模大野 9 - 1 4
	東林間	鶴の台小学校	南区旭町 2 4 - 5
	東林間	林間第二公園	南区東林間 2 - 1 1
	東林間	ふれあいの森	南区東林間 4 - 2 4
	東林間	東林間児童館	南区東林間 4 - 3 7
	東林間	東林間テニスクラブ	南区上鶴間 6 - 6 - 9
	東林間	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5 - 7 - 1
	東林間	林間白笹公園	南区上鶴間 7 - 9
	東林間	三角公園	南区東林間 5 - 7
	東林間	上鶴間小学校	南区上鶴間 4 - 7
	東林間	上鶴間中学校	南区上鶴間 4 - 1 4
	東林間	上鶴間遊園地	南区上鶴間 8 - 6
	東林間	東林間ふれあい広場	南区上鶴間 8 - 1 0
	東林間	東林中学校	南区上鶴間 8 - 2 1
	東林間	上鶴間 8 丁目の森	南区上鶴間 8 - 2 0
	東林間	林間第三公園	南区東林間 3 - 1 3
	東林間	林間第四公園	南区東林間 4 - 4 1
	東林間	東林公民館	南区相南 1 - 1 0
	東林間	東林小学校	南区相南 2 丁目 3
	東林間	さくら児童遊園地	南区東林間 7 - 2 8
	東林間	東林みなみ公園	南区東林間 8 - 1 3
	林間	さくら児童遊園	南区東林間 7 - 2 8
	南	東林みなみ公園	南区東林間 8 - 1 3
	相和	東林みなみ公園	南区東林間 8 - 1 3
	松南	松が枝公園	南区松が枝町 1 1
	さがみ南	さがみ南自治会	南区相南 1 - 2 4
	上鶴	相模カンツリークラブ	南区相南 3
	上鶴	東海大付属相模高校	南区相南 3 - 3 3 - 1
	ハイム相南	自治会館前広場	南区相南 3 - 2 7
	ハイム相南	東海大付属相模高校	南区相南 3 - 3 3 - 1
	翠ヶ丘	相南ふれあい広場	南区相南 3 - 2 6
	翠ヶ丘	東林小学校	南区相南 2 - 3
	翠ヶ丘	翠ヶ丘公園	南区相南 2 - 1 1
	ルネ東林間	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5 - 7 - 1
	ルネ東林間	東林間公園	南区上鶴間 5 - 6 - 6
	相模大野ハイツ	相模大野ハイツ A 棟駐車場	南区東林間 1 - 1 5 - 1
	相模大野ハイツ	相模大野ハイツ B 棟駐車場	南区東林間 4 - 2 0 - 2
	上鶴間	上鶴間小学校	南区上鶴間 4 - 7 - 1
	上鶴間	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5 - 7 - 1
	東林間コーポラス	林間第 4 公園	南区東林間 4 - 4 1
	ライフコア	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5 - 7 - 1
ライフコア東林間 アネックス	白笹公園	南区上鶴間 7 - 9	
藤和相模原コープ	松が枝公園	南区松が枝町 1 1	
城山	城山	城山自治会館	緑区城山 4 - 1 5 - 3
	城山	城山スポーツ広場	緑区城山 4 - - 7

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
城山	城山	水源公園	緑区城山 1 - 1 5
	谷ヶ原	谷ヶ原自治会館	緑区谷ヶ原 1 - 9
	谷ヶ原	城山西部保育園	緑区谷ヶ原 1 - 1 8
	谷ヶ原	谷ヶ原公園	緑区谷ヶ原 1 - 1 8
	久保沢	久保沢自治会館	緑区久保沢 2 - 7 - 6
	久保沢	久保沢公園	緑区久保沢 2 - 1 0
	久保沢	甘草塚公園	緑区久保沢 1 - 6
	久保沢	久保沢南公園	緑区久保沢 3 - 1 3
	向原	向原自治会館	緑区向原 3 - 1 - 1 0
	向原	中原公園	緑区向原 1 - 1 0
	向原	向原中央公園	緑区向原 3 - 6 - 1 0
	向原	向原南公園	緑区向原 3 - 1 6 - 1 1
	向原	向原西公園	緑区向原 2 - 8
	原宿	原宿自治会館	緑区原宿 4 - 1 - 1
	原宿	原宿堀公園	緑区原宿 4 - 1
	原宿	間の原公園	緑区原宿 5 - 1 4
	原宿	相原界公園	緑区原宿 1 - 1 2
	原宿	原宿公園	緑区原宿南 1 - 1 7 - 1
	原宿	原宿南第 1 公園	緑区原宿南 1 - 4 - 1
	原宿	原宿南第 2 公園	緑区原宿南 2 - 2 8 - 1
	原宿	原宿南第 3 公園	緑区原宿南 3 - 1 3 - 1
	原宿	原宿グランド	緑区川尻 1 9 3 0 - 1
	原宿	城山中央保育園	緑区久保沢 1 - 5 - 4 7
	原宿	甘草塚公園	緑区久保沢 1 - 6
	町屋	城山幼稚園	緑区町屋 1 - 1 8 - 5 2
	町屋	砂公園	緑区町屋 3 - 1 3
	町屋	町屋公園	緑区町屋 4 - 1 7
	町屋	町屋第 2 公園	緑区町屋 4 - 2 7
	小松	小松自治会館	緑区広田 2 - 3 3
	小松	宝泉寺	緑区川尻 4 5 6 2
	城北	城北センター	緑区広田 1 5 - 1 1
	城北	雨降集会場前広場	緑区川尻 5 7 0 0
	城北	明観寺	緑区川尻 4 7 2 2
	中沢	ふれあい広場	緑区中沢 8 5 1 - 3
	中沢	中沢中学校正門	緑区城山 2 - 7 - 1
	中沢	中沢自治会館	緑区中沢 5 7 3
	中沢	中沢グランド	緑区中沢 2 3 9
	小倉	小倉自治会館	緑区小倉 5 2 5 - 1
	小倉	元城山ゴルフ駐車場	緑区小倉 1 9 4 - 1
	小倉	小倉八幡神社	緑区小倉 3 5 6
	小倉	湘南寺	緑区小倉 8 7 5
小倉	湘南子ども広場	緑区小倉 9 0 2	
小倉	小倉スポーツ広場	緑区小倉 1	
葉山島	葉山島センター	緑区葉山島 3 5 9	
若葉台	若葉台砥石山公園	緑区若葉台 2 - 7 - 7	
若葉台	若葉台カタクリ公園	緑区若葉台 3 - 9 - 1 1	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
城山	若葉台	若葉台榛名公園	緑区若葉台4 - 3 - 2
	若葉台	若葉台谷津公園	緑区若葉台5 - 4 - 1 1
	若葉台	若葉台小栗公園	緑区若葉台6 - 5 - 5
	若葉台	若葉台自治会館	緑区若葉台4 - 1 - 5
津久井	三井	三井地域センター	緑区三井3 9 4
	三井	三井自治会館	緑区三井5 7 5 - 4
	名手	名手自治会館	緑区三井9 1 9
	小網	しまむら横	緑区太井1 0 3
	小網	久保入口バス停横	緑区太井6 6 4
	小網	ふれあい広場	緑区太井2 9 2
	小網	一望園	緑区太井6 3 0
	小網	太井諏訪神社	緑区太井5 0 6
	森戸	森戸自治会館	緑区中野2 7 2
	仲町	仲町自治会館	緑区中野5 6 9
	仲町	中野小学校	緑区中野6 0 0
	上町	上町自治会館	緑区中野5 4 6 - 2
	上町	合庁職員駐車場	緑区中野9 4 6 - 3 9 4 7 - 2
	上町	山本書店駐車場	緑区中野1 0 0 4
	奈良井	自治会館	緑区中野1 0 5 8
	川坂	なかよし広場	緑区中野1 3 6 5 - 2
	大沢	大沢自治会館	緑区中野1 9 0 1
	大沢	大沢広場	緑区中野
	又野	大用勝義宅裏ゲートボール場	緑区又野1 1 8
	又野	大用晶三宅前	緑区又野7 7 0
	又野	曽根一政宅前	緑区又野2 0 6
	又野	尾崎記念館広場	緑区又野6 9 1
	又野	長田幸弘宅前	緑区又野6 8 3
	又野	旧越後屋商店前	緑区又野7 5 2 - 7
	又野	行人塚第一公園	緑区又野4 1 1
	又野	行人塚第二公園	緑区又野3 7 1
	又野	鈴木三郎宅前	緑区又野3 8 - 1 6
	又野	本田裕三宅前	緑区又野5 9 7 - 5
	又野	道上6組公園	緑区又野1 5 6
	新宿	新宿自治会館	緑区三ヶ木4 5 - 7
	中村	中村自治会館	緑区三ヶ木5 5 7 - 1
	原替戸	原替戸自治会館	緑区三ヶ木7 9 1 - 4
	原替戸	サークルK津久井三ヶ木店	緑区三ヶ木1 5 9 3
	原替戸	(株)テクノバース	緑区三ヶ木1 5 4 6 - 1
	野尻	野尻自治会館	緑区三ヶ木1 1 5 8 - 3
	鮑子	鮑子自治会館	緑区青山3 7 3 3 - 1
	鮑子	鮑子グランド	緑区青山3 6 1 6
	青山	自治会館	緑区青山3 0 7 6 - 2
	石神	石神自治会館	緑区青山6 5 0
	関上	関上自治会	緑区青山2 5 0 2
共進	共進自治会子どもの広場	緑区青山1 1 4 9	
宮前	宮前自治会	緑区青山9 8 7 - 3	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
津久井	宮下	1組	緑区青山1009
	宮下	2組	緑区青山284
	宮下	3組	緑区青山330-2
	宮下	4～6組	緑区青山383-1
	大堀	大堀自治会館	緑区青山148-2
	長竹	長竹自治会館	緑区長竹1185-1
	石ヶ沢	石ヶ沢自治会館	緑区長竹1959-4
	葦尾根	葦尾根自治会館	緑区長竹2940-1
	稲生	第一避難場所	緑区長竹187-2
	稲生	第二避難場所	緑区長竹549
	稲生	第三避難場所	緑区長竹2318-3
	稲生	第四避難場所	緑区長竹486-7
	中野	中野スポーツ広場	緑区根小屋1450
	中野	中野第2集会所	緑区根小屋1230
	明日原	明日原自治会館	緑区根小屋776
	平井	平井自治会館	緑区根小屋632
	荒匂	荒匂自治会館	緑区根小屋567
	根本	県立津久井城山公園駐車場	緑区根小屋162
	谷戸	功雲寺駐車場	緑区根小屋2896
	谷戸	尾崎理化(株)	緑区根小屋1888
	寺沢	寺沢自治会館	緑区根小屋2695-1
	土沢	土沢自治会館	緑区根小屋2014-6
	金丸	金丸自治会	緑区根小屋2915-126
	金原	金原自治会館	緑区根小屋1461-1
	馬石	馬石自治会館	緑区鳥屋93
	渡戸	渡戸自治会館	緑区鳥屋340
	中下	中下自治会館	緑区鳥屋656-1
	中上	中上自治会	緑区鳥屋778-1
	宮之前	宮之前自治会館	緑区鳥屋1144-5
	谷戸	谷戸自治会館	緑区鳥屋2847-6
	西門	西門自治会館	緑区鳥屋1447-1
	道場	道場三叉路付近	緑区鳥屋1488・1730付近
	道場	道場自治会館	緑区鳥屋1476-1付近
	道場	関野薫氏前	緑区鳥屋1656-7付近
	御屋敷	御屋敷自治会館	緑区鳥屋1981-2
	荒井	荒井自治会館	緑区鳥屋1826-1
	大上	大上自治会館	緑区鳥屋2083
	前戸	1次避難場所集合エリア	緑区青野原
	前戸	2次避難場所集合エリア	緑区青野原
	前戸	3次避難場所集合エリア	緑区青野原
	前戸	4次避難場所集合エリア	緑区青野原
	梶野	梶野自治会館及び広場	緑区青野原767
	嵐	上原児童公園	緑区青野原1008-1
下原	上原公園	緑区青野原1801	
上原	上原児童公園	緑区青野原1008-1先	
東野	東野自治会館	緑区青野原1965-4	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
津久井	東開戸	尾崎一郎宅横空地	緑区青野原 2 3 6 0
	上村	新屋敷跡地の空地	緑区青野原 2 7 8 6
	宮下	長野会館	緑区青野原 2 9 6 8
	西野々	西野々自治会館	緑区青野原 3 3 4 7 - 1
	荒丸	荒丸会館	緑区青根 4 4 8 - 2
	東野	町営住宅前	緑区青根橋津原
	東野	四ツ道	緑区青根東野
	東野	保育園前	緑区青根東野
	東野	原中	緑区青根東野
	東野	青根小学校	緑区青根東野
	上野田	上野田自治会館	緑区青根 1 8 8 2 - 5
	上青根	青根中学校	緑区青根 1 2 9 6
	音久和	音久和自治会館	緑区青根 2 9 7 8 - 1
	音久和	原中	緑区青根 2 9 9 3
	大川原	自治会館	緑区牧野 1 0 6 9 1
	相模湖	下町西部本町	出会坂先
月夜野		与瀬グランド	緑区与瀬
下町		桂北小学校	緑区与瀬 8 7 7
中町		桂北公民館	緑区与瀬 1 1 3 4 - 3
上町		上町第一広場	緑区与瀬 6 8 4
横橋		橋沢地区	緑区与瀬 2 0 5 4 - 3 原入口三叉路付近
横橋		横道地区	緑区与瀬 1 6 3 1
桂北地区		桂北地区集会所	緑区与瀬 2 1 2 1 - 1
神明		相模湖ふれあいパーク	緑区与瀬 1 1 8 3 - 2
下町西部		与瀬グランド	緑区与瀬
下町東部		清水武治さん宅前	緑区与瀬 1 0 7 8 - 5
小原		小原集会所	緑区小原
小原		ひらの広場	緑区小原
底沢		美女谷温泉駐車場	緑区小原
千木良赤馬東部		滝沢孝明宅前	緑区千木良 1 1 8
赤馬中通り		赤馬老人憩の家	緑区千木良
柳馬場		大通寺	緑区千木良
柳馬場		千木良小学校	緑区千木良 1 0 3 5
中央		千木良小学校	緑区千木良 1 0 3 5
原		原ゲートボール場	緑区千木良
原		千木良 822 番地先駐車場	緑区千木良 822 番地先
岡本		千木良小学校	緑区千木良 1 0 3 5
西ノ台		牛鞍神社	緑区千木良
西		善勝寺駐車場	緑区千木良 1 2 9 6 - 1
若柳		コミュニティー広場	緑区若柳 5 6 7
阿津		こども広場	緑区若柳 1 2 5 7 - 1
沼本		沼本クラブ	緑区寸沢嵐 3 8 5
沼本		山王神社	緑区寸沢嵐 2 2 5
寸沢嵐		内郷小学校	緑区寸沢嵐 8 8 3
寸沢嵐		寸沢嵐自治会館	緑区寸沢嵐 9 1 9 - 1

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
相模湖	寸沢嵐	寸沢嵐児童公園	緑区寸沢嵐717
	道北	道北自治会館	緑区寸沢嵐1742
	道北	道志営農センター	緑区寸沢嵐1703
	道北	内郷小学校	緑区寸沢嵐883
	道南	道志営農センター	緑区寸沢嵐1706-1
	新戸	みちした	緑区寸沢嵐 新戸の中央部畑付近
	増原	増原営農センター	緑区寸沢嵐2636
	関口	関口クラブ	緑区寸沢嵐3044-1
	山口	山口集会所	緑区寸沢嵐
	鼠坂	鼠坂自治会館	緑区寸沢嵐3384口
藤野	上宿	(1組)福龍駐車場	緑区小淵2177-9
	上宿	(1組)大信建設前市道	緑区吉野284
	上宿	(1組)伊藤鮮魚店前駐車場	緑区吉野275-2
	上宿	(2組)浜江宅前駐車場	緑区吉野428-9
	上宿	(2組)若林宅前駐車場	緑区吉野435-3
	上宿	(2組)小川宅前駐車場	緑区吉野487-2
	上宿	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	中宿	フレッシュ天野横駐車場	緑区吉野219
	中宿	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	下宿	釣船反田前横空き地 (山本幸雄所有地)	緑区吉野102-1
	下宿	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	梶戸	岩崎巨男宅横駐車場	緑区吉野445-1
	梶戸	大房康孝宅横ゴミ箱前	緑区吉野480-1
	梶戸	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	桜野	山口賢三宅前市道	緑区吉野1336
	桜野	伊藤紀夫宅前市道・私道	緑区吉野2279-6
	桜野	観福寺境内・市道	緑区吉野753
	桜野	佐々木義春宅前市道	緑区吉野560-1
	桜野	大房利明宅前市道・私道	緑区吉野684-12
	桜野	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	中原	(1組)小俣光男宅前	緑区吉野437-31
	中原	(2組)久保村謙一宅前道路	緑区吉野845-12
	中原	(3組)旧川瀬宅跡駐車場	緑区吉野794-6
	中原	(5組)井上進宅前	緑区吉野851-19
	中原	吉野コミュニティセンター	緑区吉野391
	奈良本	ふじの幼稚園	緑区吉野1030-12
	奈良本	奈良本休憩所	緑区吉野1083-1
	藤野	(A班)藤野中学校校庭	緑区小淵2082
	藤野	(B班)内藤勇作宅前	緑区小淵1968-2
	藤野	(C班)中央公民館駐車場	緑区小淵1992-1
	藤野	(D班)藤野駅前広場	緑区小淵1699-7
	藤野	(E班)小沢宣弘宅横駐車場	緑区小淵1809-2
	藤野	藤野集会所	緑区小淵1986
	関野	中村武治宅横空き地	緑区小淵1226-1

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
藤野	関野	関野自治会館	緑区小淵1258-2
	関野	旧小淵小学校校庭	緑区小淵1015
	下小淵	ルーキー前市道	緑区小淵1074-1
	下小淵	諸角洋治宅前広場	緑区小淵896-1
	下小淵	旧名倉入口バス停前	緑区小淵806-7
	下小淵	下小淵集会所	緑区小淵774-6
	上小淵	臼井工業倉庫前空き地	緑区小淵440-1
	上小淵	上小淵自治会集会所	緑区小淵406
	藤野台	(西部)藤野台西公園	緑区小淵22-80
	藤野台	(東部)藤野台東公園	緑区小淵123-41
	藤野台	藤野台自治会集会所	緑区小淵22-15
	日野	日野集会所	緑区沢井149
	日野	関戸弁三宅	緑区沢井50
	中里	中里自治会集会所	緑区沢井639
	落合	落合橋付近 (石井孝夫所有地)	緑区沢井1155-1
	落合	落合自治会集会所	緑区沢井925
	上沢井	上沢井自治会館	緑区沢井2474-10
	栃谷	(上栃谷)栃谷園地集会所	緑区沢井1888
	栃谷	(下栃谷)遠藤明男宅前市道	緑区沢井1988
	栃谷	(沖栃谷)森川孝宅前林道	緑区沢井2020
	日連	(日連)日連神社	緑区日連1493
	日連	(青田)富山庄二宅前	緑区日連1411
	日連	日連自治会館	緑区日連1495-1
	杉	(1区)日連集会施設	緑区日連831-1
	杉	(2区)日連保育園駐車場	緑区日連1068-1
	杉	(3区)旧JA日連支所前	緑区日連618-1
	杉	(4区・5区)杉北公園	緑区日連427-9
	杉	(4区・5区)杉南公園	緑区日連238-3
	杉	杉集会所	緑区日連813
	大刀	大刀園芸ランド駐車場	緑区名倉1104-1
	大刀	大刀自治会館	緑区名倉1000-3
	名倉	名倉集会所	緑区名倉2619-1
	葛原	葛原神社下駐車場	緑区名倉4001-1
	葛原	葛原集会所	緑区名倉3985
	日向	六地藏前	緑区名倉3493
	日向	奥山衛宅	緑区名倉1728
	日向	日向集会所	緑区名倉3356-1
	芝田	芝田集会施設	緑区名倉557-1
	篠原・牧馬	(牧馬)佐藤恵太宅前	緑区牧野679-1
	篠原・牧馬	(上地区)上地区集会所	緑区牧野1712-1
	篠原・牧馬	(中地区)篠原牧馬 生活改善センター	緑区牧野2979-2
	篠原・牧馬	(下地区)下地区倉庫	緑区牧野2602-3
篠原・牧馬	篠原の里	緑区牧野2881	
大久和	神原家入口広場	緑区牧野4198	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
藤野	中尾	中尾自治会館	緑区牧野4546
	中尾	中尾ゲートボール場	緑区牧野4525-1
	中尾	佐藤正宅前県道	緑区牧野3751
	中尾	奥山喬宅先空き地	緑区牧野3840-3
	新和田	(上)吉田嘉季宅前空き地	緑区牧野5210
	新和田	(下)新和田多目的集会施設	緑区牧野5187-1
	上野久保	県立藤野芸術の家	緑区牧野4819
	馬本	馬本生活改善センター	緑区牧野4763-3
	吉原	吉原自治会館	緑区牧野5858
	堂地	(上地区)きらきら工房駐車場	緑区牧野6854-3
	堂地	(下地区)堂地自治会館	緑区牧野6677
	大鐘	大鐘生活改善センター	緑区牧野7079-1
	小津久	小津久生活改善センター	緑区牧野7903-2
	奥牧野	上野原方面の県道	緑区牧野8800
	奥牧野	奥牧野生活改善センター	緑区牧野9193
	舟久保	舟久保多目的集会施設	緑区牧野9274
	綱子	綱子多目的集会施設	緑区牧野9982
	長又	長又生活改善センター	緑区牧野11244-1
	菅井	旧菅井小学校	緑区牧野11695
	菅井	菅井生活改善センター	緑区牧野12126
	伏馬田	小俣武久宅前	緑区牧野12540
	伏馬田	荷矢田農道入口市道	緑区牧野12860-1
	伏馬田	高崎喜久江宅裏	緑区牧野12643-1
	伏馬田	伏馬田自治会館	緑区牧野12574-2
	小舟	小舟バス停付近	緑区牧野13721
	小舟	扇久保バス停付近	緑区牧野13871-2
	小舟	小舟集会施設	緑区牧野13889-3
	京王住宅	北村宅前駐車場	緑区牧野13985-4
	京王住宅	京王住宅自治会館	緑区牧野13993-1
	竹ノ久保	土田大輔宅前私道	緑区牧野13958-5先
	川上	集落中央防火水槽前	緑区牧野14602-1
	川上	川上多目的集会施設	緑区牧野14649-1
	和田	(上)体験センター村の家	緑区佐野川491-1
	和田	(中)陣馬山自然公園センター	緑区佐野川659-3
	和田	(橋詰)清水弁当前	緑区佐野川1607-1
	鎌沢	(下組)杉本勝宏宅前	緑区佐野川1325-1
	鎌沢	(中組)小山信浩宅前	緑区佐野川1243-1
	鎌沢	(上組)小山昇太郎宅前	緑区佐野川1222-1
	上河原	(下)上河原集会所前	緑区佐野川2155-1
	上河原	(上)小学校下スクールバス 転回場	緑区佐野川1952
	下岩	(西組)石井達雄宅前	緑区佐野川2895
	下岩	(西組)佐藤甫宅前	緑区佐野川2847
下岩	(西組)(有)藤商木材横広場	緑区佐野川2760	
下岩	(下組)ヤマザキショップ前	緑区佐野川2447	
下岩	(下組)食事処みな川前	緑区佐野川2346	

地区名	自治会名	一時避難場所	所在地
藤野	下岩	(東組)銀の館下広場	緑区佐野川2 5 7 5
	下岩	(東組)岩神社	緑区佐野川2 4 8 7
	下岩	佐藤香宅前	緑区佐野川2 4 6 9
	下岩	旧下岩消防詰所前	緑区佐野川2 4 8 0
	御霊	御霊集会所	緑区佐野川2 9 6 3 - 1
	上岩	上岩集会施設	緑区佐野川3 3 8 9 - 1

3 - 4 防疫活動用備蓄機材一覽表

在庫場所	機材名	数量	所管
相模原市役所	背負式手動噴霧器	1台	疾病対策課
〃	肩掛式噴霧器	5台	〃

3 - 5 遺体収容場所一覧表

名 称	所 在 地	電 話
総 合 体 育 館	南区麻溝台 2, 2 8 4 - 1	748-1781
北 総 合 体 育 館	緑区下九沢 2, 0 7 4 - 2	763-7711
串 川 地 域 セ ン タ ー	緑区青山 1, 0 1 2	784-2604 (串川出張所)
千 木 良 公 民 館	緑区千木良 9 9 1 - 1	042-684-4349

3 - 6 学校給食施設一覧表

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し 食数/1H	所在地	電話
清新学校給食センター	都市ガス プロパンガス "	90kg	9	2,565	中央区小町通2-2-13	(771)7218
		45kg	2	280		
		連続炊飯器	1	1,120		
新磯小学校	プロパンガス	55kg	5	850	南区磯部1,028-5	046 (251)0214
		炊飯器	2	300		
麻溝 "	"	45kg 炊飯器	6	840	南区下溝713	(778)0259
			2	300		
田名 "	"	"	6	840	中央区田名5,091-1	(762)0170
			2	300		
上溝 "	"	"	5	700	中央区上溝7-6-1	(762)0024
			2	300		
星が丘 "	都市ガス	55kg 炊飯器	6	1,020	中央区星が丘3-1-6	(754)6000
			2	300		
大沢 "	プロパンガス	45kg 炊飯器	6	840	緑区大島1,566	(761)2611
			2	300		
旭 "	"	"	5	700	緑区橋本6-15-27	(772)0536
			1	150		
向陽 "	"	55kg 炊飯器	6	1,020	中央区向陽町8-33	(752)1309
			2	300		
相原 "	"	45kg 炊飯器	5	700	緑区相原4-13-14	(771)2351
			1	150		
大野 "	"	55kg 炊飯器	5	850	南区古淵3-21-2	(742)3226
			2	300		
淵野辺 "	都市ガス	55kg 炊飯器	6	1,020	中央区淵野辺4-6-22	(752)2044
			2	300		
南大野 "	プロパンガス	45kg 炊飯器	5	700	南区上鶴間1-5-1	(742)2674
			1	150		
谷口台 "	都市ガス	55kg 炊飯器	5	850	南区文京2-12-1	(742)2418
			2	300		
中央 "	"	45kg 炊飯器	6	840	中央区富士見1-3-22	(753)0727
			2	300		
清新 "	プロパンガス	55kg 炊飯器	6	1,020	中央区清新3-16-6	(753)0600
			3	450		
相模台 "	"	45kg 炊飯器	6	840	南区南台6-5-1	(744)1439
			2	300		
東林 "	"	"	5	700	南区相南2-3-1	(742)9579
			2	300		
光が丘 "	都市ガス	45kg 炊飯器	6	840	中央区光が丘2-19-1	(753)2285
			1	150		
大沼 "	"	45kg	1	140	南区東大沼3-20-1	(743)5250
		55kg	4	680		
		炊飯器	2	300		
桜台 "	"	45kg 炊飯器	6	840	南区相模台7-7-1	(742)3674
			1	150		
上鶴間 "	"	"	6	840	南区上鶴間4-7-1	(743)9870
			2	300		
横山 "	プロパンガス	45kg	2	280	中央区横山台2-35-1	(754)8712
		55kg	3	510		
		炊飯器	2	300		
鶴の台 "	都市ガス	45kg 炊飯器	6	840	南区旭町24-5	(745)5611
			2	300		
鹿島台 "	プロパンガス	"	5	700	南区上鶴間本町1-9-1	(745)7193
			1	150		
緑台 "	"	"	5	700	南区新磯野3-10-23	046 (253)2004
			1	150		
橋本 "	都市ガス	55kg 炊飯器	6	1,020	緑区橋本1-12-20	(773)1671
			2	300		
作の口 "	プロパンガス	45kg 炊飯器	6	840	緑区下九沢459-1	(761)1271
			2	300		

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し 食数 / 1H	所在地	電話
大野北小学校	都市ガス	4.5kg 炊飯器	6 2	840 300	中央区淵野辺2-34-1	(755)4841
鶴園 "	プロパンガス	"	6 2	840 300	南区上鶴間本町7-8-1	(746)6681
くぬぎ台 "	都市ガス	"	5 1	700 150	南区上鶴間5-7-1	(746)0811
双葉 "	プロパンガス	"	5 1	700 150	南区双葉1-2-15	(746)0621
陽光台 "	"	"	5 1	700 150	中央区陽光台1-15-1	(755)7011
若草 "	"	"	5 1	700 150	南区新磯野2,329	(746)4644
上溝南 "	"	4.5kg 5.5kg 炊飯器	2 3 2	280 510 300	中央区上溝782-1	(778)3326
大島 "	"	5.5kg 炊飯器	5 2	850 300	緑区大島1,121-19	(762)6121
二本松 "	"	4.5kg 5.5kg 炊飯器	3 2 2	420 340 300	緑区二本松2-9-1	(773)5131
田名北 "	"	5.5kg 炊飯器	5 2	850 300	中央区田名1,932-1	(761)2627
弥栄 "	"	4.5kg 炊飯器	5 1	700 150	中央区弥栄3-1-10	(755)3119
青葉 "	"	"	6 1	840 150	中央区並木4-8-4	(754)6310
大野台中央 "	"	"	6 2	840 300	南区大野台2-26-8	(755)0022
宮上 "	"	4.5kg 5.5kg 炊飯器	1 4 2	140 680 300	緑区橋本4-11-1	(773)8700
九沢 "	"	"	4 2 2	560 340 300	緑区大島1,859-3	(763)1801
谷口 "	都市ガス	4.5kg 炊飯器	5 1	700 150	南区上鶴間本町5-13-1	(748)9151
淵野辺東 "	プロパンガス	5.5kg 炊飯器	5 2	850 300	中央区東淵野辺3-17-1	(759)0377
若松 "	"	4.5kg 炊飯器	5 1	700 150	南区若松2-22-1	(748)5813
新宿 "	"	"	5 1	700 150	中央区田名7,019	(761)0811
当麻田 "	"	"	5 1	700 150	緑区相原1-14-1	(773)2715
もえぎ台 "	"	"	6 1	840 150	南区新磯野2-41-16	(746)8877
夢の丘 "	"	"	6 2	840 300	南区当麻490-2	(777)5800
富士見 "	都市ガス	4.5kg 5.5kg 炊飯器	1 5 2	140 850 300	中央区富士見2-4-1	(750)8500
小山 "	"	"	1 5 2	140 850 300	中央区小山4-3-2	(775)1700
相武台 "	プロパンガス	4.5kg	1	140	南区相武台団地2-5-1	046 (251)2329
共和 "	"	"	1	140	中央区高根1-16-13	(753)2286
大野台 "	"	"	1	140	南区大野台8-1-15	(756)1210
並木 "	"	"	1	140	中央区並木2-16-1	(756)3010
相陽中学校	"	"	1	140	南区磯部1,540	(778)0330
上溝 "	"	"	1	140	中央区横山5-19-54	(755)3711
田名 "	"	"	1	140	中央区田名5,250-1	(762)0169

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し食数/1H	所在地	電話
大沢中学校	プロパンガス	45kg	1	140	緑区大島1,800	(761)2612
旭 "	"	"	1	140	緑区橋本1-12-15	(772)0235
大野北 "	"	"	1	140	中央区淵野辺2-8-40	(752)2022
大野南 "	"	"	1	140	南区文京1-10-1	(742)3704
相模台 "	"	"	1	140	南区桜台20-1	(742)6411
清新 "	"	"	1	140	中央区清新8-5-1	(754)9443
上鶴間 "	"	"	1	140	南区上鶴間4-14-1	(743)9881
麻溝台 "	"	"	1	140	南区麻溝台4-12-1	(745)7197
共和 "	"	"	1	140	中央区共和1-3-10	(756)3012
緑が丘 "	"	"	1	140	中央区緑が丘1-28-1	(755)4842
大野台 "	"	"	1	140	南区大野台8-2-1	(755)4843
相武台 "	"	"	1	140	南区新磯野5-1-10	(746)6201
谷口 "	"	"	1	140	南区上鶴間本町4-13-43	(743)2234
中央 "	"	"	1	140	中央区富士見1-3-17	(755)0071
新町 "	"	"	1	140	南区相模大野9-14-1	(742)0036
弥栄 "	"	"	1	140	中央区弥栄3-1-7	(758)0252
相原 "	"	"	1	140	緑区橋本8-12-1	(773)1451
上溝南 "	"	"	1	140	中央区上溝2,322-2	(763)0155
小山 "	"	"	1	140	中央区小山4-3-1	(773)3180
若草 "	"	"	1	140	南区新磯野2,046	(748)5788
由野台 "	"	"	1	140	中央区由野台3-1-3	(758)3383
内出 "	"	"	1	140	緑区下九沢2,845	(761)0818
鶴野森 "	"	"	1	140	南区鶴野森1-11-1	(743)2292
東林 "	"	"	1	140	南区上鶴間8-21-1	(749)1175
合計	83施設	都市ガス プロパンガス	121 286	62,755	1次対応(釜)による炊き出し (炊き出し袋による)48,885食/1H 2次対応(握り飯)による炊き出し 62,755食/1H	

* 「プロパンガス」は、まき炊き兼用。

(1回の炊き出し能力)	45kg釜	白米20kgにより、炊飯後45kg	140人分
	55kg釜	白米25kgにより、炊飯後55kg	170人分
	90kg釜	白米40kgにより、炊飯後90kg	285人分
炊飯器		白米21kgにより、炊飯後48kg	150人分
一人当たり		140g/食(炊飯後315g/食)	

3 - 7 後方医療機関一覧表

1. 災害医療拠点病院

保健医療圏	病院名	所在地	電話番号	病床数
県北	北里大学病院	南区北里 1-15-1	042-778-8111	1033
県北	相模原協同病院	緑区橋本 2-8-18	042-772-4291	437
県北	津久井赤十字病院	緑区中野 256	042-784-1101	132

2. 地域救護病院

保健医療圏	病院名	所在地	電話番号	病床数
県北	北里大学東病院	南区麻溝台 2-1-1	042-748-9111	557
県北	丘整形外科病院	南区新磯野 2-7-10	042-748-1201	72
県北	東芝林間病院	南区上鶴間 7-9-1	042-742-3577	199
県北	総合相模更生病院	中央区小山 3429	042-752-1808	225
県北	相模原伊藤病院	中央区相模原 4-11-4	042-755-2133	84
県北	独立行政法人国立病院機構相模原病院	南区桜台 18-1	042-742-8311	458
県北	森下記念病院	南区東林間 4-2-18	042-742-5055	114
県北	梨本病院	中央区光が丘 1-8-7	042-753-2301	32
県北	相模原中央病院	中央区富士見 6-4-20	042-754-2211	169
県北	社会保険相模野病院	中央区淵野辺 1-2-30	042-752-2025	170
県北	淵野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	042-754-2222	161
県北	黒河内病院	南区豊町 17-36	042-742-0211	45
県北	森田病院	緑区三ヶ木 627	042-784-4114	88
県北	山瀬整形外科	緑区橋本 5-10-26	042-773-7300	19

3 - 8 救援物資受入れ拠点

	名称	所在地
第1次	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	中央区弥栄 3-1-6
	市体育館	中央区富士見 1-2-15
第2次	相模原勤労者総合福祉センター	緑区西橋本 5-4-20
	県津久井合同庁舎	緑区中野 937-2

3 - 9 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表

一時滞在施設

	最寄り駅	施設名	所在地	電話番号	F A X 番号
公共 施設	橋本	神奈川県立相原高等学校	緑区橋本 2-1-58	772- 0331	772- 9734
	相模原	相模原市民ギャラリー	中央区相模原 1-1-3 JR 相模原駅ビルNOW4 階	776- 1262	776- 1895
	矢部	青少年学習センター	中央区矢部新町 3-15	751- 0091	—
	相模大野	相模原市立文化会館 (グリーンホール相模大野)	南区相模大野 4-4-1	749- 2200	749- 2772
	相模大野	神奈川県立相模大野高等学校	南区相模大野 4-1-1	749- 1155	740- 2852
	相模大野	神奈川県立神奈川総合産業高等学校	南区文京 1-11-1	742- 6111	740- 2851
	上溝	市立総合水泳場(さがみはら グリーンプール)	中央区横山 5-11-1	758- 3151	758- 3127
	民間 施設	淵野辺	桜美林大学プラネット淵野辺 キャンパス	中央区淵野辺 4-16-1	704- 7011

災害時帰宅支援ステーション

(平成24年8月31日現在)

コンビニエンスストア	ココストア サークルK スリーエフ セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ローソン	コミュニティ・ストア サンクス キュウズマート ミニストップ ヤマザキデイリーストア 生活彩家 ナチュラルローソン ローソンストア100
ファーストフード	モスバーガー 吉野家	山田うどん カレーハウス CoCo 壱番屋
ファミリーレストラン	デニーズ シズラー シェーキーズ 和食処サガミ らーめん専門店ぶふか	ロイヤルホスト 公公婆婆 TGI FRIDAY'S 味の民芸
居酒屋	和民 和み亭 わたみんな 炭旬 はな(花)の舞 王道 やきとり道場 梅の木 麺丸・酒菜の二枚看板	坐和民 饗の屋 ゴハン 仰天酒場 さかなや道場 チムニー 団欒炎 知夢仁
カラオケスペース	ビッグエコー カラオケ館	祭一丁&ビッグエコー
その他	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県石油商業組合加盟のガソリンスタンド (各都県が協定締結) 神奈川県内では、日産系自動車ディーラー(神奈川県が協定締結)	

九都県市の協定に基づく帰宅支援ステーションであり、フランチャイズチェーンに加盟していない店舗等、一部店舗を除く。

4 物資・復旧資材

4 - 1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表

(平成24年4月現在)

【一般倉庫】

	名称	所在地	面積(m ²)	構造	設置年月	備考
1	上溝防災倉庫	中央区横山5 4700-21	132	鉄骨造	S 57.2	
2	緑が丘分署防災倉庫	中央区緑が丘1-32-25	368	RC	S 57.4	H7.3 改築
3	南合同庁舎防災倉庫	南区相模大野5-31-1	60	RC	S 58.9	
4	淵野辺水防防災倉庫	中央区淵野辺4-3-11	98	RC	S 61.3	旧淵野辺分署
5	相模原球場防災倉庫	中央区弥栄3-1-6	278	RC	S 62.4	広域避難場所対応倉庫共用
6	消防本部防災倉庫	中央区中央2-2-15	43	SRC	H 2.4	
7	大沢防災倉庫	緑区上九沢268 2	230	RC	H 9.3	旧大沢分署
8	南台防災倉庫	南区南台4-11	288	RC	H 16.3	
9	新磯分署防災倉庫	南区磯部1229-1	210	RC	H 18.3	

【広域避難場所対応倉庫】

	広域避難場所	倉庫設置場所	面積(m ²)	構造	設置年月	備考
1	職業能力開発総合大学校・相模原北公園	緑区橋本台4-1-1(総合大学校)	14.4	鉄骨造	H3. 4	
2	在日米陸軍相模総合補給廠(野積場)	中央区向陽町8-1(小山公民館)	14.4	鉄骨造	S61.11	
3	淵野辺公園一帯	中央区弥栄3-1-6(相模原球場)	14.0	RC	S62. 4	1
4	相模原ゴルフクラブ	南区大野台4-3253-1	14.4	鉄骨造	S59. 8	
5	在日米陸軍キャンプ座間ゴルフコース	南区新磯野2-51-1(相武台分署)	14.4	鉄骨造	S60. 8	
6	相模カンツリークラブ	南区東林間7-35-25(東林分署)	14.7	コンテナ	S57.12	
7	相原高等学校	緑区橋本2-1-58	14.4	鉄骨造	S58. 6	
8	横山公園・上溝中学校	中央区横山5-11-50(横山公園)	30.0	RC	H 9. 5	プール建物
9	鹿沼公園	中央区鹿沼台2-2003	14.4	鉄骨造	S59. 8	
10	相模女子大学一帯	南区文京2-12-1(谷口台小)	14.0	鉄骨造	H 9. 3	2
11	青山学院・カルピス・国学院大学	中央区淵野辺5-11-10(カルピス)	14.4	鉄骨造	S61.11	
12	橋本高等学校・相原中学校	緑区橋本8-8-1(橋本高校)	14.7	コンテナ	S57.12	
13	小山中学校・小山公園一帯	中央区小山4-1(小山公園)	14.4	鉄骨造	H 2. 2	
14	下九沢団地一帯	緑区下九沢777(キャピラ敷地)	14.4	鉄骨造	H 3. 3	
15	県立相模原公園一帯	南区麻溝台2317-1(麻溝公園)	14.4	鉄骨造	S63. 1	
16	(独)国立病院機構相模原病院一帯	南区相模台7-7-1(桜台小)	14.0	鉄骨造	H 6. 8	2
17	旧新磯高等学校	南区新戸2607-2	14.4	鉄骨造	H 5. 7	
18	上溝南高等学校	中央区上溝269	14.4	鉄骨造	H 4. 8	
19	相模田名高等学校	中央区田名6786-1	14.4	鉄骨造	H 12.12	
20	上鶴間小・中学校	南区上鶴間4-14-1(上鶴間中)	14.4	鉄骨造	H 14.3	
21	古淵鶴野森公園	南区鶴野森1-25-1	14.4	鉄骨造	H 16.3	

1 一般防災倉庫共用(球場建物内倉庫278m²の内14m²) 2 避難所倉庫共用(40m²の内10m²)

【避難所倉庫】(相模原地区)

	学校名	所在地	面積(m ²)	構造	設置年度
1	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	30	R C	H8
2	共和小学校	中央区高根1-16-13	〃	〃	〃
3	内出中学校	緑区下九沢2,845	〃	〃	〃
4	大沢中学校	緑区大島1,800	〃	〃	〃
5	田名中学校	中央区田名5,250-1	〃	〃	〃

	学校名	所在地	面積(㎡)	構造	設置年度
6	相陽中学校	南区磯部1,540	30	R C	H8
7	若草中学校	南区新磯野2,046	"	"	"
8	小山中学校	中央区小山4-3-1	"	軽量鉄骨造	"
9	清新中学校	中央区清新8-5-1	"	"	"
10	中央小学校	中央区富士見1-3-22	"	"	"
11	青葉小学校	中央区並木4-8-4	"	"	"
12	橋本小学校	緑区橋本1-12-20	"	"	"
13	相原中学校	緑区橋本8-12-1	"	"	"
14	淵野辺小学校	中央区淵野辺4-6-22	"	"	"
15	大野小学校	南区古淵3-21-2	"	"	"
16	谷口台学校	南区文京2-12-1	"	"	"
17	鹿島台小学校	南区上鶴間3,188	"	"	"
18	上溝南中学校	中央区上溝2,322-2	"	"	"
19	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1	"	"	"
20	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1	"	余裕教室	"
21	大野台中学校	南区大野台8-2-1	"	"	"
22	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1	"	"	"
23	東林小学校	南区相南2-3-1	"	"	"
24	旭中学校	緑区橋本1-12-15	"	R C	H9
25	鷓野森中学校	南区鷓野森1-11-1	"	"	"
26	上溝中学校	中央区横山5-19-54	"	"	"
27	もえぎ台小学校	南区新磯野2-41-16	"	"	"
28	東林中学校	南区上鶴間8-21-1	"	"	"
29	弥栄小学校	中央区弥栄3-1-10	"	軽量鉄骨造	"
30	若松小学校	南区若松2-22-1	"	"	"
31	鶴の台小学校	南区旭町24-5	"	"	"
32	大島小学校	緑区大島1,121-19	"	"	"
33	新宿小学校	中央区田名7,019	"	"	"
34	大沼小学校	南区東大沼3-20-1	"	余裕教室	"
35	大野台小学校	南区大野台8-1-15	"	"	"
36	作の口小学校	緑区下九沢459-1	"	"	"
37	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1	"	"	"
38	上鶴間中学校	南区上鶴間4-14-1	"	"	"
39	くぬぎ台小学校	南区上鶴間5-7-1	"	"	"
40	田名小学校	中央区田名5,091-1	"	体育館併設R C造	H10
41	緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1	"	R C	"
42	共和中学校	中央区共和1-3-10	"	"	"
43	中央中学校	中央区中央1-3-17	"	軽量鉄骨造	"
44	並木小学校	中央区並木2-16-1	"	"	"
45	宮上小学校	緑区橋本4-11-1	"	"	"
46	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1	"	"	"
47	谷口小学校	南区上鶴間2,029-4	"	"	"
48	九沢小学校	緑区大島1,859-3	"	"	"
49	双葉小学校	南区双葉1-2-15	"	"	"
50	緑台小学校	南区新磯野3-10-23	"	"	"
51	相原小学校	緑区相原4-13-14	"	R C	H11
52	南大野小学校	南区上鶴間1-5-1	"	"	"

	学校名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
53	二本松小学校	緑区二本松2-9-1	30	軽量鉄骨造	H11
54	鶴園小学校	南区上鶴間539-1	"	"	"
55	谷口中学校	南区上鶴間2,183-3	"	"	"
56	大沢小学校	緑区大島1,566	"	"	"
57	上溝小学校	中央区上溝7-6-1	"	"	"
58	麻溝小学校	南区下溝713	"	"	"
59	新磯小学校	南区磯部1,028-5	"	"	"
60	桜台小学校	南区相模台7-7-1	"	"	"
61	清新小学校	中央区清新3-16-6	"	体育館併設	H12
62	弥栄中学校	中央区弥栄3-1-7	"	軽量鉄骨造	"
63	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1	"	"	"
64	旭小学校	緑区橋本6-15-27	"	"	"
65	当麻田小学校	緑区相原1-14-1	"	"	"
66	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8	"	"	"
67	田名北小学校	中央区田名1,932-1	"	"	"
68	上溝南小学校	中央区上溝782-1	"	"	"
69	富士見小学校	中央区富士見2-4-1	"	体育館併設	H13
70	夢の丘小学校	南区当麻490-2	"	"	"
71	横山小学校	中央区横山台2-35-1	"	軽量鉄骨造	"
72	若草小学校	南区新磯野2,329	"	"	"
73	小山小学校	中央区小山4-3-2	"	R C	H14
74	相武台中学校	南区新磯野5-1-10	"	"	"
75	向陽小学校	中央区向陽町8-33	"	軽量鉄骨造	"
76	大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40	"	"	"
77	相模台小学校	南区南台6-5-1	"	"	"
78	大野南中学校	南区文京1-10-1	"	R C	H 16
79	大野北小学校	中央区淵野辺2-34-1	"	軽量鉄骨造	"
80	新町中学校	南区相模大野9-14-1	"	"	H21
81	由野台中学校	中央区由野台3-1-3	"	"	H22
82	相模台中学校	南区桜台20-1	"	"	H23

【防災備蓄倉庫()は避難所倉庫】(城山地区)

	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	広田小学校	緑区広田9-5	14.4	アルミ製	S57
2	広陵小学校	緑区若葉台4-3-1	"	"	"
3	湘南小学校	緑区小倉1572	"	"	S58
4	中沢中学校	緑区城山2-7-1	"	"	"
5	保健福祉センター	緑区久保沢2-26-1	"	"	H6
6	相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4	65	軽量鉄骨造	H22
7	川尻小学校				

相模丘中学校・川尻小学校は、相模丘中学校敷地内に間仕切りのある兼用倉庫を設置

【防災備蓄倉庫()は避難所倉庫】(津久井地区)

	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	串川小学校 (串川運動公園)	緑区長竹850-1	14.4	アルミ製	S60

2	青山3848鮑子国道脇	緑区青山3848-4	14.4	アルミ製	S61
3	鳥屋小学校 (鳥屋地域センター)	緑区鳥屋1064	"	"	S61
4	中野中学校 (津久井文化福祉会館)	緑区中野633-1	"	"	S62
5	小網地域センター (小網児童遊園)	緑区大井290	"	"	S63
6	消防団3-1敷地内	緑区三ヶ木671-5	20.8	S造	H8
7	青野原中学校体育館	緑区青野原1239	46.4	RC造	H10
8	消防団5-1敷地内	緑区長竹2894-1	14.7	アルミ製	H11
9	三井地域センター (消防団1-1敷地内)	緑区三井572-1	14.4	"	H13
10	津久井又野公園	緑区又野829	"	"	H14
11	根小屋小学校	緑区根小屋1580	30.0	軽量鉄骨造	H22
12	中野小学校	緑区中野600	"	"	H23
13	青根中学校	緑区青根1926	"	"	"
14	津久井中央小学校	緑区三ヶ木39-7	"	"	"

【防災備蓄倉庫(は避難所倉庫)】(相模湖地区)

	設置箇所名	所在地	面積(m ²)	構造	設置年月日
1	相模湖林間公園隣接地	緑区若柳1432-2	14.4	アルミ製	-
2	千木良小学校	緑区千木良991-1	"	"	-
3	小原ふれあい広場	緑区小原824-1	"	"	-
4	桂北小学校 (与瀬グラウンド)	緑区与瀬884	"	"	-
5	相模湖総合事務所	緑区与瀬896	"	"	-
6	内郷小学校 (内郷グラウンド)	緑区寸沢嵐823	30.0	軽量鉄骨造	H22

【防災備蓄倉庫(は避難所倉庫)】(藤野地区)

	設置箇所名	所在地	面積(m ²)	構造	設置年月日
1	藤野南小学校	緑区牧野4327	13.4	アルミ製	-
2	藤野芸術の家	緑区牧野4819	5.8	アルミ製	-
3	旧篠原小学校地内 篠原の里センター	緑区牧野2881	5.8	アルミ製	-
4	藤野農村環境改善センター	緑区牧野4232	7.2	アルミ製	-
5	旧牧郷小学校 牧郷ラボ	緑区牧野7029	5.8	アルミ製	-
6	旧菅井小学校	緑区牧野11695	6.6	亜鉛鉄板製	-
7	シュタイナー学園 (旧名倉小学校)	緑区名倉2805	5.8	アルミ製	-
8	名倉グラウンド	緑区名倉1051	13.4	アルミ製	-
9	藤野中学校	緑区小淵2082	5.8	アルミ製	-
10	旧小淵小学校	緑区小淵1065	5.8	アルミ製	-
11	藤野総合事務所	緑区小淵2000	9.8	RC造	-
12	藤野中央公民館	緑区小淵2000	7.2	アルミ製	-
13	佐野川公民館	緑区佐野川12903	10.8	アルミ製	-
14	ふるさと自然体験教室	緑区沢井936	5.8	アルミ製	-
15	藤野北小学校	緑区佐野川1901	5.8	アルミ製	-

16	旧佐野川町民センター	緑区佐野川 2480-3	5.8	アルミ製	-
17	旧吉野小学校	緑区吉野407	8.2	アルミ製	-
18	藤野小学校	緑区日連549	30.0	軽量鉄骨造	H22

4 - 2 防災用備蓄資機材一覧表

(平成24年4月1日現在)

1 防災用備蓄資機材(合計)

資機材名	数量	規格等	備考
【照明機材】			
携帯発電機	530台	1500W、2300W他	
投光器	872個	300W他	
投光器用三脚	470脚		
コードリール	586個	15A、12A	
ラジオ付ライト	376個		
強力ライト	721個		
ヘッドランプ	85個		
投光器用三脚	470脚		
ランプ	22組	安全キャンドル、多機能ランタン	
懐中電灯	141組		
【食糧等】 乾パンから備蓄用クラッカーに順次移行			
乾パン	15,872食	保存年限5年	
災害救助用クラッカー	42,700食	保存年限5年	
ビスケット	24,000食	保存年限5年	
アルファ米	110,100食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	167,160食	保存年限25年	
粉ミルク	944缶	350g / 缶他(アレルギー対応含む)	
【給水機材等】			
ろ水機	110台	処理能力：2 m ³ /時間	
ろ水機用カートリッジ	104個		
飲料水兼用貯水槽用手押しポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽用エンジンポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	
コンテナ	834袋	20 ^{リットル}	
ウォーターバルン	55基	1 t 貯水槽	
組立水槽	2個		
給水袋	17,350枚	10 ^{リットル} 他	
ポリタンク	132個		
ポリ袋	100枚		
冷水器	4器		
【給食機材】			
アイスボックス	1個		
食器セット	47,701組		
食用トレー	2,620個		
給食用食器	7,950枚	(津)深皿1,925枚、浅皿2,000枚 (城)深皿12,075枚、浅皿1,950枚	
釜	13個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
かまど	116個		
かまどセット	10組		
両手鍋	116個		
鍋	188個		
やかん	290個		
ひしゃく	246本		
保温箱	296箱		
移動式炊飯器	1台		
ガス炊飯器	2台		
コンロ	2台		
七 輪	60個		
大釜	65個		
哺乳ビン	990個		
乳 首	990個	哺乳瓶用	
しゃもじ	63個		
割箸	1,910膳		
フォーク	6箱		
スプーン	4箱		
非常用炊飯袋	28,050枚		
薪	315箱		
紙コップ	21000個		
【生活資材】			
毛 布	79,206枚		
敷きシート	15,610枚	3畳敷他	
避難用カーペット	370枚	900*1900	
間仕切りユニット	6組	一組=36畳分	
簡易トイレ	128基		
組立て式仮設トイレ(健常者用)	626基	8,000回使用 / 1 基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	226基		
マンホール用トイレ	530基	付属品(テント、様式便座他)	土木部
マンホールトイレ用安全コーン	1,838個		
ポータブルトイレ	331個		
トイレトーパー	266箱	12ロール×8巻/箱	
オムツ	1,500枚	大人用LMS(20枚) 10組/1箱	
ろうそく	291本		
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	334個		
メガホン	856個		
【水防機材等】			
土のう袋	58,840袋		
ビニールシート	20,153枚		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
バリケード	50基		
一輪車	42台		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	390組		
チェーンソー	386台		
フローティングロープ	25巻	12mmX100m	
トラロープ	259巻		
非常用ロープ	10巻		
ワイヤー	7巻	(5m)3本、(1m)4本	
チェーンブロック	1台		
(油圧)ジャッキ	22個		
ウインチ	27個	(津)汎ユープレーション 汎ホー(藤)汎	
【救急資機材】			
担架	217台		
布担架	400枚	アルミ4つ折足式	
担架棒	66本		
救急箱	76個	応急手当用	
救急バック	35個	応急手当用	
包帯	37個	5cmX4.5m	
三角巾	7,614枚		
【通信資機材】			
非常用特設公衆電話	105セット	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5	
PHS電話	105台		
【その他】			
テント	190張	2間×4間他	
ワンタッチテント	23張		
長机	42脚		
長椅子	42脚		
折りたたみ椅子	46個		
組立式リヤカー	193台		
空気入れ	29個		
長机	42脚		
脚立	100脚		
ガソリン缶詰	2,751缶	1リットル/缶 各倉庫等に分散備蓄	
燃料運搬容器	32器	18リットル	
ドラム缶	7缶		
カラーコーン	483個		
金バケツ	234個		
三角バケツ	374個		
ヘルメット	615個		
台車	218台		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
エアコンプレッサー	1台	水消火器用	
ボート	1台		
草刈機	1台		
掛けや	51本		
スコップ	678本		
ツルハシ	80本		
ナタ	82本		
鋸	202本		
斧	3本		
ハンマー	5本		
バール	215本		
ワイヤーカッター	9本		
鎌	6本		
カナテコ	20本		
じょれん	124本		
ビニールカッパ	95着		
ビニール袋	6,000枚		
雪はき	3基		
タオル	7,650枚		
ガストーブ	6台		
腕章	100枚		
ペーパー	16,000枚	3,000*5組/1箱	
トリアージタグ	300枚		
荷締機	4台		
避難所運営事務用品	105組		区役所
【災害時要援護者用】			
車椅子(普通型)	124台	KA102B - 40	福祉部
車椅子(リクライニング型)	18台		
担架	124台		
エアマット・マットレス	248枚	ピュアレックス MPX1083	
歩行補助杖	248本	折りたたみ式アルミMRA 01221	
おふしひも	248本	N-68	
【救護所備蓄品】			
スタッフ用ベスト	1,290着	橙25着,緑3着,黄15着(1箇所当り)	福祉部
担架	60台	四つ折アルミ担架	
担架	60台	スクープストレッチャー	
簡易ベッド	60台	キャンパスベッド	
車椅子	60台		福祉部
救急医療セット	30組		
サージカルマスク	210箱	(50枚/箱)	
ディスポーザル手袋	180箱	S1箱,M2箱,L2箱,LL1箱(1箇所当り)	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【拠点救護所に備蓄】			
スタッフ用ベスト	120着	橙20着, 緑20着, 黄20着 (1箇所当り)	福祉部
キャスター付担架兼ベッド	2台		
担架	4台	スクープストレッチャー	
車椅子	4台		
トリアージシート	2組		
サージカルマスク	14箱	(50枚/箱)	
ディスポーザル手袋	12箱	S1箱, M2箱, L2箱, LL1箱(1箇所当り)	
救急医療セット	2組	蘇生セット, 創傷セット, 熱傷セット, 骨折セット1,2,3号, 輸血輸液セット1,2号, 緊急医薬品セット, 雑品セット	
【多数遺体収容施設用物品】			
緊急用袋式担架	480枚		福祉部
マスク	210個		
ゴム手袋	450枚		
ゴーグル	210個		
滅菌ガーゼ	4,800枚		
医療用はさみ	40個		
ビニール袋	4,800枚		
ポリ袋	500枚		
バケツ	40個		
ブルーシート	70枚		

2 防災備蓄倉庫別内訳

[一般倉庫]

(1) 上溝防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	3台	1500W他	
投光器	11個	500W	
投光器用三脚	1脚		
コードリール	8個		
強力ライト	16個		
【給水資機材等】			
ロンテナー	50袋	20リットル	
ウォーターバルン	34基	1 t 貯水槽	
給水袋	1,500袋	10リットル	
冷水器	1器		
【給食機材】			
かまど	4個		
両手鍋	4個		
やかん	4個		
ひしゃく	8個		
七輪	60個		
大釜	24個		
【生活資材】			
敷きシート	310枚	3畳敷き	
組立て式トイレ（健常者用）	6基	8,000回使用 / 1基	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	5個		
メガホン	80個		
【水防資機材】			
土のう袋	7,300袋		
ビニールシート	40枚	2×3間	
バリケード	10基		
一輪車	6台		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	4台		
【救急資機材】			
担架	6台		
担架棒	12本		
【その他】			
折りたたみ椅子	46脚		
脚立	3脚		
燃料運搬容器	5器	18リットル	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ドラム缶	7缶		
ガソリン缶詰	36缶	1 ^{リットル} /缶	
【多数遺体関係】			
緊急用袋式担架	100枚		
マスク	500個		
ゴム手袋	100枚		
ゴーグル	50個		
滅菌ガーゼ	1,000枚		
医療用はさみ	8個		
ビニール袋	1,000枚		
ポリ袋	100枚		
バケツ	8個		
ブルーシート	25枚		

(2) 緑が丘分署防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	12台	1500W他	
投光器	48個	500W	
投光器用三脚	35脚		
コードリール	34個		
ラジオ付ライト	10個		
強力ライト	6個		
【食糧等】			
クラッカー	4,200食	保存年限 5 年	
ビスケット	11,200食	保存年限 5 年	
アルファ米	19,150食	保存年限 5 年	
サバイバルフーズ	14,040食	保存年限25年	
【給水資機材】			
ろ水機	2機		
ウォーターバルン	12基	1 t 貯水槽	
【給食機材】			
食器セット	2,400		
かまど	14個		
両手鍋	12個		
やかん	12個		
ひしゃく	26本		
保温箱	11箱		
【生活資材】			
毛 布	4,730枚	真空パック	
敷きシート	395枚	3畳敷	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
組立て式仮設トイレ（健常者用）	8基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ（車いす用）	1基		
マンホールトイレ	5基		
マンホールトイレ用安全コーン	120個		
トイレトーパー	92箱	12ロール×8巻 / 箱	
間仕切りユニット	6組	1組36畳分	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	7個		
【水防機材等】			
ビニールシート	3,150枚		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	15台		
チェンソー	18台		
トラロープ	6巻		
【救急資機材】			
担架	25台		
布担架	56枚		
救急箱	2箱		
【その他】			
テント	23張		
組立て式リヤカー	17台		
空気入れ	1個		
脚立	8脚		
台車	1台		
ガソリン缶詰	36缶	1 1/2ℓ / 缶	
【災害時用援護者】			
車椅子（普通型）	2台		

(3) 南合同庁舎防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	3台	1500W他	
投光器	11個	500W他	
投光器用三脚	1脚		
コードリール	6個		
ラジオ付ライト	3個		
強力ライト	7個		
【食糧等】			
クラッカー	1,050食	保存年限 5 年	
アルファ米	1,500食	保存年限 5 年	
【給水機材】			

ロンテナー	127袋	20ℓ	
給水袋	1,500袋	10ℓ	
ポリタンク	10個		
【生活資材】			
毛布	820枚	真空パック	
敷きシート	80枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ(健常者用)	10基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	3基		
トイレトーパー	3箱	12ロール×8巻 / 箱	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	3個		
【水防機材等】			
土のう袋	3,800袋		土のう袋
ビニールシート	40枚	2×3間	
組立て式リヤカー	2台		
脚立	4脚		
燃料運搬容器	6器	燃料運搬容器	
ガソリン缶詰	36缶	1ℓ / 缶	

(4) 淵野辺防災倉庫

資機材名	数量	規格等	備考
【照明機材】			
ラジオ付ライト	70個		
【給水機材】			
ロンテナー	200袋	20ℓ	
【生活資材】			
毛布	310枚	真空パック	
【救助資機材】			
トラロープ	10巻	12mm×100m	
【救急資機材】			
布担架	100台		

(5) 相模原球場防災倉庫

資機材名	数量	規格等	備考
【照明機材】			
携帯発電機	6台	1500W他	
投光器	2個	500W	
投光器用三脚	2脚		
コードリール	7個		
強力ライト	16個		
【食糧】			
乾パン	256食	保存年限5年	
クラッカー	7,210食	保存年限5年	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
アルファ米	13,000食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	21,060食	保存年限25年	
【給水機材】			
ウォーターバルン	12基	1t貯水槽	
冷水器	3器	鉄製	
【給食機材】			
かまど	4個		
両手鍋	4個		
やかん	4個		
ひしゃく	8本		
保温箱	235箱		
移動式炊飯器	1台		
【生活資材】			
毛 布	740枚	真空パック	
敷きシート	170枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ	20基	8,000回使用 / 1基	
トイレットペーパー	12箱	12ロール×8巻 / 箱	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	6個		
【水防用資機材】			
ビニールシート	680枚	2×3間	
バリケード	40基		
【救助用資機材】			
トラロープ	6巻		
【救急資機材】			
布担架	56枚		
担架棒	36本		
【その他】			
テント	54張	2間×4間	
脚 立	3脚		
ガソリン缶	36缶	1ℓ / 缶	
燃料運搬容器	3器	18ℓ	
カラーコーン	237個	カラーコーン	
コーンウェイト	237個	コーンウェイト	
金バケツ	68個		
三角バケツ	30個		
台車	3台		
保温箱	235箱		
【災害時要援護者用】			
車椅子(普通型)	11台		
折りたたみ担架	15台		
エア・マットレス	3枚		

歩行補助杖	9本		
おふしひも	12本		

(6) 消防本部防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
投光機	2個		
投光機用三脚	3脚		
コードリール	4個		
ラジオ付ライト	7個		
【食糧等】			
乾パン	64食	保存年限5年	
クラッカー	420食	保存年限5年	
アルファ米	1,900食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	3,180食	保存年限25年	
粉ミルク	944缶	350g / 缶 アレルギー対応含	
【給水機材】			
ロンテナー	125袋		
【給食機材】			
哺乳ビン	990個		
乳 首	990個		
【生活資材】			
毛 布	270枚	真空パック	
敷きシート	25枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ(健常者用)	1基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	1基		
トイレットペーパー	3箱	12ロール×8巻/箱	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	6個		
【救助用資機材】			
トラロープ	2巻	12mm×100m	
救急箱	6個	応急手当用	
救急バッグ	4個	応急手当用	
組立て式リヤカー	2台		
救助工具セット	5台		
トラロープ	2巻		
【救急機材】			
担架	2台		
担架棒	12本		
救急箱	10箱		
【その他】			
組立て式リヤカー	2台		
三角バケツ	20個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
台車	1台		
ガソリン缶	36缶	1 ㍻ / 缶	
【災害時要援護者用】			
車椅子（普通型）	1台		

(7) 大沢防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	14台	1500W他	
投光器	32個	500W	
投光器用三脚	16脚		
コードリール	16個		
ラジオ付きライト	40個		
【食糧等】			
クラッカー	910台	保存年限 5 年	
アルファ米	850食	保存年限 5 年	
サバイバルフーズ	1,680食	保存年限25年	
【生活資材】			
毛 布	4,370枚	真空パック	
敷きシート	530枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ（健常者用）	3基	8,000回使用 / 1 基	
マンホール用トイレ	30基		
マンホール用トイレ用安全コーン	117個		
トイレットペーパー	6箱	12ロール× 8 巻 / 箱	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	2個		
【水防資機材】			
ビニールシート	130枚		
【救急資機材】			
布担架	50枚		
【その他】			
テント	3張		
組立て式リヤカー	12台		
脚立	3脚		
ガソリン缶	36缶	1 ㍻ / 缶	

(8) 南台防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	76台	1500W他	
投光器	120個	500W	
投光器用三脚	115脚		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
コードリール	100個		
ラジオ付ライト	120個		
強力ライト	30個		
【食糧等】			
アルファ米	11,900食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	15,360食	保存年限25年	
【給水機材等】			
ウォーターバルン	10基	1 t 貯水槽	
【給食機材】			
食器セット	9,600個		
かまど	10組		
両手鍋	10個		
やかん	14個		
ひしゃく	22本		
【給食食材】			
保温箱	50箱		
【生活資材】			
毛 布	1,390枚	真空パック	
敷きシート	560枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ(健常者用)	10基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	22基		
マンホール用トイレ	60基		
トイレットペーパー	51箱	12ロール× 8巻 / 箱	
【水防機材】			
ビニールシート	8,590枚	2×3間	
【救助資機材】			
トラロープ	17巻		
【救急資機材】			
布担架	6枚		
【その他】			
テント	15張	2間×4間	
組立て式リヤカー	18台		
脚立	12脚		
ガソリン缶	36缶	1リットル / 缶	
カラーコーン	240個		
台車	2台		
【災害時用援護者】			
おふしひも	4本		
布担架	6枚		
おふしひも	4本		

(9) 新磯防災倉庫

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	42台	1500W他	
投光器	1025個	500W	
投光器用三脚	49脚		
コードリール	50個		
【食糧等】			
クラッカー	3,570食	保存年限5年	
アルファ米	10,600食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	10,740食	保存年限25年	
【水防機材等】			
ビニールシート	1,800枚	2×3間	
【救急資機材】			
布担架	50枚		
【その他】			
テント	43張	2間×4間	
ガソリン缶	36缶	1 缶 / 缶	
台車	5台		
布担架	50枚		
【多数遺体関係】			
緊急用袋式担架	380枚		
マスク	160個		
ゴム手袋	350枚		
ゴーグル	160個		
滅菌ガーゼ	3,800枚		
医療用はさみ	32個		
ビニール袋	3,800枚		
ポリ袋	400枚		
バケツ	32個		
ブルーシート	50枚		

[広域避難場所対応倉庫] (21箇所)

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	21台	1500W他	
投光器	44個	500W他	
投光器用三脚	38脚		
コードリール	37個		
強力ライト	400個		
ラジオ付ライト	39個		
トランジスタメガホン	90個		
毛 布	1,990枚	真空パック	
組立て式仮設トイレ	42基	8,000回使用 / 1基	
敷きシート	420枚	3畳敷	
ビニールシート	124枚	2×3間	
テント	37張	2間×4間	
組立て式リヤカー	29台		
脚 立	61脚		
長椅子	42脚		
長 机	42脚		
フローティングロープ	23巻	12mm×200m	
トラロープ	23巻	12mm×100m	
ガソリン缶詰	92缶	1 $\frac{1}{2}$ リットル / 缶	
担 架	34台		
救急バック	29個	応急手当用	
三角バケツ	318個		
メガホン	770個		
ヘルメット	435個		

[避難所倉庫] (82箇所)

資 機 材 名	数 量 (1箇所当たり)	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	3台	1500W他	
投光器	3セット	500W	
投光器用三脚	3脚		
コードリール	3巻		
ラジオ付ライト	1個		
強力ライト	3個		
【食糧等】			
乾パン (またはクラッカーorビスケット)	576食	保存年限5年	
アルファ米	550食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	780食	保存年限25年	
【給水機材】			
給水袋	45枚	4 $\frac{1}{2}$ リットル、10 $\frac{1}{2}$ リットル	

資 機 材 名	数 量 (1箇所当たり)	規 格 等	備 考
【給食機材】			
食器セット	4箱		
かまど	1基		
両手鍋	1個		
やかん	1個		
ひしゃく	2本		
大釜	1個	給食室のない避難所のみ	
薪	3箱	5kg / 箱	
紙コップ	200個		
【生活資材】			
毛 布	700枚	真空パック	
敷きシート	140枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ(健常者用)	6基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	2基		
トイレットペーパー	1箱	12ロール×8巻 / 箱	
マンホール用トイレ	5基	付属品(テント、洋式便座他)	
マンホールトイレ用安全コーン	20個		
ビニールシート	50枚	2×3間	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	2個		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	4組		
チェーンソー	4台	混合燃料缶付き	
災害用リュック	4個		
トラロープ	2巻	トラロープ	
【通信資機材】			
非常用特設公衆電話	1セット	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5	
PHS電話	1台		
【その他】			
組立て式リヤカー	1台		
ガソリン缶詰	8缶	1缶 / 缶	
台車	2台		
電池	相当量	単1×16、単2×12、単3×2、単4×2角9V×1	
避難所運営事務用品	1組		
【救急資機材】			
布担架	1枚		
【災害時要援護者用】			
車椅子	2台		
担架	1台		
エアマット・マットレス	2枚	ピュアレックス MPX1083	
歩行補助杖	2本		

資 機 材 名	数 量 (1箇所当たり)	規 格 等	備 考
おふいひも	2枚		
【救護所備蓄品】			
スタッフベスト	43枚	橙25着, 緑3着, 黄15着	
アルミ担架	2台		
簡易ベット	2台		
車椅子	2台		
スクープストレッチャー	1台		
サージカルマスク	7箱		
ディスポサル手袋	6箱		

[避難所倉庫] (津久井地域避難所倉庫23箇所) 新規避難所倉庫が整備された場合の資機材等

資 機 材 名	数 量 (1箇所当たり)	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯発電機	5台	1500W他	
投光器	5セット	500W	
投光器用三脚	5脚		
コードリール	5巻		
ラジオ付ライト	1個		
強力ライト	2個		
【食糧等】			
乾パン(またはクラッカーorビスケット)	280食	保存年限5年	
アルファ米	300食	保存年限5年	
サバイバルフーズ	420食	保存年限25年	
【給水機材】			
給水袋	45枚	4リットル、10リットル	
【給食機材】			
食器セット	2箱		
かまど	1基		
両手鍋	1個		
やかん	1個		
ひしゃく	2本		
大釜	1個	給食室のない避難所のみ	
薪	3箱	5kg / 箱	
紙コップ	200個		
【生活資材】			
毛 布	350枚	真空パック	
敷きシート	70枚	3畳敷	
組立て式仮設トイレ(健常者用)	3基	8,000回使用 / 1基	
組立て式仮設トイレ(車いす用)	2基		
トイレトーパー	1箱	12ロール×8巻 / 箱	

資 機 材 名	数 量 (1箇所当たり)	規 格 等	備 考
ビニールシート	30枚	2×3間	
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	1個		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	2組		
チェーンソー	2台	混合燃料4缶付き	
トラロープ	1巻	トラロープ	
【通信資機材】			
非常用特設公衆電話	1セット	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5	
PHS電話	1台		
【その他】			
組立て式リヤカー	1台		
ガソリン缶詰	36缶	1ℓ/缶	
台車	2台		
電池	相当量	単1×16、単2×12、単3×2、単4×2角9V×1	
避難所運営事務用品	1組		
【救急資機材】			
布担架	1枚		
【災害時要援護者用】			
車椅子	2台		
担架	1台		
エアマット・マットレス	2枚	ピ1アレックス MPX1083	
歩行補助杖	2本		
おふしひも	2枚		
【救護所備蓄品】			
スタッフベスト	43枚	橙25着, 緑3着, 黄15着	
アルミ担架	2台		
簡易ベット	2台		
車椅子	2台		
スクープストレッチャー	1台		
サージカルマスク	7箱		
DISPOSAL手袋	6箱		

[津久井地域防災倉庫] (43箇所) 津久井地域避難所倉庫含む

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
【照明機材】			
携帯用発電機	69台	1500W他	
投光器	96個		
投光器用三脚	83脚		
コードリール	99個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ラジオ付きライト	5個		
ヘッドランプ	85個		
ランプ	22組		
懐中電灯	141個		
【食糧等】			
クラッカー	3,290食		
アルファ米	6,100食		
サバイバルフーズ	37,1400食		
【給水機材】			
ろ水機	29台		
ろ水機用カートリッジ	112個		
組立水槽	2個		
給水袋	10,260枚		
ポリタンク	122個		
タンク	1個		
【給食機材等】			
ガス炊飯器	2台		
コンロ	2台		
大釜	5個		
しゃもじ	63個		
割箸	1,910膳		
フォーク	6箱		
スプーン	4箱		
非常用炊飯袋	28,050枚		
ポリ袋	100枚	ポリ袋	
アイスボックス	1個		
食器セット	2,901組		
食用トレー	2,620個		
給食用食器	7,950枚		
かま	13個		
かまどセット	10組		
両手鍋	2個		
鍋	188個		
やかん	172個		
ひしゃく	14本		
【生活資材】			
毛布	7,176枚		
敷きシート	1,640枚		
避難所用カーペット	370枚		
簡易トイレ	128基		
組立て式仮設トイレ(健常者用)	34基		
組立て式仮設トイレ(車いす用)	36基		
ポータブルトイレ	331個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トイレットペーパー	15箱		
オムツ	1,500枚		
ろうそく	290本		
【広報用資機材】			
トランジスタメガホン	54個		
【水防機材等】			
土のう袋	47,740袋		
ビニールシート	1,488枚		
一輪車	36台		
【救助資機材】			
災害救助工具セット	38組		
チェーンソー	40台		
フローティングロープ	2巻		
トラロープ	31巻		
非常用ロープ	10巻		
ワイヤー	7巻		
チェーンブロック	1台		
(油圧) ジャッキ	22個		
ウインチ	27個		
【救急資機材】			
担架	150台		
救急箱	45個		
包帯	37個		
三角布	7,614枚		
【その他】			
テント	17張		
ワンタッチ式テント	10張		
組立式リヤカー	39台		
空気入れ	13個		
脚立	6脚		
2サイクルガソリン(混合)	40缶		
ガソリン缶詰	640缶		
カラーコーン	6個		
金バケツ	10個		
ヘルメット	174個		
エアコンプレッサー	1台		
ボート	1台		
草刈り機	1台		
掛けや	51本		
スコップ	678本		
ツルハシ	80本		
ナタ	82本		
鋸	202本		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
斧	3本		
ハンマー	5本		
バール	215本		
ワイヤーカッター	9本		
鎌	6本		
カナテコ	20本		
じょれん	124本		
ビニールカップ	95着		
ビニール袋	6,000枚		
雪はき	3基		
タオル	7,650枚		
ガストーブ	6台		
腕章	100枚		
ペーパー	16,000枚		
トリアージタグ	300枚		
荷締機	4台		
避難所運営物品	23セット		
車椅子(普通型)	42台	KA102B - 40	福祉部
担架	42台		
エアマット・マットレス	84枚	ピ1アレックス MPX1083	
歩行補助杖	84本	折りたたみ式アルミMRA 01221	
おふしひも	84本	N-68	

[その他]

飲料水兼用貯水槽備品庫(20箇所)

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	20台	1500W他	
投光器	40個	500W	
投光器用三脚	40脚		
コードリール	40個	30m	
飲料水兼用貯水槽用手押しポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽用エンジンポンプ	20台		
ガソリン缶詰	160缶	1 ^{リットル} /缶	
燃料運搬容器	20器	18 ^{リットル}	
台 車	20台		
バケツ	150個		
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	

4 - 3 水防倉庫一覽表

倉庫名	所在地	鍵保有者	
		氏名	連絡先
消防局倉庫	中央区中央2-2-15	相模原消防署	(751)0119
大野南水防倉庫	南区相模大野5-34-1	南消防署	(744)0119
大野中水防倉庫	南区古淵3-7-14	大沼分署	(756)0119
		大野中出張所	(742)2226
田名水防倉庫	中央区田名242-9	田名分署	(761)0119
新磯水防倉庫	南区磯部1229-1	新磯分署	046(253)0119
淵野辺水防倉庫	中央区淵野辺4-3-11	淵野辺分署	(758)0119
津久井町倉庫	緑区中野633	津久井総合事務所	(784)1141
串川支所倉庫	緑区青山1012	串川出張所	(784)2604
鳥屋支所倉庫	緑区鳥屋1061	鳥屋出張所	(787)0611
青野原支所倉庫	緑区青野原1619	青野原出張所	(787)0002
青根支所倉庫	緑区青根1331	青根出張所	(787)2511
小倉水防倉庫	緑区小倉525-1	城山分署	(782)0119
葉山島倉庫	緑区葉山島391-1	城山分署	(782)0119
総合事務所	緑区小淵1992	藤野総合事務所	(687)2111

4 - 4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表

(平成24年4月1日現在)

区分 出張所等	23年度まで設置済みの受水槽	計		
		数量	規模	
本 庁	消防指令センター	15.0m ³	27 基	995.9m ³
	中央小学校	22.0		
	光が丘小学校	23.4		
	横山小学校	24.0		
	清新中学校	28.0		
	清新学校給食センター	45.0		
	淵野辺アイススケート場	208.0		
	向陽小学校	26.3		
	産業会館	20.0		
	星が丘小学校	36.9		
	並木小学校	10.5		
	博物館	37.0		
	松が丘園	15.0		
	緑が丘中学校	22.5		
	総合水泳場	213.0		
	清新住宅サービスセンター	5.0		
	職員会館	3.0		
	市民会館	50.0		
	星ヶ丘住宅サービスセンター	5.0		
	保健医療センター	53.0		
陽光台小学校	12.5			
富士見小学校	19.0			
小山小学校	31.0			
由野台中学校	27.0			
あじさい会館	9.3			
衛生試験所	7.5			
中央中学校	27.0			
橋 本	橋本こどもセンター	15.5	7	167.9
	旭中学校	15.8		
	当麻田小学校	21.0		
	旭小学校	28.5		
	北消防署	8.1		
	橋本小学校	36.0		
	二本松小学校	43.0		
大野北	淵野辺分署	8.0	7	114.7
	大野北中学校	18.0		
	図書館	9.0		
	共和小学校	17.5		

区 分 出張所等	23年度まで設置済みの受水槽	計	
		数 量	規 模
	大野北小学校 23.0 淵野辺東小学校 35.0 青少年学習センター 4.2		
大野中	大野小学校 17.5 鵜野森中学校 30.0 大沼小学校 17.0 大野台小学校 10.5 斎場 28.6 大沼分署 7.7 古淵住宅サービスセンター 5.0 若松小学校 22.5	8	138.8
大野南	グリーンホール相模大野 38.0 大野南中学校 45.0 南消防署 10.0 南大野小学校 12.0 鹿島台小学校 16.0 上鶴間分署 7.8 鶴園小学校 12.0 谷口小学校 18.0 鶴の台小学校 33.0 谷口中学校 33.8 新町中学校 32.0 南保健福祉センター 23.0	12	280.6
大 沢	大沢小学校 31.3 北総合体育館 35.0 相模川自然村 39.9 大沢分署 9.0 大島小学校 24.6 作の口小学校 24.8 大沢中学校 37.8 九沢小学校 43.0	8	245.4
田 名	田名小学校 22.5 田名分署 9.3 田名中学校 24.5 田名北小学校 28.0	4	84.3
上 溝	上溝小学校 17.0 上溝分署 10.0 上溝出張所 12.4 上溝南小学校 32.0	4	71.4
麻 溝	相模原麻溝公園 35.8 麻溝小学校 30.0	6	443.8

区分 出張所等	23年度まで設置済みの受水槽	計	
		数量	規模
	夢の丘小学校 38.0 相模原麻溝公園競技場 30.0 総合体育館 60.0 健康文化センター 250.0		
新磯	新磯分署 6.9 新磯公民館 10.8 新磯小学校 30.0 相陽中学校 47.0	4	94.7
相模台	相模台小学校 30.0 桜台小学校 12.0 双葉小学校 15.0 若草小学校 15.0	4	72.0
相武台	相武台分署 11.2 相武台小学校 13.5 緑台小学校 12.0 もえぎ台小学校 8.7	4	45.4
東林	東林小学校 35.0 くぬぎ台小学校 10.5 上鶴間小学校 17.0 上鶴間中学校 16.5	4	79.0
城山	川尻小学校 22.5 相模丘中学校 20.0 城山保健福祉センター 5.9 城山文化ホール 13.5	4	61.9
津久井	津久井総合事務所 12.0 津久井中央小学校 13.7 中野小学校 32.0	3	57.7
藤野	名倉グラウンド 9.0 ふるさと自然体験教室 20.5 藤野南小学校 4.0	3	33.5
計		109基	2,987.0m ³

5 緊急輸送

5 - 1 市保有車両一覧表

(平成24年8月1日現在)

種 類 課・機関名	乗	軽	大	中	マイ	バ	ライ	トラ	トラ	軽	ワン	軽	ダ	軽	そ	計
	用	乗	型	型	ク	ン	ト	ック	ック	ト	ン	ワン	ン	ン	他	
	車	車	バ	バ	ロ		バ	(2.0t	(2.0t	ラ	ボ	ン	プ	ダ	特	
			ス	ス	バ		ン	以上)	未	ック	ック	カ	ン	殊		
					ス				満)	ス	ス	ー	プ	車		
										ク	ク		カ	両		
危機管理室											1				3	4
管財課	28	34					30		2	3	2	73		1	1	174
南市税事務所		1					1					1				3
生活安全課							1									1
(安心安全まちづくり協議会)															6	6
斎場							1									1
文化振興課 (市民ギャラリー)						1										1
障害福祉課															8	8
地域福祉課 (日本赤十字社)											1					1
南障害福祉相談課	1	5					3					4				13
陽光園	2						2					1				5
城山保健福祉課	1	1					1					2			1	6
津久井保健福祉課															1	1
相模湖保健福祉課															3	3
介護予防推進課															2	2
国民健康保険課															3	3
高齢者福祉課															4	4
青少年学習センター												1				1
こども施設課												1				1
保育課															3	3
健康企画課							1									1
生活衛生課							1					3				4
相模湖経済観光課	1															1
藤野経済観光課		1										1				2
環境保全課												1				1
公園課												3			1	4
津久井環境課												1				1
資源循環推進課															1	1
廃棄物指導課							1									1
東清掃事業所												1	1		2	4
南清掃工場							1		2			2	3		8	16
北清掃工場		1											1		5	7
麻溝台環境事業所												2	2		44	48
相模台収集事務所		1					1					1			12	15
橋本台環境事業所									1			2	2		38	43
津久井クリーンセンター		2					1		1	3			2	2	11	22
当麻地区拠点整備課												1				1
小田急相模原駅周辺整備事務所							2									2
相模大野駅周辺整備事務所							2									2
都市整備課							1					3				4

種 類 課・機関名	乗	軽	大	中	マ	バ	ラ	ト	ト	軽	ワ	軽	ダ	軽	そ	計
	用	乗	型	型	イ	バ	イ	ラ	ラ	ト	ン	ワ	ン	ダ	他	
	車	車	バ	バ	ク	ン	ト	ック	ック	ラ	ボ	ン	ン	ン	特	
			ス	ス	ロ		バン	(2.0t 以上)	(2.0t 未満)	ック	ック	ック	カー	カー	殊	
					バ						ス	ス			車	
					ス						ス	ス			両	
河 川 整 備 課							1									1
下 水 道 管 理 課							2					1				3
下 水 道 整 備 課							2									2
道 路 管 理 課							1					1				2
幹 線 道 路 整 備 課							2									2
道 路 補 修 課									2		1		1		5	9
南 土 木 事 務 所							2	1				6	2		3	14
緑 土 木 事 務 所												1				1
緑 土 木 事 務 所 (城 山 土 木 班)													1			1
(津 久 井 土 木 班)		1				1			1			2				5
(相 模 湖 土 木 班)												1				2
(藤 野 土 木 班)	1						3					2				6
(清 新 学 校 給 食 セ ン タ ー)												1				1
(城 山 学 校 給 食 セ ン タ ー)							1									1
(津 久 井 学 校 給 食 セ ン タ ー)												1				1
青 少 年 相 談 セ ン タ ー							2					3				5
相 模 川 自 然 の 村 屋 外 体 験 教 室									1			1				2
ふ る さ と 自 然 体 験 教 室										1		1				2
生 涯 学 習 課												11				11
(城 山 教 育 班)															5	5
(相 模 湖 教 育 班)		1														1
(藤 野 教 育 班)	1											1			3	5
津 久 井 生 涯 学 習 セ ン タ ー												1				1
図 書 館							1					1				2
(視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー)											1					1
相 模 大 野 図 書 館												1				1
橋 本 図 書 館							1									1
博 物 館		1					3					1				5
城 山 ま ち づ くり セ ン タ ー	1	2					1					7				11
津 久 井 ま ち づ くり セ ン タ ー	1	5					5					13				24
津 久 井 ま ち づ くり セ ン タ ー (串 川 出 張 所)												1				1
津 久 井 ま ち づ くり セ ン タ ー (鳥 屋 出 張 所)												1				1
津 久 井 ま ち づ くり セ ン タ ー (青 野 原 出 張 所)												1				1
津 久 井 ま ち づ くり セ ン タ ー (青 根 出 張 所)												1				1
相 模 湖 ま ち づ くり セ ン タ ー		2					5		1			1				9

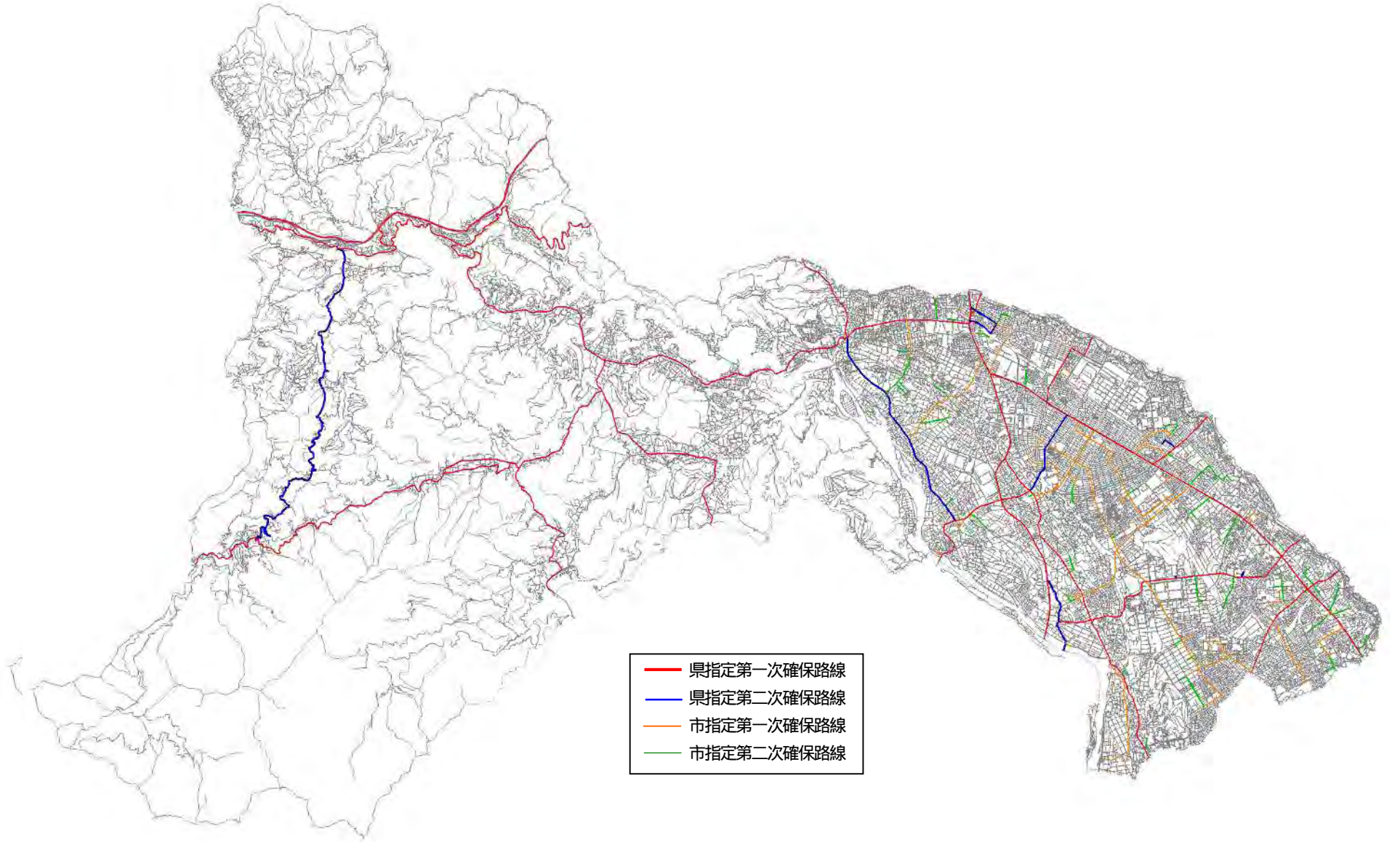
種 類 課・機関名	乗	軽	大	中	マ	バ	ラ	ト	ト	軽	ワ	軽	ダ	軽	そ	計
	用	乗	型	型	イ	バ	イ	ラ	ラ	ト	ン	ワ	ン	ン	他	
	車	車	バ	バ	ク	ス	ト	ック	ック	ラ	ボ	ン	プ	ダ	特	
			ス	ス	ロ	ス	バ	(2.0t	(2.0t	ック	ック	ック	カ	ン	殊	
					バ	ス	ン	以上)	未満)		ス	ス	ー	車	車	
藤野まちづくりセンター	3	4					1					1				10
消 防 本 部	3				1		5					29			11	49
計	43	62			1	2	88	1	11	7	6	196	15	3	184	619

特殊(種)車両内訳

- ・危機管理室 (起震車 2台、応急作業車 1台)
- ・管財課 (車いす移動車 1台)
- ・生活安全課
(安心安全まちづくり協議会)
(防犯広報車 1台、青色回転灯パトロール車 5台)
- ・障害福祉課 (身体障害者輸送車 4台、デイサービス支援 4台)
- ・城山保健福祉課 (身体障害者輸送車 1台)
- ・津久井保健福祉課 (デイサービス支援 1台)
- ・相模湖保健福祉課 (身体障害者輸送車 1台、デイサービス支援 2台)
- ・高齢者福祉課 (デイサービス支援 4台)
- ・介護予防推進課 (デイサービス支援 2台)
- ・国民健康保険課 (巡回往診車 3台)
- ・保育課 (幼稚園バス 3台)
- ・資源循環推進課 (キャブオーバー車(小型貨物) 1台)
- ・東清掃事業所 (ショベルローダー 1台、モービルバック(清掃車) 1台)
- ・南清掃工場 (バキューム車 1台、ホイールローダー 1台、散水車 1台、
油圧ショベルカー 3台、フォークリフト 1台)
- ・北清掃工場 (ショベルローダー 1台、ペイローダー 1台、電動フォークリフト 1台、バキューム車 1台、
ごみ収集車 1台)
- ・麻溝台収集事務所 (塵芥車 44台)
- ・橋本台収集事務所 (塵芥車 38台)
- ・相模台収集事務所 (し尿収集車 12台)
- ・津久井クリーンセンター (バキューム車 1台、塵芥車 4台、ショベルローダー 2台、
油圧ショベル 1台、移動式剪断機 1台、フォークリフト 1台、スーパ 1台)
- ・道路補修課 (路面清掃車 1台、ショベルローダー 1台、公共応急作業車 3台)
- ・南土木事務所 (ショベルローダー 1台、道路作業車 2台)
- ・生涯学習課
(城山教育班) (スクールバス{ワゴン} 1台)
(藤野教育班) (スクールバス 3台)

5 - 2 緊急輸送路線図

5-4



5 - 3 市指定緊急輸送路

(1) 第1次確保路線

(市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、出張所、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部が設置される場所を結ぶ路線)

路線名	区 間
市道相原大島	相原分署～職業能力開発総合大学校
市道橋本三谷	市道寿橋通交点～市道東橋本大山交点
市道東橋本大山	市道橋本三谷交点～市道橋本石神交点
市道橋本石神	市道東橋本大山交点～国道16号交点
市道橋本駅西口	国道16号交点～相模原協同病院
市道橋本下九沢	国道16号交点～市道下九沢49号交点
市道下九沢大島	市道下九沢49号交点～県道48号(鍛冶谷相模原)交点
県道48号(鍛冶谷相模原)	県道54号(相模原愛川)交点～田名小学校
市道堀之内陽原	県道54号(相模原愛川)交点～県道48号(鍛冶谷相模原)交点
河川敷進入路	高田橋～田名青少年広場
市道すすきの19号	県道503号(相模原立川)交点～市道すすきの氷川交点
市道すすきの氷川	市道すすきの19号交点～小山公民館
市道下九沢淵野辺	市道清新日金沢交点～市道村富星が丘交点
市道清新日金沢	市道下九沢淵野辺交点～市道下九沢229号交点
市道下九沢229号	市道清新日金沢交点～横山公民館
市道宮上横山	県道503号(相模原立川)交点～横山小学校
市道相模原横山	県道503号(相模原立川)交点～市道横山田中交点
市道横山田中	市道相模原横山交点～市道市役所前通交点
市道市役所前通	国道16号交点～県道57号(相模原大蔵町)交点
県道57号(相模原大蔵町)	市道市役所前通交点～県道46号(相模原茅ヶ崎)交点
市道久保田中	県道57号(相模原大蔵町)交点～上溝小学校
市道横山鹿沼	市道市役所前通交点～市道富士見丸崎交点
市道富士見丸崎	市道横山鹿沼交点～星が丘公民館
市道相模原横山	国道16号交点～市道南橋本弥栄荘
市道南橋本弥栄荘	市道相模原横山交点～市道相模富士見交点
市道相模富士見	市道南橋本弥栄荘交点～市道南橋本青葉交点
市道下九沢淵野辺	国道16号交点～市道淵野辺停車場山王交点
市道淵野辺停車場山王	市道下九沢淵野辺交点～淵野辺水防倉庫
市道相模淵野辺	市道下九沢淵野辺交点～県道57号(相模原大蔵町)交点
市道相模淵野辺	国道16号交点～共和小学校
市道南橋本青葉	市道相模富士見交点～市道嶽之内当麻交点
市道淵野辺青葉	市道南橋本青葉交点～青葉小学校
市道上溝2号	市道南橋本青葉交点～市道キャンブ淵野辺2号交点

路線名	区 間
市道淵野辺1号	市道キャンプ淵野辺2号交点～市道淵野辺大沼交点
市道淵野辺大沼	市道淵野辺1号交点～市道嶽之内当麻交点
市道嶽之内当麻	国道16号交点～市道当麻255号交点
市道当麻255号	市道嶽之内当麻交点～県道46号（相模原茅ヶ崎）交点
市道村富星が丘	市道下九沢淵野辺交点～県道57号（相模原大蔵町）交点
市道大沼古淵	国道16号交点～市道淵野辺中和田交点
市道淵野辺中和田	市道大沼古淵交点～大野小学校
市道大沼143号	県道52号（相模原町田）交点～大沼小学校
市道北里4号	県道相模原町田線交点～麻溝台高校
市道当麻97号	昭和橋～昭和橋スポーツ広場
市道磯部相武台	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点～市道新磯交点
市道新磯	市道磯部相武台交点～市道新戸15号交点
市道新戸15号	市道新磯交点～市道新戸64号交点
市道新戸42号	市道新戸64号交点～相模川グリーンライン交点
河川敷進入路	市道新戸42号交点～新戸スポーツ広場
市道新磯野	麻溝台分署～県道507号（相武台相模原）交点
市道磯部上出口	市道新戸翠ヶ丘交点～市道新磯野21号交点
市道相武台団地12号	県道507号（相武台相模原）交点～市道新磯野15号交点
市道新磯野15号	市道相武台団地12号交点～相武台出張所
市道新戸翠ヶ丘	県道51号（町田厚木）交点～市道麻溝南台交点
市道麻溝南台	市道新戸翠ヶ丘交点～市道相模台磯部交点
市道相模台磯部	市道麻溝南台交点～市道相模台75号交点
市道相模台75号	市道相模台磯部交点～桜台小学校
相模大野11号	県道51号（町田厚木）交点～市道磯部大野交点
市道磯部大野	相模大野11号交点～谷口台小学校
市道上鶴間	県道51号（町田厚木）交点～市道上鶴間419号交点
市道上鶴間419号	市道東林間翠ヶ丘交点～東林小学校
市道東林間翠ヶ丘	市道上鶴間419号交点～東林分署
市道南大野	国道16号交点～上鶴間分署
市道東林間	国道16号交点～市道上鶴間360号交点
市道上鶴間360号	市道東林間交点～市道上鶴間488号交点
市道上鶴間488号	市道上鶴間360号交点～上鶴間小学校

(2) 第2次確保路線

(第1次確保路線以外の路線で主に避難所(市立小学校)、総合体育館及び県立高校と市災害対策本部を結ぶ路線)

路線名	区 間
市道相原36号	国道413号交点～市道相原橋本交点
市道相原橋本	市道相原36号交点～市道相原46号交点
市道相原46号	市道相原橋本交点～当麻田小学校
市道橋本81号	国道413号交点～市道橋本80号交点
市道橋本80号	市道橋本81号交点～相原中学校
市道相原大島	職業能力開発総合大学校～県道48号(鍛冶谷相模原)交点
市道相原111号	市道相原大島交点～市道下九沢226号交点
市道下九沢226号	市道相原111号交点～二本松小学校
市道下九沢7号	市道相原大島交点～内出中学校
市道大島395号	市道相原大島交点～大沢高校
市道大島61号	市道相原大島交点～市道大島382号交点
市道大島382号	市道大島61号交点～大島小学校
市道塚場榎木戸	市道下九沢大島交点～九沢小学校
県道508号(厚木城山)	市道下九沢大島交点～市道下九沢373号交点
市道下九沢373号	県道508号(厚木城山)交点～北総合体育館
市道滝赤坂	県道48号(鍛冶谷相模原)交点～市道田名896号交点
市道田名896号	市道滝赤坂交点～田名北小学校
市道寿橋通	県道橋本停車場線交点～市道橋本37号交点
市道橋本37号	市道寿橋通交点～宮上小学校
市道橋本駅西口	相模原協同病院～相原高校
市道宮上横山	国道16号交点～小山中学校
市道清兵新田14号	県道503号(相模原立川)交点～清新中学校
市道上溝305号	県道46号(相模原茅ヶ崎)交点～上溝高校
市道田名452号	県道54号(相模原愛川)交点～相模田名高校
市道富士見丸崎	星が丘公民館～陽光台小学校
市道田尻番田	県道46号(相模原茅ヶ崎)交点～上溝南小学校
市道磯部11号	県道46号(相模原茅ヶ崎)交点～相陽中学校
市道新戸32号	県道46号(相模原茅ヶ崎)交点～新磯高校
県道57号(相模原大蔵町)	市道南橋本青葉交点～市道上溝21号交点
市道上溝21号	県道57号(相模原大蔵町)交点～並木小学校
市道淵野辺青葉	市道南橋本青葉交点～弥栄小学校
市道上溝50号	県道507号(相武台相模原)交点～緑が丘中学校
市道淵野辺中和田	県道57号(相模原大蔵町)交点～共和中学校
市道大野北中前	市道下九沢淵野辺交点～大野北中学校
市道淵野辺停車場山王	市道下九沢淵野辺交点～市道上矢部淵野辺交点

路線名	区 間
市道上矢部淵野辺	市道淵野辺停車場山王交点～大野北小学校
市道嶽之内当麻	国道16号交点～市道淵野辺古淵交点
市道淵野辺古淵	市道嶽之内当麻交点～市道山王平嶽之内交点
市道山王平嶽之内	市道淵野辺古淵交点～市道淵野辺109号交点
市道淵野辺109号	市道山王平嶽之内交点～市道淵野辺110号交点
市道淵野辺110号	市道淵野辺109号交点～淵野辺東小学校
市道当麻大沼	国道16号交点～市道大野台6号交点
市道大野台6号	市道当麻大沼交点～大野台中央小学校
市道古淵麻溝台	国道16号交点～市道大沼43号交点
市道大沼43号	市道古淵麻溝台交点～大野台中学校
市道淵野辺中和田	県道52号(相模原町田)交点～鶴野森中学校
市道大沼通	県道52号(相模原町田)交点～市道双葉4号
市道双葉4号	市道大沼通交点～双葉小学校
市道麻溝南台	県道52号(相模原町田)交点～市道麻溝台86号交点
市道麻溝台86号	市道麻溝南台交点～麻溝台中学校
市道新磯野5号	県道507号(相武台相模原)交点～若草中学校
市道磯部上出口	市道新磯野21号交点～相武台中学校
市道新磯野21号	市道磯部上出口交点～市道新磯野15号交点
市道鶴野森大野	市道磯部大野交点～大野南中学校
市道南中通	市道鶴野森大野交点～相模台工業高校
市道淵野辺中和田	市道鶴野森下森交点～谷口中学校
市道鶴野森下森	市道淵野辺中和田交点～鹿島台小学校
市道南大野	国道16号交点～市道下森中和田交点
市道下森中和田	市道南大野交点～市道上鶴間191号交点
市道上鶴間191号	市道下森中和田交点～谷口小学校
市道大野金山	国道16号交点～鶴園小学校
市道上鶴間738号	国道16号交点～市道上鶴間237号
市道上鶴間237号	市道上鶴間738号交点～上鶴間高校
市道上鶴間360号	市道上鶴間488号交点～市道翠ヶ丘交点
市道翠ヶ丘	市道上鶴間360号交点～市道上鶴間743号交点
市道上鶴間743号	市道翠ヶ丘交点～東林中学校
市道南大野	上鶴間分署～新町中学校
市道嶽之内当麻	当麻255号交点～当麻86号交点
市道当麻86号	嶽之内当麻交点～夢の丘小学校
市道東林間翠ヶ丘	東林分署～相模カンツリークラブ

5 - 4 県指定緊急輸送路

(1) 第1次確保路線

(高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

路線名	区 間
国道16号	全線
国道20号	東京都境から山梨県境までの間
国道129号	全線
国道412号	津田伝田交差点から相模湖駅前交差点までの間
国道413号	全線
県道46号(相模原茅ヶ崎)	全線
県道48号(鍛冶谷相模原)	東京都境～国道413号交点(川尻農協前)
県道51号(町田厚木)	東京都境～国道43号(藤沢厚木)交点
県道52号(相模原町田)	東京都境～国道129号交点
県道54号(相模原愛川)	全線
県道57号(相模原大蔵町)	東京都境～国道16号交点[淵野辺]
県道64号(伊勢原津久井)	全線
県道503号(相模原立川)	東京都境～国道16号交点[清新]
県道508号(厚木城山)	県道46号(相模原茅ヶ崎)交点[上溝]～国道129号交点[作の口陸橋]

(2) 第2次確保路線

(第1次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

路線名	区 間
県道48号(鍛冶谷相模原)	国道413号交点[川尻農協前]～県道54号(相模原愛川)交点[上田名]
県道76号(山北藤野)	国道20号交点～国道413号交点
県道502号(淵野辺停車場)	全線
県道503号(相模原立川)	県道相46号(模原茅ヶ崎)交点[上溝]～国道16号交点[駅入口]
県道505号(橋本停車場)	全線
県道508号(厚木城山)	国道129号交点[厚木市上依知]～国道129号交点[相模原市田名]
市道市役所前通	相模原市役所～国道16号交点
市道橋本59号線	全線
市道淵野辺・境橋線	全線
市道橋本駅北口線	全線
市道橋本・大河原線	全線
市道橋本・小山線	全線

5 - 5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所在地	東西×南北 m	面積㎡
横山公園陸上競技場	中央区横山5-11-50	130 × 70	9,100
県立相模原高校	中央区横山1-7-20	80 × 120	9,600
県立麻溝台高校	南 区北里2-11-1	110 × 100	11,000
谷口台小学校	南 区文京2-12-1	100 × 50	5,000
若草小学校	南 区新磯野2329	80 × 50	4,000
田名青少年広場	中央区田名11222	80 × 50	4,000
昭和橋スポーツ広場	南 区当麻3539	70 × 70	4,900
新戸スポーツ子どもの広場	南 区新戸500	280 × 100	28,000
相模丘中学校	緑 区久保沢 2-22-4	90 × 90	8,100
津久井又野公園	緑 区又野 829	80 × 145	11,600
神奈川県津久井馬術場駐車場	緑 区鳥屋 2255-1	50 × 60	3,000
青野原グラウンド	緑 区青野原 2118	130 × 120	15,600
青根中学校	緑 区青根 1289	100 × 120	8,000
与瀬グラウンド	緑 区与瀬 884	110 × 70	7,700
内郷グラウンド	緑 区寸沢嵐 823	113 × 66	7,458
帝京大学グラウンド	緑 区寸沢嵐 1173-1	90 × 90 (2箇所)	16,200
相模湖林間公園	緑 区若柳 1432-2	120 × 120	13,000
内郷中学校グラウンド	緑 区寸沢嵐 2742-4	80 × 140	9,311
名倉グラウンド	緑 区名倉 1000	100 × 150	15,000

5 - 6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所在地	面積㎡
昭和橋スポーツ広場	南 区当麻3539	4,900
県立弥栄高校	中央区弥栄3-1	15,200
津久井又野公園	緑 区又野829	10,400

6 要領・規程・協定(無線・情報)

6 - 1 相模原市防災行政用無線局管理運用規程

昭和56年 5月 1日告示第38号

改正

昭和61年 3月31日告示第37号
平成元年 7月31日告示第96号
平成 2年 4月 1日告示第44号
平成 3年 4月 1日告示第56号
平成 4年12月25日告示第165号
平成 9年 4月 1日告示第76号
平成11年 4月 1日告示第74号
平成13年 8月 1日告示第185号
平成15年 4月 1日告示第69号
平成17年 4月 1日告示第89号
平成19年 4月 1日告示第159号
平成22年 3月31日告示第126号
平成23年 3月22日告示第122号

相模原市防災行政用無線局管理運用規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第14条）
- 第 2 章 地域防災無線の運用（第15条 第18条）
- 第 3 章 同報無線の運用（第19条 第25条）
- 第 4 章 補則（第26条・第27条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、電波法（昭和25年法律第131号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、相模原市防災行政用無線局（電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局で、本市の防災及び行政事務に使用することを目的として設置するものをいう。以下「無線局」という。）の管理及び運用について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地局統制局 陸上移動局を通信の相手方とする通信統制機能を有する移動しない無線局をいう。
- (2) 中継基地局 基地局統制局と陸上移動局及び陸上移動局相互の通信を中継する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載、可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (4) 地域防災無線 基地局統制局と陸上移動局間又は陸上移動局相互で直接又は中継基地局を経由する通信システムを総称したものをいう。
- (5) 固定系親局通信所 固定系親局の操作装置で統制機能を有するものの設置場所をいう。
- (6) 固定系親局送受信所 特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (7) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備で、屋外型放送設備及び戸別受信設備をいう。
- (8) 同報無線 固定系親局と固定系子局の通信システムを総称したものをいう。
- (9) 無線系 前各号の無線設備及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (10) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線系関係職員)

第2条の2 無線系に総括管理者、使用管理責任者、使用管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第3条 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括する。

2 総括管理者は、危機管理監をもつて充てる。

(使用管理責任者)

第3条の2 使用管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行う。

2 使用管理責任者は、危機管理室長をもつて充てる。

(使用管理者)

第4条 次のところには、使用管理者を置く。

(1) 基地局統制局、中継基地局、固定系親局通信所及び固定系親局送受信所

(2) 市の機関に配置した陸上移動局

2 使用管理者は、使用管理責任者の指示により、当該無線局及びその通信の相手方となる陸上移動局(使用管理者の置かれているものは除く。)の管理及び運用の業務を所掌し、通信取扱責任者を指揮監督する。

3 使用管理者は、第1項各号に掲げる無線局が置かれている課又は機関の長をもつて充てる。ただし、基地局統制局、中継基地局及び固定系親局送受信所については危機管理室長を、固定系親局通信所については広聴広報課長又は指令課長をもつて充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、使用管理者の命を受け、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び安全に努める。

3 通信取扱責任者は、使用管理者が職員の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置等)

第6条 総括管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもつて無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌の記載を行う。

2 基地局統制局に配置された無線従事者は、通信の相手方となる陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指導する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導の下に電波法及び同法に基づく命令(以下「電波法令」という。)を遵守しなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(業務書類等の管理)

第9条 総括管理者は、電波法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 総括管理者は、電波法令の集録を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 総括管理者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管しておくものとする。

(業務報告)

第10条 基地局統制局の使用管理者は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに、使用管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、無線業務報告書により行うものとし、その際、無線業務日誌を添付するものとする。

3 使用管理責任者は、毎年1月から12月までの期間に係る無線業務日誌抄録を作成し、総括管理者に報告しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第11条 無線設備の正常な機能を確保するため、次に掲げる点検を無線設備点検記録表により行

う。

- (1) 始業時点検 始業時に無線従事者又は通信取扱者が所属の無線設備について行う。
- (2) 総括管理者は、無線設備の定期点検を年1回以上実施するほか、日常の維持管理を行う。
- (3) 臨時点検 総括管理者が必要と認めた事項について随時行う。

2 無線従事者又は通信取扱者は、保守点検の結果異常を発見したときは、直ちに総括管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(通信訓練)

第12条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練及び地域防災無線による情報収集訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第13条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令、無線設備の取扱方法等の研修を行うものとする。

(時刻の呼称)

第14条 無線系に使用する時刻の呼称は、24時制とする。ただし、同報無線を使用する無線放送(以下「放送」という。)の放送内容については、この限りでない。

第2章 地域防災無線の運用

(通信の種別)

第15条 地域防災無線に係る通信の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般通信 一般行政事務に関する通信
- (2) 緊急通信 地震、水火災、台風その他の災害(以下「災害」という。)に関する通信
- (3) 試験通信 無線設備の試験に関する通信

(通信範囲)

第16条 地域防災無線の通信範囲は、相模原市内及びその周辺とする。

(無線局の開局日及び開局時間)

第17条 基地局統制局及び陸上移動局の開局日は、原則として、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する休日を除く日とし、開局時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 前項に規定する時間以外に、基地局統制局又は陸上移動局を開局し、又は閉局するときは、当該無線局は、その旨を事前に相手局に連絡しなければならない。
- 3 車載型及び携帯型の陸上移動局が移動中又は特定しない地点に停止中通信を行うときは、必要に応じて相手局に対し、自局の通信位置を連絡するものとする。

(通信統制)

第18条 基地局統制局は、陸上移動局の通信統制を行う。

第3章 同報無線の運用

(放送事項)

第19条 放送は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 市政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(放送の方法)

第20条 放送は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 一斉放送 全市に放送する。
- (2) 一斉放送(A群・B群・C群) 固定系子局をA群、B群及びC群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市に放送する。
- (3) 群別放送 おおむね各公民館を中心とした特定地域だけに放送する。
- (4) 個別放送 固定系子局1局の特定地域だけに放送する。

(放送の種別)

第21条 放送の種別は、一般放送、緊急放送及び時刻放送とする。

2 一般放送は、原則として次の時刻に行う。

(1) 8時(休日は、9時)

(2) 12時

(3) 17時(1月、11月及び12月は、16時)

3 緊急放送は、防災に関する緊急放送(以下「防災緊急放送」という。)、消防庁が運用する全国瞬時警報システムによる緊急放送(以下「J A L E R T緊急放送」という。)及びその他の緊急放送とし、必要の都度行う。

4 時刻放送は、無線設備の保守点検を兼ねてチャイムにより毎日12時及び17時(1月、11月及び12月は、16時)に行う。

(放送の手續)

第22条 一般放送及びその他の緊急放送を必要とする者は、別に定める手續により広聴広報課長又は指令課長の承認を得なければならない。

2 防災緊急放送及びJ A L E R T緊急放送の手續は、別に定める。

(固定系子局を使用する放送)

第23条 市長の指定する者(以下この条において「指定操作員」という。)は、第19条各号に掲げる事項に準ずる事項を、最寄りの固定系子局を使用して拡声放送することができる。

2 総括管理者は、指定操作員にあらかじめ固定系子局放送用の鍵及び放送記録簿を保管させるものとする。

3 指定操作員は、固定系子局を使用して放送を行つたときは、その都度放送記録簿に所定の事項を記載し、当月分を翌月10日までに、最寄りの消防署を通じて総括管理者に提出するものとする。

(放送の制限)

第24条 総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、定時放送を制限することができる。

(放送の記録等)

第25条 固定系親局通信所及び固定系親局送受信所の無線従事者は、放送を行つたときは、無線業務日誌に所定の事項を記載するとともに放送文を整理保存しなければならない。

第4章 補則

(様式)

第26条 この告示の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日告示第37号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年7月31日告示第96号)

この告示は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日告示第44号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成3年4月1日告示第56号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成4年12月25日告示第165号)

この告示は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日告示第76号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成13年8月1日告示第185号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日告示第69号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日告示第89号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第159号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第126号）
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日告示第122号）
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

6 - 2 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程第21条、第22条、第23条、第24条及び第26条の規定に基づき、相模原市防災行政用無線局のうち、固定系親局及び固定系子局の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(一般放送事項)

第2条 一般放送は、別表第1に定める放送事項区分に応じ、同表に定める放送時刻及び放送方法により実施する。

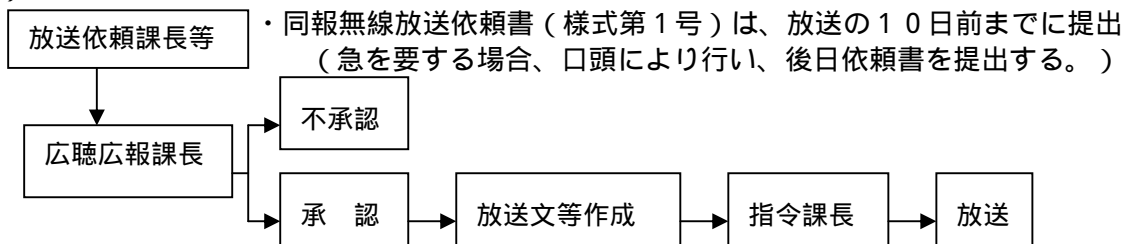
(緊急放送事項)

第3条 緊急放送は、別表第2に定める放送事項区分に応じ、同表に定める放送時刻、放送方法及び放送文例により実施する。

(放送の手續等)

第4条 一般放送及び緊急放送を行なう場合の手續は、次に定めるとおりとする。

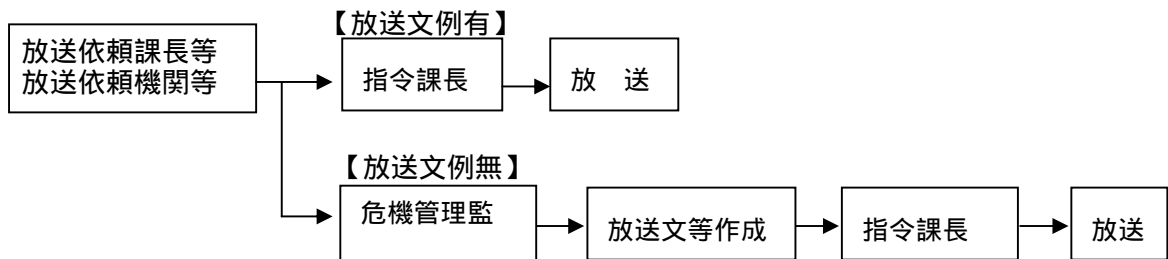
(1) 一般放送の場合



ただし、防災訓練については、(2)アの例による。

(2) 緊急放送の場合

ア 防災緊急放送の場合



・ 同報無線放送依頼書

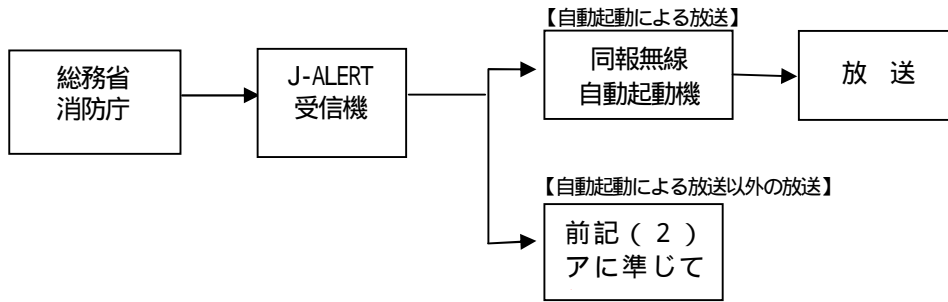
(様式第2号)、口頭等

別表第2「その他緊急を要する事項」の放送に関しては、様式第2号により危機管理監の承認を得て、指令課長に依頼する。

放送文例無の場合、広聴広報課長が放送文案を作成する。ただし、災害対策本部が未設置の場合は、危機管理室長が放送文案を作成する。

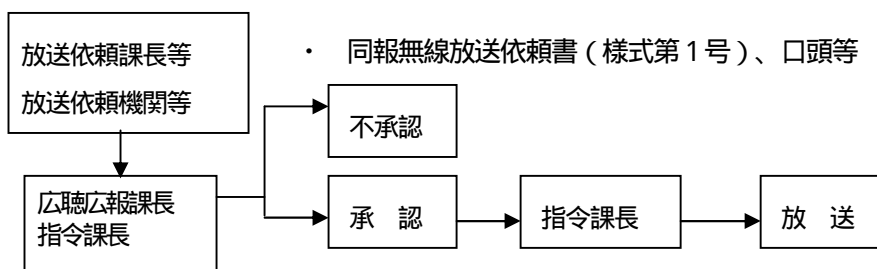
放送実施後、指令課長は放送内容を広聴広報課長宛通報する。

イ J - A L E R T緊急放送の場合



放送実施後、指令課長は放送内容を広聴広報課長宛通報する。

ウ その他の緊急放送の場合



・関係機関との調整

・「承認」の場合、依頼者へ連絡

地域に限定した防犯に関する事項、熊、猿及び猪等の出没等に関する事項に関しては、広聴広報課長に依頼し、承認を得て放送するものとする。

光化学スモッグに関する事項、行方不明及び迷子等に関する事項に関しては、指令課長に依頼し、承認を得て放送するものとする。

(放送の制限)

第5条 総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、時刻放送及び一般放送又は固定系親局の運用を制限することができる。

(屋外型放送設備拡声装置の取扱い)

第6条 屋外型放送設備拡声装置(以下「拡声装置」という。)の取扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 拡声装置のマイクボックスの鍵は、危機管理室及び消防署、分署等、津久井地区の各まちづくりセンターが保管し、拡声装置を使用する場合は、消防職員が立ち会うものとする。

(2) 拡声装置を防災訓練等に使用する場合は、同報無線固定系子局使用届出書(様式第3号)により、危機管理監に届け出る。ただし、災害等の緊急時に、危機管理監又は消防局長が拡声装置の使用を必要と認めるときは、指令課に通報して使用するものとする。

(異常時の措置)

第7条 拡声装置の故障等により、拡声装置から騒音が発生するような場合には、直ちに最寄りの消防署、分署等に依頼して拡声装置の電源を遮断する。ただし、災害等により消防部隊が出勤中の場合は、危機管理室職員又は津久井地区においては、各まちづくりセンター職員が出向いて電源を遮断する。

2 騒音発生に伴う拡声装置の修理にあたっては、専門業者に修理依頼するとともに、故障原因を究明し、再発防止を図る。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第3号

同報無線固定系子局使用届出書

平成 年 月 日

危機管理監 殿

消防署長

相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱第6条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

使用日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
使用子局 管理番号	
使用目的	
放送文	
使用責任者	相模原消防署 分署 氏名 南 消防署 分署 氏名 北 消防署 分署 氏名 津久井消防署 分署・出張所 氏名
備考	

別表第1（第2条関係）

一 般 放 送 事 項

放 送 事 項	放 送 時 刻	放 送 方 法
1 防災訓練に関する事項	防災訓練計画の定めによる。	
2 火災予防運動に関する事項 原則として運動期間中に1回	原則として17時（1月、11月及び12月は16時）とする。	時刻放送のチャイムが終わった後、定時放送合図として、相模原市民の歌のメロディ放送後に、一斉放送（A群・B群・C群）を行う。
3 交通安全運動に関する事項 原則として運動期間中に1回	原則として17時（1月、11月及び12月は16時）とする。	
4 前記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める放送事項	原則として一般放送の時刻とする。	

別表第2 (第3条関係)

緊急放送事項

放送事項	放送時刻	放送方法
<p>【防災緊急放送】</p> <p>1 地震に関する事項</p> <p>(1) 警戒宣言等に関する事項</p> <p>ア 東海地震注意情報発表に関する放送 放送文例 1</p> <p>イ 東海地震注意情報発表中に関する放送 放送文例 2,3</p> <p>ウ 東海地震注意情報解除の放送 放送文例 4</p> <p>エ 東海地震予知情報発表に関する放送 放送文例 5</p> <p>オ 東海地震予知情報解除に関する放送 放送文例 6</p> <p>カ 警戒宣言の発令に関する放送 放送文例 7</p> <p>キ 警戒宣言の発令中に関する放送 放送文例 8~10</p> <p>ク 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p> <p>ケ 警戒宣言の解除に関する放送 放送文例 11</p> <p>(2) 地震発生時に関する事項</p> <p>ア 震度階別(震度4、5弱、5強、6以上) 放送文例 12,13,14,15,16,17</p> <p>イ 被害の防止等に関する放送 放送文例 18,19,20,21,22</p> <p>ウ 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p>	<p>・東海地震注意情報受信時</p> <p>・東海地震注意情報受信後、状況に応じて、適時</p> <p>・東海地震注意情報解除時</p> <p>・東海地震予知情報受信時</p> <p>・東海地震予知情報解除時</p> <p>・警戒宣言発令時</p> <p>・状況に応じて、適時</p> <p>・災害対策本部長から指示があったとき</p> <p>・警戒宣言解除時</p> <p>・地震発生から1分以内(自動放送)</p> <p>・地震発生以後の状況に応じて適時</p> <p>・災害対策本部長から指示があったとき</p>	<p>・ドミソドのチャイムを2回繰返した後、一斉放送(A群・B群・C群)を行う。放送終了合図としてドミソドのチャイムを1回放送する。</p> <p>・地震防災信号として一斉放送で、約45秒 休 約45秒</p> <p style="text-align: center;">  約15秒 のサイレンを吹鳴した後一斉放送(A群・B群・C群)を行う。 </p> <p>・前記(1)アに準じて行う。</p> <p>・前記(1)アに準じて行う。ただし、特定地域の群別又は個別放送を選択して行う。</p> <p>・前記(1)アに準じて行う。</p> <p>・前記(1)アに準じて行う。</p> <p>・前記(1)アに準じて行う。</p> <p>・前記(1)クに準じて行う。</p>

<p>【J - A L E R T緊急放送】</p> <p>1 国民の保護に関する事項</p> <p>(1) 弾道ミサイル情報に関する事項 放送文例 41</p> <p>(2) 航空攻撃情報に関する事項 放送文例 42</p> <p>(3) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報に関する事項 放送文例 43</p> <p>(4) 大規模テロ情報に関する事項 放送文例 44</p> <p>(5) 緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報に関する事項</p>	<p>・ J - A L E R T受信時(自動放送)</p>	<p>・ 国民保護有事サイレンを 14 秒吹鳴後、一斉放送(A 群・B 群・C 群)を行う。放送終了合図として下り4音チャイムを放送する。</p>
<p>2 地震に関する事項</p> <p>(1) 緊急地震速報に関する事項 放送文例 45</p> <p>(2) 東海地震予知情報に関する事項 放送文例 46</p>	<p>J - A L E R T受信時(自動放送)</p>	<p>緊急地震速報チャイム後、一斉放送(A 群・B 群・C 群)を行う。放送終了合図として下り4音チャイムを放送する。</p> <p>上がり4音チャイム後、一斉放送(A群・B群・C群)を行う。放送終了合図として下り4音チャイムを放送する。</p>
<p>【その他の緊急放送】</p> <p>1 光化学スモッグに関する事項 (光化学スモッグ注意報・警報・重大警報の発令及び解除時であって、必要と認められる場合) 放送文例 47～52</p> <p>2 行方不明及び迷子等に関する事項</p> <p>(1) 行方不明及び迷子等依頼に関する事項 (警察署等からの要請に基づくもので、人命保護上、必要と認められるもので、家族の放送了承が得られる場合) 放送文例 53</p> <p>(2) 行方不明及び迷子等発見に関する事項 放送文例 54</p> <p>3 地域に限定した防犯に関する事項 (警察署又は防犯協会からの要請に基づくもので、人命保護上、必要と認められる場合) 放送文例 55</p> <p>4 熊、猿及び猪等の出没等に関する事項 (警察者等からの情報により市民生活に危険が及ぶ可能性があり、注意喚起が必要と認められる場合) 放送文例 No.56</p>	<p>・ 光化学スモッグ注意報・警報・重大警報発令時。</p> <p>・ 原則として日没までとするが、止むを得ない場合は、22時までとする。 ただし、放送要請に基づき、緊急性を有するものについては、時間を問わないものとする。</p> <p>・ 発見された旨の連絡が得られたとき。 ただし、20時以降の場合は、翌日に行う。</p> <p>・ 放送要請に基づき、放送が必要と判断されたとき。 原則として日没までとするが、止むを得ない場合は、22時までとする。</p> <p>・ 放送が必要と判断されたとき。 原則として日没までとするが、止むを得ない場合は、22時までとする。</p>	<p>・ 前記(1)クに準じて行う。</p> <p>・ 前記(1)クに準じて行う。</p> <p>・ 前記(1)クに準じて行う。</p> <p>・ 前記(1)クに準じて行う。</p>

放送文例

1 警戒宣言等に関する事項

	放送事項	放送内容
1	東海地震注意情報発表に関する放送	<p>相模京市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、気象庁から東海地震注意情報発表されました。</p> <p>今後、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、警戒宣言が発令されます。</p> <p>市民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に注意して、冷静に行動して下さい。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模京です。</p>
2	東海地震注意情報発表中に関する放送（地震への備え1）	<p>相模京市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、東海地震注意情報発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。 ・食糧や水などを準備して下さい。 ・タンスや食器棚が倒れないようにして下さい。 ・家族の連絡方法を互いに確認して下さい。 ・遠出や、車の使用はなるべく控えて下さい。 ・新しい情報が入り次第お知らせします。」 <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模京です。</p>
3	東海地震注意情報発表中に関する放送（地震への備え2）	<p>相模京市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、東海地震注意情報発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオの情報に注意して、おちついて行動して下さい。 ・地震で恐ろしいのは事です。 ・火を使う場合は、その場を離れないで下さい。 ・新しい情報が入り次第お知らせします。」 <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模京です。</p>
4	東海地震注意情報解除の放送	<p>相模京市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、東海地震注意情報、解除されました。</p> <p>詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模京です。</p>
5	東海地震予知情報発表に関する放送	<p>相模京市災害対策本拠からお知らせします。</p> <p>「ただいま、気象庁から東海地震予知情報が発令されました。</p> <p>今後、内閣総理大臣から、警戒宣言が発令される可能性があります。</p> <p>市民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に注意して、冷静に行動して下さい。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模京です。</p>

6	東海地震予知情報解除に関する放送	<p>相模原市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>「ただし、東海地震予知情報解除されました。</p> <p>詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>
7	警戒宣言の発令に関する放送	<p>相模原市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>「ただし、内閣総理大臣から地震警戒宣言が発令されました。</p> <p>ただし、内閣総理大臣から地震警戒宣言が発令されました。</p> <p>市民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報を注意して、おちついて行動して下さい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の元にご注意し、地震の発生に備えて下さい。 ・新しい情報が入り次第お知らせします。 ・おちついて行動して下さい。」 <p>こちらは、防災相模原です。</p>
8	警戒宣言発令中に関する放送（地震静夜の放送）	<p>相模原市災害対策本部から地震静夜をお知らせします。</p> <p>「（地震静夜の要旨を放送）、</p> <p>新しい情報が入り次第お知らせします。</p> <p>おちついて行動して下さい。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>
9	警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え 1）	<p>相模原市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>「地震災害を防ぐためには、市民皆さんの協力が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオの情報を注意して、おちついて行動して下さい。 ・火の元にご注意し、火事を起こさないようにして下さい。 ・食糧や水などを準備して下さい。 ・地震が発生したときは、隣近所で助け合ってください。」 <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>
10	警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え 2）	<p>相模原市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>「ただし、地震の警戒宣言発令中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震で恐ろしいのは、火が来るだけではないようにして下さい。 ・火を使う場合は、その場を離れないで下さい。 ・タンスや食器棚が倒れないようにして下さい。 ・ブロック塀は、近づかないようにして下さい。」 <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>
11	警戒宣言解除に関する放送	<p>相模原市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>「ただし、地震警戒宣言が解除されました。</p> <p>ただし、地震警戒宣言が解除されました。</p> <p>詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認して下さい。</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>

2 地震発生時に関する事項

	放送事項	放送内容
12	震度4の場合	相模原市からお知らせします。 「ただいま、震度4の地震を観測しました。 ・おちついて、火の元を確かめて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
13	震度5弱の場合	相模原市からお知らせします。 「ただいま、震度5弱の地震を観測しました。 ・おちついて、火の元を確かめて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。 ・余震に注意して下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
14	震度5強の場合	こちらは、相模原市です。 「ただいま、震度5強の地震を観測しました。 ・おちついて行動して下さい。 ・火の元は、消して下さい。 ・ガスの元栓を締めて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
15	震度6弱の場合	こちらは、相模原市です。 「ただいま、震度6弱の地震を観測しました。 ・おちついて行動して下さい。 ・火の元は、消して下さい。 ・ガスの元栓を締めて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 こちらは、防災相模原です。
16	震度6強の場合	こちらは、相模原市です。 「ただいま、震度6強の地震を観測しました。 ・おちついて行動して下さい。 ・火の元は、消して下さい。 ・ガスの元栓を締めて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 こちらは、防災相模原です。
17	震度7の場合	こちらは、相模原市です。 「ただいま、震度7の地震を観測しました。 ・おちついて行動して下さい。 ・火の元は、消して下さい。 ・ガスの元栓を締めて下さい。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 こちらは、防災相模原です。
18	震度5弱の地震発生後 (余震が続くとき、注意 放送の必要があるとき)	こちらは、相模原市です。 「余震が続くと思われます。 ・おちついて行動して下さい。 ・火は、しばらく使わないで下さい。 ・ブロック塀などに、注意して下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
19	震度5強以上の地震発生 後 (勤務時間内で余震が続 くとき、注意放送の必要 があるとき)	こちらは、相模原市です。 「余震が続くと思われます。 ・おちついて行動して下さい。 ・慌てて外に飛び出すのは、危険です。 ・火の元は消しましたか。 ・ガスの元栓は締めましたか。 ・火が出たら大声を出してみんなの協力で消して下さい。 ・また、火災や救助、救急は、最寄の出張所、消防署に知らせて下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

20	震度 5 強以上の地震発生後 (勤務時間外で余震が続くとき、注意放送の必要があるとき)	こちらは、相模原市です。 「余震が続くと思われま す。 ・おちついて行動して下さい。 ・慌てて外に飛び出すのは、危険です。 ・火の元は消しましたか。 ・ガスの元栓は締めましたか。 ・火が出たら大声を出してみんなの協力で消して下さい。 ・また、火災や救助、救急は、最寄の消防署に知らせて下さい。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。
21	震度 5 強以上の地震発生後 (危害予防放送の必要があるとき)	こちらは、相模原市です。 「隣近所で助けを求めている人がいないか確かめて下さい。 ・みんなの協力で助け合ってください。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。
22	震度 5 強以上の地震発生後 (市民への勇気付けを必要とするとき)	こちらは、相模原市です。 「市民の皆さん、私は市長の……です。 ・ただいまの地震によって、市内各地に多くの被害が出ています。 ・市民の皆さんのご苦勞は、大変なことと思いますが、元気を出して頑張ってください。 ・市は、災害対策本部を設置して総力をあげて対策を進めております。 ・市民の皆さん、元気をだして下さい。頑張りましょう。」 こちらは、防災相模原です。

3 停電時に関する事項

	放送事項	放送内容
23	停電時に関する放送 1 (広域的な停電の発生を 覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、広い範囲にわたり停電しています。 東京電力で、事故の原因を調査しています。 しばらくの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。
24	停電時に関する放送 2 (停電の原因が判明して いるとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、(停電原因)のため、広い範囲にわたり停電しています。 東京電力では、復旧作業を急いでおります。 しばらくの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。
25	停電時に関する放送 3 (停電の復旧見込み情報 を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)の停電は、東京電力によりますと、 (復旧見込み時刻等)頃、復旧される見込です。 もうしばらく、ご協力をお願いします。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。
26	停電時に関する放送 4 (復旧見込み時間を過ぎ ても完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)の停電は、東京電力で復旧作業を急いでおりますが、遅いところでは、 (完全復旧見込み時間)頃まで、かかる見込です。 もうしばらく、ご協力をお願いします。」 本文のみ 2 回繰り返す こちらは、防災相模原です。

4 断水時に関する事項

	放送事項	放送内容
27	断水時に関する放送 1 (広域的な断水を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、広い範囲にわたり断水しています。 水道局で、事故の原因を調査しています。 しばらくの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
28	断水時に関する放送 2 (断水の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、(断水原因)のため、広い範囲にわたり断水しています。 水道局では、復旧作業を急いでおります。 しばらくの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
29	断水時に関する放送 3 (断水の復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)の断水は、水道局によりますと、 (復旧見込み時刻等)頃、復旧される見込です。 もうしばらく、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
30	断水時に関する放送 4 (復旧見込み時間を過ぎても完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)の断水は、水道局で復旧作業を急いでおりますが、遅いところでは、 (完全復旧見込み時間)頃まで、かかる見込です。 もうしばらく、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

5 電話回線の不通時に関する事項

	放送事項	放送内容
31	電話回線の不通時に関する放送 1 (広域的な電話の不通を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、広い範囲にわたり電話が不通になっています。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせ下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
32	電話回線の不通時に関する放送 2 (電話の不通の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、(不通の原因)のため、広い範囲にわたり電話が不通になっています。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせ下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
33	電話回線の不通時に関する放送 3 (電話の復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)で不通になっている電話は、NTT によりますと、(復旧見込み時刻等)頃、復旧される見込です。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせ下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
34	電話回線の不通時に関する放送 4 (復旧見込み時間を過ぎても完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)で不通になっている電話は、NTT で復旧作業を急いでおりますが、遅いところでは、(完全復旧見込み時間)頃まで、かかる見込です。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせ下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

6 テレビ放送の受信不能に関する事項

	放送事項	放送内容
35	テレビ放送の受信不能時に関する放送 1 (広域的なテレビ放送の受信不能を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、広い範囲にわたりテレビ放送が受信不能になっています。 復旧までの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
36	テレビ放送の受信不能時に関する放送 2 (受信不能の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の()地域)で、(原因)のため、広い範囲にわたりテレビ放送が受信不能になっています。 復旧までの間、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
37	テレビ放送の受信不能時に関する放送 3 (復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の()地域)で受信不能となっているテレビ放送は、(復旧見込み時刻等)頃、復旧される見込です。 もうしばらく、ご協力をお願いします。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

7 大雪時に関する事項

	放送事項	放送内容
38	大雪時の危害防止に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「雪のため、路面が凍結してスリップ事故が発生しています。 足元には、十分注意して下さい。 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

8 道路の通行止めや公共交通機関の運休等に関する事項

	放送事項	放送内容
39	<p>道路の通行止めや公共交通機関の運休等に関する事項 1 (通行止め等の発生を覚知したとき)</p>	<p>相模原市役所、ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「(原因)により、 (原因：台風、大雪、がけ崩れの影響 など) (時間)、 (時間：現在、時現在、時 分から など) (事象)は、 (事象：(通行止めとなっている路線、運休になっている交通機関 など)</p> <p>(路線名、交通機関名)の(場所) (路線名、交通機関名)の(場所) (場所：全線、 から の間 など) … です。</p> <p>(1以外の路線、公共交通機関等の状況をお知らせが必要な場合は、それに沿う一文) (例)・なお、線は全線で運休しています。 ・なお、国道 線の から の間が、時 分頃から通行止めになる予定です。 など</p> <p>(注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) 」 (例) 町地域の道路については、凍結箇所が多いため、通行には十分注意してください。 など</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>
40	<p>道路の通行止めや公共交通機関の運休等に関する事項 2 (通行止め等の復旧(見込み)情報を覚知したとき)</p>	<p>相模原市役所、ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「(事象) (事象：通行止めになっていました、運休になっていました など)</p> <p>(路線名、交通機関名)の(場所) (路線名、交通機関名)の(場所) (場所：全線、 から の間 など) … は、 (復旧見込み時刻等)、(事象) (復旧見込み時刻等：時 分から、時に など) (事象：通行止めが解除されました、通行止めが解除される見込みです、 運休が解除されました など)</p> <p>(1以外の路線、公共交通機関等の状況をお知らせが必要な場合は、それに沿う一文) (例)なお、時現在、引き続き通行止めとなっている路線は (路線名)の(場所名)から(場所名)の間 です。 など</p> <p>(注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) 」 (例)なお、町内の道路については、まだ凍結箇所が多いため、通行には十分注意してください。 など</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>

9 国民の保護に関する事項

	放送事項	放送内容
41	弾道ミサイル情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 サイレンと本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。
42	航空攻撃情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 サイレンと本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。
43	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 サイレンと本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。
44	大規模テロ情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 サイレンと本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。

10 地震に関する事項

	放送事項	放送内容
45	緊急地震速報に関する事項	(緊急地震速報チャイム) 「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」 チャイムと本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。
46	東海地震予知情報に関する事項	「こちらは、防災相模原です。ただいま、東海地震予知情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意下さい。」 本文を3回繰り返す こちらは、防災相模原です。

1 1 光化学スモッグ注意報等発令時に関する事項

	放送事項	放送内容
47	光化学スモッグ注意報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ注意報が発令されています。 外での激しい運動は、やめましょう。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
48	光化学スモッグ警報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ警報が発令されています。 外出はなるべく控えて下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
49	光化学スモッグ重大警報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ重大警報が発令されています。 外出は控えて下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
50	光化学スモッグ注意報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ注意報が解除されました。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
51	光化学スモッグ警報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ警報が解除されました。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
52	光化学スモッグ重大警報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ警報が解除されました。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。

1 2 行方不明及び迷子等に関する事項

	放送事項	放送内容
53	行方不明及び迷子等依頼に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお願いします。 「(住所 中央2丁目)にお住まいの、 (性別) (氏名)さん (年齢又は学年)の行方が 本日、午前(又は午後) 時頃から、わからなくなっています。 服装は、(服装の特徴 紺色のジャンパーに、オレンジのズボンで青色のサンダルを履いていま す) お心当たりの方は、最寄りの警察署、又は交番にご連絡下さい。」 本文のみ2回繰り返す こちらは、防災相模原です。
54	行方不明及び迷子等発見に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 【無事保護された場合】 「探していました、(年齢 又は学年)の(性別)は 月 日無事保護されました。 ご協力ありがとうございました。」 【怪我等を負って発見された場合】 「探していました、(年齢 又は学年)の(性別)は 保護されました。 ご協力ありがとうございました。」 【死亡して発見された場合】 「探していました、(年齢 又は学年)の(性別)は 月 日に確認されました。 ご協力ありがとうございました。」 繰り返し放送する こちらは、防災相模原です

1 3 地域に限定した防犯に関する事項

	放送事項	放送内容
55	地域に限定した防犯に関する放送	<p>相模原市役所、ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「(場所)において、(事象)が多発しています。 (場所： 地区、 駅周辺) (事象： ひったくり、痴漢など)</p> <p>*放送を必要とする事象に沿った一文 (例：夜間の外出など、十分に気をつけてください)</p> <p>不審者を発見した場合は、最寄りの警察署、交番までご連絡ください。」</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>

1 4 熊、猿及び猪等の出没等に関する事項

	放送事項	放送内容
56	熊、猿及び猪等の出没等に関する事項	<p>相模原市役所、ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「 現在、(場所)に、(動物)が(事象)。 (場所： 地区付近 など) (動物：熊、猿、猪 など)、 (事象：出没しています、 など)</p> <p>*放送を必要とする事象に沿った一文 (例：猿を見かけましたら、十分に注意してください。)</p> <p>また、危険を感じたら、(連絡先)までご連絡ください。」 (連絡先： 総合事務所、警察署 など)</p> <p>本文のみ2回繰り返す</p> <p>こちらは、防災相模原です。</p>

6 - 3 関東地方非常通信協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、非常通信規約第3条により構成する非常通信協議会のうち、関東地方非常通信協議会（以下、「協議会」という。）の円滑な運営を期するための事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信に関する周知指導
- (4) 非常通信の取扱い要請
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許人である機関又は団体
- (2) 防災関係機関
- (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

2 協議会への加入は、別表に定める様式により行い、会長が決定する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
委 員	
幹 事	
常任幹事	若干名
要請会議議長	1 名
要請会議議員	若干名

- 2 会長は、関東総合通信局長たる者とする。
- 3 副会長は、総会において、委員の中から互選により選出する。
- 4 委員及び幹事は、各構成員が指名した者とする。
- 5 常任幹事は、総会において幹事の中から選出する。
- 6 要請会議議長（以下、「議長」という。）は、委員の中から会長が指名し、要請会議議員（以下、「議員」という。）は、委員の中から議長が指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。

2 任期の途中において異動があった場合の新任者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、総会の構成員として、第8条第2項に定める事項を行う。
- (4) 幹事は、幹事会の構成員として、第9条第2項に定める事項を行う。

- (5) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として、第10条第2項に定める事項を行う。
- (6) 議長及び議員は、要請会議の構成員として、第12条各号に定める事項を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 会議は、過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第8条 総会は、委員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。
ただし、必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会においては、次の事項を審議するものとする。
 - (1) 非常通信の運用計画及び実施に関すること。
 - (2) 非常通信の訓練計画及び実施に関すること。
 - (3) 非常通信に関する調査及び研究
 - (4) その他、協議会の運営に必要な事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じ、開催する。

- 2 幹事会においては、総会の決定に基づき、必要な事項を審議するものとする。
- 3 会長が軽易と認める事項の協議については、幹事会をもって総会にかえることができるものとする。

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、毎年1回定期に開催する。
ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 常任幹事会においては、総会に付議する事項、その他会長が常任幹事会において協議することを適当と認めた事項を審議するものとする。

(要請会議)

第11条 協議会に非常通信規約第5条の2第1項に定める要請会議を設け、議長及び議員をもって構成する。

第12条 議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 議長は、非常通信の取扱い要請を行う。
- (3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。

第13条 要請会議においては、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について協議する。
ただし、協議する時間的余裕がない場合は、会長自ら要請を行うことができる。

第14条 議長は、要請会議の運営上必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。

(事務局)

第15条 協議会は、事務局を関東総合通信局内に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課長たる者とする。
- 4 事務局員は、会長が委嘱するものとする。

(表彰)

第16条 非常通信の実施及び協議会の運営に関して功績のあったものは、表彰するものとする。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃並びにこの会則の実施に必要な細則の制定及び改廃は、総会でこれを行う。

附 則(昭和45年3月第19回総会)

1 この会則は、昭和45年4月1日から実施する。

2 昭和29年8月13日から実施の関東地方非常無線通信協議会会則は廃止する。

附 則(昭和49年3月第23回総会)

この会則は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則(平成2年4月第39回総会)

この会則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則(平成7年4月第44回総会)

この会則は、平成7年4月26日から実施する。

附 則(平成12年5月第49回総会)

この会則は、平成12年5月12日から実施する。

附 則(平成14年5月第51回総会)

この会則は、平成14年5月16日から実施する。

附 則(平成15年5月第52回総会)

この会則は、平成15年5月21日から実施する。

附 則(平成17年5月第54回総会)

この会則は、平成17年5月31日から実施する。

附 則(平成23年5月第60回総会)

この会則は、平成23年5月19日から実施する。

加入申込書

平成 年 月 日

関東地方非常通信協議会会長 殿

申込者（団体、会社名等）

このたび、当 是、貴協議会の趣旨に賛同し、加入いたしたいので、下記ご 参考のうえ、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 業務概要（概略記載、もしあれば業務紹介資料添付のこと）
- 2 無線局又は有線電気通信設備（有の場合は、その概要）
- 3 選任予定の委員、幹事
 - （1）委員（職名、氏名）
 - （2）幹事（職名、氏名）
 - （3）連絡責任者（所属、氏名）
 - （4）所在地及び電話番号

6 - 4 無線機器の貸与に関する覚書（アマチュア無線）

（趣旨）

第1条 この覚書は、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市役所アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）が、災害時の非常用通信の用に供するための無線機器の貸与について必要な事項を定め、災害時の情報伝達手段の確保に寄与するものとする。

（貸与）

第2条 甲は、電波法第52条第4号に定める災害が発生した場合において、乙が甲及び甲の設置する災害対策本部の指示に基づく災害情報の収集・報告を行うための通信及び電波法第74条第1項の規定による通信を行うため、甲の所有する別表に定める無線機器（以下「貸与無線機器」という。）を乙に貸与するものとする。

（使用）

第3条 乙は、前条に定める目的に係る使用のほか、アマチュア無線技術の向上のため貸与無線機器を使用するものとする。

2 乙は、貸与無線機器を使用するにあたっては、電波法及び関係規則をよく理解し遵守しなければならない。

（費用負担）

第4条 無線局に係る次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）電波法及び関係規則に基づく無線局再免許及び貸与無線機器に係る変更の申請に要する費用。ただし、乙側の事情による場合はこの限りではない。

（2）電波法第103条の2に定める電波利用料に係る費用。

（3）貸与無線機器の更新に伴う費用。

（転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで貸与無線機器を第三者に転貸してはならない。

（返還）

第6条 甲は、乙がこの覚書に違反したときは、直ちに貸与無線機器を返還させるものとする。

（保守・点検）

第7条 貸与無線機器の保守及び点検は、原則として乙が行うものとする。

（改定）

第8条 平成5年4月1日付をもって甲と乙との間で定めた無線機器の貸与に関する覚書（アマチュア無線）は廃止する。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

平成19年8月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市長
市長

乙 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市役所アマチュア無線クラブ
代表

別表

貸与無線機器一覧表

区 分	機種 (製品名)	台数	製造メーカー	備考
固 定 局	T S - 7 3 2	1	ケンウッド	144 / 430 MHz
	T S - 6 9 0 V	1	ケンウッド	1.9 ~ 50 MHz
携 帯 用	V X - 6	5	スタンダード	5 W 144 / 430 MHz
非常用アンテナ	G P V - 3	1	マルドル	50 MHz
	G P V - 5	1	マルドル	144MHz
電 源 装 置	P S - 3	1	ケンウッド	

6 5 災害情報等の放送に関する協定書

(目的)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と株式会社エフエムさがみ(以下「乙」という。)とは、災害及び事故その他市民生活に影響を与える緊急事態(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合における情報(以下「災害情報等」という。)の提供及び放送に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第2条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に鑑み、災害情報等を市民等に対し適切に伝えるため、お互いに協力するものとする。ただし、どのような場合においても放送の主体は乙に置き、監理一切は乙が行う。

(災害情報等の提供)

第3条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、放送を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、他の番組に優先してこの災害情報等を放送する。

3 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、災害情報等の提供を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 甲の要請に基づく災害情報等の放送に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成9年2月25日から1年間とする。

ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月25日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市相模原6丁目20番1号
株式会社 エフエム相模
代表取締役社長

6 - 6 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書

(趣 旨)

第1条 この覚書は、相模原市(以下「甲」という。)と株式会社エフエムさがみ(以下「乙」という。)との間で締結した災害情報等の放送に関する協定(以下「協定」という。)の運用について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この覚書において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報等 震度4以上の地震が発生した場合の情報若しくは震度4以上の地震が発生するおそれのある場合の情報、東海地震に関する情報、風水害に関する情報又は事故等市民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合の情報をいう。
- (2) 緊急情報 災害情報等のうち緊急を要する情報で、別に定める相模原市緊急情報放送システム(以下「システム」という。)運用要領に基づき、甲が乙に提供する情報をいう。
- (3) 一般情報 災害情報等のうち災害による被災者の生活の安定等に資する目的で甲が乙に提供する行政情報又は生活関連情報をいう。

(災害情報等の放送要請)

第3条 甲は、協定第3条第1項の規定に基づき、乙に対して災害情報等の放送を要請するときは、放送要請の理由、放送事項及び放送時刻等を明らかにした別紙様式の放送依頼書を乙に送付しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等で依頼することができる。この場合、後日、あらためて放送依頼書を乙に送付するものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は甲から放送要請を受けたときは、放送の可否を検討し、他の放送番組に優先して放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、放送要請及び放送事項の伝達等を確実にを行うため、次の連絡責任者を置く。

区 分	連絡責任者
甲	指令課長
乙	代表取締役社長

(責任の分担)

第6条 甲が要請した災害情報等については甲が、当該放送については乙がそれぞれ責任を負う。

(費用負担)

第7条 放送及びシステム運用に係る甲、乙の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 放送に係る費用負担

負担者	区 分
甲	一般情報の放送
乙	緊急情報の放送

(2) システム運用に係る費用負担

負担者	区 分
甲	乙が負担する以外の費用
乙	甲が乙に設置したシステムに係る電気料金

(疑義等の決定)

第8条 この覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

なお、平成10年5月29日に締結した災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書は、廃止する。

平成15年8月27日

甲 相模原市中央 2 丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市相模原 6 丁目20番 1 号
株式会社 エフエムさがみ
代表取締役社長

参 考

平成 年 月 日 時 分

(株)エフエムさがみ
代表取締役社長

殿

相模原市長

災害情報等の放送依頼書

災害情報等の放送に関する協定第 3 条第 1 項及び災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書第 3 条に基づき、次のとおり災害情報等の放送を依頼します。

放送要請の理由	災害情報等の放送に関する協定に基づき災害情報等を市民に対して提供するため。
放送事項	緊急情報(地震情報 東海地震情報 緊急事態情報) 一般情報
放送時刻	平成 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
放送内容	緊急情報音源「 別添原稿・テープのとおり」
連絡責任者	指令課長

担当者

所属：_____

氏名：_____

電話：_____

6 - 7 災害時における相模原市と郵便事業株式会社の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と郵便事業株式会社座間支店、郵便事業株式会社相模原支店及び郵便事業株式会社相模原橋本支店(以下「乙」という。)とは、相模原市内に発生した地震その他の災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、相模原市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲又は乙が収集した避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- (4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供
- (5) 乙による避難場所への臨時的郵便差出箱の設置
- (6) 乙の業務に支障を生じない範囲で、乙が管理する郵便集配用自転車等の、甲が行う災害救助活動等への提供
- (7) 甲が所有し、又は管理する施設の掲示板等への乙の災害特別事務取扱い、援護対策等の掲示
- (8) 乙が所有し、又は管理する施設の掲示板等への被災市民の避難先及び被災状況、物資配布情報等の掲示
- (9) 甲が管理するホームページへの乙の災害特別事務取扱い、援護対策等の情報提供
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議をし、負担すべき金額を決定する。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、被災市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、地震その他の災害に備え、甲が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(乙の代表者)

第9条 乙の代表者は、郵便事業株式会社相模原支店長とする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては相模原市企画財政局企画部情報システム課長、乙においては郵便事業株式会社相模原支店業務企画室長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議し決定する。

(効力発生時期等)

第12条 この協定は、協定の締結日から効力を発生するものとし、この協定の効力発生をもって次に掲げ

る協定は廃止する。

災害時における相模原市と郵便局の協力に関する協定（平成15年8月28日締結）

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 2月 1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 座間市相模が丘1丁目36番34号
郵便事業株式会社座間支店
支 店 長

相模原市富士見1丁目1番20号
郵便事業株式会社相模原支店
支 店 長

相模原市西橋本5丁目2番1号
郵便事業株式会社相模原橋本支店
支 店 長

6 - 8 災害時における緊急情報等の放送に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害及びその他の災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、相模原市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコム関東 相模原・大和局(以下「乙」という。)とが相互に協力し、災害時に必要な情報等(以下「災害情報等」という。)を相模原市民その他官公署等に対し適切に提供することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、乙が所有する施設・設備を使用して災害情報等に関する放送又は通信(以下「放送等」という。)を行う必要があると認められた時は、乙に対し、災害情報等放送要請書(第1号様式、以下「要請書」という。)により要請するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、乙の業務への支障又は緊急やむを得ない事由がない限り、要請書の内容に基づき速やかに放送等を行うものとする。

2 乙は災害時において、災害情報等の提供を甲に求めることができるものとし、甲は乙から求めがあった場合には速やかにこれに応じるものとする。

(経費の負担)

第4条 甲の要請に基づく災害情報等の放送等に要した費用の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定の定めを実施するにあたり知り得た相手方に関する情報を、この協定の目的以外に使用しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の定めを実施するにあたり疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市中央7丁目6番10号
株式会社ジェイコム関東 相模原・大和局
局長

災害情報等放送要請書		NO.	
株式会社ジェイコム関東 相模原・大和局長		年 月 日	
殿		相模原市長	
次のとおり放送を要請します。			
項 目	内 容		
放送要請の理由			
放送日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 繰り返し ___分おき その他()		
放送内容	以下のとおり 別紙のとおり 別途Eメール送信		
その他特記事項			

6 - 9 相模原市大気汚染緊急時措置要領に係る ひばり放送の運用について

1 趣旨

相模原市大気汚染緊急時措置要領に係るひばり放送の運用について、相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるもの。

2 使用対象及び発令基準値

（1）光化学スモッグ注意報

（発令基準値：オキシダント濃度が1時間値で0.12ppm以上）

（2）光化学スモッグ警報

（発令基準値：オキシダント濃度が1時間値で0.24ppm以上）

（3）光化学スモッグ重大警報

（発令基準値：オキシダント濃度が1時間値で0.4ppm以上）

3 使用時間

午前10時から午後8時までとする。

4 使用条件

北相地域に光化学スモッグ注意報等が発令された場合とする。

5 使用方法

（1）発令時の手続き

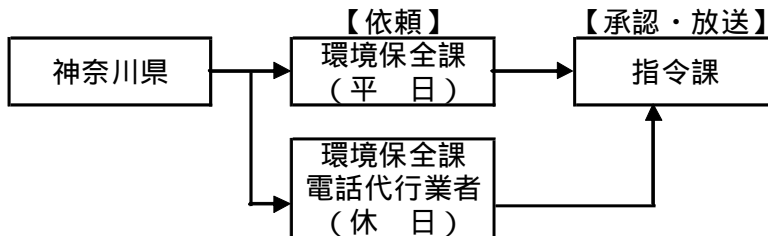
要綱及び本使用条件に基づき、環境保全課が指令課へ放送依頼をする。依頼は口頭及びFAXにて行う。

なお、休日の放送依頼は、環境保全課職員が電話連絡（環境保全課長もしくは担当課長等へ情報提供の後）により行い、FAXは環境保全課が委託する電話代行業者から送付される。

（2）解除時の手続き

解除情報も発令情報と同様の手続きとする（環境保全課職員が放送依頼を行う）。

（3）放送依頼フロー



環境保全課

- ・ 神奈川県から光化学スモッグ情報を受信する。
- ・ 指令課へ放送を依頼する。
- ・ 放送内容について、メール配信サービス等の手続きを行う。（土日祝祭日の発令時を除く。）
- * 休日は電話代行業者と共に対応を行う。

指令課

- ・ 環境保全課からの依頼を承認し、放送及び放送指示を行う。
- ・ 放送内容について、メール配信サービス等の手続きを行う。（土日祝祭日の発令時を除く。）

（その他）

- ・ 解除情報についても同様の手順で対応する。

6 放送内容

要綱の放送例文に従い放送する。

7 要領・規程・協定(水・飲料等)

7 - 1 飲料水兼用貯水槽取扱要領

1 目的

この要領は、地震等の発災時における応急的な飲料水等の確保及び給水措置の万全を期するため、飲料水兼用貯水槽（以下「貯水槽」という。）の取扱い等について必要な事項を定める。

2 発災時における貯水槽の取扱い

危機管理室の指示において、避難所担当職員等が取り扱う。

3 平常時の管理

平常時における貯水槽の通水に係る維持管理は水道局が行い、その他の管理は危機管理室が行う。

4 備品類の保管、管理

貯水槽の使用に必要なポンプ、ホース、燃料等は、貯水槽付近に設置する収納庫に収納する。

5 貯水槽の所在地及び給水計画等

	区	設置場所	所在地	有効貯水量	給水可能人口	主な給水対象地区
1	緑区	旭 小学校	緑区橋本6-15-27	100t	11,111人	橋本
2		大 沢小学校	緑区大島1,566	100t	"	大沢・城山
3		相模湖林間公園	緑区若柳1432-2	40 t	4,444人	相模湖・津久井
4		北相中学校	緑区与瀬1019-5	40 t	"	相模湖・藤野
5	中央区	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	100t	11,111人	星が丘
6		清 新小学校	中央区清新3-16-6	100t	"	清新
7		由野台中学校	中央区由野台3-1-3	100t	"	中央
8		緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1	100t	"	光が丘
9		富士見小学校	中央区富士見2-4-1	100t	"	中央
10		小山小学校	中央区小山4-3-2	100t	"	清新
11		上 溝小学校	中央区上溝7-6-1	100t	"	上溝
12		大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40	100t	"	大野北
13		横 山小学校	中央区横山台2-35-1	60 t	6,666人	横山
14		田 名小学校	中央区田名5,091-1	100t	11,111人	田名
15	向 陽小学校	中央区向陽町8-33	100t	"	小山	
16	南区	大 沼小学校	南区東大沼3-20-1	100t	"	大野中
17		緑 台小学校	南区新磯野3-10-23	100t	"	相武台
18		相 陽中学校	南区磯部1,540	100t	"	新磯
19		夢の丘小学校	南区当麻490-2	60 t	6,666人	麻溝
20		谷 口中学校	南区上鶴間2,183-3	100t	11,111人	大野南
21		東 林小学校	南区相南2-3-1	100t	"	東林
22		桜 台小学校	南区相模台7-7-1	100t	"	相模台

給水可能人口は、1人1日3ℓの3日分として算出した人数

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 9月 1日から施行する。

7 - 2 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社大真（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給設置の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の仮設トイレの供給設置協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲が仮設トイレの供給設置を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する仮設トイレの供給設置又は乙以外の者が保有する仮設トイレのあっせんを要請することができる。

(供給設置協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(供給設置の個数)

第5条 甲が、乙に供給設置を要請する仮設トイレの個数は、第3条の要請をした要請時点で、乙が保有又はあっせん可能な個数とする。

(供給設置可能数量の報告)

第6条 乙は、仮設トイレの供給設置可能数量について、毎年甲に報告するものとする。

(供給設置の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する仮設トイレの供給設置協力の要請手続は、災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(運搬)

第8条 仮設トイレの運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

(仮設トイレの供給設置方法)

第9条 仮設トイレの供給設置先は、甲が指定するものとし、甲はその確認をするものとする。

(対価及び価格の決定)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給設置した仮設トイレの使用料及び運搬費等の対価については、甲が負担するものとする。

2 仮設トイレの供給設置費用の対価は、災害時直前における適正な価格により、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第11条 甲は、第4条の規定に基づき供給設置に従事したものが、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例（昭和41年相模原市条例第21号）の規定により、その損害

を補償する。

(連絡責任者)

第12条 仮設トイレの供給設置協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市中央区千代田2丁目5番22号
株式会社大真
代表取締役

別紙様式 2

災害時における仮設トイレ供給設置実施状況報告書

年 月 日

相模原市長 様

株式会社 大真
代表取締役

平成 年 月 日付け 第 号で要請のあった仮設トイレを下記のとおり供給設置したので報告
します。

記

仮設トイレ供給設置実施状況

品目	数量	単位	設置先	設置日時

以 上

別表

平成 年 月 日現在

仮設トイレ等保有数量報告書

相模原市長 様

株式会社 大真
代表取締役

下記のとおり仮設トイレ等保有数量を報告します。

品目		数量	単位
仮設トイレ 本体一式			
トラック			
その他			
特記事項（連絡責任者など）			

以上

7 - 3 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と有限会社トータルサービス（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給設置の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の仮設トイレの供給設置協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲が仮設トイレの供給設置を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する仮設トイレの供給設置又は乙以外の者が保有する仮設トイレのあっせんを要請することができる。

(供給設置協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(供給設置の個数)

第5条 甲が、乙に供給設置を要請する仮設トイレの個数は、第3条の要請をした要請時点で、乙が保有又はあっせん可能な個数とする。

(供給設置可能数量の報告)

第6条 乙は、仮設トイレの供給設置可能数量について、毎年甲に報告するものとする。

(供給設置の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する仮設トイレの供給設置協力の要請手続は、災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(運搬)

第8条 仮設トイレの運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

(仮設トイレの供給設置方法)

第9条 仮設トイレの供給設置先は、甲が指定するものとし、甲はその確認をするものとする。

(対価及び価格の決定)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給設置した仮設トイレの使用料及び運搬費等の対価については、甲が負担するものとする。

2 仮設トイレの供給設置費用の対価は、災害時直前における適正な価格により、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第11条 甲は、第4条の規定に基づき供給設置に従事したものが、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例（昭和41年相模原市条例第21号）の規定により、その損害

を補償する。

(連絡責任者)

第12条 仮設トイレの供給設置協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市中央区田名8437番地1
有限会社トータルサービス
代表取締役

別紙様式 2

災害時における仮設トイレ供給設置実施状況報告書

年 月 日

相模原市長 様

有限会社トータルサービス
代表取締役

平成 年 月 日付け 第 号で要請のあった仮設トイレを下記のとおり供給設置したので報告
します。

記

仮設トイレ供給設置実施状況

品目	数量	単位	設置先	設置日時

以上

別表

平成 年 月 日現在

仮設トイレ等保有数量報告書

相模原市長 様

有限会社トータルサービス
代表取締役

下記のとおり仮設トイレ等保有数量を報告します。

品目		数量	単位
仮設トイレ 本体一式			
トラック			
その他			
特記事項（連絡責任者など）			

以上

7 - 4 災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市（以下「甲」という。）の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策業務について、北相米穀株式会社及び相模原米穀小売商組合（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、次の範囲のものとする。

- (1) 防災協力組織の編成
- (2) 災害応急用米穀の確保及び提供
- (3) 災害時等における給食に関する資機材提供
- (4) 災害時等における給食に関する労務提供

（協力の実施）

第3条 前条(1)の防災協力組織の編成は、災害時等における甲及びり災者に対する米穀の提供と給食の円滑化を図るため、防災拠点店舗及び防災協力店舗（以下「防災拠点店舗等」という。）により構成する。

2 防災協力組織の編成表は、別表1のとおりとする。ただし、変更等を生じた場合は、そのつど乙は甲に通知する。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、期間、場所、その他必要な事項を明らかにし要請する。

2 乙は、災害時等に甲の要請に積極的かつ優先的に対応できるよう、常時、供給可能な態勢を保持する。

3 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別に理由がない限り必要な業務を実施する。

（連絡責任者）

第5条 前条に掲げる要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては相模原市環境経済局経済部農政課長を、乙においては北相米穀株式会社代表取締役河本博文及び相模原米穀小売商組合長萩原正夫をそれぞれ指定する。ただし、緊急の場合は、指定以外の者が直接防災拠点店舗へ連絡することもできるが、事後において連絡責任者に必ず連絡する。

（配給）

第6条 乙は、甲が発行する米穀類臨時購入切符を、り災者等が持参した場合は、優先的に米穀の配給をする。

（保有数量の報告）

第7条 乙は、毎年1月1日現在の米穀の保有数量を、別表2「災害応急用米穀の保有数量表」により甲に報告する。

（米穀の価格）

第8条 米穀の引渡価格は、災害発生直前における価格とする。

（合同訓練）

第9条 乙は、甲が実施する合同訓練に参加し協力する。

（協力店の表示）

第10条 甲は、この協定に基づく防災拠点店舗等に対し、災害時協力の店である旨の表示を行う。

（経費の負担）

第11条 甲は、乙の協力に係る米穀（原則として標準価格米とする。）及び資機材等の提供使用に係る経費を負担する。

（補償）

第12条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る補償は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（昭和41年相模原市条例第21号）による。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定細目のとおりとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関し疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第15条 この協定は、昭和56年5月23日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力は持続する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和56年5月23日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市清新6丁目15番13号
北相米穀株式会社
代表取締役
相模原市淵野辺4丁目2番16号
組 合 長

7 - 5 災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定細目

昭和56年5月23日付をもって締結した「災害時の応急対策業務（米穀提供等）に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請の手續内容）

第1条 協定書第4条に定める要請に必要な事項は、協定に係る要請書（様式1）に記載する。

（経費の負担）

第2条 協定書第11条に定める経費とは次による。

- 1 米穀については、災害時直前の価格とする。
- 2 資機材等の提供使用及び所要経費については、甲乙協議のうえ決定する。

（経費の請求報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定める経費の請求報告については、応急対策業務終了後、すみやかに乙が一括して次により甲に請求報告する。

- 1 応急対策業務実施に係る経費の負担は、請求書（様式2）に応急対策業務活動報告書（様式2 - 1）を添えて請求する。

（経費の支払）

第4条 甲は、前条により請求、報告された請求書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、第2条による額をすみやかに乙に支払う。

（協力店の表示）

第5条 協定書第10条に定める表示は、表示板をもってすることとし、その形状寸法等については甲乙協議の上決定し、甲が作成する。

（米穀類臨時購入切符）

第6条 協定書第6条に定める米穀類臨時購入切符の発給は、相模原市環境経済局経済部農政課長が担当し、米穀購入費用の負担は、災害時の実情に応じて、り災者等が負担する。

様式1

平成 年 月 日

協定に係る要請書

項 目	内 容
要 請 者	相模原市長
相 手 方	北相米穀株式会社 相模原米穀小売商組合
要 請 理 由	
業 務 内 容	
要 請 期 間	
場 所	
受 信 者 名	
備 考	

様式2

請 求 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の応急対策業務実施に係る経費について下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

	種 別	使用量	単 価	金 額
米 穀				
小 計				
資 機 材 等				
小 計				
計				

平成 年 月 日

相模原市長殿

_____ 印

応急対策業務活動報告書

平成 年 月 日

災害名			報告者		
拠点店舗 (責任者名)	従事者等	活動場所 (住所・地区)	活動期間	活動内容	
合 計	延 人		延 時間 分		

7 - 6 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原商工会議所（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、乙に加入し、この協定に協力する大規模小売店舗（以下「大型店」という。）に及ぶものとする。

2 乙は、大型店を災害時における生活必需物資供給協力大規模小売店舗一覧（第1号様式）により毎年、甲に報告するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の生活必需物資等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資の品目)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち大型店が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる生活必需物資
- (2) その他甲が指定する生活必需物資

2 乙は、前項の品目について、大型店の取り扱い状況を生活必需物資保有品目報告書（第2号様式）により毎年、甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請は、災害時における生活必需物資供給要請書（第3号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資供給の協力実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた時は、大型店と連携し、生活必需物資の優先供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、要請時点で大型店の生活必需物資の調達の可否・品目・数量を確認し、甲に報告するものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、必要があると認めるときは、相互に運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は甲乙が協議の上、決定するものとし、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは災害時における生活必需物資供給実施状況報告書(第4号様式)により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 大型店が供給した生活必需物資の対価及び乙の指定する者が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価及び運搬費用は、災害時直前における適正対価及び運搬費用を基準として、甲と乙及び大型店が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、大型店への支払いの時期を乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第12条 乙は、乙の会員間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第13条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第14条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第15条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(補償)

第17条 甲は、第4条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相

模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成 7 年相模原市条例第 15 号）の規定によりその損害を補償する。

（有効期間）

第 18 条 協定の期間は、協定の締結の日から起算して 1 年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除通知がないときは更新されたものとし、以後の同様とする。なお、平成 20 年 7 月 1 日に締結した「災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書」は廃止するものとする。

（解除）

第 19 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の 1 ヶ月前までに諸目により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 30 日

甲 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号
相模原商工会議所
代表 会頭

7 - 7 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部（以下「乙」という。）とが相互に協力し、液化石油ガス（LPG）等の調達を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害時における液化石油ガス等（以下「物資」という。）を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合にあっては、甲は乙に対し、電話その他の方法によって要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は前条の要請を受けた場合において、速やかに物資を調達できるように措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

(調達物資の範囲、報告)

第4条 甲が乙に要請する調達物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス（LPG）
- (2) ガスコンロ
- (3) 調整器
- (4) その他液化石油ガスの供給に必要なもの

2 乙は、この協定により協力できる物資の保有数量を甲が指定する期日までに、物資の保有数量表（第2号様式）により報告するものとする。

(運搬)

第5条 調達物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(連絡責任者等)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては財務部契約課を、乙においては(社)神奈川県エルピーガス協会相模原支部事務局をあてるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先（第3号様式）を定めるものとする。

(調達物資の引渡し)

第7条 調達物資の引き渡し場所は、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認のうえ、調達物資を引き取るものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条および第5条の規定により、乙が供給した調達物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(営業の早期再開)

第9条 乙は、災害発生後、乙及び乙の会員が所有している施設等の被災状況を調査し、営業が可能な場合は早期に営業を再開し、液化石油ガス等の安定供給に努め、販売体制を整えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、災害時に、甲が行う炊き出し等の活動に協力するとともに、乙の会員が行うボランティア活動を支援するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、
 甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を
 持続するものとする。

(その他)

第13条 災害用プロパンガスの備蓄に関する協定(昭和50年3月28日施行)は、この協定の締結の日
 をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年11月26日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
 相模原市
 代 表 相模原市長

乙 相模原市双葉2丁目17番5号
 社団法人
 神奈川県エルピーガス協会相模原支部
 支部長

第1号様式（第2条関係）

物資調達要請書

年 月 日

社団法人神奈川県エルピーガス協会
相模原支部長 殿

相模原市長

次のとおり物資の調達を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
調達を必要とする理由	
調達を必要とする物資 (種類・数量)	
調達を必要とする日時・ 場所	

物資の保有数量表

年 月現在

業者名

品 名	数 量	備 考
ガスボンベ		
ガスコンロ		
ホース		
ホースエンド		
調整器		

年 月 日

相模原市長 殿

7 - 8 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他の災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部（以下「乙」という。）とが相互に協力し、液化石油ガス（LPG）等の調達を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害時における液化石油ガス等（以下「物資」という。）を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合にあっては、甲は乙に対し、電話その他の方法によって要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合において、速やかに物資を調達できるように措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

(調達物資の範囲、報告)

第4条 甲が乙に要請する調達物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス(LPG)
- (2) ガスコンロ
- (3) ホース、ホースエンド
- (4) 調整器
- (5) その他液化石油ガスの供給に必要なもの

2 乙は、この協定により協力できる物資の保有数量を甲が指定する期日までに、物資の保有数量表（第2号様式）により報告するものとする。

(運搬)

第5条 調達物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(連絡責任者等)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては財務部契約課を、乙においては（社）神奈川県エルピーガス協会津久井支部事務局をあてるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先（第3号様式）を定めるものとする。

(調達物資の引渡し)

第7条 調達物資の引渡し場所は、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所においての乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認のうえ、調達物資を引取るものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条及び第5条の規定により、乙が供給した調達物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(営業の早期再開)

第9条 乙は、災害発生後、乙及び乙の会員が所有している施設等の被災状況を調査し、営業が可能な場合は早期に営業を再開し、液化石油ガス等の安定供給に努め、販売体制を整えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、災害時に、甲が行う炊き出し等の活動に協力するとともに、乙の会員が行うボランティア

活動を支援するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、
 甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力
 を持続するものとする。

(その他)

第13条 「エルピーガスの調達に関する協定書(旧津久井町：昭和51年2月25日締結、旧相模湖町：
 平成10年2月24日締結、旧藤野町：平成10年2月20日締結、旧城山町：平成10年2月20日締
 結)」は、この締結の日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月14日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
 相模原市
 代表 相模原市長

乙 相模原市
 社団法人
 神奈川県エルピーガス協会津久井支部
 支部長

第1号様式（第2条関係）

物資調達要請書

年 月 日

社団法人神奈川県エルピーガス協会
津久井支部長 殿

相模原市長

次のとおり物資の調達を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
調達を必要とする理由	
調達を必要とする物資 (種類・数量)	
調達を必要とする日時・ 場所	

物資の保有数量表

年 月現在

業者名

品 名	数 量	備 考
ガスボンベ		
ガスコンロ		
ホース		
ホースエンド		
調整器		

年 月 日

相模原市長 殿

7 - 9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市生活協同組合運営協議会に加盟する団体（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙1「相模原市生活協同組合運営協議会加盟団体」に記載する店舗（以下「加入店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、

決定するものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 12 条 乙は、乙の会員間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 13 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 14 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第 16 条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活必需物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲は、これに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第 17 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 18 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 8 年 1 月 7 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(旧津久井町分)」、平成 8 年 1 月 2 8 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧相模湖町分)」、平成 8 年 1 月 2 8 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧藤野町分)」、平成 9 年 2 月 2 6 日に麻布大学生生活協同組合、宇宙科学研究所生活協同組合、生活協同組合コープかながわ、けんぼく生活協同組合、職業能力開発大学校生活協同組合、生活クラブ生活協同組合及びかながわ北中央医療生活協同組合と締

結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模原市分）」及び平成9年5月14日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会コープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」は廃止するものとする。

（雑則）

第19条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 横浜市港北区新横浜2丁目5番11号
生活協同組合コープかながわ
代表 理事長

相模原市相生3丁目9番23号
さがみ生活クラブ生活協同組合
代表 理事長

横浜市港北区新横浜3丁目18番16号
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
代表 理事長

相模原市淵野辺1丁目17番71号
麻布大学生生活協同組合
代表 理事長

相模原市由野台3丁目1番1号
宇宙科学研究本部生活協同組合
代表 理事長

相模原市生活協同組合運営協議会加盟団体 店舗または事業所（第2条関係）

生活協同組合名（店舗）	所在地	電話番号
生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2 - 6 - 2 3	045 - 471 - 5615
（ミアクチーナエタポーラ相模原中央店）	相模原市中央 5 - 2 - 17	042 - 768 - 2211
（ハーモス相模大野店）	相模原市相模大野 7 - 37 - 4	042 - 745 - 0300
（麻溝店）	相模原市相模台 7 - 1 - 13	042 - 747 - 0270
（ミアクチーナ並木あおば店）	相模原市並木 3 - 3 - 1	042 - 758 - 2141
（相模台店）	相模原市相模台 5 - 8 - 10	042 - 748 - 7421
（由野台店）	相模原市由野台 2 - 27 - 12	042 - 759 - 1831
（すすきの店）	相模原市すすきの町 36 - 13	042 - 753 - 2930
（淵野辺店）	相模原市淵野辺 2 - 16 - 22	042 - 755 - 0153
（田名店）	相模原市田名 4648 - 1	042 - 762 - 1080
さがみ生活クラブ生活協同組合	相模原市相生 3 - 9 - 2 3	042 - 759 - 3521
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ	相模原市上溝 218-1	042 - 777 - 2511
麻布大学生生活協同組合	相模原市淵野辺 1 - 17 - 71	042 - 754 - 1380
宇宙科学研究本部生活協同組合	相模原市由野台 3 - 1 - 1	042 - 751 - 0336
職業能力開発総合大学校生活協同組合	相模原市橋本台 4 - 1 - 1	042 - 762 - 8427

7 - 10 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）で、職員会館内に災害支援拠点が開設された場合に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市職員生活組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害活動要員を支援するため、応急食料等の供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急食料等の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急食料等を必要とするとき、甲は乙に対し応急食料等の供給について協力を要請することができる。

(応急食料等の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急食料等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急食料等)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急食料等は、被害の状況に応じ、乙の売店で取扱う商品とする。

(応急食料等供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する応急食料等供給の要請手続は、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、総務部長が行うものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手続等について、支障を来たさないように常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急食料等の運搬)

第7条 応急食料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急食料等の引取り)

第8条 応急食料等の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、応急食料等を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した応急食料等の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の提供等)

第10条 甲は災害時において、災害活動要員に対し応急食料等の配布場所や品目などの情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時においての応急食料等の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して災害活動要員に対し、迅速かつ適切な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急食料等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、応急食料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費者生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年12月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長

乙 相模原市中央2丁目10番8号
相模原市職員生活協同組合
理事長

7 - 11 災害時における燃料の供給の協力に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合北相支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料の供給に関し必要な事項を定めることにより、甲が行う災害時における応急対策活動を迅速かつ円滑に進めることを目的とする。

（協力店名簿の提出）

第2条 乙は、毎年度、災害時における燃料供給の協力店（以下、「協力店」という。）を記載した災害時における燃料供給協力店名簿（第1号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿に変更が生じたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

3 乙は、協力店に対し、当該協定に基づく燃料供給体制について周知を図るものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、甲の財務部契約課長が、乙の支部長に対して電話等の方法により行うものとし、その後において、速やかに文書により通知するものとする。

3 甲が要請することができる供給の対象は、次に掲げるものとする。

（1） 応急対策活動車両用燃料

（2） 自家発電設備用燃料

（3） 暖房用燃料

（4） 防災資機材用燃料

（5） その他必要な燃料

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、甲及び応援団体（以下「燃料受給者」という。）への燃料の供給を優先して実施できるよう協力店に指示するとともに協力店の現状把握に努め、その結果を甲に連絡するものとする。

（供給の方法）

第5条 燃料受給者が、燃料の供給を受けようとする場合は、協力店名簿に掲載されている協力店に直接出向くか電話連絡等により燃料配送の要請を行うものとする。

2 協力店が、甲の車両に燃料の供給をしたときは、その都度、燃料受給者に納品書を交付するとともに、納品書控えに受領サインを徴するものとする。

3 協力店が、応援団体の応急対策活動車両（以下「応援車両」という。）から、この協定に基づく車両用燃料供給の申出を受けた場合には、前項の規定を準用する。この場合において、協力店は、当該車両が応援車両であることの確認をおこなうものとする。

（報告）

第6条 協力店は、乙に燃料受給者の受領サインがある納品書控えをもって供給実績を報告するものとする。

2 乙は、事後において、災害時における燃料供給報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給する燃料の費用は、甲が負担するものとする。

2 燃料の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 この協定に基づく供給期間については、甲、乙協議の上、決定するものとし、終了にあたっては、甲は、乙に文書にて通知するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく連絡責任者は、甲においては財務部契約課、乙においては神奈川県石油商業組合北相支部事務局をあてるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じたとき及びこの協定に定めがない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力が発生し、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年1月16日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目7番9号
リトルウッズ中央4F-405
神奈川県石油商業組合北相支部
支部長

7 - 12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と津久井郡農業協同組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に
応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第7条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第8条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が

行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

- 2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 11 条 乙は、乙の支所、支店間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 12 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 13 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 14 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 15 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 16 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 1 月 1 4 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模湖町分）」は廃止するものとする。

（雑則）

第 17 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 0 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市津久井町中野 5 5 0 番地
津久井郡農業協同組合
代表 代表理事組合長

7 - 13 生活必需物資の調達に関する協定書

(目的)

第1条 相模原市商店会連合会(以下「甲」という。)と相模原市(以下「乙」という。)との間に災害発生に際し、生活必需物資(以下「物資」という。)の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、甲に加入している「相模原市商店会連合会会員名簿」(第1号様式)に記載する商店(街)会(以下「商店会」という。)に及ぶものとする。

2 この協定の施行後に甲に加入する商店会があった場合又は甲から脱退する商店会があった場合は、甲は「相模原市商店会連合会加入・脱退届」(第2号様式)により乙へ届け出るものとし、この届出の日から当該商店会に対する効力が生ずるものとする。

(市の要請)

第3条 乙は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、直接商店会に対し、その保有する物資の調達を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 商店会は、乙から前条の要請を受けたときは要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を乙に連絡するものとする。

(物資の範囲)

第5条 この協定における物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類 (2) 衣料 (3) 炊事用具 (4) 食器類 (5) 日用品雑貨
(6) 光熱材料 (7) 食糧 (8) その他乙が指定する物資

(取扱品目等の報告)

第6条 この協定を円滑に実施するため、商店会は店舗休業日等の営業時間外における緊急連絡先及び平常時における取扱品目を「店舗における取扱品目等調査表」(第3号様式)により、乙にあらかじめ報告するとともに、その内容に変更が生じた場合には、速やかに乙へ報告するものとする。

(調達要請の方法)

第7条 第3条に掲げる物資の調達要請は、「物資調達要請書」(第4号様式)によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に「物資調達要請書」を提出するものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の引取)

第9条 物資の引渡し場所は乙が指定するものとし、乙は当該場所へ職員を派遣し、当該物資の確認後これを引取るものとする。この場合において、乙は必要に応じて商店会に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

(未使用物品の引取)

第10条 前条の規定により乙が引取った物資のうち未使用のものについては、乙の求めにより当該物資を提供した商店会がこれを引取るものとする。ただし、著しく価値が低下したものについては、この限りでない。

(保有数量の報告)

第11条 商店会は、毎年3月1日現在の物資の保有数量を「生活必需物資の保有数量表」(第5号様式)により、乙に報告するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で誠意ある協議を行い、定めるものとする。なお、急を要するため、この協議を行うことができない場合は、当該事例に限り乙は商店会と協議をし、決定することができる。

(有効期間)

第13条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。
また、本協定書及び「相模原市商店会連合会加入・脱退届」（第2号様式）の写しを各商店会において保管するものとする。

平成18年6月7日

甲 相模原市中央3丁目12番3号
相模原市商店会連合会
代 表 会 長

乙 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長

7 - 14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と城山町商工会、津久井町商工会、相模湖町商工会及び藤野町商工会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第7条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第8条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が

行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

- 2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 11 条 乙は、乙の支所、支店間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 12 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 13 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 14 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 15 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 16 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に株式会社クリエイトエスディーとともに締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」、平成 9 年 5 月 22 日に株式会社エーコープ神奈川平塚本部とともに締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」及び平成 10 年 1 月 28 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模湖町分）」、は廃止するものとする。

（雑則）

第 17 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 11 番 15 号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市城山町久保沢 2 丁目 5 番 1 号
城山町商工会
代表 会長

相模原市津久井町中野 1029 番地
津久井町商工会
代表 会長

相模原市相模湖町与瀬 869 番地
相模湖町商工会
代表 会長

相模原市藤野長小淵 1689 番地 1
藤野町商工会
代表 会長

7 - 15 応急給水支援に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都県市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

（応急給水計画）

第1条 甲と乙は協同して、応急給水が的確かつ迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応急給水の支援要請）

第2条 乙は、地震災害時に、他の都県市水道事業体による応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により支援要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど緊急を要する場合は、乙による支援要請がなくても他の都県市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、第1条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、他の都県市水道事業体が応急給水活動を行った場合は、災害救助法に基づき、経費を負担するものとする。

（宿泊場所等についての情報提供）

第5条 甲と乙は協同して、他の都県市水道事業体の宿泊場所及び駐車スペースについて、情報の提供に努めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年10月1日

甲 神奈川県企業庁公営企業管理者
企業庁長

乙 相模原市
相模原市長

7 - 16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社エコーブ関東（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙「株式会社エコーブ関東相模原市内店舗」に記載する店舗（以下「店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に
応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることがで

きる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当

該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第12条 乙は、乙の店舗間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第13条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第14条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 16 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 17 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧城山町分)」は廃止するものとする。

(雑則)

第 18 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市
相模原市長

乙 横浜市泉区中田南 3 - 2 - 3 8
株式会社エーコープ関東
代表取締役

株式会社エコーフ関東相模原市内店舗（第2条関係）

店舗名	所在地	電話番号
城山店	相模原市城山町向原2 - 1 - 1	042 - 782-1002

7 - 17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社クリエイイトエス・ディー（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙「株式会社クリエイイトエス・ディー相模原市内店舗」に記載する店舗（以下「店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に
応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることがで

きる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第12条 乙は、乙の店舗間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第13条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ確かな物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第14条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 16 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 17 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧城山町分)」は廃止するものとする。

(雑則)

第 18 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市
代表 相模原市長

乙 横浜市青葉区荏田西 1 丁目 9 番 1 5 号
株式会社クリエイイトエス・ディー
代表 代表取締役

株式会社クリエイトエス・ディー相模原市内店舗（第2条関係）

店舗名	所在地	電話番号
相模原鵜野森店	相模原市鵜野森 2 - 1 6 - 1	042 - 702 - 0351
相模原上鶴間店	相模原市上鶴間本町 7 - 2 8 - 1 6	042 - 708 - 4530
相武台団地店	相模原市相武台団地 2 - 3 - 5	046 - 266 - 0238
新磯野店	相模原市新磯野 1 - 4 1 - 7	046 - 258 - 3311
相模原東大沼店	相模原市東大沼 3 - 3 0 - 2 2	042 - 742 - 0701
相模原東林間店	相模原市東林間 3 - 1 5 - 2 0	042 - 742 - 8838
相模原淵野辺本町	相模原市淵野辺本町 3 - 1 - 5	042 - 730 - 1710
相模原 5 丁目店	相模原市相模原 5 - 7 - 2 0	042 - 756 - 3880
相模原矢部店	相模原市矢部 2 - 2 8 - 7 第 5 武内ビル	042 - 752 - 0815
相模原富士見店	相模原市富士見 5 - 5 - 1	042 - 730 - 5321
番田店	相模原市上溝 2 1 7 9 - 3	042 - 763 - 8005
城山店	相模原市城山町原宿 3 - 4 - 1	042 - 782 - 5780
津久井三ヶ木店	相模原市津久井町三ヶ木 361 - 5	042 - 780 - 5556

7 - 18 災害時における応急給水に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、又はその他の災害により、相模原市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合及び相模原市管工事協会（以下「乙」という。）とが相互に協力し、飲料水の応急給水を円滑に遂行することなどを目的として必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害時において車両等により飲料水を輸送する必要があると認めるときは、乙に対し、給水タンク等借用要請書（第1号様式）により給水タンクの借用及び運搬を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、電話、ファクシミリ、又はその他の方法によって要請し、事後、速やかに給水タンク等借用要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、速やかに貸し出しが可能な給水タンク等の保管場所を甲に報告するとともに、乙の会員に協力の連絡をするなど要請に対する適切な措置を行うものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から給水タンク及び運搬車両等の整備に努めるものとする。

(借用物品)

第4条 甲が乙に要請する借用物品は、次のとおりとする。

- (1) 給水タンク
- (2) 車両
- (3) その他応急給水活動に必要な物品

(現有数量の報告)

第5条 乙は、給水タンクの現有数量を、甲が指定する期日までに、災害時飲料水用給水タンク所有者一覧表（第2号様式）により、報告するものとする。

(運搬)

第6条 給水タンク等の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、甲の指定する者が行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては相模原市保健所生活衛生課を、乙においては県北管工事協同組合事務局をあてるものとする。

(経費の負担)

第8条 給水タンク及び運搬車両等の貸し出しなど本協定に基づく経費は無料とする。

(補償)

第9条 甲は、応急給水活動中、その責に帰する事由により、給水タンク及び運搬車両等を毀損又は滅失した場合は、その損害に相当する金額を乙に支払わなければならない。

(給排水設備の復旧)

第10条 給排水設備の復旧に際して、甲が必要と認めた場合には、乙は甲の要請に応じて協力するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月1日

- 甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

- 乙 相模原市千代田1丁目5番1号
県北管工事協同組合
理 事 長

- 乙 相模原市相模大野6丁目7番2号
相模原市管工事設備協同組合
理 事 長

- 乙 相模原市津久井町中野16番地1
津久井管工事協同組合
理 事 長

- 乙 相模原市千代田1丁目5番1号
相模原市管工事協会
会 長

7 - 19 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資の供給又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が、乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の要請をした要請時点で、乙が調達又は製造可能な物資とする。

(生活必需物資及び供給可能数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、別表のとおりとする。

2 乙は、別表にある品目について毎年の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続は、災害時における生活必需物資供給要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が車両を使用して前項の運搬を行うときは、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(生活必需物資の引取り)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲が指定するものとし、甲は当該運搬先において、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給した生活必需物資の対価については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価は、災害時直前における仕入れ価格を基準として、甲又は乙若しくは乙があっせんする者が協議の上、決定するものとする。

3 乙又は乙があつせんする者が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月2日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

7 - 20 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社スーパーアルプス（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有する物資とする。

(生活必需物資の品目)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる生活必需物資
- (2) その他甲が指定する生活必需物資

2 乙は、別表にある生活必需物資について、保有する品目を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請は、災害時における生活必需物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙が行うものとする。

2 甲は、乙が車両を使用して前項の運搬を行うときは、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲乙が協議の上、決定するものとし、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは、災害時における生活必需物資供給実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 乙が供給した生活必需物資の対価及び乙が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価は、災害時直前における適正価格を基準とする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第14条 甲は、第4条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償する。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月12日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 東京都八王子市滝山町2丁目351番地
株式会社スーパーアルプス
代表取締役社長

7 - 21 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県牛乳流通改善協会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、牛乳及び飲料等（以下「牛乳等」という。）の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の牛乳等の供給協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置した時をもって発動する。

(協力の実施)

第3条 災害時において、乙は甲と協議した上で、協力販売店を通じて、牛乳等を甲が指定する場所に運搬するものとする。

(対価及び運搬費用)

第4条 前条により乙が提供した牛乳等の対価及び乙が運搬に要した経費については、無償とする。

(連絡責任者)

第5条 牛乳等の供給協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から、この協定に定める事項を円滑に推進するため意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第3条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月15日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 横浜市神奈川区入江1丁目6番18号
神奈川県牛乳流通改善協会
代表 会長

8 要領・規程・協定 (応援・輸送・一時滞在施設)

8 - 1 災害時における応援に関する協定

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と社団法人相模原市建設業協会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市土木部土木計画課長を、乙においては、社団法人相模原市建設業協会会長及び事務理事を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議のうえ定める額とする。

(補償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償する。

(準用)

第8条 この協定は、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防ぎょ体制時についても準用する。

(雑 則)

第 9 条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定は、平成14年12月18日から適用する。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成14年12月18日

甲 相模原市中央 2 丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市中央 3 丁目 4 番 7 号
社団法人相模原市建設業協会
会長

8 - 2 災害時における応援に関する協定細則

- 1 この細則は、相模原市と社団法人相模原市建設業協会（以下「協会」という。）が、平成14年12月18日付けで締結した災害時における応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の運用について必要な事項を定める。
- 2 浸水被害警戒地域対策計画（以下「対策計画」という。）に基づく防ぎよ体制の協会への連絡は、土木計画課長が協会専務理事又は協会事務局長に行うものとする。
- 3 関係課（所）長は、応援業務の要請を行う場合、応援業務要請書兼業務完了報告書（以下「要請書等」という。）を作成し、土木計画課長が協会へ要請書等をFAX等で送付するものとする。
- 4 協会は、土木計画課長の要請に基づき担当業者を指定し、土木計画課長にFAX等で報告するものとする。
- 5 協会へ応援要請をした関係課（所）長は、現地に担当職員を派遣し応援要請業務の監督をさせるものとする。
- 6 担当業者は、要請された業務を完了したときは、要請書等により速やかに協会へ報告するものとする。
- 7 協会は、担当業者から報告された要請書等を、一括して土木計画課長に提出するものとする。
- 8 災害業務委託契約に関する事務手続きは、土木計画課で行う。
- 9 災害対策本部設置に伴う協定第2条第2項及び第4条の規定は、上記の3から7の規定に準じるものとする。

8 - 3 災害時における応援に関する協定

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と相模原市電設協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市建築部営繕課長を、乙においては、相模原市電設協同組合理事長及び事務局長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市建築工事標準単価表等を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲、乙協議のうえ定める額とする。

(補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかりまたは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例(昭和41年相模原市条例第21号)の規定によりその損害を補償する。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この協定は、平成14年10月8日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成14年10月8日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目4番7号
相模原市電設協同組合
理事長

8 - 4 (社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱

1 目的

この要綱は、地震、風水害、火災等の各種災害発生時に行政庁等から発せられる緊急輸送の要請に即応し、緊急物資輸送の円滑な実行を図り、もって被災地のすみやかな復興と民生安定に寄与することを目的として、必要な出動体制、諸手続等について定めるものである。

2 組織

災害緊急出動に関する協会の組織は次のとおりとする。

(1) 緊急輸送対策本部

災害が発生し、または発生のおそれのある場合に設置する機関であり、運営要領は別に定める。

(2) 緊急救援物資輸送等対策室

平常時より本部ならびに支部に設置してある常設機関であり、運営要領は別に定める。

3 平常時の措置

(1) 防災知識の普及

平常時から協会関係者の防災知識の向上を図り、有事の際の心得を明確にし、災害が発生した場合に状況の変化に応じて適切な行動がとれるよう、必要に応じ講演会、講習会等を実施し、広報紙、機関紙の活用や防災パンフレットの作成、配付を行う。

(2) 訓練の実施

災害時に必要かつ適切な輸送活動を行うには、平常時における訓練が極めて重要である。

そのため、情報収集、集合、輸送、通信連絡等予想される事態を想定した模擬訓練を実施する。

また、地方自治体等が行う防災訓練には積極的に参加、協力し、防災関係機関等との連帯化を図る。

(3) 備蓄資機材の整備

災害発生時に協会本部、支部、事業者、乗務員等の活動に支障を来たすことのないよう、必要な資機材を整備する。

(4) 情報通信連絡体制の整備

災害発生に際し、緊急輸送を実施するためには被災の状況、協会の任務、任務遂行のため必要な措置等を迅速かつ的確に把握し、必要な部署へ伝達する必要がある。

このため、電話回線途絶による通信不能の事態に備えて無線通信網の確立等情報収集、伝達、管理体制を整備する。

(5) 地方自治体との「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」の締結

県内の市町村単位の災害発生時における応援を円滑に実施するため、本部ならびに支部はそれぞれ関係する市町村と協定書を締結する。

(6) 災害対策用資金の準備

突然の災害発生に対して迅速な対応を図るには資金面での裏づけが必要である。

このため、緊急災害対策用準備金の導入を図る。

4 災害時の措置

(1) 活動態勢

協力は、災害が発生しまた発生のおそれのある場合においては、緊急輸送対策本部を設置し、災害応急活動に従事する役職員を配置する。

緊急輸送対策本部職員の配置および服務等に関する規程は別に定める。

(2) 緊急輸送の要請

行政庁等から別に定める出動要請ルートにより出動要請を受けた場合、対策本部においては次の事項を確認し、出動依頼する支部を定め、すみやかに当該支部に緊急出動要請を行う。

ア 災害の程度（級の確認）

イ 災害発生の方面、地域

ウ 出動する車両数ならびに車種

エ 車両の集結時間と場所

オ その他

また、支部への要請内容は次のとおりとする。

- ア 緊急輸送にあたる区間もしくは救助にあたる地域、地名
- イ 出動車両数ならびに車種、最大積載量
- ウ 車両の集結時間、場所
- エ その他必要な事項

(3) 車両の出動

出動の要請を受けた支部は直ちに所要の車両をもって「緊急物資輸送隊」を編成し、所定の日時、場所に急行し、現地係官の指示を受け災害救助活動に従事する。

輸送隊編成のいとまのない場合は、各車両ごとに各個の集結地点に急行し、現地係官の指示を受け作業に従事する。必要に応じ本部職員が指揮にあたることもある。

(4) 東海地震に係わる警戒宣言が発令された場合の措置

「大規模地震対策特別措置法」にもとづき警戒宣言が発令された場合の措置については別に定める。

5 出動計画

(1) 出動車両数

各支部の緊急出動車両数は別に定める。

(2) 優先出動

支部内各社は出動要請に際し、止むを得ない場合を除き通常業務に優先し災害救助に協力する。

6 緊急物資輸送隊

輸送隊の編成、指揮命令は次のとおりとする。

編成は支部単位に行う。

緊急物資輸送隊の長は当該支部において正副の適任者を定める。

数両程度ごとに運転者の中より班長を定める。

各員は隊長、班長の命令に従う。

各員、各車両は別に定める所定の標示を行う。

協会の安全運行指導者は特命により先導、連絡、状況視察等に従事する。

7 車両の装備

車両の装備は次のとおりとする。

燃料は満タンとする。

必要なパーツ類を携行する。

スペアタイヤ、赤旗、発炎筒、消火器、救急箱他所要の備付物品を充分点検整備する。

原則として2名乗務とする。

会社は出動運転者の運行に必要な金銭を前渡し携行させる。

救助活動が数日にわたることもあるので、運転者は着替えその他若干の日用品を携行すること。

8 緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両の確認申請は県警察本部交通規制課または各警察署（交通検問所を含む）に対して行うが、手続等についてあらかじめ打ち合わせを行う。

9 残務処理

(1) 業務従事者の災害補償

緊急輸送に係わる業務に従事している協会関係者が事故、災害を蒙った場合の補償については関係行政庁と協議する。

(2) 各種費用の精算

救助活動に要した費用は、当初、会社の自弁とするが、救助活動終了後所定の手続きを経て精算する。

10 事業所の地震防災応急計画の作成

会員事業所は地震災害発生による被害を最小限に食い止め、営業活動を再開しかつ荷主又は協会から輸送要請にすみやかに応じられるようにするため、それぞれ防災応急計画（社内基準）を定めなければならない。

なお、防災応急計画作成モデル等必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、理事会の議を得て昭和56年11月27日より発効する。

8 - 5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市内に発生した地震、風水害、その他災害(以下「災害」という。)時ににおいて相模原市(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県トラック協会相模支部(以下「乙」という。)に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 相模原市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、甲は乙に対し次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類、大きさ、及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間、及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は前条による甲の要請を受けた時は、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は前条に基づき協力した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類、大きさ、及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 第3条に基づき、応援に従事したものが、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となった場合においては、本人、又はその遺族に対し相模原市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年6月25日条例第21号)を準用し補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市災害対策本部事務局長を、乙においては社団法人神奈川県トラック協会相模支部事務局長を連絡責任者とする。

(連絡)

第8条 乙はこの協定により協力できる相模原市内の自動車輸送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年4月末日までに甲に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、昭和53年3月28日から適用する。

この協定の成立を証するため甲、乙が記名捺印の上各1通を保有するものとする。

昭和53年3月28日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市千代田5丁目9番7号
社団法人神奈川県トラック協会相模支部
支部長

8 - 6 災害時における応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と相模原造園協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要 請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報 告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合はその内容
- (7) その他参考となる事項
(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の确实及び円滑をはかるため、甲においては、相模原市道路部道路補修課長を、乙においては、相模原造園協同組合理事長及び副理事長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのため乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事標準積算基準書及び単価表を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議の上定める額とする。

(補 償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償する。

(雑 則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成9年7月7日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成9年7月7日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市清新4丁目10番9号
相模原造園協同組合
理事長

8 - 7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の 協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市(以下「甲」という。)がさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会(以下「乙」という。)に対してボランティア派遣等の協力を要請し、応急対策を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部(以下「災对本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災对本部が設置された場合において、日本語が理解できない外国人等に対する通訳、相談対応等の活動支援が必要と判断したときは、乙に対し、さがみはら国際交流ラウンジ防災センター(以下「防災センター」という。)の設置を要請するものとする。

3 乙は甲の要請を受けて設置する防災センターにおいて災害時外国人相談窓口を開設するとともに、登録のある災害時通訳ボランティア及び災害時外国人担当ボランティアを外国人支援ボランティアとして組織するものとし、組織された外国人支援ボランティアは、防災センターの指示に従い支援活動を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による支援活動のほか、地域防災計画に基づく災害応急対策において外国人支援ボランティアの協力を必要とするときは、乙に対し、その都度、外国人支援ボランティアの派遣を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による要請を受けたときは、止むを得ない事由のない限り、他の活動に優先して協力するものとする。

(報告等)

第4条 乙は、第2条第2項の規定による要請を受け、さがみはら国際交流ラウンジ内に防災センターを設置した場合は、その後の活動状況等を随時電話等により甲に報告するものとする。

2 防災センターの活動の終了は、復興状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては相模原市企画部文化国際課長を、乙においてはさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会代表委員をもって充てるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請に基づき協力した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(補償)

第7条 甲は、第3条に基づき支援活動に従事した者が、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、ボランティア活動指導者等災害保障保険その他の保障制度によりその損害を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市鹿沼台1丁目9番15
さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会
代表委員

8 - 8 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の 協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市(以下「甲」という。)が社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「乙」という。)に対してボランティア派遣等の協力を要請し、応急対策を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策実施のためのボランティアの受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、乙に対し、防災ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置を要請するものとする。

3 乙は、甲の要請を受けて設置するセンターにおいてボランティアを募集し、受け入れたボランティアを生活支援ボランティアとして組織するものとし、組織された生活支援ボランティアは、センターの指示に従い支援活動を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による支援活動のほかに、地域防災計画に基づく災害応急対策において生活支援ボランティアの協力を必要とするときは、乙に対し、その都度、生活支援ボランティアの派遣を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又は止むを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告等)

第4条 乙は、第2条第2項の規定による要請を受け、市民福祉会館内にセンターを設置した場合は、その後のボランティアの受入れ状況、センターの活動状況等を随時電話等により甲に報告するものとする。

2 センターの活動の終了は、復興状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては相模原市保健福祉部保健福祉総務課長を、乙においては社会福祉法人相模原市社会福祉協議会総務課長をもって充てるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請に基づき協力した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(補 償)

第7条 甲は、第3条に基づき業務に従事した者及び生活支援ボランティアが、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、ボランティア活動指導者等災害保障保険その他の保障制度によりその損害を補償するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市富士見6丁目1番20号
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
会 長

8 - 9 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の 供給等の協力に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、相模原市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙及び丙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、相模原市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙及び丙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の構成員は、災害対策本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 霊きゅう自動車の台数及び棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があったときは、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては相模原市保健福祉部地域福祉課長、乙にあつ

ては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙丙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成15年7月24日から適用し、平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月24日

甲 相模原市中央2 - 11 - 15
相模原市長

乙 横浜市南区永田東2 - 1 - 20 - 302
神奈川県葬祭業協同組合
理事長

丙 平塚市田村6564
社団法人全国霊柩自動車協会
神奈川県支部長

8 - 10 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の 協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙及び丙が事前に指名する乙及び丙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙及び丙が甲に報告する文書は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

協 力 要 請 書

様

相模原市長

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	(電話)
口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日(午前・午後) 時 分
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の供給等の数量(内訳)	
履行期間及び履行場所	
備 考	

協 力 実 績 報 告 書

相模原市長 あて

報告者 名 称

代表者

印

年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します

連 絡 先	(電 話)
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履行期間及び履行場所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

8 - 11 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、相模原市内において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、相模原市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、災害対策本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協用に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙の指定する先に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては相模原市保健福祉部地域福祉課長、乙にあっては南関東ブロック長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等を図るため、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲及び乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成15年10月2日から適用し、平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年10月2日

甲 相模原市中央2 - 11 - 15
相模原市長

乙 東京都港区虎ノ門3 - 6 - 2
第2秋山ビル7階
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長

8 - 12 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) 遺体搬送用車両
- (5) 遺体収容施設における遺族等に対する生活支援のための各種サービス
- (6) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

協 力 要 請 書

様

相模原市長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	(電話)
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日(午前・午後) 時 分
要 請 理 由	
棺 等 葬 祭 用 品 の 供給等の数量(内訳)	
履行期間及び履行場所	
備 考	

協 力 実 績 報 告 書

相模原市長 あて

報告者 名 称

代表者

印

年 月 日付で協力要請のあった件について、次のとおり報告します

連 絡 先	(電 話)
棺 等 葬 祭 用 品 の 供 給 等 の 数 量 (内 訳)	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

8 - 13 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、被災した建物の解体撤去等の協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、第5条の手続により、乙に協力を要請する。

- （1）応急活動、復旧活動に支障となる家屋等建物の解体
- （2）本市が必要と認めた家屋等建物及び公共施設等の解体
- （3）災害廃棄物の撤去
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、相模原市内の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに文書で報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（解体撤去等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、解体撤去等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体撤去等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

(1) 解体撤去の場所及び建物名称

(2) 解体撤去の内容

(3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材

(4) 解体撤去等の従事期間

(5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲においては廃棄物政策課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成22年12月28日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 横浜市中区太田町3丁目36番地
クリオ横浜関内壱番館1005号室
社団法人 神奈川県建物解体業協会
会 長

8 - 14 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続により乙に対して協力を要請する。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては廃棄物政策課、乙にあつては神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成22年12月28日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 大和市柳橋4丁目2番19号
神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会
理事長

8 - 15 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより乙に対して協力を要請する。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に連絡する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに文書で報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては廃棄物政策課、乙にあつては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成23年3月7日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長

乙 横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4階

社団法人 神奈川県産業廃棄物協会

理事長

8 - 16 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における被災した建物の解体撤去等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、被災した建物の解体撤去等の協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請する。

- （1）応急活動、復旧活動に支障となる家屋等建物の解体
- （2）本市が必要と認めた家屋等建物及び公共施設等の解体
- （3）災害廃棄物の撤去
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、相模原市内の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、解体撤去等に関しこの協定に協力できる会員を甲に報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）被災の状況
- （2）解体撤去の地区
- （3）解体撤去の内容
- （4）解体撤去の期間
- （5）その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、解体撤去等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体撤去等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第 7 条 乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 解体撤去の場所及び建物名称
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材
- (4) 解体撤去等の従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第 8 条 第 3 条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第 9 条 第 3 条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）による。

(契約書の締結)

第 1 0 条 第 3 条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第 8 条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むものとする。

(連絡窓口)

第 1 1 条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあっては廃棄物政策課、乙にあっては社団法人相模原市建設業協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市中央 3 丁目 4 番 7 号
社団法人相模原市建設業協会
会 長

8 - 17 災害時の動物救護活動に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と相模原市獣医師会（以下「乙」という。）は、相模原市域において大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、犬及び猫とするものとする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（応援活動の内容）

第3条 乙は、次に掲げる応援活動を行うものとする。

- (1) 被災し、負傷した動物の収容、保管（以下「保護」という。）及び応急処置
- (2) 被災した動物に関する情報提供
- (3) 飼育されている動物の健康相談
- (4) その他動物救護活動に必要な措置

（応援活動の要請）

第4条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認められた時は、乙に対して前条に掲げる応援活動の要請をするものとする。

（応援活動）

第5条 乙は、災害が発生し、前条の規定により甲の要請があった場合、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する施設で応援活動に努めるものとする。なお、動物の保護が長期化すると乙が判断した場合は、動物の保護について甲と協議するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては保健所生活衛生課長とし、乙においては相模原市獣医師会長とするものとする。

2 前項の責任者は、責任をもって応援活動に関する連絡調整を実施するものとする。

（必要物資等の確保）

第7条 甲及び乙は、応援活動に必要な物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

（応援活動の停止）

第8条 乙は、応援活動が極めて困難または不可能と認める場合は、甲に対して応援活動の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動の要請を解除することができるものとする。

第9条 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除するものとする。

（応援活動の報告）

第10条 乙は、第5条の規定により応援活動を実施したときは、その旨を甲に報告する。また、停止後は活動実績を甲へ報告するものとする。

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月15日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長職務代理者
相模原市助役

乙 相模原市清新8丁目1番6号
相模原市獣医師会
会 長

8 - 18 災害時における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と相模原道路安全施設業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部(以下「災对本部」という。)を設置したときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災对本部を設置した場合において、応急対策の実施のため、乙に対して応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故があった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては相模原市土木部道路補修課長を、乙においては相模原道路安全施設業協同組合理事長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事標準積算基準書及び単価表を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議のうえ定める額とする。

(補償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡もしくは負傷・疾病又は廃疾したことに對し、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定により、その損害を補償する。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年1月17日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年1月17日

甲 相模原市中央二丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市麻溝台三丁目7番13号
相模原道路安全施設業協同組合
理事長

8 - 19 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、相模原市(以下「甲」という。)と相模原市印刷協同組合(以下「乙」という。)とが相互に協力し、災害時に必要な広報紙等の印刷物を迅速に発行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、相模原市災害対策本部(以下「災对本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災对本部が設置された場合において、印刷物を発行する必要があると認めるときは、乙に対し、印刷要請書兼仕様書(第1号様式)により要請するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、甲から前条に規定する印刷の要請を受けたときは、業務の支障、又はやむを得ない理由がない限り甲の要請する業務を実施する。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

(運搬)

第4条 印刷物の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(連絡責任者等)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては企画部広報課を、乙においては相模原市印刷協同組合事務所をあてるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先(第2号様式)を定めるものとする。

(引渡し)

第6条 印刷物の引渡しは、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認の上、印刷物を引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条および第3条の規定により、乙が納品した印刷物の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、乙が所有する資機材の提供等、応急対策実施のために必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年8月22日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目7番5号
相模原市印刷協同組合
代表理事

<p>印刷要請書兼仕様書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>相模原市印刷協同組合 代表理事 殿</p>	
<p>相模原市長</p>	
<p>次のとおり、印刷を要請します。</p>	
項 目	内 容
災 害 の 状 況	
印 刷 物 の 名 称	
印 刷 部 数	
規 格	
原 稿	
納 期	
そ の 他 特 記 事 項	

2号様式 略

8 - 20 災害時における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と相模原市津久井地区建設業連絡協議会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災害対策本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市都市建設局土木部土木政策課長を、乙においては、相模原市津久井地区建設業連絡協議会長及び副会長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議のうえ定める額とする。

(補償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償する。

(準用)

第8条 この協定は、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防ぎょ体制時についても準用する。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定は、平成19年6月25日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年6月25日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市津久井町根小屋132
相模原市津久井地区建設業連絡協議会
会長

8 - 21 災害時における応援に関する協定細則

- 1 この細則は、相模原市と相模原市津久井地区建設業連絡協議会（以下「協議会」という。）が、平成19年6月25日付けで締結した災害時における応援に関する協定書（以下「協定」という。）第8条の運用について必要な事項を定める。
- 2 浸水被害警戒地域対策計画（以下「対策計画」という。）に基づく防ぎよ体制の協議会への連絡は、土木政策課長が協議会長又は協議会副会長に行うものとする。
- 3 関係課（所）長は、応援業務の要請を行う場合、応援業務要請書兼業務完了報告書（以下「要請書等」という。）を作成し、土木政策課長が協議会へ要請書等をFAX等で送付するものとする。
- 4 協議会は、土木政策課長の要請に基づき担当業者を指定し、土木政策課長にFAX等で報告するものとする。
- 5 協議会へ応援要請をした関係課（所）長は、現地に担当職員を派遣し応援要請業務の監督をさせるものとする。
- 6 担当業者は、要請された業務を完了したときは、要請書等により速やかに協議会へ報告するものとする。
- 7 協議会は、担当業者から報告された要請書等を、一括して土木政策課長に提出するものとする。
- 8 災害業務委託契約に関する事務手続きは、土木政策課で行う。

8 - 22 災害時の大型ヘリポート（自衛隊）使用に関する覚書

災害時の帝京大学薬学部のグラウンド（相模原市相模湖町寸沢嵐1173-1外）の災害対策のための使用において相模原市長 加山俊夫（以下「甲」という。）と帝京大学理事長 沖永佳史（以下「乙」という。）との間に次のとおり覚書を取り交わす。

- 1．災害時に大型ヘリポート（自衛隊用）及び野営地として帝京大学薬学部のグラウンドを乙は甲の災害対策のために使用させる。
- 2．甲は、使用したグラウンドの返却時には現状復旧する。
- 3．甲が、緊急を要して使用した時は、事後に乙へ通知する。
- 4．乙は、大型ヘリポートとして使用できない開発等を行った時は、甲へ速やかにその旨を通知する。
- 5．この覚書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

平成19年8月 1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市長

乙 相模原市相模湖町寸沢嵐1091-1
帝京大学理事長

8 - 23 災害時における施設等の使用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設を確保するため、相模原市(以下「甲」という。)がフランスベッド株式会社(以下「乙」という。)所有の総合研修センター「相模湖学園」の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(市の要請)

第2条 甲は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設として必要があるときは、乙に対し、乙所有の総合研修センター「相模湖学園」の研修棟施設、駐車場及びグラウンド(以下「施設」という。)の使用を要請するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障等やむを得ない事由がある場合を除き、可能な範囲の施設を無償で使用させるものとする。

(返還)

第4条 甲は、施設の使用終了後速やかに原状復旧し、乙に返還しなければならない。

(協議事項)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

なお、平成10年5月18日に取り交わした「覚書」については、この協定の締結日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 東京都新宿区百人町1丁目25番1号
フランスベッド株式会社
代表取締役社長

8 - 24 災害時における施設等の使用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設を確保するため、相模原市(以下「甲」という。)が社団法人全国警備業協会研修センターふじの(以下「乙」という。)所有の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(市の要請)

第2条 甲は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設として必要があるときは、乙に対し、乙所有の研修センターふじの A 館(本館・フロント)、B 館(体育館・研修室)、C 館(別館)、駐車場、プレイコート等(以下「施設」という。)の使用を要請するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障等やむを得ない事由がある場合を除き、可能な範囲の施設を無償で使用させるものとする。

(返還)

第4条 甲は、施設の使用終了後速やかに原状復旧し、乙に返還しなければならない。

(協議事項)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

なお、平成13年11月21日に取り交わした「覚書」については、この協定の締結日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月21日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市藤野町名倉2,310番地
社団法人全国警備業協会研修センターふじの
研修センター長

8 - 25 災害時における施設等の提供協力に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と学校法人桜美林学園(以下「乙」という。)は、大規模な地震又は予測できない災害により鉄道が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合(以下「大規模災害時」という。)における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時において、帰宅することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時的に乙の施設(以下「一時滞在施設」という。)を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 乙は、大規模災害時に乙の施設の安全を確認し、施設提供が可能な場合は、次の事項について乙の業務に支障のない範囲で帰宅困難者に対し支援するものとする。

- (1) 帰宅困難者のために、乙の所有する施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) その他、乙が提供することができるものについて、帰宅困難者への提供に努めるものとする。

(帰宅困難者の受入れ)

第3条 乙は、甲から文書又は口頭による要請があった場合には、帰宅困難者の受入れを開始するものとする。また、駅前が滞留者で混乱するなど、乙が周囲の状況から一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、帰宅困難者の受入れを開始できるものとする。

- 2 帰宅困難者の受入れは、原則として発災から72時間とする。ただし、この時間を満たすことが困難な場合には、甲乙協議の上、最低24時間以上の開設の維持に努めるものとする。なお、鉄道の運行が復旧するなど、甲が開設の維持について不要と判断した場合は、この限りではない。
- 3 乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、帰宅困難者が発生した場合には、帰宅困難者等に対し一時滞在施設の開設状況等の情報提供に努めるものとする。
- 5 甲は、第2項の規定により帰宅困難者の受入れが終了した後において、なお当該施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を行うものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は、一時滞在施設が開設された場合は担当職員を派遣し、乙と協力して一時滞在施設の運営に当たるものとする。

(経費の負担)

第5条 帰宅困難者の受入れに伴う経費が発生する場合は、原則として甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第6条 第3条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、平成24年9月14日から平成25年9月13日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して何らかの申出がないときは、1年間延長さ

れたものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月14日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 町田市常盤町3758番地
学校法人桜美林学園
理事長

9 要領・規程・協定(医療)

9 - 1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市医師会（以下「乙」という。）とは、救護所における災害時医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関して必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医師の派遣体制
- (2) 医師の活動指針
- (3) その他必要な事項

（医師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに医師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する医師は、甲が設置する救護所において医療救護活動を行うものとし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の診断
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

（総合調整）

第5条 救護所における医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医師による医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他の医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医師が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

（医薬費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師の派遣に要した経費
- (2) 医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日神奈川県告示第561号）の例による。この場合において、医師の日当については、半日（4時間）当たりの額として算定する。

2 前条第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の例による。

（医事紛争の処理）

第10条 乙は、医療救護活動の実施により医師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に報

告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙との協議の上、乙に積極的に協力し、誠意をもって紛争の解決に当るものとする。

(報告)

第11条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年10月14日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

乙 相模原市富士見1丁目3番41号
社団法人 相模原市医師会
会長

9 - 2 災害時における医療救護活動に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）、社団法人相模原市病院協会（以下「乙」という。）及び社団法人神奈川県看護協会相模原支部（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙及び丙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（派遣計画の策定）

第2条 丙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、看護職員の派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、丙に対して次に掲げる看護活動について協力を要請するものとする。

(1) 甲が設置する救護所における医療救護活動に必要な看護

(2) その他必要な措置

2 丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、前条の派遣計画に基づき、直ちに看護職員を派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請が行われた場合には、救護所における医療救護活動の円滑な実施を図るため、乙の施設に従事する看護職員のうち、第2条の派遣計画に該当する看護職員の派遣について協力するものとする。

（要請手続）

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると甲が判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（費用弁償等）

第5条 丙がこの協定に基づく看護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

(1) 協力に必要な看護職員の派遣に要した経費

(2) 協力によって看護職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第6条 前条第1号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。

2 前条第2号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の例による。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙及び丙で協議して別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限の満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年3月16日

- 甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長
- 乙 相模原市豊町17番36号
社団法人 相模原市病院協会
会長
- 丙 相模原市富士見6丁目6番23号
社団法人 神奈川県看護協会相模原支部
支部長

9 - 3 災害時における医療救護活動に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務に限る。以下同じ。）活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会員の派遣計画
- (2) 会員の活動方針
- (3) その他必要な事項

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して次に掲げる応急救護活動について協力を要請するものとする。

- (1) 甲が設置する救護所における傷病者に対する応急救護
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

（要請手続）

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると甲が判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応急救護活動を実施した場合に要した衛生材料の提供使用に係る経費は、甲が負担する。

（補 償）

第6条 甲は、第3条第1項の要請に基づき応急救護活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となった場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

（報 告）

第7条 乙は、この協定に基づく応急救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、応急救護活動終了後、次の書類を乙が一括して甲に提出することにより行うものとする。

- (1) 応急救護活動状況報告書（第1号様式）
- (2) 派遣柔道整復師名簿（第2号様式）
- (3) 衛生材料使用報告書（第3号様式）

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年12月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長

乙 相模原市上九沢347番8号
社団法人 神奈川県柔道整復師会相模支部
支 部 長

様式1（第7条関係） 略
様式2（第7条関係） 略
様式3（第7条関係） 略

9 - 4 災害時における医療救護活動に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣体制
- (2) 薬剤師の活動方針
- (3) その他必要な事項

（薬剤師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに薬剤師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師は、甲が設置する救護所及び医薬品の備蓄場所（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うものとし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の管理及び仕分け

（総合調整）

第5条 救護所等における医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師による医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該薬剤師が携行する医薬品等を使用することができる。

（調剤費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。

2 前条第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例による。

（細 目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 14 年 6 月 18 日

甲 相模原市中央 2 丁目 11 番 15 号
相模原市
代 表 相模原市長

乙 相模原富士見 6 丁目 1 番 1 号
社団法人 相模原市薬剤師会
会 長

9 - 5 災害時における医療救護活動に関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護マニュアル（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医師の派遣体制
- （2）歯科医師の活動方針
- （3）乙が運用する訪問歯科診療自動車（以下「自動車」という。）の運用方針
- （4）その他必要な事項

（歯科医師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに歯科医師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する歯科医師は、甲が設置する救護所並びに避難所等（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とし、その業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び医療
- （2）自動車による巡回歯科診療
- （3）口腔衛生指導等
- （4）その他必要な措置

（総合調整）

第5条 医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する歯科医師による医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他の医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、必要に応じて当該歯科医師が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- （1）歯科医師の派遣に要した経費
- （2）第6条ただし書に規定する歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- （3）歯科医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1項第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示561号）の例による。

2 前条第1項第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例による。

(医事紛争の処理)

第10条 乙は、医療救護活動の実施により歯科医師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙と協議の上、乙に積極的に協力し、誠意をもって紛争の解決に当たるものとする。

(報告)

第11条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(歯科医師の相模原市外への派遣)

第12条 乙は、市外から歯科医師の派遣について要請があり、かつ、これに応じる場合にあっては、甲に報告するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月25日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 相模原市中央区富士見6丁目1番1号
社団法人相模原市歯科医師会
会長

10 要領・規程・協定

(消防相互応援協定)

10 - 1 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄消防組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。

(2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書26通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。
(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。
(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。
(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。
(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。
(平成18年8月18日締結)

10 - 2 東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定

協定締結日 昭和39年12月22日

第1条 消防組織法第39条の規定に基く東京消防庁（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、機材、その他）により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の実施について、疑義を生じた時は、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本式通を作成し、甲乙各壱通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和39年12月22日から施行する。
- 2 東京都（東京消防庁）と相模原市消防相互応援協定（昭和35年10月5日）は、これを廃止する。
昭和39年12月22日

東京消防庁消防長
消防総監
神奈川県相模原市
市長

【改正】

付 則

- この協定は、昭和40年7月1日から効力を生ずる。
昭和40年8月2日

東京消防庁消防長
消防総監
神奈川県相模原市
市長

付 則

- この協定は、昭和42年7月26日から効力を生ずる。
昭和42年7月26日

東京消防庁消防長
消防総監
神奈川県相模原市
市長

付 則

- この協定は、昭和43年4月13日から効力を生ずる。
昭和43年4月13日

東京消防庁消防長
消防総監
神奈川県相模原市
市長

付 則

- この協定は、昭和46年2月9日から効力を生ずる。
昭和46年2月9日

東京消防庁消防長
消防総監
相模原市
市長

付 則

- この協定は、昭和46年10月30日から効力を生ずる。
昭和46年10月30日

東京消防庁消防長
消防総監
神奈川県相模原市
市長

付 則
この協定は、昭和47年11月1日から効力を生ずる。
昭和47年11月11日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

付 則
この協定は、昭和48年7月5日から効力を生ずる。
昭和48年7月5日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和53年2月1日から効力を生ずる。
昭和53年2月1日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和55年4月1日から効力を生ずる。
昭和55年3月26日

東京消防庁消防長
消防總監
神奈川県相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和56年7月1日から効力を生ずる。
昭和56年6月30日

東京消防庁消防長
消防總監
神奈川県相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和57年7月1日から効力を生ずる。
昭和57年6月30日

東京消防庁消防長
消防總監
神奈川県相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和60年2月20日から効力を生ずる。
昭和60年2月14日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和60年7月1日から効力を生ずる
昭和60年6月28日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和60年10月31日から効力を生ずる
昭和60年10月28日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和61年7月1日から効力を生ずる。
昭和61年6月30日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、昭和63年7月1日から効力を生ずる。
昭和63年6月30日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、平成3年10月1日から効力を生ずる。
平成3年9月26日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、平成4年6月1日から効力を生ずる。
平成4年5月20日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則
この協定は、平成5年11月1日から効力を生ずる。
平成5年10月22日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市長

附 則

この協定は、平成 9 年 1 1 月 2 5 日から効力を生ずる。

平成 9 年 1 1 月 2 0 日

東京消防庁消防長
消防總監
相模原市
市 長

附 則

この協定は、平成 1 6 年 2 月 1 日から効力を生ずる。ただし、町田市小山ヶ丘一丁目から六丁目に係る改正部分は、同年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市 長

附 則

この協定は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から効力を生ずる。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市 長

附 則

- 1 この協定は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から効力を生ずる。
- 2 東京消防庁と津久井郡広域行政組合との消防相互応援協定（昭和 4 8 年 1 2 月）は、廃止する。

平成 1 8 年 3 月 2 0 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市 長

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市 長

附 則

この協定は、平成 1 9 年 6 月 2 3 日から効力を生ずる。

平成 1 9 年 6 月 1 5 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市 長

附 則

この協定は、平成 19 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

平成 19 年 11 月 19 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市長

附 則

この協定は、平成 22 年 11 月 1 日から効力を生ずる。

平成 22 年 10 月 27 日

東京消防庁
消防總監
相模原市
市長

別表第 1

普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
<p>相模原市のうち</p> <p>南区（上鶴間本町一丁目 上鶴間本町二丁目 上鶴間本町三丁目 上鶴間本町四丁目 上鶴間本町五丁目 上鶴間本町六丁目 上鶴間本町七丁目 上鶴間本町八丁目 上鶴間本町九丁目 鶴野森一丁目 鶴野森二丁目 鶴野森三丁目 古淵一丁目 古淵二丁目 古淵三丁目 古淵四丁目 古淵五丁目 古淵六丁目）</p> <p>中央区（淵野辺一丁目 淵野辺二丁目 淵野辺三丁目 淵野辺四丁目 淵野辺五丁目 東淵野辺一丁目 東淵野辺二丁目 東淵野辺三丁目 淵野辺本町一丁目 淵野辺本町二丁目 淵野辺本町三丁目 淵野辺本町四丁目 淵野辺本町五丁目 上矢部一丁目 上矢部二丁目 上矢部三丁目 上矢部四丁目 上矢部五丁目 向陽町 すすきの町 宮下一丁目 宮下二丁目 宮下三丁目 宮下本町一丁目 宮下本町二丁目 宮下本町三丁目）</p> <p>緑区（東橋本一丁目 東橋本二丁目 東橋本三丁目 東橋本四丁目 橋本三丁目 橋本四丁目 橋本五丁目 橋本六丁目 橋本七丁目 橋本八丁目 元橋本町 相原一丁目 相原二丁目 相原三丁目 相原四丁目 相原五丁目 相原六丁目 広田 町屋一丁目 町屋二丁目 町屋三丁目 町屋四丁目 原宿一丁目 原宿二丁目 原宿三丁目 原宿四丁目 原宿五丁目 久保沢一丁目 久保沢二丁目 久保沢三丁目 向原一丁目 向原二丁目）</p> <p>緑区（川尻、中沢、三井、千木良、与瀬、小原、吉野、澤井及び佐野川のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね 1 キロメートルの範囲内）</p>	<p>町田市のうち</p> <p>根岸町 矢部町 常盤町 小山町 小山ヶ丘一丁目 小山ヶ丘二丁目 小山ヶ丘三丁目 小山ヶ丘四丁目 小山ヶ丘五丁目 小山ヶ丘六丁目 原町田一丁目 原町田二丁目 原町田三丁目 原町田四丁目 原町田五丁目 原町田六丁目 森野一丁目 森野二丁目 森野三丁目 森野四丁目 森野五丁目 森野六丁目 金森一丁目 旭町、中町及び金森のうち町田街道以西 相原町 木曽東一丁目 木曽東二丁目 木曽東三丁目 木曽西一丁目 木曽西四丁目 木曽町</p> <p>八王子市のうち</p> <p>南浅川町、上恩方町及び裏高尾町のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね 1 キロメートルの範囲内</p>

別表第2

自動車専用道路等普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
中央自動車道富士吉田線下り線のうち 八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジ入路までの相模原市の管轄区域	中央自動車道富士吉田線上り線のうち 相模湖インターチェンジから八王子ジャンクションまでの東京消防庁の管轄区域
国道16号線(八王子バイパス)上り線のうち 相原インターチェンジから橋本起点までの相模原市の管轄区域	国道16号線(八王子バイパス)下り線のうち 橋本起点から相原インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域

10 - 3 町田市と相模原市との消防相互応援協定（消防団）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、町田市長と相模原市長は消防団相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市は、次に掲げる区分によって消防団の必要な人員及び機器資材（以下「消防隊」という。）を相互に出場させ、もしくは調達して応援活動させるものとする。

（1）消防団応援

隣接する協定市が別表第一に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

（2）特別応援

いずれかの協定市の行政区域内に大災害が発生し、もしくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市長または消防長の要請によって他の協定市が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、消防団の地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう市長または消防長が決定するものとする。

第4条 特別要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

（1）災害の概況及び応援を要請する事由

（2）応援を要請する消防隊等の種類及び数

（3）活動内容及び集結場所

（4）担当責任者

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた市は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市の災害または止むを得ない事情がある場合、もしくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の市長または消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

（1）応援のため要した経常的経費は、応援を行なった市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立替えたものについては、現物により、またはその経費を応援を受けた市が負担する。

（2）応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給もしくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた市において現物により、または経費を負担してこれを行な

うものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援を行なった市の負担とする。

第8条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの市長または消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市長または消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定は、昭和42年3月1日から施行するものとする。

この協定を証するため本書式通を作成し、記名押印の上各壱通を保有するものとする。

昭和42年2月25日

協定者

東京都町田市長

神奈川県相模原市長

町田市と相模原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

町田市（町田市消防団）と相模原市（相模原市消防団）との消防相互応援協定（昭和42年3月1日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

消防団応援出場区域

相模原市側	町田市側
国道16号線以北（南区上鶴間本町1～9丁目、南区鶴野森1丁目～3丁目、南区古淵1丁目～6丁目）、横浜線以北（中央区東淵野辺1丁目～3丁目、中央区淵野辺1丁目～5丁目、中央区淵野辺本町1丁目～5丁目、中央区上矢部、中央区上矢部1丁目～5丁目、中央区矢部新町、中央区小山、中央区宮下本町1丁目～3丁目、中央区すすきの町、中央区向陽町、中央区宮下1丁目～3丁目、緑区東橋本1丁目～4丁目、緑区橋本3丁目～7丁目、緑区元橋本町）、県道相模原津久井線以北（緑区橋本8丁目、緑区相原1丁目～6丁目）、緑区原宿1丁目～5丁目、緑区町屋1丁目～4丁目、緑区広田、緑区久保沢1丁目～3丁目、緑区向原1丁目及び2丁目、緑区川尻のうち町田市と相模原市の境界からおおむね1キロメートルの範囲内	原町田(町田街道以西区域) 森野1丁目～6丁目 中町(町田街道以西区域) 旭町(町田街道以西区域) 金森(町田街道以西区域) 木曽町 木曽東1丁目～3丁目 木曽西1丁目及び4丁目 根岸町 矢部町 常盤町 小山町 小山ヶ丘1丁目～6丁目 相原町

附 則

この協定は、平成22年11月1日から効力を生じるものとする。

平成22年10月25日

東京都町田市
市長

神奈川県相模原市
市長

10 - 4 消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍基地管理本部）

相模原市長と在日米陸軍基地管理本部（以下「米軍」という。）司令官は、ともに火災及びその他の災害による人命及び財産の保護に責任を有し、その提携による相互利益と妥当性を認め、さらにそれぞれの責任地域に対する消防活動の相互援助を希望するので、次のとおり消防相互援助協約を締結する。

第1条 相互援助

- 1．相模原市消防局長は、米軍緊急業務局長から要請があったときは、人員及び装備（以下「消防隊等」という。）を相模原市内における米軍責任区域へ援助のために派遣する。
- 2．米軍緊急業務局長は、相模原市消防局長から要請があったときは、消防隊等を相模原市域へ援助のために派遣する。

第2条 消防援助の要請

- 1．消防援助の要請は、通常、次に掲げる相互の直通電話の連絡によって行うものとする。
 - a．相模原市消防局及び米軍キャンプ座間消防署間の直通電話
 - b．相模原市消防局及び米軍相模総合補給廠消防署間の直通電話
 - c．相模原市消防局及び米軍相模原住宅地区消防署間の直通電話
- 2．派遣する消防隊等の数については、派遣側で定める。
- 3．援助出動した消防隊等は、要請部隊の上席指揮者の指揮下に入り、消防活動を行うものとする。
- 4．援助出動した消防隊等の作業が必要とされなくなった場合又は援助側の区域内への出動が要求された場合には、援助出動した消防隊等は、要請部隊の上席指揮者によりその任務を解除される。

第3条 弁済と補償

- 1．この協約に基づいて行われる援助行為に要する一切の費用は、援助側の負担とする。
- 2．この協約実施の結果生じた援助側の人身の傷害若しくは死亡又は装備の損失に係る補償については、援助側の負担とする。

第4条 除外規定

相模原市長及び米軍司令官は、消防隊等の援助派遣が独自の消防業務に著しい妨げとなると判断した場合、その派遣を中止する権利を有する。

第5条 効力

この協約は、相互の代表権者が署名した日に効力を生じ、この協約締結以前に取り交わされた書面及び口頭による同種の協約は、その効力を失うものとする。

第6条 改定と解除

- 1．この協約の条項は、いずれか一方からの要請に他方が同意したときは、いかなる場合でも協議し、改正できるものとする。
- 2．この協約は、いずれか一方が他方に対し、文書により10日前の予告をもって解除されるまで引き続きその効力を有するものとする。

互いに正当な権利を有する両者は、この協約を成立させた証として、ここに署名する。

ひとしく正文である日本語及び英語により、本書2通を作成した。

2011年 月 日

2011年 月 日

相模原市長

在日米陸軍基地管理本部司令官
陸軍大佐

相模原市消防局長

10 - 5 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領(以下「要領」という。)は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた消防に関する応援(以下「航空機特別応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人名救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動含む。)
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法(昭和27年7月15日法律第231号)の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。
 - ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
 - イ 応援活動に必要な資機材等
 - ウ 離発着可能な場所及び給油体制
 - エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
 - オ 離発着場における資機材の準備状況
 - カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
 - ク 気象の状況
 - ケ ヘリの誘導方法
 - コ その他必要な事項
- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
- (3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。
- 7 航空機特別応援の決定の通知
 応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- 8 航空機特別応援の中断
 応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。
- 9 航空機特別応援の始期及び終期
- (1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。
- 10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等
- (1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等
- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
 - イ 燃料の補給体制
 - ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
 - エ 離発着場への職員の派遣
 - オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
 - キ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。
- 12 応援側市町の情報提供
 応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又

は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

別表1

航空特別応援担当区域	
応援側市町	担 当 区 域 (市町)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、足柄消防組合、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表2

応援側市町の消防本部連絡先			
応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-233-2654・2655

10 - 6 広域応援活動拠点一覧表

	拠 点 施 設 名	所 在 地
1	県立相模原青陵高校	南区新磯野 468
2	県立上鶴間高校	南区上鶴間本町 9-31-1
3	県立相模原総合高校	緑区大島 1226
4	防災消防訓練場	南区下溝 3042-2
5	相模湖林間公園	緑区若柳 1432-2
6	フランスベッド㈱総合研修 センター相模湖学園	緑区寸沢嵐 515-1
7	県立相模湖公園駐車場	緑区与瀬 317-1
8	原宿公園	緑区原宿南 1-17
9	名倉グラウンド	緑区名倉 1000
10	(社)全国警備業協会研修 センターふじの	緑区名倉 2310
11	相模原麻溝公園競技場	南区下溝 4169
12	キャンプ淵野辺保留地 多目的広場	中央区弥栄 3-6883-4

広域応援活動拠点とは、災害時に応援活動を行う緊急消防援助部隊、広域緊急援助隊(警察)等の活動拠点となる施設(宿泊、待機等の用途)です。

10 - 7 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

協定締結日 昭和44年9月1日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁並びに神奈川県相模原市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県大月市、山梨県上野原市、山梨県南都留郡富士河口湖町、山梨県南都留郡西桂町及び山梨県富士五湖広域行政事務組合（以下「協定市町等」という。）の消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、高速自動車国道中央自動車道東京富士吉田線（以下「中央高速道路」という。）における大規模な火災又は集団災害（以下「災害」という。）が発生の際協定市町等の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 協定市町等の長は、中央高速道路における災害処理のため、災害の発生地から応援の要請があつた場合は、別表の区域について相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。

第4条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は災害発生の現場の最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

第5条 応援出動隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した通常的経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について、疑義を生じたときはそのつど応援側、被応援側が協議して決定するものとする。

第9条 この協定を証するため正本9通を作成し、協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第10条 協定市町等の相互間において、この協定以外に中央高速道路についての消防相互応援協定を締結している場合は、この協定以外の協定により消防相互応援を行なうものとする。

付 則

この協定は昭和44年9月15日から効力を生ずる。

昭和44年9月1日

東京消防庁消防長消防総監
神奈川県津久井郡藤野町町長
神奈川県津久井郡相模湖町町長
山梨県富士吉田市市長
山梨県都留市市長
山梨県大月市市長
山梨県南都留郡河口湖町町長
山梨県南都留郡西桂町町長
山梨県北都留郡上野原町町長

【改正】

付 則

この協定は、昭和49年2月6日から効力を生ずる。

昭和49年2月6日

東京消防庁消防長消防総監
津久井郡広域行政組合組合長
山梨県富士吉田市市長
山梨県都留市市長
山梨県大月市市長
山梨県南都留郡河口湖町町長
山梨県南都留郡西桂町町長
山梨県北都留郡上野原町町長
山梨県富士五湖消防組合管理者

附 則

この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

平成18年3月16日

東京消防庁消防総監
神奈川県相模原市長
山梨県富士吉田市市長
山梨県都留市長
山梨県大月市長
山梨県上野原市長
山梨県南都留郡河口湖町長
山梨県南都留郡西桂町長
山梨県北都留郡上野原町町長
山梨県富士五湖広域行政事務組合代表理事

附 則

この協定は、平成18年12月13日から効力を生ずる。

平成18年12月13日

東京消防庁消防総監
神奈川県相模原市長
山梨県富士吉田市長
山梨県都留市長
山梨県大月市長
山梨県上野原市長
山梨県南都留郡富士河口湖町長
山梨県南都留郡西桂町長
山梨県富士五湖広域行政事務組合
代表理事

10 - 8 相模原市と上野原市との消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、相模原市（以下「甲」という。）と上野原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

ア 火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 救急出場

別表に定める区域のうち、中央自動車道富士吉田線に発生した救急事故を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井郡広域行政組合
上野原市 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成18年2月20日

甲 相模原市長

乙 上野原市長

別表（第3条関係）

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
<p>上野原市</p> <p>上野原地区のうち 諏訪、塚場、新町、奈須部、 先祖、丸畑</p> <p>島田地区のうち 田野入、鶴島（県道東側）</p> <p>梶原地区のうち 井戸</p> <p>秋山地区のうち 一古沢、富岡、桜井、安寺沢</p> <p>中央自動車道富士吉田線のうち 上野原インターチェンジまでの 間の神奈川県寄り下り線</p>	<p>藤野町</p> <p>小淵地区のうち 上小淵、下小淵</p> <p>佐野川地区のうち 下岩、御霊、上岩</p> <p>名倉地区のうち 名倉、葛原、向原、日向</p> <p>牧野地区のうち 奥牧野、舟久保、綱子、大川原</p> <p>中央自動車道富士吉田線のうち 相模湖インターチェンジまでの 間の山梨県寄り上り線</p>

相模原市と上野原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

相模原市と上野原市との消防相互応援協定（平成18年3月）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(補 則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1

普通応援出場区域

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
上野原地区のうち 諏訪 塚場 新町 奈須部 先祖 丸畑 島田地区のうち 田野入 鶴島（県道東側） 桐原地区のうち 井戸 秋山地区のうち 一古沢 富岡 桜井 安寺沢	藤野町小淵のうち 上小淵 下小淵 藤野町佐野川のうち 下岩 御霊 上岩 藤野町名倉のうち 名倉 葛原 向原 日向 藤野町牧野のうち 奥牧野 舟久保 綱子 大川原

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

中央自動車道富士吉田線普通応援出場区域

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
下り線のうち 相模湖インターチェンジから上野原 インターチェンジ入路までの上野原市 の管轄区域	上り線のうち 上野原インターチェンジから相模湖 インターチェンジ入路までの相模原市 の管轄区域

附 則

この協定は、平成 19 年 7 月 1 日から効力を生ずる。

平成 19 年 6 月 29 日

相模原市長

上野原市長

10 - 9 相模原市と上野原市との消防相互応援協定書（消防団）

相模原市（以下「甲」という。）と上野原市（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた市は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市の災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成19年3月11日から効力を生じるものとする。

2 上野原市
藤野町 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成19年3月9日

甲 相模原市長職務代理者
相模原市助役

乙 上野原市長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
<p>上野原市</p> <p>上野原地区のうち 諏訪、塚場、新町、奈須部、先祖、丸畑</p> <p>島田地区のうち 田野入、鶴島（県道東側）</p> <p>桐原地区のうち 井戸</p> <p>秋山地区のうち 一古沢、富岡、桜井、安寺沢</p>	<p>相模原市</p> <p>小淵地区のうち 上小淵、下小淵</p> <p>佐野川地区のうち 下岩、御霊、上岩</p> <p>名倉地区のうち 名倉、葛原、向原、日向</p> <p>牧野地区のうち 奥牧野、舟久保、綱子、大川原</p>

10 - 10 相模原市と都留市との消防相互応援協定書

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、相模原市（以下「甲」という。）都留市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

覚書第2条に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井郡広域行政組合
都 留 市 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成18年2月20日

甲 相模原市長

乙 都留市長

10 - 11 相模原市と清川村との救急救助業務等応援協定書

相模原市（以下「甲」という。）と清川村（以下「乙」という。）は、救急救助業務等の応援（以下「救急応援等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内で発生した救急事故等について、甲の消防力を活用して傷病者の救護を行うことを目的とする。

（応援活動の区域）

第2条 甲の応援活動の区域は、乙の管理に属する宮ヶ瀬地区及び札掛地区とする。

（救急応援等の要請）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号の一に該当する事態が発生した場合は、救急応援等を要請することができるものとする。

(1) 交通事故その他の災害（以下「事故等」という。）によって傷病者が生じ当該傷病者を搬送する場合において、救急車により搬送する以外に方法がないとき。

(2) 前号のほか、乙から要請があった場合において、甲が必要と認めたとき。

（応援の制限）

第4条 甲は、前条の規定により、乙から応援の要請があった場合において、甲の区域内で事故等が発生しているとき又はほかの理由により、応援ができないときは、応援を制限することができる。

（指揮）

第5条 応援出場隊等は、乙の区域内においても、特別な場合を除き、甲の指揮によるものとする。

（救急応援に要する経費負担）

第6条 救急応援等に要する経費は、すべて乙の負担とし、その算出方法については、別に定める。

2 前項の経費額及び納付の時期は、甲乙協議して定める。

（救急応援に伴う損害補償）

第7条 消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失の補償及び同法第36条の3の規定による損害の補償は、乙が行うものとする。

2 甲の管理に属する職員が応援業務中に死亡し、又は障害の状態となった場合においては、乙は、相模原市消防賞慰金条例に基づく額の殉職者賞慰金及び障害者賞慰金を負担するものとする。

3 救急車等の消防車両の損害については、甲の故意又は重大な過失があった場合を除き、乙が負担する。

（応援内容の通報）

第8条 甲は、乙の要請により応援を実施した内容について、毎年度9月末日及び3月末日に、別に定める様式により乙に報告するものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定書の保有）

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 清川村長

10 - 12 相模原市と清川村との消防相互応援協定書（消防局）

相模原市（以下「甲」という。）と清川村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。ただし、清川村については、役場消防隊が出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第5条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。
2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第7条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井郡広域行政組合
清 川 村 消防相互応援協定（昭和52年5月18日）は、廃止する。

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 清川村長

別表（第3条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	清川村側の応援区域
<p>清川村 宮ヶ瀬のうち1区・2区・3区及び落合地区 ただし、山林については、境界からおおむね1キロメートルの範囲内</p>	<p>相模原市 津久井町鳥屋 ただし、山林については、境界からおおむね1キロメートルの範囲内</p>

10 - 13 相模原市と清川村との消防相互応援協定書（消防団）

相模原市（以下「甲」という。）と清川村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井町 消防相互応援協定（昭和41年3月31日）は、廃止する。
清川村

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 清川村長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	清川村側の応援区域
相模原市 津久井町烏屋のうち 道場、荒井、平戸、御座敷	清川村 宮ヶ瀬1区・2区・3区 落合地区

10 - 14 八王子市と相模原市との消防相互応援協定書（消防団）

八王子市(以下「甲」という。)と相模原市(以下「乙」という。)は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊(以下「消防隊」という。)とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援させるものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた市は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市の災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずるものとする。

2 八王子市 消防相互応援協定(平成12年3月27日)及び 八王子市 消防相
津久井町 消防相互応援協定(平成12年3月27日)は廃止する
相模湖町 消防相

平成18年3月20日

甲 八王子市長

乙 相模原市長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

八王子市側の応援区域	相模原市側の応援区域
相模原市 津久井町、相模湖町の一部（与瀬、小原及び千木良）のうち境界からおおむね1キロメートルの範囲内	八王子市 南浅川町、裏高尾町のうち、境界からおおむね1キロメートルの範囲内

八王子市と相模原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

八王子市と相模原市との消防相互応援協定（平成18年3月20日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

別表を次のように改める。

別表

八王子市側の応援区域	相模原市側の応援区域
相模原市 城山町川尻、津久井町、相模湖町の一部（与瀬、小原及び千木良）及び藤野町のうち境界からおおむね1キロメートルの範囲内	八王子市 南浅川町、裏高尾町及び上恩方町のうち、境界からおおむね1キロメートルの範囲内

附 則

- この協定は、平成19年3月11日から効力を生じるものとする。
- 八王子市 消防相互応援協定（平成12年3月27日）及び 八王子市 消防相
城山町 藤野町
相互応援協定（平成12年3月27日）は廃止する。

平成19年3月9日

甲 八王子市長

乙 相模原市長職務代理者
相模原市助役

10 - 15 相模原市と道志村との消防相互応援協定書（消防団）

相模原市（以下「甲」という。）と道志村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。

ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井町 消防相互応援協定（昭和41年3月31日）は、廃止する。
道 志 村

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 道志村長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	道志村側の応援区域
道志村 月夜野	相模原市 津久井町のうち音久和

11 要領・規程・協定 (自治体)

11 - 1 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定

銀河連邦を構成する、秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町及び北海道大樹町(以下「銀河連邦市町」という。)は、相互の行政域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続)

第2条 応援を要請する銀河連邦市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

- 2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申出があった場合は、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

(連絡責任者)

第5条 銀河連邦市町は、第2条の規定による要請を確実に円滑に行うため、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

(体制の整備)

第6条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成22年4月1日から発効する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

秋田県能代市長 (署名・印)

岩手県大船渡市長 (署名・印)

神奈川県相模原市長 (署名・印)

長野県佐久市長 (署名・印)

鹿児島県肝付町長 (署名・印)

北海道大樹町長 (署名・印)

11 - 2 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 相模原市及び町田市の区域において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「大規模災害」という。)が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援をすることに関して、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- (3) オープンスペース、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び火葬施設等公共施設の相互活用
- (4) 避難所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置
- (5) 児童・生徒等の一時受入れ
- (6) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる資機材及び物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第3号から第5号までに掲げる施設、業務の種類及び所在地
- (4) 前条第6号に掲げる職員の職種及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条第6号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 両市は、大規模災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要があると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(防災訓練の相互参加)

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(会議の設置)

第9条 この協定に関する事項、互いの防災対策等の情報交換、その他必要な事項を研究し協議するため、防災対策連絡調整会議を設置する。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成14年1月16日から平成17年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することが出来る。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年1月16日

相模原市中央2丁目11番15号
相模原市長

東京都町田市中町1丁目20番23号
町田市長

11 - 3 災害時における相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 相模原市及び上野原市の区域において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「大規模災害」という。)が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援をすることに関して、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 発電機・投光機及びその他応急対策用防災資機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するための施設の相互使用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる物資及び資機材等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる施設及び収容人数
- (4) 応援場所及び応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条各号の規定により業務に従事する職員(以下「派遣職員」という。)がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、大規模災害が発生した場合には、災害に関する情報を相互に交換し、行政境界付近における緊急輸送路の把握等に役立てるものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年1月4日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することが出来る。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年1月4日

相模原市中央2丁目11番15号
相模原市長

山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市長

11 - 4 九都県市災害時相互応援に関する協定

平成17年5月18日改定

平成15年4月1日制定

平成22年4月1日制定

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号第2条第1号）に規定する災害
- (2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

（応援の自主出動）

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）

第5条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第6条 前条第1項に規定する都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）

第8条 各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
他の都縣市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。
- (2) 通信体制の整備
複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。
- (3) 情報の共有
協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
- (4) 訓練の実施
この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
- (5) その他
前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。
(協定に関する協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成15年4月 1日から実施する。

この協定は、平成17年5月19日から実施する。

この協定は、平成22年4月 1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 4月 1日

九都県市首脳会議

埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市長
川崎市長
千葉市長
さいたま市長
相模原市長

九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を經由し、応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災都県市との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書(様式2-1)に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を經由し、応援都県市に応援物資等受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を經由し、被災都県市に応援終了報告書(様式4)を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに

については被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成15年4月1日から実施する。

この実施細目は、平成17年5月18日から実施する。

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市

応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

11 - 5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年 4月 1日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地
札幌市

札幌市長

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市

仙台市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市

さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

東京都知事

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市

横浜市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市

相模原市長

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市

新潟市長

静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市

静岡市長

静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市

浜松市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

名古屋市長

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市

京都市長

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市

大阪市長

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市

堺市長

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市

神戸市長

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市

岡山市長

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市

広島市長

福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市

北九州市長

福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市

熊本市長

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市(以下「応援要請都市」という。)が負担する経費の額は、応援をした都市(以下「応援都市」という。)が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
 - 3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

- 2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
- 3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

11 - 6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村(以下「構成市町村」という。)並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等(以下「友好都市等」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村(以下「被災構成市町村」という。)又は被災した友好都市等(以下「被災友好都市等」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4)前3号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓日となる担当者名等
- (4)前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があつた場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

相模原市長

厚木市長

大和市長

海老名市長

座間市長

綾瀬市長

愛川町長

清川村長

**Memorandum of Understanding on Coordination for Disaster Preparedness and Disaster Response Operations
between Sagamihara City and U.S. Army Garrison Japan**

11 - 7 災害準備及び災害救援活動に関する

相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書

**Purpose and Scope
目的と範囲**

This Memorandum of Understanding (MOU) establishes areas of coordination for disaster preparedness and disaster response operations for mutual assistance and support between U.S. Army Garrison Japan (USAG-J) and Sagamihara City.

本覚書は、相模原市と在日米陸軍基地管理本部間の災害準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

USAG-J and Sagamihara City recognize that timely and appropriate coordination, and accurate and effective mutual support, will be essential for success during consequence management actions following a large disaster; therefore, USAG-J and Sagamihara City have agreed to sign this MOU with the aim of strengthening and improving our disaster preparedness and disaster response mutual support posture.

相模原市と在日米陸軍基地管理本部は、適時かつ的確な協力と、適正で効果的な相互支援が、大規模災害後の復旧に向けた作業を成功させるために不可欠であると認識する。ゆえに、相模原市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動の相互支援体制強化、向上を目的として、この覚書を締結する。

USAG-J and Sagamihara City share a common interest in protecting the lives and safety of people working and living in USAG-J and Sagamihara City.

市民や基地に勤務する者または居住する者の生命及び安全を守る事は、相模原市と在日米陸軍基地管理本部にとって共通の最優先事項である。

Definitions 定義

“Disaster” means an unusual natural event, such as an earthquake, flooding, or typhoon, and other serious incidents or accidents, which require mutual help.

「災害」とは、地震、洪水、台風などの異常な自然現象のほか、相互支援を要する重大な事件や事故を意味する。

“Disaster preparedness” means contingency planning and coordination to respond effectively to disasters.

「災害準備」とは、災害を想定した事前の準備活動を意味する。

“Disaster response” means the authorized and prompt delivery of aid, which do not include permanent contributions for economic and infrastructure reconstruction.

「災害救援活動」とは、双方の同意に基づく迅速な支援である。ただし、この活動は被災者及び被災地の恒久的な経済及び基盤の再建は含まれない。

Disaster response includes firefighting, humanitarian support including the provision of transportation, food, clothing, medicines, and the other materials, the setup of shelters and temporary housing, emergency medical treatment/life-saving treatment, safety confirmation of U.S. Army personnel and families living outside of USAG-J installation, safety confirmation of Japanese citizens and the others working inside USAG-J installation.

災害救援活動には、消防、人道的援助とそれに係わる人員と物資の搬送、食料・衣服・医薬品とその他物資の提供、臨時避難所及び仮設住宅の設置、応急医療・人命救助措置、在日米陸軍基地の外に居住する在日米陸軍の人員・家族の安全確認、及び在日米陸軍基地内で働く日本国民等の安全確認などが含まれる。

Planning and Response Guidelines 計画と実施に関する基本事項

In the wake of a large disaster, USAG-J's first priority will be to ensure U.S. Army is reconstituted and able to accomplish their assigned defense mission; however, USAG-J will attempt to aggressively pursue cooperative disaster response operations consistent with authorities granted by the U.S. Department of Defense, to include the seeking of guidance from higher headquarters concerning length, type, and scope of disaster response operations.

大規模災害発生時の在日米陸軍基地管理本部としての第一の優先事項は、組織を再調整し、防衛の任務を遂行可能にする事であるが、災害救援活動の継続期間、種類及び範囲について上級司令部の指示を求める事を含め、国防総省の認める範囲で、積極的に災害救援活動に協力する。

Aid provided is of an emergency nature and does not involve recovery operations.

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

The cost in connection with disaster preparedness and disaster response operations shall be borne by the party offering the support based on the provisions of the said party, or based on the agreement between the governments of the U.S. and Japan.

災害準備・災害救援活動に係る経費については、日米両国政府の取り決めに基づくほか、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

This memorandum applies only to areas under the control of USAG-J and Sagami City, and does not obligate either party to provide any assistance.

本覚書の適用範囲は相模原市の管轄する地域と、在日米陸軍基地管理本部の管轄する在日米陸軍基地管理本部施設に限定される。また、本覚書によって相模原市と在日米陸軍基地管理本部が支援供与の義務を負う事はない

Areas for Coordination 共同活動の範囲

USAG-J and Sagami City establish point of contact to plan and coordinate mutual support operation on disaster preparedness and disaster response operation.

相模原市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動において相互の支援活動を計画・調整するための連絡先を設置する。

Notify the other party when activating an emergency operations center team for disaster response.

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

Conduct disaster response operations and provide assistance when requested in accordance with respective national laws, rules and regulations.

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律・規則・細則に従うものとする。

Promote disaster preparedness coordination and foster professional development through information exchanges, seminars, conferences, site visits, exercises and capabilities demonstrations.

情報交換・研修・会議・視察・訓練及び演習を通して災害準備の調整を促し、専門的スキルを育成する。

Supplementary Information

附則

This MOU shall take effect when signed by the Commander of U.S. Army Garrison Japan and the Mayor of Sagamihara City, and can be modified or revised based on agreement by both parties.

本覚書は、相模原市長と在日米陸軍基地管理本部司令官の署名により発効し、両者の合意のもと修正・改正できる。

This MOU shall be terminated based on agreement by both parties, or based on a written notification submitted 60days prior, by either side.

本覚書は、両者の合意により、あるいは、いずれかが終了予定の60日前までに提示する文書通知により、終了することができる。

USAG-J and Sagamihara City agree to develop manuals on disaster preparedness and disaster response operations.

相模原市と在日米陸軍基地管理本部は、実際に災害が発生したときに使用される災害準備及び災害救援活動に関する手引書を作成する事に合意する。

This MOU allows both parties to hold preliminary discussions over the items listed. All detail matters and agreement must be negotiated in accordance with Joint Committee Memorandum, 27 April 2007. Any conflict between this MOU and the Joint Committee Memorandum will be resolved in favor of the Joint Committee Memorandum.

この覚書は記載事項に対し調整をするものである。内容の詳細もしくは同意においては、2007年4月27日付けの日米合同委員会覚書に基づいて同意されなければならない。また、この覚書と日米合同委員会覚書において疑義が生じた場合には、日米合同委員会覚書に基づいて了承されるものとする。

年 月 日

(Month) (Day) (Year)

FOR U.S. Army Garrison Japan
Colonel, U.S. Army
Commanding

FOR Sagamihara City
Mayor, Sagamihara City

在日米陸軍基地管理本部代表
在日米陸軍基地管理本部司令官

相模原市代表
相模原市長

Reference: Joint Committee Memo 27 April 2007
添付: 日米合同委員会覚書 2007年4月27日

11 - 8 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する 相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書

相模原市と米海軍厚木航空施設とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

目的と範囲

本覚書は、相模原市と米海軍厚木航空施設間の災害対応準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

災害は予兆あるいは警告の有る無しにかかわらず発生する。このため人間、施設及び財産は、さまざまな自然災害や人的災害から被害を受ける。

相模原市と米海軍厚木航空施設の共通の目的は、市や基地に勤務する者または居住する者の生命及び安全を守ることである。

相模原市と米海軍厚木航空施設が災害対応準備と災害救援活動について緊密に協力及び調整することにより、救援活動がより適時かつ効果的なものとなり、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

定 義

本覚書で使用する災害という用語には、自然災害や人的災害が含まれる。

災害対応準備とは、不測の事態に備えて計画を立案し調整することである。これにより効果的に災害へ対処して生命と財産を守り、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

災害救援活動とは、双方の同意に基づく迅速な支援であり、これによって被災者の苦痛や被害を軽減することができる。ただし、この活動は被災者及び被災地の経済を恒久的に支援するものではない。

この災害救援活動には、人道的援助とそれに関わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅の設置に関わる資機材、人員の提供、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供、及び必要不可欠な業務の修復などが含まれる。

計画と実施に関する基本的事項

災害救援活動が要請され受け入れられた場合、相模原市または米海軍厚木航空施設は支援を行うことができる。こうした支援は相模原市と米海軍厚木航空施設本来の業務に支障のない範囲の人員や資材を以って限定された期間、実施される。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

災害救援活動に伴う経費の負担は、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は相模原市の管轄する地域と米海軍厚木航空施設の管轄する米海軍厚木航空施設に限定される。また、本覚書によって相模原市と米海軍厚木航空施設が支援供与の義務を負うことはない。

共同活動の範囲

災害対応準備と災害救援活動に関し、より効果的な調整を促すため、相模原市と米海軍厚木航空施設は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

災害の発生が、いずれの相手方に影響を与えるものであってもこれを通知する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

被災状況とその対応措置を定期的に連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律、規則、細則に従うものとする。

情報交換、研修、会議、視察、訓練及び演習を通して災害対応準備の調整を促し、専門的技能を育成する。

附 則

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもとで修正または改定できるものとする。本覚書はまた、両者が合意するか、若しくは相模原市または米海軍厚木航空施設のいずれかが終了させたい日の60日前までに文書で通知することにより終了することができる。

相模原市と米海軍厚木航空施設は、実際に災害が発生したときに使用される、災害対応準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

2011年12月6日

2011年12月6日

相模原市長

米海軍厚木航空施設司令官

11 - 9 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策(以下「応急対策」という。)を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時的組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時的組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊(以下「先遣隊」という。)を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等から情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成 24 年 3 月 29 日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長

神奈川県町村長会会長

箱根町長

神奈川県市長会

横浜市長

川崎市長

相模原市長

横須賀市長

平塚市長

鎌倉市長

藤沢市長

小田原市長

茅ヶ崎市長

逗子市長

三浦市長

秦野市長

厚木市長

大和市長

伊勢原市長

海老名市長

座間市長

南足柄市長

綾瀬市長

神奈川県町村会

葉山町長

寒川町長

大磯町長

二宮町長

中井町長

大井町長

松田町長

山北町長

開成町長

箱根町長

真鶴町長

湯河原町長

愛川町長

清川町長

12 要領・規程・協定 (その他)

12 - 1 各課マニュアル作成状況一覧

各種細部計画

平成24年8月1日現在

名 称	現所管部課	状 況
自主防災組織活動基本計画	危機管理室	平成10年度策定
災害廃棄物等処理計画	資源循環部廃棄物政策課	平成15年度策定 (平成21年度改訂)
地震発生時における消防初動計画	消防局警防・救急課	平成15年度策定
天然痘対策行動計画(暫定版)	保健所疾病対策課	平成16年度策定 (平成18年度改訂)
相模原市新型インフルエンザ対策行動計画	保健所地域保健課	平成17年度策定 (平成21年度改訂)
相模原市耐震改修促進計画	まちづくり計画部建築指導課	平成20年度策定
相模原市都市防災基本計画	まちづくり計画部都市計画課	平成21年度策定
南区 事件・事故等対処計画	南区役所総務課	平成24年度策定

各種マニュアル・指針・要綱・要領・てびき等

名 称	現所管部課	状 況
相模原市災害時医療救護・マニュアル	福祉部地域医療課	平成7年度策定 (平成23年度改訂)
職員災害初動マニュアル	危機管理室	平成14年度策定
自主防災組織活動・支援マニュアル	危機管理室	平成10年度策定
税務部住家等被害調査実施本部要綱	税務部資産税課	平成23年度策定 実施要領及び担当者 名簿を随時更新
災害弱者支援対策指針	福祉部地域福祉課	平成11年度策定
避難所運営マニュアル	発行 危機管理室 編集 各区役所総務課	平成11年度策定 (平成23年度改訂)
災害ボランティアマニュアル	社会福祉協議会	平成11年度策定 (平成23年3月改訂)
保育所防災のてびき	こども育成部保育課	平成12年度策定
自主防災組織のための災害弱者支援マニュアル	福祉部地域福祉課	平成12年度策定 (平成16年度改訂)
応急危険度判定活動マニュアル	まちづくり計画部建築審査課	平成12年度策定
食料・物資等供給マニュアル	経済部産業・雇用政策課	平成12年度策定
財務部災害対策マニュアル	財務部財務課	平成14年度策定 (平成19年度改訂)
災害発生時等における動員職員支援マニュアル	総務部職員厚生課	平成14年度策定 (平成19年度改訂)
災害対策対応マニュアル	土木部下水道管理課	平成14年度策定 (平成23年度改訂)
災害時業務マニュアル	環境共生部公園課	平成15年度策定

遺体取扱いマニュアル	福祉部地域福祉課	平成15年度策定 (21年度策定改訂)
災害相談室開設要領	市民部区政支援課	平成15年度策定 (平成22年度改定)
初期の問い合わせ窓口の設置要領	渉外部広聴広報課	平成15年度策定
り災証明発行業務マニュアル	中央区区民課	平成15年度策定 (平成19年度改訂)
積雪時活動マニュアル	土木部土木政策課	平成16年度策定
災害時における総務局の指揮系統マニュアル	総務部総務法制課	平成16年度策定 (平成23年度改定)
現地対策班活動マニュアル	中央区役所地域政策課 緑区・南区役所総務課	平成16年度策定 (平成23年度改定)
災害時業務マニュアル	環境共生部水みどり環境課	平成16年度策定 (毎年度更新)
災害時業務マニュアル	環境共生部環境保全課	平成16年度策定
災害時応急給水マニュアル	保健所生活衛生課	平成16年度策定 (平成23年度改定)
難病患者のための災害時の心得	保健所疾病対策課	平成16年度策定 (平成23年度改定)
教育局地震災害時対応マニュアル集	教育局(教育総務室・総合学習センター・教育環境部・学校教育部・生涯学習部)	平成19年度策定 (平成23年度改訂)
相模原市既存木造住宅耐震化促進事業に係る各制度要綱	まちづくり計画部建築指導課	平成17年度策定 (平成21年度改定)
駅前混乱防止対策マニュアル	まちづくり計画部都市鉄道・交通政策課	平成17年度策定
災害時における保健師対応マニュアル	保健所地域保健課	平成17年度策定
健康危機対応要領	保健所衛生試験所	平成18年度策定
救護所における保健師活動マニュアル	保健所地域保健課	平成18年度策定
相模原市既存非木造共同住宅耐震化促進事業に係る各制度要綱	まちづくり計画部建築指導課	平成18年度策定 (平成22年度改訂)
災害被災地職員派遣に伴う後方支援マニュアル	保健所地域保健課	平成19年度策定
相模原市健康危機管理基本指針	保健所地域保健課	平成19年度策定 (平成21年度改訂)
相模原市健康危機管理保健所内対策会議等設置要綱	保健所地域保健課	平成19年度策定 (平成21年度改訂)
神奈川県被災住宅再建支援マニュアル	まちづくり計画部建築指導課	平成19年度策定
行政委員会部災害対策マニュアル	議会総務課	平成20年度策定
地域防災計画(城山保健福祉課)	福祉部城山保健福祉課	平成21年度策定
被災宅地危険度判定業務マニュアル	まちづくり計画部開発調整課	平成22年度策定
市長登庁支援班行動マニュアル	秘書課	平成23年度策定
災害時栄養・食生活支援活動マニュアル	保健所地域保健課	平成23年度策定

新型インフルエンザ等保健師対応マニュアル	保健所地域保健課	平成 23 年度策定
乳幼児用飲料水配布マニュアル	各区役所総務課	平成23年度策定
区本部運営マニュアル	各区役所総務課	平成23年度策定

12 - 2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

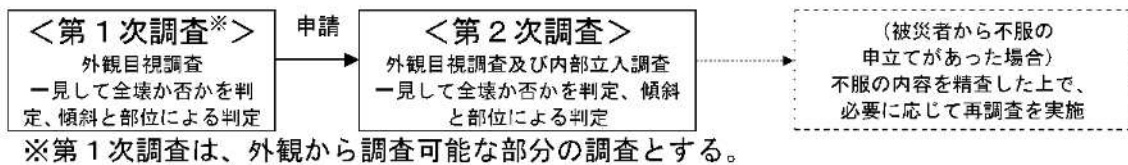
	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

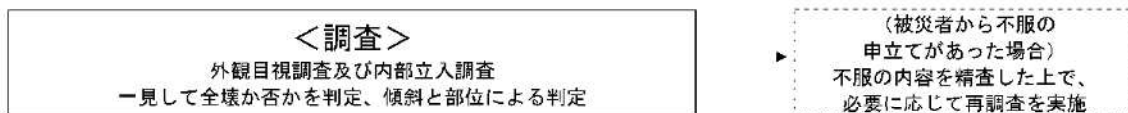
(②損害基準判定(経済的被害)で判定する場合)

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



(2) 水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\sum \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度} (\ast) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の家屋全体} \\ \text{に占める構成割合} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{住家全体の} \\ \text{損害割合} \\ \hline \end{array}$$

運用指針により床、屋根等の
部位毎に定められた構成割合

$$\ast \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度} \\ \hline \end{array} = \sum \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の一部} \\ \text{の損害の程度} \\ \text{(10\%~100\%)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の一部} \\ \text{の当該部位全体} \\ \text{に占める割合} \\ \hline \end{array} \right)$$

市町村による調査

(4) 各部位毎の構成割合 (木造・プレハブの場合)

地震による被害 (第1次調査)		地震による被害 (第2次調査)、水害による被害及び風害による被害	
屋根	10%	屋根	10%
壁 (外壁)	80%	柱 (又は耐力壁)	20%
		床 (階段を含む。)	10%
		外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
基礎	10%	建具	10%
		基礎	10%
		設備	10%

(5) 損傷の例示 (木造・プレハブの住家の屋根の場合 (抜粋))

損傷の例示	損傷程度
・棟瓦 (がんぶり瓦、のし瓦) の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレートにひび割れが生じている。 ・浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。 ^{※1} ・屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。 ^{※2}	25%
・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 ^{※1} ・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 ^{※1} ・浸水により下地材の損傷が見られる。 ^{※1} ・金属板葺材の半分程度がはがれている。 ^{※2} ・屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。 ^{※2}	50%
・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレートのひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 ・屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。 ^{※2} ・野地板の一部がはがれている。 ^{※2} ・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。 ^{※2} ・野地板の損傷が著しい ^{※2}	75%
・野地板の損傷が著しい ^{※2}	100%

※1 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※2 風害による住家被害の場合のみの例示

13 防災会議・災害対策本部

13 - 1 相模原市防災会議条例

〔 昭和39年3月12日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 昭和41年3月14日条例第10号 昭和45年3月30日条例第4号
昭和46年6月24日条例第23号 昭和49年10月9日条例第37号
平成元年6月30日条例第28号 平成11年12月22日条例第31号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、相模原市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織および所掌事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相模原市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、50人以内とする。

(昭49条例37・平元条例28・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、および学識経験を有する者のうちから市長が委嘱または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年6月24日条例第23号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 （昭和49年10月9日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年6月30日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日条例第31号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

13 - 2 相模原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市防災会議条例(昭和39年相模原市条例第7号)第5条の規定に基づき、相模原市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときには、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が処理する。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、昭和39年9月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

13 - 3 相模原市防災会議委員名簿

(平成24年9月14日現在)

No	区分	役職名	氏名
1	会長	相模原市長	加山 俊夫
2	会長代理	相模原市副市長	山口 和夫
3		陸上自衛隊第4施設群長	山崎 義浩
4		関東地方整備局相武国道事務所長	田村 央
5		関東運輸局神奈川運輸支局長	大蔵 幸雄
6		関東農政局横浜地域センター総括管理官	松井 正信
7		相模原労働基準監督署長	村上 朋子
8		気象庁横浜地方気象台長	萬納寺 信崇
9		県央地域県政総合センター所長	納谷 次弘
10		厚木土木事務所津久井治水センター所長	和田 潤一
11		神奈川県企業庁相模原水道営業所長	千葉 祐一
12		相模原市警察部長	長谷川 茂
13		相模原警察署長	立木 朗
14		相模原南警察署長	綿引 直也
15		相模原北警察署長	小瀧 幸一
16		津久井警察署長	大森 一延
17		郵便事業(株)相模原支店長	大津留 義弘
18		郵便局(株)相模原郵便局長	益子 敏明
19		東日本旅客鉄道(株)橋本駅長	古関 栄一
20		(株)NTT東日本-東京 相模原光販売センター所長	大谷 宗人
21		日本通運(株)相模原支店長	栗原 博栄
22		東京電力(株)相模原支社長	海野 伸介
23		東京ガス(株)神奈川導管事業部 湘南導管ネットワークセンター所長	大森 裕二
24		日本赤十字社神奈川県支部事務局長	近藤 晶一
25		中日本高速道路株式会社八王子支社 八王子保全・サービスセンター所長	泉 公人
26		小田急電鉄(株)相模大野管区長	橋本 晃
27		京王電鉄(株)相模原管区長	五十嵐 和光
28		神奈川中央交通(株)相模原営業所長	山田 新一
29		(社)神奈川県トラック協会 相模地区支部副支部長兼相模原分会長	鈴木 亜喜男
30		(社)相模原市医師会会長	黒沢 恒平
31		相模原市消防団長	関根 成興
32		相模原市自治会連合会理事	武井 弘吉
33		(社)相模原市建設業協会会長	篠崎 栄治
34		特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら代表理事	大谷 静子
35		社会福祉法人相模原市社会福祉協議会理事	田所 洋子
36		相模原市公立小中学校校長役員	田口 泰子
37		相模原市消費者団体連絡会代表	大野 喜久子
38		相模原市副市長	小星 敏行

39		相模原市副市長	小池 裕昭
40		相模原市教育委員会教育長	岡本 実
41		相模原市危機管理監	阿部 健
42		相模原市緑区長	高部 博
43		相模原市中央区長	飯田 生馬
44		相模原市南区長	野村 謙一
45		相模原市議会事務局長	佐藤 晃
46		相模原市消防局長	大谷 喜郎

13 - 4 相模原市災害対策本部条例

昭和39年3月12日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、相模原市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

13 - 5 相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則

〔 昭和39年9月14日
規則第33号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第3項の規定に基づく相模原市災害対策本部の職員の任命について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部職員の任命)

第2条 災害対策副本部長は、副市長及び教育長とする。

2 災害対策本部員は、総務局長、企画市民局長、健康福祉局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会事務局長、教育局長、消防局長及び危機管理監とする。

3 前2項に掲げるもののほか、相模原市災害対策本部の職員は、相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)に定める職員(前項の災害対策本部員を除く。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月25日規則第34号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月27日規則第27号)

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年7月29日規則第39号)

この規則は、昭和52年8月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第22号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第92号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第43号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第60号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第106号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第72号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

14 その他

14 - 1 重要水防区域一覧表

平成24年4月現在

厚木土木水防支部

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
相模川	3	堤防高	B	左	相模原市南区磯部	600	流下能力不足	相模原市
"	4	堤防高	A	右	相模原市緑区葉山島	1,310	堤防高不足	"
"	5	堤防高	B	左	相模原市緑区大島	1,300	堤防高不足	"
"	6	堤防高	B	右	相模原市緑区小倉	800	堤防高不足	"
計						4,010	A : 1,310m B : 2,700m	

厚木土木事務所津久井治水センター水防支部

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
鳩川	1	堤防高	A	左	相模原市南区磯部	100	堤防高不足	相模原市
"	2	堤防高	A	右	"	100	堤防高不足	"
"	3	堤防高	B	左	"	1,300	堤防高不足	"
"	4	堤防高	B	右	"	1,300	堤防高不足	"
"	5	堤防高	A	右	相模原市南区下溝	150	堤防高不足	"
"	6	堤防高	A	左	"	180	堤防高不足	"
"	7	工作物	A	右	"	1箇所	函渠 流下能力不足	"
"	8	工作物	A	左	"	1箇所	函渠 流下能力不足	"
"	9	堤防高	A	右	"	1,440	堤防高不足	"
"	10	堤防高	A	左	"	1,360	堤防高不足	"
計						5,930 2箇所	A : 3,330m 2箇所 B : 2,600m	
境川	2	堤防高	A	右	相模原市中央区 淵野辺本町、上矢部	1,580	流下能力不足	相模原市
"	4	堤防高	A	右	相模原市緑区 橋本、相原	2,620	流下能力不足	"
"	6	堤防高	重点 A	右	相模原市緑区川尻 町田市相原	110	流下能力不足	相模原市 町田市
"	8	堤防高	A	右	相模原市緑区川尻	1,780	流下能力不足	相模原市
計						6090	A : 6090m	
串川	1	堤防高	A	右	相模原市緑区根小屋	100	流下能力不足	相模原市
"	2	堤防高	A	左	"	400	流下能力不足	"
"	3	堤防高	A	右	"	400	流下能力不足	"
"	4	堤防高	重点 A	左	相模原市緑区長竹	90	流下能力不足	"
"	5	堤防高	重点 A	右	"	60	流下能力不足	"
"	6	堤防高	B	左	相模原市緑区青山	500	流下能力不足	"
"	7	堤防高	B	右	"	500	流下能力不足	"
"	8	堤防高	A	左	"	130	流下能力不足	"
"	9	堤防高	A	右	"	130	流下能力不足	"
"	10	堤防高	B	左	相模原市緑区鳥屋	220	流下能力不足	"
"	11	堤防高	B	右	"	220	流下能力不足	"
"	12	堤防高	重点 A	左	"	300	流下能力不足	"

串川	13	堤防高	重点 A	右	相模原市緑区鳥屋	300	流下能力不足	相模原市
"	14	堤防高	重点 A	左	"	160	流下能力不足	"
"	15	堤防高	重点 A	右	"	600	流下能力不足	"
"	16	堤防高	重点 A	左	"	140	流下能力不足	"
"	17	堤防高	B	右	"	280	流下能力不足	"
"	18	堤防高	B	左	"	2,200	堤防高不足	"
"	19	堤防高	B	右	"	1,780	堤防高不足	"
計						8,510	A : 2,810m B : 5,700m	

津久井土木水防支部

河川名	図面 対象 番号	重 要 度		左右 岸別	地 先 名	延 長 (m)	重要なる理由	水防管理 団 体 名
		種 別	階級					
境川	1							相模原市 町田市
"	2	堤防高	B	右	相模原市緑区川尻	80	流下能力不足	相模原市
"	3	堤防高	重点A	左	町田市相原	700	流下能力不足	町田市
"	4	堤防高	重点A	右	相模原市緑区川尻 町田市相原	700	流下能力不足	相模原市 町田市
"	5	堤防高	A	右	町田市相原	1,090	流下能力不足	町田市
"	6	堤防高	A	右	相模原市緑区川尻	1,090	流下能力不足	相模原市
計						2,740	A : 3,580 B : 160m	

14 - 2 河川水位観測所

水害のおそれのある河川の水位観測所は次のとおりである。

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫注意水位 から溢水までの 高さ	設置者
磯部	相模川	南区磯部	2.90m	3.90m	3.30m	県知事
高田橋	"	中央区田名	0.90m	1.90m	4.10m	"
昭和橋	境川	町田市 小山町	1.50m	2.00m	1.60m	"
風戸橋	"	緑区川尻	0.60m	0.90m	0.70m	"
境橋	"	緑区川尻	0.60m	0.90m	0.70m	"
幸延寺橋	"	町田市 森野	1.30m	2.00m	1.60m	"
高橋	"	町田市 小山町	1.10m	1.80m	1.80m	"
蓬萊橋	"	町田市 小山町	-	1.72m	2.57m	都知事
根岸橋	"	町田市 根岸町	1.72m	2.42m	1.60m	"
境橋(1)	"	町田市 原町田	1.40m	2.10m	1.60m	"
石橋	鳩川	南区下溝	1.60m	2.10m	2.20m	県知事
妙見橋	"	中央区上溝	1.70m	1.70m	0.90m	市長
虹吹橋	姥川	"	2.50m	2.50m	1.20m	"
小松橋	小松川	緑区川尻	0.70m	1.10m	0.80m	県知事
河原橋	串川	緑区小倉	1.50m	2.00m	2.50m	県知事
串川取水堰	"	緑区根小屋	1.40m	1.90m	3.80m	"
串川橋	"	緑区長竹	0.60m	1.00m	2.00m	"

14 - 4 市が管理する雨水調整池

	名 称	所 在	規 模		完成 年度	使用形態		管 理
			面積 m ²	容量 m ³		雨水専用	多目的	
1	相武台第2	南区相武台団地2-3	865	1,000	S53			南土木事務所
2	相武台第3	南区相武台3-3	938	2,000	S53			南土木事務所
3	相武台第4	南区相武台3-1	1,318	3,000	S53			南土木事務所
4	上鶴間	南区相模大野5-31	960	820	S53			南土木事務所
5	新磯野	南区新磯野2148外	15,860	40,127	S54			南土木事務所
6	緑が丘	中央区緑が丘2-31	10,000	38,600	S55			下水道管理課
7	南橋本	中央区南橋本2-2	694	1,020	S55			下水道管理課
8	西橋本第3	緑区西橋本3-9	2,023	7,825	S56			緑土木事務所
9	相模台5丁目	南区相模台5-7他	472	507	S56			南土木事務所
10	新戸	南区新戸2138-1外	4,430	11,000	S56			南土木事務所
11	大野台第2	南区大野台5-16	1,299	2,540	S56			南土木事務所
12	陽光台	南区下溝2348外	22,350	36,200	S57			南土木事務所
13	深堀	南区上鶴間4-31	18,000	27,000	S58			南土木事務所
14	西橋本第6	緑区西橋本3-5	2,958	10,400	S58			緑土木事務所
15	内出	緑区下九沢2833-1外	10,466	39,146	S60			緑土木事務所
16	大野台第3	南区大野台5-27	4,868	18,500	S62			南土木事務所
17	西橋本第7	緑区西橋本3-8	1,830	4,600	S63			緑土木事務所
18	御園第2	南区御園5-14	367	1,300	S63			南土木事務所
19	麻溝公園	南区麻溝台3279-1外	445	2,280	H3			南土木事務所
20	青葉	中央区青葉3-20	314	500	H3			下水道管理課
21	大野台第4	南区大野台7-28	9,688	27,000	H4			南土木事務所
22	青葉第2	中央区青葉3-9	1,387	2,000	H5			下水道管理課
23	ひばり球場	中央区弥栄3	6,476	7,000	H5			下水道管理課
24	二本松	緑区二本松3-3	1,400	680	S56			緑土木事務所
25	二本松第2	緑区二本松2-26	800	1,754	S56			緑土木事務所
26	元橋本	緑区元橋本11	764	1,280	S56			緑土木事務所
27	相原	緑区相原2-18	602	465	S57			緑土木事務所
28	相原第2	緑区相原2-24	400	402	S57			緑土木事務所
29	すすきの第1	中央区すすきの町33	537	646	S57			下水道管理課
30	すすきの第2	中央区すすきの町38	536	628	S57			下水道管理課
31	新戸第2	南区新戸3018-7	650	736	S59			南土木事務所
32	宮下	中央区宮下本町3-55	1,372	2,600	S60			下水道管理課
33	田尻	中央区上溝2311他	808	987	S62			下水道管理課
34	石橋	中央区上溝2367-3	846	1,081	S62			下水道管理課
35	溝開戸	南区下溝855-12	641	721	S62			南土木事務所
36	あざみがや	南区当麻1123-1	1,665	5,906	S63			南土木事務所
37	中丸第1	南区下溝531	756	903	S63			南土木事務所
38	中丸第2	南区下溝502	950	1,894	S63			南土木事務所
39	九坊院第1	南区当麻879	1,889	6,000	S63			南土木事務所
40	九坊院第2	南区当麻865	1,461	2,220	S63			南土木事務所

	名 称	所 在	規 模		完成 年度	使用形態		管 理
			面積 m ²	容量 m ³		雨水専用	多目的	
41	相原下九沢	緑区二本松 2-51	1,300	1,985	S63			緑土木事務所
42	田名新宿第1	中央区田名 7198-6	597	1,040	S63			下水道管理課
43	田名新宿第2	中央区田名 7369-4	1,011	2,820	S63			下水道管理課
44	下原西	南区下溝 824	2,175	2,993	H元			南土木事務所
45	古淵第1	南区古淵 1-3	594	1,358	H3			南土木事務所
46	古淵第2	南区古淵 4-1	488	1,522	H3			南土木事務所
47	古淵第3	南区古淵 2-13	539	1,560	H3			南土木事務所
48	古淵第4	南区古淵 3-4	612	1,372	H3			南土木事務所
49	古淵第5	南区古淵 3-14	1,015	2,397	H3			南土木事務所
50	下中丸第1	南区下溝 602-14	793	1,161	H3			南土木事務所
51	下中丸第2	南区下溝 759	2,847	4,243	H3			南土木事務所
52	下中丸第3	南区下溝 760-3	751	1,471	H3			南土木事務所
53	田名塩田原	中央区田名塩田 1-17	3,800	12,232	H4			下水道管理課
54	上中丸第1	南区下溝 304-7	1,502	2,498	H4			南土木事務所
55	上中丸第2	南区下溝 303-7	1,401	1,605	H4			南土木事務所
56	上中丸第3	南区下溝 333-6	1,098	2,922	H4			南土木事務所
57	下森鹿島第1	南区上鶴間本町 2-12	1,040	1,138	H4			南土木事務所
58	下森鹿島第2	南区上鶴間本町 2-12	581	1,444	H4			南土木事務所
59	下森鹿島第3	南区上鶴間本町 2-12	350	885	H4			南土木事務所
60	下森鹿島第4	南区上鶴間本町 2-12	265	631	H4			南土木事務所
61	緑が丘第2	中央区緑が丘 2-40	1,582	4,346	H5			下水道管理課
62	緑が丘第3	中央区緑が丘 1-31	848	603	H5			下水道管理課
63	下溝鳩川第1	南区下溝 890	444	814	H5			南土木事務所
64	下溝鳩川第2	南区下溝 786	651	429	H5			南土木事務所
65	下溝袋沢	南区下溝 2568-5	333	490	H5			南土木事務所
66	相武台	南区相武台団地 2-5	645	700	S45			南土木事務所
67	西橋本	緑区西橋本 4-9	366	630	S53			緑土木事務所
68	西橋本第2	緑区西橋本 3-2	106	80	S53			緑土木事務所
69	上鶴間第2	南区上鶴間 4-12	156	210	S53			南土木事務所
70	上溝	中央区上溝 4492	130	156	S55			下水道管理課
71	西橋本第4	緑区西橋本 1-18	2,215	6,815	S57			緑土木事務所
72	御園	南区御園 1-18	263	505	S57			南土木事務所
73	磯部	南区磯部 1310	200	218	S63			南土木事務所
74	上鶴間第3	南区上鶴間 4-22	164	423	H3			南土木事務所
75	大沢	緑区下九沢 1764	1,650	2,700	S56			河川整備課
76	下九沢	緑区下九沢 532	10,028	12,000	S58			河川整備課
77	上溝四ツ谷第1	中央区上溝 4408-14	748	1,352	H8			下水道管理課
78	上溝四ツ谷第2	中央区上溝 4115-8	295	596	H8			下水道管理課
79	上溝四ツ谷第3	中央区上溝 4410-9	400	539	H8			下水道管理課
80	相武台第5	南区相武台 1-1	1,950	2,500	S60			南土木事務所
81	向陽	中央区向陽町 2-42	87	224	H10			下水道管理課
82	共和	中央区共和 3-3	96	342	H11			下水道管理課
83	市役所前	中央区中央 2-11	215	860	S60			下水道管理課

	名 称	所 在	規 模		完成 年度	使用形態		管 理
			面積 m ²	容量 m ³		雨水専用	多目的	
84	上 鶴 間 第 4	南区上鶴間 2-9	113	319	H13			南土木事務所
85	相 原 第 3	緑区相原 4-24	418	505	H13			緑土木事務所
86	相 原 第 4	緑区相原 5-7	341	718	H13			緑土木事務所
87	し お だ 第 1	中央区田名塩田 2-23	2,007	6,339	H13			下水道管理課
88	し お だ 第 2	中央区田名塩田 2-23	4,086	10,442	H13			下水道管理課
89	西 橋 本 第 5	緑区西橋本 3-21 他	362	1,128	H13			緑土木事務所
90	西 橋 本 第 8	緑区西橋本 5-3	2,474	6,322	H14			緑土木事務所
91	田 名 新 田	中央区田名 8058 他	166	399	H15			下水道管理課
92	西 橋 本 第 9	緑区西橋本 3-3	145	339	H15			緑土木事務所
93	星 が 丘	中央区星が丘 4-5	92	141	H15			下水道管理課
94	御 園 2 丁 目	南区御園 2-6	78	239	H15			南土木事務所
95	大 野 台 第 5	南区大野台 1-6	433	1,367	H16			南土木事務所
96	上 鶴 間 第 5	南区上鶴間本町 9-10	96	493	H16			南土木事務所
97	小 町 通 り	中央区小町通 1-5	93	264.96	H17			下水道管理課
98	鵜 野 森	南区鵜野森 1-47	66	697	H18			南土木事務所
99	上 鶴 間 道 正 山	南区上鶴間本町 9-52	512	815	H19		○	南土木事務所
100	小田急相模原駅 北 口	南区南台 3-8 外	110	197	H20		○	南土木事務所
101	麻 溝 台 第 3	南区麻溝台 2-9	217	273	H20		○	南土木事務所
102	横 山	緑区川尻 1929-1 外	6,600	11,500	S53		○	緑土木事務所
103	横 山 第 2	緑区原宿南 1-17	250	500	S60	○		緑土木事務所
104	若 葉 台	緑区若葉台 1-10	2500	10,000	S49	○		緑土木事務所
105	相 武 台 一 丁 目	南区相武台 1-1	137	365	H21			南土木事務所
106	麻 溝 台 4 丁 目	南区麻溝台 4-7	154	410	H23			南土木事務所

下水道管理課が管理する調整池 2 7 箇所
 河川整備課が管理する調整池 2 箇所
 南土木事務所が管理する調整池 5 6 箇所
 緑土木事務所が管理する調整池 2 1 箇所
 相模原市が管理する雨水調整池の合計 1 0 6 箇所

14 - 5 流域貯留浸透施設一覽表

平成22年1月27日作成

年度	学校名	所在地	流域面積 m ² (敷地面積)	貯留面積 m ² (校庭面積)	貯留量	河川流域	
60年度	1	清新中学校	中央区清新8丁目	23,600	9,100	1,100	鳩川
	2	中央中学校	中央区富士見1丁目	17,900	7,600	835	"
	3	相模台小学校	南区南台6丁目	20,300	6,730	970	目久尻川
	4	向陽小学校	中央区向陽町	30,100	11,300	1,400	境川
	5	旭小学校	緑区橋本6丁目	17,560	3,700	570	"
	小計		109,460	38,430	4,875		
61年度	6	谷口中学校	南区上鶴間本町4丁目	17,472	6,900	820	境川
	7	大野北中学校	中央区淵野辺2丁目	48,560	10,800	1,720	"
	8	上溝南小学校	中央区上溝	16,300	5,000	730	鳩川
	9	光が丘小学校	中央区光が丘2丁目	19,050	6,200	900	"
	10	星が丘小学校	中央区星が丘3丁目	26,260	11,000	1,300	"
	小計		127,642	39,900	5,470		
62年度	11	共和中学校	中央区共和1丁目	20,200	5,940	940	境川
	12	新町中学校	南区相模大野9丁目	16,360	7,150	780	"
	13	旧磯野台小学校	南区新磯野4	15,740	4,900	740	鳩川
	14	上溝小学校	中央区上溝7丁目	17,500	6,500	830	"
	15	中央小学校	中央区富士見3丁目	22,510	6,990	1,050	"
	小計		92,310	31,480	4,340		
63年度	16	相武台中学校	南区新磯野5丁目	33,450	12,650	1,560	鳩川
	17	上溝中学校	中央区横山5丁目	50,500	11,480	1,530	"
	18	相原中学校	緑区橋本8丁目	22,490	10,150	1,060	境川
	19	共和小学校	中央区高根1丁目	17,800	4,990	640	"
	小計		124,240	39,270	4,790		
元年度	20	大沢中学校	緑区大島	26,510	7,100	1,190	鳩川
	21	並木小学校	中央区並木2丁目	15,640	4,710	700	"
	22	桜台小学校	南区相模台7丁目	21,110	6,270	940	目久尻川
	23	相原小学校	緑区相原4丁目	16,560	5,130	740	境川
	小計		79,820	23,210	3,570		
2年度	24	相陽中学校	南区磯部	30,960	6,700	1,020	鳩川
	25	清新小学校	中央区清新3丁目	28,800	7,610	1,350	"
	26	大野小学校	南区古淵3丁目	20,072	6,086	900	境川
	27	上鶴間小学校	南区上鶴間4丁目	15,470	5,010	700	"
	小計		95,302	25,406	3,970		
3年度	28	鶴の台小学校	南区旭町	21,220	7,231	950	境川
	29	東林小学校	南区相南2丁目	19,830	4,700	750	"
	30	相武台小学校	南区相武台団地2丁目	19,940	6,070	910	目久尻川
	小計		60,990	18,001	2,610		
4年度	31	大沼小学校	南区東大沼3丁目	23,211	6,701	1,044	境川
	32	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1丁目	18,640	4,400	840	"
	小計		41,851	11,101	1,884		
5年度	33	淵野辺小学校	中央区淵野辺4丁目	16,990	5,060	750	境川
	34	谷口台小学校	南区文京2丁目	24,390	4,790	760	"
	小計		41,380	9,850	1,510		
	合計		772,995	236,648	33,019		

14 - 6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法第57号）により指定を受けた地区

番号	対象区域		指定年月日	指定面積	告示番号
	区域名	所在地			
1	古 淵	南区古淵 4-1775	昭和 47.3.28	1.66ha	県告示第 362 号
2	上 鶴 間	南区上鶴間 6-1562	昭和 47.3.28	0.73ha	県告示第 361 号
3	久 保 沢	緑区久保沢 3-975-1 他	平成 12.3.31	0.90ha	県告示第 300 号
4	与 瀬 中 野	緑区与瀬 2162-1 他	平成 14.2.12	1.30ha	県告示第 64 号
5	与 瀬 横 道	緑区吉野 2096-1 他	平成 17.3.22	0.92ha	県告示第 207 号
6	稲 生	緑区長竹 542-1 他	平成 20.7.15	1.14ha	県告示第 439 号
7	根 小 屋	緑区根小屋 2500-1 他	平成 21.1.20	0.59ha	県告示第 30 号

2 急傾斜地崩壊危険箇所数一覧

(箇所)

地域別	自然				人工			自然	人工	自然	人工	合計
		B	C	D		B	D					
旧相模原市域	9	25	5	0	4	8	0	17	1	30	1	100
旧城山町域	5	6	5	7	0	2	1	29	1	21	0	77
旧津久井町域	5	31	10	39	1	2	0	106	2	46	1	243
旧相模湖町域	8	11	10	21	0	0	0	110	0	21	0	181
旧藤野町域	15	48	25	8	0	1	0	199	1	12	0	309
合 計	42	121	55	75	5	13	1	461	5	130	2	910

急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険区域に準じた、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上急傾斜地について調査等に基づいて位置づけた箇所。

：被害想定区域内に人家が5戸以上（学校、病院、災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）

：被害想定区域内に人家が1～4戸

：人家は無いが、 に準ずる

3 急傾斜地崩壊危険箇所（ - 自然 - ）

番号	対象区域		がけの状況			保全人家戸数
	区域名	所在地	高さ	傾斜	長さ	
1	鷓野森1丁目	南区鷓野森1-33,40,41付近	12m	34度	231m	94
2	上鶴間6丁目	南区上鶴間1-40,6-2~5付近	14m	40度	125m	41
3	古淵4丁目	南区古淵4-12~14,16,17,30,31付近	13m	55度	605m	109
4	下溝	南区下溝2305付近(災害時要援護者関連施設)	8m	55度	85m	9(26)
5	下溝	南区下溝4378付近(病院)	23m	38度	57m	0(66)
6	新戸	南区新戸2323~2483付近	6m	40度	358m	44
7	新戸	南区新戸公園下~新戸3012付近	5m	40度	628m	44
8	当麻	南区当麻1632~1791付近(病院)	20m	40度	246m	9(76)
9	田名	中央区田名12,1163~1243付近	25m	51度	903m	80
10	川尻雨降	緑区川尻5766付近	20m	33度	420m	10
11	川尻向原	緑区川尻1130付近	55m	32度	410m	17
12	小倉三栗山	緑区葉山島694~705付近	8m	38度	129m	5
13	久保沢三丁目	緑区久保沢3-975-1付近	5-14m	50-80度	132m	11
14	谷ヶ原一丁目	緑区谷ヶ原1-527,城山4-406,若葉台3-3付近	41m	31度	665m	30
15	青山宮ノ下	緑区青山1167付近	20m	50度	380m	29
16	中野下森戸	緑区太井33-3付近	52m	32度	200m	50
17	中野上奈良井	緑区中野1205-5付近	40m	33度	170m	16
18	三井大久保	緑区三井742-5付近	52m	35度	162m	19
19	三井大久保	緑区三井662-1付近	142m	34度	440m	29
20	小原長久保	緑区小原423付近	76m	45度	382m	42
21	寸沢嵐関口	緑区寸沢嵐3136-14付近	18m	43度	120m	25
22	千木良富岡	緑区千木良752付近	24m	46度	506m	12
23	千木良柳馬場	緑区千木良476付近(災害時要援護者関連施設)	60m	48度	290m	1(54)
24	与瀬横道	緑区与瀬1793付近	87m	53度	181m	14
25	与瀬宮開戸	緑区与瀬1421-10付近	45m	38度	279m	10
26	与瀬神明開戸	緑区与瀬1230付近	23m	51度	168m	47
27	与瀬東原	緑区与瀬225付近	18m	30度	685m	60
28	小淵西畑	緑区小淵221-1~123-25付近	30m	39度	460m	28
29	小淵吉野梅沢	緑区小淵1818-17~1519-4付近	20m	45度	680m	17
30	佐野川谷津ヶ沢	緑区佐野川12575付近(災害時要援護者関連施設)	12m	31度	135m	0(30)
31	佐野川中和田	緑区佐野川324~496付近	88m	48度	350m	12
32	佐野川上河原	緑区佐野川12152~2135付近	30m	43度	541m	11
33	沢井落合	緑区沢井1025~1123付近	34m	35度	552m	17
34	沢井中里西	緑区沢井557~2718付近	33m	40度	739m	19
35	沢井中里東	緑区沢井541~2713付近	25m	42度	645m	26
36	日蓮徳良沢	緑区日蓮804~810-3付近	32m	65度	150m	26
37	牧野上ノ久保	緑区牧野1530-12付近	50m	40度	80m	13
38	牧野西原	緑区牧野6076-1付近(災害時要援護者関連施設)	40m	50度	95m	0(10)
39	牧野尾垂	緑区牧野8147-2付近(病院等)	65m	55度	440m	0(157)
40	牧野駒橋	緑区牧野2956~3007付近	22m	30度	810m	17
41	牧野	緑区牧野4626-1付近(災害時要援護者関連施設)	24m	45度	75m	0(10)
42	牧野石神戸	緑区牧野9638付近(災害時要援護者関連施設)	22m	35度	90m	0(14)

14 - 7 危険物施設数一覧表

(平成24年8月7日現在)

出張所 区分	施設 区分	計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
				小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給油取扱所		第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
													自 家 用	営 業 用			
計		1,056	10	646	195	30	17	271	7	101	25	400	62	97	8	3	230
緑 区	小計	379	2	234	70	11	9	103	5	33	3	143	22	35	1	1	84
	橋本	103	2	64	34	6	1	19	1	3		37	6	6		1	24
	大沢	57		33	7	2	5	14		5		24	7	2	1		14
	城山	50		31	8		1	14	1	6	1	19	1	7			11
	津久井	89		63	15	2	1	28	3	13	1	26	3	10			13
	相模湖	40		22	5			13		3	1	18	1	3			14
	藤野	40		21	1	1	1	15		3		19	4	7			8
中 央 区	小計	452	7	276	86	19	3	101	1	47	19	169	27	36	6	2	98
	小山	63	1	40	20	3		12		3	2	22	3	1		2	16
	横山	12		5	5							7	2	2			3
	清新	48	2	25	8			13		1	3	21	1	5	2		13
	中央	34		23	2			15		6		11		4	1		6
	星が丘	26		15				3		11	1	11		5			6
	光が丘	17		7	1			2		4		10	4	4			2
	大野北	62	2	41	16	1		23		1		19	3	3	1		12
	上溝	54	1	34	4	1		6		17	6	19	6	5	1		7
	田名	136	1	86	30	14	3	27	1	4	7	49	8	7	1		33
南 区	小計	225	1	136	39		5	67	1	21	3	88	13	26	1		48
	大野中	59	1	36	15			15		4	2	22	2	9			11
	大野南	23		15	2		2	10		1		8	1	4			3
	麻溝	65		47	11		1	24	1	10		18	8	2			8
	新磯	14		8				3		5		6		2			4
	相模台	44		19	6			12		1		25	1	5			19
	相武台	2										2	1				1
	東林	18		11	5		2	3			1	7		4	1		2

14 - 8 高圧ガス取扱事業所数一覧表

(平成24年3月31日現在)

種 別	第1種製造者		第2種製造者		特定 高圧 ガス 消費 者	容 器 検 査 所	販 売 事 業 所	貯 蔵 所			
	一般ガス	冷 凍	一般ガス	冷 凍				一 種		二 種	
								一 般	L P	一 般	L P
	33	16(11)	51	275(84)	16	13	359	8	5	37	10

(注) ()内は社会通念上の事業所数

14 - 9 液化石油ガス取扱事業所数一覧表

(平成24年3月31日現在)

種 別	(1)第1種製造者					第1種製造者タンク		ガ ス 特 定 消 費 者 高 圧	容 器 検 査 所
	充 填 所	ス タ ン ド	消 費 工 場	ロ ー リ	計	基 タ ン ク 数	貯 蔵 量		
	9	6	2	5	22(11)	27	509	3	1

種 別	バルクローリ	販売事業所	液化石油ガス 消費者世帯数 (概数)	都市ガス	
				供給件数	供給区域内世帯数
	5	104	155,385	142,261	276,420

(1) ()内は重複している事業所数

14 - 10 火薬類取扱事業所数一覧表

(平成24年3月31日現在)

種 別	製 造	販 売			火 薬 量		消 費 者	猟銃等 製造所	猟銃等 販売所
		産 火	紙雷管	計	棟 数	最大貯蔵量 (kg)			
	4	8	9	17	17	69,447	6	2	2

14 - 11 毒物・劇物営業者及び要届出義務取扱者

(平成24年3月31日)

業種		項目	施設数
製造業			10
輸入業			3
販売業等合計			226
毒物劇物販売業	一般(専業)		66
	一般(兼業)		114
	農業用品目		31
	特定品目		9
取扱者 業務上	電気めっき業		6
	特定毒物使用者		0

備考：製造業、輸入業の施設数については、「薬務行政の概要」（神奈川県）より抜粋

14 - 12 放射性物質取扱い事業所数一覧

(平成24年8月7日現在)

用途	事業所数	主な使用核種	主な使用目的
民間機関	7	アメリシウム、コバルト、 ニッケル、セシウム、 クリプトン、クロム 等	産業廃棄物の成分濃度測定 薬品成分の分析 厚み測定 ガラスレベルの測定制御 等
研究機関	3	硫黄、水素、ニッケル、 リン、ポロニウム 等	静電気除去 薬品の成分分析 生物化学実験・動物実験 農薬・動物薬の成分分析 等
医療機関	5	セシウム、コバルト、ヨウ素、 リン、フッ素、サマリウム 等	病態生理の研究 アレルギーに関する研究 測定機器の校正 悪性腫瘍等の治療 等
教育機関	6	クロム、テクネチウム、 モリブデン、ガリウム リン、ヨウ素 等	生化学及び動物実験 生体機能の解明 微量物質の定性 薬物の動態解析 等
その他 機関	1	ニッケル	有害物質の測定 等
合計	22		

14 - 13 孤立対策推進地区一覧表

地域	地区名		自治会名	距離が 遠い	谷奥に 位置す る	連絡道 路少な い	連絡道 路細い	橋梁	特に問題となる点
城山	川尻	雨降	城北						
	葉山島	葉山島	葉山島						
津久井	青根	荒井	荒丸						
		平丸							
		音久和	音久和						
	青野原	西野々	西野々						
		前戸	前戸						
	青山	鮑子	鮑子						
		大岩下							
		桜野	石神 関上						
	鳥屋	馬石	馬石						
	長竹	葎尾根	葎尾根						
	三井	名手	名手						避難所まで距離長い。湖対岸 または山地の細い道路
相模湖	小原	底沢	底沢						谷奥に位置する
	寸沢嵐	新戸	新戸						避難路は青馬橋のみ
		道南	道南						
		道南 (南沢・南畑)							避難所まで距離長い。細い道 路がひとつのみ
	千木良	赤馬中通り	赤馬中通り						谷越え道路のみ
		赤馬東部	赤馬東部						谷越え道路のみ
	与瀬	横橋	横橋						避難所を結ぶ唯一の道路が急 傾斜地崩壊危険区域の指定を 受けている
	若柳	鼠坂	鼠坂						
		尾房	尾房						小学校区は桂北小、地区連合 は内郷地区、桂北小に行くに は相模湖大橋のみ
		奥畑	奥畑						小学校区は桂北小、地区連合 は内郷地区、桂北小に行くに は相模湖大橋のみ
藤野	小淵	藤野台	藤野台						経路がひとつ
		上小淵	上小淵						避難所まで距離長い
		下小淵	下小淵						避難所まで距離長い

地 域	地区名	自治会名	距離が 遠い	谷奥に 位置す る	連絡道 路少な い	連絡道 路細い	橋梁	特に問題となる点
藤野	佐野川	上岩	上岩					
		御霊	御霊					避難所まで距離長い
		下岩	下岩					避難所まで距離長い
		鎌沢	鎌沢					谷奥に位置する
		登里						谷奥に位置し道路細い
		橋詰	和田					斜面中腹に位置する
		和田						谷奥に位置する
	沢井	伝通	栃谷					谷奥に位置し道路細い
		栃谷						谷奥に位置し道路細い
	名倉	芝田	芝田					経路は湖対岸または山地越え
		大刀	大刀					経路は湖対岸または山地越え
		名倉	名倉					経路は湖対岸または山地越え
		日向	日向					
		葛原	葛原					
	日連	青田	日連					
		日連						
	牧野	網子	網子					避難所まで距離長い。谷奥に位置する
		奥牧野	奥牧野					
		舟久保	舟久保					
		長又	長又					
		用沢	中尾					谷奥に位置し道路細い
		中尾日向						
		伏馬田	伏馬田					連絡距離長い。対岸または山地斜面
		仲沢	篠原・牧馬					避難所まで距離長い。谷奥に位置し道路細い
篠原								
田ヶ岡							避難所まで距離長い	
牧馬							避難所まで距離長い	
菅井		菅井						
大川原		大川原					橋梁または山地の細い道路	

大川原自治会は津久井まちづくりセンター管内

14 - 14 防火地域、準防火地域内の建築規制

	対 象		構 造
防 火 地 域	階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築	ただし を除く	耐火建築物
	その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	1 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50平方メートル以内の平屋建附属建築物 2 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場の類 3 不燃材料で造り又は覆われた高さ2メートルを超える門又は扉 4 高さ2メートル以下の門又は扉		制限なし
防火地域内にある看板、広告塔等で、屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは、主要部分を不燃材料で造り又は覆わなければならない。			
準 防 火 地 域	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1500平方メートルを超える建築物	ただし、主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場などは除く	耐火建築物
	延べ面積が500平方メートルを超え、1,500平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	地階を除く階数が3の建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物
	、及び以外 の木造建築物等	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造
		高さ2メートルを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分	不燃材料で造るか、覆う
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造るか、又はふくこと 2. 外壁のドアなどの開口部 延焼のおそれのある部分は、防火戸その他の防火設備を設けること 用 語 延焼のおそれのある部分：隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分をいう。 ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。			

防火地域、準防火地域指定状況

単位 (ha)

都市計画区域	市街化区域	防火地域	準防火地域
21,706	6,739	186	4256.7

平成24年 4月1日現在

14 - 15 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

神奈川県 平成22年 4月27日告示 第348号

1 救助の程度、方法及び期間

(1) 避難所等の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難させるための施設とする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。

(ウ) 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の基本額に加算額を加えた額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を避難させる福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

（基本額）避難所設置費 1人1日当たり300円

（加算額）冬季（10月から翌年3月まで）については、別に定める額

(エ) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

(ア) 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを入居させるための施設とする。

(イ) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、238万7,000円以内とする。

(ウ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、(イ)にかかわらず別に定めるところによる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものを入居させる施設をいう。）を応急仮設住宅として設置できるものとする。

(オ) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、収容することができるものとする。

(カ) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(キ) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項の規定による期限内（最高2年）とする。

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難した者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。

(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内のものを現物により支給することができる。

イ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品 (イ) 日用品 (ウ) 炊事用具及び食器 (エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季(4月から9月まで)	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
冬季(10月から翌年3月まで)	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季(4月から9月まで)	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季(10月から翌年3月まで)	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察 b 薬剤又は治療材料の支給 c 処置、手術その他の治療及び施術
d 病院又は診療所への入院 e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失つた者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助 b 分べん前及び分べん後の処置 c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

(エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

(5) 災害にかかつた者の救出

ア 災害にかかつた者の救出は、災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとし、救出には搜索を含むものとする。

- イ 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり52万円以内とする。
- ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。
- (7) 学用品の給与
- ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
- イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。
- (ア) 教科書 (イ) 文房具 (ウ) 通学用品
- ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
- (ア) 教科書代
- a 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会若しくは市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
- b 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- (イ) 文房具及び通学用品費
- 小学校児童 1人当たり 4,100円
中学校生徒 1人当たり 4,400円
高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。
- (8) 埋葬
- ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。
- イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。
- (ア) 棺(付属品を含む。)
- (イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱
- ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人20万1,000円、小人16万800円以内とする。
- エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (9) 死体の捜索
- ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (10) 死体の処理

- ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
 - イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (イ) 死体の一時保存
 - (ウ) 検案
 - ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。
 - エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は1体当たり3,300円以内とする。
 - (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時安置するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。
 - (ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
 - (11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
 - ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万4,200円以内とする。
 - ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
 - (12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
 - ア 応急救助のための輸送及び作業員の雇用は、次に掲げるものを行うためのものとする。
 - (ア) 被災者の避難
 - (イ) 医療及び助産
 - (ウ) 災害にかかった者の救出
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 死体の搜索
 - (カ) 死体の処理
 - (キ) 救済用物資の整理配分
 - イ 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 応急救助のための輸送及び作業員の雇用をする期間は当該救助を実施する期間内とする。
- 2 実費弁償の程度
- 実費弁償の程度は、次のとおりとする。
- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第10条第1号から第4号までに規定する者
 - ア 日当
 - (ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 1万7,400円以内
 - (イ) 薬剤師 1人1日当たり 1万1,900円以内
 - (ウ) 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 1万1,400円以内
 - (エ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 1万7,200円以内
 - (オ) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 2万700円以内
 - イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(オ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
 - ウ 旅費

県職員の旅費の額に相当する額以内とする。
 - (2) 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

14 - 16 住宅金融支援機構による災害復興住宅資金融資の概要

1. 申込みができる方

- ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付された方
- ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方
- ・年収に占めるすべてのお借入れの年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方

年 収	400 万円未満	400 万円以上
基 準	30%以下	35%以下

- ・日本国籍の方、外国人の方または法人

2. 融資を受けることができる住宅

共通

- ・各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること
- ・建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建て
- ・敷地の権利が転貸借でないこと

建設

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅

新築購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²（マンションの場合、40m²）以上175m²以下の住宅
- ・申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅
- ・一戸建ての場合は敷地面積が100m²以上

リ・ユース（中古）購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²（マンションの場合、40m²）以上175m²以下の住宅
- ・一戸建て、連続建て、重ね建て、地上階数2階以下の共同建ての場合は敷地面積が100m²以上

補修

- ・床面積の制限はなし。

3. 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となり（10万円以上で10万円単位）、融資限度額は次の合計額

基本融資額（必須）

種別	建設資金 新築購入資金	リ・ユース 購入資金	種別	補修資金
耐火・準耐火 木造(耐久性)	1460万円	1160万円 (1460万円)	耐火・準耐火	640万円
木 造	1400万円	950万円	木 造	590万円

（ ）内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額

土地融資額（基本融資額と併せての利用、単独での利用は不可）

種別	建設資金	新築購入資金 リ・ユース購入資金	補修資金
土地取得資金	970万円	970万円	-
整地資金	380万円	-	380万円
引方移転資金	-	-	380万円

特別加算額

450万円（補修は対象外）

14 - 17 住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要

1 申し込みができる者

(1) 宅地について勧告又は改善命令を受けた方

「勧告」、「改善命令」とは・・・次の法律に基づき公共団体から出される。

勧告	宅地造成等規制法第16条第2項若しくは第21条第2項 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項 建築基準法第10条第1項
改善命令	宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項、若しくは第22条第1項若しくは第2項 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項若しくは第2項 建築基準法第10条第3項

(2) 「勧告」を受けた日から2年以内又は「改善命令」を受けた日から1年以内にお申込みをされる方

(3) 機構の資金以外に必要となる資金をご用意できる方

(4) 年収に占めるすべてのお借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

(5) 申込日現在、原則として79歳未満の方

(6) 日本国籍の方又は外国人(・昭和26年政令第319号により永住許可を受けている方または平成3年法律第71号による特別永住者)の方

2 対象となる工事

のり面の保護

排水施設の設置

整地

擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む。)

3 融資額

1,030万円又は工事費の9割の、いずれか低い額。

14 - 18 生業資金の融資制度

1. 農 林

天災融資制度

対 象 者	天災融資法が発動された災害で、市町村長の被害認定を受けた農林漁業者
対 象 資 金	天災により被害を受けた農業者等に対して、経営の維持安定に必要な資金
貸付条件	貸付限度額 個人 2 百万円 法人 2 千万円（激甚災害法適用加算あり） 貸付利率 天災融資法の発動の都度、決定 償還期限 3～6 年以内（激甚災害法適用の場合 4～7 年以内）

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）

対 象 者	公庫所定の農林漁業者で、市町村長が発行するり災証明書を受けた者
対 象 資 金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金（原則として天災に限るが、通常の注意をもってしても避けられない火災なども含む）
貸付条件	融資限度額 一般 300 万円 特認 年間経営費等の12分の3 以内 償還期間（据置期間） 10 年以内（3 年以内）

災害対策資金

対 象 者	市町村長が認定した天災等による被害農業者で、農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平年農業総収入の10%以上の被害を被った者
対 象 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農舎・畜舎・ハウス・果樹棚・農産加工施設・集出荷施設等の復旧・取得・補修に必要な資金 ・ トラクター・コンバイン・田植機・運搬車・農産加工用機具等の取得に必要な資金 ・ 果樹・茶等の植栽・育成に要する資金 ・ 家畜の購入・育成に要する資金 ・ 小規模な土地の改良・復旧に必要な資金 ・ 種苗・肥料・飼料など消耗資材の購入に要する資金
貸付条件	貸付限度額 個人 1800 万円 法人・任意団体 1 億円 その他知事が特に認めた場合はその額 融資率 100%

2. 商 工

災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

対象者	別に指定された災害により被害を被った中小企業のかた
対象資金	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
貸付条件	融資限度 直接貸付 別枠 1 億 5 千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7 千 5 百万円 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合あり） 融資期間 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）

14 - 19 相模原市災害緊急対策特別融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市内において生じた災害により被災した市民に対し、被災した住家等の復旧資金として、第10条の規定により市長が指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）と協議の上、災害緊急特別融資（以下「融資」という。）を行い、被災者の災害復旧の促進と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 風水害による自然災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する救助の適用を受けないものをいう。

(2) 被害 次に掲げるものをいう

ア 人が常時居住の用に供していた建物が、災害を起因として全壊し、流失し、若しくは半壊したものの又は浸水がその居住部分の床上以上に達したもの

イ 住家の被害がアと同等程度のもので、市長が特に認めるもの

(融資の対象者)

第3条 融資の対象者は、災害により被害を受けた世帯の構成員のうち、融資した額を返済する能力を有する者、その他市長が特に必要と認めた者とする。ただし、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会から災害援護資金の貸付けを受けた者又は受けようとする者を除く。

(融資の限度額)

第4条 融資の限度額は、1世帯について300万円以内で必要とする額とする。

(融資利率)

第5条 融資利率は、年利3.0パーセントとする。ただし、金融情勢の変化等相応の事由が生じた場合は、市長と取扱金融機関との協議により変更することができる。

(預託金)

第6条 市長は、予算の範囲内において、取扱金融機関に融資のための資金を無利子で預託し、融資を行わせるものとする。ただし、取扱金融機関との協議により、預託金を預託しないことができる。

(償還期間及び据置期間)

第7条 融資の償還期間は、融資を受けた月の翌月から7年以内とし、元金のみ6月を限度に据置き期間を設定することができる。

(償還方法)

第8条 償還方法は、毎月元利均等償還とする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

(保証人等)

第9条 取扱金融機関が融資を行うときは、当該取扱金融機関は信用保証機関の保証を付さなければならない。

2 取扱金融機関が必要と認める場合は、融資を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、保証人を付さなければならない。

(取扱金融機関)

第10条 取扱金融機関は、市内に本店又は支店若しくは支所がある金融機関のうち市長が指定するものとする。

(融資の申請)

第11条 融資の申請は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月以内にしなければならない。

(必要書類の提出)

第12条 申請人は、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 被災証明書

(2) 申請人の印鑑証明書

(3) 申請人の所得を証するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、取扱金融機関が必要と定めた書類

(融資の決定)

第13条 融資の決定は、取扱金融機関が行う。ただし、貸付けの決定に当たり疑義が生じた場合は、市長と協議の上決定する。

(取扱金融機関の報告)

第14条 取扱金融機関は、必要に応じて預託金の運用状況を報告するとともに、融資及び償還状況については、毎月指定日までに市長に報告するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成3年9月19日以降に生じた災害から適用する。
- 2 平成3年9月19日から平成4年3月31日までの間に融資の対象となる被害を受けた世帯が融資を受けようとする場合については、第11条に規定する融資の受付期間を平成4年4月1日から平成4年5月29日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、平成20年8月28日以後に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

14 - 20 相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例

(総 則)

第1条 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。以下同じ。)により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭57条例29・一部改正)

(定 義)

第2条 この条例において「市民」とは、自然災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が政令第1条に規定する災害(第5条及び第8条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(昭57条例29・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とする。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人につき、法第3条第3項に定める金額を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して規則で定める額とする。

(昭50条例10・昭52条例9・昭53条例20・昭56条例28・昭57条例29・一部改正)

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2) 政令第2条の規定に該当するとき。

(報告等)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者(次条において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(昭57条例29・追加)

(災害障害見舞金の額)

第9条 災害障害見舞金の額は、障害者1人につき、法第8条第2項に定める金額を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して規則で定める額とする。

(昭57条例29・追加)

(準用規定)

第10条 第6条及び第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例29・追加)

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市長は、政令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(昭57条例29・旧第8条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、規則で定める。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（政令第7条第2項かつこ書の場合は5年）とする。
- 3 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
- 4 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が償還期日に償還すべき金額を償還しなかつたときは、償還すべき金額につき、年10.75パーセントの割合をもつて、償還期日の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該償還期日に償還しないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（昭50条例10・一部改正、昭57条例29・旧第9条線下）

（償還）

第13条 災害援護資金は、年賦償還とする。

（昭57条例29・旧第10条線下）

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（昭57条例29・旧第11条線下）

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平17条例90・旧附則・一部改正）

（津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置）

2 津久井町及び相模湖町の編入の前日に生じた災害による編入前の津久井町及び相模湖町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ旧津久井町災害甲慰金の支給等に関する条例（昭和49年津久井町条例第31号）又は旧相模湖町災害甲慰金の支給等に関する条例（昭和49年相模湖町条例第29号）の規定の例による。

（平17条例90・追加）

（城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置）

3 城山町及び藤野町の編入の前日に生じた災害による編入前の城山町及び藤野町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ旧城山町災害甲慰金の支給等に関する条例（昭和49年城山町条例第32号）又は旧藤野町災害甲慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤野町条例第25号）の規定の例による。

（平18条例77・追加）

附則（昭和50年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附則（昭和52年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、災害甲慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（昭和51年法律第74号）の適用の日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和53年6月22日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、災害甲慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第6号）の適用の日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和56年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害甲慰金について適用する。

附則（昭和57年12月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の相模原市災害甲慰金の支給等に関する条例第8条から第10条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（平成17年12月21日条例第90号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附則（平成18年12月25日条例第77号）

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

14 - 21 相模原市小災害見舞金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び相模原市災害甲慰金の支給等に関する条例（昭和49年相模原市条例第39号）の適用を受けない火災、風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は甲慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「被災者」とは、災害を受けた当時、市内に居住する者で、災害により居住する住家に被害を受けた世帯の世帯主、死亡者又は重傷者をいう。

(見舞金等の支給)

第3条 見舞金等は、被災者に対して支給する。ただし、被災者が死亡した場合は、その遺族に対して支給する。

(被災状況の認定)

第4条 市長は、関係機関等の協力を得て、公平かつ迅速に被災状況の認定を行うものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次に掲げる区分による。

(1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	20,000円
2人以上の世帯	50,000円

(2) 住家の半焼、半壊により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	10,000円
2人以上の世帯	20,000円

(3) 住家の床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	5,000円
2人以上の世帯	20,000円

(4) 災害により死亡した者又は重傷者

区 分	見舞金等の額
死 亡	100,000円
重 傷	30,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、見舞金等の額の増額をすることができる。

(見舞金等支給の制限)

第6条 被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金等を支給しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和40年10月1日から施行する。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

2 津久井町及び相模湖町の編入の日前に生じた災害による編入前の津久井町及び相模湖町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害見舞金の支給については、それぞれ旧津久井町災害見舞金支給条例（昭和50年津久井町条例第3号）又は旧相模湖町災害見舞金支給要綱（昭和55年1月1日から適用）の規定の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

3 城山町及び藤野町の編入の日前に生じた災害による編入前の城山町及び藤野町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害見舞金の支給については、それぞれ旧城山町災害見舞金支給条例（昭和45年条例第12号）又は旧藤野町災害見舞金支給条例（平成3年藤野町条例第17号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月24日から施行し、平成3年9月19日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月19日から施行し、平成14年8月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

14 - 22 相模原市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風水害により損傷した住宅を緊急に改良する必要がある市民が、当該住宅の改良資金を独立行政法人住宅金融支援機構等から借り受けた場合にその利子の一部を補助し、もって市民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 風水害による損傷 住宅が風害、水害により半壊以上となったとき、又は床上浸水、土砂のたい積等により居住するのに困難な状態であると市長が認めたものをいう。
- 2 住宅 主として人の居住の用に供する家屋（その一部を店舗その他の居住の用以外の用に供する部分を有するものを含む。）をいい、その他これに附属する防災上必要な擁壁等を含むものとする。

(利子補給の対象者)

第3条 風水害り災者住宅改良資金の利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 市内に住所を有し、前条に規定する風水害により自己の住宅に損傷を受けた者
- 2 前号の損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受け、約定による期限内の償還金を支払った者

(利子補給の額及び期間等)

第4条 利子補給金等は、次の各号に定めるところによる。

- 1 利子補給金の対象となる借入金の限度額は、590万円（簡易耐火構造及び耐火構造にあっては640万円）とする。
- 2 利子補給金の額は、前号の借入金額に対し、毎年度3%以内で予算の範囲内の額とする。
- 3 利子補給の期間は、借入れの日から3年以内とする。ただし、3年以内に繰上償還により借入金の支払いが完了した場合は支払完了時の年度までとする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、各年度の末日までに風水害り災者住宅改良資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 利子補給金の交付を受けようとする者は、り災の日から5年以内に前項の申請をしなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、利子補給金の交付を決定したときは風水害り災者住宅改良資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、申請の却下を決定したときは風水害り災者住宅改良資金利子補給金却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第7条 市長は、利子補給金の交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき利子補給金を交付する。

(状況調査等)

第8条 市長は、利子補給金の交付後であっても必要と認めたときは、住宅の活用状況等を調査することができる。

(利子補給金の交付の決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付の決定を取消することができる。この場合において、すでに交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- 1 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- 2 この要綱の規定に反したとき。
- 3 前各号のほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

附 則

この要綱は、昭和52年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、平成20年8月28日以後に生じた災害から適用する。

14 - 23 相模原市火災警報規則

昭和40年1月9日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災警報(以下「警報」という。)の発令及び解除について、必要な事項を定める。

(警報の発令及び解除)

第2条 警報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなつたときに解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により警報を発令しないことがある。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であり、最少湿度が35パーセントを下る見込みのとき。
- (2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。

(平19規則117・一部改正)

(警報の信号)

第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第34条の規定に基づく別表第1の3の「余韻防止付きサイレン信号」により、防災行政用固定系無線局において行うものとする。

(昭47規則30・昭53規則1・昭56規則40・平19規則117・平22規則16号・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

(平19規則117・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月31日規則第30号)

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月7日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第117号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

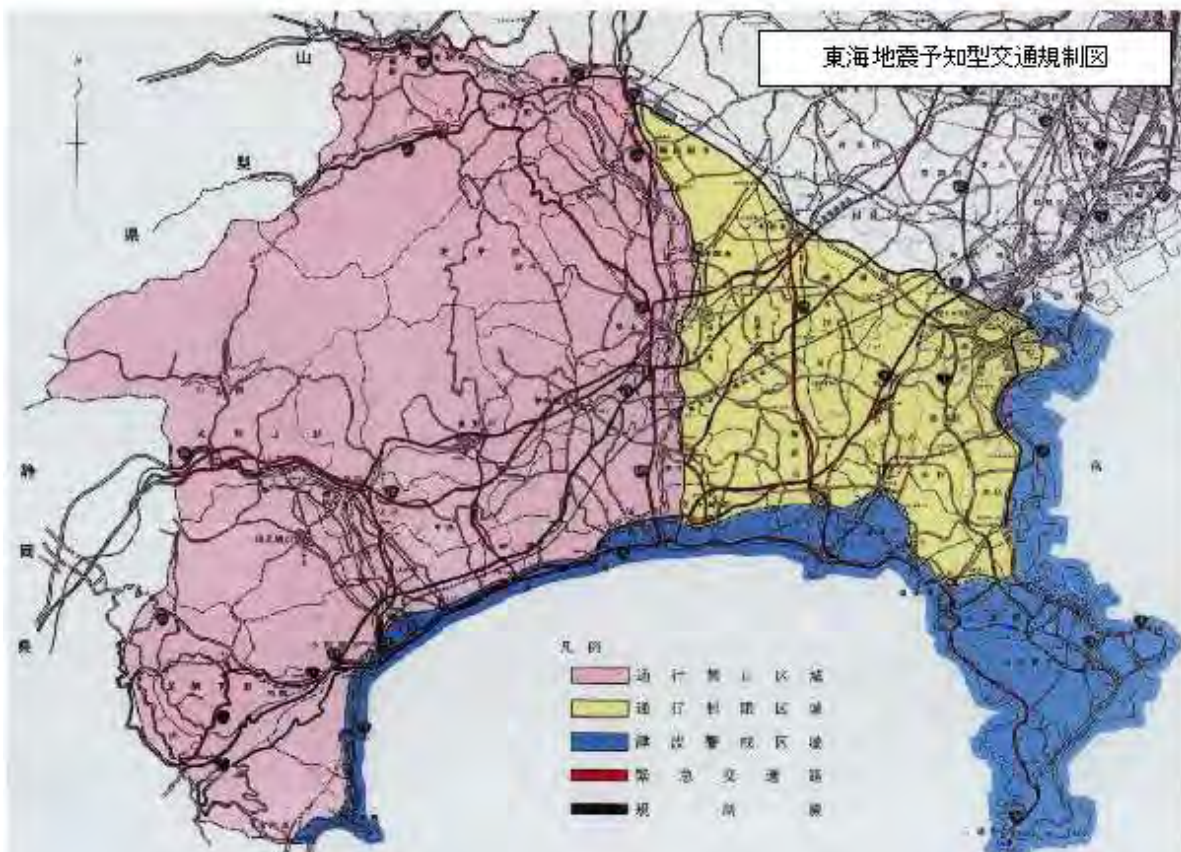
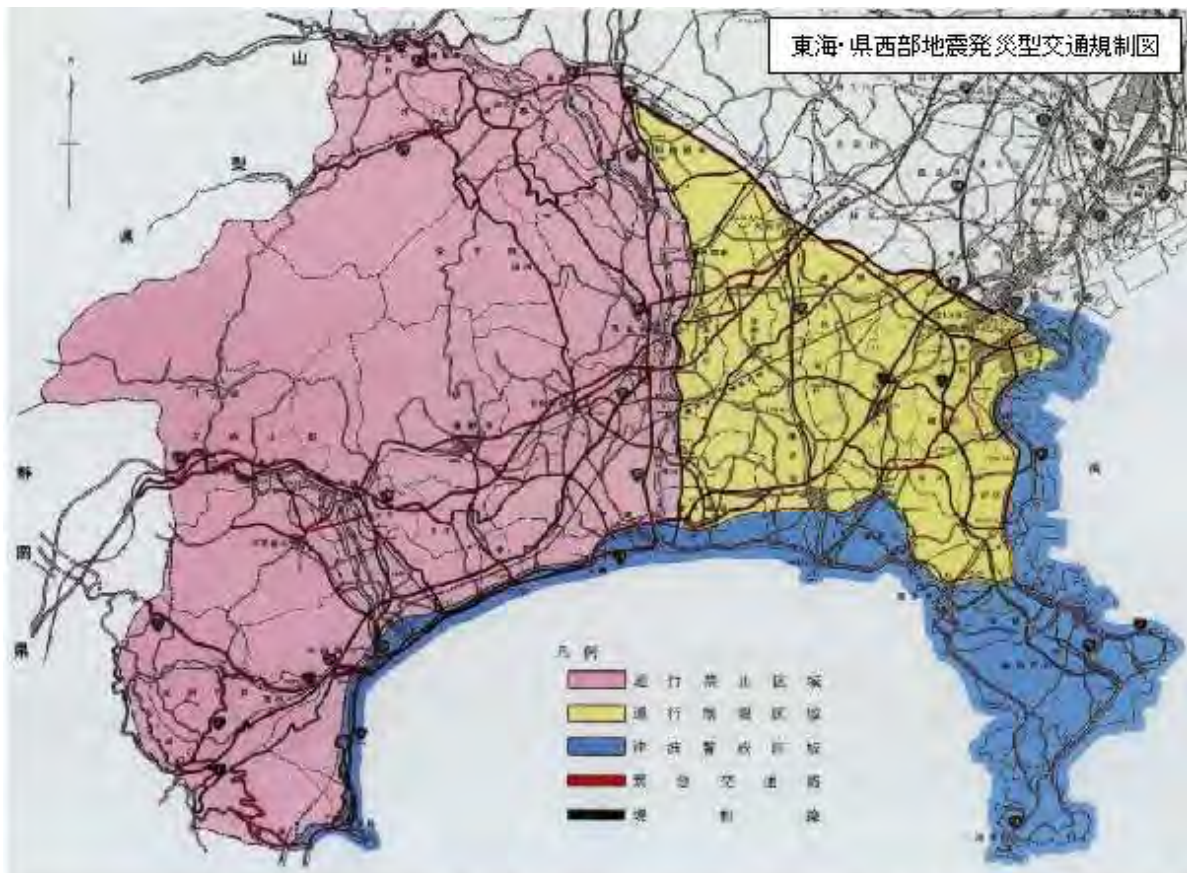
附 則(平成22年3月15日規則16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

14 - 24 警戒宣言発令時における危険物タンクローリーの対応措置指導方針

措置項目	強化地域のうち静岡県での対応	静岡県を除く強化地域及びその隣接地域での対応	強化地域からの遠隔地での対応
<p>1 油そうろ等出荷施設</p> <p>(1) 荷積作業を中止する</p> <p>(2) タンクローリーは施設の責任者の指示に従い施設内の広い場所に移動し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア エンジン止め、各バルブ類、ハッチ等各部の点検を行い停止状況を確認する。</p> <p>イ サイドブレーキ、歯止め等で車両の暴走や移動防止の措置をする。</p> <p>ウ 積載している消火器は、車両の周囲に配置する。</p> <p>(3) タンクローリーの移動後は、施設の責任者の指示に従い移動する。</p>	<p>強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p>	<p>強化地域を除く強化地域及びその隣接地域での対応</p> <p>神奈川県、山梨県、東京都、埼玉県、長野県、千葉県</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 目的地的強化地域外であるときは、移送を継続する。</p> <p>(2) 目的地的強化地域のうち静岡県内であるときは、移送を中止し、出荷施設へ戻る。</p> <p>(3) 目的地的強化地域を除く強化地域であるときは、原則として移送を中止し、出荷施設へ戻る。ただし、目的地的強化地域との距離関係、道路交通及び安全体制等の状況によっては、移送を継続する。</p> <p>(4) 道路交通及び安全体制等の状況により、やむを得ず一時停止する場合は、可能な限り他の車両や民家から離れた広い場所に移動し、停車する。</p> <p>(5) 停車にあたっては、強化地域のうち静岡県での対応措置の項中1-②と同様の措置を講じ監視する。</p>	<p>強化地域からの遠隔地での対応</p> <p>茨城県、群馬県、長野県、栃木県</p> <p>(1) 荷積作業を原則として中止する。</p> <p>(2) 荷積作業中であつた場合は、当該作業の安全策を強化したうえで継続し、速やかに終了させる。</p> <p>(3) タンクローリーは、施設内の広い場所に移動し、安全策を講ずる。</p> <p>(4) タンクローリーの移動後は、施設責任者の指示に従い行動する。</p>
<p>2 移送中</p> <p>(1) 移送を中止し、原則として可能な限り他の車両や民家等から離れた広い場所に移動し、停車する。ただし、出荷施設もしくは、常置場所との距離関係、道路交通及び安全体制等の状況によっては、出荷施設若しくは常置場所へ戻る。</p> <p>(2) 停車にあたっては、1-②と同様の措置を講じ監視する。</p>	<p>強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p>	<p>強化地域を除く強化地域及びその隣接地域での対応</p> <p>神奈川県、山梨県、東京都、埼玉県、長野県、千葉県</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 目的地的強化地域外であるときは、移送を継続する。</p> <p>(2) 目的地的強化地域のうち静岡県内であるときは、移送を中止し、出荷施設へ戻る。</p> <p>(3) 目的地的強化地域を除く強化地域であるときは、原則として移送を中止し、出荷施設へ戻る。ただし、目的地的強化地域との距離関係、道路交通及び安全体制等の状況によっては、移送を継続する。</p> <p>(4) 道路交通及び安全体制等の状況により、やむを得ず一時停止する場合は、可能な限り他の車両や民家から離れた広い場所に移動し、停車する。</p> <p>(5) 停車にあたっては、強化地域のうち静岡県での対応措置の項中1-②と同様の措置を講じ監視する。</p>	<p>強化地域からの遠隔地での対応</p> <p>茨城県、群馬県、長野県、栃木県</p> <p>(1) 荷積作業を原則として中止する。</p> <p>(2) 荷積作業中であつた場合は、当該作業の安全策を強化したうえで継続し、速やかに終了させる。</p> <p>(3) タンクローリーは、施設内の広い場所に移動し、安全策を講ずる。</p> <p>(4) タンクローリーの移動後は、施設責任者の指示に従い行動する。</p>
<p>3 受入施設</p> <p>(1) 荷降作業を中止する。</p> <p>(2) タンクローリーは、可能な限り他の車両や民家等から離れた広い場所に移動し、停車する。</p> <p>(3) 停車にあたっては、1-②と同様の措置を講ずる。</p> <p>(4) タンクローリーの移動後は、荷降し地の責任者の指示で行動する。</p>	<p>強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p>	<p>強化地域を除く強化地域及びその隣接地域での対応</p> <p>神奈川県、山梨県、東京都、埼玉県、長野県、千葉県</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 荷降し中、及び荷降し待機中のタンクローリーについては、監視の強化、緊急遮断体制、消火体制の強化を図り荷降しを行う。</p>	<p>強化地域からの遠隔地での対応</p> <p>茨城県、群馬県、長野県、栃木県</p> <p>(1) 荷降作業を原則として中止する。</p> <p>(2) 荷降作業中であつた場合は、当該作業の安全策を強化したうえで継続し、速やかに終了させる。</p> <p>(3) タンクローリーは、施設内の広い場所に移動し、安全策を講ずる。</p> <p>(4) タンクローリーの移動後は、施設責任者の指示に従い行動する。</p>
<p>4 空車</p> <p>(1) 空車である旨を表示する。</p> <p>(2) 常置場所へ戻る。</p>	<p>強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p>	<p>強化地域を除く強化地域及びその隣接地域での対応</p> <p>神奈川県、山梨県、東京都、埼玉県、長野県、千葉県</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p> <p>(1) 強化地域のうち静岡県での対応措置に準ずる。</p>	<p>強化地域からの遠隔地での対応</p> <p>茨城県、群馬県、長野県、栃木県</p> <p>(1) 荷降作業を原則として中止する。</p> <p>(2) 荷降作業中であつた場合は、当該作業の安全策を強化したうえで継続し、速やかに終了させる。</p> <p>(3) タンクローリーは、施設内の広い場所に移動し、安全策を講ずる。</p> <p>(4) タンクローリーの移動後は、施設責任者の指示に従い行動する。</p>
<p>(注) 1 この申し合わせのほか、各都県消防協会及び各消防本部の実情に応じ付加指導することができる。</p> <p>2 緊急業務中の車両については、この申し合わせを適用しない。この場合、荷積、荷降し中は、監視体制、緊急遮断体制、消火体制の強化を図るとともに、移送中は、カーラジオ等での情報収集に努め、交通規制に従って運行するものとする。</p>			

14 - 25 強化地域内へ流入する車両を制限するための規制略図



異常気象時の通行規制区間について

路線名 (通称名)	区間	通行止		迂回路
		時間 雨量	連続 雨量	
国道413号	青野原 3564 ~ ~ 青根 1375 (両国橋県境)	30	150	なし
県道 35号 (四日市場上野原)	牧野 8869 (県道 517 号交点) ~ 牧野 9194 (山梨県境)	30	200	なし
県道 64号 (伊勢原津久井)	鳥屋 (ほうずき橋) ~ 青野原 471-1 (国道 413 号交点)	30	150	県道 513号 (鳥屋川尻) 国道 412号 国道 413号
県道 76号 (山北藤野)	青根 1395 (国道 413 号交点) ~ 牧野 4164 (県道 517 号交点)	30	150	
県道 511号 (太井上依知)	小倉 424 (小倉橋) ~ 葉山島 1907 (愛川町境)	30	200	県道 63号 (相模原大磯)
県道 515号 (三井相模湖)	三井 633 (県道 513 号交点) ~ 千木良 1227 (国道 20 号交点)	20	100	国道 413号
県道 517号 (奥牧野相模湖)	牧野 4164 (県道 76 号交点) ~ 寸沢嵐 3389 (国道 412 号交点)	30	200	なし
県道 518号 (藤野津久井)	牧野 2594 (県道 517 号交点) ~ 青野原 713 (国道 413 号交点)	30	200	なし
県道 520号 (吉野上野原停車場)	日連 1689 (国道 20 号交点) ~ 日連 673 (県道 76 号交点)	30	200	国道 20号 県道 76号 (山北藤野)
県道 521号 (佐野川上野原)	佐野川 3211 (鬼取橋) ~ 小淵 211 (堺橋)	30	200	なし
県道 522号 (桐原藤野)	佐野川 2044 (県道 521 号交点) ~ 小淵 1695 (国道 20 号交点)	30	200	なし

14 - 26 相模原市自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定及び相模原市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、地震若しくは風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、地域住民が自主的に結成し運営する単位自主防災組織及び地区連合自主防災組織をいう。
- (2) 実施機関とは、危機管理室、福祉部、市民部、経済部、教育環境部、学校教育部、生涯学習部、消防局、相模原消防署、南消防署、北消防署及び津久井消防署をいう。
- (3) 協力機関とは、消防団をいう。
- (4) 防災指導員とは、実施機関の長が指定する職員等及び消防団員をいう。

(単位自主防災組織の認定基準)

第3条 単位自主防災組織の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会を単位として結成されていること。
- (2) 別表第1第1号の表に例示する組織を編成し、かつ、同表に例示する役割分担に基づいて活動していること。
- (3) 市長に単位自主防災組織編成(変更)届出書(第1号様式)を提出していること。

(地区連合自主防災組織の認定基準)

第4条 地区連合自主防災組織の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地区自治会連合会を単位として結成された単位自主防災組織の連合組織であること。
- (2) 別表第1第2号の表に例示する組織を編成し、単位自主防災組織間の連携を図り、広域的な防災訓練及び啓発活動等を実施することを目的としていること。
- (3) 市長に地区連合自主防災組織編成(変更)届出書(第3号様式)を提出していること。

(活動の連携等)

第5条 単位自主防災組織は、面積、世帯数、地域事情等から判断し、防災活動の効果的な運営を行うため、2以上の単位自主防災組織が相互に連携し、又は地域単位で分割し活動することができる。

(指導育成指針)

第6条 市長は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを支援するとともに、結成後においては、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう適切な指導及び助言を行う。

(業務)

第7条 実施機関及び協力機関が行う自主防災組織の育成指導に関する業務は、別表2のとおりとする。

2 実施機関及び協力機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに、相互に協力する。

(編成の支援)

第8条 市長は、地域における自主防災組織の編成に当たっては、自治会及び地区自治会連合会との連携のもと、地域における防災意識の高揚を図り、その編成を促進するとともに、第3条の規定に適合する組

織となるよう必要な指導及び助言を行う。

(活動の指導)

第9条 市長は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(活動助成)

第10条 市長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要とする助成事業を行う。なお、助成事業については、別に定める。

(訓練の実施)

第11条 自主防災組織は、自ら地域における防災訓練を計画し、及び実施するとともに、市が主催し、又は共催する総合防災訓練等に参加し、及び協力するように努める。

2 防災指導員は前項に規定する訓練等の実施に関し、必要な指導及び助言を行う。

(訓練の申請)

第12条 自主防災組織は、地域における防災訓練等を計画し、及び実施する場合は、市長に防災訓練等実施申請書(第3号様式)を提出する。この場合において、市長は訓練等の実施に関し必要な指導及び助言を行う。

(組織の変更申請)

第13条 単位自主防災組織の長又は地区連合自主防災組織の長は、届け出た内容に変更が生じた場合、単位自主防災組織編成(変更)届出書(第1号様式)又は地区連合自主防災組織編成(変更)届出書(第2号様式)により、市長に届け出を行うものとする。

(台帳の整備)

第14条 危機管理室は、単位自主防災組織台帳(第4号様式)及び地区連合自主防災組織台帳(第5号様式)を備え記録する。

(協議会の設置)

第15条 市と地区連合自主防災組織相互の連絡調整機関として、相模原市自主防災組織連絡協議会を置く。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前において、相模原市自主防災組織防災器材等助成要綱(昭和54年6月1日施行)により、自主防災組織編成届を提出している組織にあっては、第3条の規定に該当するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

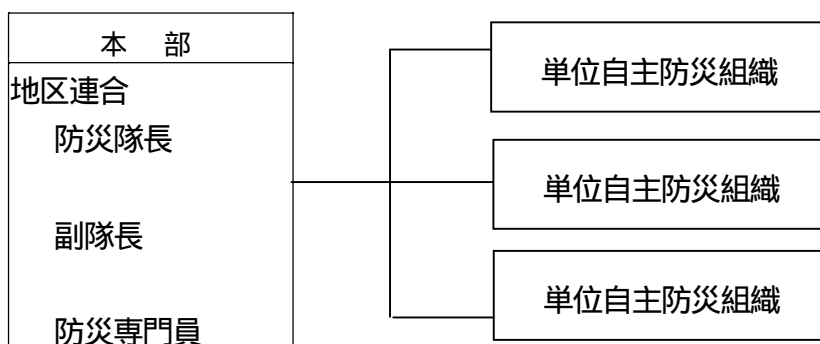
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条・第4条関係）

（1）単位自主防災組織の編成

本 部	活 動 班	役 割 分 担
隊 長 副 隊 長 防 災 部 長	情報収集・伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の災害情報等を収集し、地区連合自主防災隊本部(現地対策班)、消防機関等へ伝達・通報 ・市や防災関係機関からの情報を住民に伝達
	初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の呼びかけ ・組織的活動による初期消火 ・被害甚大地域への消火活動協力 ・残火処理や警戒活動の実施
	救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・下敷きになっている人等の救出 ・応急手当と救護所への搬送 ・被害甚大地域への救出・救護活動協力
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所や広域避難場所等への避難誘導 ・避難者の安全確保、安全確認
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設営に向けた協力 ・避難所運営本部の立上げ ・食料、物資、水等の供給と炊き出しの実施 ・仮設トイレ、ごみ集積場等の設営
	給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需物資の調達と被災者への供給 ・炊き出しの実施
	災害時要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安否確認 ・災害時要援護者各人の要望に沿った支援活動の実施

（2）地区連合自主防災組織の編成



実施機関及び協力機関の業務

実施機関等	具体的業務
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・防災思想の普及及び啓発に関すること。 ・実施機関等との総合調整に関すること。 ・自主防災組織の育成計画に関すること。 ・防災リーダーの育成に関すること。 ・訓練指導担当部との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織の助成計画に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・救護、避難所運営、給水、災害時要援護者支援等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、情報収集・伝達、避難誘導等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
教育委員会事務局各部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
消防局 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達・初期消火、救出・救護、避難誘導等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。 ・自主防災組織の助成に関すること。 ・起震車の運用管理等に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成に関し協力すること。 ・防災訓練等の指導に関し協力すること。

単位自主防災組織編成(変更)届出書

年 月 日

相模原市長殿

届出者 名称 _____
役職名 _____ 氏名 _____

次のとおり編成(変更)したので届出します。

1 単位自主防災組織の名称

_____ 自主防災隊
隊長氏名 _____

2 構成世帯数

_____ 世帯 (年 月 日現在)

3 添付する書類

(1) 役員名簿(裏面)

4 一時避難場所 (* 必ず御記入願います。)

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

5 避難所倉庫鍵保管者 (* 必ず御記入願います。)

役職名 _____	住所 _____
氏名 _____	電話番号 _____
役職名 _____	住所 _____
氏名 _____	電話番号 _____

役 員 名 簿

役職名(自主防災隊)	氏 名	住 所	電話番号
隊 長		相模原市	()
副 隊 長		相模原市	()
		相模原市	()
防 災 部 長		相模原市	()
		相模原市	()
情 報 連 絡 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
初 期 消 火 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
救 出・救 護 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
避 難 誘 導 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
避 難 所 運 営 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
給 食・給 水 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
災 害 時 要 援 護 者 支 援 班 長 (班員数 人)		相模原市	()
		相模原市	()

名簿は、自主防災隊役職名の各班長以上の方について記入して下さい。
また、上記以外の組織の場合は、実態に応じて記入して下さい。

地区連合自主防災組織編成（変更）届出書

年 月 日

相模原市長 殿

名称 地区自治会連合会
届出者
役職・氏名 _____

次のとおり編成（変更）したので届出します。

1 地区連合自主防災組織の名称

_____ 地区連合自主防災隊

2 自主連合自主防災隊役員

役職名	氏名	住所	電話番号
隊長		相模原市	
副隊長		相模原市	
		相模原市	
		相模原市	
防災専門員		相模原市	
		相模原市	
		相模原市	

第3号様式（第12条関係）

防災訓練等実施申請書

年 月 日		相模原市長 殿		
申請者		名称 _____		
		住所 相模原市 _____		
		役職 _____ 氏名 _____		
次のとおり申請します。				
		訓練区分 (該当にレ印)	単位自主防災組織 地区連合自主防災組織	避難所単位 地域団体等
日 時	平成 年 月 日 () 自 時 分 雨 天 時 至 時 分 実施 中止			
場 所	相模原市 名称 _____			
参 加 者	主催責任者 役職 _____ 氏名 _____	連絡先電話番号 ()	参加人員 人	
単位組織 (地域団体)	情報収集・伝達 給食・給水	初期消火 震度体験	救出・救護 煙体験 避難誘導 災害時要援護者支援 その他 ()	
避 難 所 単 位	避難誘導 その他 ()	避難所運営	災害時要援護者支援	
地区連合 自主防災 組 織	情報収集・伝達 避難所運営	初期消火 給食・給水	救出・救護 災害時要援護者支援 避難誘導 その他 ()	
その他	職員の派遣のみ	資機材の借用のみ	研修会 その他	
訓練内容（具体的に記入してください） （要望事項）				
使 用 資機材 (数量)	主催者側で準備するもの		市側に準備を要望するもの	

- 注1 申請者は、太線枠内のみ記入して下さい。
 2 訓練実施項目の該当する にレ印を付けて下さい。
 3 裏面の訓練内容の実施する項目に印を付けて下さい。(にレ印)
 4 訓練計画書がある場合は添付して下さい。
 5 訓練指導責任者が決まりましたら、詳細について調整させていただきます。

受付	平成	年	月	日	所属	職・氏名	
処 理 欄	6	受持署で 担 当	危 機 管 理 室	室長	担 当 課 長	担 当	決裁欄
	7	危機管理 室へ送付	危 機 管 理 室	下記実施機関に指導 を依頼します。		機 関	下記指導者の派遣をお願いします。
		他機関と 合同指導 他機関の 担当指導		主担当 副担当			訓練指導責任者（所属・職氏名） 訓練指導（所属・職氏名）

単位自主防災組織による訓練	
情報収集・伝達	単独による情報収集・伝達訓練を実施 119番通報（実際に119番を回す） 通報装置等による模擬通報訓練
初期消火	訓練用粉末消火器使用による消火訓練 訓練用水消火器使用による消火訓練 消火器以外の方法による消火訓練 （水バケツ・三角バケツ・消火布・その他）
災害時要援護者支援 救出・救護	避難所単位による訓練項目と同様（ 三角布による止血法、固定方法 心肺蘇生法 応急担架による搬送方法 下敷きになっている人のバール、鉄パイプ、ジャッキ等による救出訓練
避難誘導	避難場所への誘導（避難場所 避難者の安全確保、安全確認、人員確認
給食・給水	炊き出し訓練 食料、飲料水等の供出
その他	起震車による震度体験 煙体験ハウスによる煙中訓練 その他（具体的に
避難所単位による訓練	
避難誘導 避難所運営	避難所への誘導及び安全確保 避難者名簿の作成及び災害弱者や負傷者リストの作成 災害情報等の収集・伝達 避難者等への情報伝達 現地対策班との情報交換 避難所運営協議会等の設置 作業班の編成 施設の安全確認 居住区画の設定 使用可能施設の調査と使用不可能施設の表示 備蓄品の確認搬出等 活動場所の確保 （会議室、物資等保管場所、ゴミ集積場、炊き出し場所、給水場所） 仮設トイレの設置 炊き出し訓練 ろ水機による飲料水の確保 その他（
災害時要援護者支援	災害時要援護者に配慮した居住場所の確保 肢体障害者支援訓練 視覚障害者支援訓練 聴覚障害者支援訓練 その他（
その他（具体的に	）
地区連合自主防災組織による訓練	
上記訓練項目の組み合わせによる。	
その他(具体的に	

単位自主防災組織台帳

地区別		自主防災隊
-----	--	-------

台帳番号	-	署別		分団別	分団
------	---	----	--	-----	----

（自主防災組織編成・変更届出状況）

年度	届出月日	月	日	世帯
	隊長 氏名			住所
	電話 ()			
年度	防災部長 氏名			住所
	電話 ()			
	届出月日	月	日	世帯
年度	隊長 氏名			住所
	電話 ()			
	防災部長 氏名			住所
年度	電話 ()			
	届出月日	月	日	世帯
	隊長 氏名			住所
年度	電話 ()			
	防災部長 氏名			住所
	電話 ()			
年度	届出月日	月	日	世帯
	隊長 氏名			住所
	電話 ()			
年度	防災部長 氏名			住所
	電話 ()			
	届出月日	月	日	世帯
年度	隊長 氏名			住所
	電話 ()			
	防災部長 氏名			住所
年度	電話 ()			
	届出月日	月	日	世帯
	隊長 氏名			住所
年度	電話 ()			
	防災部長 氏名			住所
	電話 ()			
年度	届出月日	月	日	世帯
	隊長 氏名			住所
	電話 ()			
年度	防災部長 氏名			住所
	電話 ()			

地区連合自主防災組織台帳

地区連合自主防災隊	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">担当署別</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	担当署別	
担当署別			

（地区連合自主防災組織・変更届出状況）

年度	届出月日		月	日	世帯
	隊長	氏名	住所		電話（ ）
	防災専門員	氏名	住所		電話（ ）
		氏名	住所		電話（ ）
氏名		住所		電話（ ）	
年度	届出月日		月	日	世帯
	隊長	氏名	住所		電話（ ）
	防災専門員	氏名	住所		電話（ ）
		氏名	住所		電話（ ）
氏名		住所		電話（ ）	
年度	届出月日		月	日	世帯
	隊長	氏名	住所		電話（ ）
	防災専門員	氏名	住所		電話（ ）
		氏名	住所		電話（ ）
氏名		住所		電話（ ）	
年度	届出月日		月	日	世帯
	隊長	氏名	住所		電話（ ）
	防災専門員	氏名	住所		電話（ ）
		氏名	住所		電話（ ）
氏名		住所		電話（ ）	
年度	届出月日		月	日	世帯
	隊長	氏名	住所		電話（ ）
	防災専門員	氏名	住所		電話（ ）
		氏名	住所		電話（ ）
氏名		住所		電話（ ）	

14 - 27 相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、相模原市自主防災組織育成指導要綱(平成12年4月1日施行。)第10条の規定に基づき、自主防災組織が防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、規則及び指導要綱の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、「自主防災組織活動基本計画及び自主防災組織活動・支援マニュアル」に基づき、自主防災組織が実施する別表第1に掲げる事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額と別表第2に規定する各区分ごとの補助金限度額のうち、いずれか少ない額とする。この場合において、2分の1を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日)

第5条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書(第1号様式)の提出期日は、市長が別に定める日までとする。

(交付条件)

第6条 規則第6条に規定する交付の条件は、規則第5条の補助金交付決定通知書(第3号様式)に付するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による補助事業等実績報告書(第8号様式)の提出期日は、第4条に規定する交付条件を含めて通知するものとする。

(委 任)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 相模原市城山町自主防災組織活動費補助金交付要綱
- (2) 相模原市津久井町自主防災組織活動費補助金交付要綱
- (3) 相模原市津久井町自主防災資機材整備費補助金交付要綱
- (4) 相模原市藤野町自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

別表第1（第3条関係）

組 織	補助対象事業
単位自主防災組織	(1) 防災に対する普及、啓発に関すること。 (2) 地震等に関する災害予防に関すること。 (3) 地震等の発生時における情報収集・伝達活動、初期消火等の応急対策に関すること。 (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。 (5) 防災訓練等の実施又は参加に関すること。
地区連合自主防災組織	(1) 防災に対する普及、啓発に関すること。 (2) 市現地対策班との連携に関すること。 (3) 地区内の防災活動の連絡調整に関すること。 (4) 地区連合防災訓練等に関すること。 (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

別表第2（第4条関係）

区 分	事業実施組織世帯数	補助金限度額
単位自主防災組織	～ 99 世帯	20,000 円
	100 ～ 299 世帯	40,000 円
	300 ～ 599 世帯	60,000 円
	600 ～ 899 世帯	80,000 円
	900 ～ 1,499 世帯	100,000 円
	1,500 ～ 2,499 世帯	150,000 円
	2,500 世帯以上	200,000 円
地区連合自主防災組織		100,000 円

備考 事業実施組織世帯数については、補助金申請年度の4月1日現在の構成世帯数により積算するものとする。

単位の自主防災組織が「防災活動事業共同実施届」により、共同で補助金申請を行なう場合の補助金限度額は各単位自主防災組織の限度額の合計額を限度額とする。

自主防災組織活動事業費補助金に係る運用要領

1 補助対象事業の例

組 織	補助対象事業	事業例
単位自主防災組織	(1) 防災に対する普及、啓発に関する こと。	映画会、学習会、施設見学会 防災だより発行 自治会行事での防災プログラム取り込み
	(2) 地震等に関する災害予防に関する こと。	防災台帳作成管理、 地域危険箇所パトロール
	(3) 地震等の発生時における情報収 集・伝達活動、初期消火等の応急対 策に関すること。	防災体制づくりの検討会 防災講習会等への参加
	(4) 防災資機材等の備蓄に関するこ と。	防災資機材等の購入、台帳管理 資機材等の点検
	(5) 防災訓練等の実施又は参加に関す ること。	防災訓練の企画及び実施 訓練参加（避難誘導訓練）
地区連合 自主防災組織	(1) 防災に対する普及、啓発に関する こと。	映画会、学習会、施設見学会 防災だより発行 自治会行事での防災プログラム取り込み
	(2) 市現地对策班との連携に関するこ と。	災害時を地域防災情報収集体制づくりの 検討
	(3) 地区内の防災活動の連絡調整に関 すること。	防災部長会議の実施
	(4) 地区連合防災訓練等に関するこ と。	地区総合防災訓練の実施
	(5) 防災資機材等の備蓄に関するこ と。	防災資機材等の購入、台帳管理 資機材等の点検

2 補助対象事業費

補助事業に要した経費

3 補助金

補助事業に要した経費 × 1 / 2 = 補助金額（千円未満切捨）

単位自主防災組織 自治会世帯数（申請年度4月1日現在）により定めた限度額以内

4 補助対象経費

(1) 補助事業に要する経費

- ・ 訓練・研修会等に係わる材料費、炊き出し材料費、消火器詰替え費等
- ・ 啓発事業等に係わる講師謝礼、印刷経費、消耗品等
- ・ 防災マップ、防災だより等作成配付経費
- ・ 防災資機材購入費、訓練・啓発事業に必要な備品購入費等
- ・ 複数の単位自主防災組織が合同して訓練等を行う場合の各単位自主防災組織が支出する負担金（負担金の領収書又は支払証書、全体の事業決算書を添付する。）
- ・ 会議等通信費・事務用消耗品

(2) 食糧費等

- ・ 会議、事業当日の役員弁当代・飲物代。（参加者の飲食費は含まない。）ただし、補助対象事業における総事業費の2割以内を対象とする。

5 交付の申請（第1・2号様式）

(1) 添付書類

- ・ 事業計画書、収支予算書、補助金概要調書、支払金口座振替依頼書

(2) 申請書受付期間

- ・ 補助金交付申請書の受付期限は9月末日とする。

6 交付決定通知書（第3号様式）

(1) 交付申請書を審査の上、受付後1か月以内に交付決定通知書を送付する。

(2) 交付条件は、次の通りとする。

- ・補助金は、交付金額の範囲内とする。
- ・事業完了後、事業実績報告書及び交付金請求書は当該年度2月末日までに提出するものとし、期日までに書類の提出がない場合は補助事業未実施とみなし、交付の決定を取り消しする。
- ・補助金は、補助事業者が指定する口座に振込するものとする。

7 変更計画の提出（第4号様式）

規則第8条に規定する計画変更について、補助事業内におけるメニューの変更は該当しないものとする。

8 実績報告（第8号様式）

(1) 添付書類

- ・事業説明書、収支決算書、現金出納簿、領収書の写し、補助事業実績調書

(2) その他

- ・防災資機材購入の場合、領収書に品名、数量等の記載がない場合は明細書等の写しを添付するものとする。
- ・決算書の支出で、事業経費として認めない経費を計上している場合、当該経費を差し引きし、交付額を再算出する。
- ・決算書には、支出の根拠となる領収書の写しを添付する。

9 補助金の請求（第7号様式）

(1) 添付書類

- ・交付決定通知書の写し

(2) その他

- ・実績報告書提出時に添付する。
- ・補助金額欄を空欄とする。（決算書審査で金額変更の場合があるため。）

第1号様式

平成 年度補助金等交付申請書

平成 年 月 日

相模原市長 殿

住所又は所在地 相模原市 _____

申請人 団体名 _____ 自主防災隊

氏名又は

代表者名 _____ 印

平成 年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条の規定により申請します。

1 補助事業等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助事業
2 補助金等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助金
3 申請金額	, 0 0 0 円
4 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助金概要調書

別紙指令案により交付してよろしいか。					
局 長	部 長	課 長	課長代理	副主幹	受付 . .
					決裁 . .
				担当	通知 . .

事業実施組織世帯数 _____ 世帯 補助金限度額 _____ 円

第2号様式

平成 年度事業計画書

事業名	説明(実施時期、会場、内容)

平成 年度収支予算書

1 収入の部

(単位 円)

科目	本年度予算額	説明
事業費		自治会会計より
補助金		相模原市より
収入合計		

2 支出の部

科目	本年度予算額	説明
支出合計		

補助金等交付決定通知書

相模原市指令(防災)第 号

住所又は所在地 相模原市 _____

申請人 名称 _____ 自主防災隊

氏名又は

代表者名 _____

平成 年 月 日付け提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により通知する。

平成 年 月 日

相模原市長

1 補助事業の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助事業
2 補助金等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助金
3 交付金額	, 0 0 0円
4 交付条件	<p>相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に定めるもののほか、次の条件を付する。</p> <p>(1) 補助金は交付決定金額の範囲内とする。 補助事業に要した経費が当初計上した支出額に満たないときは、補助金を再算出し、交付決定額を減額するものとする。</p> <p>(2) 事業完了後、事業実績報告書及び交付金請求書は当該年度2月末日までに提出するものとし、期日までに書類の提出がない場合、補助事業未実施とみなし、交付決定を取り消しする。</p>
5 交付時期年月日	決算補助 事業完了後
6 交付に係る指示	(1) (2)

平成 年度補助事業等実績報告書

平成 年 月 日

相模原市長 殿

住所又は所在地 相模原市

補助事業者 名称 自主防災隊

氏名又は

代表者名 印

平成 年 月 日相模原市指令(防災)第 号で交付決定を受けた補助事業等の実績を相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により報告します。

1 補助事業等の名称及び施行場所	相模原市自主防災組織活動事業費補助事業
2 補助金等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助金
3 補助金額	, 0 0 0 円
4 着手年月日	平成 年 月 日
5 完了年月日	平成 年 月 日
6 事業成果の説明	事業数 件 延べ参加人員 名
7 添付書類	(1) 事業説明書 (2) 収支決算書 (3) (4)

平成 年度事業説明書

1 事業成果説明書

事業名	実施月日	会場	参加人員	内容

2 防災資機材の購入

(単位 円)

品名(規格)	数量	単価	金額

平成 年度収支決算書

1 収入の部

(単位 円)

科目	収入額	説明
事業費		
収入合計		

2 支出の部

(単位 円)

科目	支出額	説明
支出合計		

平成 年度補助金等交付請求書

平成 年 月 日

相模原市長 殿

住所又は所在地 相模原市 _____

請求人 名称 _____ 自主防災隊

氏名又は

代表者名 _____ 印

平成 年 月 日相模原市指令(防災)第 号により交付決定のありました件につき、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第10条の規定により請求します。

1 補助事業等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助事業
2 補助金等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助金
3 補助金等交付決定通知額	, 0 0 0 円
4 既交付額	0 円
5 今回交付請求額	, 0 0 0 円
6 未交付額	0 円
7 添付書類	(1) 交付決定通知書の写し

第4号様式

事務事業計画変更申請書

平成 年 月 日

相模原市長 殿

住所又は所在地 相模原市

申請人 団体名 _____ 自主防災隊
氏名又は
代表者名 _____ 印

次のとおり事務事業計画を変更したいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第8条の規定により申請します。

1 補助事業等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助事業
2 補助金等の名称	相模原市自主防災組織活動事業費補助金
3 変更の内容	
4 変更年月日	平成 年 月 日
5 変更の理由	
6 添付書類	

決 定 書	平成 年 月 日
申請のとおり 承認する。 承認しない。	相模原市長

上記のとおり決定してよろしいか。					
局 長	部 長	課 長	課長代理	副主幹	受付 .
					決裁 . .
				担当	通知 . .

A large empty rectangular box with a dotted border, intended for receipt organization. The box occupies most of the page area below the header and above the footer.

14 - 28 相模原市自主防災組織防災機材助成要領

(主旨)

第1条 この要領は、相模原市自主防災組織育成指導要綱第8条の規程に基づき自主防災組織が防災活動を行うために必要とする防災機材の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成内容、助成時期等)

第2条 助成する防災機材は、別表に定めるものとする。

2 助成は、自主防災組織を新たに編成した時に行うものとし、助成回数は1組織1回とする。

(助成対象)

第3条 助成を受けることのできる自主防災組織は、相模原市自主防災組織育成指導要綱第3条に規程する認定基準に適合し、認定を受けた自主防災組織とする。

(助成の申請)

第4条 防災機材の助成を受けようとする自主防災組織の長は、防災機材助成申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、第3条の規程への適合の有無について速やかに審査し、諾否の決定を行うものとする。

2 前項の規程により決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

(受領方法)

第6条 防災機材を受領した自主防災組織の長は、防災機材助成品受領書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(維持管理)

第7条 自主防災組織の長は、助成を受けた防災機材を災害に備えて点検し、善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

2 助成を受けた防災機材に破損、紛失、劣化等が生じたときは、その自主防災組織において更新するものとする。

(機材の点検)

第8条 市長は、助成した防災機材の維持管理状況を検査することができる。

附 則

1 この要領は、平成3年4月1日から施行する。

2 相模原市自主防災組織防災機材等助成要綱(昭和54年6月1日)及び自主防災器材の助成基準(昭和54年6月1日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

品 名	数 量
標 旗	1 旗
粉末消火器（4型）	2 本
救急バックセット	1 セット
腕 章	1 1 枚
警 笛	1 1 個
ヘルメット	1 1 個
トランジスタメガホン	1 台
ロープ	1 巻き
収納ケース	1 個

防 災 機 材 助 成 申 請 書

年 月 日

相 模 原 市 長 殿

防災機材の助成を受けたいので申請します。

組織名 _____ 自主防災隊

代表者 職名 _____ 氏名 _____
申 請 者

代表者 住所 _____

電話番号 _____

自主防災組織編成年月日

年 月 日

第2号様式(第6条関係)

防 災 機 材 助 成 品 受 領 書

年 月 日

相 模 原 市 長 殿

組織名 _____ 自主防災隊

代表者 職名 _____ 氏名 _____

代表者 住所 _____

電話番号 _____

防災機材助成品を次のとおり受領しました。

品名	数 量
標 旗	1 旗
粉末消火器(4型)	2 本
救急バックセット	1 セット
腕 章	11 枚
警 笛	11 個
ヘルメット	11 個
トレンジスタメガホン	1 台
ロープ	1 巻
収納ケース	1 個

14 - 29 相模原市自主防災組織避難所運営訓練事業費 補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、相模原市自主防災組織育成指導要綱(平成12年4月1日施行。以下「指導要綱」という。)第10条の規定に基づき、地震等により被災した場合には自主防災組織による防災活動が重要となることにかんがみ、自主防災組織(城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域の自主防災組織を除く。)が避難所を単位とした避難所運営訓練及び避難所運営協議会の組織化に向けた事業を行った場合、又は避難所運営協議会が避難所運営訓練を実施した場合に予算の範囲内で補助金を交付することについて、相模原市補助金等の予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所を単位とした避難所組織とは、別表第1に定める避難所を単位として、避難対象に指定されている単位自主防災組織をいう。
- (2) 避難所運営訓練とは、別表第2に定める各項目内容の訓練をいう。
- (3) 避難所運営協議会とは、運営要領又は運営マニュアル等が作成されていること、運営に係る財源が確保されていること、避難所を単位とした組織がすべて加入していること、例年、防災訓練等の活動を行っていることの要件を満たす組織をいう。
- (4) 避難所運営協議会の組織化に向けた事業とは、協議会設置に向けた会議、研修会等、協議会設置に関する全ての事業をいう。
- (5) その他この要綱において使用する用語の意義は、規則及び指導要綱の例による。

(補助対象事業等について)

第3条 補助金の対象となる事業等は、次のとおりとする。

- (1) 避難所を単位とした避難所組織が実施する避難所運営訓練及び避難所運営協議会の組織化に向けた事業
- (2) 避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練

(補助金の額)

第4条 避難所を単位とした組織が実施する避難所運営訓練及び避難所運営協議会の組織化に向けた事業を行った場合における補助金の額は、当該事業等に要した額で50,000円を限度額として交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 避難所運営協議会が避難所運営訓練を実施した場合の補助金の額は、当該訓練等に要した額に2分の1を乗じて得た額と50,000円のうち、いずれか少ない額とする。この場合において、2分の1を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第5条 補助の申請は、相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱(平成12年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)に基づく補助の申請とは別に、この事業を実施する避難所を単位とした組織の代表者が行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものを除くほか、相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1の単位自主防災組織が避難対象となっている避難所
当麻田、大島小、もえぎ台の各小学校 大野台、谷口、若草、上鶴間の各中学校
2以上の単位自主防災組織避難対象となっている避難所
新磯、麻溝、田名、上溝、星が丘、大沢、旭、向陽、相原、大野、淵野辺、南大野、谷口台、中央、清新、相模台、東林、相武台、光が丘、大沼、共和、桜台、上鶴間、横山、鶴の台、鹿島台、緑台、橋本、大野台、並木、作の口、大野北、鶴園、くぬぎ台、双葉、陽光台、若草、上溝南、二本松、田名北、弥栄、青葉、大野台中央、宮上、九沢、谷口、淵野辺東、若松、新宿、夢の丘、富士見、小山、の各小学校 相陽、上溝、田名、大沢、旭、大野北、大野南、相模台、清新、麻溝台、共和、緑が丘、相武台、中央、新町、弥栄、相原、上溝南、小山、由野台、内出、鶴野森、東林、の各中学校

別表第2（第2条関係）

避難所運営訓練の項目
(1) 避難所への誘導及び安全確保(避難誘導訓練)
(2) 避難者名簿の作成及び災害時要援護者や負傷者リストの作成(災害時要援護者支援訓練)
(3) 災害情報等の情報収集
(4) 避難者等への情報伝達
(5) 現地対策班との情報交換
(6) 作業班の編成等
(7) 施設の安全確認
(8) 居住区画の設定
(9) 使用不可能施設の調査と表示
(10) 備蓄品の確認・搬出等
(11) 活動場所の確保(会議室、物資等保管場所、ゴミ集積場、炊出し場所、給水場所)
(12) 仮設トイレの設置
(13) 炊出し訓練
(14) ろ水機による飲料水の確保

自主防災組織避難所運営訓練事業費補助金に係る運用要領

1 補助対象事業の例

組 織	補助対象事業	事業例
避難所単位の自主防災組織	(1) 避難所単位組織内の防災活動調整に関すること。	避難所運営協議会等の実施
	(2) 避難所単位の防災訓練に関すること。	避難所単位の防災訓練の実施
	(3) 防災資機材等の備蓄品に関すること。	台帳管理、資機材等の点検等

2 補助対象事業費

補助対象事業に要した経費

3 補助金

未設の避難所運営組織

補助事業に要した経費(千円未満切捨)限度額50,000円

既設の避難所運営組織

補助事業に要した経費 × 1/2(千円未満切捨)限度額50,000円

4 補助対象経費

(1) 補助事業に要する経費

- ・ 避難所運営協議会・訓練・研修会等に関わる材料費、炊出し材料費、消火器詰替費等
- ・ 啓発事業等に関わる講師謝礼、印刷経費、消耗品等
- ・ 防災マップ、防災だより等作成配付経費
- ・ 複数の単位自主防災組織が合同して訓練等を行う場合の各単位自主防災組織が支出する負担金(負担金の領収書又は支払証書、全体の事業決算書を添付する。)
- ・ 会議等通信費・事務用消耗品

(2) 食糧費等

- ・ 会議、事業当日の役員弁当代・飲物代。(参加者の飲食費は含まない。)ただし、補助対象事業における総事業費の2割以内を対象とする。

5 交付の申請(第1・2号様式)

(1) 添付書類

- ・ 事業計画書、収支予算書、補助金概要調書、支払金口座振替依頼書
- ・ 協議会設置に向けての計画書(避難所指定の全ての自治会含む)

(2) 申請書受付期間

- ・ 補助金交付申請書の受付期限は9月末日とする。

6 交付決定通知書

(1) 交付申請書を審査の上、受付後1か月以内に交付決定通知書を送付する。

(2) 交付条件は、次のとおりとする。

- ・ 補助金は交付金額の範囲内とする。
- ・ 事業完了後、事業実績報告書及び交付金請求書は当該年度2月末日までに提出するものとし、期日までに書類の提出がない場合は補助事業未実施とみなし、交付の決定を取り消す。
- ・ 補助金は、補助事業者が指定する口座に振込するものとする。

7 変更計画の提出(第4号様式)

規則第8条に規程する計画変更について、補助事業内におけるメニューの変更は該当しないものとする。

8 実績報告(第8号様式)

(1) 添付書類

- ・ 事業説明書、収支決算書、現金出納簿、領収書の写し、補助事業実績調書

(2) その他

- ・防災資機材購入の場合、領収書に品名、数量等の記載がない場合は明細書等の写しを添付するものとする。
- ・決算書の支出で、事業経費として認めない経費を計上している場合、当該経費を差し引きし、交付額を再算出する。
- ・決算書には、支出の根拠となる領収書の写しを添付する。

9 補助金の請求 (第 7 号様式)

(1) 添付書類

- ・交付決定通知書の写し

(2) その他

- ・実績報告書の提出時に添付する。
- ・補助金額欄を空欄とする (決算書審査で金額変更の場合があるため。)

14 - 30 生活福祉資金の概要

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

生活福祉資金には、福祉資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があります。緊急小口資金の貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2ヶ月以内（災害の場合2年以内とすることができる）
償還期間	8ヶ月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。利用できる方

低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害児者のいる世帯、要介護者のいる世帯

14 - 31 生活再建支援金の概要

1. 制度の対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 又は の市町村を含む都道府県で、
 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 ~ の区域に隣接し、
 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 または の都道府県が2以上ある場合で、
 5世帯以上の全壊住宅が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
 住宅が「全壊」した世帯
 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 （2. に該当）	解体 （2. に該当）	長期避難 （2. に該当）	大規模半壊 （2. に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村
 （申請時の添付書面） 基礎支援金：り災証明書、住民票 等
 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
 （申請期間） 基礎支援金：災害発生日から13月以内
 加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

14 - 32 相模原市の災害記録

昭和54年以前は、旧相模原市のみ記録

- 天明4年(1784)・天明のききんにより餓死者多数
- 万延元年(1860)・田名烏山用水が洪水で流された
- 明治8年(1875)・新戸に大火があった
- 明治39年(1906)・豪雨のため相模川がはんらんした
- 大正12年(1923)・関東大震災
- 昭和19年(1944)・下溝と古山に大火があった
- 昭和24年(1949)・淵野辺に大火があった(138棟全焼)
- 昭和27年(1952)・淵野辺に大火があった
- 昭和34年(1959)・台風7号、15号来襲
- 昭和36年(1961)・台風6号、18号来襲
- 昭和40年(1965)・台風6号、17号、24号来襲
- 昭和41年(1966)・台風4号来襲(6月28日)
全壊3、床上浸水233、床下浸水306
- ・台風26号来襲(9月24日~25日)
全壊13、半壊519、床上浸水58、床下浸水41
- 昭和46年(1971)・台風23号来襲(8月31日)
床上浸水42、床下浸水293
- ・台風29号来襲(9月26日)
床上浸水42、床下浸水263
- 昭和47年(1972)・7月豪雨(7月22日)
全壊1、床上浸水439、床下浸水1,094
- ・台風6号来襲(7月15日)
半壊1、床上浸水85、床下浸水336
- ・秋雨前線による大雨(9月15日)
床上浸水34、床下浸水151
- ・台風20号来襲(9月17日)
半壊5、一部破損3
- 昭和48年(1973)・寒冷前線の通過にともなう大雨(10月14日)
床上浸水6、床下浸水36
- ・低気圧の通過にともなう大雨(11月10日)
床上浸水2、床下浸水36
- 昭和49年(1974)・梅雨前線による大雨(6月18日)
床上浸水1、床下浸水18
- ・梅雨前線による集中豪雨(7月7日~8日)
床上浸水7、床下浸水67
- ・梅雨前線による大雨(7月10日~11日)
床下浸水10
- ・台風14号来襲(8月25日~26日)
半壊1、床上浸水8、床下浸水108
- ・台風16号来襲(9月1日)
床下浸水106
- 昭和50年(1975)・低気圧の通過に伴う大雨(3月21日)
床上浸水5、床下浸水54
- ・集中豪雨(6月10日)
床上浸水3、床下浸水128
- ・梅雨前線による大雨(7月4日)
床下浸水28
- ・集中豪雨(7月21日)
床上浸水5、床下浸水113
- ・台風13号来襲(10月5日)
床上浸水25、床下浸水267
- ・低気圧の通過に伴う大雨(11月7日)
床下浸水6

- 昭和51年 (1976) ・台風17号に伴う集中豪雨 (9月9日)
床上浸水172、床下浸水832
- 昭和52年 (1977) ・低気圧の通過に伴う大雨 (5月15日)
床上浸水2、床下浸水156
- ・集中豪雨 (7月3日)
床上浸水15、床下浸水167
- ・集中豪雨 (7月6日～7日)
床上浸水1、床下浸水29
- ・集中豪雨 (7月7日)
床上浸水10、床下浸水35
- ・大雨 (8月18日～19日)
床下浸水93
- ・台風9号の影響による大雨 (9月9日～10日)
床下浸水154
- ・台風11号の影響による大雨 (9月19日)
床下浸水5
- 昭和53年 (1978) ・低気圧の通過に伴う大雨 (4月6日)
床上浸水205、床下浸水620
- ・低気圧の通過に伴う大雨 (4月18日)
床下浸水3
- ・熱帯低気圧の通過に伴う大雨 (7月11日)
床上浸水173、床下浸水1,345
- 昭和54年 (1979) ・低気圧の通過に伴う大雨 (3月24日)
床上浸水4、床下浸水44
- ・低気圧の通過に伴う大雨 (4月8日)
床下浸水18
- ・低気圧の通過に伴う大雨 (5月8日)
床下浸水11
- ・集中豪雨 (8月20日)
床下浸水19
- ・台風12号に伴う大雨 (9月4日)
床上浸水1、床下浸水9
- ・台風16号に伴う大雨 (10月1日)
床下浸水8
- ・台風20号来襲 (10月19日)
負傷者6、半壊2、一部破損175、床上浸水7、床下浸水15
- 昭和55年 (1980) ・低気圧の通過に伴う大雨 (5月15日)
床下浸水2
- ・台風13号に伴う大雨 (9月11日)
床下浸水12
- ・台風19号に伴う大雨 (10月14日)
床下浸水4
- 昭和56年 (1981) ・低気圧の通過に伴う大雨 (4月20日)
床上浸水5、床下浸水39
- ・台風24号に伴う大雨 (10月22日)
床上浸水1、床下浸水50
- 昭和57年 (1982) ・台風10号来襲 (8月1日)
死者5、負傷者7、全壊9、半壊8、一部破損31、床上浸水8、床下浸水61
- ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月30日)
床上浸水3、床下浸水10
- ・台風18号来襲 (9月10日)
負傷者1、床上浸水32、床下浸水199、停電約17,000戸
- ・低気圧の通過に伴う大雨 (11月30日)
床上浸水4、床下浸水52
- 昭和58年 (1983) ・雷雨による大雨 (6月10日)
床上浸水4、床下浸水3
- ・台風5号来襲 (8月16日)
床上浸水2、床下浸水8

- 昭和59年 (1984)
 - ・台風6号来襲 (8月15日)
床上浸水2、床下浸水29
 - ・雷雨による集中豪雨 (7月27日)
負傷者1、床上浸水93、床下浸水57
 - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月13日)
床下浸水19
- 昭和60年 (1985)
 - ・台風6号に伴う風水害 (6月30日)
死者1、全壊1、床下浸水45
 - ・台風14号来襲 (8月30日)
負傷者1
- 昭和61年 (1986)
 - ・大雪 (3月23日)
負傷者3、一部破損8、断水約80,000戸、停電約65,000戸
 - ・台風10号に伴う大雨 (8月4日～5日)
床下浸水2、一部破損2
 - ・台風15号に伴う大雨 (9月2日)
床下浸水4
 - ・低気圧の通過に伴う大雨 (12月18日～19日)
床上浸水2、床下浸水10
- 昭和62年 (1987)
 - ・低気圧の通過に伴う大雨 (9月25日)
床下浸水46
- 昭和63年 (1988)
 - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月10日～12日)
負傷者1、床上浸水3、床下浸水21
 - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月25日)
床下浸水10
- 平成元年 (1989)
 - ・台風12号及び低気圧の通過に伴う大雨 (7月31日～8月1日)
床下浸水2
 - ・集中豪雨 (8月19日)
床上浸水2、床下浸水1
 - ・台風17号に伴う大雨 (8月27日)
負傷者1、床下浸水4
- 平成2年 (1990)
 - ・雷雲の通過に伴う大雨による被害 (8月8日)
床上浸水26、床下浸水50、停電約1,500戸
 - ・台風11号の通過に伴う被害 (8月10日)
負傷者1、床下浸水1、一部破損2
 - ・台風19号の通過に伴う被害 (9月19日～20日)
床下浸水1、一部破損1、停電約1,000戸
 - ・台風20号の通過に伴う被害 (9月30日)
床下浸水14
 - ・台風28号の通過に伴う被害 (11月30日)
床上浸水2、停電約1,800戸
- 平成3年 (1991)
 - ・台風18号の接近に伴う大雨 (9月19日)
負傷者3、全壊3、半壊2、一部破損2、床上浸水98、床下浸水167
 - ・台風21号の接近に伴う大雨 (10月12日)
床下浸水2
- 平成4年 (1992)
 - ・雷雲による降雨 (5月20日)
床下浸水1
- 平成6年 (1994)
 - ・雷雲による降雨 (7月12日)
停電約1,140戸
 - ・台風26号の接近に伴う強風 (9月29日～30日)
負傷者1
 - ・酒匂川への薬剤流入のため取水停止による断水 (12月14日)
断水約66,000戸
- 平成7年 (1995)
 - ・大雨 (8月22日)
停電約1,000戸
 - ・台風12号の接近に伴う大雨 (9月16日～17日)
停電約2,950戸
- 平成8年 (1996)
 - ・平成8年山梨県東部地震 (3月6日)
負傷者2、停電約1,500戸

- ・台風17号の接近に伴う大雨（9月22日）
負傷者2、一部破損39、床下浸水13
- 平成9年（1997）
 - ・台風7号（6月20日）
床下浸水3、一部破損11、停電約2000戸
 - ・集中豪雨（8月23日）
床上浸水1
 - ・集中豪雨（8月25日）
床上浸水1
- 平成10年（1998）
 - ・大雪【積雪26cm】（1月8日）
負傷者19、一部破損1、停電約700戸
 - ・大雪【積雪38cm】（1月15日）
負傷者6、一部破損3
 - ・大雨（7月30日）
床上浸水1、床下浸水10
 - ・大雨（8月7日）
床下浸水2
 - ・台風4号（8月27～28日）
床上浸水2、床下浸水14
 - ・台風5号（9月15日）
一部破損1、床上浸水4、床下浸水8
 - ・台風7号（9月21日）
負傷者2
 - ・台風10号（10月18日）
停電約1,770戸
- 平成11年（1999）
 - ・雷雲による大雨（7月21日）
死者1（落雷）
 - ・熱帯低気圧による大雨（8月14日）
床上浸水5、床下浸水13
- 平成12年（2000）
 - ・雷雲による大雨（9月12日）
床上浸水8、床下浸水37
 - ・大雨（9月16日）
負傷者1、一部破損1、床下浸水11、停電約4,700戸
 - ・雷雲による大雨（9月24日）
床下浸水2、停電約1,200戸
- 平成13年（2001）
 - ・大雪【積雪16cm】（1月7～8日）
負傷者13
 - ・大雪【積雪21cm】（1月20日）
負傷者20
 - ・大雪【積雪22cm】（1月27日）
負傷者34
 - ・大雨（8月11日）
床下被害1
 - ・台風11号（8月21～22日）
床下被害1
 - ・台風15号（9月10～11日）
負傷者1、一部破損1、床下被害3
- 平成14年（2002）
 - ・大雨（8月16日）
床上浸水4、床下浸水13
 - ・台風13号（8月19日）
床下浸水1
 - ・雷雲による大雨（9月9日）
床上浸水3、床下浸水12
 - ・台風21号（10月1日）
床下浸水4
 - ・大雨（10月6～7日）
床下浸水1
- 平成15年（2003）
 - ・台風10号（8月8日～9日）
一部破損3

- ・大雨 (10月13日)
床下浸水8
- 平成16年 (2004) ・台風6号 (6月21日)
一部破損5
- ・台風22号 (10月8~10日)
床下浸水3、一部破損3
- ・強風 (12月5日)
一部破損5
- 平成17年 (2005) ・突風・降ひょう (5月15日)
負傷者2、一部破損129
- ・大規模停電 (7月23日)
停電約32,000戸
- ・大雨 (8月8日)
床上浸水3、床下浸水7
- ・台風11号 (8月25日)
一部破損1
- ・台風14号 (9月7日)
床下浸水1
- 平成18年 (2006) ・大雨 (3月16日)
一部破損2
- ・大雨 (5月24日)
床下浸水2
- ・大雨 (6月16日)
床上浸水3
- 平成19年 (2007) ・大雨 (7月29日)
床下浸水6、
- ・大雨 (7月30日)
床上浸水3、床下浸水3
- ・大雨 (8月5日)
床下浸水1
- ・大雨 (9月6日~7日)
負傷者1、床下浸水6、停電約1,000戸
- 平成20年 (2008) ・強風 (3月1日)
一部破損1、
- ・大雨・強風 (4月8日)
半壊1
- ・大雨・強風 (5月20日)
負傷者1、一部破損2
- ・大雨 (8月5日)
床下浸水5
- ・平成20年8月末豪雨 (8月28日~29日)
負傷者1、半壊1、一部破損2、床上浸水26、床下浸水118
- ・大雨 (9月7日)
床下浸水1
- ・強風 (12月21日)
一部破損1
- 平成21年 (2009) ・駿河湾を震源とする地震【市内最大震度4】 (8月11日)
負傷者1、一部破損1
- ・台風18号 (10月7日)
一部破損3
- 平成22年 (2010) ・強風 (1月13日)
負傷者1
- ・大雪 (2月2日)
負傷者3
- ・大雪 (3月9日)
負傷者1
- ・大雨 (3月21日)

- 負傷者 1
- ・大雨 (9月28日)
停電約 500 戸
- ・大雨 (12月3日)
床上浸水 3、床下浸水 5
- 平成 23 年 (2011) ・東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 【市内最大震度 5 弱】 (3月11日)
負傷者 5、住家等被害 30、停電最大約 132,800 世帯
帰宅困難者市内 7 駅で 2,536 人
福島第一原子力発電所の事故の影響 (計画停電、鉄道運休等)
- ・大雨 (6月30日)
床上浸水 1
- ・台風 6 号 (7月19~20日)
崖崩れ 11
- ・大雨 (8月26~27日)
床上浸水 1、床下浸水 3
- ・大雨 (9月1~5日)
崖崩れ等 2
- ・台風 15 号 (9月21~22日)
死者 1、負傷者 11、住家被害 69、土砂崩れ 3
- 平成 24 年 (2012) ・大雪 (1月23~24日)
負傷者 37
- ・大雪 (2月29日)
負傷者 14
- ・大雨、強風 (4月3~4日)
負傷者 6
- ・台風 4 号 (6月19~20日)
負傷者 3、崖崩れ 2、住家被害 7、停電約 5,000 戸

相模原市地域防災計画

【資料編】

発 行 平成24年9月

編 集 相模原市危機管理室